

CI-NET[®] LiteS

実装規約

情報伝達規約 Ver. 2.2 ad. 0

情報表現規約 Ver. 2.2 ad. 0

Ver. 2.2 ad. 0 (20220817)

発行

一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

Ver. 2.2 ad. 0 (20220817)

目次

CI-NET LiteS 実装規約について	1
1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ	1
2. CI-NET LiteS 実装規約の概要	3
3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ	4
4. 企業識別コードと標準企業コード	7
5. CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き	8
A. 情報伝達規約	13
1. 二つの方式の情報伝達手段を採用した経緯	15
2. 二つの方式の情報伝達手段の特徴	16
A-1. 情報伝達規約（電子メールの場合）	17
1. 前提条件	17
2. 通信プロトコル	19
3. 電子メールへのデータ格納方法	20
3.1. 電子メールへのデータ格納の形式	20
3.2. メールヘッダ	22
3.3. シングル・パート MIME ラッピング部	24
4. 暗号化アルゴリズム	27
5. 電子証明書	28
6. 留意事項	30
A-2. 情報伝達規約（ebMS の場合）	31
1. 前提条件	31
2. 通信プロトコル	34
3. データ格納方法	39
3.1. HTTP ヘッダ	40
3.2. ヘッダコンテナ	41
3.3. ペイロードコンテナ	43
4. 暗号化アルゴリズム	47
5. 電子証明書	48
6. 留意事項	50
B. 情報表現規約	51
I. シンタックスルール	55
II. 建築見積メッセージ	63
1. データ交換手順	65
2. メッセージ	65

2.1.	メッセージのキー項目	65
2.2.	メッセージの使用データ項目	69
2.3.	データ項目定義と運用の詳細	70
3.	建築見積依頼・回答メッセージの作成方法	91
3.1.	中間ファイルとは	91
3.2.	建築見積中間ファイルの種類	92
3.3.	建築見積中間ファイルのフォーマット	94
3.4.	二種類の間ファイルの相互変換方法	99
III.	設備見積メッセージ	103
1.	データ交換手順	105
2.	メッセージ	106
2.1.	メッセージのキー項目	106
2.2.	メッセージの使用データ項目	109
2.3.	データ項目定義と運用の詳細	110
IV.	設備機器見積メッセージ	141
1.	データ交換手順	143
2.	メッセージ	145
2.1.	メッセージのキー項目	145
2.2.	メッセージの使用データ項目	147
2.3.	データ項目定義と運用の詳細	148
V.	購買見積メッセージ	171
1.	データ交換手順	173
2.	メッセージ	175
2.1.	メッセージのキー項目	175
2.2.	メッセージの使用データ項目	181
2.3.	データ項目定義と運用の詳細	182
VI.	注文メッセージ	215
1.	データ交換手順	218
1.1.	通常のデータ交換手順	218
1.2.	特殊処理のデータ交換手順	220
1.3.	データ交換における留意事項	233
2.	メッセージ	234
2.1.	メッセージのキー項目	234
2.2.	メッセージの使用データ項目	239
2.3.	データ項目定義と運用の詳細	240
VII.	出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ	269

1. データ交換手順.....	272
1.1. 出来高、請求業務のデータ交換手順.....	272
1.2. 立替金確認業務のデータ交換手順.....	281
1.3. 契約打切業務のデータ交換手順.....	282
1.4. 合意精算業務のデータ交換手順.....	284
2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応.....	288
3. 出来高金額、請求金額算定方法.....	289
3.1. 明細出来高の累積査定方式と当月査定方式.....	289
3.2. 全体情報部分（鑑）の出来高金額、請求金額算定方法.....	294
4. 立替金の表記方法.....	297
4.1. 明細情報部分の表記方法.....	297
4.2. 全体情報部分（鑑）の表記方法.....	297
5. メッセージ.....	300
5.1. メッセージのキー項目.....	300
5.2. メッセージの使用データ項目.....	310
5.3. データ項目定義と運用の詳細.....	311
VIII. 支払通知メッセージ.....	373
1. データ交換手順.....	376
1.1. 支払通知業務のデータ交換手順.....	376
2. 支払通知に係る内容・金額の表記方法.....	379
2.1. 全体情報部分（鑑）の表記方法.....	379
2.2. 明細情報部分の表記方法.....	380
3. メッセージ.....	383
3.1. メッセージのキー項目.....	383
3.2. メッセージの使用データ項目.....	386
3.3. データ項目定義と運用の詳細.....	387
IX. 工事請負契約外取引メッセージ.....	407
1. データ交換手順.....	410
1.1. 工事請負契約外取引業務のデータ交換手順.....	410
2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応.....	415
3. 工事請負契約外取引業務の請求金額算定方法.....	416
3.1. 明細情報部分の明細金額の査定方式.....	416
3.2. 全体情報部分の明細金額の集計と消費税額の計算.....	418
4. メッセージ.....	424
4.1. メッセージのキー項目.....	424
4.2. メッセージの使用データ項目.....	428

4.3. データ項目定義と運用の詳細	429
X. 基本契約メッセージ	457
1. データ交換手順	460
1.1. 通常のデータ交換手順	460
1.2. データ交換における留意事項	461
2. メッセージ	462
2.1. メッセージのキー項目	462
2.2. メッセージの使用データ項目	465
2.3. データ項目定義と運用の詳細	466
XI. 建築積算メッセージ	487
1. データ交換手順	489
2. メッセージ	490
2.1. メッセージのキー項目	490
2.2. メッセージの使用データ項目	494
2.3. データ項目定義と運用の詳細	496
3. 建築見積依頼・回答メッセージの作成方法	521
3.1. 中間ファイルとは	521
3.2. 建築見積中間ファイルの種類	521
3.3. 建築見積中間ファイルのフォーマット	523
3.4. 二種類の間ファイルの相互変換方法	529
XII. メッセージごとの使用データ項目	533
1. 建築見積・設備見積・設備機器見積業務のメッセージの使用データ項目一 覧表	538
2. 購買見積業務のメッセージの使用データ項目一覧表	540
3. 注文業務のメッセージの使用データ項目一覧表	543
4. 出来高・請求・立替金および契約打切業務のメッセージの使用データ項目一 覧表	546
5. 支払通知業務のメッセージの使用データ項目一覧表	551
6. 工事請負契約外業務のメッセージの使用データ項目一覧表	557
7. 基本契約業務のメッセージの使用データ項目一覧表	560
CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.8 からの 主な追加・変更点	561
データ項目索引	587

CI-NET LiteS 実装規約について

1. CI-NET LiteS 実装規約の位置づけ

CI-NET LiteS 実装規約¹は、建設産業におけるオンラインデータ交換の標準である「CI-NET 標準ビジネスプロトコル²（以下「CI-NET 標準 BP」という。）」に準拠したもので、通信方式、メッセージで使用するデータ項目など、CI-NET 標準 BP では取引当事者間で取り決める余地のある部分を、実業務に則して要点を絞り込み分かり易く整備したものである。これにより、システムを開発する方の負担が軽減されることを意図している。

	CI-NET 標準 BP	CI-NET LiteS 実装規約
情報伝達規約	互いに使用する通信回線の種別や、伝送制御手順などの取り決め。	通信方式 セキュリティ方式 技術データ（添付ファイル）
情報表現規約	伝送するデータを双方のコンピュータが理解できるようにするための、メッセージフォーマットやデータコードに関する取り決め。	シンタックスルール メッセージ (CI-NET 標準 BP の標準メッセージより選択したサブセット)
業務運用規約	ネットワークシステムの運用時間、障害対策などのシステム運用に関する取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠
取引基本規約	EDI で行う取引業務を特定したり、責任の分担を明らかにするなどの基本的な取り決め。	CI-NET 標準 BP に準拠

図 1 CI-NET 標準 BP と CI-NET LiteS 実装規約の関係

【「CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料（以下「指針・参考資料」という。）の位置づけ】
CI-NET LiteS 実装規約は、企業間で交換するデータ項目、ファイル形式等について取り決めている。

1 CI-NET LiteS 実装規約：本資料は、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2ad.0（シーアイ・ネット・ライツ実装規約バージョン 2. エイディ 0）の規約集である。ad.：addition、追加。

2 CI-NET 標準ビジネスプロトコル：CI-NET 標準ビジネスプロトコル Ver.1.7 をいう。

一方、指針・参考資料³は、CI-NET LiteS を利用した EDI においては、CI-NET LiteS 実装規約および指針に準拠しているシステム間であればどのような環境であっても EDI が可能という基本方針を実現するためのガイドを提示したものである。

指針・参考資料は、そうしたデータ、ファイル等进行处理するために必要となる社内の通信、変換システム等の例を示したものであり、ユーザあるいはベンダが CI-NET LiteS 実装規約に準拠したシステム、ソフト等を開発する際の援助となる事例として記載している。

³ CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料:「CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 指針・参考資料」に記載されているものをいう。

2. CI-NET LiteS 実装規約の概要

CI-NET LiteS 実装規約の概要は以下の通りである。

表 1 CI-NET LiteS 実装規約の概要

規約		内容
A.情報伝達規約	通信方式	■情報伝達手段は、電子メール方式または ebMS 方式 ■電子メール方式における通信プロトコルは、送信時において SMTP、受信時において POP3 ■ebMS 処理方式における通信プロトコルは、ebXML Message Service v2.0 および ebXML CPPAv2.0 ■電子メール方式における電子メールのサブジェクトは、BPID 機関名 (=CINT) と情報区分コードで構成 【例】 CINT0301：購買見積依頼 CINT0302：購買見積回答
	セキュリティ方式	■セキュリティ方式は S/MIME に準拠 ・ダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA256 ・ダイジェスト暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・鍵暗号アルゴリズムは RSA、鍵長は 1024 bit または 2048bit ・コンテンツ暗号アルゴリズムは DES、鍵長は 56 bit ・証明書は X.509 Version3、データの取り出し、取り込み形式は PKCS#7
	技術データ	■圧縮・解凍方式 ・Windows 上の自己解凍方式 ・ZIP 方式による圧縮
B.情報表現規約	CI-NET メッセージ	■シンタックスルール (→本文 B. I) ・CII シンタックスルール Ver.1.51 ・受信確認メッセージを必須 ・特定のデータ項目のみ、16 bit 文字と 8 bit 文字の混在可能として、これらデータ項目は CI-NET LiteS 実装規約では M 属性 ■メッセージ (→本文 B. II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX、X) ・CI-NET 標準 BP には標準メッセージとその標準メッセージから業務単位のメッセージが定義されているが、CI-NET LiteS 実装規約では、業務単位のメッセージを策定 ・データ項目定義は、CI-NET 標準 BP に準拠し、実業務に即してデータ項目の絞り込み、曖昧な部分については運用ルールを明確化

3. CI-NET LiteS 実装規約の対象業務とメッセージ

メッセージは、見積、注文等の業務により異なる。本資料に収容されているメッセージの定義は以下の通りである。

建築見積業務に使用するメッセージの内容は「B.II.建築見積メッセージ」に示す。

設備見積業務に使用するメッセージの内容は「B.III.設備見積メッセージ」に示す。

設備機器業務に使用するメッセージの内容は「B.IV.設備機器見積メッセージ」に示す。

購買見積業務に使用するメッセージの内容は「B.V.購買見積メッセージ」に示す。

注文業務に使用するメッセージの内容は「B.VI.注文メッセージ」に示す。

出来高・支払業務と、関連する契約打切業務および立替業務に使用するメッセージの内容は「B.VII.出来高・請求・立替・契約打切メッセージ」に示す。

支払通知業務に使用するメッセージの内容は「B.VIII.支払通知メッセージ」に示す。

工事請負契約外請求業務に使用するメッセージの内容は「B.IX. 工事請負契約外請求メッセージ」に示す。

基本契約業務に使用するメッセージの内容は「B.X.基本契約メッセージ」に示す。

建築積算業務に使用するメッセージの内容は「B.XI.建築積算メッセージ」に示す。

業務 CI-NET標準BP		本資料 Ver.2.2 ad.0				冊子						
	標準メッセージ定義	章	メッセージサブセット定義	情報区分コード	メッセージのサブセット名	Ver.2.0	Ver.2.1	Ver.2.1 ad.1~2	Ver.2.1 ad.3~6	Ver.2.1 ad.7	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
見積	建築見積依頼情報	B.II	建築見積依頼	0305	REQKEN	○	○	○	○	○	○	○
	建築見積回答情報		建築見積回答	0306	QUOKEN	○	○	○	○	○	○	○
	建築積算情報	B.XI	建築積算	0310	ESTKEN							○
	設備見積依頼情報	B.III	設備見積依頼	0303	REQSET			○	○	○	○	○
	設備見積回答情報		設備見積回答	0304	QUOSET	○		○	○	○	○	○
	設備機器見積依頼情報	B.IV	設備機器見積依頼	0307	REQKIK			○	○	○	○	○
	設備機器見積回答情報		設備機器見積回答	0308	QUOKIK			○	○	○	○	○
購買見積	購買見積依頼情報	B.V	購買見積依頼	0301	REQKOU	○	○	○	○	○	○	○
	購買見積回答情報		購買見積回答	0302	QUOKOU	○	○	○	○	○	○	○
	見積不採用通知情報		見積不採用通知	0309	QUODEN	○	○	○	○	○	○	○
	基本契約申込情報		基本契約申込	0521	BSCORD						○	○
契約	基本契約承諾情報	B.VI	基本契約承諾	0522	BSCRSP						○	○
	確定注文情報		確定注文	0502	ORDERS	○	○	○	○	○	○	○
	注文請け情報		注文請け	0506	ORDRSP	○	○	○	○	○	○	○
	鑑項目合意変更申込情報		鑑項目合意変更申込	0503	ORDCHG	○	○	○	○	○	○	○
	鑑項目合意変更承諾情報		鑑項目合意変更承諾	0507	ORDRSP	○	○	○	○	○	○	○
	合意解除申込情報		合意解除申込	0504	KAJJO	○	○	○	○	○	○	○
	合意解除承諾情報		合意解除承諾	0508	KAIRSP	○	○	○	○	○	○	○
	合意打切申込情報		合意打切申込	0505	UTKIRI	○	○	○	○	○	○	○
	合意打切承諾情報		合意打切承諾	0509	UTKRSP		○	○	○	○	○	○
	一方的解除通知情報		一方的解除通知	0514	KAIDCL		○	○	○	○	○	○
	一方的打切通知情報		一方的打切通知	0515	UTKDCL		○	○	○	○	○	○
	合意精算申込情報		合意打切申込	0505	UTKIRI					○	○	○
	合意精算承諾情報		合意打切承諾	0509	UTKRSP					○	○	○
納入	出荷情報		出荷	0704								
	入荷情報		入荷	0705								
	工事物件案内情報	B.IX	工事物件案内	0706	INFPJT					○	○	○
出来高	出来高要請情報	B.VII	出来高要請	0904	DEKADV		○	○	○	○	○	○
	出来高報告情報		出来高報告	0902	DEKDAK		○	○	○	○	○	○
	出来高確認情報		出来高確認	0903	DEKRSP		○	○	○	○	○	○
	立替金報告情報		立替金報告	1204	TATKAE		○	○	○	○	○	○
立替	立替金確認情報		立替金確認	1208	TATRSP		○	○	○	○	○	○
	請求情報		請求	1104	INVOIC		○	○	○	○	○	○
	請求確認情報		請求確認	1108	INVRSP		○	○	○	○	○	○
	支払通知情報		支払通知	1106	PAYNTC				○	○	○	○
支払	総括請求情報	B.VIII	総括請求	1109								
	工事請負契約外請求情報	B.IX	工事請負契約外請求	1110	SCINVO					○	○	○
	工事請負契約外請求確認情報		工事請負契約外請求確認	1112	SCINVR					○	○	○
	技術データ情報		技術データ	5001								
	CADデータ情報		CADデータ	5101								
	メッセージなしデータ情報		なしデータ	9301								
	受信確認情報		受信確認	9001								
	O件データ情報		O件データ	9101								
	エラー情報		エラー	9201								

【注】「冊子」はCI-NET LiteS実装規約の冊子を示し、「Ver.2.1 ad.7」等の列の「○」はその冊子に記載されていることを示す。

図 2 対象業務とメッセージ

それぞれのメッセージが使用される業務範囲は以下の通りである。

表 2 業務ごとに使用するメッセージ

業務フェーズ	メッセージ名
見積業務	建築見積依頼メッセージ 建築見積回答メッセージ 建築積算メッセージ 設備見積依頼メッセージ 設備見積回答メッセージ 設備機器見積依頼メッセージ 設備機器見積回答メッセージ
購買見積業務	購買見積依頼メッセージ 購買見積回答メッセージ 見積不採用通知メッセージ
契約業務（注文業務 等）	基本契約申込メッセージ 基本契約承諾メッセージ 確定注文メッセージ 注文請けメッセージ 鑑項目合意変更申込メッセージ 鑑項目合意変更承諾メッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 合意打切申込メッセージ（合意精算申込にも使用） 合意打切承諾メッセージ（合意精算承諾にも使用） 一方的解除通知メッセージ 一方的打切通知メッセージ
納入業務	工事物件案内メッセージ
出来高業務	出来高要請メッセージ 出来高報告メッセージ 出来高確認メッセージ
立替業務	立替金報告メッセージ 立替金確認メッセージ
支払業務	請求メッセージ 請求確認メッセージ 支払通知メッセージ 工事請負契約外請求メッセージ 工事請負契約外請求確認メッセージ

※見積業務の対象メッセージは情報伝達規約を適用しない。

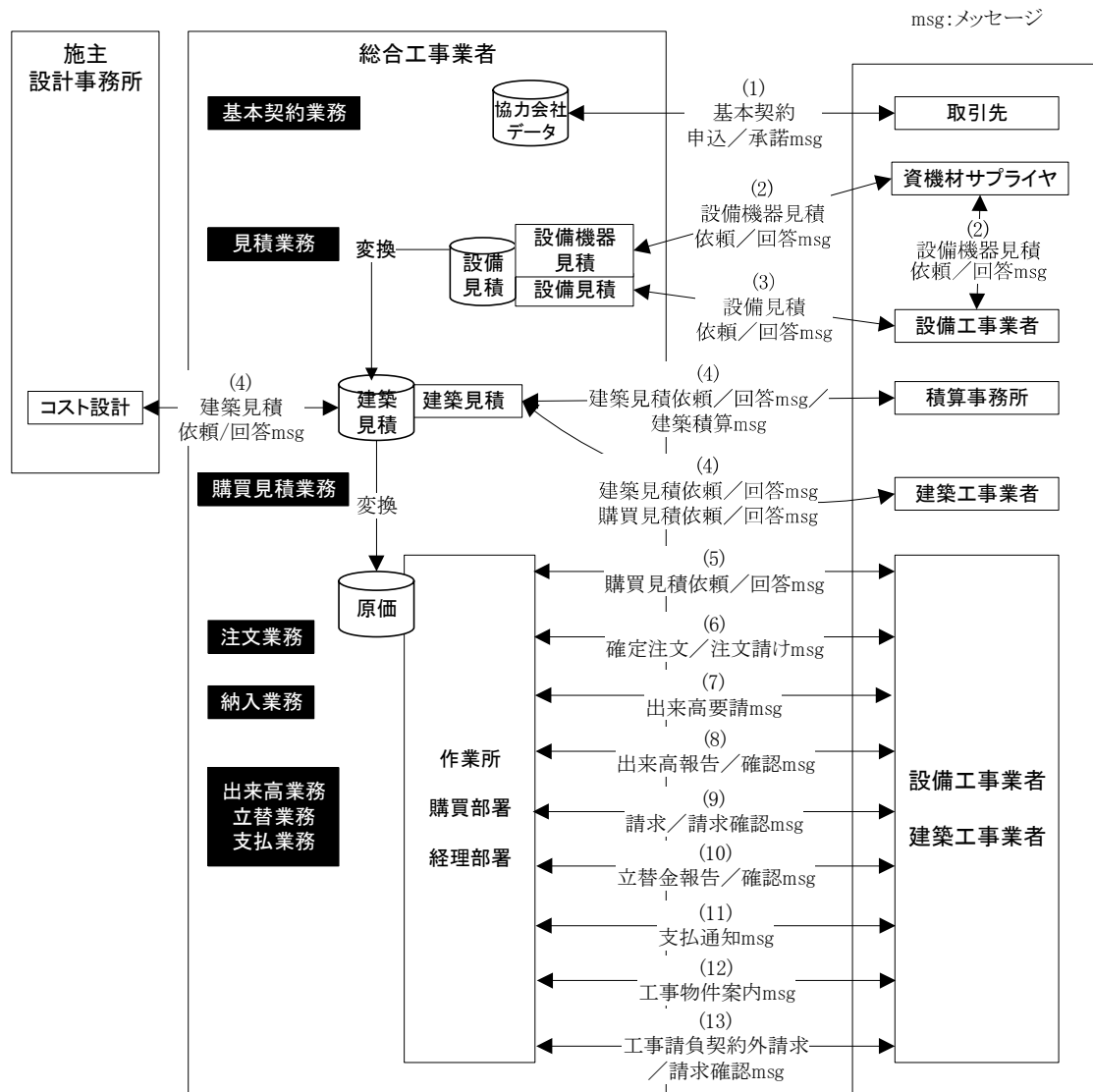
ここで「見積業務」（「建築見積」、「設備見積」）とは、次図に示すように、例えば、総合工事業者が物件を受注する前に、主に総合工事業者が施主に提出する見積書を作成するために専門工事業者等と見積書のやりとりを行う業務を言う。

「設備機器見積業務」は、見積業務の 1 形態であり、主に専門工事業者と資機材サプライヤ、代理店、メーカー等とのやりとりである。総合工事業者も資機材サプライヤ、代理

A.情報伝達規約

店、メーカー等とのやり取りがあり、そこでは設備機器見積業務を行うこととなる。

一方、「購買見積業務」とは、例えば、総合工事業者が物件を受注した後、主に施工を遂行する調達のために専門工事業者等と見積書のやりとりを行う業務を言う。



4. 企業識別コードと標準企業コード

CI-NET LiteS 実装規約は、CI-NET 標準 BP に従い、企業の識別に標準企業コードを使用する。標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する企業識別コードであり、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番である。

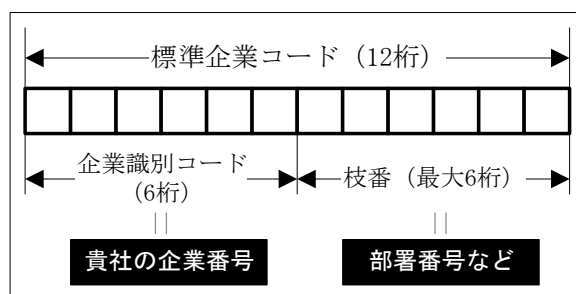


図 4 企業識別コードと標準企業コード

- 企業識別コード：
6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。
- 枝番：
各企業の支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、各企業が最大 6 桁の範囲内で自由に採番、管理する。

5. CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き

(1) CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系

CI-NET LiteS 実装規約のバージョン番号体系は、以下の3桁とする。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver. □.□ad.□

表3に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表3 CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義

バージョンアップのパターン	改訂内容	バージョン番号体系
(A)	情報伝達規約、情報表現規約、業務運用規約、取引基本規約のいずれかに大きな変更が生じた場合 (例：CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。 A-2. 情報伝達規約 (ebMS の場合) は例外とする)	1桁目 (Ver. ■. □ad. □) 例 旧：Ver. 2.1ad.8 新：Ver. 3.0ad.0
(B)	対象業務あるいはメッセージが拡大した場合 または 旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合	2桁目 (Ver. □. ■ad. □) 例 旧：Ver. 2.1ad.8 新：Ver. 2.2ad.0
(C)	上記に該当しない変更が生じた場合	3桁目 (Ver. □. □ad. ■) 例 旧：Ver. 2.1ad.8 新：Ver. 2.1ad.9

表3の改訂内容をより具体的に示すため、表4には、改訂対象別に、表3の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表 4 バージョンアップの要件

	改訂対象						バージョンアップの パターン	備考
	規約	業務	メッセージ	データ項目	コード	運用ルール		
①	●						(A)	
②		○					(C)	
③		●					(C)	
④			○				(B)	
⑤			●				(B)	⑤または⑥に該当
⑥				○			(B)	
⑦				●			(B)	
⑧					○		(C)	
⑨					●		(C)	
⑩						○	(C)	
⑪						●	(C)	

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(2) メッセージのサブセット番号体系

メッセージの種類とサブセットの関係は「表 B-1」に示す。

メッセージのサブセット番号体系は、以下の 4 桁とする。

サブセット Ver□□.□□

表 5 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表 5 サブセットのバージョンアップの定義

バージョンアップの パターン	改訂内容	バージョン番号体系
(A)	取引基本規約、業務運用規約、情報表現規約、情報伝達規約のいずれかに大きな変更が生じた場合 (例：CII から EDIFACT や ebXML に変更された場合等。ただし、今回の ebMS の導入は例外とする。)	Ver.■■.□□
(B)	(A) 以外で、旧バージョンとの並行運用において、バージョンの識別が必要な変更が生じた場合。	Ver.□□.■■

表 5 の改訂内容をより具体的に示すため、表 6 には、改訂対象別に、表 5 の「バージョンアップのパターン」のいずれに該当するかを整理している。

表 6 バージョンアップの要件

	改訂対象			バージョンアップの パターン	備考
	メッセージ	データ項目	コード		
①	○			(B)	
②	●			(B)	
③		○		(B)	
④		●		(B)	

	改訂対象			バージョンアップのパターン	備考
	メッセージ	データ項目	コード		
⑤			○	変更なし	
⑥			●	変更なし または(B)	コードの変更により、システム処理に変更が生じる場合は(B)

凡例：○は新規追加、●は既存の定義に変更があった場合を指す。

(3)BPID (Business Protocol ID) のセット方法

BPID の番号体系は、以下の 8 桁（上 6 桁は「CINTLT」に固定。）とする。

CINTLT□□

表 5 に記載する「改訂内容」に該当する改訂が行われた場合に、「バージョン番号体系」に記載される桁の番号がインクリメントされる。

表 7 BPID のバージョンアップの定義

BPID の構成	Byte 数	例示	例示の説明
機関	文字 4byte	CINT	CI-NET は「CINT」をセットする。
サブ機関	文字 2byte	LT	CI-NET 標準 BP Ver. 1.5 では「01」と定義されていたが、CI-NET LiteS 実装規約 Ver. 2.1 において「LT」に改訂された。
版	文字 2byte	22	「表 1 CI-NET LiteS 実装規約のバージョンアップの定義」のバージョンアップパターン(A) (1 桁) および同(B) (1 桁) の計 2 桁をセットする。 例：CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 の場合は、M 属性文字 2 バイト「22」が設定される。

(4) 申請手続き

(1) 申請手順

- CI-NET 標準 BP のバージョン改訂案および LiteS 実装規約のバージョン改訂案は、標準委員会が評価の上、承認を行う。
- 承認に係る申請様式は、改善要求書（チェンジリクエスト（CR））を使用する。
- CR には、改訂対象となるバージョン名を明記する。

(2) 公表期間

- 標準委員会にてバージョン改訂案が承認された後、改訂内容の周知および改訂対応準備を目的として、公表期間を設ける。

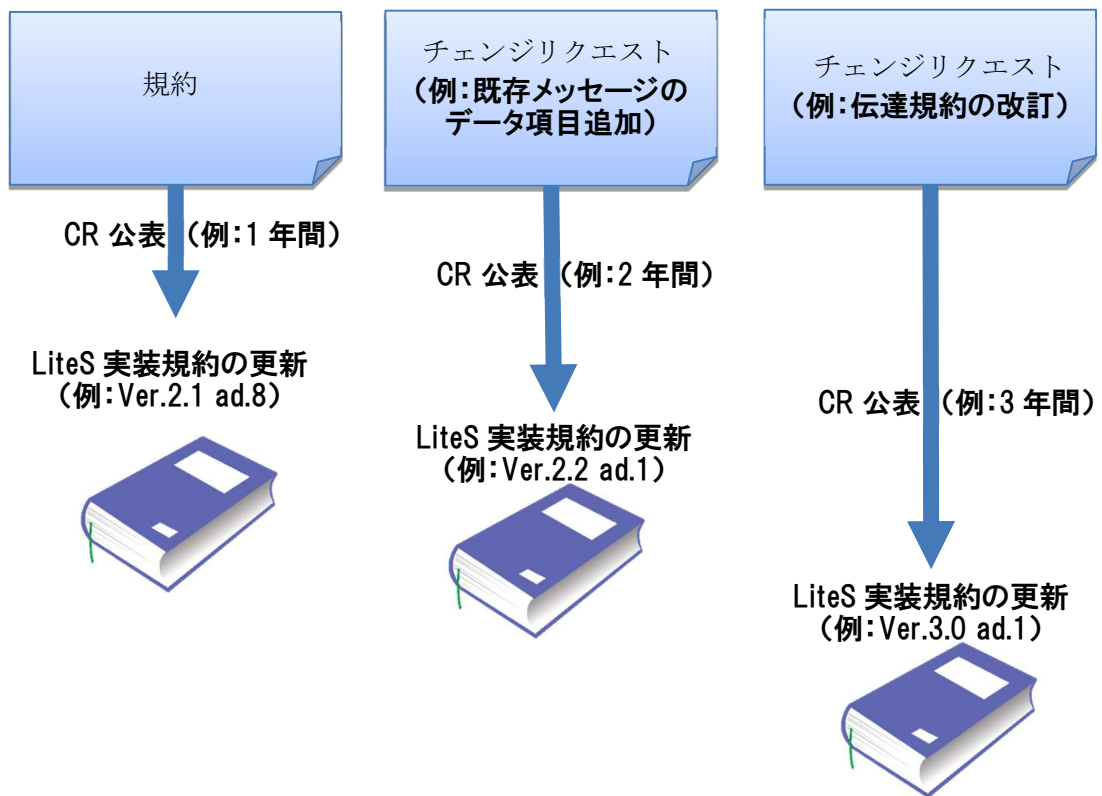


図 5 LiteS 実装規約改訂とチェンジリクエストの運用イメージ

(5) 公表方法

- 年次報告書への掲載
- CI-NET ホームページに掲載

A. 情報伝達規約

CI-NET LiteS では、情報伝達手段として、S/MIME を用いた電子メール（「A-1. 情報伝達規約（電子メールの場合）参照」と ebXML Messaging Service（以下「ebMS」という。）（「A-2. 情報伝達規約（ebMS の場合）」参照）を採用している。

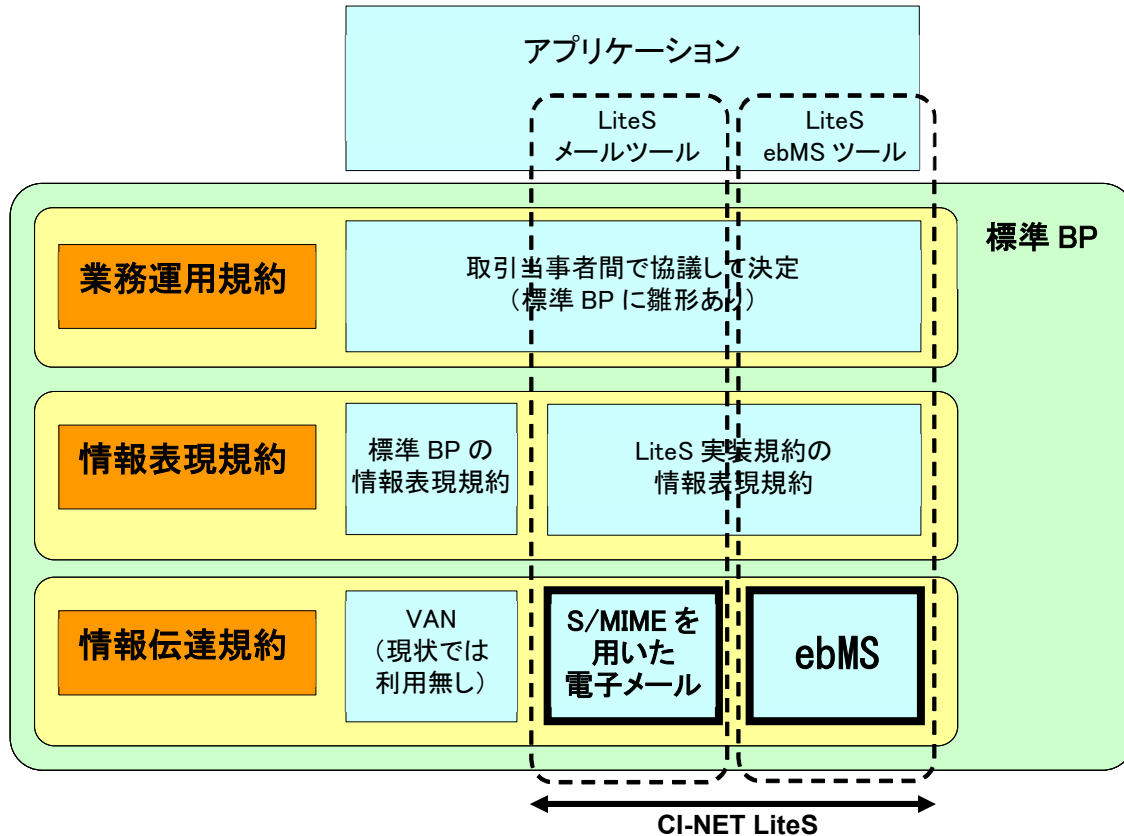


図 A-1 CI-NET LiteS における情報伝達手段

1. 二つの方式の情報伝達手段を採用した経緯

現在、建設業界の EDI 標準である CI-NET 標準ビジネスプロトコル（以下「CI-NET 標準 BP」という。）に準拠した情報伝達規約として、メール方式による EDI が普及拡大している。しかしその一方で、実際の運用が拡大する中で CI-NET LiteS 実装規約の情報伝達規約についていくつかの課題も生じてくるようになった。

具体的には CI-NET LiteS による適用業務が見積、注文から出来高、請求へと拡大し、さらにそれらを利用するユーザの数も増加したことから、特に業務上締切がある出来高や請求といったミッションクリティカルな業務について、メールサーバ等への負荷が集中し、処理が遅延するケースが生じていること、また CI-NET LiteS の情報伝達規約が電子メールの利用を規定しており、スパムメールやウィルスメール等への対処が必要であること、さらにセキュリティの観点からメール方式による情報伝達がコンプライアンス上の問題となるなど、当初 CI-NET LiteS の検討を行ってきたことと比べ、取り巻く環境が変化してきた点などが挙げられる。

そこで上記の課題を克服しつつ、EDI データの通信を安定的に行う技術として、ebXML Messaging Service（以下、「ebMS」という。）による情報伝達規約を定めることとなった。

2. 二つの方式の情報伝達手段の特徴

電子メール方式と ebMS 方式の特徴を以下に記載する。

情報伝達手段の選定に際しては、これらの特徴を踏まえて、取引先と協議の上、自社および取引先の取引形態に合った方式を選択することとなる。

表 A-1 情報伝達規約における電子メール方式と ebMS 方式の比較

内容	電子メール方式	ebMS 方式 (ebMS2.0 の場合)
伝送上の遅延阻止	△ メールサーバを経由するため、メッセージ交換処理が集中した場合等に、伝送上の遅延が発生する可能性がある。	○ メールサーバを経由しないため、メッセージ交換処理が集中した場合等に、伝送上の遅延が発生する可能性は低い。
導入の容易性	○	△ ebMS 方式対応のシステムを準備する必要がある。
セキュリティレベル	△ 脆弱である	○
メッセージの同期	× 双方向のメッセージ送受信を同期させることができないため、例えば、注文、注文請け、注文取消のタイミングが前後する可能性があり、運用での対策が必要となる。	○ 双方向のメッセージ送受信を同期させることができる。(下位プロトコルの 1 組のリクエストとレスポンスをマッピングする。)
到達保証	× メッセージの到達を保証しない。	○ メッセージの到達を保証する。
順序保証	× 送信したメッセージ順序で、受信者にメッセージを届けることを保証しない。	○ 送信したメッセージ順序で、受信者にメッセージを届けることを保証する。
重複メッセージの削除	× 重複するメッセージを削除しない。	○ 重複するメッセージを削除する。
Pull 型メッセージング機能	×	○ ※ebMS2.0 では× 受信者側からメッセージを受け取りに行くことができる。
セキュリティ機能	デジタル署名：○ 暗号化：○	デジタル署名：○ 暗号化：○
エラー通知	× エラー通知はできない。	○

A-1. 情報伝達規約(電子メールの場合)

本資料は、情報伝達規約である CI-NET LiteS の通信プロトコル、暗号化方式、電子メールへのデータ格納方式等を説明するものである。

1. 前提条件

(1) 暗号化メールの使用

CI-NET LiteS ではデータ送信手段に電子メールを使用する。

また、インターネットを経由することが多いと想定されるため、機密上の危険を避けるために暗号処理を行ってから送信する。暗号処理には公開鍵暗号方式⁴を使用し、S/MIME⁵に従ってメッセージを電子メールに添付して送信する。送信は、相手方および自身の暗号鍵の有効性を確認のうえ行うことが必要である。

(2) 電子メールへ格納するメッセージ数

CI-NET 標準 BP が採用する CII シンタックスルールでは、メッセージの情報区分および送信先標準企業コードが同一の場合、複数のメッセージを一つのファイルとして作成することが許されているが、CI-NET LiteS では、一つの電子メールには一つのメッセージ(CI-NET 形式データ)を格納する。一つの電子メールには二つ以上の CI-NET 形式データを格納しない。

(3) 技術データの送信方法

CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ⁶」という。）を電子メールに格納して送信する場合、圧縮して送信する。

この場合、以下の通りとする。

- ① 圧縮方式は、Windows の OS 上で自己解凍可能なものまたは ZIP 方式による圧縮とする。
- ② 技術データは、複数のファイルでもよい。ただし、ファイル名は JIS X0201（半角のカタカナ・句点は除く）および JIS X0208 に定義される文字で記述し

4 公開鍵暗号方式：

公開鍵暗号方式では、データの暗号化、復号のために公開鍵と秘密鍵という 2 種類の暗号鍵を使う。CI-NET LiteS を利用した EDI(電子商取引)を行うものは、公開鍵と秘密鍵を同時にペアで作成し、公開鍵を必要な取引先に渡す。一方、秘密鍵は絶対に他社に漏れないよう厳重に保管しなければならない。

5 S/MIME(エス・マイム：Secure/Multipurpose Internet Mail Extensions)：

電子メール等で広く用いられている方法であり、MIME 形式のメッセージを安全にやり取りするための暗号化や署名の方法を定めた仕様。RFC2311、2312 で S/MIME Version2 が参考仕様(Informational)として、RFC2632、2633 で Version3 が標準仕様案(Proposed Standard)としてそれぞれインターネットの標準化組織である IETF(アイ・イー・ティー・エフ：Internet Engineering Task Force：インターネット技術特別調査委員会)によって公開されている。

6 技術データ：

この場合は、発注条件書、特記事項、図面、製品仕様書(カタログ)等がある。なお注文請け書における技術データの取り扱いについては、「B.情報表現規約 VI.注文メッセージ 1.3 (1)注文請け書における技術データの取り扱い」に注意事項を記載している。

- なければならない。
- ③ また JIS X0213:2004 (JIS2004) において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ④ 圧縮された技術データは、一つの電子メールに一つ格納できる。ただし、ファイル名は JIS X0201 (半角のカタカナ・句点は除く) および JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない。
- ⑤ また JIS X0213:2004 (JIS2004) において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ⑥ 圧縮された技術データは、解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となつてはならない。

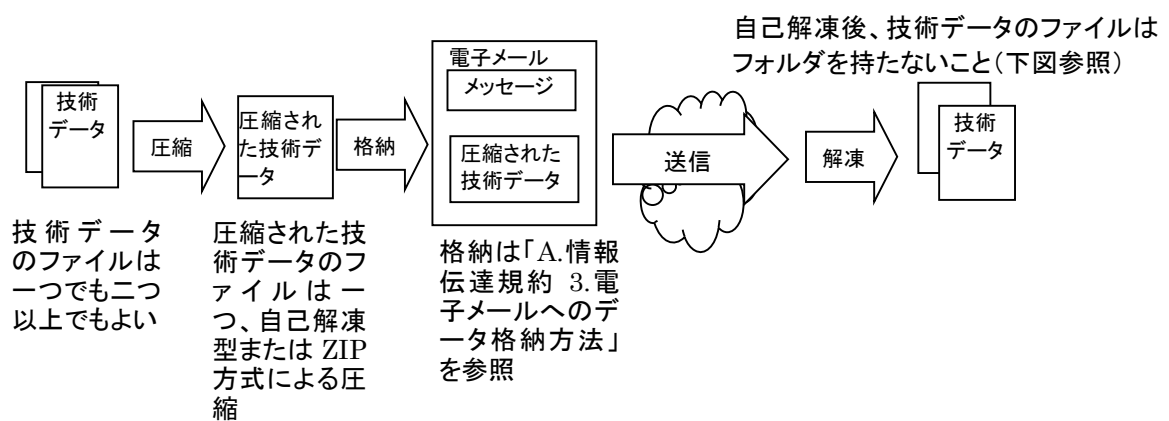


図 A-2 技術データの送信方法

- 正しい例
 - 技術データ
 - あるいは
 - 技術データ A 技術データ B 技術データ n
- 不正の例
 - フォルダ
 - 技術データ A 技術データ B 技術データ n
- 不正の例
 - 技術データ A
 - フォルダ
 - 技術データ B 技術データ C 技術データ n

図 A-3 送信する技術データの正しい例と不正の例

7 定義される文字: 半角のカタカナ・句点の他に、JIS-0201 の 10 種の半角記号 \/:,; * ? < > | は WindowsOS 等の制約で使えない。

2. 通信プロトコル

CI-NET LiteS のデータ送受信は、電子メール方式（SMTP）により行う。

3. 電子メールへのデータ格納方法

3.1. 電子メールへのデータ格納の形式

電子メールへのデータ格納方法は、送信するデータの種類により異なる。CI-NET LiteS で交換するデータには以下の 3 種類がある。

- 形式(a)： CI-NET 形式データのみ
- 形式(b)： CI-NET 形式データ+圧縮された技術データ
- 形式(c)： コメント+圧縮された技術データ（CI-NET 形式データを含まない）



図 A-4 電子メールへのデータ格納構造の概要

(1) Base64 エンコード後のデータ

Base64 エンコード後のデータは 76 バイト以下となるように改行を入れる。

(2) 電子証明書データのサイズ

電子証明書データのサイズは 32KB 以下とする。

【注意事項】形式(c)の「コメント」について

- ・受信者 (To:行)

- ・ 標 題 (Subject:行)

- ・ MIME ヘッダ

これら以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

3.2. メールヘッダ

(1) From:行、To:行

From:行には送信者のメールアドレスを、To:行には受信者のメールアドレスを記載する。これらフィールドにはメールアドレスのみを記載する。以下のような形式は使用しない。

【使用してはならないメールアドレスの記載例】

From: CINT <cint@kensetsu-kikin.or.jp>

メールアドレス以外の情報 メールアドレス

(2) Subject:行

送信する情報の種類に応じて次表の通り記載する。

表 A-2 電子メールのサブジェクト(Subject)

送信する情報		サブジェクト
購買見積依頼メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0301
購買見積回答メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0302
見積不採用通知メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0309
基本契約申込メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0521
基本契約承諾メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0522
確定注文メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0502
注文請けメッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0506
鑑項目合意変更申込メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0503
鑑項目合意変更承諾メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0507
合意解除申込メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0504
合意解除承諾メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0508
合意打切申込メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0505
合意打切承諾メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0509
一方的解除通知メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0514
一方的打切通知メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0515
合意精算申込（合意打切申込メッセージを使用）	形式(a)、(b)とも	CINT0505
合意精算承諾（合意打切承諾メッセージを使用）	形式(a)、(b)とも	CINT0509
出来高要請メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0904
出来高報告メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0902
出来高確認メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0903
立替金報告メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1204
立替金確認メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1208
請求メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1104
請求確認メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1108
支払通知メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1106
工事物件案内メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT0706
工事請負契約外請求メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1101
工事請負契約外請求確認メッセージ	形式(a)、(b)とも	CINT1102
受信確認メッセージ	形式(a)のみ	CINT9001

送信する情報	サブジェクト
形式(c)のデータ	EDIT0002

- 形式(a) : CI-NET 形式データのみ
 形式(b) : CI-NET 形式データ+圧縮された技術データ
 形式(c) : コメント+圧縮された技術データ (CI-NET 形式データを含まない)

上表に示されていない CI-NET 形式データを送信する場合も同様のルール（「CINT」 + 「情報区分コード」）を適用する。

【注意事項】

サブジェクトは前表の英数文字で記載する。
 エンコード等行ってはならない。
 またメールサーバによっては、サブジェクトを変更したり、外側にサブジェクトを追加するものがあるが、こうした措置は CI-NET LiteS では行ってはならない。

(3) MIME ヘッダ

MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Mime-Version: 1.0
Content-Type: application/x-pkcs7-mime; name="smime.p7m"
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 5 MIME ヘッダの内容

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

以下に、メールヘッダの記述例を示す。

```
Date: Mon, 1 April 2001 18:15:36 +0900
From:xxx@edi.kikin.com
Subject:CINT0301
To:yyy@edi.kikin.com
Mime-Version:1.0
Content-Type:application/x-pkcs7-mime;name= "smime.p7m"
Content-Transfer-Encording:base64
```

シングル・パート MIME ラッピング部

図 A- 6 メールヘッダの記述例

3.3. シングル・パート MIME ラッピング部

以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

- ・受信者の電子証明書識別情報
- ・共通鍵を受信者の公開鍵で RSA 暗号化したもの
- ・暗号化データ部（ブロック化する。ブロックサイズ 32KB 以下。）

(1) 受信者の電子証明書識別情報

受信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号。

(2) 共通鍵

暗号化データ部の暗号化に使用した共通鍵を、受信者の公開鍵によって RSA 暗号化したもの。

(3) 暗号化データ部

マルチパート MIME ラッピングされた複数のパートから構成される。次のパートを含み、これらを共通鍵により DES 暗号化する。

- ・暗号化データ MIME ヘッダ
- ・データ部
- ・署名部

1) 暗号化データ MIME ヘッダ部

暗号化データ MIME ヘッダ部の内容は以下の通り。

Content-Type: multipart/signed; protocol=application/x-pkcs7-signature
Boundary="-----boundary1"

図 A- 7 暗号化データ MIME ヘッダ部の内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

2) データ部

データ部は以下のパートを含む。

表 A- 3 データ部のマルチパート構成

形式 パート	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須

第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードした データ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードし たデータ	必須 コメントを Base64 エ ンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコード したデータ	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコード したデータ

(a) データ部 MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2"
```

図 A- 8 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(b) 第 1 パート

第 1 パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 9 第 1 パートの MIME ヘッダ

(c) 第 2 パート

第 2 パートの圧縮された技術データのファイル形式には、自己解凍可能なものと ZIP 方式による圧縮の 2 通りがある。これらを識別するため、第 2 パートの MIME ヘッダの Content-Type において、ファイル形式を明記する必要がある。

ZIP 方式による圧縮ファイルの場合は、application type は“zip”とする。

```
Content-Type: application/zip; name="tmp.zip "
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.zip"
```

図 A- 10 第 2 パートの MIME ヘッダ(技術データが ZIP 方式による圧縮ファイルの場合)

application type にて“zip”以外が指定された場合は、自己解凍可能なファイルと認識される。

```
Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe"
```

図 A- 11 第 2 パートの MIME ヘッダ

(技術データが自己解凍可能なファイル形式による圧縮ファイルの場合)

3) 署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name = "smime.p7s"
Content-Transfer-Encoding: base64
```

図 A- 12 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたもの。

(a) 署名データ

(a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号

(a-2)上記「2)データ部」の情報に対する電子署名

(b) 送信者の電子証明書

以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。

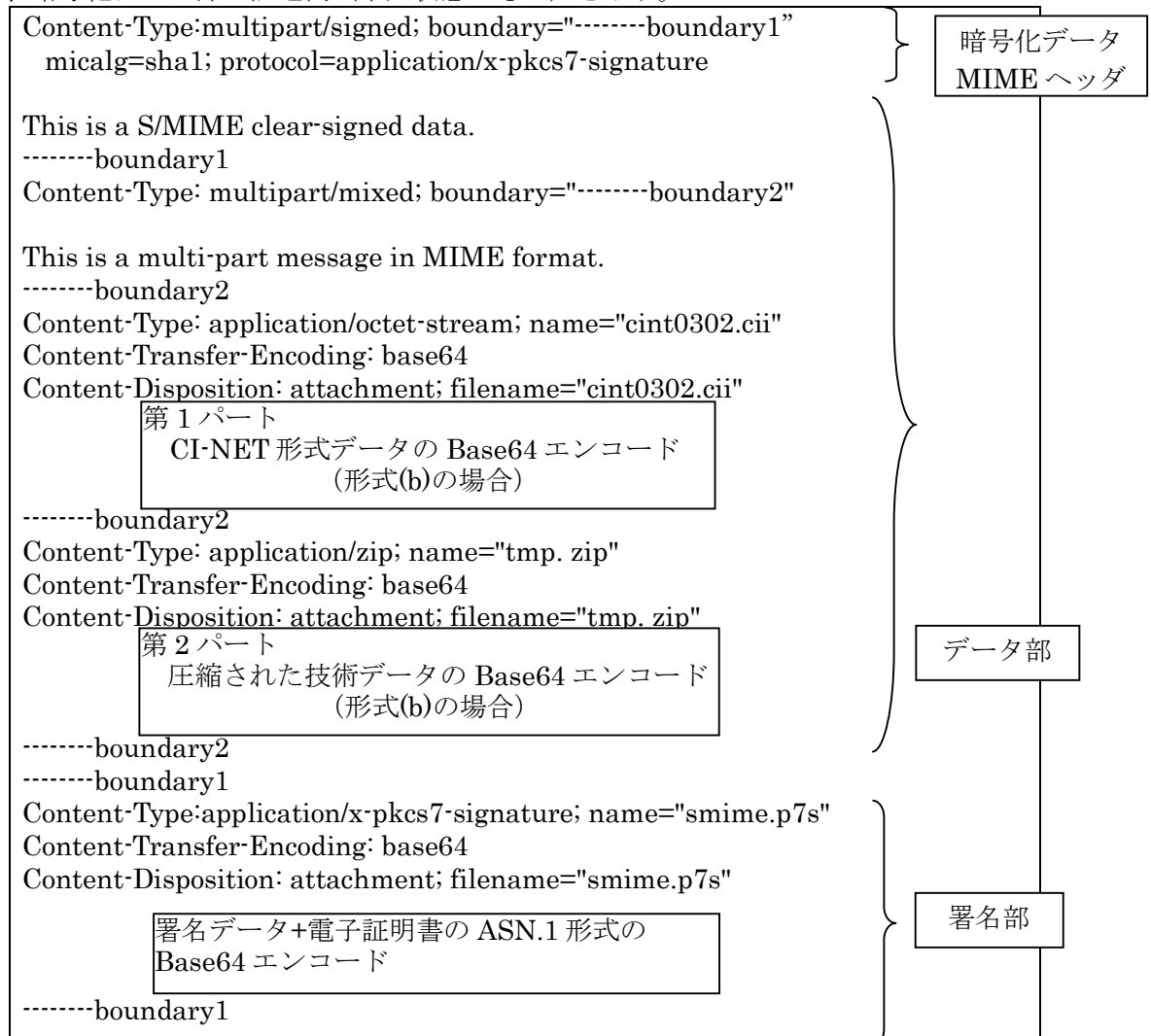


図 A- 13 暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）

4. 暗号化アルゴリズム

CI-NET LiteS で使用する暗号化アルゴリズムは以下の通り。

- (a) データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA256。
- (b) ダイジェスト暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。
- (c) 共通鍵暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。
- (d) コンテント暗号化アルゴリズムはシングル Key DES。鍵長 56 bit。エンコーディング方式 CBC。

5. 電子証明書

- (a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。

(b) 電子証明書プロフィールは以下の通り。

表 A- 4 電子証明書プロフィール

行	フィールド名	設定者	区分	値	設定値	区分	値
				SHA-1 対応 (2017年3月31日発行まで)			SHA256対応 (2017年4月1日発行から)
							SHA-1 対応からの 変更点
証明書基本部							
1	バージョン (version)	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数(16桁)	必須	正の整数(16桁)	
3	署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	拡張 (160から 256ビット)
4	発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Standard2 Certification Authority	
5	有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例: 年月日時分秒) 終了時刻(例: 年月日時分秒)	必須	開始時刻(例: 年月日時分秒) 終了時刻(例: 年月日時分秒)	有効期間 は3年30日
6	所有者 (subject)	認証局 登録局	必須	C=国名(例: JP)	必須	C=国名(例: JP)	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名(例: CI-NET)	必須	O=組織名(例: CI-NET)	
8		ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標 準企業コード(12桁)	必須	OU=「CPN-」の4桁に続いて、ユーザ 企業名(64桁=4+60) ^{注1}	記載場所 の変更
9		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」の4桁に続いて、 「JCN」+法人番号+「+」+枝番相当 (27桁=4+3+1+3+1+6) ^{注1}	新設
10		ユーザ/ 登録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザ標準 企業コード(24桁=12+12)	記載場所 の変更
11		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」の4桁に続いて、端末ID (64桁=4+60) ^{注1, 注2}	新設
12		ユーザ/ 登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード (現行はユーザ企業名)	必須	CN=職務権限者である職務権限名 あるいは個人名(64桁) 職務権限名の場合、「SHOKUMU- KENGENSHA」と固定 ^{注3}	記載内容 の変更
13		ユーザ/ 登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	必須	E=ユーザの電子メールアドレス (80桁)	
14	所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/登 録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)	必須	RSA公開鍵(例:2048ビット)	拡張 (1024から 2048ビッ ト)
証明書標準拡張部							
15	認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例: 発行者の公開鍵のSHA- 1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	任意	keyID=(例: 発行者の公開鍵のSHA- 1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	
16	所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例: 公開鍵のSHA-1)	任意	(例: 公開鍵のSHA-1)	
17	鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0x40)	必須	digitalSignature, nonRepudiation, keyEncipherment ^{注4}	「nonRepu diation」を 追加(新 設)
18	拡張鍵種別 (extendedKeyUsage)	認証局	任意	—	任意	—	
19	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID	任意	認証局のOID	
20	所有者別名 (subjectAltName)	顧客/登 録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	
21	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例: URL等)	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.c r l	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	—	任意	—	

6. 留意事項

(1) メッセージに余分なデータが付加したときの対応

受信時に自社のメールサーバがウイルスチェック等の処理を行うことにより電子メールデータの先頭等に余分なデータを付加することなどがあり、こうした場合、相手方が本資料で定めたとおりの書式でデータを作成、送信しているにもかかわらず、システムが受信した時点では書式が異なってしまうことがあり得る。これについては自社の責任において対処する。

また、送信時に余分なデータを付加して本資料で定める書式とは異なるデータを相手方に送信してはならない。

A-2. 情報伝達規約(ebMS の場合)

本資料は、情報伝達手段に ebXML Messaging Service (以下、「ebMS」という。) を使用する場合における情報伝達規約である CI-NET LiteS の通信プロトコル、暗号化方式、データ格納方式等を説明するものである。

1. 前提条件

(1) ebMS の使用

CI-NET LiteS では、データ送信手段の 1 つに ebMS2.0 を採用している。

ebMS 仕様は、ebXML フレームワークにおけるメッセージ交換規約に関する仕様である。CI-NET LiteS 実装規約ではインターネットでの XML ベースのメッセージング規約である SOAP⁸ (Simple Object Access Protocol) 1.1 通信規約をベースに、企業間電子取引で必要となる機能 (セキュリティ、高信頼配信、等) を拡張した仕様を規定している。

(2) ebMS ペイロードへ格納するメッセージ数

CI-NET 標準 BP が採用する CII シンタックスルールでは、メッセージの情報区分および送信先標準企業コードが同一の複数のメッセージを一つのファイルとして作成することが許されており、CI-NET LiteS の場合においても、一つの ebMS ペイロードに複数のメッセージ (CI-NET 形式データ) を格納可能とする。

⁸ SOAP(Simple Object Access Protocol): コンピュータネットワーク内の Web サービスの実装において、構造化された情報を交換するための通信プロトコルの仕様

(3) 技術データの送信方法

CI-NET LiteS では、CI-NET 形式データ以外のデータ（以下「技術データ⁹⁾」という。）を ebMS ペイロードに格納して送信する場合、圧縮して送信する。

この場合、以下の通りとする。

- ① 圧縮方式は、Windows の OS 上で自己解凍可能なものまたは ZIP 方式による圧縮とする。
- ② 技術データは、複数のファイルでもよい。ただし、ファイル名は JIS X0201（半角のカタカナ・句点は除く）および JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない¹⁰⁾。また JIS X0213:2004（JIS2004）において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ③ 圧縮された技術データは、一つの ebMS ペイロードに一つ格納できる。ただし、ファイル名は JIS X0201（半角のカタカナ・句点は除く）および JIS X0208 に定義される文字で記述しなければならない。また JIS X0213:2004（JIS2004）において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
- ④ 圧縮された技術データは、解凍後のファイルの状態においてフォルダをもつディレクトリ構造となつてはならない。

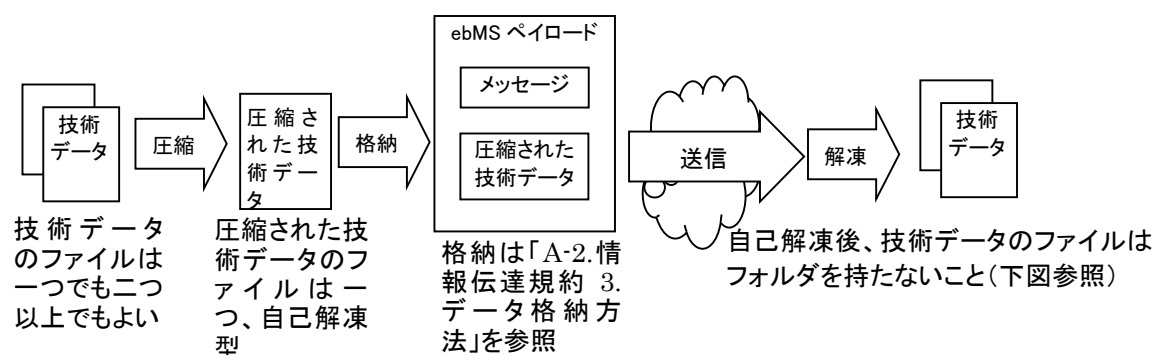


図 A-14 技術データの送信方法

⁹⁾ 技術データ:

この場合は、発注条件書、特記事項、図面、製品仕様書(カタログ)等がある。なお注文請け書における技術データの取り扱いについては、「B.情報表現規約 VI.注文メッセージ 1.3 (1)注文請け書における技術データの取り扱い」に注意事項を記載している。

¹⁰⁾ 定義される文字: 半角のカタカナ・句点の他に、JIS-0201 の 10 種の半角記号 \ / : ; * ? < > | は WindowsOS 等の制約で使えない。

- ・ 正しい例

技術データ

 あるいは

技術データ A

技術データ B

技術データ n
- ・ 不正の例

フォルダ

技術データ A

技術データ B

技術データ n
- ・ 不正の例

技術データ A

フォルダ

技術データ B

技術データ C

技術データ n

図 A- 15 送信可能な技術データの例

2. 通信プロトコル

ebMS 処理方式の通信プロトコルには、ebXML Message Service v2.0 および ebXML CPPAv2.0 を採用する。

ebXML Message Service v2.0 および ebXML CPPA v2.0 の詳細仕様については、以下の仕様書を参照のこと。

- ebXML Message Service Specification v2.0 , OASIS Standard
(http://www.oasis-open.org/committees/ebMSg/documents/ebMS_v2_0.pdf)
- ebXML CPPA v2.0 , OASIS Standard
(<http://www.oasis-open.org/committees/ebxml-cppa/documents/ebcpp-2.0.pdf>)

(1) 機能概要

ebMS V2.0 仕様にて規定されている機能の概要は以下の通りである。

表 A- 5 ebMS の機能

機能	機能の概要	ebMS2.0	ebMS3.0
パッケージング	EDIドキュメントメッセージをヘッダ、ペイロードにより送信できるようにする	ebXML仕様のパッケージングが規定されている	ebXML仕様のパッケージングが規定されている
セキュリティ処理	盗聴防止、改ざん防止、送信／受領否認防止などの機能を通信経路上のSSL及び電子署名により実現する	HTTPS、SMTP等の通信プロトコルでのセキュリティ確保	WS-Securityに基づく機能の実装。SOAPに加えデジタル署名、認証、メッセージ
エラーハンドリング処理	受信したメッセージにエラーがある場合、送信元に通知するとともにエラー場所、原因等の情報保持を行う	対応しており利用可能	対応しており利用可能
ペイロードサービス処理	EDIドキュメントと添付ファイルをebXML仕様に基づき、ペイロードコンテナを生成	対応しており利用可能	対応しており利用可能
Ping/Pongサービス	あるメッセージングサービスから通信相手先のメッセージングサービスが動作しているかの確認を行う	対応していない	対応しており利用可能
Push型メッセージング	送信者からEDIデータを相手に送りつける方式でサーバ間利用を想定	対応しており利用可能	対応しており利用可能
Pull型メッセージング (WS-Pull)	受信者がEDIデータを取りに行く方式でクライアントーサーバ間の関係を想定	対応していない	対応しており利用可能
リライアブルメッセージング (WS-Reliability)	受信確認メッセージによる配送確認や二重配送の検出、配送順序の管理を行う	受信確認メッセージによる配送確認や二重配送の検出、配送順序の管理	WS-Reliabilityに基づく機能の実装。
ebXMLエンベロープ拡張	SOAPからebXML仕様向けにヘッダ情報を変更、拡張している。	MessageHeader、SyncReply等のSOAPエンベロープ拡張要素がある	MessageHeader、SyncReply等のSOAPエンベロープ拡張要素がある
SyncReply	同期的通信プロトコル(HTTP)の際、送信時と同じコネクションを用いて返信することを可能とする	対応しており利用可能	対応しており利用可能
マルチホップ	1つ以上の中間ノードがメッセージの最終的な送受信ノードの間に存在するメッセージ配送プロセス	対応しており利用可能	対応しており利用可能

※WS:WebService

(2) セキュリティ仕様

1) ebMS におけるセキュリティ技術

ebMS で用いることができるセキュリティ技術には、HTTP ベーシック認証、SSL、XML-Signature、XML 暗号などがある。CI-NET LiteS では、セキュリティ確保に関して以下を推奨する。（詳細は「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドラインを」参照）

- ・ SSL による暗号化通信
- ・ SSL サーバ認証による、送信先の成りすまし防止
- ・ 接続認証による送信元の成りすまし防止

暗号化通信・サーバ認証には、公開鍵証明書が必要となる。

ebMS では、公開鍵証明書を交換する方法として、メッセージ交換機能仕様合意書（CPA¹¹）に公開鍵証明書を記述する要素が用意されている。これによって、取引企業間の合意事項として公開鍵証明書を交換でき、ebMSH¹²の実装によっては、CPA を取り込むことでセキュリティ設定をも自動化することが可能である。CI-NET ではこの要素を取り込むかどうかについては、今後の検討の余地がある。

(a) SSL

SSL を用いることで、データの盗聴防止や改ざん検出、成りすましの防止ができる。盗聴防止（暗号化）と改ざん検出とサーバの成りすまし防止（サーバ認証）の機能を使用するためには、受信側が公開鍵証明書を用意する必要がある。

また、運用前には受信側から送信側に対して受信側の公開鍵証明書を送付し、受信した証明書を送信側の ebMS に取り込んでおく。

2) セキュリティ要件とセキュリティ技術の対応

セキュリティ要件には「HTTP 通信レベル」と「メッセージレベル」の 2 つのレベルがあり、それぞれのレベルでセキュリティを確保することが必要となる。

TTP 通信レベルとメッセージレベルでセキュリティを確保できる範囲の違いを示す（次表参照）。

11 CPA: Collaboration Protocol Agreement

12 ebMSH: ebXML Messaging Service Handler。ebMDS を実装するサービス(プログラム)

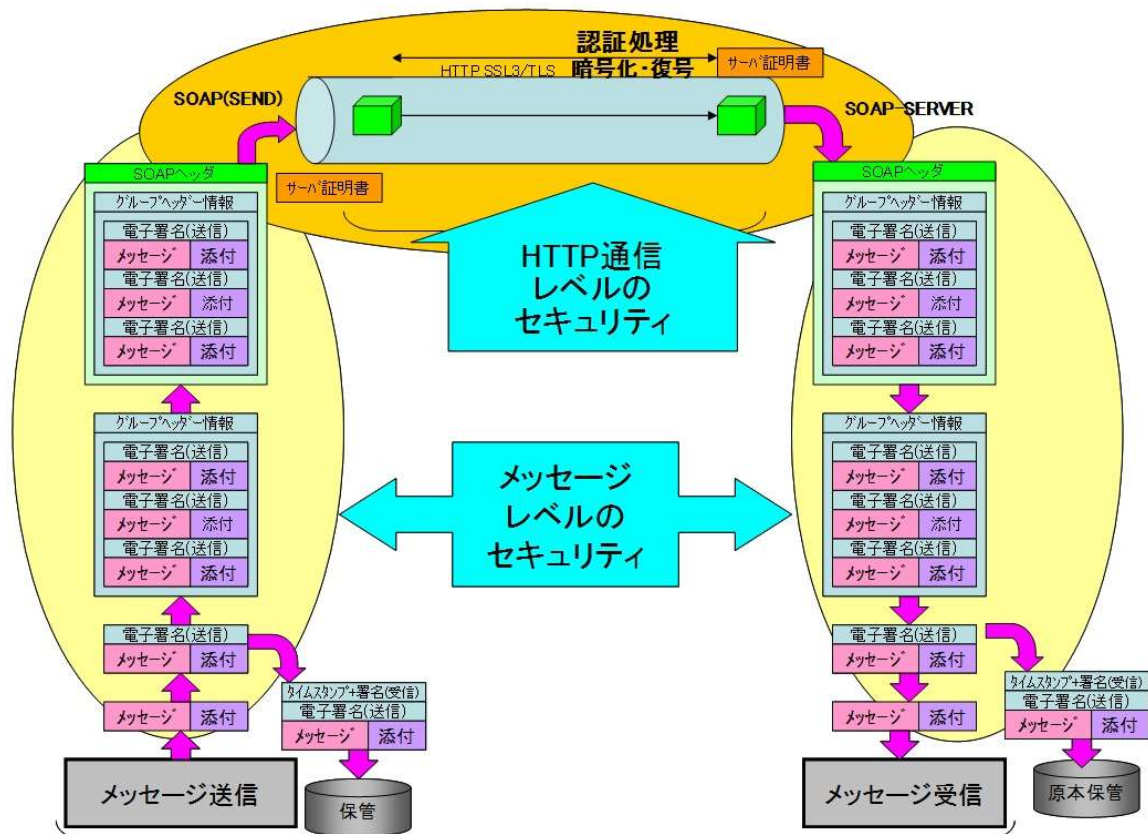


図 A- 16 HTTP 通信レベルのセキュリティとメッセージレベルのセキュリティの範囲

例えば、SSL を利用して通信経路上の情報を暗号化することで、直接通信を行うサーバ間（図 A-16 の例ならば、SOAP(SEND) — SOAP-SERVER 間）の通信を安全に行うことができる。これが HTTP 通信レベルのセキュリティ確保である。

しかし、発信者が送信したメッセージを中継サーバが受信した時点で、SSL による暗号化は復号される。また復号されても、ビジネス文書自体の暗号化は従来通り行うことからメッセージレベルでのセキュリティは確保される。

前節で説明した ebMS のセキュリティ技術を組み合わせることで、2 つのレベルのセキュリティを確保することができる。

(3) シーケンス

ebMS によるビジネス文書の送受信では、通信を 3 層のレイヤ構造で考えることができる。

表 A- 6 ebMS による通信のレイヤ構造

	レイヤのレベル	具体的な適用対象
(a) 業務アプリケーション	業務アプリケーションでのやり取り、取り決めレベル	EDI で授受する情報を作成する業務アプリケーション等
(b) 通信アプリケーション	ebMS でのやり取り、取り決めレベル	ebMS あるいはその中で使用している SOAP 等
(c) 通信プロトコル	通信プロトコルでのやり取り、取り決めレベル	HTTP、SMTP、FTP 等

各階層のシーケンスについては、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン」を参照のこと。

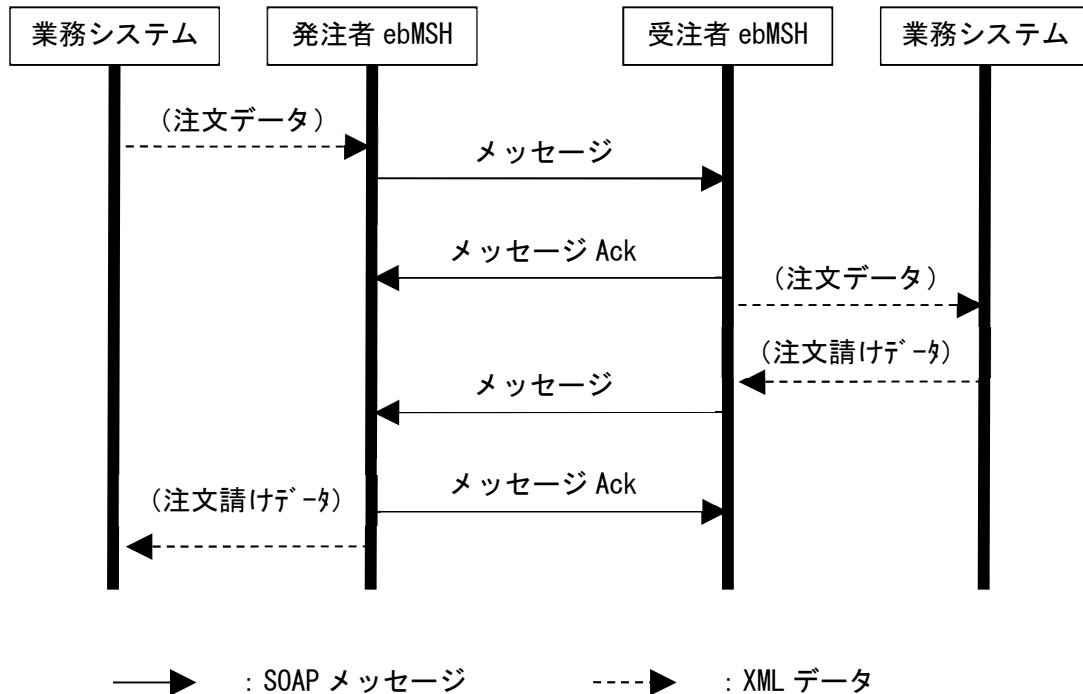


図 A- 17 ebMS による通信シーケンス(注文・注文請けの例)

また、ebMSH 間で送受信されるメッセージには、「ebXML メッセージ」「ebXML メッセージ Ack」がある。これらの定義は以下の通りである。

- ebXML メッセージ
送信側 ebMSH から送られる ebMS で規定された形式の EDI メッセージを指す。
- ebXML メッセージ Ack
上記に記した ebXML メッセージを受けた受信側ハンドラから送られる当該メッセージに対する受信確認メッセージを指す。

これらのメッセージが送受信されるタイミングについては、「CI-NET 版 ebMS による通信プロトコル利用ガイドライン」の「2.1.2.2 シーケンス (1) 階層別のシーケンス (b) ebXML MS レベルのシーケンス」を参照のこと。

3. データ格納方法

ebMS2.0 のメッセージフォーマットは、図 A-18 に示すとおり、SOAP Messages with Attachments 仕様(MIME/Multipart メッセージエンベロープ)に準拠した構造を持つ。

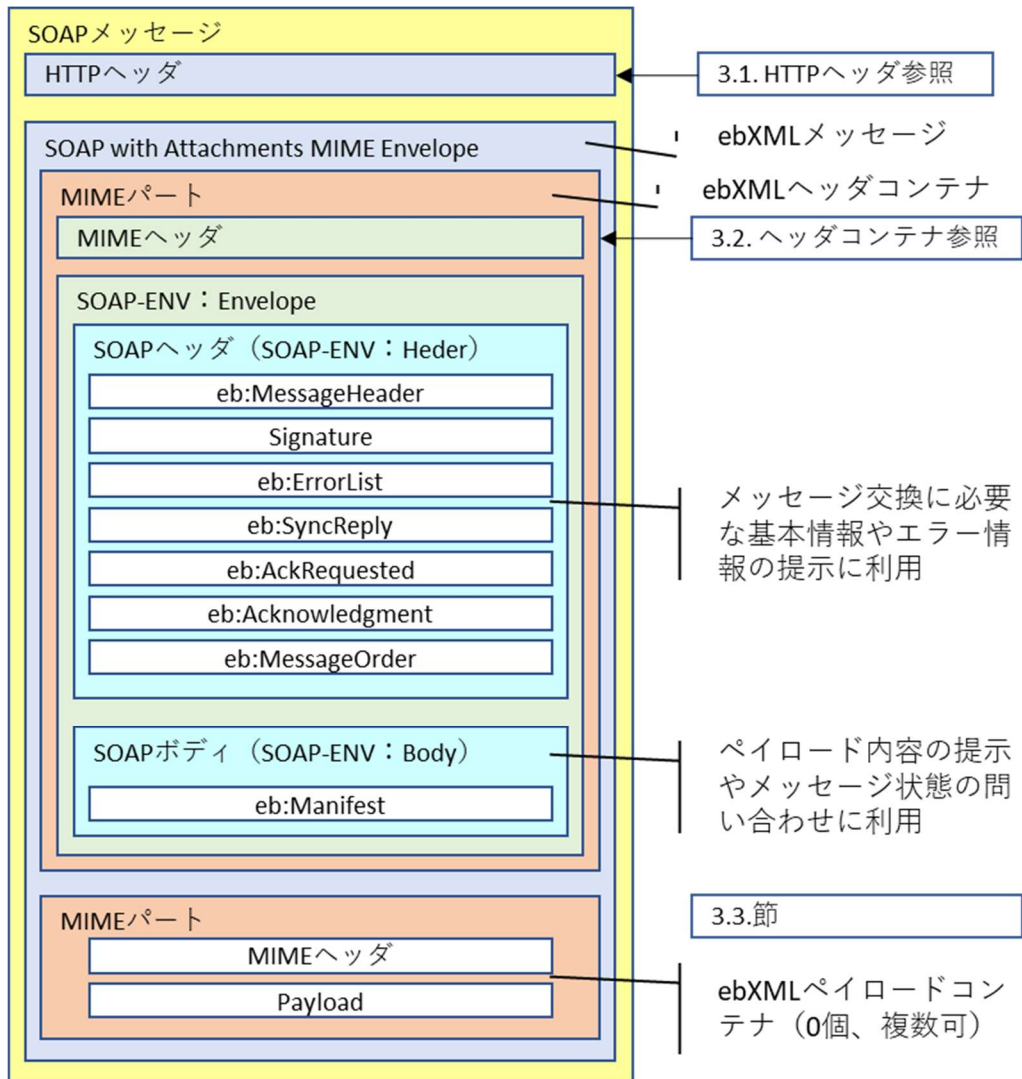


図 A-18 ebMS メッセージへのデータ格納構造の概要

3.1. HTTP ヘッダ

HTTP ヘッダには以下の内容を記述する。

表 A- 7 HTTP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
POST	POST 先には企業間で相互に決めた URL を設定する。
Content-Length	HTTP 仕様に従って、HTTP ボディの長さに厳密に一致した長さを設定する。
Host	RFC7230～7239 に従って設定する。
SOAPAction	"ebXML"(固定)を設定する。
Content-type	ビジネス文書がある（MIME パートの Payload に XML データが格納される）場合は、"multipart/related;"を設定する。その他属性は以下の通りとする。 • boundary：メッセージ中の本体を区切るために使用する。区切り文字は本体に現れない任意の文字列を設定する。 • type："text/xml"(固定)を設定する。 • start：任意であるため、SOAP エンベロープの存在するパートの Content-ID を設定する。

3.2. ヘッダコンテナ

(1) MIME ヘッダ

MIME ヘッダには以下の内容を記載する。

表 A- 8 MIME ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
Content-ID	メッセージには複数の MIME パートが含まれる場合があるが、全パート間で一意な文字列を設定する。ebXML 仕様では RFC2045 に準拠した構造での値が強く推奨されているため、これに従うこととする。
Content-type	ペイロードに格納する XML データや添付ファイルの形式に合致した MIME Media Type を設定する。値に関しては、表 A-9 を参照のこと。 charset:各パートで使用している文字エンコーディングを設定する。”Base64”の使用を推奨する。

表 A- 9 MIME Media Type 一覧

ペイロード文書フォーマット	MIME Media Type
CII形式ファイル	application/cii
技術資料(zip による圧縮)	application/zip

(2) SOAP ヘッダ

送信先や署名等の通信に必要なヘッダ情報を記述する。ヘッダ情報には、以下の情報が含まれる。

表 A- 10 SOAP ヘッダの内容

ヘッダ要素	説明
Message Header	送受信先やメッセージ ID 等通信に必要なヘッダ情報
Signature	W3C の XML Signature に準拠した電子署名
SyncReply	同期通信／非同期通信を指定する
MessageOrder	送信先に届く順序を指定する
AckRequested	送信先が受領通知メッセージを返すよう要求する
Acknowledgement	受領時間等受領通知メッセージで利用する情報
ErrorList	エラー種別等エラー通知メッセージで利用する情報

このうち、Message Header には、以下の情報を記述する。

表 A- 11 Message Header の内容

ヘッダ要素	説明
FROM	送信元を識別するための情報（複数可）
To	送信先を識別するための情報（複数可）
CPAId	メッセージ交換を行う当事者間で、その制御のための情報を規定する CPA 情報を一意に識別するための情報

ヘッダ要素	説明
ConversationId	メッセージ交換を行う当事者間で、一連のメッセージのやり取りを一意に識別するための情報
Service	一連のメッセージのやり取りに与えられる「役割」を識別するために用いられる情報のうち、CPA で指定されている Service 名
Action	一連のメッセージのやり取りに与えられる「役割」を識別するために用いられる情報のうち、CPA で指定されている Action 名
MessageData	メッセージを一意に識別する ID である MessageId 、メッセージの作成日時を表す Timestamp 要素等
Description	メッセージの目的やその内容を自然言語で記述する
DuplicateElimination	二重配送の防止のために、メッセージの受信側が同一メッセージの重複を検知し二通目以降は ebXML アプリケーションに対して配送しないように指示するオプション

(3) SOAP ボディ

ペイロードへのリンクやスキーマ情報を記述する。

3.3. ペイロードコンテナ

送受信するデータ部分であり、複数のデータを MIME で送信できる。XML 以外のデータも送信可能である。

ペイロードコンテナへのデータ格納方法は、送信するデータの種類により異なる。CI-NET LiteS で交換するデータには以下の 3 種類がある。

形式(a) : CI-NET 形式データのみ

形式(b) : CI-NET 形式データ+圧縮された技術データ

形式(c) : コメント+圧縮された技術データ (CI-NET 形式データを含まない)

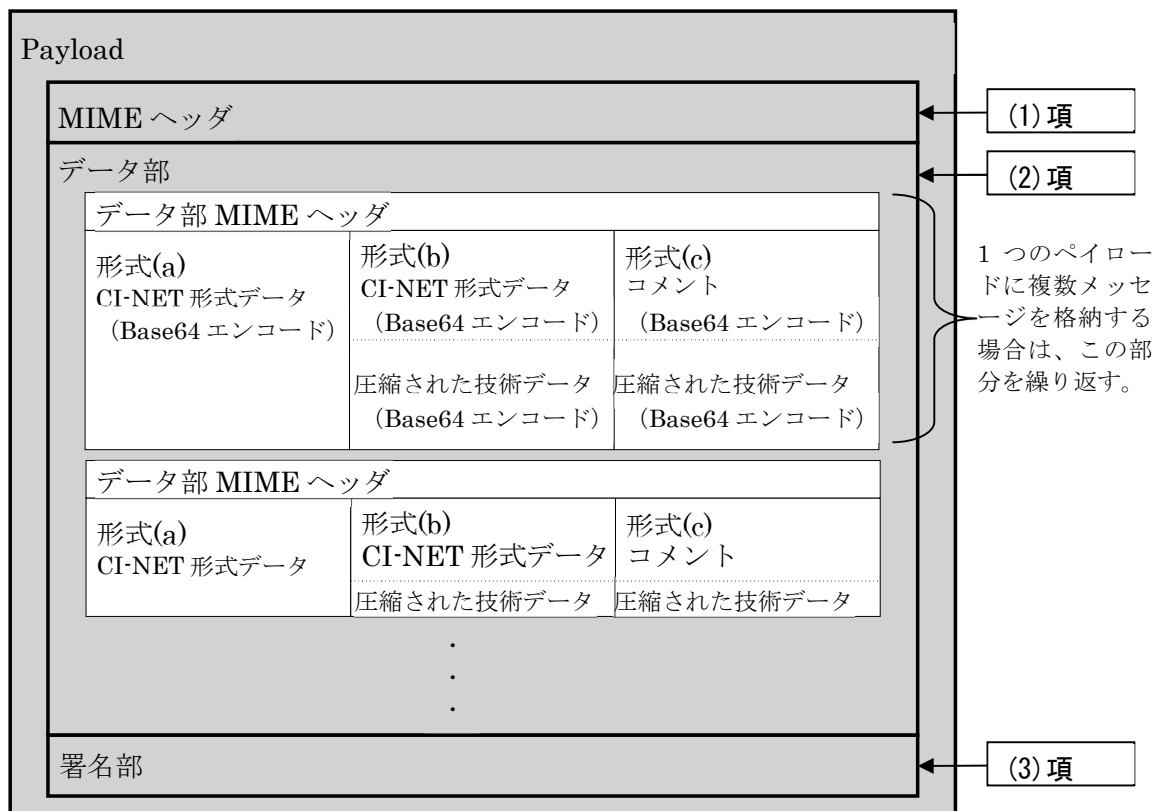


図 A-19 ペイロードコンテナへのデータ格納構造の概要

【注意事項】分割送受信の禁止

技術データとして画像データや CAD データを送信する場合、ebMS ペイロードのデータサイズが大きくなる場合が想定されるが、こうした場合であっても分割送受信は行わない。

Base64

(1) MIME ヘッダ部

MIME ヘッダ部の内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/signed; protocol=application/x-pkcs7-signature
Boundary="-----boundary1"
```

図 A-20 MIME ヘッダ部の内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(2) データ部

ebXML MS の仕様に従いメッセージを記載する場合、MessageHeader 部および CPPA 上で、Service 要素と Action 要素に、以下の表に定義された業務名と処理内容を記述する必要がある。業務名と処理内容の組み合わせにより、データフォーマットの種類とメッセージの種類を特定する。

データ部は以下のパートを含む。また、ebMS ペイロードコンテナへのデータ格納方法は、送信するデータの種類により異なり、以下の(a)、(b)、(c)の 3 種類がある。

表 A- 12 データ部のマルチパート構成

形式 パート	形式(a) CI-NET 形式データのみ	形式(b) CI-NET 形式データ +圧縮された技術データ	形式(c) コメント +圧縮された技術データ
データ部 MIME ヘッダ	必須	必須	必須
第 1 パート	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードした データ	必須 CI-NET 形式データを Base64 エンコードし たデータ	必須 コメントを Base64 エ ンコードしたデータ
第 2 パート	無し	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコード したデータ	必須 圧縮された技術データ を Base64 エンコード したデータ

(a) データ部 MIME ヘッダ

データ部 MIME ヘッダの内容は以下の通り。

```
Content-Type: multipart/mixed; boundary="-----boundary2"
```

図 A- 21 データ部 MIME ヘッダの内容

boundary に使用する文字列は送信側の任意。

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

(b) 第 1 パート

両パートの MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/octet-stream
Content-Transfer-Encoding: Base64
```

図 A- 22 両パートの MIME ヘッダ

application type は octet-stream とする。

(c) 第2パート

第2パートの圧縮された技術データのファイル形式には、自己解凍可能なものと ZIP 方式による圧縮の2通りがある。これらを識別するため、第2パートの MIME ヘッダの Content-Type において、ファイル形式を明記する必要がある。

ZIP 方式による圧縮ファイルの場合は、application type は"zip"とする。

```
Content-Type: application/zip; name="tmp.zip "
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.zip"
```

図 A-23 第2パートの MIME ヘッダ(技術データが ZIP 方式による圧縮ファイルの場合)

application type にて"zip"以外が指定された場合は、自己解凍可能なファイルと認識される。

```
Content-Type: application/octet-stream; name="tmp.exe "
Content-Transfer-Encoding: base64
Content-Disposition: attachment; filename="tmp.exe"
```

図 A-24 第2パートの MIME ヘッダ

(技術データが自己解凍可能なファイル形式による圧縮ファイルの場合)

(3) 署名部

署名部の MIME ヘッダは以下の通り。

```
Content-Type: application/x-pkcs7-signature; name = "smime.p7s"
Content-Transfer-Encoding: Base64
```

図 A-25 署名部の MIME ヘッダ

上記以外の記述が存在する場合は、受信側では無視する。

本パートの内容は、以下の情報を ASN.1 形式でカプセル化したデータを Base64 エンコードしたものである。

(a) 署名データ

- (a-1)送信者の電子証明書の発行者名とシリアル番号
- (a-2)上記「(2)データ部」の情報に対する電子署名

(b) 送信者の電子証明書

以下に、暗号化データ部の記述例（平文状態のもの）を示す。

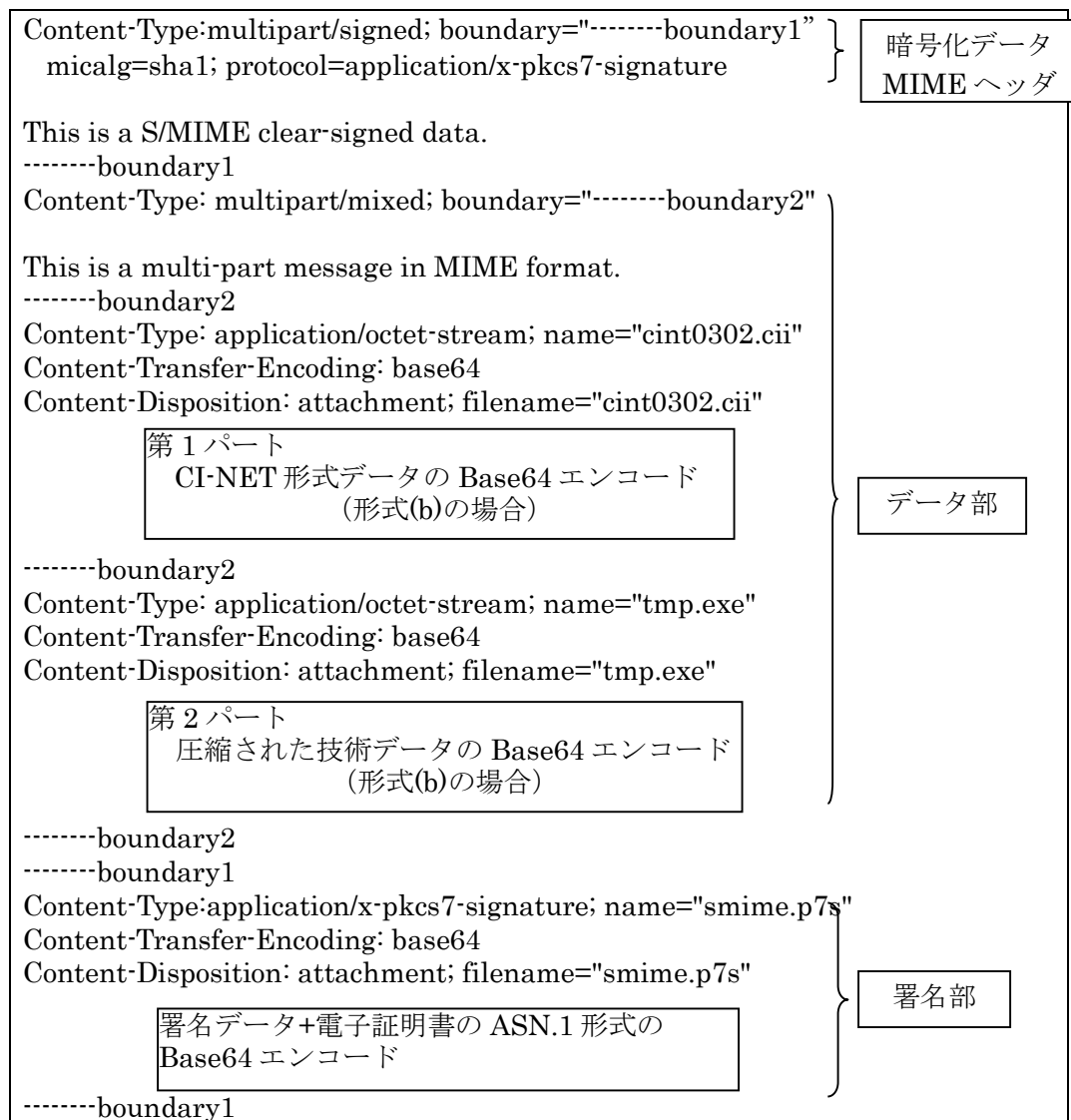


図 A- 26 暗号化データ部の記述例(平文状態のもの)

4. 暗号化アルゴリズム

CI-NET LiteS で使用する暗号化アルゴリズムは以下の通り。

- (a) データ部のメッセージ・ダイジェストを作成するダイジェスト・アルゴリズムは SHA-1 または SHA256。
- (b) ダイジェスト暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。
- (c) 共通鍵暗号化アルゴリズムは RSA。鍵長は 1024 bit または 2048bit。
- (d) コンテンツ暗号化アルゴリズムはシングル Key DES。鍵長 56 bit。エンコーディング方式 CBC。

5. 電子証明書

- (a) CI-NET LiteS で使用する電子証明書は ISO/IEC 規定の X.509 Version3 フォーマットを使用する。
- (b) 電子証明書プロファイルは以下の通り。

表 A- 13 電子証明書プロフィール

行	フィールド名	設定者	設定値				
			区分	値	区分	値	
			SHA-1 対応 (2017年3月31日発行まで)		SHA256対応 (2017年4月1日発行から)		SHA-1 対 応からの 変更点
証明書基本部							
1	バージョン (version)	認証局	必須	V3	必須	V3	
2	シリアル番号 (serialNumber)	認証局	必須	正の整数(16桁)	必須	正の整数(16桁)	
3	署名 (signature)	認証局	必須	sha1 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.5)	必須	sha256 with RSA Encryption (1.2.840.113549.1.1.11)	拡張 (160から 256ビット)
4	発行者 (issuer)	認証局	必須	CN=発行者	必須	C=JP, O=Nippon Denshi Ninsho Co.Ltd., OU=CI-Standard2 Certification Authority	
5	有効期間 (validity)	認証局	必須	開始時刻(例: 年月日時分秒) 終了時刻(例: 年月日時分秒)	必須	開始時刻(例: 年月日時分秒) 終了時刻(例: 年月日時分秒)	有効期間 は3年30日
6	所有者 (subject)	認証局 登録局	必須	C=国名(例: JP)	必須	C=国名(例: JP)	
7		認証局 登録局	必須	O=組織名(例: CI-NET)	必須	O=組織名(例: CI-NET)	
8		ユーザ/ 登録局	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザの標 準企業コード(12桁)	必須	OU=「CPN-」の4桁に続けて、ユーザ 企業名(64桁=4+60) ^{注1}	記載場所 の変更
9		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「CMN-」の4桁に続けて、 「JCN」+法人番号+「+」+枝番相当 (27桁=4+3+13+1+6) ^{注1}	新設
10		ユーザ/ 登録局	任意	なし	必須	OU=「CompanyCode-」とユーザ標準 企業コード(24桁=12+12)	記載場所 の変更
11		ユーザ/ 登録局	任意	なし	任意	OU=「TID-」の4桁に続けて、端末ID (64桁=4+60) ^{注1, 注2}	新設
12		ユーザ/ 登録局	必須	CN=ユーザ名または識別コード (現行はユーザ企業名)	必須	CN=職務権限者である職務権限名 あるいは個人名(64桁) 職務権限名の場合、「SHOKUMU- KENGENSHA」と固定 ^{注3}	記載内容 の変更
13		ユーザ/ 登録局	必須	E=ユーザの電子メールアドレス	必須	E=ユーザの電子メールアドレス (80桁)	
14	所有者公開鍵 (subjectPublicKeyInfo)	顧客/登 録局	必須	RSA公開鍵(例:1024ビット)	必須	RSA公開鍵(例:2048ビット)	拡張 (1024から 2048ビッ ト)
証明書標準拡張部							
15	認証局鍵識別 (authorityKeyIdentifier)	認証局	任意	keyID=(例: 発行者の公開鍵のSHA- 1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	任意	keyID=(例: 発行者の公開鍵のSHA- 1ハッシュ(160bit)) authorityCert=発行者のDN(識別 名)とシリアル番号	
16	所有者鍵識別 (subjectKeyIdentifier)	認証局	任意	(例: 公開鍵のSHA-1)	任意	(例: 公開鍵のSHA-1)	
17	鍵種別 (keyUsage)	認証局	必須	digitalSignature, keyEncipherment (0xA0)	必須	digitalSignature, nonRepudiation, keyEncipherment ^{注4}	「nonRepu diation」を 追加(新 設)
18	拡張鍵種別 (extendedKeyUsage)	認証局	任意	—	任意	—	
19	証明書ポリシー (certificatePolicies)	認証局	任意	認証局のOID	任意	認証局のOID	
20	所有者別名 (subjectAltName)	顧客/登 録局	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	任意	rfc822name=ユーザの電子メールア ドレス	
21	基本制約 (basicConstraints)	認証局	任意	cA=FALSE	任意	cA=FALSE	
22	CRL分配点 (cRLDistributionPoints)	認証局	任意	(例: URL等)	任意	https://rep.cistd.com/cis2/cis_crl.cr l	
23	netscape-cert-type	認証局	任意	—	任意	—	

6. 留意事項

(1) メッセージに余分なデータが付加したときの対応

受信時に自社のメールサーバがウィルスチェック等の処理を行うことにより ebMS ペイロードデータの先頭等に余分なデータ を付加することなどがあり、こうした場合、相手方が本資料で定めたとおりの書式でデータを作成、送信しているにもかかわらず、システムが受信した時点では書式が異なってしまうことがあり得る。これについては自社の責任において対処する。

また、送信時に余分なデータを付加して本資料で定める書式とは異なるデータを相手方に送信してはならない。

B. 情報表現規約

B. 情報表現規約

「B.情報表現規約」には、シンタックスルールと以下のメッセージの定義を収容する。

表 B- 1 メッセージの種類と情報区分コード、サブセット・バージョンの関係

業務	情報（メッセージ）種類	情報区分コード	サブセット・バージョン
見積	建築見積依頼	0305	REQKEN02.20
	建築見積回答	0306	QUOKEN02.20
	建築積算	0310	ESTKEN02.20
	設備見積依頼	0303	REQSET02.20
	設備見積回答	0304	QUOSET02.20
	設備機器見積依頼	0307	REQKIK02.20
	設備機器見積回答	0308	QUOKIK02.20
購買見積	購買見積依頼	0301	REQKOU02.20
	購買見積回答	0302	QUOKOU02.20
	見積不採用通知	0309	QUODEN02.20
契約	基本契約申込	0510	BSCORD02.20
	基本契約承諾	0511	BSCRSP02.20
	確定注文	0502	ORDERS02.20
	注文請け	0506	ORDRSP02.20
	鑑項目合意変更申込	0503	ORDCHG02.20
	鑑項目合意変更承諾	0507	CHGRSP02.20
	合意解除申込	0504	KAIJOO02.20
	合意解除承諾	0508	KAIRSP02.20
	合意打切申込	0505	UTKIRI02.20
	合意打切承諾	0509	UTKRSP02.20
	合意精算申込	0505	UTKIRI02.20
	合意精算承諾	0509	UTKRSP02.20
	一方的解除通知	0514	KAIDCL02.20
	一方的打切通知	0515	UTKDCL02.20
出来高	出来高要請	0904	DEKADV02.20
	出来高報告	0902	DEKDAK02.20
	出来高確認	0903	DEKRSP02.20
支払	請求	1104	INVOIC02.20
	請求確認	1108	INVRSP02.20
	支払通知	1106	PAYNTC02.20
立替	立替金報告	1204	TATKAE02.20
	立替金確認	1208	TATRSP02.20
契約外	工事物件案内	0706	CNTGID02.20
	工事請負契約外請求	1110	SCINVO02.00
	工事請負契約外請求確認	1112	SCINVR02.00

【注】 情報区分コードは、送信するメッセージの以下の部分に記載する。

メッセージ内の[2]情報区分コード

メッセージグループ・ヘッダの[C14]情報区分コード

【注】 サブセット・バージョンは、送信するメッセージの以下の部分に記載する。

メッセージ内の[1197]サブセット・バージョン

※ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 と Ver.2.2 ad.0 の識別について

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 と Ver.2.2 ad.0 の識別は、BPID (Business Protocol ID) で判断する。

- ・ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.8 → CINTLT20
- ・ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 → CINTLT22

※ CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 では、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への改訂を優先したため、表 B-1 メッセージの種類と情報区分コード、サブセット・バージョンの関係に示す見積業務の全メッセージ、および支払通知メッセージに対しては、全メッセージに共通したルール適用および[1281]建設資機材標準名称の属性変更を除いて、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1 ad.7 および Ver.2.1 ad.8 の情報表現規約の内容は変更していない。

B. 情報表現規約

I. シンタックスルール

I. シンタックスルール

シンタックスルールは、CII シンタックスルール Ver.1.51 を使用する。

- (a) 1 ファイルには1 メッセージを収容する。
- (b) TYPE12 を使用する。
- (c) 分割モードを使用する。
- (d) 透過モードを使用する。
- (e) 拡張モードを使用する。
- (f) 受信確認メッセージを使用する。
- (g) ゼロ件情報メッセージは使用しない。
- (h) エラー情報メッセージは使用しない。
- (i) ハッシュ・トータル・チェック機能は使用しない。
- (j) 単独項目の暗示的繰り返しは使用しない。
- (k) バイナリ・データは使用しない。
- (l) 同報ヘッダーは使用しない。
- (m) メッセージグループ・ヘッダに記載する BPID の値は「CINTLT22」とする。
- (n) メッセージグループ・ヘッダに記載する発信者コードおよび受信者コードは、メッセージ内部の[4]発注者コードおよび[5]受注者コードと一致させなければならない。

【重要事項 1】メッセージグループ・ヘッダの「発信者コード」および「受信者コード」について

当該メッセージグループ・ヘッダの発信者および受信者を示すこれらの情報は、メッセージ内部の[4]発注者コードおよび[5]受注者コードと一致させなければならない。

表 B. I - 1 メッセージ送信の向きによる、発信者コード、受信者コードの値の違い

メッセージグループ・ヘッダの「コード」	メッセージ送信の向き	
	発注者 → 受注者	受注者 → 発注者
[C06]発信者コード	[4]発注者コードと一致しなければならない。	[5]受注者コードと一致しなければならない。
[C09]受信者コード	[5]受注者コードと一致しなければならない。	[4]発注者コードと一致しなければならない。

【重要事項 2】Mix モードについて

純粋な CII シンタックスルール Ver.1.51 では単一データ項目に 8 bit 文字と 16 bit 文字とを混在させることを許していないが、本資料の「V. メッセージごとの使用データ項目」一覧表で「M」と記載するデータ項目に限っては、CII シンタックスルール 2.10 で規定されている X 属性データ項目の Mix モード（8 bit 文字と 16 bit 文字の混在）を許す。

これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

【重要事項 3】単位の記載について

本資料に定めるメッセージには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、CI-NET 標準 BP Ver.1.7「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」を使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、1 バイト（半角）文字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を 1 バイト（半角）文字あるいは 2 バイト（全角）文字に統一しなければならない。

正：	m2	半角+半角
正：	m 2	全角+全角
誤：	m2	全角+半角
誤：	m 2	半角+全角
誤：	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤：	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

【補足】CII シンタックスルール

- ・CII シンタックスルールは、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する、我が国産業界横断的な EDI のシンタックスルールである。
- ・上記 b)～m)は、いずれも CII シンタックスルールのオプションである。

【補足】(b)TYPE12、(d)透過モード、(e)拡張モード

- ・いずれも、一般的な方法で CII シンタックスルールを使用する場合のオプション選択である。

【補足】 (c)分割モード

- ・メッセージ送信時、一般的にトランスレータを使って CI-NET 形式ファイルを作成する。この時、1 メッセージを可変長の 1 レコードとしてファイルに格納する方式（通常モード）と、251 バイト固定長の複数レコードに分割して格納する方法（分割モード）とがある（この両者はトランスレータの環境設定画面で選択する）。
- ・送信側と受信側のトランスレータでこの設定が異なると変換処理ができないおそれがあるため、簡易な運用のためには統一せざるを得ない。分割モードに統一する。

【補足】 (f)受信確認メッセージ

- ・受信確認メッセージは、業務メッセージを受信した際、発信者に対して返信する。受信確認メッセージに対する受信確認メッセージは不要である。
- ・受信確認メッセージの書式は次図の通りである。
- ・受信確認メッセージを受領した時は、図中「受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容」中の、発信センターコード、発信者コード、受信センターコード、受信者コード、BPID、サブ機関、版、作成日付時刻等から必要に応じてキーを選択して、自身が過去に送信したメッセージと照合する。
- ・なお、この照合は、自社と取引先の双方が CII シンタックスルール Ver.2.10 対応のトランスレータを使用することに合意した場合に限り、受信確認メッセージ 115～124 桁（Ver.2.10 では交換参照番号が記載される）をキーとして行うこともできる。

【補足】 (m)メッセージグループ・ヘッダに記載する BPID の値

- ・トランスレータを使って CI-NET 形式ファイルを作成する際、CI-NET 形式ファイルのメッセージグループ・ヘッダー（MGH）という領域に、準拠する CI-NET 標準 BP のバージョンが記載される。CI-NET 標準 BP Ver.1.4 準拠ならば、この値は CINT0114 となる（この値はトランスレータの環境設定画面で指定する）。
- ・送信側と受信側のトランスレータでこの設定が異なると変換処理ができないおそれがあるため、簡易な運用のためには統一せざるを得ない。
- ・この値は、メッセージのバージョンアップにともなって変更される。

B. I .シンタックスルール

受信確認メッセージのフォーマット

①受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容

受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容(129byte)																
シーケンス番号	発信VANコード	発信センターコード	発信者コード	受信VANコード	受信センターコード	受信者コード	BP ID	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ	リザーブ	日付時刻
1 1 5	1 1 1	12	12	12	12	12	4 2 2	12	4	3	3	2	10	12		

レコード区分(X'44')
 分割区分(X'39')
 版
 サブ機関
 情報区分
 フォーマットID

図 B. I - 1 受信確認メッセージ・グループ・ヘッダー前半の内容

②受信メッセージグループ・トレーラ前半の内容

同トレーラ前半の内容(37byte)										エラーフラグ	日付時刻	リザーブ
シーケンス	ハッシュ トータル1	ハッシュ トータル2	1	2	3	4	5					
1 1 5	15	15	2	2	2	2	2	12				56

byte数

図 B. I - 2 受信確認メッセージグループ・トレーラ前半の内容

受信確認メッセージのデータ項目

表 B. I - 2 CII シンタックスルール Ver.1.51 の受信確認メッセージのフォーマット

識別	属性	データ項目名	説 明 (設定すべき値)	
C01	X(1)	分割区分	X'39' 固定	
C02	X(1)	レコード区分	X'44' 固定	
D03	9(5)	シーケンス番号	同一メッセージグループ内で1から順に1ずつ昇順に付ける(文字コード JIS-X0201)。	
C01	X(1)	分割区分	(受信メッセージグループ・ヘッダー前半の内容) 受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの、分割識別子(C01)から 作成日付時刻(C19)までの 129byte のコピー。	
C02	X(1)	レコード区分		
C03	X(1)	運用モード		
C04	X(12)	発信 VAN コード		
C05	X(12)	発信センターコード		
C06	X(12)	発信者コード		
C07	X(12)	受信 VAN コード		
C08	X(12)	受信センターコード		
C09	X(12)	受信者コード		
C10	X(4)	BPID 機関		
C11	X(2)	BPID サブ機関		
C12	X(2)	BPID 版		
F13	X(12)	リザーブ		
C14	X(4)	情報区分コード		
C15	9(3)	第1トータル項目 No.-1		
C16	9(3)	第1トータル項目 No.-2		
C17	X(2)	フォーマット ID		
C18	X(10)	リザーブ		
C19	X(12)	作成日付時刻		
C01	X(1)	分割区分	(受信メッセージグループ・トレー前半の内容) 受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの、分割識別子(C01)から ハッシュトータル 2(E05)までの 37byte のコピー。	
C02	X(1)	レコード区分		
D03	9(5)	シーケンス番号		
E04	9(15)	ハッシュトータル 1		
E05	9(15)	ハッシュトータル 2		
E11	X(2)	エラーフラグ 1	エラーコードをセット	受信側で、受信用トランスレータでメッセージグループを処理した時発生したエラーのエラーコードをセットする。受信用トランスレータで検出したエラーのエラーコードを検出順に最大5個までセットできる。エラーコードの文字コードは JIS-X0201。allX'20 か allX'30'の時、エラー無しとする。
E12	X(2)	エラーフラグ 2	//	
E13	X(2)	エラーフラグ 3	//	
E14	X(2)	エラーフラグ 4	//	
E15	X(2)	エラーフラグ 5	//	
E20	X(12)	日付時刻	確認データを作成した日付と時刻をセット(文字コード JIS-X0201)。	
F21	9(56)	リザーブ	将来の拡張のためリザーブ (allX'20 をセット)。	

B.情報表現規約

II. 建築見積メッセージ

II. 建築見積メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順
建築見積業務のデータ交換手順の概要を説明する。
2. メッセージ
メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。
3. 建築見積メッセージの作成方法
見積システムのデータから EDI メッセージを作成する際に使用する「中間ファイル」と、そのフォーマットを説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して価格の見積を依頼する場合、「建築見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「建築見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

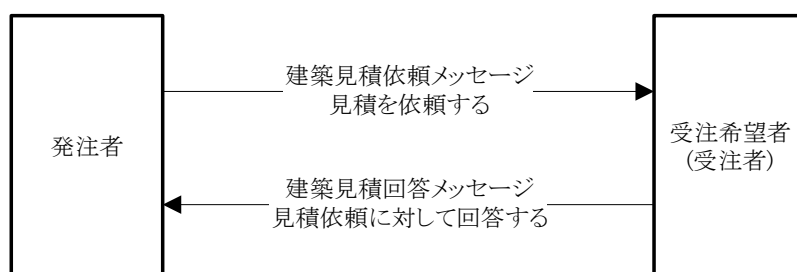


図 B. II - 1 建築見積業務のデータ交換手順

【注】見積依頼は、電子データ交換（EDI）以外の手段によって行われることもある。

【注】建築見積依頼メッセージ、建築見積回答メッセージは、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 には記載するが、トランスレータには適用しないこととする。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

ー取引

- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

下表の項目は、建築見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・どの発注者が : [4]発注者コード
 - ・どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
 - ・どの見積依頼書か : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- を示す。

表 B. II-1 建築見積依頼と建築見積回答メッセージの対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
建築見積依頼	[4]発注者コード [5]受注者コード [1007]帳票 No.	・[4]発注者コードには、発注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・[5]受注者コードには、受注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の見積依頼の管理番号（見積依頼番号）を記載する。
建築見積回答	[4]発注者コード [5]受注者コード [1009]参照帳票 No.	・[4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

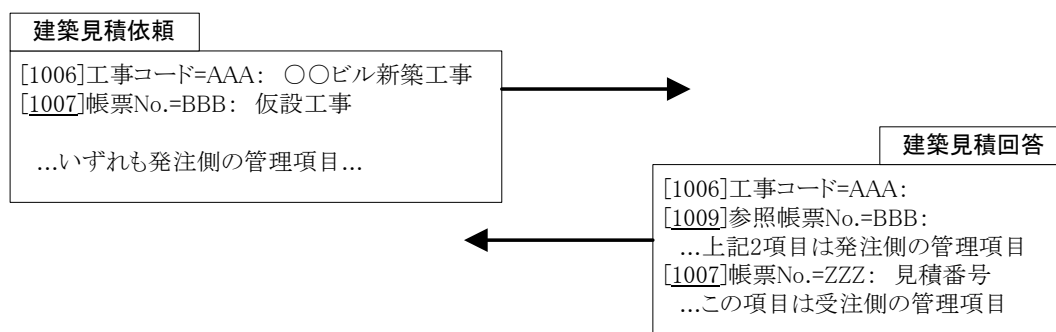


図 B. II - 2 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による
建築見積依頼・回答メッセージの対応

(2) 同一取引における帳票種類(建築見積依頼あるいは建築見積回答)の区分

上記(1)で特定される取引において、帳票種類（建築見積依頼あるいは建築見積回答）の識別は「2」情報区分コードにより行う。

- [2]情報区分コード： 建築見積依頼：0305
建築見積回答：0306

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う（次図参照）。

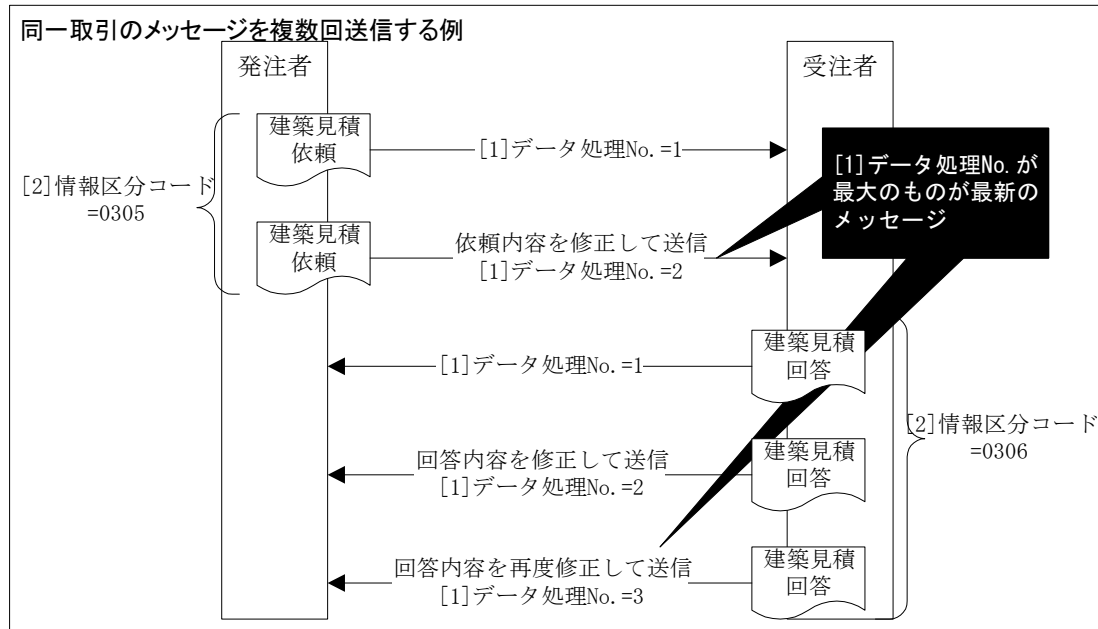


図 B. II - 3 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法

同一取引に関する建築見積依頼メッセージが複数送信され、それらに対して建築見積回答メッセージが返信された場合を想定する。

発注者では、受信した見積回答がどの見積依頼に対応するものかを識別する必要があることがある。この識別は、[1179]帳票データチェック値と[1]データ処理 No.による建築見積依頼・回答メッセージの照合例により行う（次表参照）。

表 B.Ⅱ-2 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理 No.による
メッセージの識別: 建築見積依頼・回答メッセージの例

	建築見積依頼	建築見積回答	
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1007]帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△積算	[4]発注者コード ○○建設 [1009]参照帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△積算	
業務	[2]情報区分コード 建築見積依頼	[2]情報区分コード 建築見積回答	
回数	[1]=1 依頼 1 回目 → [1]=2 依頼 2 回目 → [1]=3 依頼 3 回目 →	← [1179]=1 依頼 1 回目 ← [1179]=1 依頼 1 回目 ← [1179]=2 依頼 2 回目 ← [1179]=3 依頼 3 回目 ← [1179]=3 依頼 3 回目	[1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目

見積回答では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する依頼メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の依頼に対する何回目の回答か」を特定。

依頼回数が変わったら、回答回数は 1 に戻す。

■ 建築見積依頼メッセージ

- ・ 建築見積依頼メッセージの[4]発注者コード、[1007]帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、昇順の自然数とする。

■ 建築見積回答メッセージ

- ・ 見積回答メッセージの[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、各依頼メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B. XII. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

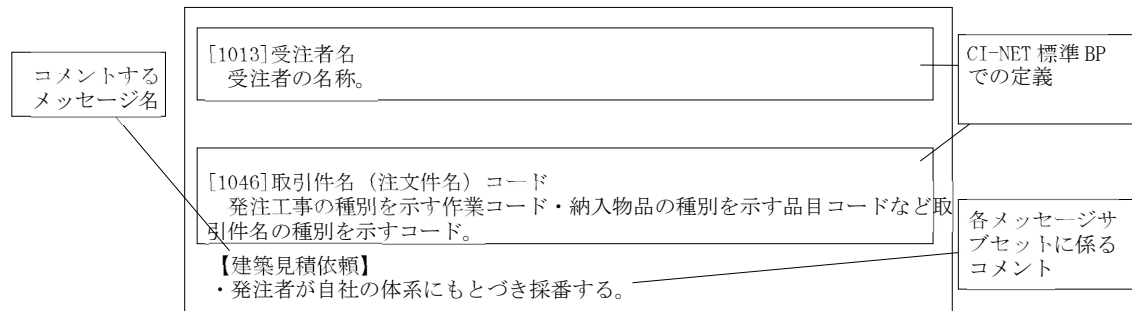


図 B. II - 4 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは建築見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7「第 3 章第 2 節.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【建築見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

[2]情報区分コード

- 昇順の自然数とする。
- 「B. II. 2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

【建築見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目

- ・上記項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・「B.Ⅱ.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅱ-3 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
建築見積依頼	0305
建築見積回答	0306

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の建築見積依頼、建築見積回答メッセージにおいて同一でなければならない。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

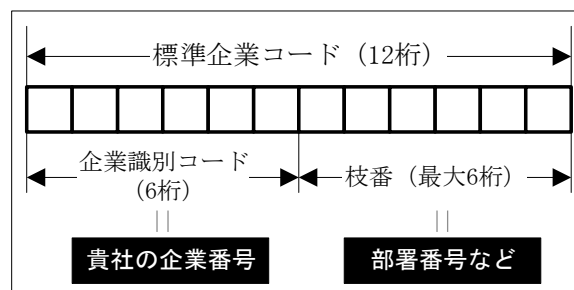


図 B.Ⅱ-5 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：

6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。

・枝番：

各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅱ-4 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
建築見積依頼	REQKEN02.20
建築見積回答	QUOKEN02.20

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- ・「1」を記載する。
- ・既に送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定のままとする。こうした場合に、既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「B.Ⅱ.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- ・建築見積回答メッセージでは、対応する建築見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅱ-5 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
建築見積依頼	見積依頼番号：発注者が自社の管理番号として独自に発番する。
建築見積回答	見積番号：受注者が自社の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。
YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁
DD: 日 2 桁

- ・以下のルールに従う。

表 B. II - 6 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
建築見積依頼	発注者が見積依頼をする年月日。
建築見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

【例】20210601

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B. II - 7 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
建築見積依頼	記載しない。
建築見積回答	発注者が発番した見積依頼番号（対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。

[1013]受注者名

受注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

2) 発注者の内部管理データ項目

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】振興ビル新築工事

3) 見積内容を表すデータ項目

[1024]発注者名

発注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1045]取引件名(注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

- ・工種等を記載する。
- ・[1007]帳票 No.（建築見積依頼の場合。建築見積回答の場合は[1009]参照帳票 No.）に対応する日本語名称である。

【例】仮設工事

[1070]見積有効期限年月日

見積書の有効期限の年月日。

- ・ 見積書の有効期限の年月日・時分秒。(時分秒については省略可)
- ・ 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1140]見積有効期間

見積書の有効期間を示す。

【例】 見積書提出日より一ヶ月間

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・ 建築見積メッセージでは[1223]明細金額を使用しないため、明細行の第一階層レベル ([1200]明細コードの文字数が 4 桁) の本体行 ([1289]=00) の[1218]明細数量×[1222]単価の和とする。
- ・ 詳細は「B. II .建築見積 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・ 単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

- ・ 建築見積では[1089]調整額、[1090]調整後帳票金額計を使用しないため、[1088]明細金額計に対する消費税額を記載する。
- ・ 単位は円。
- ・ 小数点以下切り捨て。
- ・ なお、建築工事は一般に課税対象、外税であるため、建築見積業務では、課税、外税をルールとする。
ただし、見積書作成上の慣行として見積書に消費税額を記載せずに提出することが多い。このため、建築見積回答メッセージ上で[1096]消費税額がゼロである場合、あるいは記載されていない場合は、課税対象、外税取引であるものの消費税額がメッセージに計上されていないものと解釈する。
- ・ またこの場合、[1136]備考に「本見積には消費税額を計上しておりません」といった注釈を記載することが望ましい。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

- ・ 建築見積では[1089]調整額、[1090]調整後帳票金額計を使用しないため、以下とする。
[1097]最終帳票金額 = [1088]明細金額計 + [1096]消費税額
- ・ 単位は円。

4) その他

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】 全明細行数、帳票 No. やデータ処理 No.などをセットする。

表 B. II - 8 帳票データチェック値

マルチ回数	建築見積依頼	建築見積回答
1 回目	自メッセージの[1]データ処理 No.と同じ値。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する建築見積メッセージ値と同じ（変更せず返信）。
2～9 回目	当面使用しない。	当面使用しない。

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
 - ・ [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - ・ 同一の親を持つ明細データ（以下「同一階層内」という。）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - ・ [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

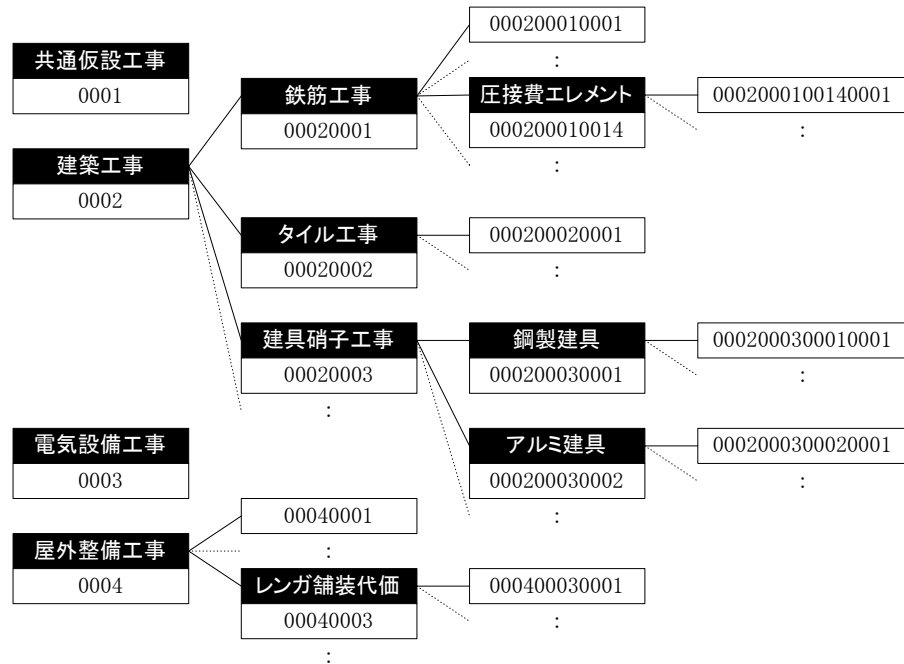


図 B. II - 6 階層表現の例

【データ属性等】

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの数字に"0000"を使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。

正：00010001

誤：__1__1 ("_"はスペースを示す)

- ・ 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。

正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ ("_"はスペースを示す)

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

①[1200]明細コードの採番方法

[1200]明細コードの採番は、0001を初期値とし、増分1の連番とする。

[1294]階層レベル

明細データの階層の深さを示す。

- ・ ([1200]明細コードの文字長)/4 に一致する。

[1295]階層内通し番号

明細データの同一階層内の通し番号を示す。

- ・[1200]明細コードの最終4桁を整数化した値に一致する。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅱ-9 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

① 本文の不使用。

- ・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

② 見積条件行の不使用

見積条件行（[1288]=1～4）は使用しない。

③ 内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

内訳明細行([1288]=5)は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅱ- 10 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・約款等の内容を記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・本文行のみを別帳票で印字する。

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

① コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1～4) は不使用なので、この組み合わせの明細行は発生しない。

② 金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行、エレメント親行、別紙親行、代価親行は金額集計の対象であり、[1222]単価に適切な値が設定されなければならない。
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。この場合の[1218]明細数量と[1222]単価の積は小数点以下切り捨てとする。

$$\Sigma ([1218]\text{明細数量} \times [1222]\text{単価})$$

- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A) の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価とする。
- ・全体情報部分 (鑑) の[1088]明細金額計は、第一レベル ([1200]明細コード=0001～9999) の全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和である。

$$\Sigma ([1218]\text{明細数量} \times [1222]\text{単価})$$

③ 明細金額の不使用

- ・建築見積メッセージでは、[1223]明細金額は使用しない。

④ 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B. II - 11 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行：	0	00	・1 階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細コメント行： 金額集計の対象とならない。	0	80	・1 階層下に明細データを持つことができない。
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1 階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・1 階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細 (エレメント)	エレメント親行： エレメントの親を示す行。金額集計の対象となる。	E	00	・エレメント内はフラット（階層無し）とすること。
内訳 明細 (別紙)	別紙親行： 別紙の親を示す行。金額集計の対象となる。	B	00	・別紙内はフラット（階層無し）とすること。
内訳 明細 (代価)	代価親行： 代価の親を示す行。金額集計の対象となる	Q	00	・代価内はフラット（階層無し）とすること。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET

LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

① 内訳明細本体行（[1288] =5、[1289] =00）についての取り扱い

- ・ 契約外請求メッセージでは、数量、単位、単価、金額など、各項目の属性（M 属性、N 属性等）の通りとし、属性通りに入力および表示できることとする。

② 内訳明細コメント行（[1288]=5、[1289]=80）についての取扱い

- ・ 注文書毎・納品書毎税額計算における消費税額、レンタル・リース取引における残数などの情報を参考に提供する場合、コメント行の [1218] 明細数量。[1216] 補助数量等を用いて利用する。

③ 内訳明細本体行（[1289]=00）における[1221]明細別課税分類コードと[1376]明細別消費税率の組合せ

- ・ [1221]明細別課税分類コードのコードに対応する[1376]明細別消費税率の消費税率をセットする。
- ・ [1221]明細別課税分類コードは、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.11 課税分類コード（表 B.IX-30 課税分類コード参照）」に準拠する

④ 明細データのサンプル例

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コード、[1200]明細コードを組み合わせた明細データ構造表現のサンプルを示す。

- (a) 基本的な明細データの構成（文字列オーダによる[1200]明細コードのソート順に記載）
→ サンプル(a)基本的な明細データの構成
- (b) エレメント、別紙、代価の記載方法 → サンプル(b)エレメント、別紙、代価の記載方法
- (c) 内訳明細計行の記載方法 → サンプル(c)計行の記載方法
- (d) 内訳明細コメント行の記載方法 → サンプル(d)コメント行の記載方法
- (e) 帳票出力順の記載方法 → サンプル(e)帳票出力順の記載方法
 - ・ 明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
 - ・ ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、サンプル(e)のように末尾 4 桁を見出し行用に一つとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

B. II 建築見積

表 B. II - 12 サンプル(a)基本的な明細データの構成

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	7	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	加工組立	スベアー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	10	5	00	加工組立	スベアー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	11	5	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200010012	3	12	5	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200010013	3	13	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366036
"	000200020001	3	1	0	00	(1)鋼製建具		1	式	2167670
内訳本体	0002000200010001	4	1	5	00	かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000200010001	4	1	5	01	焼付塗装				
"	0002000200010001	4	1	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200010002	4	2	5	00	フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000200010002	4	2	5	01	甲種防火戸				
"	0002000200010002	4	2	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200010003	4	3	5	00	玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200010003	4	3	5	01	乙種防火戸				
"	0002000200010003	4	3	5	02	KD-111-31				
内訳本体	0002000200010004	4	4	5	00	MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000200010004	4	4	5	01	焼付塗装				
内訳本体	0002000200010005	4	5	5	00	アングルピース		216	m	600
"	0002000200010006	4	6	5	00	額縁		23.9	m	1300
総括明細本体	000200020002	3	2	0	00	(2)アルミ建具		1	式	3198360
内訳本体	0002000200020001	4	1	5	00	かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000200020001	4	1	5	01	乙種防火戸				
"	0002000200020001	4	1	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200020002	4	2	5	00	格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000200020002	4	2	5	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020003	4	3	5	00	サッシュ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200020003	4	3	5	01	カラーアルミ				
"	0002000200020003	4	3	5	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200020004	4	4	5	00	ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000200020004	4	4	5	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020005	4	5	5	00	額縁		7.2	m	1300
"	0002000200020006	4	6	5	00	アングルピース		1036	m	600
"	0002000200020007	4	7	5	00	水切板		344	m	1800

総括明細は二重三重...にネストして良い。

仕様行の[1200]明細コードは本体行と同一とすること。

6.鉄筋工事、8.建具硝子工事の数量×単価の和をこの行の単価とする。

異形鉄筋～ワイヤーメッシュの数量×単価の和をこの行の単価とする。

(1)鋼製建具、(2)アルミ建具の数量×単価の和をこの行の単価とする。

かまち戸～額縁の数量×単価の和をこの行の単価とする。

かまち戸～水切板の数量×単価をこの行の単価とする。

各行の単価は、当該行の直接の子のうち[1289]補助明細コード=00である行の数量×単価の和として算定する。

逆に、[1289]=00の行は金額集計の対象外となる。

B. II 建築見積

表 B. II - 13 サンプル(b)エレメント、別紙、代価の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00030001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	7	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	10	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	11	5	00	小運搬		2151	t	3000
エレメント親	000200010012	3	12	E	00	圧接費		1	式	10478520
内訳本体	0002000100120001	4	1	5	00	圧接	D-19 + D-19	1346	ヶ所	580
"	0002000100120002	4	2	5	00	圧接	D-22 + D-22	2164	ヶ所	600
"	0002000100120003	4	3	5	00	圧接	D-25 + D-25	8696	ヶ所	620
"	0002000100120004	4	4	5	00	圧接	D-25 + D-29	480	ヶ所	760
"	0002000100120005	4	5	5	00	圧接	D-29 + D-29	2339	ヶ所	900
"	0002000100120006	4	6	5	00	圧接	D-32 + D-32	441	ヶ所	1220
"	000200010013	3	13	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030
"	0003	1	3	0	00	D.屋外整備工事		1	式	34596000
内訳本体	00030001	2	1	5	00	鋤取		21.3	m3	410
"	00030002	2	2	5	00	残土処分	場外処分	21.3	m3	7770
代価親	00030003	2	3	Q	00	レンガ舗装 C	レンガ t 30 230x115	112	m2	8136
内訳コメント	000300030001	3	1	5	80	(1m2当たり内訳)				
内訳本体	000300030002	3	2	5	00	クラッシュラン	100	1	m2	950
"	000300030003	3	3	5	00	敷砂	30	0.03	m2	6190
"	000300030004	3	4	5	00	レンガ敷	30 230*115	1	m2	7000
"	00030004	2	4	5	00	落下防止化粧底	1000 x1300	1	ヶ所	108000
内訳仕様	00030004	2	4	5	01	周囲 [-75x40x5x7				
"	00030004	2	4	5	02	シンクロームメッキ処理				

表 B. II - 14 サンプル(c)小計行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
内訳計	000200010007	3	7	5	90	異形鉄筋小計				65299400
内訳本体	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
内訳計	000200010010	3	10	5	90	スパイラル異形鉄筋小計				6547200
内訳本体	000200010011	3	11	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
"	000200010012	3	12	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
"	000200010013	3	13	5	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200010014	3	14	5	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200010015	3	15	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030

B.Ⅱ 建築見積

表 B.Ⅱ－15 サンプル(d)コメント行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	00	B.建築工事		1	式	222850872
"	00020001	2	1	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
"	00020002	2	2	00	7.タイル工事		1	式	3568972
内訳コメント	000200020001	3	1	80	(外 部)				
内訳本体	000200020002	3	2	5	磁器質タイル	100	21.6	m2	12000
内訳仕様	000200020002	3	2	5		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020003	3	3	5	磁器質タイル	100	2.4	m	4800
内訳仕様	000200020003	3	3	5		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020004	3	4	5	モザイクタイル	50	59.6	m2	7410
"	000200020005	3	5	5	磁器質タイル	100	29.6	m2	13400
"	000200020006	3	6	5	磁器質タイル	100	3.4	m2	16000
"	000200020007	3	7	5	磁器質タイル	134× 92	4.5	m	4600
"	000200020008	3	8	5	磁器質タイル	92×134	10.7	m	4600
内訳小計	000200020009	3	9	5	(外 部 計)				1287716
内訳コメント	000200020010	3	10	5	(内 部)				
内訳本体	000200020011	3	11	5	磁器質タイル	100	14	m2	12000
内訳仕様	000200020011	3	11	5		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020012	3	12	5	モザイクタイル	50	1.2	m2	7410
"	000200020013	3	13	5	磁器質タイル	100	20.6	m2	13400
"	000200020014	3	14	5	磁器質タイル	184× 92	4.6	m	7200
"	000200020015	3	15	5	磁器質タイル	184× 92	8	m	7200
"	000200020016	3	16	5	磁器質タイル	202× 92	8.2	m	7200
"	000200020017	3	17	5	半磁器質タイル	100	8.8	m2	8280
"	000200020018	3	18	5	陶器質タイル	100×200	12.4	m2	11000
"	000200020019	3	19	5	陶器質タイル	100×200	15.3	m2	9000
"	000200020020	3	20	5	陶器質タイル	セキメンB 100×200	104	m2	9000
内訳本体	000200020021	3	21	5	クリーニング費		1	式	450000
内訳小計	000200020022	3	22	5	(内 部 計)				2335656
総括明細本体	00020003	2	3	1	8.建具硝子工事		1	式	12908030

B. II 建築見積

表 B. II - 16 サンプル(e)帳票出力順の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	2348750000
"	0003	1	3	0	00	C.電気設備工事		1	式	148740000
内訳コメント	00020001	2	1	0	80	B.建築工事				
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
"	00020003	2	3	0	00	8.建具硝子工事		1	式	12908030
内訳コメント	000200020001	3	1	5	80	6.鉄筋工事				
内訳本体	000200020002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200020003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200020004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200020005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200020006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200020007	3	7	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200020008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200020009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200020010	3	10	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
"	000200020011	3	11	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
"	000200020012	3	12	5	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200020013	3	13	5	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200020014	3	14	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
内訳コメント	000200030001	3	1	0	80	8.建具硝子工事				
総括明細本体	000200030002	3	2	0	00	(1)鋼製建具		1	式	5778670
"	000200030003	3	3	0	00	(2)アルミ建具		1	式	7129360
内訳コメント	0002000300020001	4	1	5	80	(1)鋼製建具				
内訳本体	0002000300020002	4	2	5	00	かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000300020002	4	2	5	01		焼付塗装			
"	0002000300020002	4	2	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300020003	4	3	5	00	フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000300020003	4	3	5	01		甲種防火戸			
"	0002000300020003	4	3	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300020004	4	4	5	00	玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300020004	4	4	5	01		乙種防火戸			
"	0002000300020004	4	4	5	02		KD-111-31			
内訳本体	0002000300020005	4	5	5	00	MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000300020005	4	5	5	01		焼付塗装			
内訳本体	0002000300020006	4	6	5	00	アングルピース		216	m	600
"	0002000300020007	4	7	5	00	額縁		23.9	m	1300
内訳コメント	0002000300030001	4	1	5	80	(2)アルミ建具				
内訳本体	0002000300030002	4	2	5	00	かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000300030002	4	2	5	01		乙種防火戸			
"	0002000300030002	4	2	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300030003	4	3	5	00	格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000300030003	4	3	5	01		アルマイト仕上			
内訳本体	0002000300030004	4	4	5	00	サッシ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300030004	4	4	5	01		カラーアルミ			
"	0002000300030004	4	4	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300030005	4	5	5	00	ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000300030005	4	5	5	01		アルマイト仕上			
内訳本体	0002000300030006	4	6	5	00	額縁		7.2	m	1300
"	0002000300030007	4	7	5	00	アングルピース		1036	m	600
"	0002000300030008	4	8	5	00	水切板		344	m	1800

ページ
見出行
(以下同)

2) 見積書の明細内容を表すデータ項目

[1401]設計記号・機器記号

明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を示す。

- ・設計図書に記載された「機器記号」を記載する。
- ・8ビット文字、16ビット文字（半角、全角）混在可とする。

[1402]明細別工種・科目コード

明細データの工種、科目を示すコード。

- ・工種、科目を示すコード。
- ・工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は8ビット文字、16ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B.Ⅱ－17 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.Ⅱ－18 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1403] 部位区分

明細データの部位を示す。

- ・ 部位を示す名称、コード。
- ・ 部位の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は8ビット文字、16ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・ 取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B. II - 19 建築工事・設備工事における標準区分の内容

部位コード					
内外		部位		部位コード	
コード	名称	コード	部位	コード	名称
1	外部	010	屋根・屋上	1010	外部屋根・屋上
1	外部	020	床	1020	外部床
1	外部	030	巾木	1030	外部巾木
1	外部	040	壁	1040	外部壁
1	外部	050	柱型	1050	外部柱型
1	外部	060	梁型	1060	外部梁型
1	外部	070	開口部	1070	外部開口部
1	外部	080	天井	1080	外部天井
1	外部	090	廻縁	1090	外部廻縁
1	外部	110	その他	1110	外部その他
2	内部	020	床	2020	内部床
2	内部	030	巾木	2030	内部巾木
2	内部	040	壁	2040	内部壁
2	内部	050	柱型	2050	内部柱型
2	内部	060	梁型	2060	内部梁型
2	内部	070	開口部	2070	内部開口部
2	内部	080	天井	2080	内部天井
2	内部	090	廻縁	2090	内部廻縁
2	内部	100	間仕切	2100	内部間仕切
2	内部	110	その他	2110	内部その他

【注意事項】

- ・この部位コードは、建築仕上げ工事の部位を示すコードである。
- ・開口部など、内外の区分が曖昧な場合は、取引当事者間の協議により使用方法を決定する。

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- ・CI-NET が管理する「建設資機材コード」を使用する。
- ・建築資材、工事費の建設資機材コードは、2021 年 3 月現在、Ver.1.80 が最新である。

[1213]品名・名称

品名、費目、工事科目名などの名称。

- ・8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「リ」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 54 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 32 バイトを推奨する。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、仕様などの摘要。

- ・8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「リ」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 66 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 30 バイトを推奨する。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・数量が 1 の場合も省略してはならない（1 を記載する）。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・ 単位は円。

[1292]定価

建設資機材の定価。

- ・ 単位は円。

[1293]単価掛率

[1292]定価に対する[1222]単価の%比率。

見積依頼者から単価端数の丸めの指示がある場合等、 $[1292]定価 \times 0.01 \times [1293]単価掛率$ と[1222]単価とが一致しないこともあり得る。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。

[1404]仕分け区分

明細データの仕分け等に使用するためのフリーエリア。取引当事者間の合意により記載内容を取り決める。

3. 建築見積依頼・回答メッセージの作成方法

本章は、建築見積依頼・回答メッセージを処理するための中間ファイルの作成方法とそのフォーマットを示す。

- 3.1 中間ファイルとは
- 3.2 建築見積中間ファイルの種類
- 3.3 建築見積中間ファイルのフォーマット
- 3.4 二種類の中間ファイルの相互変換方法

3.1. 中間ファイルとは

1) 中間ファイルの役割

- ・ 中間ファイルとは、自社の見積システムとトランスレータとを媒介するファイルである。

2) 中間ファイルの必要性

- ・ 市販のトランスレータの多くは、送信時に見積システムのデータベースを直接読み込んだり、受信時に見積システムのデータベースに直接書き込むことができない。見積システムのデータベースは各社固有の構造を持つのに対し、市販トランスレータは汎用的に作られているためである。
- ・ したがってトランスレータと見積システム間で、固定長ファイル、CSV ファイル等の一般的な形式のファイルを媒介としたデータの引渡が必要となる。このファイルが中間ファイルである。

(2) 中間ファイルの利用方法

1) 送信時

- ・ EDI 利用者は、見積システムのデータベースから送信に必要なデータ項目のみを抽出し、トランスレータが処理可能な一時的なファイルを作成する。これが中間ファイルである。
- ・ トランスレータはこの中間ファイルから EDI メッセージを作成する。
- ・ 送信用の中間ファイルは、通常、送信完了後削除する。

2) 受信時

- ・ 受信時は、トランスレータが EDI メッセージから中間ファイルを作成する。
- ・ EDI 利用者は中間ファイルから必要なデータ項目を見積システムのデータベースに取り込む。
- ・ 受信用の中間ファイルは、通常、取り込み完了後削除する。

3.2. 建築見積中間ファイルの種類

見積システムから建築見積依頼・回答メッセージ（CI-NET 形式ファイル）を作成するには、以下の 3 通りの方法がある（CI-NET 形式ファイル受信時に見積システムに取り込む場合も同様に考えられる）。

- (a) 自社の責任でトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。
- (b) 自社の責任で中間ファイルを作成し、CI-NET LiteS 対応パッケージによってトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。
- (c) 上記 b)と同様。ただし BCS.CSV フォーマット¹³を利用する取引先とのデータ交換も必要なため、BCS.CSV フォーマットと互換性のある中間ファイルとする必要がある。

¹³ BCS.CSV フォーマット：社団法人建築業協会（BCS、現一般社団法人日本建設業連合会）が定めたデータ・フォーマット。

B. II 建築見積

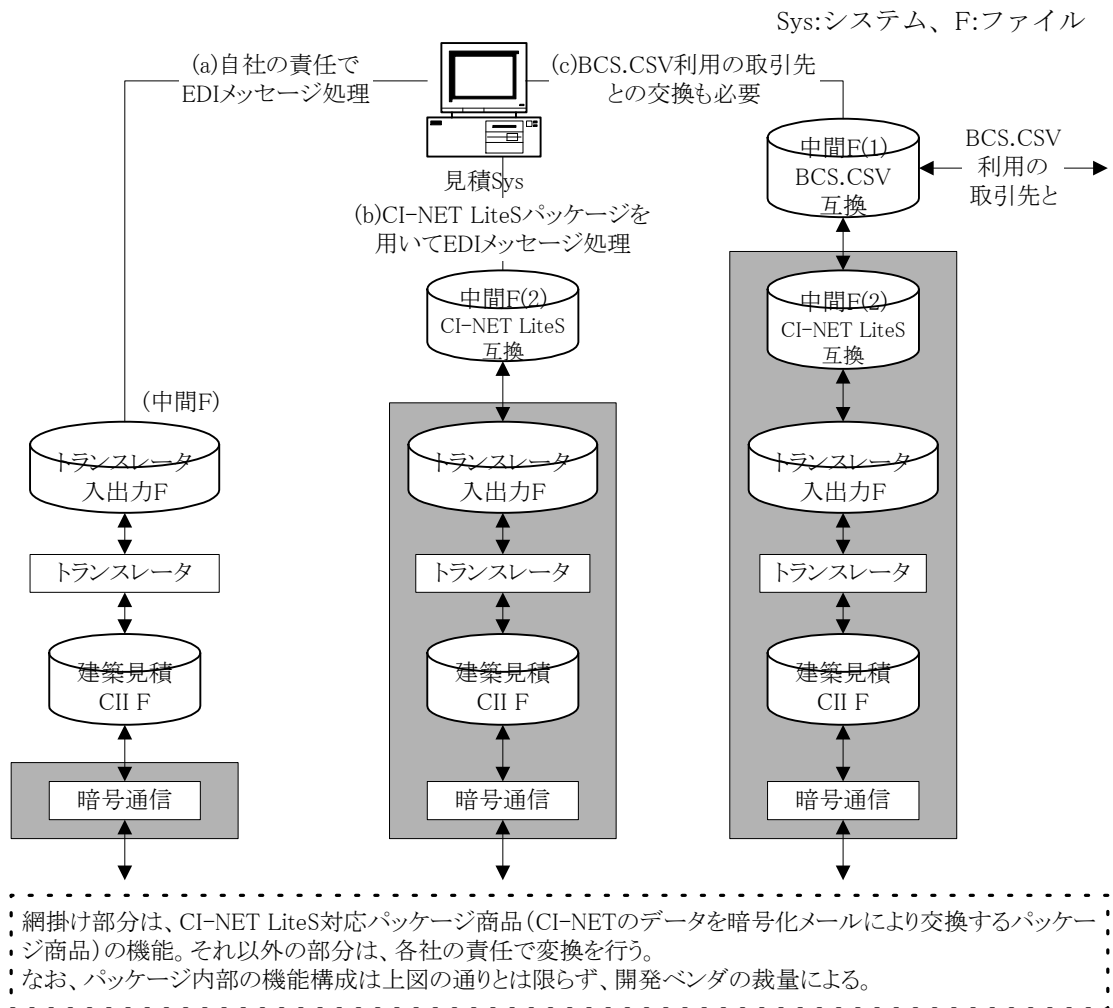


図 B. II - 7 建築見積業務の中間ファイルの種類

このうち(a)の場合は、自社の責任内でトランスレータの設定、中間ファイルの処理を行うので、中間ファイルのフォーマット等について特に規定はしない。

一方(b)、(c)では、ベンダ各社が共通のファイル・インタフェースを持つ CI-NET LiteS 対応パッケージを開発できるよう、中間ファイル・フォーマットに係わる規定を定める。以下、本資料では「3.3 (1) BCS.CSV 互換の中間ファイル、(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイル」において、互換中間ファイルのフォーマットを定める。

3.3. 建築見積中間ファイルのフォーマット

(1) BCS.CSV 互換中間ファイル

1) 全体仕様

- 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - 一方は、1 行の全体情報部分（鑑）レコードから構成される中間ファイルとする。
 - 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。
見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - 中間ファイルの名称は以下の通りとする。
 - 全体情報中間ファイル `cih***.csv`
 - 明細情報中間ファイル `cim***.csv`
 「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。
- 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- 両中間ファイルとも、各レコードは、カンマ区切りによる可変長ファイルとする。データ項目の値がカンマを含む場合は、当該データ項目全体を「"」で囲む。
- 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定めた最大長以下とする。

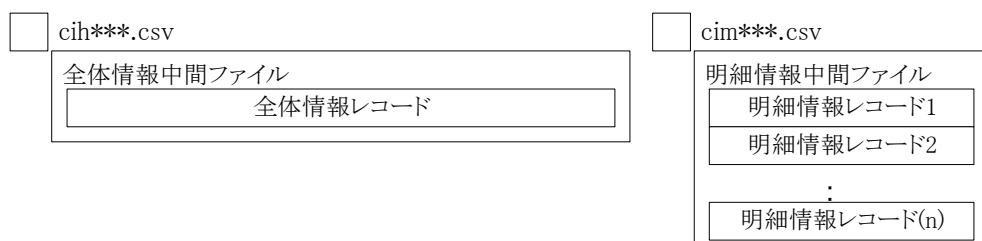


図 B. II - 8 BCS.CSV 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

【注意事項】

- 上記の 2 ファイルのうち、明細情報中間ファイルが BCS.CSV ファイルと互換性のある形式となっている（BCS.CSV ファイルには全体情報部分（鑑）は存在しない）。
- 明細情報中間ファイルは、先頭 19 項目が BCS.CSV ファイルと同一であり、20 番目以降の項目に CI-NET LiteS 特有のデータ項目を追加した形式となっている。

2) 全体情報中間ファイルの仕様

- 下表の順に記載する。

表 B. II - 20 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[ダグ番号]データ項目名	属性	補足
全体/明細の識別	X(5)	"ZZZZZ"を記載する。全体情報を意味する。
[1]データ処理 No.	9(5)	
[2]情報区分コード	X(4)	
[3]データ作成日	9(8)	

B. II 建築見積

[ダグ番号]データ項目名	属性	補足
[4]発注者コード	X(12)	
[5]受注者コード	X(12)	
[1197]サブセット・バージョン	X(10)	
[9]訂正コード	X(1)	
[1006]工事コード	X(12)	
[1007]帳票 No.	X(14)	
[1008]帳票年月日	9(8)	
[1009]参照帳票 No.	X(14)	依頼では値無しとする。
[1013]受注者名	K(40)	
[1024]発注者名	K(56)	
[1042]工事場所・受渡し場所名称	K(76)	
[1045]取引件名(注文件名)	K(40)	
[1070]見積有効期限年月日	X(8)	依頼では値無しとする。
[1140]見積有効期間	K(40)	〃
[1088]明細金額計	N(12)	〃
[1096]消費税額	N(12)	〃
[1097]最終帳票金額	N(12)	〃
[1179]帳票データチェック値 1 回目	X(15)	15 バイト全体の中の右詰め。
[1179]帳票データチェック値 2 回目	X(15)	値無しとする。
[1179]帳票データチェック値 3 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 4 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 5 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 6 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 7 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 8 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 9 回目	X(15)	〃
[1136]備考	M(240)	mix 属性。

3) 明細情報中間ファイルの仕様

- ・下表の順に記載する。

表 B. II - 21 BCS.CSV 互換中間ファイル 明細情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名		属性	補足
BCS.CSV ファイルと 同一の データ項目	[1200]明細コード先頭 4 桁	9(4)	↑ このファイル上では先頭ゼロ省略可。
	[1200]明細コード 5-8 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 9-12 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 13-16 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 17-20 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 21-24 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 25-28 桁	9(4)	↓
	[1294]階層レベル	9(2)	
	[1295]階層内通し番号	9(4)	
	行種	X(1)	次ページ参照。
	[1213]品名・名称 2 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
	[1214]規格・仕様・摘要 2 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
	[1218]明細数量	N(7.3)	
	[1219]明細数量単位	M(6)	mix 属性。
	[1222]単価	N(12.1)	依頼では値無しとする。
	[1251]明細別備考欄 2 回目	M(16)	mix 属性。
	[1213]品名・名称 1 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
	[1214]規格・仕様・摘要 1 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
	[1251]明細別備考欄 1 回目	M(16)	mix 属性。
CI-NET LiteS 特有のデータ 項目	[1200]明細コード 29-32 桁	9(4)	↑ このファイル上では先頭ゼロ省略可。
	[1200]明細コード 33-36 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 37-40 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 41-44 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 45-48 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 49-50 桁	9(2)	↓
	[1279]建設資機材コード	X(40)	
	[1401]設計記号・機器記号	M(12)	mix 属性。
	[1402]明細別工種・科目コード	M(12)	mix 属性。
	[1403]部位区分	M(12)	mix 属性。
	[1292]定価	N(12.1)	
	[1293]単価掛率	N(3.1)	
	[1404]仕分け区分	M(24)	mix 属性。
	[1197]サブセット・バージョン	X(10)	先頭行のみ。全体情報中間ファイルと同一内容。

【BCS.CSV 互換中間ファイル上の行種】

表 B.Ⅱ-22 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」

CI-NET			BCS.CSV 互換中間ファイル	
明細行の種類	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	中間 ファイル 上の行種	備考
総括明細本体行	0	00	P	
総括明細コメント行	0	80	A	
総括明細範囲終端行	—	—	T	
内訳明細本体行	5	00	D	
内訳明細仕様行	5	01～49	A	
内訳明細計行	5	90	S	
内訳明細コメント行	5	80	A	
エレメント親行	E	00	E	
エレメント終端行	—	—	N	
別紙親行	B	00	B	
別紙終端行	—	—	N	
代価親行	Q	00	Q	
代価終端行	—	—	N	

【注】 BCS.CSV フォーマットにおいて明細書の先頭は明細書全体の親となる P 行（必須）であり、全体の件名、合計金額等が記載されるが、CI-NET メッセージではこの行の記載を義務づけない。記載する場合はコメント行として取り扱わなければならない。

【注】「—」は、CI-NET の建築見積依頼・回答メッセージに該当する行種がない。CI-NET のメッセージでは、BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行のような「終端行」を記載しない。このため BCS.CSV 互換中間ファイルと CI-NET LiteS 互換中間ファイル間の相互変換処理では、この行の付け外し処理が必要となる。詳細は「B.Ⅱ.3.4 (2) 明細情報中間ファイルの相互変換」を参照。

(2) CI-NET LiteS 互換中間ファイル

1) 全体仕様

- ・ 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - ・ 一方は、1 行の全体情報部分（鑑）レコードから構成される中間ファイルとする。
 - ・ 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。
見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - ・ 中間ファイルの名称は以下の通りとする。
 - 全体情報中間ファイル cih***.txt
 - 明細情報中間ファイル cim***.txt
 「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。
- ・ 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- ・ 両中間ファイルとも、各レコードは、タブ区切りによる可変長ファイルとする。このため、データ項目の値がカンマを含む場合も「"」で囲まない。
- ・ 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定

めた最大長以下とする。

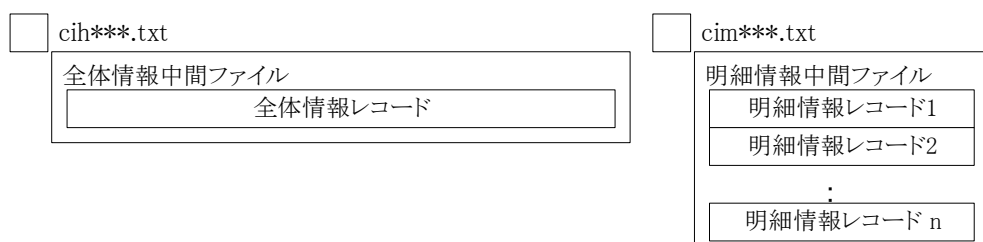


図 B. II - 9 CI-NET LiteS 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

2) 全体情報中間ファイルの仕様

- ・「表 B. II - 20 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序」の BCS.CSV 互換中間ファイルから先頭の項目「全体/明細の識別」を除いたものとする（[1]データ処理 No.～[1136]備考の 30 項目とする）。
- ・データ項目
建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。
以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

[1009] 参照帳票 No.

[1070] 見積有効期限年月日

[1140] 見積有効期間

[1088] 明細金額計

[1096] 消費税額

[1097] 最終帳票金額

建築見積依頼、回答メッセージともに同一フォーマット（並び順）なので、依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

3) 明細情報中間ファイルの仕様

- ・下表の順に記載する。
- ・データ項目
建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。
以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

[1222] 単価

表 B. II - 23 CI-NET LiteS 互換中間ファイル 明細情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性	補足
[1200]明細コード	X(50)	
[1294]階層レベル	9(2)	
[1295]階層内通し番号	9(4)	
[1288]明細データ属性コード	X(1)	
[1289]補助明細コード	X(2)	
[1213]品名・名称 1 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。

[タグ番号]データ項目名	属性	補足
[1214]規格・仕様・摘要 1 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1213]品名・名称 2 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 2 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1218]明細数量	N(7.3)	
[1219]明細数量単位	M(6)	mix 属性。
[1222]単価	N(12.1)	依頼では値無しとする。
[1251]明細別備考欄 1 回目	M(16)	mix 属性。
[1251]明細別備考欄 2 回目	M(16)	mix 属性。
[1279]建設資機材コード	X(40)	
[1401]設計記号・機器記号	M(12)	mix 属性。
[1402]明細別工種・科目コード	M(12)	mix 属性。
[1403]部位区分	M(12)	mix 属性。
[1292]定価	N(12.1)	
[1293]単価掛率	N(3.1)	
[1404]仕分け区分	M(24)	mix 属性。

3.4. 二種類の間接ファイルの相互変換方法

BCS.CSV 互換および CI-NET LiteS 互換の両中間ファイルの相互変換処理は、おおよそ以下の通りとなる。また、両ファイルでフィールド・セパレータが異なる（カンマ区切りとタブ区切り）点にも対応が必要である。

(1) 全体情報中間ファイルの相互変換

- ・ BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、先頭の項目（=ZZZZZ）を削除する。
- ・ 逆向きの変換では、先頭に全体・明細の識別（=ZZZZZ）を挿入する。

BCS.CSV互換中間ファイル		BCS.CSV互換中間ファイル
全体/明細の識別	←つけ外し→	
[1]データ処理No.		[1]データ処理No.
[2]情報区分コード		[2]情報区分コード
[3]データ作成日		[3]データ作成日
[4]発注者コード		[4]発注者コード
[5]受注者コード		[5]受注者コード
[1197]サブセット・バージョン		[1197]サブセット・バージョン
[9]訂正コード		[9]訂正コード
[1006]工事コード		[1006]工事コード
[1007]帳票No.		[1007]帳票No.
[1008]帳票年月日		[1008]帳票年月日
[1009]参照帳票No.		[1009]参照帳票No.
[1013]受注者名		[1013]受注者名
[1024]発注者名		[1024]発注者名
[1042]工事場所・受渡し場所名称		[1042]工事場所・受渡し場所名称
[1045]取引件名(注文件名)		[1045]取引件名(注文件名)
[1070]見積有効期限年月日		[1070]見積有効期限年月日
[1140]見積有効期間		[1140]見積有効期間
[1088]明細金額計		[1088]明細金額計
[1096]消費税額		[1096]消費税額
[1097]最終帳票金額		[1097]最終帳票金額
[1179]帳票データチェック値 1回目		[1179]帳票データチェック値 1回目
[1179]帳票データチェック値 2回目		[1179]帳票データチェック値 2回目
[1179]帳票データチェック値 3回目		[1179]帳票データチェック値 3回目
[1179]帳票データチェック値 4回目		[1179]帳票データチェック値 4回目
[1179]帳票データチェック値 5回目		[1179]帳票データチェック値 5回目
[1179]帳票データチェック値 6回目		[1179]帳票データチェック値 6回目
[1179]帳票データチェック値 7回目		[1179]帳票データチェック値 7回目
[1179]帳票データチェック値 8回目		[1179]帳票データチェック値 8回目
[1179]帳票データチェック値 9回目		[1179]帳票データチェック値 9回目
[1136]備考		[1136]備考

図 B. II - 10 全体情報中間ファイルの相互変換

(2) 明細情報中間ファイルの相互変換

1) レコード内の位置の変更

次図にならない、レコード内のデータ項目位置の変更等を行う。

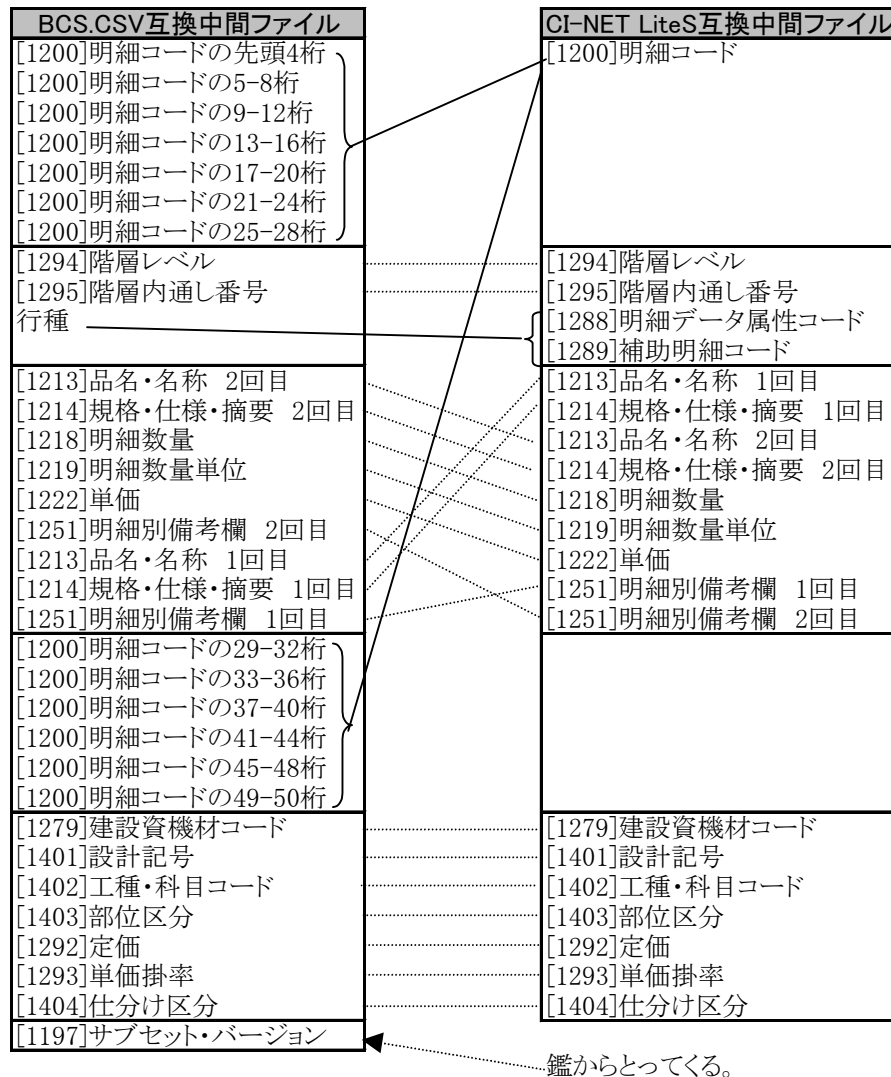


図 B. II - 11 明細情報中間ファイルの相互変換

- 点線は、位置の変更のみであり、値の変換は伴わない。
- [1200]明細コードについては、以下に例示するような値の変換が必要である。

【例】

BCS.CSV 互換 1、2、3、4、5、6、7...(省略)...8、9、10、11、12
 CI-NET Lites 互換 00010002.2003000400050006000700080009001000110012

- [1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードについては、「表 B. II - 22
 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」」に示す値の変換を行う。

【留意事項】 行種の変換に際する留意点

・ BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、行種 A は、建築見積依頼・回答メッセージの明細行種類（[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによって定まるもの）に一意に対応しない。このため、変換に際しては、前後の明細行の行種等から判断して適切な変換を決定する必要がある（下表例）。

表 B. II - 24 BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向き変換時の
A 行の変換処理例

BCS.CSV 互換 中間ファイル	建築見積依頼・回答メッセージでの明細行種類 (=CI-NET LiteS メッセージでの明細行種類)	
A	総括明細コメント 行 (0、80)	・ 同一階層レベルの兄弟に P 行が存在する場合、総括明細コメント行であると判断する。
	内訳明細仕様行 (5、01～5、49)	・ 自行と同一値の[1200]明細コードを持つ D 行が存在する場合、内訳明細仕様行であると判断する。
	内訳明細コメント 行 (5、80)	・ 上記のいずれにも該当しない A 行は、内訳明細コメント行であると判断する。

2) T 行、N 行等の挿入、削除

建築見積依頼・回答メッセージでは BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行に相当する「終端行」を使用しないため、相互の変換においては、これらの付け外しが必要となる。

① BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では以下が必要である。

- (a) 明細書全体の親となる P 行 ([1200]明細コードでソートした場合の先頭行) を、CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。
- (b) T 行、N 行を CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。

② CI-NET LiteS 互換中間ファイル→BCS.CSV 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では、T 行、N 行を必要な箇所に生成、挿入して BCS.CSV 互換中間ファイルに書き出す処理を行う。この場合の処理例の概要を示す。

- (a) CI-NET LiteS 互換中間ファイル (鑑部) の[1045]取引件名、[1088]明細金額合計、[1197]サブセット・バージョン等の値を、BCS.CSV 互換中間ファイルの第 1 行に P 行として書き出す。
- (b) CI-NET LiteS 互換中間ファイル (明細部) を[1200]明細コードによりソートする。
- (c) ソート後の各行に対し以下の処理を行う。
 - ・ 自行の階層が前行より浅ければ、
 - ・ 前行の階層レベルと自行の階層レベルの差に相当する数の終端行を書き出す。書き出すべき終端行が T 行か N 行かの判定は、階層を遡って把握する。
 - ・ 終端行を書き出した後に自行を書き出す。
 - ・ 自行の階層が前行と同階層ならば、
 - ・ 前行が総括明細本体行ならば、前行に続いて T 行を書き出す。
 - ・ 前行がエレメント親、別紙親、代価親行ならば、前行に続いて N 行を書き出す。
 - ・ 自行を書き出す。
- (d) 末尾に、先頭行に対応する T 行を書き出す。

B.情報表現規約

Ⅲ. 設備見積メッセージ

Ⅲ. 設備見積メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

設備見積業務のデータ交換手順の概要を説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して価格の見積を依頼する場合、「設備見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「設備見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

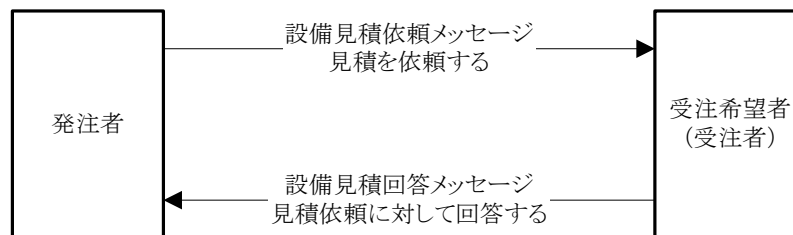


図 B.Ⅲ- 1 設備見積業務のデータ交換手順

【注】見積依頼は、電子データ交換（EDI）以外の手段によって行われることもある。

【注】設備見積依頼メッセージ、設備見積回答メッセージは、CSV フォーマットによる受けを行うため、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 には記載するが、トランスレータには適用しないこととする。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

(1) 取引を特定するデータ項目 —設備見積依頼と設備見積回答との対応—

下表の項目は、設備見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・ どの発注者が : [4]発注者コード
- ・ どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- ・ どの見積依頼か : [1007]帳票 No.、あるいは[1009]参照帳票 No.

を示す。

表 B.Ⅲ- 1 設備見積依頼と設備見積回答の対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
設備見積依頼	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1007]帳票 No.	・ [4]発注者コードには、発注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [5]受注者コードには、受注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個々の見積依頼の管理番号（見積依頼番号）を記載する。
設備見積回答	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1009]参照帳票 No.	・ [4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する設備見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

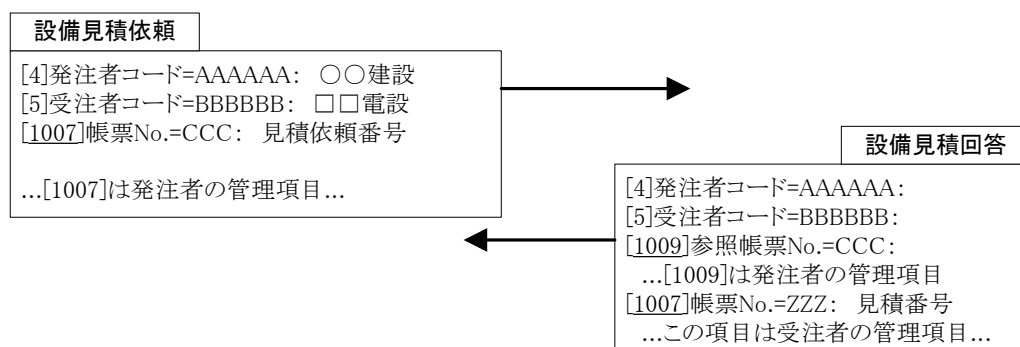


図 B.Ⅲ- 2 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による設備見積依頼/回答の対応

【注意事項】再見積依頼時の処理

一度提出された見積回答に対して、ネゴシエーション等のために発注者が再度の設備見積依頼メッセージを送信する際には、受注者の利便性の観点から元の見積回答と再度の見積依頼との対応を明確にするため、設備見積依頼メッセージに次のように、[1009]参照帳票 No.に見積番号（すなわち、対応する設備見積回答メッセージの[1007]帳票 No.の値）を記載しなければならない。

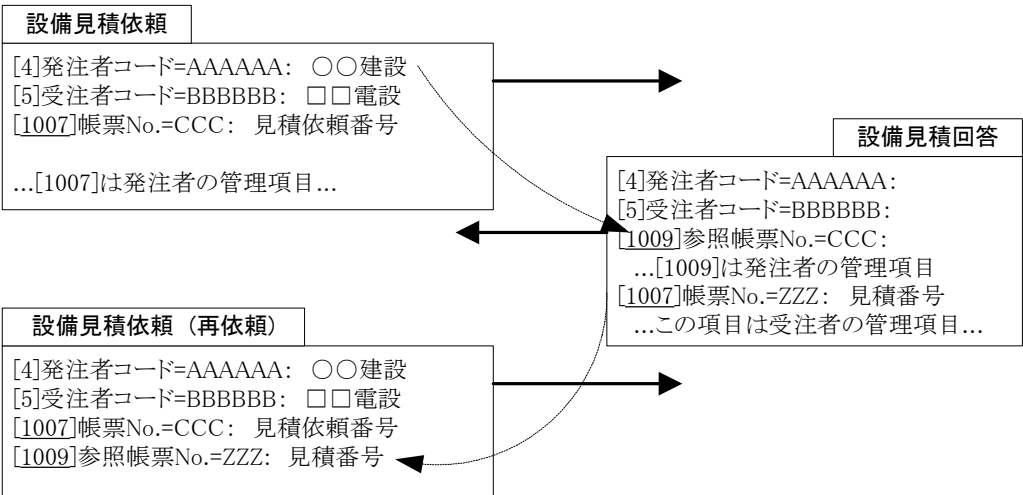


図 B.Ⅲ- 3 再見積依頼時における処理

(2) 同一取引における帳票種類(設備見積依頼あるいは回答)の区分

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(設備見積依頼あるいは回答)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

[2]情報区分コード: 設備見積依頼: 0303
 設備見積回答: 0304

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う（次図参照）。[1]データ処理 No.は昇順の自然数とする。

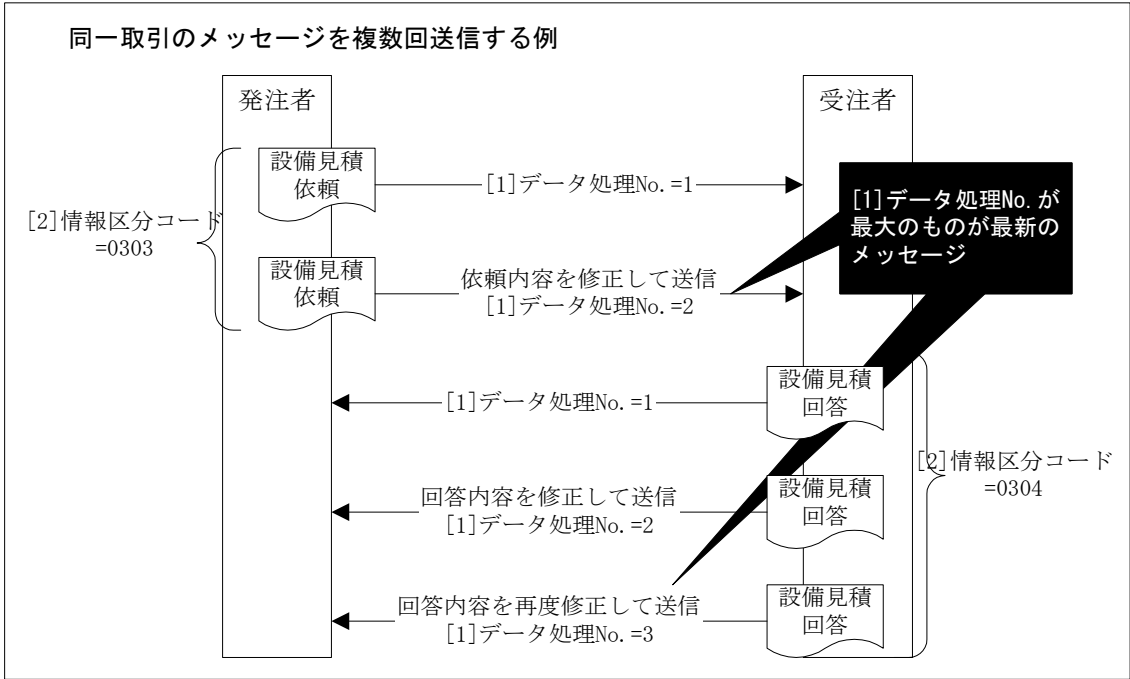


図 B.Ⅲ- 4 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.Ⅲ. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

表 B.Ⅲ- 2 明細情報部分の利用区分

タグ	データ項目名	利用区分									
		総括明細				見積条件等		内訳明細			
		本体行	仕様行	計行	コメント行	見積条件	メーカーリスト	本体行	仕様行	計行	コメント行
1200	明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1288	明細データ属性コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1289	補助明細コード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1203	明細別取引区分コード	○						○			
1279	建設資機材コード	○		○				○		○	
1280	コード送信側変換結果コード	○		○				○		○	
1281	建設資機材標準名称	○		○				○		○	
1282	コード受信側変換結果コード	○		○				○		○	
1211	摘要コード	○						○			
1213	品名・名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1214	規格・仕様・摘要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1218	明細数量	○			○			○			○
1219	明細数量単位	○			○			○			○
1222	単価	○			○			○			○
1223	明細金額	○		○	○			○		○	○
1292	定価	○						○			
1251	明細別備考欄	○						○			

【凡例】

■利用区分

- ；メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
- ；メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。
- 空欄：当該メッセージでは使用してはならないデータ項目。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。
以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

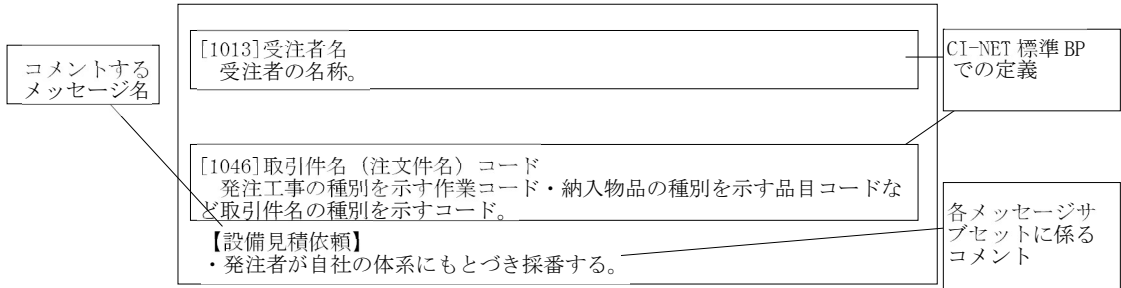


図 B.Ⅲ- 5 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。
上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは設備見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。
メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.Ⅲ.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目
1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理 No.
受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【設備見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [2]情報区分コード
 - [4]発注者コード
 - [5]受注者コード
 - [1007]帳票 No.
- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 「B.Ⅲ.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

【設備見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [2]情報区分コード

[4]発注者コード
[5]受注者コード
[1009]参照帳票 No.

- ・昇順の自然数とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・「B.Ⅲ.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ- 3 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
設備見積依頼	0303
設備見積回答	0304

[3]データ作成日
メッセージデータを作成した年月日。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁
MM: 月 2 桁
DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード
注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。
[5]受注者コード
注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備見積依頼、設備見積回答メッセージにおいて同一でなければならない。
- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

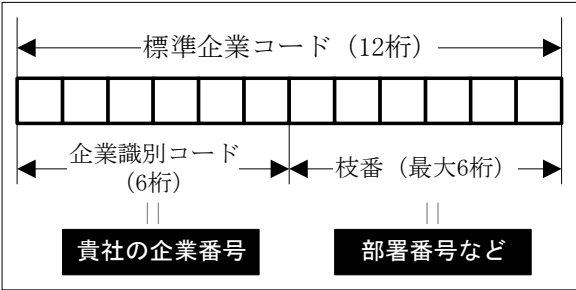


図 B.Ⅲ- 6 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：
6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ- 4 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
設備見積依頼	REQSET02.20
設備見積回答	QUOSET02.20

[9]訂正コード
情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- ・「1」を記載する。
- ・既に送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。こうした場合に、既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「B.Ⅲ.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1006]工事コード
工事場所、受渡場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- ・設備見積回答メッセージでは、対応する設備見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1007]帳票 No.
帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ- 5 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
設備見積依頼	見積依頼番号； 発注者が自身の管理番号として独自に発番する。
設備見積回答	見積番号； 受注者が自身の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日
帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ- 6 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
設備見積依頼	発注者が見積を依頼する年月日。
設備見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

【例】20210601

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

「B.Ⅲ.2.1(1)取引を特定するデータ項目 【注意事項】」を参照。

表 B.Ⅲ- 7 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
設備見積依頼	再見積依頼の場合に限り、受注者が発番した見積番号（対応する設備見積回答メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。
設備見積回答	発注者が発番した見積依頼番号（対応する設備見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・以下のルールに従う。

表 B.Ⅲ- 8 参照帳票年月日

メッセージ	[1010]参照帳票年月日
設備見積依頼	再見積依頼の場合に限り、受注者が見積を回答した年月日（対応する設備見積回答メッセージの[1008]帳票年月日）を記載する。
設備見積回答	発注者が見積を依頼した年月日（対応する設備見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日）を記載する。

【例】20210601

2) 見積内容を表すデータ項目

[1181]帳票名称

伝送するメッセージデータの名称。

- ・本データ項目は設備見積回答メッセージでは使用しないことが推奨される。

【例】 ○○社△棟電気設備工事見積書その2

[1013]受注者名
受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】 振興建設株式会社

3) 発注者の内部管理データ項目

[1017]受注者担当部署名
受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】 東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 03-5473-4573
03(5473)4573
0354734573

[1024]発注者名
発注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】 振興建設株式会社

[1028]発注者担当部署名
発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】 本店積算部積算課

[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1372]工種・科目コード
帳票データの工種、科目を示すコード。

- ・工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、その場合は8ビット文字、16ビット文字(半角、全角)混在可とする。

表 B.Ⅲ- 9 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.Ⅲ- 10 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨て・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】振興ビル新築工事

[1016]工事場所・受渡場所郵便番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。

- ・主に作業所の郵便番号を記載する。
- ・受注者側で工事物件の所在地把握に利用するため、設備見積依頼メッセージには可能な限り記載しなければならない。

[1043]工事場所・受渡し場所住所

工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。

- ・主に作業所の住所を記載する。
- 【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1041]工事場所・受渡場所電話番号

工事場所・受渡場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。

[1182] 工事場所・受渡場所 FAX 番号

工事場所・受渡場所（納入場所）の FAX 番号。市外局番を含む。

[1371]工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)

工事場所・受渡し場所(納入場所)が所在する都道府県および市区町村を示す JIS コード (JIS X-0401 および JIS X-0402)。

- ・主に作業所の電話番号、FAX 番号、都道府県コード、市区町村コードを記載する。
- ・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を示し、主に発注者の本支店の部署を示す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。
- ・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。
- ・所在地コードは、上 2 桁に都道府県コード(JIS X-0401)を、下 3 桁に市区町村コード(JIS X-0402)を記載する。
- ・受注者側で工事物件の所在地把握に利用するため、設備見積依頼メッセージには可能な限り記載しなければならない。

[1045]取引件名(注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

- ・見積対象となる工事、工種の名称を記載する。 【例】給排水衛生設備工事。
- ・なお、見積帳票記載上の慣行に倣って「〇〇ビル新築工事」ともなう給排水衛生設備工事」といったように物件名を含めて記載してもよい。

[1139]工期・納期指定

工期、納期に関する条件を文面で示す。

【例】自：2003年4月1日 至：2003年9月30日

【例】至急納品

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

- ・支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・発注者は、設備見積依頼メッセージのこのデータ項目に、自身が要求する支払条件を記載する。
- ・受注者は、設備見積回答メッセージのこのデータ項目に、自身が要求する支払条件を記

載する。

【例】 当社規定による

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

・本データ項目は設備見積回答メッセージでは使用しないことが推奨される。

・見積条件は明細行の[1213]品名・名称あるいは[1214]規格・仕様・摘要に記載する。見積条件を記載する明細行は、当該行が見積条件行であることを明らかにするため[1288]明細データ属性コード=1 とする（詳細は「(3)明細部のデータ項目：階層構造を示すデータ項目」を参照）。

[1174]発注者側見積・契約条件

発注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

[1140]見積有効期間

見積書の有効期間を文面で示す。

【例】 平成15年4月1日

2003年4月1日

提出後15日間

[1141]見積提出期限年月日

見積書の提出期限の年月日。

・年は西暦4桁を使用する。

・年月日による記載とし、時分秒は使用しない。

【例】 20210601

[57]消費税コード

消費税込み（内税）、消費税抜き（外税）を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.10 消費税コード」（次表参照）に準拠する。

・ただし、消費税コード=3（内税、外税混在）は使用しない。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ- 11 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み（内税）の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き（外税）の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2

分類	内容	消費税コード
内税 外税 混在	明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを示す	3

[59]課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.11 課税分類コード」(次表参照)に準拠する。
- ・ メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.Ⅲ- 12 課税分類コード

分類	[59]課税分類 コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

- 【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。
- ・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【注意事項】

- ・ [59]課税分類コードが”1”、”4”、”5”の場合は、[1096]消費税額の計算を行う。
- ・ [59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額の計算を行わない。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・ 詳細は「B.Ⅱ.建築見積 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を示すデータ項目」を参照。
- ・ 単位は円。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

- ・ 単位は円。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。

- ・ 単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

- ・ 小数点以下切り捨て。
- ・ 単位は円。

【設備見積回答】

- ・ **[1088]明細金額計**に対する消費税額の合計とする。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計+**[1096]消費税額**。

- ・ 単位は円。

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】 全明細行数、帳票 No. やデータ処理 No.などをセットする。

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

4) その他のデータ項目

[55]自由使用欄

各社独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- ・ 本データ項目は設備見積/回答メッセージでは使用しないことが推奨される。

[1383]受注者側専用使用欄

受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- ・ 1バイト（半角）文字、2バイト（全角）文字混在使用可とする。
- ・ 設備見積依頼メッセージで、設備見積回答メッセージを受けて再度の見積依頼を行う場合などは、対応する設備見積回答メッセージの値を変更せず送信する。

[1384]発注者側専用使用欄

発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- ・ 1バイト（半角）文字、2バイト（全角）文字混在使用可とする。
- ・ 設備見積回答メッセージでは、対応する設備見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

[1640]建設資機材コードバージョン

建設資機材コードのバージョン。

【例】 1.80

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- 4 桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- 4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：00010001
誤：__1__1 （"_"はスペースを示す）
- 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正：00010001
誤：000100010000
誤：00010001_____ （"_"はスペースを示す）

【例】

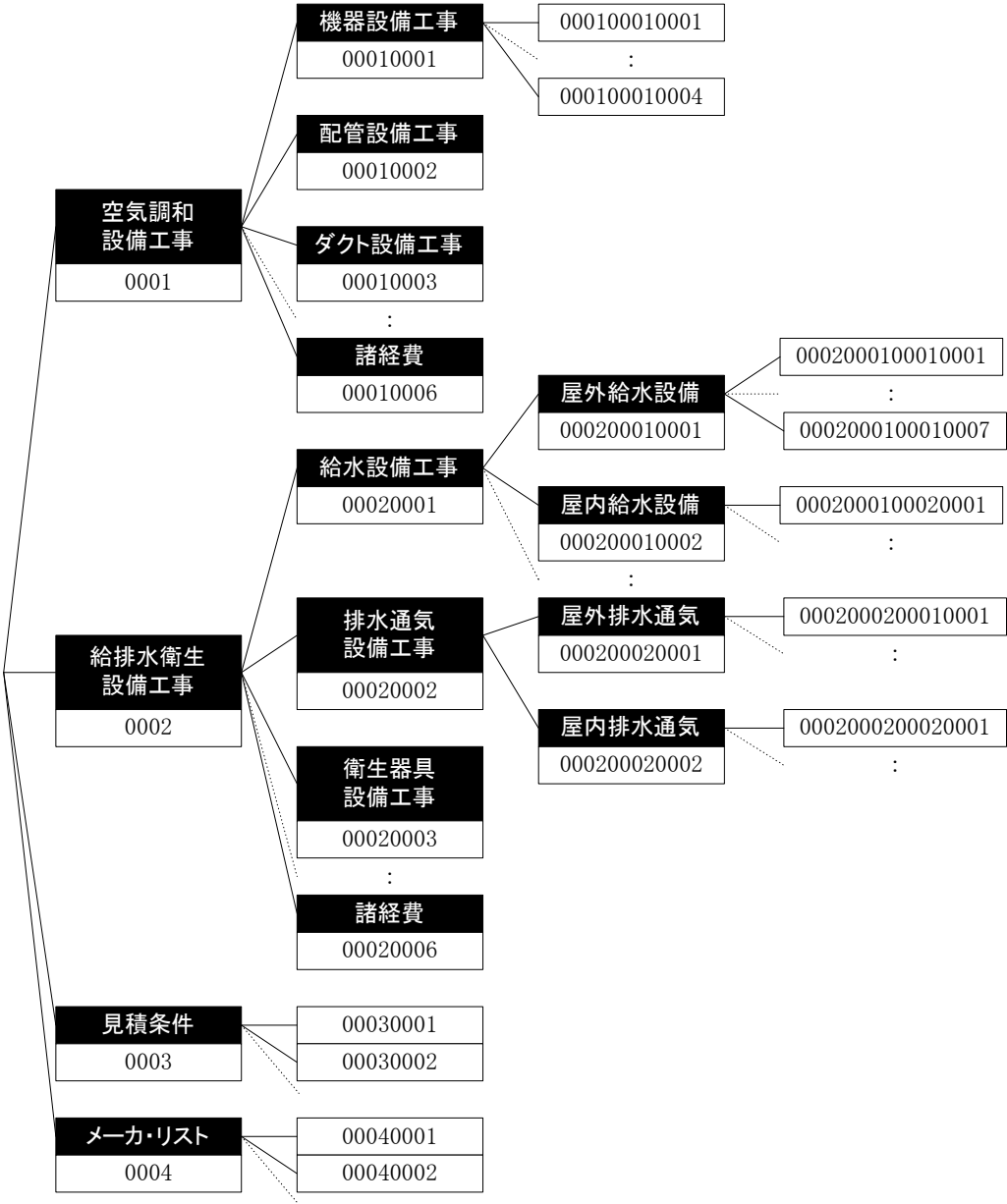


図 B.Ⅲ- 7 階層構造の例

[1288]明細データ属性コード
[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅲ- 13 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リス ト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー 名を記載する行。明細書の金額計算には関係しな い。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

設備見積メッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

①本文、エレメント・別紙・代価の不使用

- ・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②総括明細行（[1288]=0）に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

（定義）

- ・種目（棟別、工区別、屋外など）、科目（空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など）、諸経費などを示す明細データを示す。

（用法上の注意）

- ・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を示す階層で([1288]=0)の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。
- ・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。
- ・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「0」または「5」とする。
- ・建設資機材を示す明細データが「0」となることはない。

③内訳明細行（[1288]=5）に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

（定義）

- ・建設資機材を示す明細データを示す。
- ・内訳明細行「5」の下に明細データを持つことはできない。

（用法上の注意）

- ・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を示す階層で([1288]=5)の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.Ⅲ- 14 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・約款等の内容を記載する行 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・本文行のみを別帳票で印字する。

設備見積メッセージ個別ルール

以下を設備見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件等([1288]=1～4) の場合、1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A 行)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。
- ・全体情報部分（鑑）の[1088]明細金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223] \text{明細金額})$$

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.Ⅲ- 15 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの
組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1 階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1 階層下に明細データを持つことができない。
見積 条件 等	見積条件	1	80	・1 階層下に明細データを持つことができる。
	メーカー・リスト	2	80	・1 階層下に明細データを持つことができる。
	自由採番	3	80	・1 階層下に明細データを持つことができる。
	自由採番	4	80	・1 階層下に明細データを持つことができる。
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1 階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。 金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

④明細データのサンプル例

(a)基本的な明細データの構成：

(a-1)明細構造順に作成したデータ（仕様行無しの簡略例） → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ（仕様行無しの簡略例） → サンプル(a-2)参照

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し（総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの）を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行（[1289]=80）とする。
- ・またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以降の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。（※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第 2 キーとして[1289]補助明細コードを加える）。
- ・上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第 1 キー、[1200]明細コードを第 2 キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

B.Ⅲ.設備見積

表 B.Ⅲ- 16 サンプル(a-1) 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	1.機器設備～諸経費の明細金額の和
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	RB-1
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、機器設備工事の単価
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器	〇〇重工
"	00040003	2	80	ポンプ	□□製作所
"	00040004	2	80	空気調和機	△△重工

B.Ⅲ.設備見積

表 B.Ⅲ- 17 サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
"	00010001	0	00	1.機器設備工事	
"	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
"	00020001	0	00	1.給水設備工事	
"	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
"	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
"	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
"	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
内訳本体	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
"	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
"	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
"	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
"	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010008	5	00	配管工事	
"	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順
の場合ページ
見出し行を
記載すること
がある。この
記載有無
は、データ作
成側の任
意。

見出し行はコ
メント行として
扱う。

内訳明細行
の[1200]明
細コードの
末尾4桁は、
見出し行を
挿入した
分、サンプ
ル(a-1)に較
べて繰り下
げる。

表 B.Ⅲ- 18 サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
内訳仕様	000100010001	5	01		ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様
"	000100010001	5	02		冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h
"	000100010001	5	03		冷水750L/min 12→7度C
"	000100010001	5	04		温水750L/min 50→55度C
"	000100010001	5	05		冷温水ポンプ 7.5kw
"	000100010001	5	06		冷却水ポンプ シスターン組込
"	000100010001	5	07		燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h
"	000100010001	5	08		感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共
内訳本体	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
内訳仕様	000100010002	5	01		型式 片吸込渦巻型
"	000100010002	5	02		65φ×430L/min×15m×2.2kw (3φ-200V)
"	000100010002	5	03		防振装置共
内訳本体	000100010003	5	00	空調機	AHU-1
内訳仕様	000100010003	5	01		型式 水平型
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計	
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010006	5	00	配管工事	
"	0002000100010007	5	00	現場雑費	
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計	
内訳コメント	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
内訳コメント	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は〇〇型にて積算しています。	
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	

2) 見積内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入、支給品、レンタル、リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.8.3 取引区分コードリスト」(次表参照)に準拠する。

表 B.Ⅲ- 19 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
34	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数3桁)×[1218]数量）。
35	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数3桁)×[1218]数量（[1218]数量＝[1216]補助数量×[1208]使用期間））
36	レンタル・リース取引で計算処理は行わない。[1223]明細金額のみを数値(金額)として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

【個別ルール】

- ・ [1203]のうち、コード:34、35、36 は、工事請負契約外以外のメッセージには使用しない

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- ・ 建設資機材コードは、建設資機材に対して採番された可変長（固定長部分+可変長部分）コードである。

このコードの構造は以下の通りである。建設資機材を、「分野」、「大分類」、「中分類」、「小分類」、「細分類」という5つの分類項目により階層的に表現している。また、スペックとは、コード化の表現方法を定めた「書式」を指す。実際に EDI メッセージとして表現するためには、この書式に従って展開（スペックの書式に数字を入れ込むこと）する必要がある。

表 B.Ⅲ- 20 建設資機材コードの構造

分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレーター	スペック
Byte 数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大 25byte

固定長部分 (14 byte)

※スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに "_" (アンダーバー) を用いる。

※スペックがない場合には "&" は付加しない。

【例】

建設資機材コードは上表の 14 桁（分野～細分類）が本体であり、その後、資機材の詳細を示すスペックを記載することが可能。

スペックの有無、およびスペック有りの場合の表現書式は、資機材ごとに定められている。下の例の 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブルでは、スペックを表記する際は、導体径をミリメートル（mm）単位で、線心数をその数で表記することと定められている。

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R) 導体径 2.0mm 2 心 ;

[建設資機材コードの書式定義]

分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレーター	スペック
40	05	010	0300	000	&	[導体径]MM_[線心数]C

分野 : 40=電気設備
大分類 : 05=配線
中分類 : 010=電力用電線
小分類 : 0300=600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R)

[スペックの書式を展開すると...]

40	05	010	0300	000	&	2.0MM_2C

図 B.Ⅲ- 8 建設資機材コードの例

【コードリスト】

情報化評議会のホームページからダウンロードできる。

URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/sikizai.html>

大分類レベルまでのコードリストは次表のとおりである。

表 B.Ⅲ- 21 建設資機材コード 大分類コード表.

分野名	大分類名	分野・大分類コード
共通資材	塗料	1010
	仮設	1020
	土工	1025
	基礎・地業	1030
	コンクリート	1040
	骨材	1050
	型枠	1060
	鉄筋	1070
	鉄骨	1080
	共用その他	1090
土木資材	河川・砂防・ダム	2005
	道路・舗装	2010
	橋梁・トンネル	2020
	セグメント	2025
	上・下水道	2030
	造園・緑化	2040
	港湾・海岸	2050
	土地改良	2060
	防水	2080
	土木資材その他	2090
建築資材	組積	3005
	防水	3007
	石材	3010
	タイル	3015
	木工	3017
	屋根材	3020
	建築金物	3025
	左官材	3030
	仕上塗材	3035
	木製・樹脂製建具	3040
	金属製建具	3045
	建具金物	3050
	ガラス	3055
	内・外装材	3060
	仕上ユニット	3065
	外構材	3070
	建築資材その他	3090
電気設備	配線	4005
	配管路・ダクト（電気）	4010
	配電機器	4020
	照明器具	4030
	通信機器	4040
	防災機器	4050
	外線・接地	4060
	電気設備その他	4090
	電気設備工事	4070
機械設備	機器設備	5005
	ダクト設備	5010

B.Ⅲ.設備見積

分野名	大分類名	分野・大分類コード
	配管設備	5020
	衛生器具設備	5030
	保温工事	5070
	塗装工事	5080
	専門工事	5090
	付帯工事	5093
	機械設備その他	5098
建設機械・工具	建設機械	6010
	機械工具	6020
	測定機器	6030
	公害防止	6040
	建設機械・工具その他	6090
公害防止、環境保全、用度資材	公害防止・環境保全資材	6310
	用度資材	6320
	公害防止・環境保全・用度資材その他	6390
各種料金	賃金	8010
	運賃	8020
	各種費用	8030
工事費	共通工事費	9005
	土木工事費	9010
	建築主体工事費	9020
	建築仕上工事費	9026
	防水工事費	9027
	建築屋外工事費	9030
	電気設備工事費	9040
	機械設備工事費	9050
	昇降設備工事費	9055
	その他の機械設備工事費	9059
	共通経費	9090
その他	計	9810

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。
コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- ・ [1279]建設資機材コードを使用する明細行のみ記載する（必須）。
- ・ CI-NET 標準 BP「3.2.3.23 コード送信側変換結果コード」（下表）に準拠する。

表 B.Ⅲ- 22 コード送信側変換結果コード

分類	[1280] コード送信側変換結果コード
正常変換	0
該当する建設資機材コードがコード変換テーブルに無し	1
該当する自社コードがコード変換テーブルに無し	2
自社コードがセットされていない	3

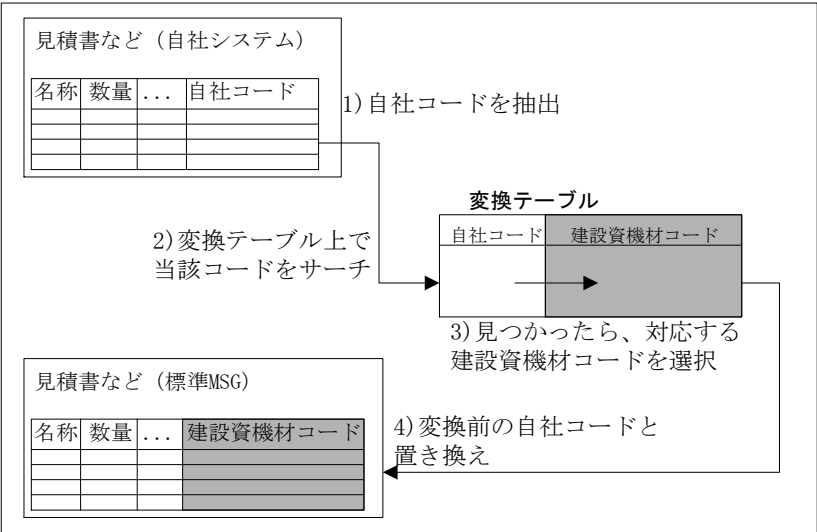


図 B.Ⅲ- 9 コード送信側変換結果コードの設定方法

- ・ 上図 1)の段階において自社コードがセットされていないならば、コード送信側変換結果コード=3。
- ・ 上図 2)のサーチにおいて、変換テーブル上に当該の自社コードが無ければ、コード送信側変換結果コード=2。
- ・ 上図 2)のサーチで当該の自社コードにヒットしたものの、対応する建設資機材コードが変換テーブルに記載されていないならば、コード送信側変換結果コード=1。

[1281]建設資機材標準名称
建設資機材の標準名称。

- ・ <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/sikizai.html> からダウンロードできる。

[1282]コード受信側変換結果コード
建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。
コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節3.24 コード受信側変換結果コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ メッセージを受信した側が処理するものであり（一般的には受信側企業のトランスレータがこの処理を行う）、送信者はメッセージ上にこの値を記載しない。

表 B.Ⅲ- 23 コード受信側変換結果コード

分類	[1282]コード受信側変換結果コード
正常変換	0
該当する自社コードが変換テーブルに無し	1
該当する建設資機材コードが変換テーブルに無し	2
建設資機材コードがセットされていない	3
建設資機材コードの分野～細分類で変換を行った	4
建設資機材コードの分野～小分類で変換を行った	5
建設資機材コードの分野～中分類で変換を行った	6
建設資機材コードの分野～大分類で変換を行った	7
建設資機材コードの分野までで変換を行った	8

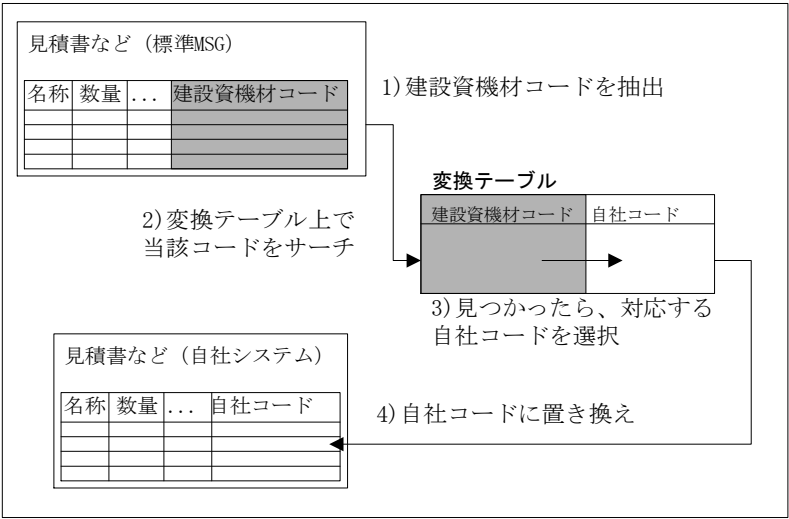


図 B.Ⅲ- 10 コード受信側変換結果コードの設定方法

- ・ 上図 1)の段階において建設資機材コードがセットされていないならば、コード受信側変換結果コード=3。
- ・ 上図 2)のサーチにおいて、変換テーブル上に当該の建設資機材コードが無ければ、コード受信側変換結果コード=2。
- ・ 上図 2)のサーチで当該の建設資機材コードにヒットした場合、そのヒットの程度（分野のみのヒット～14桁全てでのヒット）に応じて、コード受信側変換結果コード=4～8。
- ・ ただし、ヒットしたものの、対応する自社コードが変換テーブルに記載されていないならば、コード受信側変換結果コード=1。

[1211]摘要コード
将来の統一規格、仕様、摘要コードのための空きエリア。

- ・ [1279]建設資機材コードでは示すことができない規格、仕様、摘要を示すコード。例えば次のような建設資機材が該当する。
 - 新製品
 - 加工品
 - 特注品
 - ユニット（組合せ品）
- ・ 摘要コードは次の規則による。データ長最大 54 byte。

表 B.Ⅲ-24 摘要コード

	摘要属性	セパレータ "&"	摘要
byte 数	3	1	最大 50 byte (可変長)

摘要属性

建設資機材の属性（上記新製品、加工品など）を 3 byte 固定で表現する。
コードリスト（次表参照）のコードを使用する。

摘要

相対で取り決めているコード（型番、図面ごとの通し番号、製品名など）を 1 byte 系文字列で記述する可変長のフリーエリア。摘要を伝送する必要がある場合には、摘要属性の直後に"&"を付加し、その後に摘要を続ける。なお、摘要属性のみを伝送する場合には"&"を付加しない。

【コードリスト】

摘要属性（摘要コードの上3桁）のコードリストは次表のとおりである。

表 B.Ⅲ- 25 摘要属性コードリスト

分類	摘要属性コード
新製品	010
加工品	020
特注品	030
ユニット（組合せ）品	040
相対取引	050
自由使用エリア（当事者間で取り決めて使用できるエリア）	100～999

【例】

(例1)「自動車」で、相対取引による型番(A001)を示す場合。

[1279]建設資機材コード：6090500000000000（「自動車」を示す）

[1211]摘要コード: 050&A001 (相対の取決めで型番は

(例2)「照明器具」で、図面ごとに通し番号を示す場合。

[1279]建設資機材コード：4030000000000000（「照明器具」を示す）

[1211]摘要コード： 050&000001
(相対の取決めで通し番号 000001 を示す)

(例3) ブルドーザの新製品「X(製品名)」を示す場合

[1279]建設資機材コード：60100300100000（ブルドーザを示す）

[1211]摘要コード： 010 (新製品を示す)

[1213]名称： 製品名 X

[1213]品名・名称
品名、費目、工事科目名などの名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・[1214]規格・仕様・摘要との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「**〃**」、「**同**」、「**同上**」等は使用しない。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、仕様などの摘要。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・ [1213]品名・名称との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・ 数量が 1 の場合も省略してはならない (1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・ 半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 一部の資材に関しては、次表に指定された単位を使用しなければならない。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

表 B.Ⅲ- 26 [1219]明細数量単位に使用可能な単位(資機材種類別)

分野	No.	資機材	建設資機材コード	使用可能単位	備考
電気設備	1	電線類	40050100000000～ 40050899999999	m 本	
	2	電線管	40100100000000～ 40100102199999	m 本	付属品を除く
	3	ダクト	(バスダクト) 40100300100000～ 40100300199999 (ライティングダクト) 40100300300000～ 40100300399999 (フロアダクト) 40100300600000～ 40100300699999	m 本 個	
	4	ケーブルトラフ	40100700100000～ 40100700399999	m 本 個	
	5	線び レースウェイ	(一種金属製) 40101300100000～ 40101300199999 (合成樹脂製) 40101300300000～ 40101300399999 (二種金属製) 40101300500000～ 40101300599999	m 本	
	6	ケーブルラック	(鋼板製) 40101700100000～ 40101700199999 (アルミ製) 40101700300000～ 40101700399999 (鋼板製 亜鉛メッキ) 40101700500000～ 40101700599999 (ステンレス製) 40101700700000～ 40101700799999 (亜鉛鍍金) 40101700900000～ 40101700999999	m 本	
機械設備	7	ダクト設備	50100500000000～ 50100509999999	m m 2	
	8	铸铁管	50201100000000～ 50201109999999	m 本 個	*1
	9	排水用 耐火二層管	50201701000000～ 50201701099999	m 本	
	10	ヒューム管	50201751000000～ 50201751099999	m 本	
	11	コンクリート製 透水管	50201753000000～ 50201753099999	m 本	
	12	その他の 配管材	50200100000000～ 50201999999999	m	*2
	13	配管材料	50200100000000～ 50201999999999	m 本 個 組	*3
	14	チャンバー ボックス	50101500000000～ 50101509999999	m m 2	*4

*1 配管材料（継手類、接合材、支持金物、スリーブ）を除く。

*2 配管材料（継手類、接合材、支持金物、スリーブ）を除く。

また、No.8（铸铁管）、No.9（排水用耐火二層管）、No.10（ヒューム管）、および
No.11（コンクリート製透水管）を除く。

*3 配管材料（継手類、接合材、支持金物、スリーブ）のみ該当。

*4 チャンバー類のボックスのみ該当。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・ 単位は円。
- ・ [1218]明細数量が 1 の場合も単価は記載する。
- ・ 本体行が別途工事や建築工事等の取引となる場合、"0"を記載する。

[1223]明細金額

[1218]明細数量 × [1222]単価。

- ・ 小数点以下切り捨て。
- ・ 単位は円。

[1292]定価

建設資機材の定価。

- ・ 単位は円。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・ 別途工事や建築工事等の明細別取引区分文字があれば記載する。
- ・ その他、当該行のコメントがあれば記載する。

B.情報表現規約

IV. 設備機器見積メッセージ

IV. 設備機器見積メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

設備機器見積のデータ交換手順の概要を説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して価格の見積を依頼する場合、「設備機器見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して回答する場合、「設備機器見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。

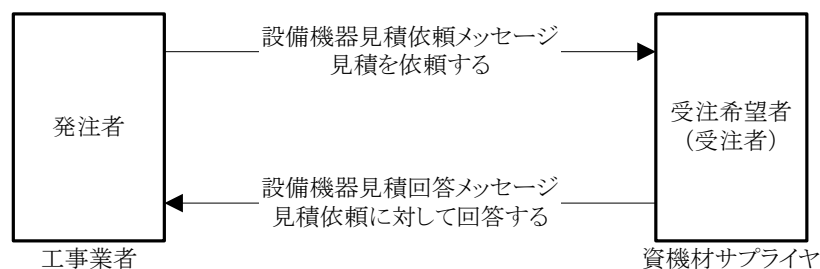
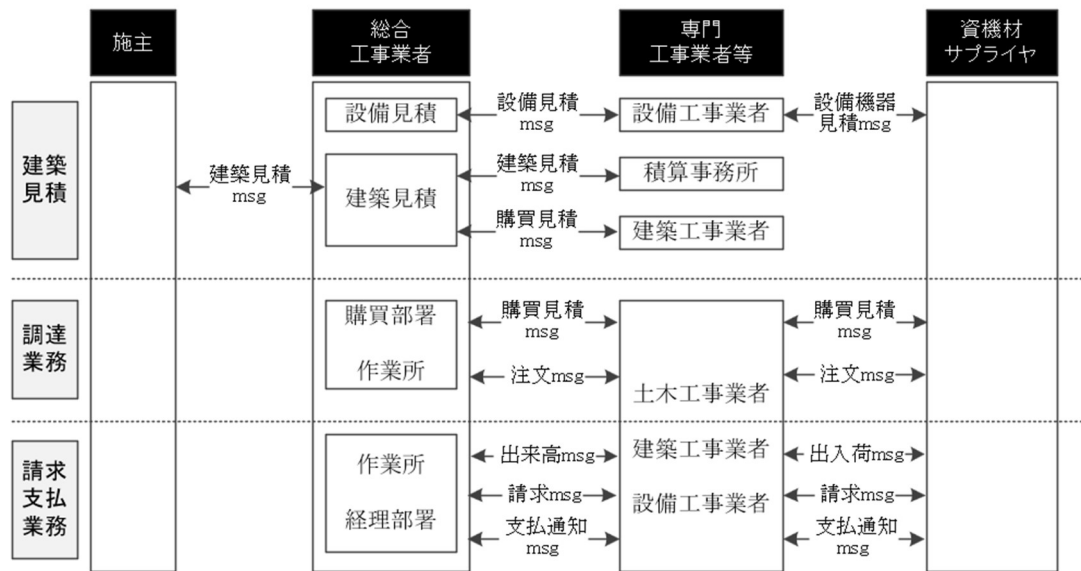


図 B.IV-1 設備機器見積業務のデータ交換手順

CI-NET 設備機器見積 EDI は、次図のように、工事業者（設備工事業者あるいは総合工事業者）が、工事を受注する前段階における見積作成のために、機器、資材の見積を資機材サプライヤに依頼し、それに対して資機材サプライヤが見積を回答する業務を対象とする。



msg : メッセージ

※総合工事業者と資機材サプライヤとの間での取引にともなう見積データ交換も設備機器見積業務の対象とするが、図では省略。

図 B.IV- 2 CI-NET における設備機器見積業務の位置づけ

【注】設備機器見積依頼メッセージ、設備機器見積回答メッセージは、CSV フォーマットによる受けを行うため、CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0 には記載するが、トランスレータには適用しないこととする。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

(1) 取引を特定するデータ項目 — 設備機器見積依頼と設備機器見積回答との対応 —

下表の項目は、設備機器見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・ どの発注者が : [4]発注者コード
- ・ どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- ・ どの見積依頼か : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.

を示す。

表 B.IV- 1 設備機器見積依頼と設備機器見積回答の対応を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
設備機器見積依頼	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1007]帳票 No.	・ [4]発注者コードには、発注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [5]受注者コードには、受注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個々の見積依頼の管理番号(見積依頼番号)を記載する。
設備機器見積回答	[4]発注者コード、 [5]受注者コード、 [1009]参照帳票 No.	・ [4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する設備機器見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である(次図参照)。

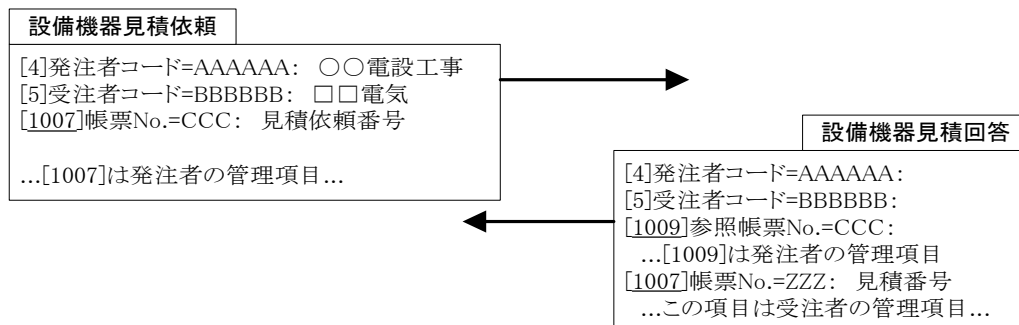


図 B.IV- 3 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による設備機器見積依頼/回答の対応

(2) 同一取引における帳票種類(設備機器見積依頼あるいは回答)の区分

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(設備機器見積依頼あるいは回答)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

[2]情報区分コード: 設備機器見積依頼: 0307
 設備機器見積回答: 0308

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場

合（見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う（次図参照）。[1]データ処理 No.は昇順の自然数とする。

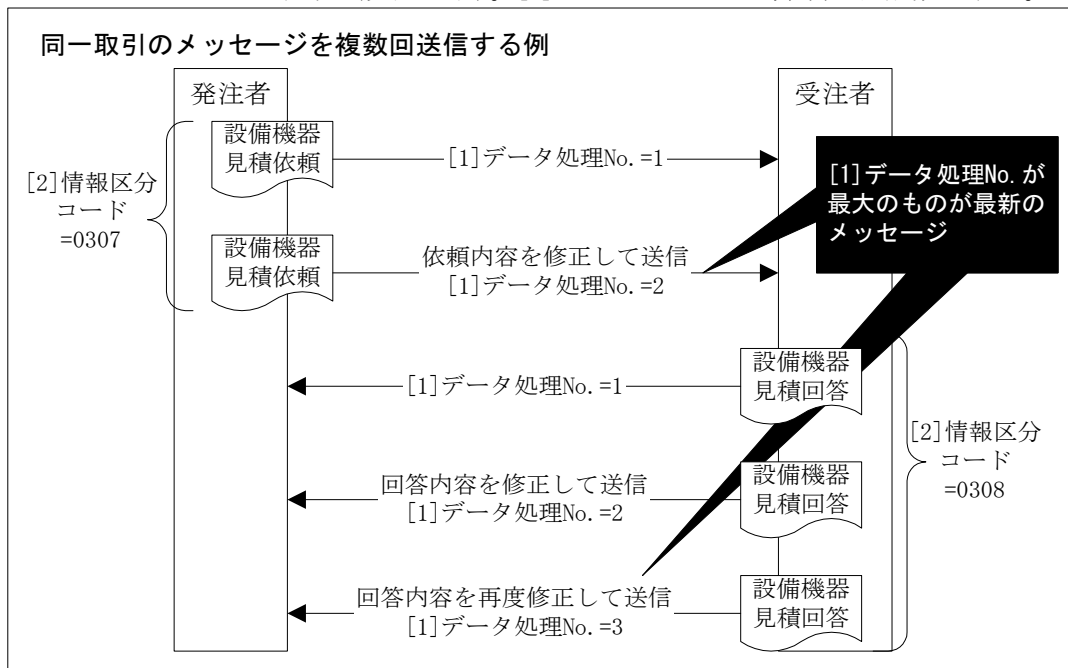


図 B.IV- 4 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XII. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

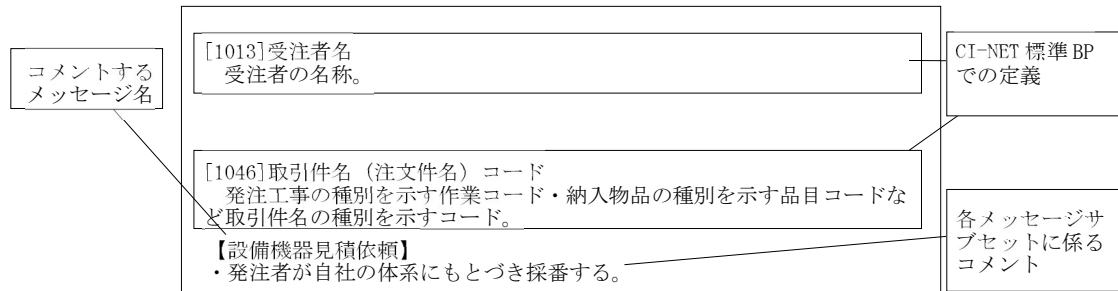


図 B.IV- 5 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは設備機器見積依頼メッセージで使用するが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【設備機器見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 「B.IV.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

【設備機器見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[2]情報区分コード

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 「B.IV.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 以下のルールに従う。

表 B.IV-2 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
設備機器見積依頼	0307
設備機器見積回答	0308

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の設備機器見積依頼、設備機器見積回答メッセージにおいて同一でなければならない。
- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

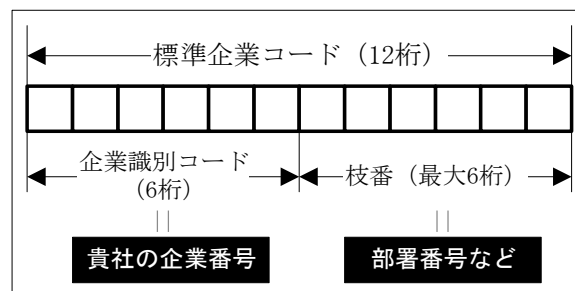


図 B.IV- 6 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：

6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・枝番：

各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV- 3 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
設備機器見積依頼	REQKIK02.20
設備機器見積回答	QUOKIK02.20

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- ・「1」を記載する。
- ・既に送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。こうした場合に、既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「B.IV.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV- 4 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
設備機器見積依頼	見積依頼番号：発注者が自身の管理番号として独自に発番する。
設備機器見積回答	見積番号：受注者が自身の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV- 5 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
設備機器見積依頼	発注者が見積を依頼する年月日。
設備機器見積回答	受注者が見積を回答する年月日。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・以下のルールに従う。

表 B.IV- 6 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
設備機器見積依頼	記載しない。
設備機器見積回答	発注者が発番した見積依頼番号（対応する設備機器見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。

2) 見積内容を表すデータ項目

(a) 取引当事者を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名

受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001

1050001

[1020]受注者担当住所

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 03-5473-4573

03(5473)4573

0354734573

[1022]受注者担当FAX番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354731593

03-5473-1593

03(5473)1593

[1024]発注者名

発注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】本店積算部積算課

[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1030]発注者担当郵便番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1031]発注者担当住所
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎の門4-2-1 虎の門4丁目森ビル2号館

[1032]発注者担当電話番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 03-5473-4573
03(5473)4573
0354734573

[1033]発注者担当FAX番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354731593
03-5473-1593
03(5473)1593

(b) 取引条件を表すデータ項目

[1042]工事場所・受渡し場所名称
工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
 - ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。
- 【例】 振興ビル新築工事

[1043]工事場所・受渡し場所住所
工事物件の住所。

- ・主に作業所の住所を記載する。
- 【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1045]取引件名(注文件名)
発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】 ○○社△棟電気設備工事照明器具

[1047]受渡し方法
作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- 【例】 指定場所での、軒下渡し、車上渡し、置場渡し、など。

[1052]工事・納入開始日
工事・納入の開始年月日
[1053]工事・納入終了日・納入期限
工事・納入の終了年月日。

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】 20210601

[1056]支払条件
支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。
・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

【例】 当社規定による

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで 사용되는場合は、契約内容の一部を構成する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。

[1140]見積有効期間
見積書の有効期間を文面で示す。

【例】 平成15年4月1日
2003年4月1日
提出後15日間

[1071]運送費用負担
運送費用の負担者を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

(c) 見積金額を表すデータ項目

[1088]明細金額計
[1223]明細金額の合計。

・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は「(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を示すデータ項目」を参照。
・単位は円。

[1096]消費税額
[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

・[1088]明細金額計に対する消費税額の合計する。
・小数点以下切り捨て。
・単位は円。

[1097]最終帳票金額
[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

- ・ [1088]明細金額計+[1096]消費税額。
- ・ 単位は円。

(d) その他のデータ項目

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

- ・ 1 バイト（半角）文字、2 バイト（全角）文字混在使用可とする。

【例】 詳細については現場打ち合わせ

[1640]建設資機材コードバージョン

建設資機材コードのバージョン。

【例】 1.80

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定し、データ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- ・ [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- ・ 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- ・ [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 4 桁ごとの数字に"0000"を使用してはならない。
- ・ 4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：00010001
誤：__1__1 （"_"はスペースを示す）
- ・ 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ ("_"はスペースを示す)

設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

- ・見積業務の回答メッセージ作成時には、見積業務の依頼メッセージの明細行の順序（[1200]明細コードおよび[1289]補助明細コードの順序）を損なわないよう留意する。

【例】

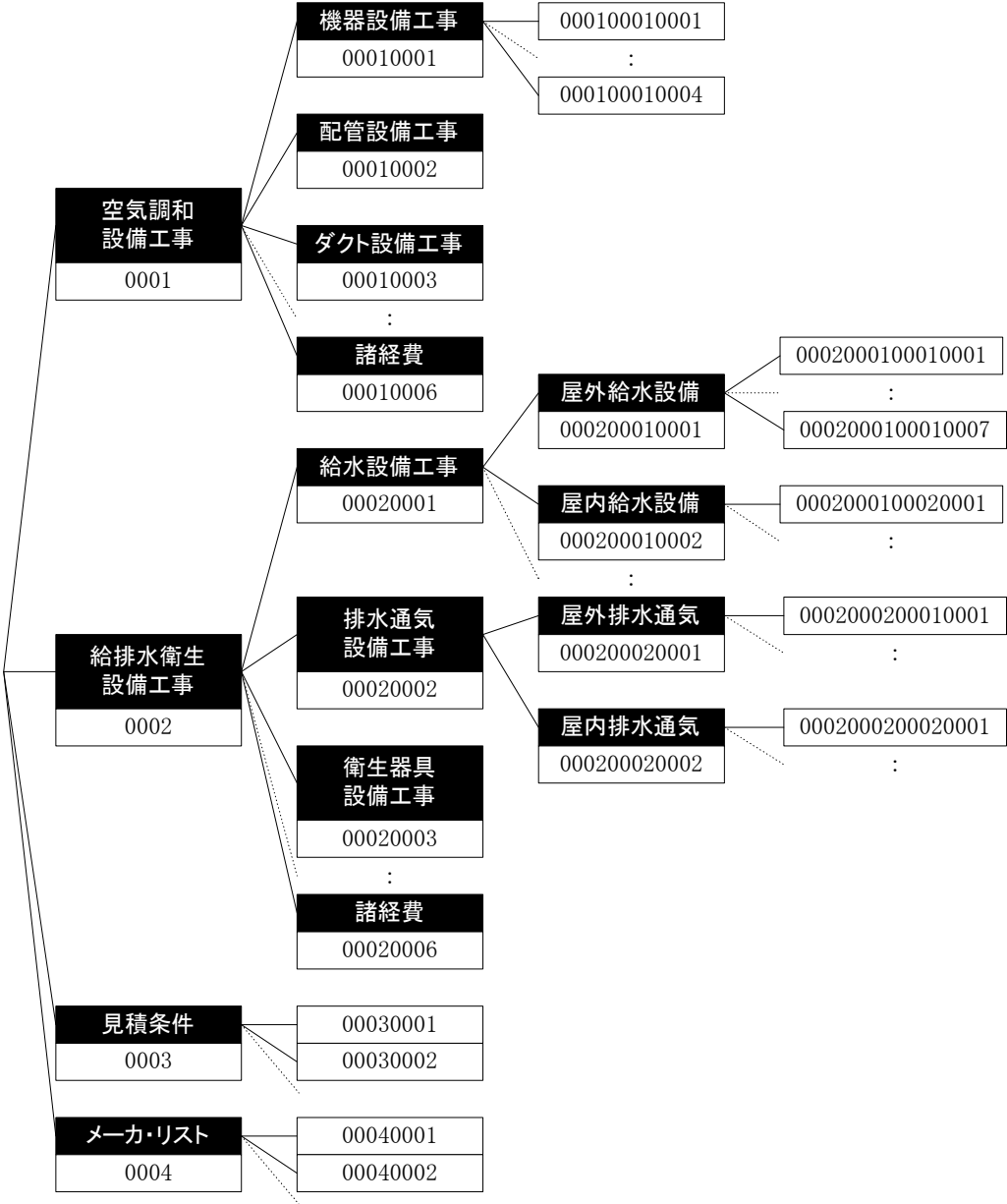


図 B.IV- 7 階層構造の例

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV- 7 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①本文、エレメント、別紙、代価の不使用

- ・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②総括明細行（[1288]=0）に関するルール

総括明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

（定義）

- ・種目（棟別、工区別、屋外など）、科目（空気調和設備、給水設備、電灯設備、動力設備、昇降機設備など）、諸経費などを示す明細データを示す。

（用法上の注意）

- ・同一階層内の共通する属性が「0」、すなわち総括明細を示す階層で([1288]=0)の場合、この階層に「5」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「0」のみで明細データが構成されることもある。
- ・同一階層内の共通する属性が「0」の場合、その上の階層の共通する属性は「0」に限る。
- ・同一階層内の共通する属性が「0」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「0」または「5」とする。
- ・建設資機材を示す明細データが「0」となることはない。

③内訳明細行（[1288]=5）に関するルール

内訳明細行に対しては、以下の定義と用法上の注意を追加する。

（定義）

- ・建設資機材を示す明細データを示す。
- ・内訳明細行「5」の下に1階層のみ「5」を持つことができる。

（用法上の注意）

- ・同一階層内の共通する属性が「5」、すなわち内訳明細を示す階層で([1288]=5)の場合、この階層に「0」は出現してはならない。なお見積条件等を示す「1、2、3、4」が存在することは許容する。「5」のみで明細データが構成されることもある。
- ・同一階層内の共通する属性が「5」でその下に階層を持つ場合は、当該階層の共通する属性は「5」に限る。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IV- 8 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	（定義） ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 （用法上の注意） ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・ 約款等の内容を記載する行 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 本文行のみを別帳票で印字する。

設備機器見積メッセージ個別ルール

以下を設備機器見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80)についての取り扱い

- ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。

②金額集計の考え方

- ・ 本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- ・ 総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全て

の本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

Σ ([1223]明細金額)

・総括明細本体行(A行)の1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A行)の見積対象の金額を当該行(A行)の[1222]単価に設定する。

・全体情報部分(鑑)の[1088]明細金額計は、第一レベル([1200]明細コード=0001～9999)の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

Σ ([1223]明細金額)

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.IV- 9 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの
組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	・「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	メーカー・リスト	2	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	3	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
	自由採番	4	80	・1階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができる。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大49行まで記載可能。連続しない場合は01とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1階層下に明細データを持つことができない。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。 金額集計の対象とならない。	5	90	・ 任意の位置に記載して良い。 ・ 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・ 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
本文	約款等の本文行	9	81	・ 約款等の本文行を 80byte 毎で分割して [1428]本文 に収録する。 ・ 連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する。

④本文行（[1289]=81）についての取り扱い

- ・ 本文行（[1289]=81）は使用しない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

⑤ 明細データのサンプル例

(a)基本的な明細データの構成：

(a-1)明細構造順に作成したデータ（仕様行無しの簡略例） → サンプル(a-1)参照

(a-2)帳票出力順に作成したデータ（仕様行無しの簡略例） → サンプル(a-2)参照

- ・ 明細行を帳票出力順に作成する場合、改ページに該当する箇所の先頭にページ見出し（総括明細本体行に既に記載している内容を、読み易さ等のために再度表記するもの）を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。
- ・ ページ見出しを記載する場合、その行はコメント行（[1289]=80）とする。
- ・ またこの場合、[1200]明細コードは、サンプル(a-2)のように末尾 4 桁を見出し行用の一つとり、以降の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【注意事項】

- ・ 帳票出力順に作成したデータは、[1200]明細コードでソートすることで明細構造順に再現可能であるのが一般的である。（※内訳明細仕様行を含む場合は、ソートの第 2 キーとして[1289]補助明細コードを加える）。
- ・ 上記でソートしたデータは、[1288]明細データ属性コードを第 1 キー、[1200]明細コードを第 2 キーとしてソートすることで、元の帳票出力順に再現できることが一般的である。

(b)仕様行、計行、コメント行の記載方法 → サンプル(b)参照

表 B.IV- 10 サンプル(a-1) 明細構造順に作成した基本的な明細データの構成

B..IV.設備機器見積

(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生機	1.機器設備～諸経費の明細金額の和が、空調工事の単価
"	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	RB-1 CHP-1
"	000100010003	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010004	5	00	現場雑費	吸収式～現場雑費の明細金額の和が、機器設備工事の単価
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	内訳を持たなくとも、金額計算を正しく表現するために[1289]=00
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	1.給水設備～諸経費の明細金額の和が、この行の単価
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010004	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010005	5	00	配管工事	
"	0002000100010006	5	00	現場雑費	
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020003	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
総括本体	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
総括本体	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
総括本体	00020005	0	00	5.消火設備工事	先頭行の[1200]は4桁、以降は4桁連番を追加
総括本体	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリス	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器	〇〇重工
"	00040003	2	80	ポンプ	□□製作所
"	00040004	2	80	空気調和機	△△重工

B.IV.設備機器見積

表 B.IV- 11 サンプル(a-2) 帳票出力順に作成した基本的な明細データの構成
(仕様行無しの簡略例)

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
"	00010001	0	00	1.機器設備工事	
"	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
"	00020001	0	00	1.給水設備工事	
"	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
"	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	
見積条件	0003	1	80	御見積条件	
"	00030001	1	80	次の各項は別途とし本見積には含みません	
"	00030002	1	80	仮設事務所、詰所、倉庫および加工場の設置	
"	00030003	1	80	電力工事、上下水道の維持管理および使用料金	
"	00030004	1	80	本電源受電後の電気料金(基本および使用料金)	
メーカーリスト	0004	2	80	見積採用メーカーリスト	
"	00040001	2	80	以下のメーカーにて見積いたしました。	
"	00040002	2	80	吸収式冷温水器 ○○重工	
"	00040003	2	80	ポンプ □□製作所	
"	00040004	2	80	空気調和機 △△重工	
見出し	000100010001	5	80	1.空気調和設備工事	
内訳本体	000100010002	5	80	1.機器設備工事	
"	000100010003	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
"	000100010004	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
"	000100010005	5	00	空気調和機	AHU-1
"	000100010006	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100010001	5	80	2.給排水衛生設備工事	
"	0002000100010002	5	80	1.給水設備工事	
"	0002000100010003	5	80	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010004	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010005	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010006	5	00	同上継ぎ手類	
"	0002000100010007	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010008	5	00	配管工事	
"	0002000100010009	5	00	現場雑費	
見出し	0002000100020001	5	80	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020003	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
"	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	

帳票印刷順
の場合ページ
見出し行を
記載すること
がある。この
記載有無
は、データ作
成側の任
意。

見出し行はコ
メント行として
扱う。

内訳明細行
の[1200]明
細コードの
末尾4桁は、
見出し行を
挿入した
分、サンプ
ル(a-1)に較
べて繰り下
げる。

表 B.IV- 12 サンプル(b) 仕様行、計行、コメント行を含む明細データの構成

	[1200] 明細コード	[1288] 属性C	[1289] 補助C	[1213] 品名・名称	[1214] 規格・仕様・摘要
総括本体	0001	0	00	1.空気調和設備工事	
総括本体	00010001	0	00	1.機器設備工事	
内訳本体	000100010001	5	00	吸収式冷温水発生器	RB-1
内訳仕様	000100010001	5	01		ガス焚 冷却塔一体型 耐塩仕様
"	000100010001	5	02		冷却能力75RT 加熱能力207,000kcal/h
"	000100010001	5	03		冷水750L/min 12→7度C
"	000100010001	5	04		温水750L/min 50→55度C
"	000100010001	5	05		冷温水ポンプ 7.5kw
"	000100010001	5	06		冷却水ポンプ シスターン組込
"	000100010001	5	07		燃料消費料 都市ガス7C 54Nm3/h
"	000100010001	5	08		感震器 遠隔操作盤 防振ゴム 他一式共
内訳本体	000100010002	5	00	冷温水ポンプ	CHP-1
内訳仕様	000100010002	5	01		型式 片吸込渦巻型
"	000100010002	5	02		65φ×430L/min×15m×2.2kw (3φ-200V)
"	000100010002	5	03		防振装置共
内訳本体	000100010003	5	00	空調機	AHU-1
内訳仕様	000100010003	5	01		型式 水平型
内訳本体	000100010004	5	00	現場雑費	
総括本体	00010002	0	00	2.配管設備工事	
"	00010003	0	00	3.ダクト設備工事	
"	00010004	0	00	4.換気設備工事	
"	00010005	0	00	5.自動制御設備工事	
"	00010006	0	00	諸経費	
総括本体	0002	0	00	2.給排水衛生設備工事	
総括本体	00020001	0	00	1.給水設備工事	
総括本体	000200010001	0	00	1.屋外給水設備工事	
内訳本体	0002000100010001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 25A
"	0002000100010002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VD) 32A
"	0002000100010003	5	00	同上継ぎ手類	
内訳計	0002000100010004	5	90	以上 材料小計	
内訳本体	0002000100010005	5	00	消耗品雑材料	
"	0002000100010006	5	00	配管工事	
"	0002000100010007	5	00	現場雑費	
内訳計	0002000100010008	5	90	以上小計	
内訳コメント	0002000100010009	5	80	屋外給水設備工事計	内訳明細計行のルールに合致しない計などは、コメント行とする。
総括本体	000200010002	0	00	2.屋内給水設備工事	
内訳本体	0002000100020001	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 25A
"	0002000100020002	5	00	水道用塩ビライニング鋼管	VLP(VA) 32A
内訳コメント	0002000100020003	5	80	塩ビライニング鋼管は〇〇型にて積算しています。	
内訳本体	0002000100020004	5	00	同上継ぎ手類	
総括本体	00020002	0	00	2.排水通気設備工事	
"	000200020001	0	00	1.屋外排水通気設備工事	
"	000200020002	0	00	2.屋内排水通気設備工事	
総括本体	00020003	0	00	3.衛生器具設備工事	
"	00020004	0	00	4.ガス設備工事	
"	00020005	0	00	5.消火設備工事	
"	00020006	0	00	諸経費	

2) 見積内容を表すデータ項目

[1401]設計記号・機器記号

明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を示す。

- ・設計図書に記載された「機器記号」を記載する。
- ・8ビット文字、16ビット文字（半角、全角）混在可とする。

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- ・建設資機材コードは、建設資機材に対して採番された可変長（固定長部分+可変長部分）コードである。

このコードの構造は以下の通りである。建設資機材を、「分野」、「大分類」、「中分類」、「小分類」、「細分類」という5つの分類項目により階層的に表現している。また、スペックとは、コード化の表現方法を定めた「書式」を指す。実際に EDI メッセージとして表現するためには、この書式に従って展開（スペックの書式に数字を入れ込むこと）する必要がある。

表 B.IV- 13 建設資機材コードの構造

分類名	分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレーター	スペック
Byte 数	2	2	3	4	3	1 "&"	可変長 最大 25byte

※スペックが複数ある場合には、スペックとスペックの区切りに "_" (アンダーバー) を用いる。

※スペックがない場合には "&" は付加しない。

【例】

建設資機材コードは上表の14桁（分野～細分類）が本体であり、その後に、資機材の詳細を示すスペックを記載することが可能。

スペックの有無、およびスペック有りの場合の表現書式は、資機材ごとに定められている。下の例の 600V ビニル絶縁ビニルシースケーブルでは、スペックを表記する際は、導体径をミリメートル（mm）単位で、線心数をその数で表記することと定められている。

600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R)導体径 2.0mm 2 心 ;						
[建設資機材コードの書式定義]						
分野	大分類	中分類	小分類	細分類	セパレータ	スペック
40	05	010	0300	000	&	[導体径]MM_[線心数]C
分野 ; 40=電気設備						
大分類 ; 05=配線						
中分類 ; 010=電力用電線						
小分類 ; 0300=600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV-R)						
[スペックの書式を展開すると...]						
40	05	010	0300	000	&	2.0MM_2C

図 B. IV- 8 建設資機材コードの例

【コードリスト】

情報化評議会のホームページからダウンロードできる。

URL: <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/sikizai.html>

大分類レベルまでのコードリストは次表のとおりである。

表 B.IV- 14 建設資機材コード 大分類コード表

分野名	大分類名	分野・大分類 コード
共通資材	塗料	1010
	仮設	1020
	土工	1025
	基礎・地業	1030
	コンクリート	1040
	骨材	1050
	型枠	1060
	鉄筋	1070
	鉄骨	1080
	共用その他	1090
土木資材	河川・砂防・ダム	2005
	道路・舗装	2010
	橋梁・トンネル	2020
	セグメント	2025
	上・下水道	2030
	造園・緑化	2040
	港湾・海岸	2050
	土地改良	2060
	防水	2080
	土木資材その他	2090
建築資材	組積	3005
	防水	3007
	石材	3010
	タイル	3015
	木工	3017
	屋根材	3020

B..IV.設備機器見積

分野名	大分類名	分野・大分類 コード
	建築金物 左官材 仕上塗材 木製・樹脂製建具 金属製建具 建具金物 ガラス 内・外装材 仕上ユニット 外構材 建築資材その他	3025 3030 3035 3040 3045 3050 3055 3060 3065 3070 3090
電気設備	配線 配管路・ダクト（電気） 配電機器 照明器具 通信機器 防災機器 外線・接地 電気設備その他 電気設備工事	4005 4010 4020 4030 4040 4050 4060 4090 4070
機械設備	機器設備 ダクト設備 配管設備 衛生器具設備 保温工事 塗装工事 専門工事 付帯工事 機械設備その他	5005 5010 5020 5030 5070 5080 5090 5093 5098
建設機械・工具	建設機械 機械工具 測定機器 公害防止 建設機械・工具その他	6010 6020 6030 6040 6090
公害防止、環境保全、用度資材	公害防止・環境保全資材 用度資材 公害防止・環境保全・用度資材その他	6310 6320 6390
各種料金	賃金 運賃 各種費用	8010 8020 8030

分野名	大分類名	分野・大分類 コード
工事費	共通工事費	9005
	土木工事費	9010
	建築主体工事費	9020
	建築仕上工事費	9026
	防水工事費	9027
	建築屋外工事費	9030
	電気設備工事費	9040
	機械設備工事費	9050
	昇降設備工事費	9055
	その他の機械設備工事費	9059
	共通経費	9090
その他	計	9810

[1281]建設資機材標準名称

建設資機材の標準名称。

- ・ <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/sikizai.html> からダウンロードできる。

[1405]C-CADEC 機器分類コード

C-CADEC により整備された「機器分類コード」に準拠する。

[1213]品名・名称

品名、費目、工事科目名などの名称。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・ [1214]規格・仕様・摘要との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、仕様などの摘要。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・ [1213]品名・名称との使い分けは、データ作成側の自由とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1284] 建設資機材メーカー/型番コード

発注者が定めたメーカーコードではなく、建設資機材のメーカーと型番を標準的に示すコード。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・ 数量が1の場合も省略してはならない(1を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在使用可とする。
- ・ 半角文字を使用する場合、「B. I. シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位
の記載について」を遵守する。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・ 単位は円。
- ・ [1218]明細数量が 1 の場合も単価は記載する。
- ・ 本体行が別途工事や建築工事等の取引となる場合、"0"を記載する。

[1223]明細金額

[1218]明細数量 × [1222]単価。

- ・ 小数点以下切り捨て。
- ・ 単位は円。

[1292]定価

建設資機材の定価。

- ・ 単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- ・ 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名

明細データごとの、メーカーの名称。

【例】 振興金属株式会社

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・ 別途工事や建築工事等の明細別取引区分文字があれば記載する。
- ・ その他、当該行のコメントがあれば記載する。

B.情報表現規約

V. 購買見積メッセージ

V. 購買見積メッセージ

■本編の構成

- 1.データ交換手順
購買見積業務のデータ交換手順の概要を説明する。
- 2.メッセージ
メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対する価格の見積を EDI で依頼する場合、「購買見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示する。
- ・受注者が見積依頼に対して EDI で回答する場合、「購買見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。
- ・受注者から受けた見積の不採用（注文しないこと）を発注者が受注者に EDI で通知する場合、「見積不採用通知メッセージ」により、その旨を通知する。

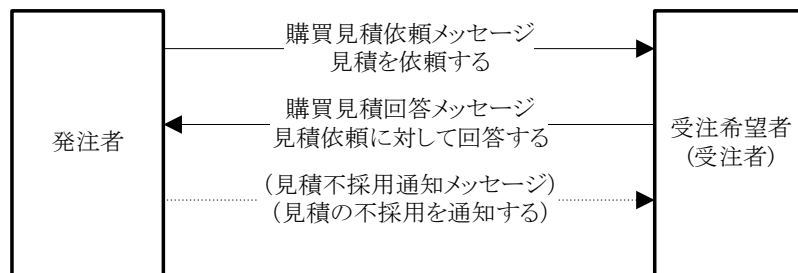


図 B.V-1 購買見積業務のデータ交換手順

なお、見積不採用通知メッセージでは、受信した受注者が、どの見積依頼に対する不採用通知であるかを目視で容易に判別できるよう、以下のデータ項目を除き、原則として対応する購買見積依頼メッセージと同一の値を記載する。

[1]データ処理 No.	
[2]情報区分コード	
[3]データ作成日	
[1197]サブセット・バージョン	
[9]訂正コード	
[1007]帳票 No.	
[1008]帳票年月日	
[1009]参照帳票 No.	★
[1010]参照帳票年月日	★
[1165]受注者決裁者名	※
[1166]受注者建設業許可区分・登録コード	※
[1167]受注者建設業許可工事業種	※
[1168]受注者建設業許可日	※
[59]課税分類コード	※
[1004]消費税率	※
[1088]明細金額計	※
[1089]明細金額計調整額	※
[1090]調整後帳票金額計	※
[1096]消費税額	※
[1097]最終帳票金額	※
[1014]送り状案内	
[1183]使用メーカー名	
[1184]使用メーカー見積金額合計	
[1185]使用メーカー購入品名、数量単位	
[1186]使用メーカー購入品数量	
[1187]使用商社名	
[1188]使用商社見積金額合計	
[1189]使用商社購入品名、数量単位	
[1190]使用商社購入品数量	

【注】

★[1009]参照帳票 No.には、見積依頼番号（対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値に等しい）、[1010]参照帳票年月日には、見積依頼日（対応する見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日）をそれぞれ記載する。詳細は「表 B.V-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

※の項目は購買見積依頼メッセージに含まれておらず、対応する購買見積回答メッセージと同一の値を記載する。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

取引当事者が送信、受信したメッセージ¹⁴を特定するために、以下の内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

購買見積依頼・回答、見積不採用通知メッセージにおいて、取引を特定するデータ項目は次表の通り。これらのデータ項目により、

- ・ どの発注者の : [4]発注者コード
- ・ どの工事物件における : [1006]工事コード
- ・ どの工事の見積を : [1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- ・ 誰に依頼したものか : [5]受注者コード

を示す。

14 メッセージ：「V. 購買見積メッセージ」は購買見積業務（購買見積依頼・回答・見積不採用通知）の内容を規定するものである。したがって、購買見積業務以外の注文、出来高、請求業務のメッセージについて言及している箇所は購買見積業務のメッセージを説明する際の参考として記載したものであり、注文業務については「VI. 注文メッセージ」、出来高・請求業務については「VII. 出来高・請求・立替金・契約打ち切メッセージ」を参照のこと。

表 B.V-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
購買見積依頼	[4]発注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [5]受注者コード	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
購買見積回答	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
見積不採用通知	[4]発注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [5]受注者コード	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番する見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

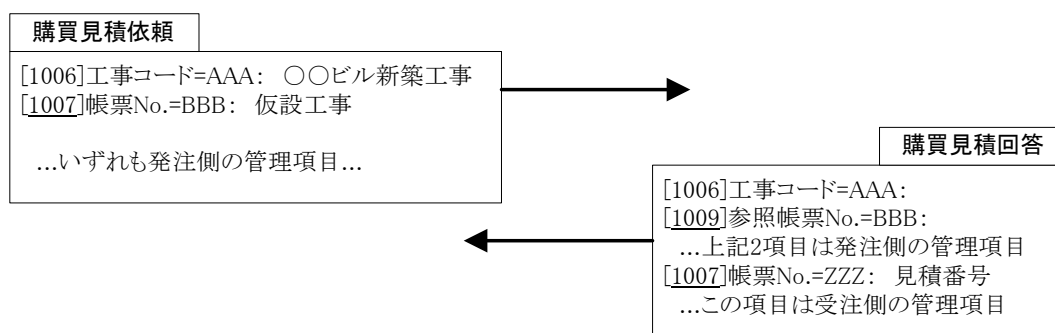


図 B.V-2 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

【注意事項】

同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、[4]発注者コード、[1006]工事コードおよび[5]受注者コードは、同一取引の購買見積依頼から請求に至るメッセージ間において同一の値とする。

【補足】[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.、[1301]参照帳票 No.2、[1008]帳票年月日、[1010]参照帳票年月日の運用ルール

表 B.V-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
購買見積依頼	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	見積番号	—	—	—
購買見積回答	見積番号	見積を回答 した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
見積不採用通知	不採用 通知番号	不採用を通知した 年月日	*見積依頼 番号	見積を依頼 した 年月日	—	—
確定注文	*注文番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請け書番号	注文を請けた 年月日	*注文番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号

*：取引を特定するキー項目

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

【注意事項】購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.

購買見積依頼メッセージの[1009]参照帳票 No.は、受注者から受信した購買見積回答メッセージにもとづき、発注者が再度の購買見積依頼メッセージを作成、送信する際、元になる購買見積回答メッセージを特定するために使用する。

(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票 No. 2）で一意に特定できるようにしなければならない。

(3) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

(a) 同一取引において帳票種類を特定するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類（購買見積依頼、購買見積回答、見積不採用通知、確定注文、注文請け、契約変更申込、契約変更承諾、出来高報告、出来高確認、請求等のメッセージ）の識別は、[2]情報区分コードにより行う。

(b) 同一取引において複数回行われる出来高報告メッセージ、請求メッセージを特定するデータ項目

同一取引において複数の出来高報告メッセージが存在する場合（月ごとの出来高の提出を想定）、それらメッセージの識別は[1081]出来高調査回数により行う。

同様に、出来高確認メッセージについても[1081]出来高調査回数により行う。

また請求メッセージについては、[1082]今回迄の請求回数により識別する。

(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

(a) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（数量を修正したうえでの再送信などを想定）、それらメッセージの識別は[1]データ処理 No.により行う。

購買見積依頼・回答メッセージについて、「表 B.V- 3 [1179] 帳票データチェック値と[1]データ処理 No.によるメッセージの識別：購買見積依頼・購買見積回答メッセージの例」に例を示して説明する。

(b) その他(受信連番)

CI-NET を既に実用しているある企業の事例では、上記したデータ項目が全て同一のメッセージを複数回受信することが稀にある。このため同社の CI-NET システム等では、受信した全てのメッセージに対してユニークな連番（メッセージには含まれないローカルなデータ）を付与し、こうした重複の識別に利用している。

表 B.V- 3 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理 No.によるメッセージの識別：
購買見積依頼・購買見積回答メッセージの例

	購買見積依頼	購買見積回答	
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1007]帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1009]参照帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△工業	
業務	[2]情報区分コード 購買見積依頼	[2]情報区分コード 購買見積回答	
回数	[1]=1 依頼 1 回目 → [1]=2 依頼 2 回目 → [1]=3 依頼 3 回目 →	←[1179]=1 依頼 1 回目 ←[1179]=1 依頼 1 回目 ←[1179]=2 依頼 2 回目 ←[1179]=3 依頼 3 回目 ←[1179]=3 依頼 3 回目	[1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目

見積回答では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する依頼メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の依頼に対する何回目の回答か」を特定。

依頼回数が変わったら、回答回数は 1 に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定。

同一取引に関する購買見積依頼メッセージが複数送信され、それらに対して購買見積回答メッセージが返送された場合、発注者では、受信した購買見積回答メッセージがどの購買見積依頼メッセージに対応するものかを識別する必要がある。この識別は [1179]帳票データチェック値により行う。

■購買見積依頼

- ・購買見積依頼メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数（1、2、3、・・・）とする。

■購買見積回答

- ・購買見積回答メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一の

メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。

- ・ [1]データ処理 No.は、各依頼メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

【注意事項 1】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送する場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

また、別の例として、メッセージを 1 回送信した ([1]=1) 後にこのデータを喪失してしまった場合にも、次に送信するメッセージの[1]データ処理 No.は 2 でなければならない。

【注意事項 2】一度提出された購買見積回答を受けて見積を再度依頼する場合

受注者が送信した購買見積回答メッセージにもとづき、ネゴシエーション等のために発注者が再度の購買見積依頼メッセージを送信する際には、元の購買見積回答メッセージと再度の購買見積依頼メッセージとの対応を明確にするため、次表に例示するようにデータを設定する。

表 B.V- 4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例

	購買見積依頼	購買見積回答
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1007]帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1009]参照帳票 No. 見積依頼番号 [5]受注者コード △△工業
業務	[2]情報区分コード 購買見積依頼	[2]情報区分コード 購買見積回答
回数	[1] =1 依頼 1 回目 → [1]=2 依頼 2 回目 [1009]=XXX ← [1179]*8 =2 ← [1179]*9 =1 ←	← [1007]=XXX(受注者が採番する見積番号) [1]=1 回答 1 回目 [1179]*1 =1 依頼 1 回目 ← [1007]=XXX(受注者が採番する見積番号) [1]=2 回答 2 回目 [1179]*1 =1 依頼 1 回目

上表は、受注者からの 2 回目の購買見積回答メッセージを受け、発注者が 2 回目の購買見積依頼メッセージを送信する例である。

発注者が送信する 2 回目の購買見積依頼メッセージには、どの購買見積回答メッセージに対応するものかを示すために次表のデータ項目が必要となる。

表 B.V- 5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要なデータ項目

データ項目	内容
[1009]参照帳票 No.	対応する購買見積回答メッセージの[1007]帳票 No.、すなわち受注者が採番した見積番号を記載する。
[1179]帳票データチェック値のマルチ 8 回目	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.、すなわち受注者の回答回数を記載する。

データ項目	内容
[1179]帳票データチェック値のマルチ 9 回目	対応する購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目、すなわち大元の購買見積依頼メッセージの依頼回数を記載する。

なお、購買見積依頼メッセージには[1222]単価や[1089]明細金額計調整額、[1183]使用メーカー名、[1187]使用商社名等を記載可能であるが、これらのデータ項目はネゴシエーション等のために再見積依頼を送信する場合に使用することを前提としたものである。CI-NET を利用する発注者は、これらデータ項目を使用して、建設業法や独占禁止法に抵触する運用を行ってはならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XII. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

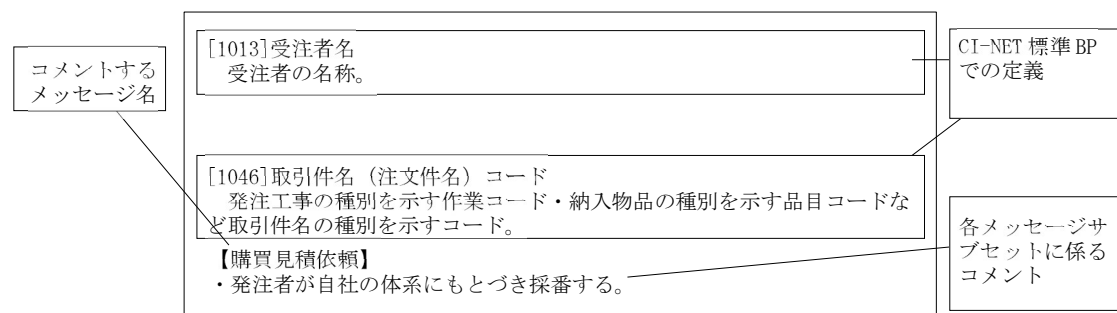


図 B.V-3 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名 (注文件名)コードは購買見積依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【購買見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「B.V. 2.1(4)a. 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【購買見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目¹⁵

- 上記の項目の組合せが異なるごとに 1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「B.V. 2.1(4)a. 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【見積不採用通知】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- 上記の項目の組合せが異なるごとに 1 から開始する連番とする。

15 [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目：購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する購買見積依頼メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

[2]情報区分コード
情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.V-6 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
購買見積依頼	0301
購買見積回答	0302
見積不採用通知	0309

[3]データ作成日
メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード
注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード
注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の購買見積依頼、購買見積回答において同一でなければならない。
- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

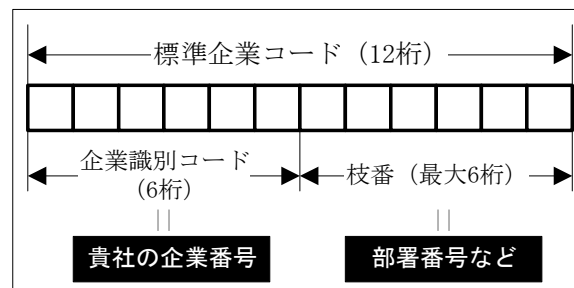


図 B.V-4 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：
6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。

- ・ 枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。
- 【購買見積回答、見積不採用通知】
- ・ 原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ（変更せず返信）。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・ 次表に従う。

表 B.V-7 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
購買見積依頼	REQKOU02.20
購買見積回答	QUOKOU02.20
見積不採用通知	QUODEN02.20

[9]訂正コード
情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・ 「1」 に固定する。
- ・ 既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No. により行う。[1]データ処理 No. による識別方法は、「B.V.2.1(4)a. 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[1006]工事コード
工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・ この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・ 発注者が自社の体系にもとづき採番する。
- 【購買見積回答、見積不採用通知】
- ・ 原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ（変更せず返信）。
- 【参考】
- ・ [1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1007]帳票 No.
帳票の番号。

- ・ 「表 B.V-2 帳票 No.参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。
- 【購買見積依頼】
- ・ 発注者が採番する見積依頼番号を記載する。
- 【購買見積回答】
- ・ 受注者が採番する見積番号を記載する。
- 【見積不採用通知】
- ・ 発注者が採番する見積不採用通知番号を記載する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁
MM: 月 2 桁
DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・「表 B. V-2 帳票 No.、参照帳票 No. 等の記載方法」を参照のこと。

【購買見積依頼】

- ・発注者が見積を依頼した年月日を記載する。

【購買見積回答】

- ・受注者が見積を回答した年月日を記載する。

【見積不採用通知】

- ・発注者が見積不採用を通知した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【購買見積依頼】

- ・このデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、既に受領した購買見積回答メッセージを特定するために使用する。
- ・上記に該当する場合、受注者が採番した見積番号を記載する。この値は、対応する購買見積回答メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B. V- 4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B. V-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要となるデータ項目」を参照のこと。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・発注者が採番した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B. V-2 帳票 No.、参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁
MM: 月 2 桁
DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・「表 B. V-2 帳票 No.、参照帳票 No. 等の記載方法」を参照のこと。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・発注者が見積を依頼した年月日を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番)
発注者が定めた受注者の識別コード。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ（変更せず返信）。

[1046]取引件名（注文件名）コード
発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を示すコード。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名
原価管理上の要素名。

【例】資材

[1192]原価要素コード
原価管理上の要素コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1193]原価科目名
原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1194]原価科目コード
原価管理上の科目コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1195]原価細目名
原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1196]原価細目コード
原価管理上の細目コード。

【購買見積依頼】

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

3) 見積内容を表すデータ項目

[1013]受注者名
受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名
受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名
受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。((市外局番を含む)。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当FAX番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354731580
03-5473-1580
03(5473)1580

[1165]受注者決裁者名
受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

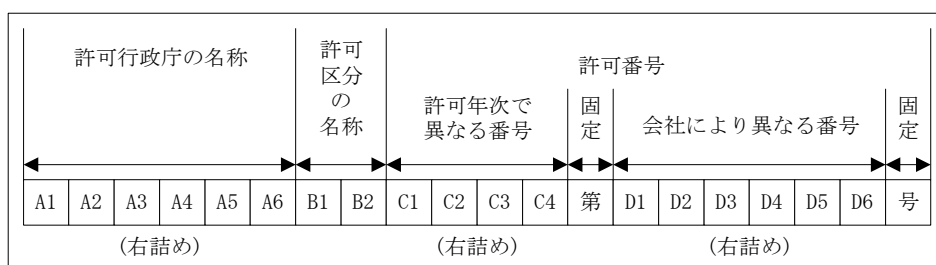
【見積不採用通知】

・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

【例】振興太郎

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード
建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】



- ・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

図 B.V-5 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】神奈川県知事一般 1 2 3 4 第 5 6 7 8 9 0 号

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

【1167】受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・ K 属性のかな漢字を使用し、次表に基づき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.V-8 データ項目に使用する建設業の許可業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
ほ装	舗装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業

データ項目に使用する名称	許可業種
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

【購買見積回答、見積不採用通知】

- ・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

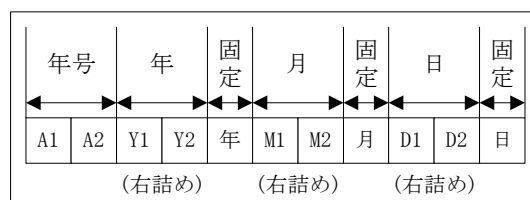


図 B.V-6 受注者建設業許可日

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

【例】平成 1 5 年 □ 4 月 1 0 日

(□はスペースを示す)

0 4 月 0 1 日

□ 4 月 □ 1 日

(誤) 4 □ 月 1 □ 日 …… 標準ビジネスプロトコルの定義（数字は右詰め）

に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005]JV 工事フラグ

当該工事が JV 工事か否かを識別するコード。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・ 0 : 一般、1 : JV 工事（共通コード）。

[1003]その他の JV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外の JV 構成企業名を示す。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

【例】株式会社シーアイ建設

[1028]発注者担当部署名 発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。 [1029]発注者担当者名 発注者の担当者の氏名。 [1030]発注者担当郵便番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。 [1031]発注者担当住所 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。 [1032]発注者担当電話番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。 [1033]発注者担当FAX番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・集中購買では、これらデータ項目を 2 回繰り返して使用する場合、1 回目は母店（本支店）の購買部署を表し、2 回目はその他の部署（例：営業部署）を示す。
- ・なお、作業所は[1173]工事場所・受渡場所略称～[1182]工事場所・受渡場所FAX番号を使用し、使い分ける。

[1169]発注者決裁者名 発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

[1042]工事場所・受渡し場所名称 工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

・工事物件名等を示す。

[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】 振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称 工事場所・受渡し場所（納入場所）の工事の略称。 [1016]工事場所・受渡場所郵便番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。 [1043]工事場所・受渡し場所住所 工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。 [1025]工事場所・受渡場所所長名 工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。 [1027]工事場所・受渡場所担当者名 工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。 [1041]工事場所・受渡場所電話番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。 [1182]工事場所・受渡場所FAX番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）のFAX番号。市外局番を含む。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・集中購買では、このデータ項目は作業所を表し、主に母店（本・支店をいう）の購買部署を示す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当FAX番号と使い分ける。

[1045]取引件名（注文件名）

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡し方法

作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所での、軒下渡し、車上渡し、置場渡し、など。

[1379]全体工事開始日

元請負人が注文者から請け負った工事物件全体工期の開始年月日。

[1380]全体工事終了日

元請負人が注文者から請け負った工事物件全体工期の終了年月日。

【購買見積依頼、購買見積回答】

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】20210601

・1次下請けと2次下請け間あるいはそれより下次においてもこの定義は変わらない。

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日。

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】20210601

[1044]別途受渡し場所名称

工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センター

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】当社規定による

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで 사용되는場合は、契約内容の一部を構成する。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

[1174]発注者側見積・契約条件

発注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで 사용되는場合は、契約内容の一部を構成する。

[1175]特記事項

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。

[1176]特記事項 2

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその 2。

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1070]見積有効期限年月日

見積書の有効期限の年月日。

【購買見積回答】

- ・ 年月日のみ記載し、時分秒は記載しない。
- ・ 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1141]見積提出期限年月日

見積書の提出期限の年月日

年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

【購買見積依頼、見積不採用通知】

- ・ 年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

[1071]運送費用負担

運送費用の負担者を文面で示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[57]消費税コード

消費税込み（内税）、消費税抜き（外税）を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.10 消費税コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ ただし、消費税コード=3（内税、外税混在）は使用しない。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.V-9 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088] 明細金額計が消費税込み（内税）の金額であることを示す。 [1088] 明細金額計に [1096] 消費税額を加えてはならない。	1

外税	[1088]明細金額計が消費税抜き（外税）の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2
内税 外税 混在	明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを示す	3

[59]課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

- ・CI-NET標準BP Ver.1.7「第3章第2節3.11 課税分類コード」（次表参照）に準拠する。
- ・メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

表 B.V- 10 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

- ・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

- ・[59]課税分類コードが”1”、“4”、“5”の場合は、[1096]消費税額の計算を行う。
- ・[59]課税分類コードが”2”、“3”、“9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額の計算を行わない。

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

- ・現在の消費税率が10%の場合は、10と表記する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・単位は円。

【購買見積回答】

- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は「B.V.-2.3 (2)1)明細書の階層構造を示すデータ項目」を参照。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

- ・単位は円。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計+[1089]明細金額計調整額。

- ・単位は円。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。

- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）+[1096]消費税額。

- ・[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。
- ・単位は円。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

【購買見積依頼・回答、見積不採用通知】

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- 【例】以下の見積依頼の内容をご査収のうえ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- ・ [1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。
- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】シートパイル、 t

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・ 原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・ [1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記述する。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- ・ [1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。
- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 H型鋼、 t

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

- ・ [1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記述する。

【購買見積依頼】

- ・ 購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【見積不採用通知】

- ・原則として、対応する購買見積回答メッセージの内容と同じ（変更せず送信）。

4) その他

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】全明細行数、帳票 No. やデータ処理 No.などをセットする。

- ・次表に従う。

表 B.V- 11 購買見積依頼・回答メッセージにおける[1179]帳票データチェック値

回数	購買見積依頼	購買見積回答
1	購買見積依頼メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	購買見積依頼メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	購買見積依頼メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	購買見積依頼メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する購買見積依頼メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	1～14 桁ブランク。 15 桁目=「1」なら内訳照合せず、「0」またはブランクなら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は見積回答メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13～15 桁目は対応する購買見積依頼メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合 (15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	・一度提出された見積回答を受けて再度見積依頼を行う場合に使用する。 ・対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。 ・「表 B.V-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B.V-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要なデータ項目」を参照のこと。	使用しない。

回数	購買見積依頼	購買見積回答
9	- 一度提出された見積回答を受けて再度見積依頼を行う場合に使用する。 - 対応する購買見積回答メッセージの[1179]帳票データチェック値のマルチ1回目の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「sssssssss00001」）。 「表 B.V-4 再見積依頼時、元の購買見積回答メッセージを識別する方法の例」および「表 B.V-5 再見積依頼時、購買見積依頼メッセージに必要なデータ項目」を参照のこと。	使用しない。

表 B.V-12 見積不採用通知における[1179]帳票データチェック値

回数	見積不採用通知
1	使用しない
2	使用しない
3	使用しない
4	使用しない
5	使用しない
6	使用しない
7	使用しない
8	使用しない
9	使用しない

【注】明細情報部分の階層構造について

- メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」を参照。
- 「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが 4 桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- 一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の 7 回目マルチの値は 1（階層構造を持つ）でよい。

表 B.V-13 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性..	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

表 B.V- 14 明細情報部分が階層構造を持つ記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性..	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

【購買見積依頼・回答】

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.6 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

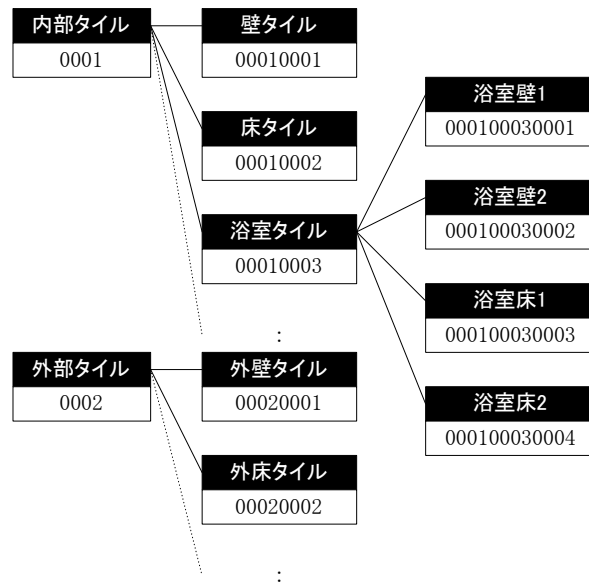


図 B.V-7 階層構造の例

【データ属性等】

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。

正：00010001

誤：__1__1 (“_”はスペースを示す)

- ・ 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。

正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ (“_”はスペースを示す)

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①明細データの採番の振り直し

見積依頼に対する回答などの状況において、明細データの追加、削除などがあれば、[1200]明細コードを振り直す。

②データ属性等における注意事項

- ・ 購買見積業務の回答メッセージ作成時には、購買見積依頼メッセージの明細行の順序（[1200]明細コードおよび[1289]補助明細コードの順序）を損なわないよう留意する。
- ・ 階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4桁の数字を持つ兄弟である子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

表 B.V-15 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性..	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.V-16 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①本文、エレメント、別紙、代価の不使用

・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行（[1288]=5）は、明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細

データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.V- 17 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・約款等の内容を記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・本文行のみを別帳票で印字する。

購買見積メッセージ個別ルール

以下を購買見積メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1～4) の場合、1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）

②金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。

$$\Sigma ([1223]\text{明細金額})$$
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A 行)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。
- ・全体情報部分（鑑）の[1088]明細金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001～9999）の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。

$$\Sigma ([1223]\text{明細金額})$$

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額	
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000	壁、床、浴室の明細金額の和が、この行の単価
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000	
総括明細本体	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000	浴室壁1～床2の明細金額の和が、この行の単価
内訳本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000	外壁タイル、外床タイルの明細金額の和が、この行の単価
"	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000	
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計					40000	
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000	外壁タイル、外床タイルの明細金額の和が、この行の単価
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000	

図 B.V-8 明細行間の金額の関係の例

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾 4 桁を見出し行用に一つとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
"	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
"	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計					40000

図 B.V-9 明細のページ見出し行の例

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.V- 18 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・ 「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・ この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・ 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・ 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・ 任意の位置に記載して良い。 ・ 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号 2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その 2。

【購買見積回答】

- ・原則として、対応する購買見積依頼メッセージの内容と同じ（変更せず返信）。
- ・回答側で対応する購買見積依頼メッセージに対して明細行を追加した場合、当該行の本データ項目には何も記載しない。

明細書の内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.8.3 取引区分コードリスト」（次表参照）に準拠する。

（[1289]=81）は使用しない

表 B.V- 19 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
34	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数3桁)×[1218]数量）。
35	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数3桁)×[1218]数量（[1218]数量＝[1216]補助数量×[1208]使用期間））
36	レンタル・リース取引で計算処理は行わない。[1223]明細金額のみを数値(金額)として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

【個別ルール】

- ・ [1203]のうち、コード:34、35、36 は、工事請負契約外以外のメッセージには使用しない

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.21 明細別材工共コード」（次表参照）に準拠する。

表 B.V- 20 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名などの名称。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】100 角

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

【例】重機 2 台を 5 ヶ月レンタルする場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間 5
 [1209]使用期間単位 月
 [1216]補助数量 2
 [1217]補助数量単位 台
 [1218]明細数量 10
 [1219]明細数量単位台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。

- ・ レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。

【例】本数・重量等

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、 $[1208] \times [1216]$ とする。
- ・数量が 1 の場合も省略してはならない (1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・[1218]明細数量が 1 の場合も省略してはならない。
 - ・単位は円。
- 【購買見積依頼】**
- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

【注意事項】

メッセージ定義上は購買見積依頼メッセージに単価を記載することが可能であるが、CI-NET を導入する発注者は、このデータ項目を使用して建設業法や独占禁止法等に抵触する運用（指し値に類する運用等）を行ってはならない。

[1223]明細金額

$[1218] \text{明細数量} \times [1222] \text{単価}$ 。

- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名

明細データごとの、メーカーの名称。

【例】 振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【購買見積依頼】

- ・購買見積依頼メッセージにおいてこのデータ項目は、ネゴシエーション等のために、既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、受信者側のデータ再入力負荷を軽減するために使用する。

3) その他

以下のデータ項目は見積を構成する情報ではないため、メッセージへの記載有無はデータ作成側の任意とする。

[1413]明細別変更コード

見積回答メッセージの各明細行に対して、対応する見積依頼メッセージとの差異を示すコード。見積回答時に新規に追加した明細行には「A」(additional)を記載する。見積回答時に、見積依頼メッセージの記載内容を変更した明細行には「R」(replace)を記載する。

【購買見積依頼】

- ・このデータ項目は、ネゴシエーション等のために既に受領した購買見積回答メッセージを受けて購買見積依頼メッセージを再度送信する際、既に受領した購買見積回答メッセージの内容を変更した明細行について、その変更の内容を示すために使用する。
- ・次表のルールにしたがう。
- ・次表のルールにしたがった結果、A、R、S の複数に該当することが生じた場合は、A、R、S の順に優先する。(R と S の双方に該当するならば R を記載する、等)。

表 B.V-21 購買見積依頼メッセージの再送信時の[1413]明細別変更コード記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する購買見積回答メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。

[1413] 明細別変更コード	内容
R (変更)	対応する購買見積回答メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1287]明細別材工共コード [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号 2
S (単価のみ変更)	対応する購買見積回答メッセージに対して[1222]単価のみを変更し、上欄の[1203]～[1278]のいずれも変更しなかった明細行には、[1413]明細別変更コードに「S」を記載する。
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。

【購買見積回答】

- ・ 回答時に、対応する購買見積依頼メッセージの内容を変更した明細行について、その変更の内容を示すために使用する。
- ・ 次表のルールにしたがう。
- ・ 次表のルールにしたがった結果、A、R、S の複数に該当することが生じた場合は、A、R、S の順に優先する。(R と S の双方に該当するならば R を記載する、等)。
- ・ なお、「R」あるいは「S」をセットする場合、データ作成途上で一度でも変更・保存したならば「R」、「S」として良いこととし、対応するメッセージとの照合の負担を軽減する。このため例えば、変更後に再度元通りに戻した場合でも「R」や「S」がセットされる場合がある。

表 B.V- 22 購買見積回答メッセージ作成時の[1413]明細別変更コード記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する購買見積依頼メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。
R (変更)	対応する購買見積依頼メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1287]明細別材工共コード [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号 2
S (単価のみ変更)	対応する購買見積依頼メッセージに対し、以下の条件の全てに合致する変更を行った明細行には、[1413]明細別変更コードに「S」を記載する。 ・発注者からの 2 回目以降の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを行う場合。 ・[1222]単価のみを変更した。 ・上欄の[1203]～[1278]のいずれのデータ項目も変更しなかった。
【注意事項】	【注意事項】 発注者からの 1 回目の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合には、単価のみを変更した明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載してはならない。 上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
なし	

【注意事項】1 回目の購買見積依頼に回答する場合と 2 回目以降に回答する場合の差異

(1) 「S」をセットする基準

- 発注者からの 1 回目の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合：

[1222]単価のみを変更し他のデータ項目を変更しなかった明細行には「S」をセットしない。

- 発注者からの 2 回目以降の購買見積依頼メッセージに対して購買見積回答メッセージを作成する場合：

[1222]単価のみを変更し他のデータ項目を変更しなかった明細行には「S」をセットする。

(2) 依頼回数の判定方法

発注者からの購買見積依頼メッセージが 1 回目のものであるか否かは、購買見積依頼メッセージの[1179]帳票データチェック値の 8 回目、9 回目により判定する（下図）。購買見積依頼メッセージの[1]データ処理 No.により判定しない。

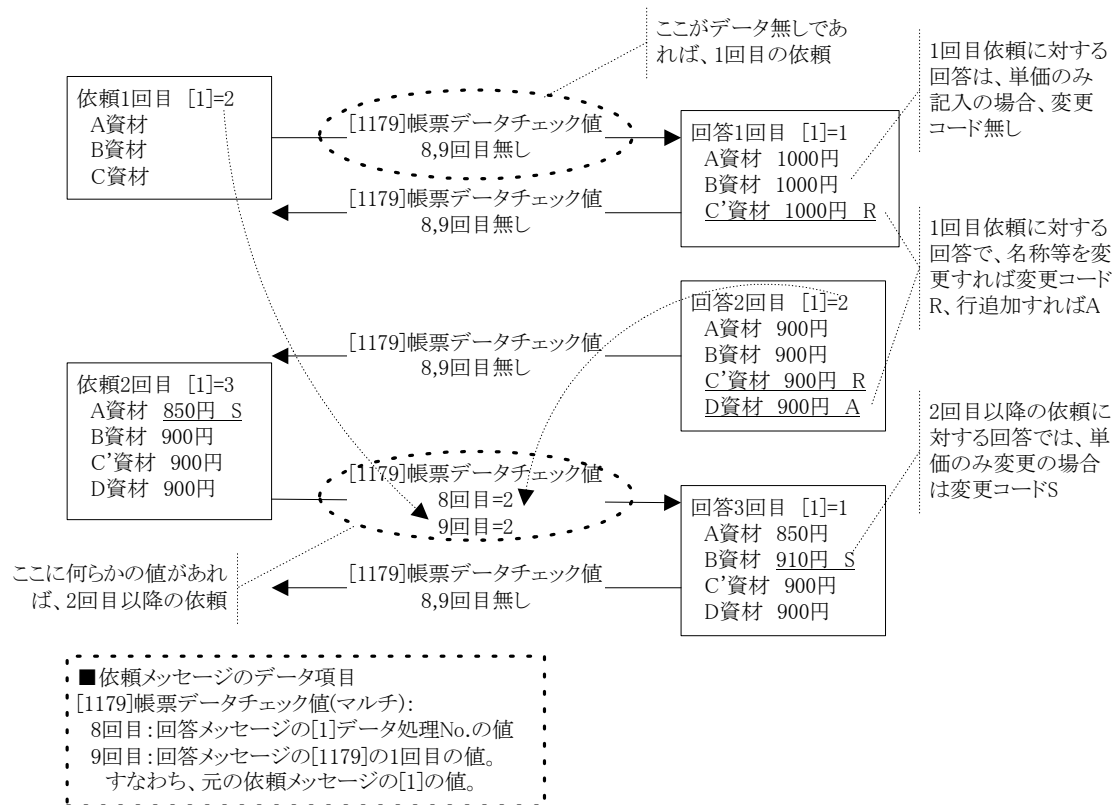


図 B.V-10 依頼回数の判定方法

B.情報表現規約

VI. 注文メッセージ

VI. 注文メッセージ

■本編の構成

1.データ交換手順

注文業務のデータ交換手順を説明する。

契約のために、確定注文メッセージとそれに対応する注文請けメッセージを相互に交換することによって個別契約が成立するのが基本ルールである。ここでは基本ルールとは別の注文申込、承諾の撤回・取消、再発行、訂正、注文契約の変更、解除、打切等の特殊処理の方法についても説明する。

2.メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

注文業務のメッセージのうち以下のもの(打切業務)は出来高通知機能を含むため、これらメッセージは「VII.出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ」に記載する。

合意打切申込メッセージ
合意打切承諾メッセージ
一方的打切通知メッセージ

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

1.1. 通常のデータ交換手順

・CI-NET LiteS による注文業務では、発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して「確定注文メッセージ」によって個別契約の申込を通知し、受注者がこれを受諾する旨を「注文請けメッセージ」によって通知することによって個別契約が成立する。

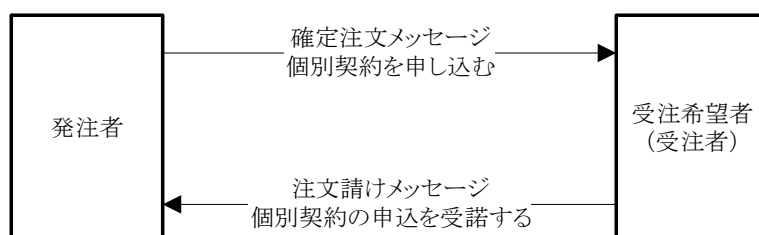


図 B.VI- 1 注文業務のデータ交換手順

・注文請けメッセージでは、確定注文メッセージと共通するデータ項目については、以下の項目を除き、原則として確定注文メッセージに記載された値と同一内容を記載する。明細情報部分も、原則として確定注文メッセージの記載内容を変更しない。下記のデータ項目以外に変更がある場合は、確定注文メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【注文請けメッセージにおいて、確定注文メッセージの値と異なってもよいデータ項目】

全体情報部分（鑑）

[1]データ処理 No.	※.
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.	※
[1010]参照帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	
[1017]受注者担当部署名	
[1018]受注者担当者名	
[1019]受注者担当郵便番号	
[1020]受注者担当住所	
[1021]受注者担当電話番号	
[1022]受注者担当 F A X 番号	
[1165]受注者決裁者名	
[1014]送り状案内	
[1179]帳票データチェック値	※

明細情報部分

[1279]建設資機材コード
[1280]コード送信側変換結果コード

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

1.2. 特殊処理のデータ交換手順

ここでは、以下の特殊な処理に際するデータ交換手順を説明する。

- (1)個別契約成立前における、注文申込・注文承諾メッセージ¹⁸の撤回・取消、再発行、訂正
- (2)個別契約成立後における、注文契約の変更、解除、打切

(1) 個別契約成立前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正

ここでは以下の処理を想定している（斜線部を除く）。いずれも、注文契約が成立する前における処理である。

個別契約成立前におけるこれらの処理は、確定注文メッセージあるいは注文請けメッセージを再度送信することにより行う。この時、撤回・取消、再発行、訂正等の意味づけは[9]訂正コードで示す。また既に送信したメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

表 B.VI-1 契約成立前に行われる特殊処理の分類

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
a-1)撤回・取消 ・既に発行した注文申込を無かったことにする。	a-2)撤回・取消 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外 [注] 参照)
b-1)再発行 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、同内容の申込を再度発行する。 例：受注者が確定注文データを紛失、等。	b-2)再発行 ・受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、同内容の承諾を再度発行する。 例：発注者へのデータ未達、等。
c-1)訂正 ・既に発行した注文申込を無かったことにし、内容を変更した注文を申し込む。 例：発注者のデータ入力ミス、注文申込と異なる内容での受注の申し出、等。	c-2)訂正 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外 [注] 参照)

[注]「表 B.VI-1 契約成立前に行われる特殊処理の分類」の斜線部の処理

a-2)撤回・取消

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を、無かったことにするもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・承諾の時点で個別契約が成立するルールとし、後述の合意解除として扱う。

c-2)訂正

- ・「受領した注文申込に対して既に発行した承諾を無かったことにし、内容を変更した承諾を発行するもの」、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。

¹⁸ 注文申込・注文承諾メッセージ：

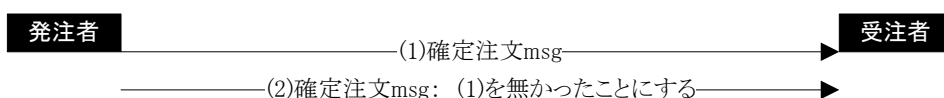
注文申込メッセージとは、確定注文、合意解除申込、合意打切申込、鑑項目合意変更申込の各メッセージの総称。

注文承諾メッセージとは、注文請け、合意解除承諾、合意打切承諾、鑑項目合意変更承諾の各メッセージの総称。

- ・承諾の時点で個別契約が成立するルールとし、後述の鑑項目合意変更として扱う。

【注意事項】以下の説明において

- ・[9]訂正コード 1：新規、2：変更、3：取消を意味する。ただし本メッセージにおいては「1：新規」「3：取消」のみ使用する。
- ・[1]データ処理 No.
- ・注文番号は、確定注文メッセージでは[1007]、注文請けメッセージでは[1009]に記載される。
- ・msg は「メッセージ」の略称。



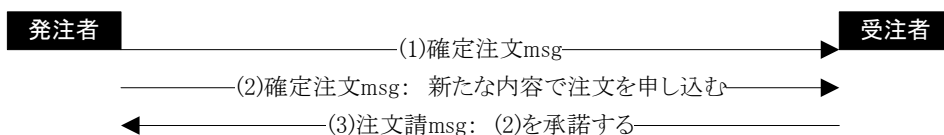
a-1)注文書の撤回・取消

	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	3	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。

図 B.VI- 2 注文書の撤回・取消の処理フロー

(2)を[9]訂正コード=3（取消）として送信することで、既に送信したキー項目（注文番号ほか）が同一の(1)は無かったものとする。

b-1)注文書の再発行および c-1)注文書の訂正



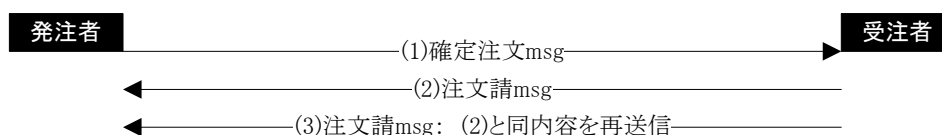
	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	2	「注文書の再発行」の場合は、データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(1)と同一内容。
(3)	AAA	1	1	

図 B.VI- 3 注文書の再発行および注文書の訂正の処理フロー

[1]データ処理 No.が最も大きい（最も新しい）(2)を正とし、キー項目が同一の(1)は発注者が撤回・取消したものとする。

「b-1)注文書の再発行」は、先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)注文書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。

b-2)注文請け書の再発行



	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	1	
(3)	AAA	1	2	データ作成年月日、データ処理 No.等を除き、(2)と同一内容。

図 B.VI- 4 注文請け書の再発行の処理フロー

注文請けメッセージに関して、[1]データ処理 No.が最も大きい(3)を正とし、キー項目が同一の(2)は受注者が撤回・取消したものとする。

(2) 個別契約成立後における、注文契約の変更、解除、打切

ここでは以下の処理を想定している（斜線部を除く）。確定注文メッセージおよび注文請けメッセージの交換によって既に成立している注文契約を変更、解除、打切を行う場合である。

個別契約成立後におけるこれらの処理は、契約変更申込メッセージ¹⁹あるいは契約変更承諾メッセージ²⁰の交換により行う。また、合意変更、合意解除、合意打切が成立する前に契約変更申込、承諾の撤回・取消、再発行を行う場合は、「(1)注文申込、承諾の撤回・取消、再発行、訂正」のルールを準用する。

表 B.VI- 2 契約成立後に行われる特殊処理の分類

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
d-1)合意解除 ・両者の合意により、注文契約が最初から無かったことにする。 例：設計変更により工事自体が無くなった、等。	d-2)合意解除 CI-NET LiteS の運用対象外とする （欄外〔注〕参照）
e-1)一方的解除 ・発注者が一方的に、注文契約が最初からなかったこととする旨を通知する。 例：受注者倒産時、等。	e-2)一方的解除 ・受注者が一方的に、注文契約が最初からなかったこととする旨を通知する。 例：発注者倒産時、等。
f-1)合意打切 ・両者の合意により、施工途中で注文契約を打ち切り、出来高を精算する。 例：	f-2)合意打切 CI-NET LiteS の運用対象外とする （欄外〔注〕参照）

¹⁹ 契約変更申込メッセージ：合意解除申込、合意打切申込、鑑項目合意変更申込、一方的解除通知、一方的打切通知の各メッセージの総称。

²⁰ 契約変更承諾メッセージ：合意解除承諾、合意打切承諾、鑑項目合意変更承諾の各メッセージの総称。

発注者がアクションを起こす場合	受注者がアクションを起こす場合
g-1)一方的打切 ・発注者が一方的に、施工途中で注文契約を打ち切り出来高を精算する旨を通知する。 例：受注者倒産時、等。	g-2)一方的打切 ・受注者が一方的に、施工途中で注文契約を打ち切り出来高を精算する旨を通知する。 例：発注者倒産時、等。
h-1)増減契約、追加契約 ・契約内容の増減等の際、増減分を新たな注文契約として締結する。 例：施工途上での増減、等。	h-2)増減契約、追加契約 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外 [注] 参照)
i-1)合意による鑑項目の変更 ・両者の合意により、注文契約の内容を変更する。鑑項目の軽微な変更に関し、契約内容を大きく変更する場合は解除のうえ新規に契約するルールとする。 例：担当者名の変更、等。	i-2)合意による鑑項目の変更 CI-NET LiteS の運用対象外とする (欄外 [注] 参照)

[注]「表 B.VI- 2 契約成立後に行われる特殊処理の分類」の斜線部の処理

d-2)合意解除

- ・「両者の合意により、注文契約が最初から無かったことにするもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず合意解除申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「d-1)合意解除」として処理する。

f-2)合意打切

- ・「両者の合意により、施工途中で注文契約を打ち切り、出来高を精算するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず合意打切申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「f-1)合意打ち切り」として処理する。

h-2)増減契約、追加契約

- ・「契約内容の増減等の際、増減分を新たな注文契約として締結するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず新規契約申込のメッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「h-1)増減契約、追加契約」として処理する。

i-2)合意による鑑項目の変更

- ・「両者の合意により、注文契約の内容を変更するもの」であるが、これは、CI-NET LiteS 実装規約の対象外とする。
- ・発注者がまず鑑項目合意変更申込メッセージを送るルールとし、発注者がアクションを起こす「i-1)合意による鑑項目の変更」として処理する。

【注意事項】

- ・個別契約の解除とは、解除時点において未だ契約対象工事が着工されていない場合に、個別契約自体が当初からなかったこととする契約措置をいう。
- ・個別契約の打切とは、打切時点において既に契約対象工事が着工されている場合に、打切時点における出来高を精算し、精算分以外の個別注文をなかったこととする契約措置をいう。

d-1)合意解除

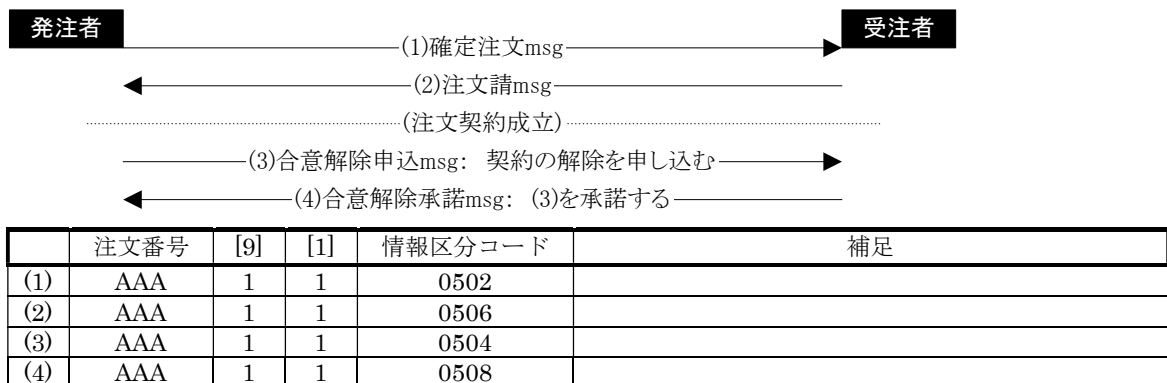


図 B.VI- 5 合意解除の処理フロー

解除の申込(3)と承諾(4)により、解除が成立する。

e-1)発注者からの一方的解除通知

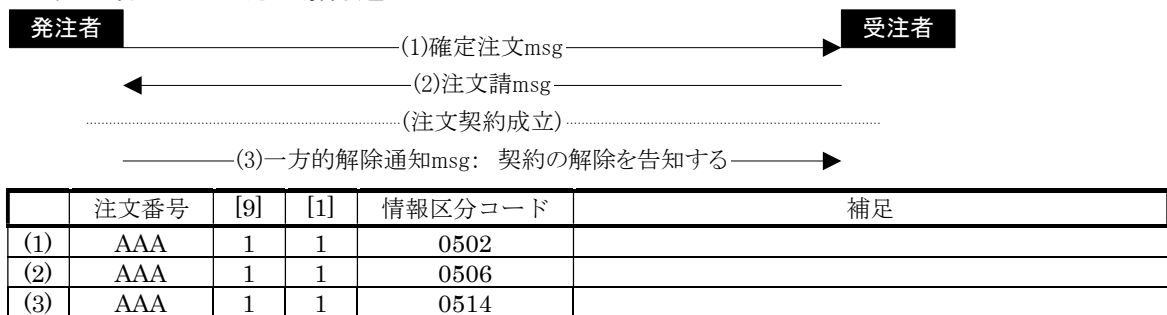


図 B.VI- 6 発注者からの一方的解除通知の処理フロー

e-2)受注者からの一方的解除通知

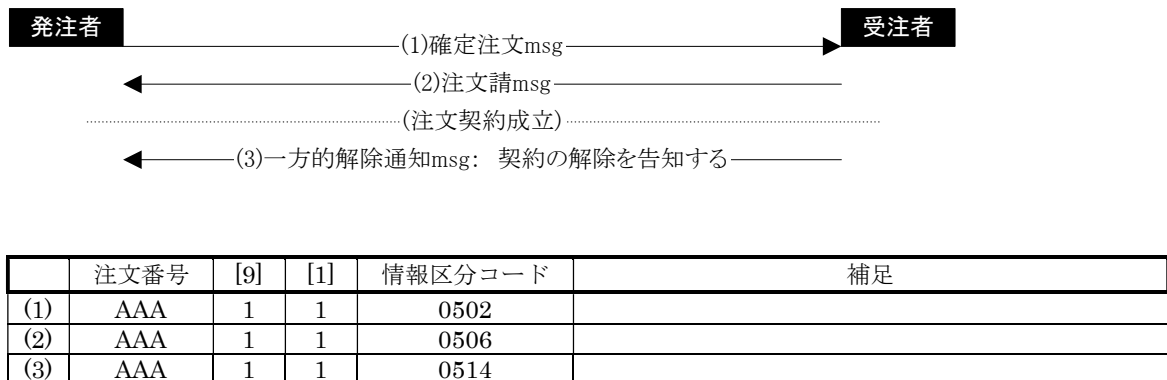
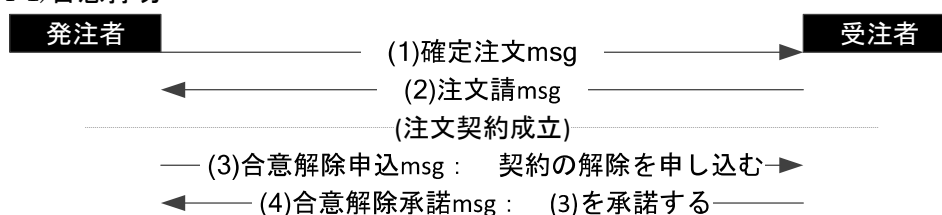


図 B.VI- 7 受注者からの一方的解除通知の処理フロー

f-1)合意打切

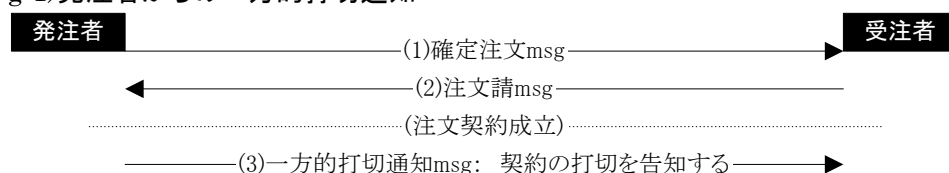


	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0505	契約数量・金額、打切直前時点の出来高数量・金額、解約される数量・金額を記載。
(4)	AAA	1	1	0509	

図 B.VI- 8 合意打切の処理フロー

打切の申込(3)と承諾(4)により、打切が成立する。

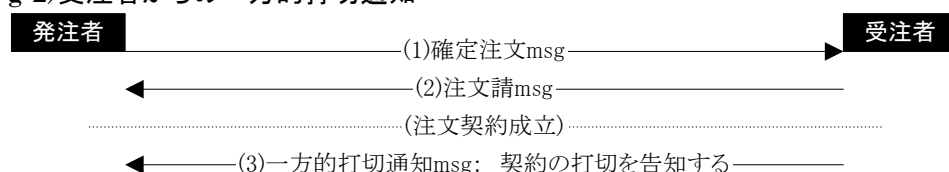
g-1)発注者からの一方的打切通知



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0515	契約数量・金額、打切直前時点の出来高数量・金額、解約される数量・金額を記載。

図 B.VI- 9 発注者からの一方的打切通知の処理フロー

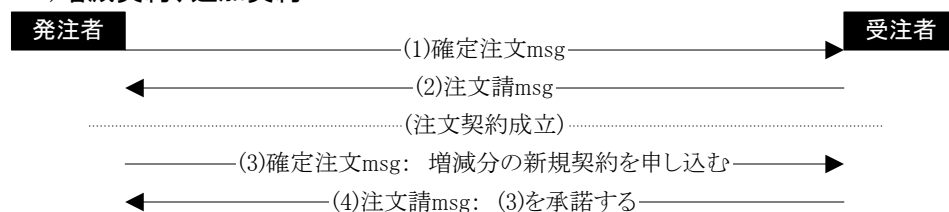
g-2)受注者からの一方的打切通知



	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0515	契約数量・金額、打切直前時点の出来高数量・金額、解約される数量・金額を記載。

図 B.VI- 10 受注者からの一方的打切通知の処理フロー

h-1)増減契約、追加契約



	注文番号	[9]	[1]	補足
(1)	AAA	1	1	
(2)	AAA	1	1	
(3)	?	1	1	
(4)	?	1	1	

図 B.VI- 11 増減契約、追加契約の処理フロー

増減、追加の申込(3)と承諾(4)により、増減契約、追加契約が成立する。

(3) の注文番号は、(1)の枝番を発番する発注者と、(1)とは無関係の注文番号を発番する発注者とがある。前者の場合、(3)の確定注文メッセージの注文番号は(1)と同じく AAA とし、[1300]注文番号枝番に枝番を記載する。

【重要事項】出来高・請求業務のメッセージにおける枝番契約の取扱い

増減、追加契約の注文番号を本契約と同じ AAA とし、[1300]注文番号枝番で関連づける方法で締結した場合、それらの契約は一つのメッセージにまとめて処理することをルールとする（次図例 A 参照）。

他方、増減、追加契約を本契約（注文番号=AAA）と異なる注文番号で締結した場合、契約後の出来高・請求業務では、それぞれの注文契約を別個のメッセージで処理することをルールとする（次図例 B）。

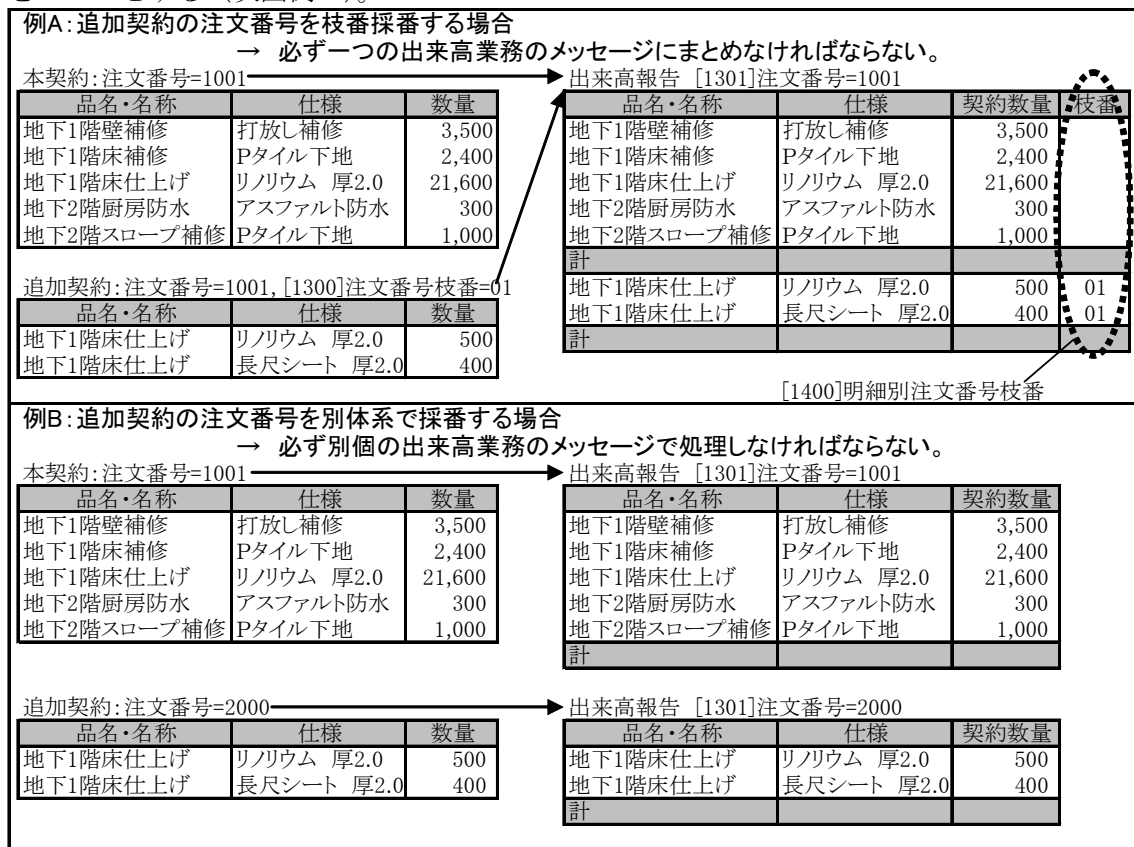
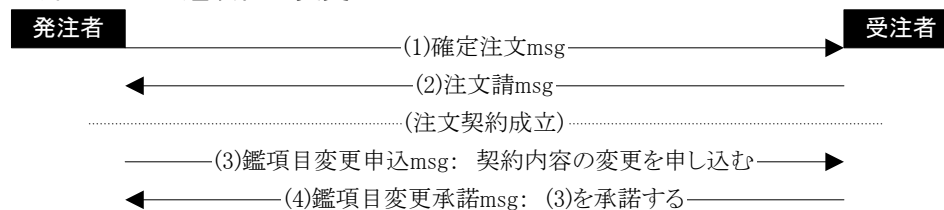


図 B.VI- 12 出来高業務のメッセージ²¹での追加契約の取扱い

i-1) 合意による鑑項目の変更



21 出来高業務のメッセージ： 出来高報告メッセージと出来高確認メッセージを総称している。

	注文番号	[9]	[1]	情報区分コード	補足
(1)	AAA	1	1	0502	
(2)	AAA	1	1	0506	
(3)	AAA	1	1	0503	軽微な変更での使用に限定する。明細は変更できない。 変更する部分だけを送信するのではなく、変更後の鑑の全内容を記載して送信する。
(4)	AAA	1	1	0507	

図 B.VI- 13 合意による鑑項目の変更の処理フロー

変更の申込(3)と承諾(4)により変更が成立する。

【注意事項】鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目

表 B.VI- 3 鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更申込	変更可否 ○：可 ×：否 ―：規約に基づいてセット	備考
		必須	必須		
全体情報部分（鑑）					
1	データ処理 No.	●	●	―	
2	情報区分コード	●	●	―	
3	データ作成日	●	●	―	
4	発注者コード	●	●	×	
5	受注者コード	●	●	×	
1197	サブセット・バージョン	●	●	―	
1198	契約変更識別コード		▽	×	
9	訂正コード	●	●	―	
1006	工事コード	●	●	×	
1306	変更工事コード	○	○	○	
1007	帳票 No.	●	●	×	注文番号
1300	注文番号枝番	○	○	×	注文番号 枝番
1008	帳票年月日	●	●	―	変更連絡 日
1301	参照帳票 No. 2	●	●	×	見積依頼 番号
1023	受注者コード 2	○	○	○	発注者採 番
1046	取引件名（注文件名）コード	○	○	○	
1191	原価要素名	○	○	○	
1192	原価要素コード	○	○	○	
1193	原価科目名	○	○	○	
1194	原価科目コード	○	○	○	
1195	原価細目名	○	○	○	

B.VI.注文

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更申込	変更可否 ○：可 ×：否 ―：規約に基づいてセット	備考
		必須	必須		
1196	原価細目コード	○	○	○	
1013	受注者名	○	○	○	
1015	受注者代表者氏名	○	○	○	
1017	受注者担当部署名	○	○	○	
1018	受注者担当者名	○	○	○	
1019	受注者担当郵便番号	○	○	○	
1020	受注者担当住所	○	○	○	
1021	受注者担当電話番号	○	○	○	
1022	受注者担当FAX番号	○	○	○	
1165	受注者決裁者名	○	○	○	
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	○	○	○	
1167	受注者建設業許可工事業種	○	○	○	
1168	受注者建設業許可日	○	○	○	
1024	発注者名	○	○	○	
1005	JV 工事フラグ	○	○	○	
1003	その他の JV 構成企業名	○	○	○	
1026	発注者代表者氏名	○	○	○	
1028	発注者担当部署名	○	○	○	
1029	発注者担当者名	○	○	○	
1030	発注者担当郵便番号	○	○	○	
1031	発注者担当住所	○	○	○	
1032	発注者担当電話番号	○	○	○	
1033	発注者担当FAX番号	○	○	○	
1169	発注者決裁者名	○	○	○	
1042	工事場所・受渡し場所名称	○	○	○	
1173	工事場所・受渡し場所略称	○	○	○	
1016	工事場所・受渡場所郵便番号	○	○	○	
1043	工事場所・受渡し場所住所	○	○	○	
1025	工事場所・受渡場所所長名	○	○	○	
1027	工事場所・受渡場所担当者名	○	○	○	
1041	工事場所・受渡場所電話番号	○	○	○	
1182	工事場所・受渡場所FAX番号	○	○	○	
1045	取引件名（注文件名）	○	○	○	
1047	受渡し方法	○	○	○	
1052	工事・納入開始日	○	○	○	

B.VI.注文

タグ	項目名	注文	鑑項目 合意変更申込	変更可否 ○：可 ×：否 —：規約に基づいてセット	備考
		必須	必須		
1053	工事・納入終了日・納入期限	○	○	○	
1044	別途受渡し場所名称	○	○	○	
1095	別途受渡し場所住所	○	○	○	
1054	契約不適合責任期間	○	○	○	
1055	精算条件	○	○	○	
1056	支払条件	○	○	○	
1066	保険条項	○	○	○	
1069	受注者側見積・契約条件	○	○	○	
1174	発注者側見積・契約条件	○	○	○	
1175	特記事項	○	○	○	
1176	特記事項 2	○	○	○	
1071	運送費用負担	○	○	○	
1079	基本契約日	○	○	○	
1302	基本契約番号	○	○	○	
1312	出来高査定方式識別コード	○	○	○	
57	消費税コード	○	○	×	
59	課税分類コード	○	○	×	
1004	消費税率	○	○	×	
1088	明細金額計	○	○	×	
1089	明細金額計調整額	○	○	×	
1090	調整後帳票金額計	○	○	×	
1096	消費税額	○	○	×	
1097	最終帳票金額	○	○	×	
1014	送り状案内	○	○	—	
1183	使用メーカー名	○	○	○	
1184	使用メーカー見積金額合計	○	○	○	
1185	使用メーカー購入品名、数量単位	○	○	○	
1186	使用メーカー購入品数量	○	○	○	
1187	使用商社名	○	○	○	
1188	使用商社見積金額合計	○	○	○	
1189	使用商社購入品名、数量単位	○	○	○	
1190	使用商社購入品数量	○	○	○	
1179	帳票データチェック値	○	○	—	

※明細はすべて、変更不可とする。

凡例：

- ：メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。もしくは変更可能なデータ項目。
- ：メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
- ▽：使用しないデータ項目。
- ×：変更できないデータ項目。
- ー：規約に基づいて変更が可能な項目。

・また鑑項目合意変更承諾メッセージでは、鑑項目合意変更申込メッセージと共通するデータ項目については、以下の項目を除き、原則として鑑項目合意変更申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。これら以外の項目に変更がある場合は、鑑項目合意変更申込メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【注意事項】鑑項目合意変更承諾メッセージにおいて、鑑項目合意変更申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目

[1]データ処理 No	※.
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.	※
[1010]参照帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	
[1017]受注者担当部署名	
[1018]受注者担当者名	
[1019]受注者担当郵便番号	
[1020]受注者担当住所	
[1021]受注者担当電話番号	
[1022]受注者担当FAX番号	
[1165]受注者決裁者名	
[1014]送り状案内	
[1179]帳票データチェック値	※

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

【注意事項】解除、打切メッセージにおいて変更可能なデータ項目

既に成立している個別契約に対する解除、打切処理では、対象となる個別契約内容を全く無視した内容をメッセージで交換することは合理的ではない。各メッセージにおいて変更可能なデータ項目を次表に整理する。

表 B.VI- 4 解除、打切メッセージにおいて変更可能なデータ項目

データ項目	A	B
[1]データ処理 No	※	※.
[2]情報区分コード	※	※
[3]データ作成日	※	※
[1197]サブセット・バージョン	※	※

データ項目	A	B
[9]訂正コード	※	※
[1007]帳票 No.		※
[1008]帳票年月日	※	※
[1009]参照帳票 No.		※
[1010]参照帳票年月日		※
[1015]受注者代表者氏名	○	○
[1017]受注者担当部署名	○	○
[1018]受注者担当者名	○	○
[1019]受注者担当郵便番号	○	○
[1020]受注者担当住所	○	○
[1021]受注者担当電話番号	○	○
[1022]受注者担当 F A X 番号	○	○
[1165]受注者決裁者名	○	○
[1026]発注者代表者氏名	○	
[1028]発注者担当部署名	○	
[1029]発注者担当者名	○	
[1030]発注者担当郵便番号	○	
[1031]発注者担当住所	○	
[1032]発注者担当電話番号	○	
[1033]発注者担当 FAX 番号	○	
[1169]発注者決裁者名	○	
[1173]工事場所・受渡し場所略称	○	
[1027]工事場所・受渡し場所担当者名	○	
[1044]別途受渡し場所名称	○	
[1095]別途受渡し場所住所	○	
[1014]送り状案内	○	○
[1179]帳票データチェック値	※	※

A：合意解除申込、合意打切申込、一方的解除通知、一方的打切通知メッセージにおいて、解除、打切対象となる契約内容と異なる記載が許されるデータ項目。

B：合意解除承諾、合意打切承諾メッセージにおいて、対応する申込メッセージと異なる記載が許されるデータ項目。

凡例：

○：異なる記載が許されるデータ項目。

※：本資料に定めるルールに従う方法において、異なる内容を記載するデータ項目。

空欄：異なる記載が許されない、あるいは当該メッセージでは使用しないデータ項目。

【A】: 合意解除申込、合意打切申込、一方的解除通知、一方的打切通知メッセージの記載内容

- ・これらメッセージは既に存在する個別契約の解除、打切を意思表示するものであり、前表に示されたデータ項目を除き、解除、打切対象となる契約内容（契約変更メッセージにより契約が変更された場合であれば、変更後の内容）と同一内容を記載する。

【B】: 合意解除承諾、合意打切承諾メッセージの記載内容

- ・両メッセージでは、対応する申込メッセージと共通するデータ項目については、前表に示された項目を除き、原則として申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。これら以外の項目に変更がある場合は、申込メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

1.3. データ交換における留意事項

(1) 注文請けメッセージにおける「技術データ」の取り扱い

確定注文メッセージの電子メールに、CI-NET メッセージ以外の「技術データ」が添付されている場合、注文請けメッセージの電子メールにも当該「技術データ」をそのまま添付しなければならないものとする。

鑑項目合意変更申込／承諾、合意解除申込／承諾、合意打切申込／承諾の各メッセージについても、仮に往信メッセージに「技術データ」が添付されていた場合には、同様に当該「技術データ」を添付しなければならないものとする。

また、上記いずれの場合も、返信メッセージの電子メールに新たな「技術データ」を添付してはならない。

※本規約の趣旨は、注文業務で添付される「技術データ」には発注条件書・特記事項などの契約図書の一部が含まれる場合があるため、規約化することにより受発注者間での混乱を解消するための措置である。

(2) 鑑項目合意変更申込／承諾メッセージにおける明細データの取り扱い

鑑項目合意変更申込では、内訳明細を明記する。鑑項目合意変更承諾では、変更は加えず、内訳明細が添付された状態で返す。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（注文契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・ どの発注者の： [4]発注者コード
- ・ どの物件における： [1006]工事コード
- ・ どの工事を： [1007]帳票 No. + [1300]注文番号枝番
あるいは
[1009]参照帳票 No. + [1300]注文番号枝番
- ・ 誰に発注したものか： [5]受注者コード

を示す。

表 B.VI- 5 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
確定注文	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。 ・ 注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。
注文請け	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
合意解除申込 合意打切申込 鑑項目合意変更申込 一方的解除通知 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300]注文番号枝番	・ [1007]帳票 No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。
合意解除承諾 合意打切承諾 鑑項目合意変更承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300]注文番号枝番	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である。

【注意事項】

購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

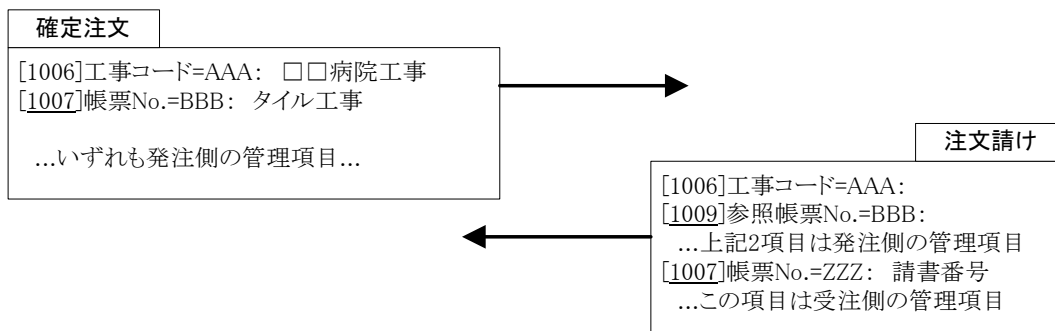


図 B.VI- 14 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による取引の特定

表 B.VI- 6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票 年月日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1300] 注文番号 枝番	[1301] 参照帳票 No.2
確定注文	*注文 番号	注文した 年月日	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
注文請け	請け書番号	注文を請け た年月日	*注文 番号	注文した 年月日	*注文番号 枝番	見積依頼 番号
鑑項目 合意変更申込	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
鑑項目 合意変更承諾	変更 承諾番号	変更を承諾 した年月日	*注文 番号	変更を申込 んだ年月日	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
合意解除申込	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
合意解除承諾	解除 承諾番号	解除を承諾 した年月日	*注文 番号	解除を申込 んだ年月日	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
一方的解除通 知(発注者発行)	*注文 番号	解除を通知 した年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	見積依頼 番号
一方的解除通 知(受注者発行)	*注文 番号	解除を通知 した年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	見積依頼 番号
合意打切申込	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
合意打切承諾	打切 承諾番号	打切を承諾 した年月日	*注文 番号	打切を申込 んだ年月日	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	（当初契約 の）見積依 頼 番号
一方的打切通 知(発注者発行)	*注文 番号	打切を通知 した年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	見積依頼 番号
一方的打切通 知(受注者発行)	*注文 番号	打切を通知 した年月日	—	—	*（当初契 約の）注文 番号 枝番	見積依頼 番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票 No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。

(3) 同一取引における帳票種類（注文書または注文請け書等）を区分するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類（確定注文、注文請け等）の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.VI- 7 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

帳票種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506
鑑項目合意変更申込	0503
合意解除申込	0504
一方的解除通知	0514
鑑項目合意変更承諾	0507
合意解除承諾	0508

(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（注文申込内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

確定注文、注文請けについて、以下に例を示して説明する。

表 B.VI- 8 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理No.によるメッセージの識別：確定注文、注文請けの例

	確定注文	注文請け
取引	[4]発注者コード 213456（〇〇建設を示す） [1006]工事コード 123456789012（□□病院工事を示す） [1007]帳票 No. 12345678901234（注文番号を示す） [5]受注者コード 265431（△△工務店を示す） [1300]注文番号枝番 12（設計変更、追加工事を示す）	[4]発注者コード 213456（〇〇建設を示す） [1006]工事コード 123456789012（□□病院工事を示す） [1009]参照帳票 No. 12345678901234（注文番号を示す） [5]受注者コード 265431（△△工務店を示す） [1300]注文番号枝番 12（設計変更、追加工事を示す）
業務	[2]情報区分コード 確定注文	[2]情報区分コード 注文請け

	確定注文	注文請け	
回数	[1]=1 注文 1 回目 →	←[1179]=1 注文 1 回目 ←[1179]=1 注文 1 回目	[1]=1 請け 1 回目 [1]=2 請け 2 回目
	[1]=2 注文 2 回目 →	←[1179]=2 注文 2 回目	[1]=1 請け 1 回目
	[1]=3 注文 3 回目 →	←[1179]=3 注文 3 回目 ←[1179]=3 注文 3 回目	[1]=1 請け 1 回目 [1]=2 請け 2 回目

注文請けでは、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の確定注文に対する何回目の注文請けか」を特定。

確定注文回数が変わったら、注文請け回数は 1 に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定している。

同一取引に関する確定注文メッセージが複数送信され、それらに対して注文請けメッセージが返信された場合を想定する。発注者では、受信した注文請けメッセージがどの確定注文に対応するものかを識別する必要がある。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う。

■確定注文メッセージ

- ・確定注文メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、昇順の自然数（1、2、3、・・・）とする。

■注文請けメッセージ

- ・注文請けメッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・[1]データ処理 No.は、各確定注文メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

■合意解除申込・承諾メッセージ、鑑項目合意変更申込・承諾メッセージ

- ・合意解除申込メッセージ、鑑項目合意変更申込メッセージは確定注文メッセージと同様に準用する。
- ・合意解除承諾メッセージ、鑑項目合意変更承諾メッセージは注文請けメッセージと同様に準用する。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XIIメッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

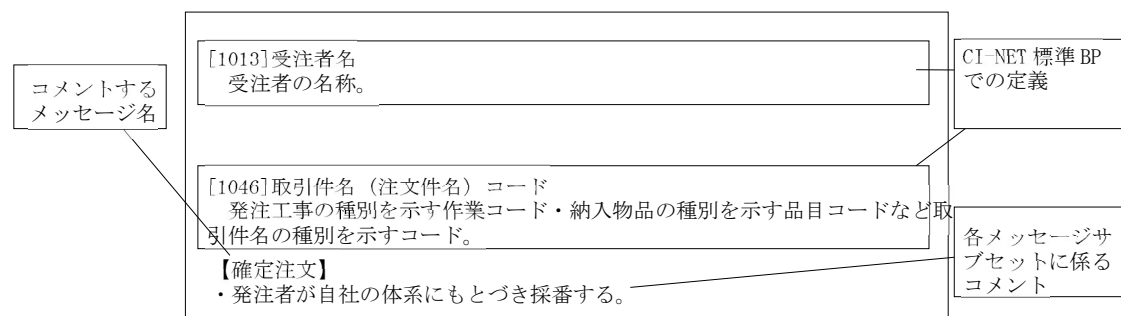


図 B.VI- 15 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名 (注文件名) コードは確定注文メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【確定注文、鑑項目合意変更申込、合意解除申込、一方的解除通知】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1300]注文番号枝番

- ・昇順の自然数とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VI.2.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目²²

[1300]注文番号枝番

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VI.2.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

²² 注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

同様に、契約変更承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する契約変更申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

表 B.VI- 9 情報区分コード

メッセージ、機能の種類	[2]情報区分コード
確定注文	0502
注文請け	0506
鑑項目合意変更申込	0503
合意解除申込	0504
一方的解除通知	0514
鑑項目合意変更承諾	0507
合意解除承諾	0508

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の確定注文、注文請けメッセージにおいて同一でなければならない。
- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

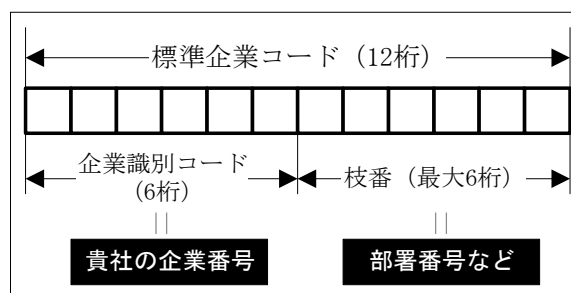


図 B.VI- 16 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：

6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・枝番：

各企業の支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・次表に従う。

表 B.VI- 10 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
確定注文	ORDERS02.20
注文請け	ORDRSP02.20
鑑項目合意変更申込	ORDCHG02.20
鑑項目合意変更承諾	CHGRSP02.20
合意解除申込	KAIJOO02.20
合意解除承諾	KAIRSP02.20
一方的解除通知	KAIDCL02.20

[1198]契約変更識別コード

契約変更申込メッセージおよび契約変更承諾メッセージにおいて、変更、解除、打切等の別を示す共通コード。

- ・本データ項目は使用しないことが推奨される。
- ・次表に従う。

表 B.VI- 11 契約変更識別コード

メッセージ、機能の種類	[1198]契約変更識別コード
確定注文	使用しない
注文請け	使用しない
鑑項目合意変更申込	01
合意解除申込	02
一方的解除通知	04
鑑項目合意変更承諾	01
合意解除承諾	02

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・「B. VI. 1.2 特殊処理のデータ交換手順」に示した方法に従う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

【確定注文、注文請け、鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知】

- ・この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～請求における一連のメッセージにおいて通じて同一の値とする。
- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム (CCUS) の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である [1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

【このデータ項目の利用例】

施工の途中で[1006]工事コードに相当する管理コードが変更された場合、[1006]工事コードはメッセージのキー項目なので、メッセージ上はこの値を変更してはならない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使用する。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.VI-6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文、鑑項目合意変更申込、合意解除申込、一方的解除通知】

- ・発注者が採番する注文番号を記載する。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- ・受注者が採番する注文請番号、変更承諾番号、解除承諾番号をそれぞれ記載する。

[1300]注文番号枝番

注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。

- ・増減契約、変更契約の際に使用する。
- ・発注者が採番する注文番号枝番を記載する。
- ・「表 B.VI-6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

- ・以下のルールに従う。

【例】20210601

- ・以下のルールに従う。

- ・「表 B.VI-6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【確定注文】

- ・発注者が確定注文を申し込んだ年月日を記載する。

【鑑項目合意変更申込】

- ・発注者が鑑項目合意変更を申し込んだ年月日を記載する。

【合意解除申込】

- ・発注者が合意解除を申し込んだ年月日を記載する。

【一方的解除通知】

- ・発注者あるいは受注者が一方的解除を通知した年月日を記載する。

【注文請け】

- ・受注者が注文を請けた年月日を記載する。

【鑑項目合意変更承諾】

- ・受注者が鑑項目合意変更を承諾した年月日を記載する。

【合意解除承諾】

- ・受注者が合意解除を承諾した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】

- ・発注者が採番した注文番号を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.VI- 6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601**【注文請け、鑑項目合意変更承諾、合意解除承諾】**

- ・発注者が対応する申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.VI. 6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

2) 発注者の内部管理データ項目**[1301]参照帳票 No.2**

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・発注者が採番した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.VI. 6 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1023]受注者コード 2 (発注者採番)

発注者が定めた受注者の識別コード。

[1046]取引件名（注文件名）コード

発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を示すコード。

【確定注文】

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名

原価管理上の要素名。

【例】資材

[1192]原価要素コード

原価管理上の要素コード。

【確定注文】

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1193]原価科目名

原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1194]原価科目コード

原価管理上の科目コード。

【確定注文】

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1195]原価細目名

原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1196]原価細目コード

原価管理上の細目コード。

【確定注文】

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

3) 契約内容を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名

受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

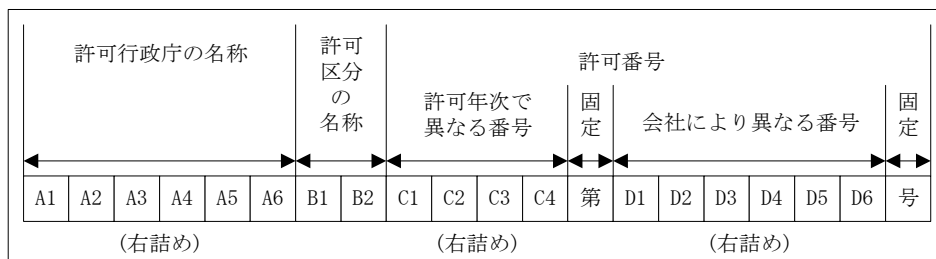
[1022]受注者担当FAX番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1165]受注者決裁者名
受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード
建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。



・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

図 B.VI- 17 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】 神奈川県知事一般 1 2 3 4 第 5 6 7 8 9 0 号

[1167]受注者建設業許可工事業種
建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

- ・ K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載（マルチデータ項目）。

表 B.VI- 12 データ項目に使用する建設業の許可業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業
舗装	舗装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

- ・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

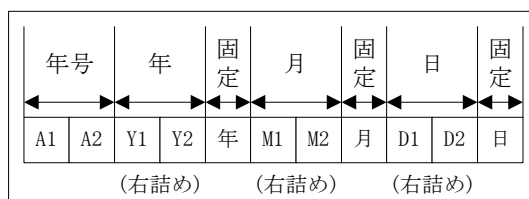


図 B.VI- 18 受注者建設業許可日

【例】平成 1 5 年□ 4 月 1 0 日

(□はスペースを示す)

0 4 月 0 1 日
□ 4 月 □ 1 日
(誤) 4 □ 月 1 □ 日 . . . 標準ビジネスプロトコルの定義 (数字は右詰め)
に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005] JV 工事フラグ

当該工事が JV 工事か否かを識別するコード。

・ 0 ; 一般、1 ; JV 工事 (共通コード)。

[1003]その他の JV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外の JV 構成企業名を示す。

【例】株式会社シーアイ建設

[1026]発注者代表者氏名

発注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

[1033]発注者担当 F A X 番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用 F A X 番号。(市外局番を含む)。

- ・ 集中購買では、これらデータ項目を 2 回繰り返して使用する場合、1 回目は発注者の母店 (本支店) の購買部署を表し、2 回目はその他の部署 (例 : 営業部署) を示す。
- ・ なお、発注者の作業所は[1173]工事場所・受渡し場所略称～[1182]工事場所・受渡場所 F A X 番号を使用し、使い分ける。

[1169]発注者決裁者名

発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

- ・ 工事物件名等を示す。
- ・ [1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称

工事場所・受渡し場所（納入場所）の工事の略称。

[1016]工事場所・受渡し場所郵便番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。

[1043]工事場所・受渡し場所住所

工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。

[1025]工事場所・受渡し場所所長名

工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。

[1027]工事場所・受渡し場所担当者名

工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。

[1041]工事場所・受渡し場所電話番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。

[1182]工事場所・受渡し場所 FAX 番号

工事場所・受渡し場所（納入場所）の FAX 番号。市外局番を含む。

- ・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。
- ・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を表し、主に発注者の母店（本・支店をいう）の購買部署を示す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。

[1045]取引件名（注文件名）

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡し方法

作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

【例】指定場所での、軒下渡し、車上渡し、置場渡し、など。

[1052]工事・納入開始日

工事・納入の開始年月日

[1053]工事・納入終了日・納入期限

工事・納入の終了年月日。

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】20210601

[1044]別途受渡し場所名称

工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センター

[1095]別途受渡し場所住所

工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1054]契約不適合責任期間

事業者が保証を行う期間を示す。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

[1055]精算条件 実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
[1056]支払条件 支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。 【例】 当社規定による
[1066]保険条項 労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
[1069]受注者側見積・契約条件 受注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。 [1174]発注者側見積・契約条件 発注者側の見積条件を文面で示す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで使用される場合は、契約内容の一部を構成する。 [1175]特記事項 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。 [1176]特記事項 2 契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその 2。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。 ・いずれも契約条件を構成する。
[1071]運送費用負担 運送費用の負担者を文面で示す。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
[1079]基本契約日 基本契約を締結した年月日。 ・年は西暦 4 桁を使用する。 【例】 20210601
[1302]基本契約番号 基本契約の番号。 ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

表 B.VI- 13 [1302]基本契約番号、[1079]基本契約日の記載方法

メッセージ	[1302] 基本契約番号	[1079] 基本契約日
確定注文	基本契約申込の[1302]基本契約番号	基本契約を締結した日
注文請け	基本契約申込の[1302]基本契約番号	基本契約を締結した日

[1312]出来高査定方式識別コード

出来高査定の方法を識別する共通コード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.9 出来高査定方式識別コード」に準拠する（次表参照）。

表 B.VI- 14 出来高査定方式識別コード

分類	内容	出来高査定方式 識別コード
累積査定 方式	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の 累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。	1
当月査定 方式	今回（当月）検収あるいは使用（リース品等）した実績を査定 し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、 今回分の出来高と前回迄の累積出来高との和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。	2

[57]消費税コード

消費税込み（内税）、消費税抜き（外税）を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.10 消費税コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ ただし、消費税コード=3（内税、外税混在）は使用しない。メッセージの明細に内税の
明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.VI- 15 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み（内税）の金額であることを示 す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き（外税）の金額であることを示 す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金 額としなければならない。	2
内税 外税 混在	明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを示す	3

[59]課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.11 課税分類コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとし
て作成、送信する。

表 B.VI- 16 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を 行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行	3

分類	課税分類コード
う。	
当該取引が経過措置の対象にあることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

・[59]課税分類コードが”1”、”4”、”5”の場合は、[1096]消費税額の計算を行う。

・[59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額の計算を行わない。

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

・現在の消費税率が10%の場合は、10 と表記する。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

・単位は円。

・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.VI-2.3(2)1)明細の階層構造を示すデータ項目」を参照。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計 + [1089]明細金額計調整額。

・単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。

・単位は円。

・小数点以下切り捨て。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計） + [1096]消費税額。

・[1090]調整後帳票金額計 + [1096]消費税額。

・単位は円。

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 以下の見積依頼の内容をご査収のうえ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- ・ [1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・ 使用メーカー数が 10 を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。また明細部の見積条件・メーカーリスト行（[1288]明細データ属性コード=2）にも記載可能である。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】 シートパイル、 t

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・ [1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- ・ [1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・ 使用商社数が 10 を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】 H型鋼、 t

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

- ・ [1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

4) 個別契約解除に係わるデータ項目

[1199]解除、打切理由
個別契約の解除あるいは打切の理由を文面で示す。

5) その他

[1179]帳票データチェック値
メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】全明細行数、帳票 No. やデータ処理 No.などをセットする。

- ・ 次表以降の通り。

表 B.VI- 17 確定注文、注文請けメッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	確定注文	注文請け
1	確定注文メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例:「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
2	確定注文メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例:「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
3	確定注文メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
4	確定注文メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
5	1~14 桁空白。 15 桁目=「1」なら内訳照合せず、「0」または空白なら内訳照合する。	15 バイト全体の中の左詰め 1~12 桁は注文請けメッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。 13~15 桁目は対応する確定注文メッセージの内容をそのままセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 または空白: 明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1: 明細情報部分が階層構造を持つ場合 (15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。
8	対応する購買見積回答メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ (変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例:「ssssssssss00001」)。	対応する確定注文メッセージの値と同じ (変更せず返信)。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁 (表記例:「ssssssssss00001」)。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.VI- 18 鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	鑑項目合意変更申込	鑑項目合意変更承諾
1	鑑項目合意変更申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	使用しない。	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。
4	鑑項目合意変更申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	鑑項目合意変更承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 1～12 桁にセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する鑑項目合意変更申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.VI- 19 合意解除申込、合意解除承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	合意解除申込	合意解除承諾
1	合意解除申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	使用しない。	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。
4	合意解除申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	合意解除承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 1～12 桁にセットする。
6	使用しない。	使用しない。
7	使用しない。	使用しない。
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する合意解除申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.VI- 20 一方的解除通知メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	一方的解除通知
1	一方的解除通知メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
2	使用しない。
3	使用しない。
4	一方的解除通知メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7	使用しない。
【注】	
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
9	使用しない。

【注】[1179]帳票データチェック値の 7 回目マルチにおける明細情報部分のフラット・階層構造について

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが 4 桁の数字であり、明細情報部分が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の 7 回目マルチの値は 1（階層構造を持つ）でよい。

【例】

表 B.VI- 21 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

【例】

表 B.VI- 22 明細情報部分が階層構造を持つ記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名...	[1214] 規格...	[1218] ...数量	[1222] 単価	[1223] ...金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細...
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

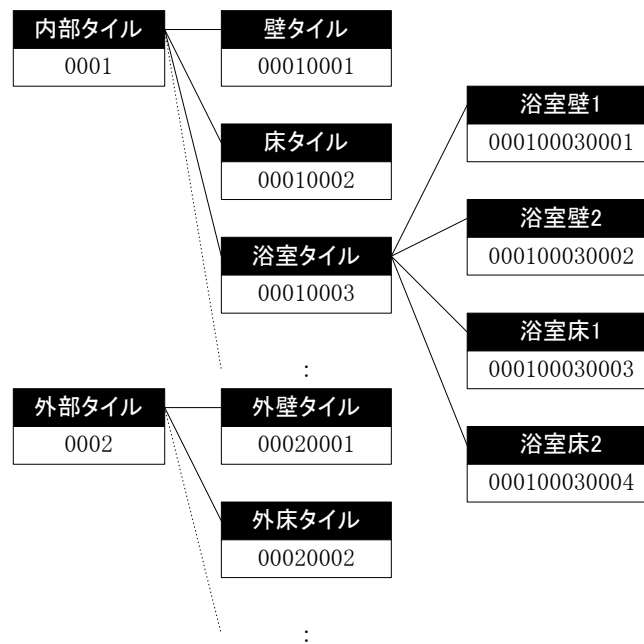


図 B.VI- 19 階層構造の例

【データ属性等】

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。

正：00010001

誤：__1__1 (“_”はスペースを示す)

- ・ 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。

正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ (“_”はスペースを示す)

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

【注意事項】

- ・ 階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4桁の数字を持つ兄弟である子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

表 B.VI- 23 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性..	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI- 24 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性 コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー 名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①本文、エレメント、別紙、代価の不使用

・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その 1 階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VI- 25 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
		- この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) - 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 - この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) 1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) - 約款等の内容を記載する行 - この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) - 本文行のみを別帳票で印字する。

注文メッセージ個別ルール

以下を注文業務のメッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- 総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- 見積条件行([1288]=1~4) の場合、1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）

②金額集計の考え方

- 本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行は、それぞれ 1 階層上のレベルの総括明細本体行の金額集計の対象であり、[1222]単価および[1223]明細金額に適切な値が設定されなければならない。各本体行において、[1223]明細金額は、[1222]単価と[1218]明細数量の積に一致する。この場合の[1223]明細金額は小数点以下切り捨てとする。
 - 総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1223]明細金額の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。
- $$\Sigma ([1223]\text{明細金額})$$
- 総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A 行)の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。
 - 全体情報部分（鑑）の[1088]明細金額計は、第一レベル（[1200]明細コード=0001~9999）の全ての本体行の[1223]明細金額の総和である。
- $$\Sigma ([1223]\text{明細金額})$$

【例】

図 B.VI- 20 明細行間の金額の関係の例

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額	
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000	壁、床、浴室の明細金額の和が、この行の単価
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000	
総括明細本体	000100030001	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000	浴室壁1～床2の明細金額の和が、この行の単価
"	000100030002	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030003	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000	
"	000100030004	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000	
内訳小計	000100030005	5	90	浴室小計				40000	40000	外壁タイル、外床タイルの明細金額の和が、この行の単価
総括明細本体	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000	
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000	
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000	

③明細のページ見出し行について

- ・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無は、データ作成側の任意とする。
- ・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、次の例のように末尾 4 桁を見出し行用に一つとり、以下の明細行は末尾 4 桁を 1 ずつ繰り下げる。

【例】

明細行種類	[1200]	[1288]	[1289]	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
総括明細本体	0001	0	00	内部タイル工事		1	式	60000	60000
"	00010001	0	00	壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010002	0	00	床タイル工事		1	式	10000	10000
"	00010003	0	00	浴室タイル工事		1	式	40000	40000
"	0002	0	00	外部タイル工事		1	式	20000	20000
"	00020001	0	00	外壁タイル工事		1	式	10000	10000
"	00020002	0	00	外床タイル工事		1	式	10000	10000
内訳コメント行	000100030001	5	80	浴室タイル工事					
内訳本体	000100030002	5	00	浴室壁1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030003	5	00	浴室壁2	100角	100	枚	100	10000
"	000100030004	5	00	浴室床1	100角	100	枚	100	10000
"	000100030005	5	00	浴室床2	100角	100	枚	100	10000
内訳小計	000100030006	5	90	浴室小計				40000	40000

図 B.VI- 21 明細のページ見出し行の例

④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VI- 26 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01～49	・ 「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・ この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・ 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・ 任意の位置に記載して良い。 ・ 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・ 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号 2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その 2。

・ 発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

3) 契約書の明細内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.8.3 取引区分コードリスト」(次表参照) に準拠する。

表 B.VI- 27 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
34	レンタル・リース取引で計算処理を行う (計算方法: [1223]明細金額 = [1375]単価(小数 3 桁) × [1218]数量)。
35	レンタル・リース取引で計算処理を行う (計算方法: [1223]明細金額 = [1375]単価(小数 3 桁) × [1218]数量 ([1218]数量 = [1216]補助数量 × [1208]使用期間))
36	レンタル・リース取引で計算処理は行わない。[1223]明細金額のみを数値(金額)として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

【個別ルール】

・[1203]のうち、コード:34、35、36 は、工事請負契約外以外のメッセージには使用しない

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.21.3 明細別材工共コードリスト」(次表参照)に準拠する。

表 B.VI- 28 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名などの名称。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】100 角

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

【例】重機 2 台を 5 ヶ月レンタルする場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間	5
[1209]使用期間単位	月
[1216]補助数量	2
[1217]補助数量単位	台
[1218]明細数量	10
[1219]明細数量単位	台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.12 単位コード」に準拠する。

- ・ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。

- ・レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。
- 【例】本数・重量等

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

【確定注文、注文請け】

- ・当該明細行の注文数量を記載する。
- ・レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、 $[1208] \times [1216]$ とする。この場合、小数点 4 位以下切り捨て。
- ・数量が 1 の場合も省略してはならない (1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・[1218]明細数量、[1224]契約数量明細が 1 の場合も省略してはならない。
- ・単位は円。

[1223]明細金額

$[1218] \text{明細数量} \times [1222] \text{単価}$ 。

- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名
明細データごとの、メーカーの名称。

【例】振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード
明細データごとの、商社の識別コード。

・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名
明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄
明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

B.情報表現規約

VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順
 - 1.1 において、出来高、請求業務のデータ交換手順を説明する。
 - 1.2 において、立替金確認業務のデータ交換手順を説明する。
 - 1.3 において、契約打切業務のデータ交換手順を説明する。
 - 1.4 において、合意精算業務のデータ交換手順を説明する。
2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応
3. 出来高金額、請求金額算定方法
契約打切業務、および出来高、請求業務における、出来高金額、請求予定金額のメッセージ上での記載方法を説明する。出来高金額、請求予定金額の算定方法などは企業ごとに多様だが、ここでは代表的な記載方法を説明する。
4. 立替金の表記方法
立替金確認業務における立替金額のメッセージ上での記載方法を説明する。
5. メッセージ
メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認の各メッセージでは、内訳明細を消費税抜き(外税)で作成することを前提に出来高金額、請求金額の算定方法が設定されているため、これらのメッセージを利用する場合、確定注文書・注文請けは消費税抜き(外税)で契約する必要がある。

1. データ交換手順

1.1. 出来高、請求業務のデータ交換手順

(1) 基本フロー

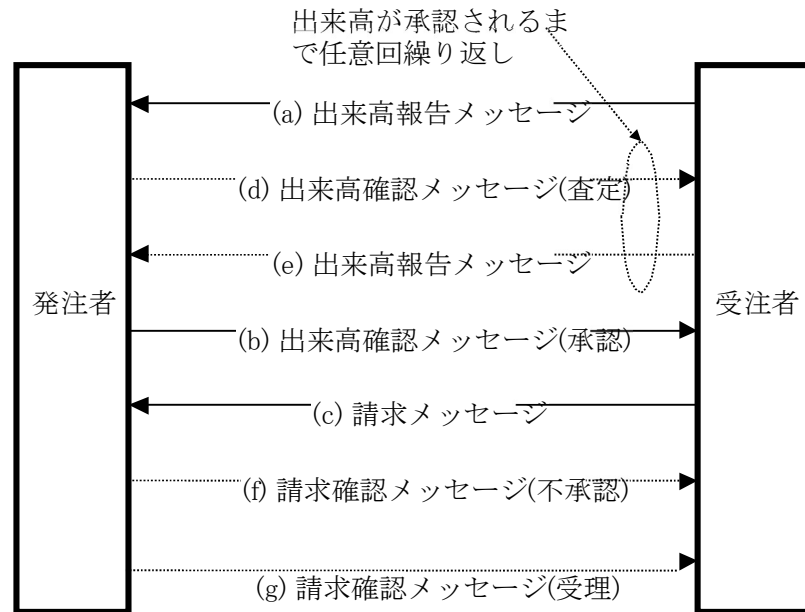


図 B.VII- 1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー

- (a) 受注者は発注者に対し、「出来高報告メッセージ」により、一つの注文契約に対する特定期間（一ヶ月ごとであることが多い）の工事出来高、資材納入高、請求予定額等を報告し、発注者の査定を受ける。
- (b) これに対し発注者は、受注者からの出来高報告メッセージの内容通りに出来高、請求予定等を承認する場合、承認する旨を「出来高確認メッセージ(承認)」により受注者に通知する。
- (c) 出来高確認メッセージ(承認)による発注者からの承認を得た受注者は、承認された請求予定額を「請求メッセージ」により発注者に請求する。
- (d) 発注者が、受注者からの出来高報告メッセージの出来高等を承認しない場合、査定した結果を「出来高確認メッセージ(査定)」により受注者に通知する。
- (e) これに対し受注者は、出来高の内容を修正するなどしたうえで、出来高報告メッセージにより再度、工事出来高、資材納入高、請求予定額等を報告し、発注者の査定を受ける。
- (f) 発注者は、受信した請求メッセージの内容が出来高査定の承認結果と異なる等の理由により、受注者からの請求通りに承認・受理できない場合、不承認・不受理とする旨と、その後の手続きに係わる受注者への指示を「請求確認メッセージ(不承認)」により受注者に通知する。
- (g) 発注者が、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝え、月次処理のタイミングをコントロールすることを目的とし、[1315]出来高・請求・立替査定結果コードに「30(受理)」を追加し、「請求確認（受理）メッセージ」を任意で利用可能とする。

本対応策の趣旨を勘案し、発注者は、請求確認（受理）メッセージを送信した後、請求確認（査定・不承認）メッセージを送信してはならない。

【重要事項 1】出来高承認の意味

出来高確認メッセージ(承認)による承認とは、工事出来高、資材納入高、請求予定額等を受注者が発注者に対して報告した通り認めるルールとする。したがって、出来高確認メッセージ(承認)に記載する工事出来高、請求予定額等は、承認対象である出来高報告メッセージと同一でなければならない。

受注者からの報告に対してなんらかの異議がある場合は、出来高確認メッセージ(査定)により異議の内容を通知する。

【重要事項 2】請求メッセージ作成、送信のタイミング

受注者が請求を行う（請求メッセージを送信する）のは、出来高実績、請求予定額に対する承認を出来高確認メッセージ(承認)によって発注者から受けた後とする。

すなわち、発注者、受注者間で出来高実績、請求予定額について合意した後に請求を行うルールとなる。このため請求メッセージに記載するインボイス関連のデータ項目(請求金額、消費税額等)は、出来高確認メッセージ(承認)メッセージと同一でなければならない。

【重要事項 3】出来高確認メッセージ(査定)の内容を了承して請求する場合の手続き

発注者の出来高確認メッセージ(査定)の内容を受注者が了承する場合も、受注者はそのまま請求メッセージを作成、送信するのではなく、出来高確認メッセージ(査定)と同内容の出来高報告メッセージを送信し、それに対する出来高確認メッセージ(承認)を受けた後に請求メッセージを作成、送信することをルールとする。

これは発注者側が承認行為を行わないまま請求メッセージが送信されてくることを防ぐための措置である。

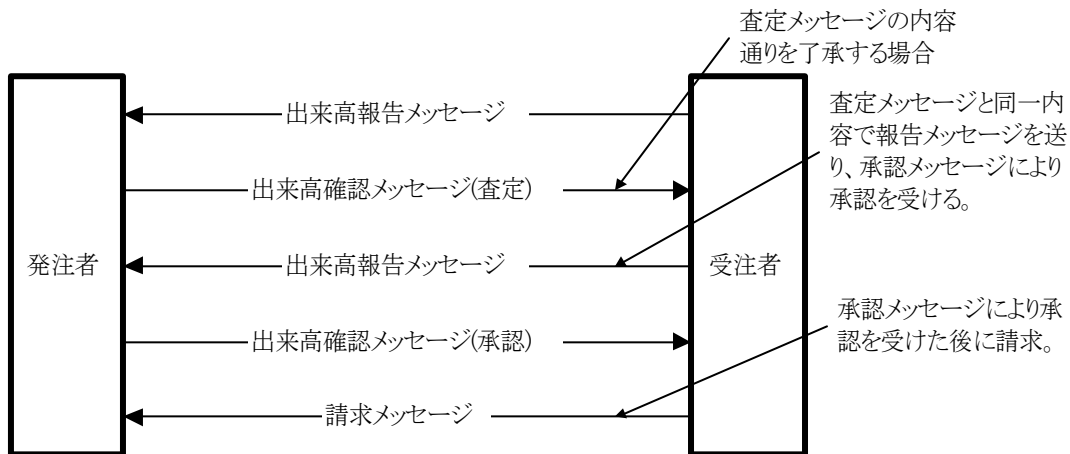


図 B.VII- 2 出来高確認メッセージ(査定)通りの内容を受注者が了承する場合の手続き

【重要事項 4】請求不承認の場合の手続き

請求確認メッセージ(不承認)では、不受理・不承認等に係わる発注者の意思と、受注者がその後とるべき手続きについて、発注者は[1316]請求確認コードにより次表の通り示す。

表 B.VII- 1 [1316]請求確認コード

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
1	出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める。	・発注者の誤り等によって出来高確認(承認)を受けられないまま請求締日が到来し、請求した場合。 → 受注者は出来高報告を行って発注者の査定を受け、出来高確認(承認)を受けた後に請求する。タイミングにより、今回請求に間に合う場合と、次回になる場合があり得る。
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	・出来高実績、請求額は出来高査定業務において合意されているが、それら以外の請求メッセージの記載に軽微な誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにすることに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。	・出来高実績、請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。

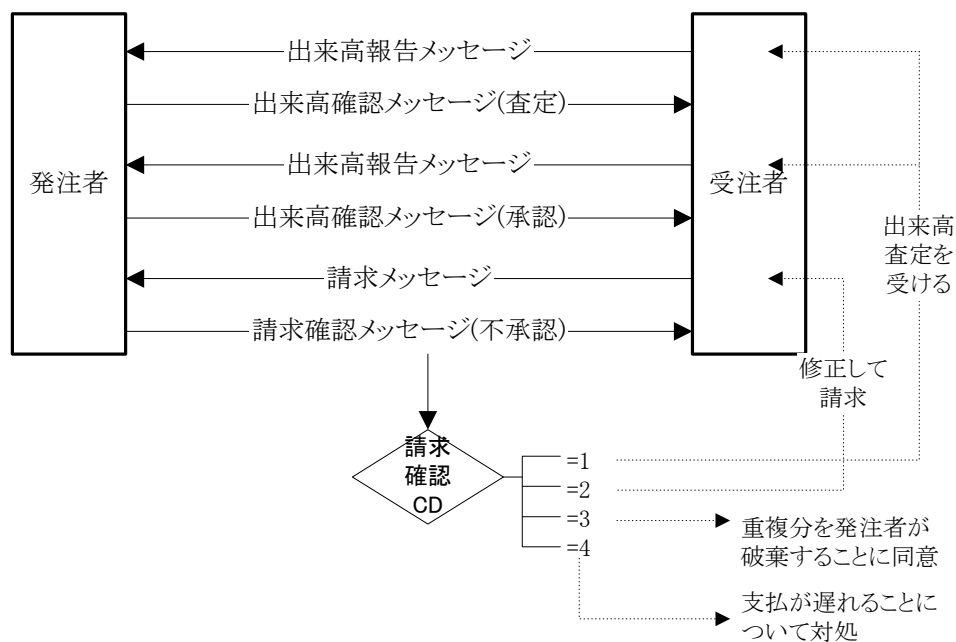


図 B.VII-3 請求不承認の場合の手続き

【運用上の留意点】

以下のデータ項目について、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 2. 出来高報告と請求の同時提出」「同 3. [1314]請求完了区分コードの扱い」に記載している。

(2) 出来高業務のメッセージ²³の明細書作成例

出来高査定業務では、契約書（注文書および注文請け書）に定められた契約内容に対する実績を査定することが通例だが、契約締結後に施工が進む中で、実際に使用する資材等が契約書のものから変更されることも少なくない。このため出来高報告以降のメッセージでは、確定注文メッセージおよび注文請けメッセージと明細内容が異なることが生じ得る。

このような措置には企業ごと、状況ごとに様々なバリエーションがある。次にいくつかの例を示す。

なおこうした運用をする場合には、その記載方法についてあらかじめ発注者、受注者間で協議のうえ決定しておかなければならない。

【ケース 1】契約時「リノリウム厚 2.0」、数量 21600、単価 200 円

→ 実際の施工では、同程度の「長尺シート厚 2.0」に変更されたケース

・注文内容：

表 B.VII- 2 ケース 1 の注文内容

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000

・出来高明細作成例 1：

表 B.VII- 3 出来高明細作成例 1

契約内容					今回迄 累積出来高	
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,000	600,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000		
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0		200		21,600	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000		
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000		

ー契約変更は行わない。

ー使われなかった「リノリウム厚 2.0」も、出来高実績なしで明細書に残す。

ー明細行を追加して、実際に使用した「長尺シート厚 2.0」の出来高実績を計上する。

この行の契約数量、契約金額は記載しない。

・出来高明細作成例 2: 以下のような記載変更はしてはならない

表 B.VII- 4 出来高明細作成例 2

契約内容					今回迄 累積出来高	
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,000	600,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000		
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000		

ー使われなかった「リノリウム厚 2.0」を、実際に使用した「長尺シート厚 2.0」に書き換える。

²³ 出来高業務のメッセージ： 出来高報告メッセージと出来高確認メッセージを総称するという。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

【ケース 2】契約時「リノリウム厚 2.0」、数量 21600

→ 実際の施工では 22500 使用されたケース

・注文内容:

【ケース 1】と同じ

・出来高明細作成例 3:

表 B.VII- 5 出来高明細作成例 3

契約内容					今回迄 累積出来高	
名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	22,500	4,500,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	400	120,000

ー出来高の合計が契約金額合計を超えない等の理由のため、追加契約はしない場合。

ー明細書の契約内容は変更せず、出来高は実績数量、金額を記載する。

【ケース 3】「リノリウム厚 2.0」を 500、「長尺シート厚 2.0」を 400 追加契約したケース

・注文内容:

表 B.VII- 6 ケース 3 の注文内容

本契約:注文番号=1001

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000
地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000
地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000
地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000

追加契約:注文番号=1001, 注文番号枝番=01

名称	仕様	数量	単価	金額
地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000
地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000

・出来高明細作成例 4: 追加型 [1303]注文番号=1001

表 B.VII- 7 出来高明細作成例 4 追加型

枝番	契約内容					今回迄 累積出来高	
	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,880,000		6,880,000
01	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000	500	100,000
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				180,000		180,000

ー本契約の枝番契約として追加契約した場合は、本契約分と追加契約分を一つの出来高メッセージにまとめる。

ー明細行の初頭に本契約の明細内容を記載し、その後に追加(append)して枝番契約の内容を記載する。枝番契約が複数あれば、[1400]明細別注文番号枝番の順に追加する。

ー出来高と契約の数量、金額を一致させる管理を行う企業が完工時などにとる措置。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打ち

・出来高明細作成例 5: [1303]注文番号=1001

表 B.VII- 8 出来高明細作成例 5

枝番	契約内容					今回迄 累積出来高	
	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
01	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	21,600	200	4,320,000	21,600	4,320,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	500	200	100,000	500	100,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000		6,980,000
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				80,000		80,000

ー出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材（この例では「リノリウム厚 2.0」）があれば、それらを近接させて記載する。

・出来高明細作成例 6: 統合型 [1303]注文番号=1001

表 B.VII- 9 出来高明細作成例 6 統合型

枝番	契約内容					今回迄累積出来高	
	名称	仕様	数量	単価	金額	数量	金額
	地下1階壁補修	打放し補修	3,500	200	700,000	3,500	700,000
	地下1階床補修	Pタイル下地	2,400	400	960,000	2,400	960,000
	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0	22,100	200	4,420,000	22,100	4,420,000
	地下2階厨房防水	アスファルト防水	300	2,000	600,000	300	600,000
	地下2階スロープ補修	Pタイル下地	1,000	300	300,000	1,000	300,000
	計				6,980,000		6,980,000
01	地下1階床仕上げ	リノリウム 厚2.0		200			
01	地下1階床仕上げ	長尺シート 厚2.0	400	200	80,000	400	80,000
	計				80,000		80,000

ー出来高明細作成例 4 とほぼ同様だが、同一資材（この例では「リノリウム厚 2.0」）があれば、それらを一つの明細行に統合(merge)する（単価が同一であることが前提）。上表の見え消し行は実際のメッセージには記載しない。

【重要事項 1】追加契約をした場合の出来高業務のメッセージの作成方法

【ケース 3】のように複数の契約を一つの出来高業務のメッセージにまとめる場合には、契約時点においてそれら複数の契約の注文番号は同一とし、各契約を[1300]注文番号枝番で識別する形態をとらなければならない。逆に、注文番号が同一の契約が複数ある（それぞれは[1300]注文番号枝番が異なる）場合は、必ずそれらを一つの出来高業務のメッセージにまとめなければならない（次図例 A 参照）。また各明細行がそれぞれ本契約に含まれているものか、あるいは追加契約に含まれているものかを明確化することを必要とする企業があり得る。こうした場合は、明細各行に[1400]明細別注文番号枝番を記載することにより表現する。

他方、注文番号が異なる契約は、必ず別個の出来高業務のメッセージで処理しなければならない（次図例 B 参照）。

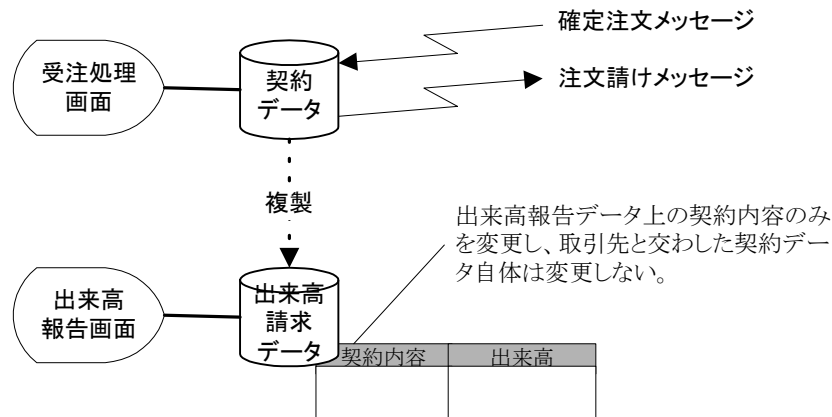


図 B.VII- 5 出来高・請求業務のデータと契約データとの関係

(3) 基本フロー以外のデータ交換手順

出来高、請求業務は、各社のシステム整備状況や運用方針により、基本フローと異なる手順で行われる可能性がある。以下にその代表的なケースを示す。

なお、基本フロー以外のこうした運用をする場合には、あらかじめその方法を発注者、受注者間で協議のうえ決定しておかなければならない。

こうした例のように、出来高、請求業務では基本フロー以外の手順で行われる可能性が考えられるため、CI-NET LiteS 対応システム開発時には、「注文請けメッセージの内容をもとに出来高報告メッセージを作成する」、「出来高確認メッセージ(承認)の内容をもとに請求メッセージを作成する」といった基本フロー以外のデータ作成手段も用意することが推奨される。

1) 注文メッセージ・レスの契約において出来高報告を行う場合

基本フローでは、受注者は発注者からの確定注文メッセージを元に注文請けメッセージを作成し、注文請けメッセージをもとに出来高報告メッセージのデータを作成するが、契約の内容等により CI-NET LiteS 以外の方法で契約を締結する場合がある。こうした場合、発注者から受注者へ当該契約の管理番号や連絡先等を通知する、あるいは受注者でのデータ作成負担を軽減するためのデータを発注者から受注者へ提供する、等の目的のために、当該契約の第 1 査定月に発注者は受注者に対し「出来高要請メッセージ²⁴」によって必要な情報を伝達する。この場合に受注者のシステムでは、この出来高要請メッセージの情報を出来高報告メッセージ作成に利用することができる。

なお、発注者の運用によっては受信者が出来高要請メッセージを受け取れないケースも想定される。こうした場合に受注者のシステムでは、見積データ（購買見積依頼・回答メッセージなど）をもとに出来高報告メッセージを作成する等の措置も必要となる。

24 出来高要請メッセージ： 出来高要請メッセージは主にデータ作成作業軽減のために交換されるものであり、他の CI-NET メッセージのような取引当事者のなんらかの意思を表すものではない。

2) 出来高確認メッセージ(承認)を受けられない状態で請求を行う場合

基本フローでは、受注者は発注者から出来高確認メッセージ(承認)による承認を受けた後、その内容にもとづいた請求を行うことが通常である。したがって一般に受注者は、発注者から受信した出来高確認メッセージ(承認)をもとに請求メッセージを作成する。

ただし、発注者のミス等で請求締日までに出来高の承認が得られない状況が生じた場合、そのまま請求せずにおくと当月分の出来高実績に対する支払が受けられなくなるので、こうした場合には、発注者からの承認を得ないまま請求メッセージを送信することもやむをえない。この場合に受注者のシステムでは、出来高報告あるいは出来高確認(査定)メッセージをもとに請求メッセージを作成することとなる。

3) 出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合

基本フローでは、発注者は出来高確認メッセージ(承認)によって承認を通知するが、発注者側のシステム整備状況等によっては、出来高の査定、承認を CI-NET LiteS ではなく別の媒体で行うケースもありえる。こうした場合に受注者のシステムでは、上記(2)と同様、出来高報告あるいは出来高確認(査定)メッセージをもとに請求メッセージを作成することとなる。

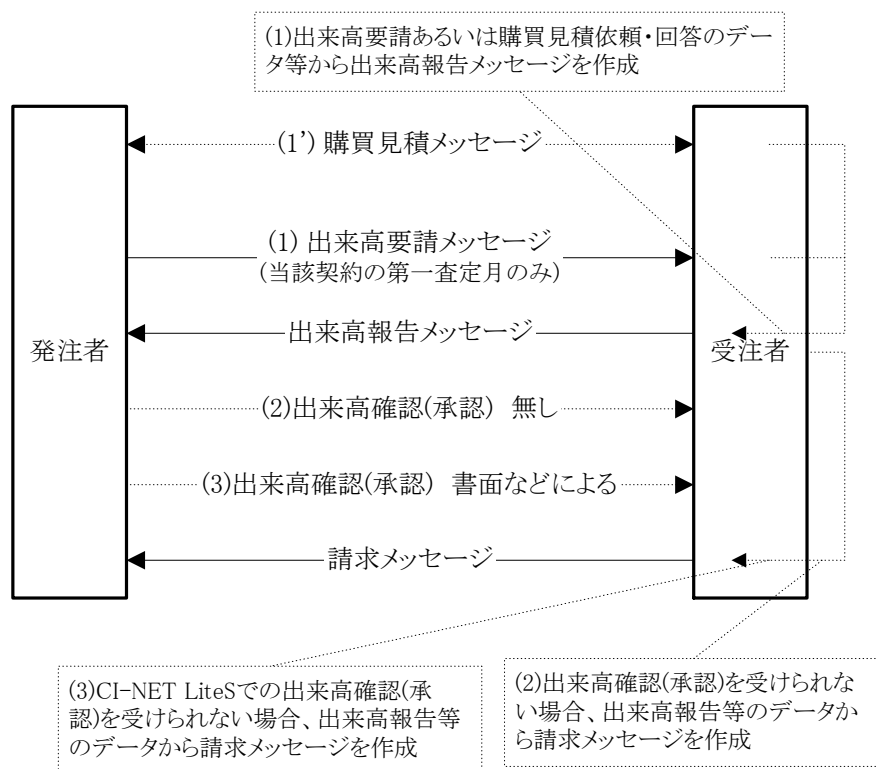


図 B.VII- 6 出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合

1.2. 立替金確認業務のデータ交換手順

立替金確認業務は、発注者が立て替えた内容と金額を受注者に示し、受注者の承認を得る業務である。通常、以下に例示するような費用については発注者が立て替える場合が少なくないが、この金額を発注者、受注者間で確認、合意することが本業務の目的である。この業務によって受注者が立替を承認した場合、発注者は通常、受注者からの請求金額から立替金額を相殺して支払うことが多い。こうした費用は契約に明示されていない場合が少なくないため、トラブルを避けるためにも受注者の確認を得てから相殺することが望ましい。

立替金確認の対象となる費用の例：

- ・ 駐車場料金立替金
- ・ 産業廃棄物処理費立替金
- ・ 工事分担金（仮設電力、仮設使用料など）
- ・ 職長協力会費
- ・ 雑費立替金（道具、雨具など）
- ・ 弁当代
- など

なお、請負金額の振込手数料、手形郵送料、保険料など、契約において明確にされている費用に関しては、受注者の確認を都度得ずとも、発注者が契約条件にもとづいて請求金額と相殺したうえで支払を行えばよい。

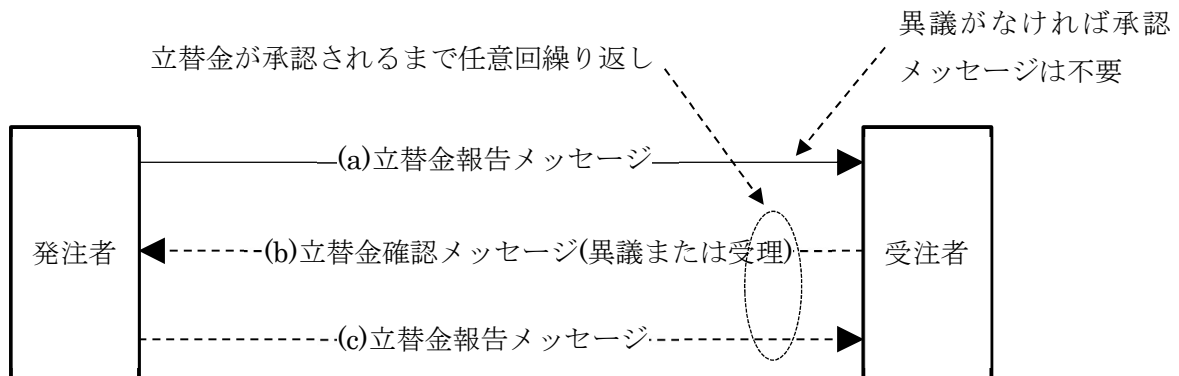


図 B.VII- 7 立替金確認業務のデータ交換基本フロー

(a) 発注者は受注者に対し、「**立替金報告メッセージ**」により、一つの作業所内で生じた一つないし複数の注文契約に対する特定期間の立替金額等を報告し、受注者の承認を求める。

受注者は受信した立替金報告メッセージの内容を確認する。CI-NET LiteS では、立替金報告メッセージの内容について以下の 2 通りの方法で承諾行為とする。

一つ目は、異議がなければ受注者は発注者に対してメッセージによる意思表示を行わず、立替金報告メッセージが受注者に到達後一定期間以内に異議の意思表示がない場合には受注者が立替金報告メッセージの内容を承諾したものとみなすルールとする（このため、受注者が発注者に対して立替金報告メッセージの承諾を通知するメッセージはない）。なお、上記の「一定期間」については、発注者、受注者間の協議により妥当な期間をあらかじめ取り決めなければならない。

二つ目は、受注者が発注者に対して立替金報告メッセージの承諾を通知する。承諾は、

[1315] 出来高・請求・立替査定結果コードが 30 の時とする。

なお、[1315] 出来高・請求・立替査定結果コードの受理：30 の運用について、従来どおり各ユーザの判断で利用できるようにする。

- (b) 受注者が、発注者からの立替金報告メッセージの立替金額等を承認しない場合または承認する場合、その内容を「立替金確認メッセージ(異議または受理)」により発注者に通知する。
- (c) 異議に対し発注者は、立替金の内容を修正するなどしたうえで、立替金報告メッセージにより再度、立替金額等を報告し、受注者の確認を求める。

【注意事項 1】立替金確認業務の実施タイミング

立替金確認業務は、出来高・請求業務と同時に、あるいは請求後支払までに行われることが通常である。立替の内容によって金額が確定する時期が異なるので、それに応じて立替金確認のタイミングも異なる。

【注意事項 2】確認された立替金の処理方法

立替金確認業務で受注者が承認した立替金額は、通常はその月の受注者からの請求額と相殺して発注者が支払う場合が多い。しかしながら、立替金額が請求額を上回る等の特殊なケースもあり、こうした特殊な場合も含め、受注者によって承認された立替金額の処理方法は、取引当事者間での個々の協議により決定する。

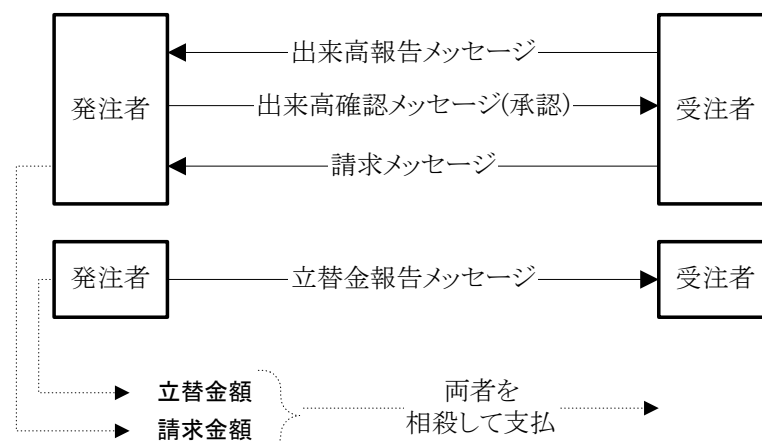


図 B.VII- 8 立替金の処理方法の例

1.3. 契約打切業務のデータ交換手順

契約の打切とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点における出来高を精算し、精算以降の契約内容が無かったことにする契約措置をいう。契約の打切は、発注者、受注者の合意にもとづいて行われる場合（合意打切）と、相手方の契約違反、倒産時といった緊急の状況等に契約当事者の一方が相手方に一方的に通知する場合（一方的打切通知）とがある。

(1) 合意による契約打切時のデータ交換手順

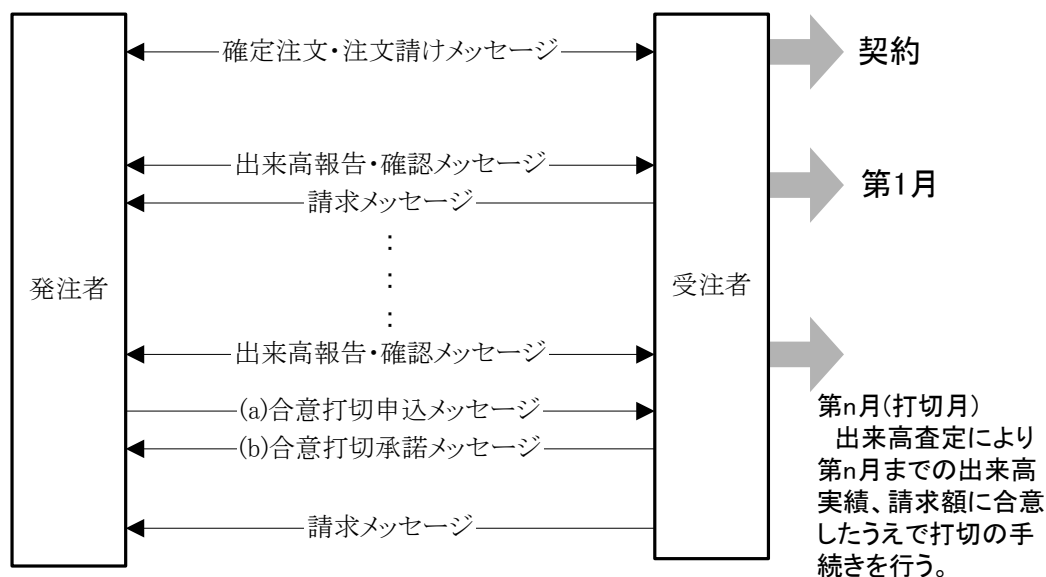


図 B.VII-9 合意による契約打切時のデータ交換手順

合意により契約を打ち切る場合、発注者、受注者は契約の打切とその時点での精算内容（当該時点までの出来高実績および請求金額）についてあらかじめ合意したうえで、

- a)発注者が受注者に対し、「合意打切申込メッセージ」により、あらかじめ合意した内容にもとづく契約の打切を申し込む。
- b)これに対し受注者は、発注者からの打切の申込を承諾する旨を「合意打切承諾メッセージ」により発注者に通知する。

【注意事項】

同一注文番号で枝番が異なる複数の契約が存在する場合、出来高査定、請求は「1.1(2) 出来高業務のメッセージの明細書作成例」のとおり一つのメッセージにまとめて処理するが、これら契約を全て打ち切る際には、本契約をまとめて打ち切るものとする。

【運用上の留意点】

枝番契約の打切方法について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点」に記載している。

(2) 一方的な打切通知時のデータ交換手順

契約打切の一方的な通知は、相手方の契約違反、倒産時といった非常時に限ってとられる措置である。

この場合、打切を通知する契約の一方の当事者は、「一方的打切通知メッセージ」により、契約を打ち切る意思を相手方に通知する。

1.4. 合意精算業務のデータ交換手順

契約の精算とは、既に契約対象工事が着工され出来高が発生している場合に、その時点までの出来高（これ以上出来高が発生しない場合を指す）をすべて精算する契約措置をいう。

合意精算業務は契約工事の最終確定段階で契約内容の変更を伴ってはいるものの一種の事務処理として取り扱うことを考えている。すなわち、契約数量等の変更があることは分かっても箇所、時期、要領等が特定できず、最終確定段階になって数量が明確になる場合等において、合意して精算を実施するような場合の利用を想定している。

なお、契約内容の変更といっても、その違いは明細情報の中で、当初想定した作業や資材の数量の微小な変更で発注者、受注者双方の合意に基づいて行われることを基本とし、これ以外の変更内容を伴う場合には、確定注文・注文請けメッセージを用いて別途追加・変更契約を締結する方法をとることが望ましい。

この精算業務を EDI にて実施するにあたっては、当事者双方が事前に精算する状況、方法などを合意して契約に記載するなどの処置を取り実施することが求められる。

合意精算業務を行うにあたっては、「合意打切申込」「合意打切承諾」メッセージを利用できることとする。

また、合意精算業務においてデータ交換を実施するに際して、CI-NET LiteS 実装規約指針・参考資料に背景や具体的なデータ交換方法等について言及しているので、参照されたい。

【運用上の留意点】

対象工事や契約内容等により、いずれの方法で受発注者間の取引を確定させるかは企業のポリシーにより異なるが、特に受注者に対して契約や支払上不利益にならないよう配慮することが必要であり、CI-NET ではそれを実現するための方法を複数用意している。

① 増減の注文書・注文請け書の適用場面・状況

当初契約に対し発注数量等の変更が生じることが明らかになった時点で、必要な増減契約、追加契約を行うことを基本的な考え方とする。

② 合意打切（精算）申込・承諾の適用場面・状況

対象工事の契約期間終了間近に、軽微な発注数量等の変動がある場合など、増減の注文書・注文請け書を取り交わすより、合意打切（精算）申込・承諾を用いた方が合理的と見なされる状況の際に採用することができる。

【注意事項 1】各メッセージにおいて変更可能なデータ項目

打切業務では、打切対象となる個別契約の内容を全く無視した内容をメッセージで交換することは合理的ではない。各メッセージにおいて元の契約内容から変更可能なデータ項目を次表に整理する。これらデータ項目を除き、打切対象となる契約内容（鑑項目合意変更メッセージにより内容が変更された場合であれば、変更後の内容）と同一内容を記載する。

なお明細情報部分のデータ項目は、「B.VII.1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」に示したように、契約締結後に施工が進む中で実際に使用する資材が契約書のものから変更される等により、それに応じて出来高報告以降のメッセージの記載内容を変更することが生じ得る。

表 B.VII- 10 合意打切申込、一方的打切通知メッセージにおいて、
元契約内容から変更可能なデータ項目

データ項目	変更可否
[1]データ処理 No	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1008]帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	○
[1017]受注者担当部署名	○
[1018]受注者担当者名	○
[1019]受注者担当郵便番号	○
[1020]受注者担当住所	○
[1021]受注者担当電話番号	○
[1022]受注者担当 F A X 番号	○
[1165]受注者決裁者名	○
[1026]発注者代表者氏名	○
[1028]発注者担当部署名	○
[1029]発注者担当者名	○
[1030]発注者担当郵便番号	○
[1031]発注者担当住所	○
[1032]発注者担当電話番号	○
[1033]発注者担当 FAX 番号	○
[1169]発注者決裁者名	○
[1173]工事場所・受渡場所略称	○
[1027]工事場所・受渡場所担当者名	○
[1044]別途受渡し場所名称	○
[1095]別途受渡し場所住所	○
[1014]送り状案内	○
[1179]帳票データチェック値	※
明細情報部分の全情報	○

凡例：

○：異なる記載が許されるデータ項目。

※：本資料に定めるルールに従う方法において異なる内容が記載されるデータ項目。

なお、次表右列の各項目は、確定注文・注文請けにおける契約金額等をデータ項目を変えて打切メッセージに記載するものであるが、「B.VII.1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」に示したように明細情報部分に記載する契約金額が変更された場合、打切メッセージでは確定注文・注文請けメッセージと異なる値となることがあり得る。

表 B.VII- 11 契約金額の各メッセージでの表記

確定注文・注文請け メッセージでのデータ項目	意味	打切・出来高・請求 メッセージでのデータ 項目
[1088]明細金額計	明細ごとの契約金額の合計	[1092]契約金額計
—		[1385]追加契約金額計
[1089]明細金額計調整額	上記に対する調整額	[1093]契約金額計調整額
[1090]調整後帳票金額計	調整額を加えた金額	[1094]調整後契約金額計
[1096]消費税額	調整額を加えた金額に対する消費税額	[1098]契約金額消費税額
[1097]最終帳票金額	消費税を加えた金額	[1099]最終契約金額

【注意事項 2】合意打切承諾メッセージにおいて変更可能なデータ項目

合意打切承諾メッセージでは、対応する合意打切申込メッセージと共通するデータ項目については、次表に示した項目を除き、原則として合意打切申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。次表以外の合意打切申込メッセージの記載内容は変更できない。

表 B.VII- 12 合意打切承諾メッセージにおいて、
合意打切申込メッセージの内容から変更可能なデータ項目

データ項目	変更可否
[1]データ処理 No	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[9]訂正コード	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1015]受注者代表者氏名	○
[1017]受注者担当部署名	○
[1018]受注者担当者名	○
[1019]受注者担当郵便番号	○
[1020]受注者担当住所	○
[1021]受注者担当電話番号	○
[1022]受注者担当 F A X 番号	○
[1165]受注者決裁者名	○
[1014]送り状案内	○
[1179]帳票データチェック値	※

凡例：

○：異なる記載が許されるデータ項目。

※：本資料に定めるルールに従う方法において異なる内容が記載されるデータ項目。

2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
 - ⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ・「税率ごとに区分」とは、消費税 10%、軽減税率 8%および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお、国税庁ホームページにて「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」を公開している。

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

- ① [1013]受注者名、[1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
- ② [1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄 等の項目を利用する。）
- ③ 単一の課税分類のみを取り扱い、取引内容は[1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要に、軽減税率である旨は[59]課税分類コードに記載
- ④ 単一税率のみを取り扱い、税率および対価の額は、[1004]消費税率、[1112]今回請求金額計(税抜き)、[1097]最終帳票金額（税込み）に記載
- ⑤ 単一税率のみを取り扱い、消費税額等は[1096]消費税額に記載
- ⑥ [1024]発注者名

立替金報告メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

- ① [1024]発注者名、[1310]発注者適格請求書発行事業者登録番号
- ② [1008]帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）
立替金報告メッセージでは内訳明細で使用するため
- ③ [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
- ④ [1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
- ⑤ [1398]適用区分別消費税額
- ⑥ [1013]受注者名

3. 出来高金額、請求金額算定方法

3.1. 明細出来高の累積査定方式と当月査定方式

出来高、請求業務での個々の資材、工事等の明細の出来高査定には、「累積査定方式」と「当月査定方式」の 2 通りがある。当該出来高、請求メッセージがいずれの方式によるものかは、メッセージ上の[1312]出来高査定方式識別コードで示さなければならない。

表 B.VII- 13 累積査定方式と当月査定方式

	[1312] 出来高査定方式 識別コード	内容
累積査定 方式	1	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。
当月査定 方式	2	今回（当月）工事出来高あるいは使用（リース品等）した実績を検収し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、今回分の出来高と前回迄の累積出来高の和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。

(1) 累積査定方式

- ・ 工事は完了までに数ヶ月にも及ぶので、月々の出来高把握の正確性を高めるために、出来高ゼロの時点を経験として査定時点迄の累積の出来高を評価して査定する。
- ・ 累積査定方式で基本になる情報は、明細情報部分の以下のデータ項目である。
 - [1222]単価
 - [1234]今回迄累積出来高数量明細
 - [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率
- ・ 当該明細行の工事内容等に対する今回迄の累積出来高金額は以下の通り。

$$[1235] \text{今回迄累積出来高金額明細} = [1222] \text{単価} \times 0.01 \times [1297] \text{今回迄累積出来高明細別単価出来高率} \times [1234] \text{今回迄累積出来高数量明細}$$
- ・ 明細情報部分の今回迄累積出来高金額の合計が、全体情報部分（鑑）の[1109]今回迄累積出来高金額計である。
- ・ 累積査定方式では、この[1109]今回迄累積出来高金額計を基本金額として、既に請求済み・支払済みの金額をこの値から差し引くなどして、今回分の請求予定金額を算定する。

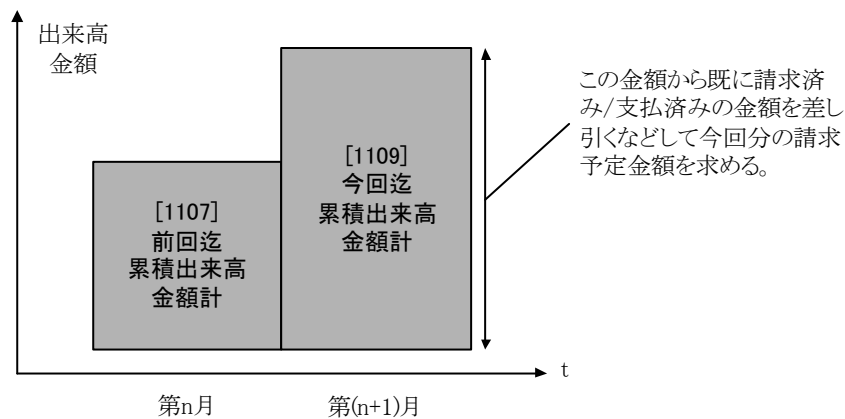


図 B.VII- 10 累積査定方式のイメージ

「今回迄累積出来高明細別単価出来高率」について

[1222]単価あるいは[1235]今回迄累積出来高金額明細に対する進捗の%割合を表す。

例えば材工共契約で、資材を 300 現場に納入したが取り付けは全く行っていないケースを想定する。この際、納入された数量 300 に相当する金額の一部を出来高実績として承認する発注者がある。こうした場合には、[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率により以下のように表現する。

【既納入 300 に相当する金額の半分を出来高実績として承認する場合】

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率=50(%)

[1235]今回迄累積出来高金額明細

= [1222]単価×[1234]今回迄累積出来高数量明細×0.01×[1297]

なお、上記の表現を用いず、[1234]=150、[1297]=100(%)と表記する方法もある。

(2) 当月査定方式

・資材の納入などでは、月内に検収した数量を明確に把握できるので、その実績をもとに出来高を評価して査定する。

・当月査定方式で基本になる情報は、明細情報部分の以下のデータ項目である。²⁵

[1222]単価

[1218]明細数量 (=当月分の出来高数量)²⁶

・当該明細行の資材等に対する当月の出来高金額は以下の通り。

[1223]明細金額=[1222]単価×[1218]明細数量

・明細情報部分の今回迄累積出来高は以下の通り。

[1235]今回迄累積出来高金額明細=

[1223]明細金額 + [1233]前回迄累積出来高金額明細

・明細情報部分の今回迄累積出来高金額の合計が、全体情報部分（鑑）の[1109]今回迄累

²⁵ 当月査定方式では、明細別単価出来高率は使用しない。

²⁶ なおリース、レンタル等では、[1218]明細数量は物量と使用期間との積数(=[1216]補助数量×[1208]使用期間)である。

積出来高金額計である。

- ・ 当月査定方式でも、累積査定方式と同じく、この[1109]今回迄累積出来高金額計を基本金額として、既に請求済み・支払済みの金額をこの値から差し引くなどして、今回分の請求予定金額を算定する。

【補足】

出来高算定方式には「累積査定方式」「当月査定方式」の2つがある。

これらの方式において、[1109]今回迄累積出来高金額計、すなわち各請求算定方式（A～D 方式）の出発点の金額を求めるにあたり、使用しているデータ項目が異なるため、それに伴いそれぞれの明細出来高の作成方法が異なる。

これら进行处理の流れに沿って整理すると次図のようになる。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

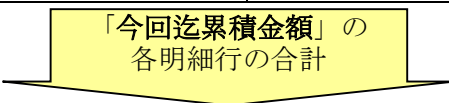
明細への記載内容		関連データ項目	累積査定方式で使用するデータ項目	当月査定方式で使用するデータ項目
数量	今回数量	[1218]明細数量	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1218]明細数量
	今回迄累積数量	[1234]今回迄累積出来高数量明細	[1234]今回迄累積出来高数量明細	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
単価		[1222]単価	[1222]単価	[1222]単価
出来高率		[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)
【金額算出の方法 〔数量×単価×(出来高率)〕】		【数量】 [1234]今回迄累積出来高数量明細、 [1218]明細数量 【単価】 [1222]単価 【出来高率】 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1234]今回迄累積出来高数量明細 × [1222]単価 × [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率	[1218]明細数量 × [1222]単価 
金額	今回金額	[1223]明細金額	(CI-NET LiteS 実装規約における計算式の対象としない)	[1223]明細金額
	今回迄累積金額	[1223]明細金額、 [1235]今回迄累積出来高金額明細、 [1233]前回迄累積出来高金額明細	[1235]今回迄累積出来高金額明細	[1223]明細金額 + [1233]前回迄累積出来高金額明細
 「今回迄累積金額」の 各明細行の合計				
[1109]今回迄累積出来高金額計				

図 B.VII- 11 [1109]今回迄累積出来高金額(請求 ABCD 方式の処理における出発点)を求めるまでの流れ

なお、当月査定方式における[1233]前回迄累積出来高金額明細（今回迄累積金額の欄に記載）は、当該査定方式においては金額算定において直接関係するものではないが、請求額算定にあたり「今回迄累積金額（[1109]今回迄累積出来高金額計）」の算出が必要ことから、前回迄の累積金額を EDI データとは別に社内で保有・管理しておく必要がある項目として提示している。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

図の最後に提示している「[1109]今回迄累積出来高金額計」は各請求算定方式の出発点の金額である。これは、「B.VII.3-2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照のこと。

3.2. 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法

[1109]今回迄累積出来高金額計を求めるまでの手順は累積査定方式と当月査定方式とで異なるが、この金額をベースとした出来高、請求および打切の各メッセージの全体情報部分(鑑)における請求金額等の算定方法は、累積方式・当月方式による違いはない。

他方、請求金額等の算定方法は企業ごとにまちまちであるが、ここでは、本 CI-NET LiteS 実装規約で想定している 4 ケースの算定方法を示す。これらの方法は、累積方式・当月方式は問わない。なお、当該取引相手との間で下記(A)～(D)のいずれの方式を用いるかについては、あらかじめ相手方と協議のうえ決定したうえで、メッセージ上の[1313]請求算定方式コードで示さなければならない。

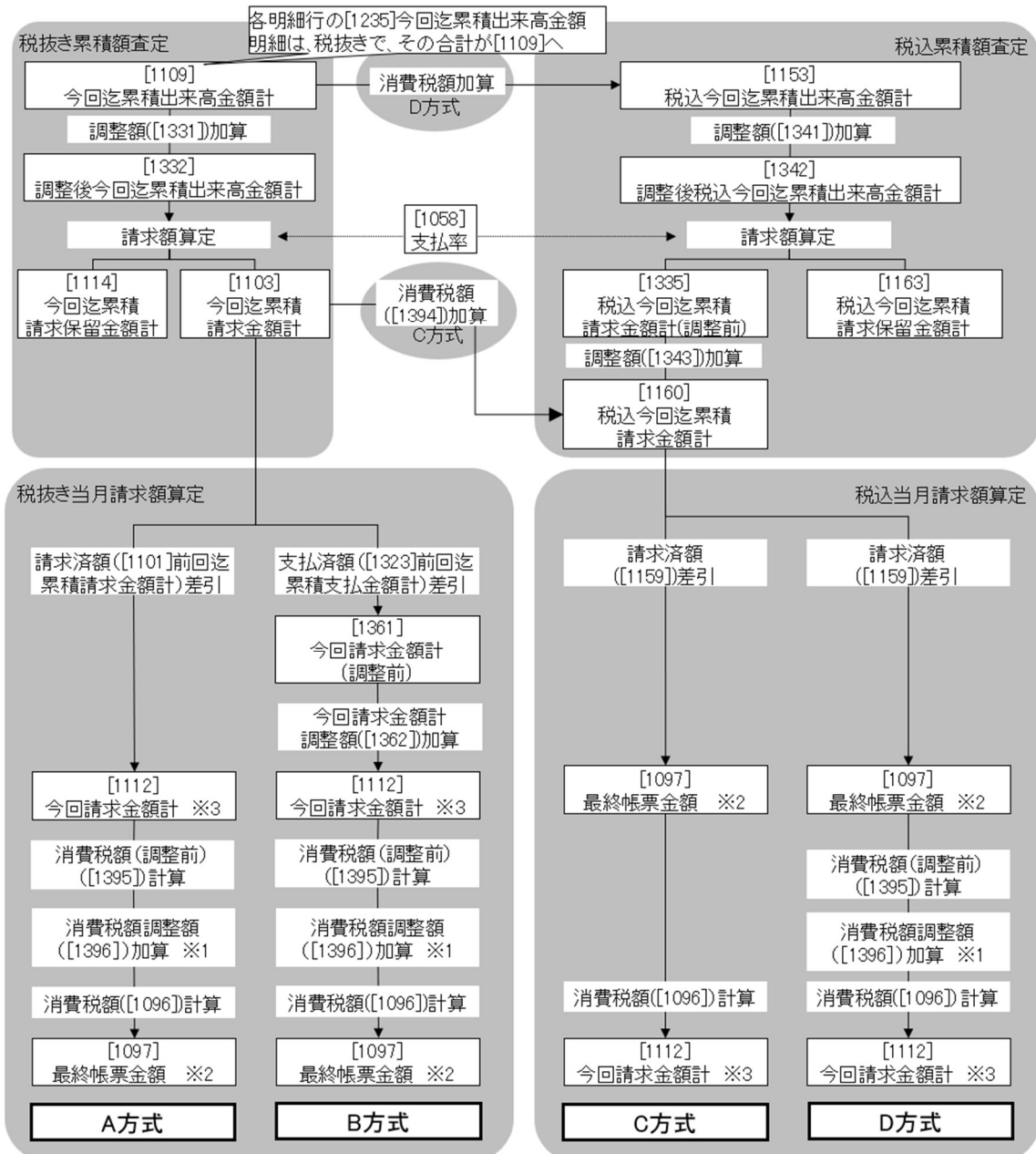
【注意事項】

受注者側では、複数の取引先が別々の算定方式を採用している状況も想定されるので、どの取引先がどの算定方法を採用しているか等を取引先マスタ等で管理することが推奨される。

表 B.VII- 14 請求算定方式の概要

ロ)今回迄累積請求金額から今回分請求金額を得る算定方式			
消費税抜きで算定		消費税込みで算定	
ハ)今回迄累積請求金額から何を引いて当月分請求金額算定を得るか		ハ) (同左)	
前回迄累積請求金額を引く	前回迄累積支払金額を引く	前回迄累積請求金額を引く	前回迄累積支払金額を引く
イ)今回迄累積出来高金額から今回迄累積請求金額を得る算定方式	A 方式	B 方式	C 方式
			D 方式

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切



※1 精算時に端数調整。それ以外は0円固定。なお、精算時とは、[1314]請求完了区分コード=9:精算(最終回)の時を指す。

※2 (補足説明)税込の金額が入る

※3 (補足説明)税抜の金額が入る

図 B.VII- 12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法

A、B方式： 税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式

- ・ [1103]今回迄累積請求金額計の算出までを、消費税抜きで行う。
 - ・ [1109]今回迄累積出来高金額計に対し、必要があれば調整額を加え、[1332]調整後今回迄累積出来高金額計を得る。
 - ・ この[1332]のうち、支払率（[1058]支払条件：部分払い割合）を乗じた値として、[1103]今回迄累積請求金額計を得る（端数がある場合は丸めた金額を[1103]として良い）。両者の差が[1114]今回迄累積請求保留金額計であり、ここで「保留」とは、「出来高の実績があるにもかかわらず請求しない金額」を意味する。
- ・ [1103]から、既に請求済みの金額あるいは既に支払い済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る。（いずれも消費税抜きの金額）
 - ・ 既に請求済みの金額を引く方法が A 方式である。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。
 - ・ 既に支払い済みの金額を引く方法が B 方式である。既に支払い済みの金額は、支払通知などから得る。

C方式： 税抜き累積額査定、税込み当月請求額算定方式

- ・ [1103]今回迄累積請求金額計の算出までを、消費税抜きで行う。算定方法は A、B と同じ。
- ・ この[1103]に[1394]今回迄累積消費税額計を加えて[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
- ・ [1160]から、既に請求済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る（いずれも消費税込みの金額）。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。

D方式： 税込み累積額査定、税込み当月請求額算定方式

- ・ [1109]今回迄累積出来高金額計に消費税を加え、[1153]税込今回迄累積出来高金額計を得る。
- ・ この[1153]から[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
 - ・ [1153]に対し必要があれば調整額を加え、[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計を得る。
 - ・ この[1342]のうち、支払率を乗じた値として、[1335]税込今回迄累積請求金額計（調整前）を得る。
 - ・ 必要があれば調整額を加えて[1160]税込今回迄累積請求金額計を得る。
 - ・ [1342]と[1160]との差が[1163]税込今回迄累積請求保留金額計であり、ここで「保留」とは、「出来高の実績があるにもかかわらず請求しない金額」を意味する。
- ・ [1160]から既に請求済みの金額を引き、今回分の請求金額を得る（いずれも消費税込みの金額）。既に請求済みの金額は、前回分の請求メッセージなどから得る。

4. 立替金の表記方法

4.1. 明細情報部分の表記方法

立替の対象となる個々の資材、費用等の内容は、主に以下のデータ項目に記載する。

[1213]品名・名称

[1214]規格・仕様・摘要

また、個々の資材、費用等の数量、単位、単価、金額は以下のデータ項目に記載する。

[1218]明細数量

[1219]明細数量単位

[1222]単価

[1223]明細金額 $(\lceil [1223] = [1218] \times [1222] \text{ 小数点以下切り捨て})$

4.2. 全体情報部分(鑑)の表記方法

[1223]明細金額を税率（[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から消費税額を計算する。

※[1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率について

集計対象となった[1221] 明細別課税分類コードと[1376] 明細別消費税率の組合せは、最大5つまでとし、それぞれ[1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率に設定し、それを超える場合は請求書を分けて作成する。

① [1397]適用区分別明細金額計

[57]消費税コード：1 内税の場合、[57]消費税コード：2 外税の場合、ともに、

[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率毎の[1223] 明細金額の合計

② [1398]適用区分別消費税額

[57]消費税コード：2 外税の場合、

$([1221] \text{ 明細別課税分類コード、}[1376] \text{ 明細別消費税率毎の}[1223] \text{ 明細金額の合計}) \times [1376] \text{ 明細別消費税率} / 100$

[57]消費税コード：1 内税の場合、

$([1221] \text{ 明細別課税分類コード、}[1376] \text{ 明細別消費税率毎の}[1223] \text{ 明細金額の合計}) \div ([1376] \text{ 明細別消費税率} + 100) \times [1376] \text{ 明細別消費税率}$

※ 集計単位の[1221] 明細別課税分類コードが” 2”、” 3” ” 9” のいずれかの場合は、消費税額の計算を行わずゼロとする。

※ 原則、小数点以下、切り捨て

③ [1088] 明細金額計

[1223] 明細金額の合計

④ [1096] 消費税額

[1398] 適用区分別消費税額の合計

⑤ [1097]最終請求金額

[57]消費税コード：2 外税の場合

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1088] 明細金額計+[1096]消費税額
[57]消費税コード：1 内税の場合
[1088] 明細金額計

【補足説明】立替金の明細金額計の計算仕様について
立替金・契約外の消費税別計算

・内訳明細が内税（[57]消費税コード：1）の場合

明細情報	[1221] 明細別課税 分類コード	[1376] 明細別消費 税率	[1223]明細金額： 税込み		
明細 1	1：課税対象	10%	110		
明細 2	1：課税対象	10%	110		
明細 3	5：軽減税率対象	8%	108		
明細 4	1：課税対象	10%	110		
明細 5	9：不課税対象	0%	100		
計をそのまま鑑情報へ					
鑑情報	[1365]適用課税分 類コード	[1366]適用消費税 率	[1397]適用区分別 明細金額計：税込 み	[1398]適用区分別 消費税額	・ [1221] 明細別課税分 類コード×[1376] 明細 別消費税率毎の明細情 報の集計値 ・ 最大 5 パターンまで
	1：課税対象	10%	330	30	
	5：軽減税率対象	8%	108	8	
	9：不課税対象	0%	100	0	
			[1088]明細金額 計：税込み	[1096]消費税額	[1097]最終帳票金額 [1088]明細金額計： 税込み を充てる
			538	38	538

・内訳明細が外税（[57]消費税コード：2）の場合

明細情報	[1221] 明細別課税 分類コード	[1376] 明細別消費 税率	[1223]明細金額： 税抜き		
明細 1	1：課税対象	10%	100		
明細 2	1：課税対象	10%	100		
明細 3	5：軽減税率対象	8%	100		
明細 4	1：課税対象	10%	100		
明細 5	9：不課税対象	0%	100		
計をそのまま鑑情報へ					
鑑情報	[1365]適用課税分 類コード	[1366]適用消費税 率	[1397]適用区分別 明細金額計：税抜 き	[1398]適用区分別 消費税額	
	1：課税対象	10%	300	30	
	5：軽減税率対象	8%	100	8	
	9：不課税対象	0%	100	0	
			[1088]明細金額 計：税抜き	[1096]消費税額	[1097]最終帳票金額 [1088]明細金額計： 税込み+[1096]消費 税額 を充てる
			500	38	538

図 B.VII-13 内税、外税ごとの消費税の計算方法

5. メッセージ

5.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（注文契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は次表通り。

これらのデータ項目により、

- ・ どの発注者の : [4]発注者コード
- ・ どの物件における : [1006]工事コード
- ・ どの工事を : 注文番号²⁷
- ・ 誰に発注したもののか : [5]受注者コード

を表す。

請求確認メッセージは、受注者が発番した請求番号によって請求メッセージとリンクさせる。

表 B.VII- 15 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
合意打切申込 一方的打切通知	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No. [1300] 注文番号枝番	・ [1007]帳票 No.には、発注者が発番した個々の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。この値は、打切対象となる契約に係わる確定注文メッセージ上の [1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・ [1300]注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合に限って使用する。上記と同じく、打切対象となる契約に係わる確定注文メッセージ上の [1300]注文番号枝番と同じ値でなければならない。
合意打切承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No. [1300] 注文番号枝番	・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が発番した注文番号を記載する。この値は、対応する合意打切申込メッセージの [1007]帳票 No.と同じでなければならない（次図参照）。 ・ [1300]注文番号枝番の値は、対応する合意打切メッセージの [1300]注文番号枝番と同じでなければならない。

²⁷ 注文番号を表記するデータ項目はメッセージごとに異なる。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
出来高報告 出来高確認 請求 請求確認	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1303]注文番号	・ [1303]注文番号の値は、対応する確定注文メッセージ上の[1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・ 請求確認メッセージの[1009]参照帳票 No.には、受注者が発番した請求書の管理番号（請求番号）を記載する。この値は、対応する請求メッセージ上の[1007]帳票 No.と同じでなければならない。
立替金報告 立替金確認	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1303]注文番号	・ [1303]注文番号の値は、対応する確定注文メッセージに記載された[1007]帳票 No.と同じでなければならない。 ・ [1303]注文番号は、立替金を個々の注文契約に割り付ける必要がある場合に限って使用する。同一物件において当該受注者との間に複数の注文契約が存在しても立替金をどの注文契約に割り当てるかを特定する必要がない場合は[1303]注文番号は使用しない。

【注意事項 1】

注文契約に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは確定注文メッセージと同一の値としなければならない。

【注意事項 2】

同一工事コード、同一注文番号で注文番号枝番が異なる複数の契約が存在する場合、CINET LiteS ではこれら全ての契約に係わる出来高査定、請求を一つの出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージにまとめなければならない（「1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照）。このため出来高、請求メッセージのキー項目として注文番号枝番は必要ない。

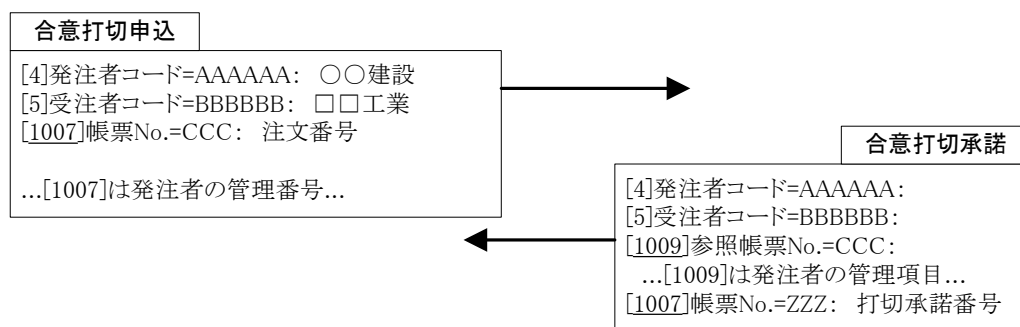


図 B.VII- 14 [1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による合意打切申込と承諾の対応づけ

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

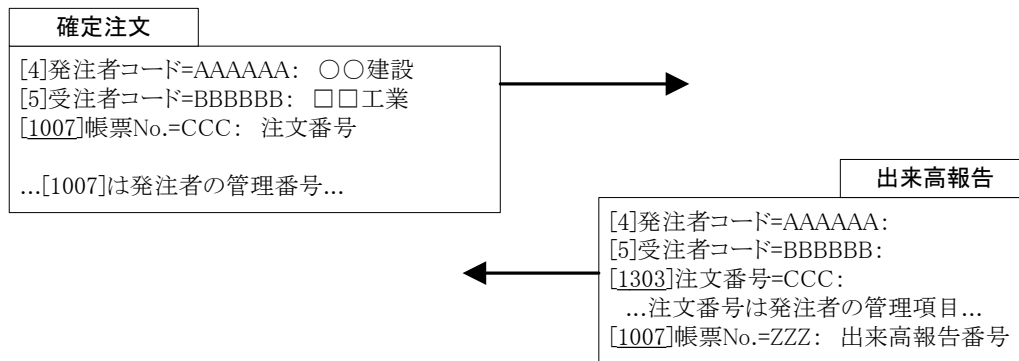


図 B.VII- 15 [1007]帳票 No.と[1303]注文番号による注文契約と出来高報告の
対応づけ

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

表 B.VII- 16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007] 帳票 No.	[1009]参照 帳票 No.	[1303] 注文番号	[1300]注文 番号枝番	[1301]参照 帳票 No. 2	[1304]参照 帳票 No. 3
建築 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
設備 見積	依頼	*見積依頼 番号	—	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
購買 見積	依頼	*見積依頼 番号	見積番号	—	—	—	—
	回答	見積番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
	不採用 通知	不採用通知 番号	*見積依頼 番号	—	—	—	—
注文	確定 注文	*注文番号	—	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
	注文 請け	請け書番号	*注文番号	—	*注文番号 枝番	見積依頼 番号	—
鑑項目 合意 変更	申込	*注文番号	—	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
	承諾	変更承諾 番号	*注文番号	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
合意 解除	申込	*注文番号	—	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
	承諾	解除承諾 番号	*注文番号	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
一方的解除通知		*注文番号	—	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	見積依頼 番号	—
合意 打切	申込	*注文番号	—	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
	承諾	打切承諾 番号	*注文番号	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	（当初契約 の）見積依 頼番号	—
一方的打切通知		*注文番号	—	—	*（当初契 約の）注文 番号枝番	見積依頼 番号	—
出来高	要請	出来高要請 番号	—	—	—	—	—
	報告	出来高報告 番号	出来高確認 番号 [#1]	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号
	確認	出来高確認 番号	出来高報告 番号	*注文番号	—	見積依頼 番号	出来高要請 番号

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

メッセージ		[1007] 帳票 No.	[1009]参照 帳票 No.	[1303] 注文番号	[1300]注文 番号枝番	[1301]参照 帳票 No. 2	[1304]参照 帳票 No. 3
請求	請求	請求番号	出来高確認 番号	*注文番号	—	出来高報告 番号	出来高要請 番号
	確認	請求確認 番号	*請求番号	注文番号	—	—	—
立替金	報告	立替金報告 番号	立替金確認 番号 [#2]	*注文番号 [#3]	—	—	—
	確認	立替金確認 番号	立替金報告 番号	*注文番号 [#3]	—	—	—

【注】「*」は、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードと合わせて取引を特定するデータ項目となる。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

【#1】出来高報告メッセージの[1009]参照帳票 No.

発注者からの出来高確認(査定)メッセージを受信後、再度報告する場合にこの値を記載する。したがって、各査定月の月内最初の出来高報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。

【#2】立替金報告メッセージの[1009]参照帳票 No.

上記【#1】の出来高報告メッセージと同様に、受注者からの立替金確認(異議)メッセージを受信後、再度報告する場合にこの値を記載する。したがって、各請求月の月内最初の立替金報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。

【#3】立替金報告・確認メッセージの[1303]注文番号

注文番号は、立替金を個々の注文契約に割り付ける必要がある場合に限って使用する。一つの作業所における複数の契約に共通する立替金の確認を行う場合、あるいは一つの作業所における複数の契約に係わる立替金の確認を一括で行う場合は、特定の注文契約に係わる立替金ではないため注文番号は使用しない。こうした場合は[1006]工事コードにより作業所を特定する。

【運用上の留意点】

出来高報告、出来高確認の[1007]帳票 No.について、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 5.出来高報告・出来高確認の[1007]帳票 No.の取り扱い」に記載している。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

表 B.VII- 17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分

メッセージ		[1007] 帳票 No.	[1009] 参照 帳票 No.	[1303] 注文番号	[1300] 注文 番号枝番	[1301] 参照 帳票 No. 2	[1304] 参照 帳票 No. 3
建築見積	依頼	●	—	—	—	—	—
	回答	●	○	—	—	—	—
設備見積	依頼	●	—	—	—	—	—
	回答	●	●	—	—	—	—
購買見積	依頼	●	○	—	—	—	—
	回答	○	●	—	—	—	—
	不採用通知	○	●	—	—	—	—
注文	確定注文	●	—	—	○	●	—
	注文請け	●	●	—	○	○	—
鑑項目 合意変更	申込	●	—	—	○	●	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
合意解除	申込	●	—	—	○	●	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
一方的解除通知		●	—	—	○	●	—
合意打切	申込	●	—	—	○	○	—
	承諾	●	●	—	○	○	—
一方的打切通知		●	—	—	○	○	—
出来高	要請	●	—	—	—	—	—
	報告	●	○	★	—	▲	▲
	確認	●	▲	★	—	○	○
請求	請求	●	○	★	—	○	○
	請求確認	●	●	○	—	—	—
立替金	報告	●	○	○	—	—	—
	確認	●	●	○	—	—	—

★（注文番号）は基本フローでは必須である。ただし契約行為を行わずに出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージを交換する場合は、これらデータ項目は記載できない。

▲は、注文契約が存在しない場合に必須となるデータ項目である。詳細は次表を参照。なおこの場合、[1303]注文番号は使用しない（契約が存在せず注文番号がないので記載できない）。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

表 B.VII- 18 各メッセージにおける取引の特定方法

メッセージ	注文契約が	
	存在する場合	存在しない場合
出来高報告	[1006] 工事コードと [1303] 注文番号により契約を特定する。	[1006] 工事コードと、[1301] 参照帳票 No. 2 あるいは [1304] 参照帳票 No. 3 により見積依頼メッセージあるいは出来高要請メッセージとの関連を示す。
出来高確認	同上	[1009] 参照帳票 No. (=出来高報告番号) により、出来高報告メッセージとの関連を示す。
請求	同上	[1009] 参照帳票 No. (=出来高確認番号) により、出来高確認メッセージとの関連を示す。
請求確認	[1009] 参照帳票 No. (=請求番号) により、請求メッセージとの関連を示す。	[1009] 参照帳票 No. (=請求番号) により、請求メッセージとの関連を示す。
立替金報告	[1006] 工事コードと [1303] 注文番号により契約を特定する。 ただし、複数の契約に係わる立替を一括で処理する場合等は契約を特定せず、[1006] 工事コードのみにより現場を特定する。	[1006] 工事コードにより現場を特定する。
立替金確認	同上 さらに、出来高報告・確認と異なり、[1009] 参照帳票 No. (=立替金報告番号) を必須とする。これは、[1081] 出来高調査回数を使用しないので、同一工事、同一契約で生じる複数の立替金報告を立替金報告番号で識別する必要があるため。	同上

(2) 同一取引における帳票種類(出来高報告、請求等)を区分するデータ項目

帳票種類(確定注文、注文請け等)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.VII- 19 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

メッセージ種類	[2]情報区分コード
合意打切申込	0505
合意打切承諾	0509
一方的打切通知	0515
出来高要請	0904
出来高報告	0902
出来高確認	0903
請求	1104
請求確認	1108
立替金報告	1204
立替金確認	1208

(3) 同一取引に関して複数回行われる出来高査定、請求を特定するデータ項目

同一注文契約の実施が複数月にわたる場合には月ごとに出来高報告メッセージが発生するため、それらメッセージの識別は[1081]出来高調査回数により行う。

また、月ごとに発生する請求メッセージの識別は[1082]今回迄の請求回数により行う。

なお、コスト・オン契約等のように出来高査定の都度請求しない場合には、[1081]出来高調査回数と[1082]今回までの請求回数は一致しないことがあり得る。

(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

以上で設定した全てのキー項目が等しいメッセージが複数交換される場合が想定される（出来高報告内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等）。それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

(5) その他

上記(4)のように、同一キーのメッセージが複数交換される場合には[1]データ処理 No.によりそれらを識別するが、受信したメッセージの識別だけではなく、受信メッセージの元となるメッセージの識別（どのメッセージに対する返答であるかの識別）を求める企業がある。このため[1179]帳票データチェック値を用いて判断する。

以下に、出来高報告、確認を例にとって説明する。

この例では、受注者が同一キーの出来高報告メッセージを複数送信し、それらに対して出来高確認メッセージが返信された場合を想定する。受信した出来高確認メッセージがどの出来高報告に対応するものかを識別したい受注者は、[1179]帳票データチェック値によって次表のような判断をする。

表 B.VII- 20 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理 No.による
メッセージの識別: 出来高報告・出来高確認メッセージの例

	出来高報告	出来高確認
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1303]注文番号 注文番号を示す [5]受注者コード △△工業 [1081]出来高調査回数 1 (1 回目を示す)	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1303]注文番号 注文番号を示す [5]受注者コード △△工業 [1081]出来高調査回数 1 (1 回目を示す)
業務	[2]情報区分コード 出来高報告	[2]情報区分コード 出来高確認
回数	[1]=1 報告 1 回目 → [1]=2 報告 2 回目 → [1]=3 報告 3 回目 →	←[1179]=1 報告 1 回目 [1]=1 確認 1 回目 ←[1179]=1 報告 1 回目 [1]=2 確認 2 回目 ←[1179]=2 報告 2 回目 [1]=1 確認 1 回目 ←[1179]=3 報告 3 回目 [1]=1 確認 1 回目 ←[1179]=3 報告 3 回目 [1]=2 確認 2 回目

出来高確認では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の報告に対する何回目の確認か」を特定。

報告回数が変わったら、確認回数は 1 に戻す。

このために[1]データ処理 No.は以下のとおり設定しなければならない。

■ 出来高報告

- ・ [4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コードおよび[1081]出来高調査回数が同一の出来高報告メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、取引ごと、月ごとに 1 から始まる連番とする。

■ 出来高確認

- ・ [4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1081]出来高調査回数、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一の出来高確認メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、各回の出来高報告メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

■ 合意打切申込・承諾メッセージ、請求・請求確認メッセージ、立替金報告・確認メッセージ 次表に従う。

表 B.VII- 21 各メッセージでの[1]データ処理 No.のルール

メッセージ	ルール
合意打切申込	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
合意打切承諾	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

メッセージ	ルール
請求	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1082]今回迄の請求回数が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
請求確認	[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目、[1006]工事コード、[1082]今回迄の請求回数が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
立替金報告	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。
立替金確認	[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1303]注文番号、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目が同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。

5.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XIIメッセージごとの使用データ項目」に示す。

5.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

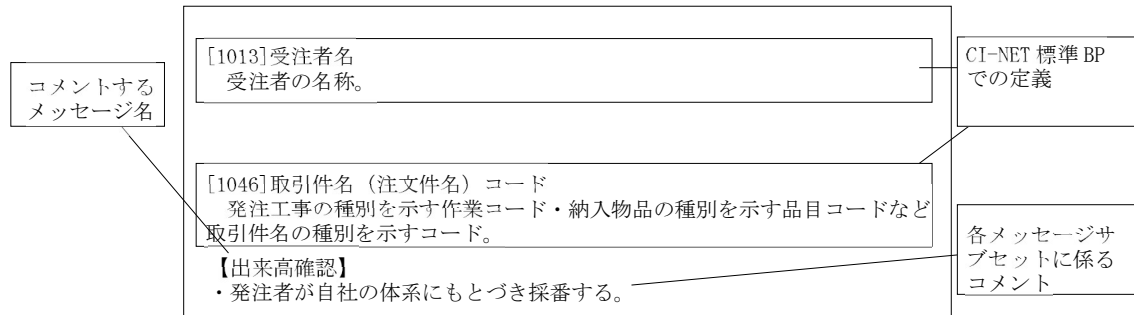


図 B.VII- 16 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名 (注文件名) コードは出来高確認メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B. XII. メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【合意打切申込、一方的打切通知】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1300]注文番号枝番

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。
- ・[1007]帳票 No. (=注文番号) に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1) 取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII-18 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-19 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【合意打切承諾】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No. (=注文番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目²⁸

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。
- ・[1007]帳票 No. (=注文番号) に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1) 取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.

²⁸ 合意打切承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する合意打切申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

同様に、出来高確認・請求確認・立替金確認メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、それぞれ、出来高報告・請求・立替金報告メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【出来高報告】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1303]注文番号
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1081]出来高調査回数
- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1 (5)その他」を参照。
- [1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1) 取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【出来高確認】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1303]注文番号
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1081]出来高調査回数
 - [1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目
- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5)その他」を参照。
- [1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1) 取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【請求】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。
 - [4]発注者コード
 - [1006]工事コード
 - [1303]注文番号
 - [5]受注者コード
 - [2]情報区分コード
 - [1082]今回迄の請求回数

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。
- ・[1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1) 取引を特定するデータ項目」の中の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

【請求確認】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1009]参照帳票 No.(=請求番号)
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目
[1006]工事コード
[1082]今回迄の請求回数

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。

【立替金報告】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1303]注文番号
[1007]帳票 No. (=**立替金報告番号**)
[5]受注者コード
[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。

【立替金確認】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード
[1006]工事コード
[1303]注文番号
[1009]参照帳票 No. (=**立替金報告番号**)
[5]受注者コード
[2]情報区分コード
[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。

- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.VII.5.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.VII.5.1(5) その他」を参照。

【出来高要請】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=出来高要請番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.VII- 22 情報区分コード

メッセージ種類	[2]情報区分コード
合意打切申込	0505
合意打切承諾	0509
一方的打切通知	0515
出来高要請	0904
出来高報告	0902
出来高確認	0903
請求	1104
請求確認	1108
立替金報告	1204
立替金確認	1208

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

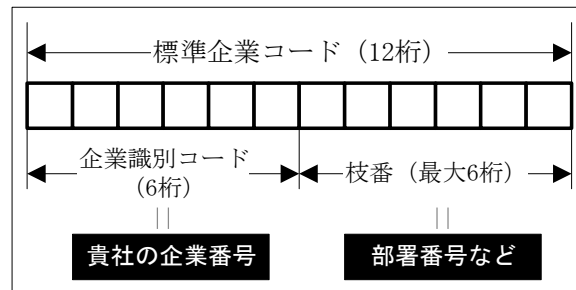


図 B.VII- 17 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：
6 桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号

国税庁の定める適格請求書発行事業者登録制度に基づき、課税事業者が税務署長に登録申請した場合に「適格請求書発行事業者登録簿」に登録される登録番号で、立替金報告を行う発注者の登録番号。

【立替金報告、立替金確認】

- ・法人事業者の場合：” T” + 法人番号（13 桁）の計 14 桁。
- ・個人事業主の場合：” T” + 個人事業主に付番される番号

（注 1）「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁（チェックデジットを含む）の番号。

（注 2）「個人事業主に付番される番号」は、個人事業主に対して国税庁により付番される個人事業主を特定するための番号。

- ・立替金報告／立替金確認メッセージでは、発注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。

[1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号

国税庁の定める適格請求書発行事業者登録制度に基づき、課税事業者が税務署長に登録申請した場合に「適格請求書発行事業者登録簿」に登録される登録番号で、請求を行う受注者の登録番号。

【出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- ・法人事業者の場合：” T” + 法人番号（13 桁）の計 14 桁。
- ・個人事業主の場合：” T” + 個人事業主に付番される番号

（注 1）「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された 13 桁（チェックデジットを含む）の番号。

（注 2）「個人事業主に付番される番号」は、個人事業主に対して国税庁により付番される個人事業主を特定するための番号。

- ・出来高報告、出来高確認、請求、請求確認のメッセージでは、受注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・次表に従う。

表 B.VII- 23 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
合意打切申込	UTKIRI02.20
合意打切承諾	UTKRSP02.20
一方的打切通知	UTKDCL02.20
出来高要請	DEKADV02.20
出来高報告	DEKDAK02.20
出来高確認	DEKRSP02.20
請求	INVOIC02.20
請求確認	INVRSP02.20
立替金報告	TATKAE02.20
立替金確認	TATRSP02.20

[9]訂正コード
情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

【合意打切申込】

- ・合意打切申込メッセージの撤回・取消（既に発行した合意打切の申込を無かったことにする行為）を行う場合は、[9]訂正コード=3 とし、取消であることを表す。
- ・その他の場合は「1」に固定する。既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

【合意打切承諾、一方的打切通知、出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認、立替金報告、立替金確認】

- ・「1」に固定する。
- ・既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番する管理番号を使用する。
- ・この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリン

クをとるためには、購買見積依頼～立替金確認における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

【このデータ項目の利用例】

施工の途中で[1006]工事コードに相当する管理コードが変更された場合、[1006]工事コードはメッセージのキー項目なので、メッセージ上はこの値を変更してはならない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使用する。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

【合意打切申込、一方的打切通知、合意打切承諾】

- ・[1007]帳票 No. (=注文番号) に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1 (1)取引を特定するデータ項目」の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

[1300]注文番号枝番

注文番号の枝番号。追加工事等の際、元工事との関係を示すために注文番号は元工事と同一とし、注文番号枝番を付与することで元工事と識別するために使用する。

- ・増減契約の際に使用する。
- ・発注者が採番する注文番号枝番を記載する。
- ・「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

【出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・[1300]注文番号枝番によって同一の注文番号に結び付けられた複数の注文契約が存在する場合は、出来高査定および請求業務では、それら全ての注文契約を一つの出来高報告メッセージ、請求メッセージにまとめて処理しなければならない。したがって、これらメッセージでは[1300]注文番号枝番は使用しない。「B.VII.1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

DD: 日 2 桁

【例】 20210601

【合意打切申込、出来高要請、出来高確認、請求確認、立替金報告】

- ・発注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

【一方的打切通知】

- ・発注者あるいは受注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

【合意打切承諾、出来高報告、請求、立替金確認】

- ・受注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No. 等の記載方法」に従う。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】 20210601

- ・次表に従う。

表 B.VII- 24 参照帳票年月日

メッセージ種類	[1010]参照帳票年月日
合意打切承諾	・発注者が合意打切申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する合意解除申込メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
出来高報告	・発注者が出来高確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。 ・したがって、各査定月の月内最初の出来高報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。
出来高確認	・受注者が出来高報告メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高報告メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
請求	・発注者が出来高確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する出来高確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
請求確認	・受注者が請求メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する請求メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

メッセージ種類	[1010]参照帳票年月日
立替金報告	・受注者が立替金確認メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する立替金確認メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。 ・したがって、各請求月の月内最初の立替金報告メッセージでは、このデータ項目は使用しない。
立替金確認	・発注者が立替金報告メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する立替金報告メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

[1303]注文番号

個別注文契約の管理番号。

- ・「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。
- ・この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票 No.と同一でなければならない

【出来高報告、出来高確認、請求】

- ・[1303]注文番号に記載されるデータがない場合の処理は、「B.VII.5.1(1)取引を特定するデータ項目」の、「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法、表 B.VII-17 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分、表 B.VII-18 各メッセージにおける取引の特定方法」を参照。

[1301]参照帳票 No.2

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

[1304]参照帳票 No.3

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・「表 B.VII-16 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」に従う。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番)

発注者が定めた受注者の識別コード。

[1046]取引件名(注文件名)コード

発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1191]原価要素名

原価管理上の要素名。

【例】資材

[1192]原価要素コード

原価管理上の要素コード。

- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1193]原価科目名
原価管理上の科目名。

【例】 建築資材

[1194]原価科目コード
原価管理上の科目コード。

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

[1195]原価細目名
原価管理上の細目名。

【例】 アルミサッシ

[1196]原価細目コード
原価管理上の細目コード。

・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

3) 契約内容、立替内容を表すデータ項目

[1013]受注者名
受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】 振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名
受注者の代表者の氏名。

【例】 振興太郎

[1017]受注者担当部署名
受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】 東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当 F A X 番号

受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の F A X 番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

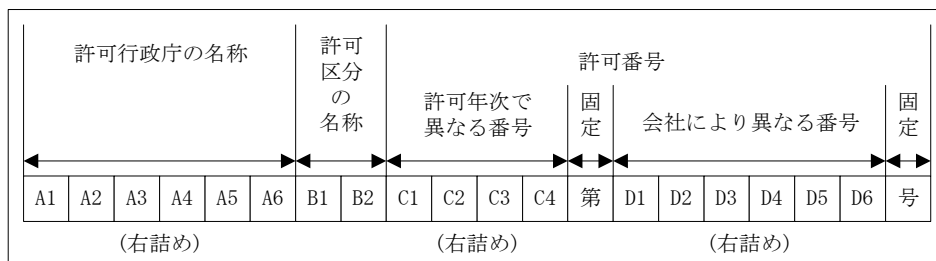
[1165]受注者決裁者名

受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

[1166]受注者建設業許可区分・登録コード

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可区分・および登録番号を示す。



・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

図 B.VII- 18 受注者建設業許可区分・登録コード

【例】 神奈川県知事一般 1 2 3 4 第 5 6 7 8 9 0 号

[1167]受注者建設業許可工事業種

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者の許可工事業種を示す。

・ K 属性のかな漢字を使用し、次表の規則にもとづき、最大 5 業種まで記載 (マルチデータ項目)。

表 B.VII- 25 データ項目に使用する建設業の許可業種の名称

データ項目に使用する名称	許可業種
土木	土木工事業
建築	建築工事業
大工	大工工事業
左官	左官工事業
とび・土工	とび・土工工事業
石工	石工事業
屋根	屋根工事業
電気	電気工事業
管	管工事業
タイル・れんが・ブロック	タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物	鋼構造物工事業
鉄筋	鉄筋工事業

データ項目に使用する名称	許可業種
ほ装	舗装工事業
しゅんせつ	しゅんせつ工事業
板金	板金工事業
ガラス	ガラス工事業
塗装	塗装工事業
防水	防水工事業
内装仕上	内装仕上工事業
機械器具	機械器具設置工事業
熱絶縁	熱絶縁工事業
電気通信	電気通信工事業
造園	造園工事業
さく井	さく井工事業
建具	建具工事業
水道施設	水道施設工事業
消防施設	消防施設工事業
清掃施設	清掃施設工事業
解体	解体工事業

[1168]受注者建設業許可日

建設業法に基づく建設業の許可において、受注者が許可を受けた年月日を和暦で示す。

- ・ K 属性の漢字、アラビア数字を使用し、以下の通り記載する。

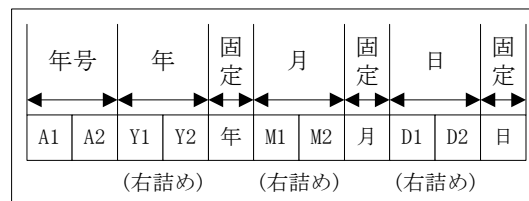


図 B.VII- 19 受注者建設業許可日

【例】平成 1 5 年□ 4 月 1 0 日

(□はスペースを表す)

0 4 月 0 1 日

□ 4 月 □ 1 日

(誤) 4 □ 月 1 □ 日 …… 標準ビジネスプロトコルの定義 (数字は右詰め)

に反している

[1024]発注者名

発注者の名称。

【例】振興建設株式会社

[1005] JV 工事フラグ

当該工事が JV 工事か否かを識別するコード。

- ・ 0 : 一般、1 : JV 工事 (共通コード)。

[1003]その他の JV 構成企業名

JV 工事の場合、[1024]発注者名以外の JV 構成企業名を示す。

【例】株式会社シーアイ建設

[1026]発注者代表者氏名
発注者の代表者の氏名。

【例】 振興太郎

[1028]発注者担当部署名
発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

[1033]発注者担当FAX番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

- ・ 集中購買では、これらデータ項目を 2 回繰り返して使用する場合、1 回目は発注者の本支店の購買部署を表し、2 回目は経理部署を記載する等の利用をして良い。
- ・ なお、発注者の作業所は[1173]工事場所・受渡し場所略称～[1371]工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)を使用し、本支店と作業所を使い分ける。

[1169]発注者決裁者名
発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

[1372]工種・科目コード
帳票データの工種、科目を表すコード。

- ・ 工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、その場合は 8 ビット文字、16 ビット文字(半角、全角)混在可とする。

表 B.VII- 26 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.VII- 27 築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事物件の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称 工事場所・受渡し場所（納入場所）の工事の略称。
[1016]工事場所・受渡し場所郵便番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。
[1043]工事場所・受渡し場所住所 工事場所・受渡し場所（納入場所）の住所。
[1025]工事場所・受渡し場所所長名 工事場所・受渡し場所（納入場所）の所長名。
[1027]工事場所・受渡し場所担当者名 工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。
[1041]工事場所・受渡し場所電話番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。
[1182]工事場所・受渡し場所 FAX 番号 工事場所・受渡し場所（納入場所）の FAX 番号。市外局番を含む。
[1371]工事場所・受渡し場所所在地コード(JIS) 工事場所・受渡し場所（納入場所）が所在する都道府県および市区町村を示す JIS コード（JIS X-0401 および JIS X-0402）。

- ・主に作業所の電話番号、FAX 番号、都道府県コード、市区町村コードを記載する。
- ・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を示し、主に発注者の本支店の部署を示す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。
- ・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。
- ・所在地コードは、上 2 桁に都道府県コード(JIS X-0401)を、下 3 桁に市区町村コード(JIS X-0402)を記載する。
- ・これらの項目のうち、郵便番号、電話番号、FAX 番号、所在地コードは、受注者側で工事場所・受渡し場所の所在地管理に利用することができる。

[1045]取引件名（注文件名） 発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1047]受渡し方法 作業所納入・施工・納入施工・係員立ち会いなどの受渡し方法を文面で示す。

- ・1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- 【例】指定場所での、軒下渡し、車上渡し、置場渡し、など。

[1052]工事・納入開始日 工事・納入の開始年月日
[1053]工事・納入終了日・納入期限 工事・納入の終了年月日。

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】20210601

[1044]別途受渡し場所名称 工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の名称。

【例】振興建設資材センター

[1095]別途受渡し場所住所 工事場所と受渡し場所（納入場所）が異なる場合の受渡し場所の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1054]契約不適合責任期間

事業者が保証を行う期間を示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1055]精算条件

実測・実数・一式無増減などの種別を文面で示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1056]支払条件

支払条件を文面で示す場合のフリーエリア。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】当社規定による

[1066]保険条項

労災保険の加入者・費用負担などの保険条項を文面で示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1069]受注者側見積・契約条件

受注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで 사용되는場合は、契約内容の一部を構成する。

[1174]発注者側見積・契約条件

発注者側の見積条件を文面で表す場合のフリーエリア。注文業務のメッセージで 사용되는場合は、契約内容の一部を構成する。

[1175]特記事項

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリア。

[1176]特記事項 2

契約事項・協定事項など見積条件以外の特記事項を記入するフリーエリアその 2。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ いずれも契約条件を構成する。

[1071]運送費用負担

運送費用の負担者を文面で示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1079]基本契約日

基本契約を締結した年月日。

- ・ 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】20210601

[1302]基本契約番号

基本契約の番号。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

[1312]出来高査定方式識別コード

出来高査定の方法を識別する共通コード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.9 出来高査定方式識別コード」に準拠する（次表参照）。

表 B.VII- 28 出来高査定方式識別コード

分類	内容	出来高査定方式 識別コード
累積査定 方式	出来高を累積ベースで査定し、今回迄の累積出来高と前回迄の 累積出来高との差を、今回分の出来高とする査定方式。 主に、工事発注の出来高査定に用いられる。	1
当月査定 方式	今回（当月）検収あるいは使用（リース品等）した実績を査定 し、今回分の出来高とする査定方式。今回迄の累積出来高は、 今回分の出来高と前回迄の累積出来高との和として求める。 主に、資材発注の出来高査定に用いられる。	2

4) 契約金額、立替金額を表すデータ項目

[57]消費税コード

消費税込み（内税）、消費税抜き（外税）を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.10 消費税コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ただし、消費税コード=3（内税、外税混在）は使用しない。メッセージの明細に内税の
明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求
確認】

- ・[1092]契約金額計、[1109]今回迄累積出来高金額計について、消費税込み（内税）、消費
税抜き（外税）を示す。

ただし、内訳明細は外税のみ使用可能とする。（内税は使用不可とする）

【立替金報告、立替金確認】

- ・[1088]明細金額計、[1397]適用区分別明細金額計について、消費税込み（内税）、消費税
抜き（外税）を示す。

表 B.VII- 29 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み（内税）の金額であることを 示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き（外税）の金額であることを 示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終 帳票金額としなければならない。	2
内税外税 混在	明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを 示す	3

[59]課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求

確認】

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.11 課税分類コード」(次表参照)に準拠する。
- ・ メッセージの明細に課税分類の異なる明細行が混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.VII- 30 課税分類コード

分類	課税分類 コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象(軽減税率)取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税(消費税対象外)の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

- ・ 「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

- ・ [59]課税分類コードが”1”、”4”、”5”の場合は、[1096]消費税額の計算を行う。
- ・ [59]課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1096]消費税額の計算を行わない。

【立替金、立替金確認】

- ・ [59]課税分類コードは使用せず、[1221]明細別課税分類コードと[1365]適用課税分類コードを使用する。

[1004]消費税率

消費税の税率。パーセント表記。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・ 現在の消費税率が 10%の場合は、10 と表記する。

【立替金報告、立替金確認】

- ・ [1004]消費税率は使用せず、[1376] 明細別消費税率と[1366]適用消費税率を使用する。

[1365] 適用課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコードで、内訳明細の[1221] 明細別課税分類コードに対する集計単位。

【立替金報告、立替金確認】

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.11 課税分類コード」(次表参照)に準拠する。
- ・ [1366] 適用消費税率と共に[1397] 適用区分別明細金額計、[1398] 適用区分別消費税額の集計単位となる。

表 B.VII- 31 課税分類コード

分類	課税分類 コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

・ [1365]適用課税分類コードが”1”、”4”、”5”の場合は、[1398]適用区分別消費税額の計算を行う。

・ [1365]適用課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1398]適用区分別消費税額の計算を行わない。

[1366] 適用消費税率

[1365] 適用課税分類コードに対応する消費税の税率。パーセント表記。

【立替金報告、立替金確認】

・ 現在の消費税率が 10%の場合は、10 と表記する。

・ [1365] 適用課税分類コードと共に[1397] 適用区分別明細金額計、[1398] 適用区分別消費税額の集計単位となる。

[1397] 適用区分別明細金額計

[1088]明細金額計のうち消費税率ごとの金額。

【立替金報告、立替金確認】

・ 単位は円。

・ [1365] 適用課税分類コードと[1366] 適用消費税率に対応した[1223]明細金額の合計。

・ 内税・外税での取扱いの内訳明細において、内税・外税に関係なく、単純な明細金額の合計値にする。詳細は「図 B.VII-13 内税、外税ごとの消費税の計算方法」を参照。

・ 明細行には小計行等も含まれるので、消費税率ごとの[1223]明細金額の合計と[1397] 適用区分別明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.VI.2.3(2)1内訳明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1398] 適用区分別消費税額

[1096]消費税額のうち消費税率ごとの金額。

【立替金報告、立替金確認】

・ 単位は円、小数点以下切り捨て

・ 端数処理では、切上げ、切捨て、四捨五入等の選択は任意

・ [1365] 適用課税分類コードと[1366] 適用消費税率に対応した明細金額の合計（[1397] 適用区分別明細金額計）に対する消費税額。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

【立替金報告、立替金確認】

- ・単位は円。
- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.VII.5.3(2)1)内訳明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1089]明細金額計調整額

[1088]明細金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額となる。

[1090]調整後帳票金額計

[1088]明細金額計+[1089]明細金額計調整額。

【立替金報告、立替金確認】

- ・単位は円。
- ・鑑で調整した場合、適用課税分類・税率別の集計に反映できないため、使用しないこととする。理由があつて本データ項目を使用する場合も、[1097]最終帳票金額の算出には使用しないこととする。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）に対する消費税の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・[1395]消費税額(調整前)+[1396]消費税額調整額。（「図 B.VII-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」の A、B、D 方式の場合のみ）
- ・[1394]今回迄累積消費税額計-[1393]前回迄累積消費税額計。（「図 B.VII-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算出定方法」の C 方式の場合のみ）
- ・単位は円。

【立替金報告、立替金確認】

- ・[1398]適用区分別消費税額の合計
- ・単位は円。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計（請求書の場合は[1112]今回請求金額計）+[1096]消費税額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・[1112]今回請求金額計+[1096]消費税額（「図 B.VII-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」の A、B 方式の場合）。
- ・[1160]税込今回迄累積請求金額計-[1159]税込前回迄累積請求金額計（「図 B.VII-12 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」の C、D 方式の場合）。
- ・単位は円。

【立替金報告、立替金確認】

- ・[1088]明細金額計+[1096]消費税額。
- ・[57]消費税コードが「1（内税）」の場合、[1096]消費税額を加えてはならない。
- ・単位は円。

[1092]契約金額計

[1225]契約金額明細の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・単位は円。
- ・明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.VII.5.3 (2)1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1385]追加契約金額計

打切、出来高、請求メッセージが対象としている契約の中の追加契約分の契約金額の合計を、[1092]契約金額計の内数として示す。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・単位は円。
- ・複数の枝番契約を一つの出来高報告メッセージ、請求メッセージにまとめて処理する場合（「B.VII.1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照）に限って使用する。

[1093]契約金額計調整額

[1092]契約金額計に対する調整額。値引きなどは負号を付けた金額。

[1094]調整後契約金額計

[1092]契約金額計+[1093]契約金額計調整額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・単位は円。

[1098]契約金額消費税額

[1094]調整後契約金額計に対する消費税の合計。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・単位は円。
- ・小数点以下切り捨て。

[1099]最終契約金額

[1094]調整後契約金額計+[1098]契約金額消費税額。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・単位は円。

5) 契約、立替のその他の内容を表すデータ項目

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- 【例】以下の出来高の内容をご査収下さるようお願い致します。

[1183]使用メーカー名

使用材料の、メーカーの名称。

- ・ [1248]明細別使用メーカー名には個別明細ごとのメーカー名を記載するのに対し、[1183]使用メーカー名、[1184]使用メーカー見積金額合計、[1185]使用メーカー購入品名、数量単位、[1186]使用メーカー購入品数量には、個別明細をメーカーごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・ 使用メーカー数が10を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。また明細部の見積条件・メーカーリスト行（[1288]明細データ属性コード=2）にも記載可能である。

[1184]使用メーカー見積金額合計

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカー分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

[1185]使用メーカー購入品名、数量単位

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の名称、および数量単位。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】シートパイル、 t

[1186]使用メーカー購入品数量

[1183]使用メーカー名 で示される、メーカーからの購入品の数量。

- ・ [1185]使用メーカー購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

[1187]使用商社名

使用材料の、商社の名称。

- ・ [1250]明細別使用商社名には個別明細ごとの商社名を記載するのに対し、[1187]使用商社名、[1188]使用商社見積金額合計、[1189]使用商社購入品名、数量単位、[1190]使用商社購入品数量には、個別明細を商社ごと、調達品種類ごとに集約した情報を記載する。
- ・ 使用商社数が10を上回る場合の選択については、当事者間で協議のうえ決定する。

[1188]使用商社見積金額合計

[1187]使用商社名 で示される、商社分の使用材料の見積金額の合計。

- ・ 消費税を含まない。
- ・ 単位は円。

[1189]使用商社購入品名、数量単位

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の名称、および数量の単位。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 品名だけでなく単位が必要な場合は、併せて記載する。

【例】H型鋼、 t

[1190]使用商社購入品数量

[1187]使用商社名 で示される、商社からの購入品の数量。

- ・ [1189]使用商社購入品名、数量単位で示された単位で記載する。

6) 個別契約打切に係わるデータ項目

[1199]解除、打切理由

個別契約の解除あるいは打切の理由を文面で示す。

[1317] 打切精算区分コード

打切精算における打切、増精算および減精算の区分を示すコード。

1：打切

2：増精算

3：減精算

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知】

当該メッセージがいずれの情報を伝達するものであるかを示すため、以下の区分を設定する。

表 B.VII- 32 情報種類毎の利用可能コード一覧

分類	打切精算区分コード	情報種別	メッセージ
打切：打切時点で既に契約対象工事が着工されている場合に、打切時点における出来高を精算し、精算分以外の個別契約をなかったこととする措置	1	合意打切申込情報	合意打切申込
		合意打切承諾情報	合意打切承諾
		一方的打切通知情報	一方的打切通知
増精算：工事完了時の精算において、契約金額を上回った場合の措置	2	合意精算申込情報	合意打切申込
		合意精算承諾情報	合意打切承諾
減精算：工事完了時の精算において、契約金額を下回った場合の措置	3	合意精算申込情報	合意打切申込
		合意精算承諾情報	合意打切承諾

7) 帳票データチェック値の内容

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】全明細行数、帳票 No. やデータ処理 No.などをセットする。

・次表以降の通り。

表 B.VII- 33 合意打切申込、承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	合意打切申込	合意打切承諾
1	合意打切申込メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	合意打切申込メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	合意打切申込メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	合意打切申込メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	合意打切承諾メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
8	打切対象とする契約の注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する合意打切申込メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
9	使用しない。	使用しない。

表 B.VII- 34 一方的打切通知メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	一方的打切通知
1	一方的打切通知メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
2	一方的打切通知メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
3	一方的打切通知メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。
4	一方的打切通知メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	打切対象とする契約の注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
9	使用しない。

表 B.VII- 35 出来高要請メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	出来高要請
1	出来高要請メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
2	出来高要請メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
3	使用しない。
4	出来高要請メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。
5	使用しない。
6	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	使用しない。
9	使用しない。

表 B.VII- 36 出来高報告・確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	出来高報告	出来高確認
1	出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	出来高報告メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	出来高報告メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	出来高報告メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	出来高確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	注文請け以外のメッセージ(購買見積回答あるいは出来高要請メッセージ)から出来高報告を作成した場合に限り、そのメッセージの種別(購買見積回答：1、出来高要請：2)と、[1]データ処理 No.を記載する。種別は 10 桁目、[1]は 11～15 桁目(計 15 バイト全体の中の右詰め 6 桁)。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する出来高報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

回数	出来高報告	出来高確認
9	対応する出来高確認メッセージ（存在すれば）の[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	使用しない。

表 B.VII- 37 請求・請求確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	請求	請求確認
1	請求メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	請求メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	請求メッセージの[1234]今回迄累積出来高数量明細の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	請求メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	請求確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め) 1：明細情報部分が階層構造を持つ場合(15 バイト全体の中の右詰め 1 桁)
8	請求の根拠となる出来高確認(承認)メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
9	対応する出来高報告メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	使用しない。

表 B.VII-38 立替金報告・確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	立替金報告	立替金確認
1	立替金報告メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

回数	立替金報告	立替金確認
2	立替金報告メッセージの内訳レコード数、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
3	立替金報告メッセージの[1218]明細数量の絶対値の合計、整数部 12 桁、小数部 3 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
4	立替金報告メッセージのデータ作成年月日時分秒(YYYYMMDDhhmmss)、15 バイト全体の中の右詰め 14 桁。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
5	使用しない。	立替金確認メッセージの送信処理を行う年月日時分(YYYYMMDDhhmm)。15 バイト全体の中の左詰め 12 桁。
6	使用しない。	使用しない。
7 【注】	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め)	0 またはブランク：明細情報部分がフラットである場合(15 バイト全体の中の右詰め)
8	対応する注文請けメッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	対応する立替金報告メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
9	対応する立替金確認メッセージ（存在すれば）の[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。	使用しない。

【注】明細情報部分のフラット・階層構造について

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが 4 桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・一方、「明細情報部分が階層構造を持つ」とは、フラットでない場合を意味する。なお、階層構造を持つデータを前提としたシステムを使用する場合でも、あるメッセージにおいて明細情報部分の構造がたまたまフラットになることも想定されるが、このケースでも[1179]帳票データチェック値の 7 回目マルチの値は 1（階層構造を持つ）でよい。

【例】

表 B.VII-39 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番を振る。
データの欠落等の確認に使用できる。

【例】

表 B.VII-40 明細情報部分が階層構造を持つ記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名..	[1214] 規格..	[1218] ..数量	[1222] 単価	[1223] ..金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細..
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	0	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	0	00
0003	3.浴室タイル		1	28000	28000	0	00
00030001	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
00030002	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
00030003	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
00030004	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造をデータで表現する。

8) 出来高査定、請求、立替金確認に関するデータ項目

[1080]出来高調査日

出来高調査を行った年月日。

・ 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1311]請求予定年月

受注者が請求を行う年月。

・ 年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 202104

[1081]出来高調査回数

今回の出来高調査の回数。

- ・ 同一注文契約に係わる月々の出来高査定（4 月分、5 月分...）の識別を表す。
- ・ 昇順の自然数でなければならない。
- ・ 同一査定月内での数量訂正等による再提出等は、[1]データ処理 No.により識別する。

[1082]今回迄の請求回数

同一契約に対する請求回数。

- ・ 同一注文契約に係わる月々の請求（4 月分、5 月分...）の識別を表す。

- ・昇順の自然数でなければならない。
- ・同一査定月内での数量訂正等による再提出等は、[1]データ処理 No.により識別する。

[1313]請求算定方式コード

請求金額の算定方式を表すコード。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- A：税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式（累積請求額差引）
- B：税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式（累積支払額差引）
- C：税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）
- D：税込累積額査定、税込当月請求額算定方式（累積請求額差引）
- ・「B.VII.3.2 全体情報部分(鑑)の出来高金額、請求金額算定方法」を参照。

[1314]請求完了区分コード

請求業務の精算（最終回）、未精算を表すコード。

【出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- 1：未精算(請求継続) 最終月以外を表す。
- ：精算(最終回) 最終月を表す。

[1315]出来高・請求・立替査定結果コード

出来高報告、請求、立替金報告に対する査定、確認結果を表すコード。

- 10：承認
- 20：査定・不承認
 - 21：査定（明細、鑑とも査定）
 - 22：査定（明細承認、鑑査定）
 - 23：査定（明細査定、鑑承認）
- 30：受理

表 B.VII- 41 メッセージ種別毎の利用可能コード一覧

メッセージ	利用可能コード
出来高確認	10、20、21、22、23
請求確認	20、30
立替金確認	20、30

- ・出来高確認業務において、報告内容に対する承認の場合にコード「10（承認）」を、査定・不承認の場合はその意思だけを相手に伝える場合にはコード「20（査定・不承認）」、査定内容の詳細を伝える場合にはコード「21」～「23」の中で適切な値を利用する。
- ・請求確認業務において、発注者が、請求書を受理した旨を受注者に明示的に伝える場合に限り、コード：30（受理）を利用して請求確認（受理）メッセージを送信できる。ただし、請求確認（受理）メッセージ送信後に請求確認（査定・不承認）メッセージを送信してはならない。運用例としては、受注者はコード「30（受理）」を受け取った場合、次回処理開始の合図とすることができる。
- ・立替金確認業務では、立替金報告メッセージに対して受注者が異議のある場合、コード：20 を利用する。また、受注者が、立替金報告を受理した旨を発注者に明示的に伝える場合、コード：30（受理）を利用して立替金確認メッセージを送信する。

[1316]請求確認コード

請求メッセージに不備がある場合等にその内容を表すコード。

- 1：出来高査定を受けたうえで再度請求するよう、受注者に求める。
- 2：請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。
- 3：既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。
- 4：請求は承認・受理したが、支払を遅らせる。

[1381]検査完了予定日

検査完了の予定年月日。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1382]引渡予定日

引渡しの日予定年月日。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1058]支払条件：部分払い割合

部分払いでの出来高に対する%割合。

【合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知、出来高要請、出来高報告、出来高確認、請求、請求確認】

- ・今回迄の累積出来高金額にこの比を乗じた額が、今回迄の累積請求金額となる。また、その差が今回迄の累積保留金額となる。

9) 来高査定金額、請求金額に関するデータ項目

[1107] 前回迄累積出来高金額計

[1233]前回迄累積出来高金額明細の合計。

[1321] 前回迄累積出来高金額計調整額

前回出来高査定、請求時の[1331]今回迄累積出来高金額計調整額。

[1322] 調整後前回迄累積出来高金額計

前回出来高査定、請求時の[1332]調整後今回迄累積出来高金額計。

[1101] 前回迄累積請求金額計

前回出来高査定、請求時の[1103] 今回迄累積請求金額計。

[1323] 前回迄累積支払金額計

前回迄の請求にもとづいて支払が行われた、あるいは行われることが確定している金額(消費税抜き)。

[1152] 税込前回迄累積出来高金額計

前回出来高査定、請求時の[1153] 税込今回迄累積出来高金額計。
[1351] 税込前回迄累積出来高金額計調整額 前回出来高査定、請求時の[1341] 税込今回迄累積出来高金額計調整額。
[1352] 調整後税込前回迄累積出来高金額計 前回出来高査定、請求時の[1342] 調整後税込今回迄累積出来高金額計。
[1159] 税込前回迄累積請求金額計 前回出来高査定、請求時の[1160] 税込今回迄累積請求金額計。
[1109] 今回迄累積出来高金額計 [1235]今回迄累積出来高金額明細の合計。
[1331] 今回迄累積出来高金額計調整額 [1109]今回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額を示す。
[1332] 調整後今回迄累積出来高金額計 [1109]今回迄累積出来高金額計 + [1331]今回迄累積出来高金額計調整額。
[1103] 今回迄累積請求金額計 今回迄の請求金額の累積合計。[1332]調整後今回迄累積出来高金額計に支払率（[1058]支払条件：部分払い割合）を乗じた金額。
[1334] 今回迄累積請求金額計消費税額 [1103]今回迄累積請求金額計に対する消費税の合計。 ・本データ項目は使用せず、[1394]今回迄累積消費税額計を使用する。
[1114] 今回迄累積請求保留金額計 今回迄の請求保留金額の累積合計。
[1393] 前回迄累積消費税額計 前回出来高査定、請求時の[1394] 今回迄累積消費税額計。
[1394] 今回迄累積消費税額計 今回迄の消費税額の累積合計。
[1395] 消費税額(調整前) 今回の請求金額に対する消費税額。
[1396] 消費税額調整額 契約時消費税額と出来高請求の累積消費税額を合わせるために用いる消費税の調整額。
[1153] 税込今回迄累積出来高金額計 [1109] 今回迄累積出来高金額計に消費税額を加算した金額。
[1341] 税込今回迄累積出来高金額計調整額

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1153] 税込今回迄累積出来高金額計に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額を示す。

[1342] 調整後税込今回迄累積出来高金額計
[1153] 税込今回迄累積出来高金額計 + [1341] 税込今回迄累積出来高金額計調整額。

[1335] 税込今回迄累積請求金額計（調整前）
今回迄の税込みの請求金額の累積合計。[1342] 調整後税込今回迄累積出来高金額計に支払率（[1058] 支払条件：部分払い割合）を乗じた金額（調整前）。

[1163] 税込今回迄累積請求保留金額計
今回迄の税込みの請求保留金額の累積合計。

[1343] 税込今回迄累積請求金額計調整額
[1335] 税込今回迄累積請求金額計（調整前）に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額を示す。

[1160] 税込今回迄累積請求金額計
今回迄の税込の請求金額の累積合計。

[1361] 今回請求金額計（調整前）
今回の調整前の請求金額（税抜き）。

[1362] 今回請求金額計調整額
[1361] 今回請求金額計（調整前）に対する調整額。値引きなどは負号をつけた金額を示す。

[1112] 今回請求金額計
今回の請求金額（税抜き）。

A 方式:税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積請求額差引)

◆前回迄の累積出来高金額(税抜き)

[1107]前回迄累積出来高金額計

[1321]前回迄累積出来高金額計調整額

[1322]調整後前回迄累積出来高金額計

- ・ [1107]は、明細情報部分の[1233]前回迄累積出来高金額計明細の和。
明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1233]の合計と[1107]とは一致しないことがある。詳細は、「B.VI.2.3.(2)1) 明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・ [1321]および[1322]は、それぞれ前回出来高査定、請求時の[1331]、[1332]の確定値に等しくなければならない。

◆前回迄の累積請求金額(税抜き)

[1101]前回迄累積請求金額計

- ・ [1101]は、前回出来高査定、請求時の[1103]の確定値に等しくなければならない

◆前回迄の累積消費税額

[1393]前回迄累積消費税額計

- ・ [1393]は、前回出来高査定、請求時の[1394] 今回迄累積消費税額計の確定値に等しくなければならない。

◆今回迄の累積出来高金額計(税抜き)

[1109]今回迄累積出来高金額計

[1331]今回迄累積出来高金額計調整額

[1332]調整後今回迄累積出来高金額計

- ・ [1109]は、明細情報部分の[1235]今回迄累積出来高金額計明細の和。
明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1235]の合計と[1109]とは一致しないことがある。詳細は、「B.VI.2.3.(2)1) 明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・ [1331]は[1109]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額を示す。
- ・ [1332]=[1109]+[1331]

◆今回迄の累積請求金額、保留金額(税抜き)

[1103]今回迄累積請求金額計

[1114]今回迄累積請求保留金額計

- ・ [1103]=0.01×[1058]×[1332]。小数点以下切り捨て。
上記乗算の結果生じた端数(例: 1000 円未満)を当事者双方の合意の下で端数を丸めて良い。その場合、丸められた端数は[1114] 今回迄累積請求保留金額計に算入される。
- ・ [1114]=[1332]-[1103]

◆今回分の請求金額(税抜きで算定し、最後に消費税を加算)

[1112]今回請求金額計

[1395]消費税額(調整前)

[1396]消費税額調整額

[1096]消費税額

[1097]最終帳票金額

- ・ [1112]=[1103]-[1101]
- ・ [1395]=[1112]今回請求金額計×[1004]消費税率×0.01。小数点以下切り捨て。

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- ・ [1396]は条件（完成払い／打切精算／それ以外）に応じて計算方法が異なる。

[1314]請求完了区分コード=9：精算(最終回)の場合

＜[1094]調整後契約金額計と[1103]今回迄累積請求金額計が一致する 時＞

a.完成払い：[1396]=[1098]契約金額消費税額－([1393]+[1395])

＜[1094]調整後契約金額計と[1103]今回迄累積請求金額計が一致しない 時＞

b.打切精算：[1396]=([1103]今回迄累積請求金額計×[1004]消費税率×0.01 小数点以下切捨て)－([1393]+[1395])

上記以外の場合

[1396]は0円固定とする。つまり、[1096]=[1395]となる。

- ・ [1096]=[1395]+[1396]
- ・ [1097]=[1112]+[1096]

◆今回迄の累積消費税額

[1394]今回迄累積消費税額計

- ・ [1394]=[1393]+[1096]

B 方式:税抜き累積額査定、税抜き当月請求額算定方式(累積支払額差引)

- ◆前回迄の累積出来高金額（税抜き）： A 方式と同じ
- ◆前回迄の累積支払金額（税抜き）
 - [1323]前回迄累積支払金額計
 - ・支払通知書等から値を入力する。
- ◆前回迄の累積消費税額
 - [1393]前回迄累積消費税額計
 - ・[1393]は、前回出来高査定、請求時の[1394] 今回迄累積消費税額計の確定値に等しくなければならない。
- ◆今回迄の累積出来高金額計（税抜き）： A 方式と同じ
- ◆今回迄の累積請求金額、保留金額（税抜き）
 - [1103]今回迄累積請求金額計
 - [1114]今回迄累積請求保留金額計
 - ・[1103]= $0.01 \times [1058] \times [1332]$ 。小数点以下切り捨て。
A方式と異なり、端数の丸めを行わない。
 - ・[1114]=[1332]-[1103]。
- ◆今回分の請求金額（税抜きで算定し、最後に消費税を加算）
 - [1361]今回請求金額計(調整前)
 - [1362]今回請求金額計調整額
 - [1112]今回請求金額計
 - [1395]消費税額(調整前)
 - [1396]消費税額調整額
 - [1096]消費税額
 - [1097]最終帳票金額
 - ・[1361]=[1103]-[1323]
 - ・[1362]は[1361]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額を示す。
 - ・[1112]=[1361]+[1362]
 - ・[1395]=[1112]今回請求金額計 $\times$ [1004]消費税率 $\times 0.01$ 。小数点以下切捨て。
 - ・[1396]は条件（完成払い／打切精算／それ以外）に応じて計算方法が異なる。

[1314]請求完了区分コード=9：精算(最終回)の場合

- a.完成払い：A 方式と同じ
- b.打切精算：A 方式と同じ

上記以外の場合

A 方式と同じ

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

- [1096]=[1395]+[1396]
- [1097]=[1112]+[1096]

◆今回迄の累積消費税額： A 方式と同じ

C 方式:税抜き累積額査定、税込当月請求額算定方式(累積請求額差引)

- ◆前回迄の累積出来高金額（税抜き）： A 方式と同じ
- ◆前回迄の累積請求金額（税込み）
 - [1159]税込前回迄累積支払金額計
 - ・ [1159]は、前回出来高査定、請求時の[1160]の確定値に等しくなければならない。
- ◆前回迄の累積消費税額： A 方式と同じ
- ◆今回迄の累積出来高金額計（税抜き）： A 方式と同じ
- ◆今回迄の累積請求金額、保留金額（税抜き）： A 方式と同じ
- ◆今回迄の累積消費税額、累積請求金額（税込み）
 - [1394]今回迄累積消費税額計
 - [1160]税込今回迄累積請求金額計
 - ・ [1394]は[1103]に対する消費税の合計。小数点以下切捨て。
 - ・ [1160]=[1103]+[1394]
- ◆今回分の請求金額（税込み）
 - [1097]最終帳票金額
 - [1096]消費税額
 - [1112]今回請求金額計
 - ・ [1097]=[1160]-[1159]
 - ・ [1096]=[1394]-[1393]
 - ・ [1112]=[1097]-[1096]

D 方式:税込累積額査定、税込当月請求額算定方式(累積請求額差引)

◆前回迄の累積出来高金額(税込み)

[1152]税込前回迄累積出来高金額計

[1351]税込前回迄累積出来高金額計調整額

[1352]調整後税込前回迄累積出来高金額計

- ・ [1152]、[1351]および[1352]は、それぞれ前回出来高査定、請求時の[1153]、[1341]、[1342]の確定値に等しくなければならない。

◆前回迄の累積請求金額(税込み)

[1159]税込前回迄累積支払金額計

- ・ [1159]は、前回出来高査定、請求時の[1160]の確定値に等しくなければならない。

◆前回迄の累積消費税額： A 方式と同じ

◆今回迄の累積出来高金額(税抜き)

[1109]今回迄累積出来高金額計

- ・ [1109]は、明細情報部分の[1235]今回迄累積出来高金額計明細の和。
明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1235]の合計と[1109]とは一致しないことがある。詳細は、「B.VI.2.3.(2)1)明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。

◆今回迄の累積出来高金額(税込み)

[1153]税込今回迄累積出来高金額計

[1341]税込今回迄累積出来高金額計調整額

[1342]調整後税込今回迄累積出来高金額計

- ・ [1153]は、[1109]に消費税額を加えた額。消費税額に小数点以下の端数があれば、切り捨てて[1109]に加える。
- ・ [1341]は[1153]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額を示す。
- ・ [1342]=[1153]+[1341]。

◆今回迄の累積請求金額、保留金額(税込み)

[1335]税込今回迄累積請求金額計(調整前)

[1163]税込今回迄累積請求保留金額計

[1343]税込今回迄累積請求金額計調整額

[1160]税込今回迄累積請求金額計

- ・ [1335]=0.01×[1058]×[1342]。小数点以下切り捨て。
- ・ [1343]は[1335]に対する調整額である。値引きなどは負号を付けた金額を示す。
- ・ [1160]=[1335]+[1343]。
- ・ [1163]=[1342]-[1160]。

◆今回分の請求金額（税込み）

[1097]最終帳票金額
 [1395]消費税額(調整前)
 [1396]消費税額調整額
 [1096]消費税額
 [1112]今回請求金額計

※[1096]、[1112]は、2023 年 10 月 1 日より導入される適格請求書等保存方式への対応として、請求書への記載が必須となったため、計算を行う。

- ・ [1097]=[1160]-[1159]。
- ・ [1395]= [1097]最終帳票金額×[1004]消費税率÷(100+ [1004] 消費税率)。小数点以下の処理は切り捨てとする。
- ・ [1396]は条件（完成払い／打切精算／それ以外）に応じて計算方法が異なる。

[1314]請求完了区分コード=9：精算(最終回)の場合

< [1099]最終契約金額と[1160]税込今回迄累積請求金額計が一致する 時 >

a.完成払い：[1396]=[1098]契約金額消費税額－([1393]+[1395])

< [1099]最終契約金額と[1160]税込今回迄累積請求金額計が一致しない 時 >

b.打切精算：[1396]= ([1160]税込今回迄累積請求金額計×[1004]消費税率÷(100+[1004]) 小数点以下の処理は切り捨てとする。
 ([1393]+[1395])

上記以外の場合

[1396]は 0 円固定とする。つまり、[1096]=[1395]となる。

- ・ [1096]=[1395]+[1396]
- ・ [1112]=[1097]-[1096]

◆今回迄の累積消費税額： A 方式と同じ

10) 金額の支払先金融機関に関するデータ項目

[1035]受注者指定金融機関名
受注者が振込を指定する口座の金融機関名。
[1036]受注者指定金融機関支店名
受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。
[1037]受注者指定金融機関預金種目
受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)
[1038]受注者指定金融機関口座番号
受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)
[1039]受注者指定金融機関口座名義
受注者が振込を指定する口座名義。
[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ
受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。

【請求】

- ・ [1038]受注者指定金融機関口座番号は、金融機関番号（4桁）+支店番号（3桁）+口座番号（7桁）。
- ・ 事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI

外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。

- ・金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

11) 取引当事者の内部管理データ項目

[1383]受注者側専用使用欄

受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- ・1バイト（半角）文字、2バイト（全角）文字混在使用可とする。
- ・受注者からの出来高報告メッセージを受けて発注者が出来高確認メッセージを送信する場合などは、対応するメッセージの値を変更せず送信する。

[1384]発注者側専用使用欄

発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

- ・1バイト（半角）文字、2バイト（全角）文字混在使用可とする。
- ・発注者からの立替金報告メッセージを受けて受注者が立替金確認メッセージを送信する場合などは、対応するメッセージの値を変更せず送信する。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を表す。
 - ・[1200]明細コードは、データの先頭（左側）から4桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - ・同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

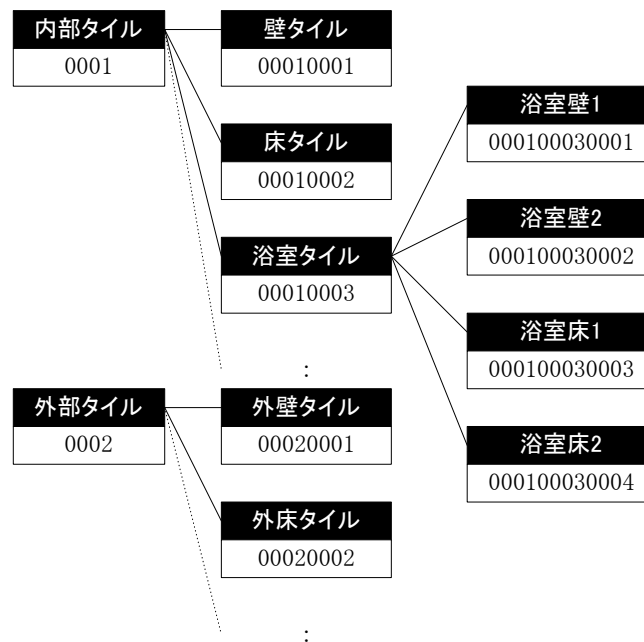


図 B.VII- 20 階層構造の例

【データ属性等】

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- ・ 4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。

正：00010001

誤：__1__1 (“_”はスペースを表す)

- ・ 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。

正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ (“_”はスペースを表す)

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

- ・ 階層構造について、階層を持たないフラットな表記で運用する企業もある。この場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4桁の数字をもち同一の親を持つ子供らであり、5桁以上の数字は使用されない。

【例】

表 B.VII- 42 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名...	[1214] 規格...	[1218] ...数量	[1222] 単価	[1223] ...金額	[1288] 明細データ属性.	[1289] 補助明細...
0001	1.壁タイル	100角	10	100	1000	5	00
0002	2.床タイル	100角	20	150	3000	5	00
0003	3.浴室タイル					5	80
0004	3.1浴室壁1	100角	15	200	3000	5	00
0005	3.2浴室壁2	100角	25	200	5000	5	00
0006	3.3浴室床1	100角	35	250	8750	5	00
0007	3.4浴室床2	100角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001からの連番をふる。データの欠落等の確認に利用できる。

- ② 立替金確認業務では、階層構造を持たないフラットな表記で運用する。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII- 43 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

- ①本文、エレメント、別紙、代価の不使用

・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。

②内訳明細行による 1 階層下の明細データ保持の禁止

・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その 1 階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VII- 44 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	（定義） ・種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 （用法上の注意） ・1 階層下に明細データを持つことができる。 ・金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・ 約款等の内容を記載する行 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 本文行のみを別帳票で印字する。

出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ個別ルール

以下を出来高・請求・立替金・契約打切メッセージの個別ルールとする。

①コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・ 総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・ 見積条件行([1288]=1～4) の場合、1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とすることを推奨する。（理由：将来的には階層を持たない表現とする規約改訂を目指しているため）

②金額集計の考え方

A. 階層構造の最下位行における累積出来高金額の計算方法

階層構造の最下位である内訳明細行（[1288]=5）では、累積出来高金額を以下の通り算定する。なお、乗算の算定結果は小数点以下切捨てとする。なお、総括明細行（[1288]=0）であっても子を持たない行ではこれに準じる。

A.1 累積査定方式の場合

[1235]今回迄累積出来高金額明細=0.01×[1297]×[1234]×[1222]

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1222]単価

A.2 当月査定方式の場合

[1235]今回迄累積出来高金額明細=[1233]+[1223]

[1223]=[1218]×[1222]

[1233]前回迄累積出来高金額明細

[1223]明細金額（=今回分出来高金額）

[1218]明細数量（=今回分出来高数量）

B. 子を持つ明細行における累積出来高金額の計算方法

子を持つ明細行では、累積出来高金額は子の累積出来高金額の和として求める。

子を持つ明細行の[1235]今回迄累積出来高金額明細=[1234]×Σ（[1235]）

※Σの範囲は、当該行の直接の子のうち、[1289]補助明細コード=00の行

※[1234]今回迄累積出来高数量

なお、子を持つ明細行では、[1234]今回迄累積出来高数量明細の値を[1224]契約数量明細と同一とし、また累積査定方式であっても[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率は使用しない。このため総括明細行では、内訳明細行における上記の出来高数量、単価、出来高金額間の算定式が成立しない。

累積査定方式				契約数量、金額			今回迄累積出来高		
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1234] 数量	[1297] 出来高率	[1235] 金額
0001	5	く体墨出し	m2	7,500	100	750,000	2,450	100	245,000
0002	0	型枠工事	式	1	33,050,000	33,050,000	1		12,040,000
00020001	5	勾配型枠	m2	150	7,000	1,050,000	150	80	840,000
00020002	5	一般型枠	m2	8,000	4,000	32,000,000	3,500	80	11,200,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	100	50,000

※[1289]補助明細コードは、この例では全て00(本体行)とする

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打ち

当月査定方式				契約数量、金額			今回出来高		今回迄累積出来高	
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額
0001	0	補強ジャッキ	式	1	125,000	125,000	1		1	67,428
00010001	5	H30	個日	3,000	13	39,000	1,736	22,568	1,736	22,568
00010002	5	H40	個日	3,000	15	45,000	1,624	24,360	1,624	24,360
00010003	5	運賃	台	2	20,000	40,000	1	20,000	1	20,000
00010004	5	積卸費	t	2	500	1,000	1	500	1	500
0002	0	覆工版	式	1	422,000	422,000	1		1	422,000
00020001	5	覆工版	t	4	100,000	400,000	4	400,000	4	400,000
00020002	5	運賃	台	1	20,000	20,000	1	20,000	1	20,000
00020003	5	積卸費	t	4	500	2,000	4	2,000	4	2,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	50,000	0.25	50,000

※[1289]補助明細コードは、この例では全て00(本体行)とする

図 B.VII- 21 明細行間の金額の関係

親の明細行の数量が 1 式ではなく複数の場合は、子の各行では 1 式あたりの数量、金額を記載し、親の明細行の累積出来高金額を算定する段階で数量を乗じる。次例の「図 B.VII-25 明細行間の金額の関係 (2 式の場合)」を参照。

当月査定方式				契約数量、金額			今回出来高		今回迄累積出来高	
[1200]	[1288]	[1213] 名称	[1219] 単位	[1224] 数量	[1222] 単価	[1225] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額	[1234] 数量	[1235] 金額
0001	0	補強ジャッキ	式	1	125,000	125,000	1		1	67,428
00010001	5	H30	個日	3,000	13	39,000	1,736	22,568	1,736	22,568
00010002	5	H40	個日	3,000	15	45,000	1,624	24,360	1,624	24,360
00010003	5	運賃	台	2	20,000	40,000	1	20,000	1	20,000
00010004	5	積卸費	t	2	500	1,000	1	500	1	500
0002	0	覆工版	式	2	422,000	844,000	2		2	844,000
00020001	5	覆工版	t	4	100,000	400,000	4	400,000	4	400,000
00020002	5	運賃	台	1	20,000	20,000	1	20,000	1	20,000
00020003	5	積卸費	t	4	500	2,000	4	2,000	4	2,000
0003	0	諸経費	式	1	200,000	200,000	0.25	50,000	0.25	50,000

図 B.VII- 22 明細行間の金額の関係 (2 式の場合)

③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。その両者の組合せによる明細行の種類を示す (次表参照)。

表 B.VII- 45 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括明細	総括明細本体行： 総括明細行のうち、金額集計の対象となる行。	0	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細仕様行： 総括明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。	0	01 ～ 49	・ 「内訳明細仕様行」参照。
	総括明細コメント行： 総括明細行のうち、上記のいずれにも該当しないコメント等を記載する行。	0	80	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
見積	見積条件	1	80	

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
条件等	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。
明細(計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

明細データ・明細別参照帳票 No.に関する年月日を示す。

【立替金報告、立替金確認】

- ・取引年月日
- ・年は西暦 4 桁を使用する。（時分秒については省略可）

【例】20210601

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号 2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その 2。

・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

3) 出来高の明細内容を表すデータ項目

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.8.3 取引区分コードリスト」(次表参照)に準拠する。

表 B.VII- 46 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
34	レンタル・リース取引で計算処理を行う (計算方法: [1223]明細金額 = [1375]単価(小数 3 桁)×[1218]数量)。
35	レンタル・リース取引で計算処理を行う (計算方法: [1223]明細金額 = [1375]単価(小数 3 桁)×[1218]数量 ([1218]数量 = [1216]補助数量×[1208]使用期間))
36	レンタル・リース取引で計算処理は行わない。[1223]明細金額のみを数値(金額)として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

【個別ルール】

- ・ [1203]のうち、コード:34、35、36 は、工事請負契約外以外のメッセージには使用しない

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.21.3 明細別材工共コードリスト」(次表参照)に準拠する。

表 B.VII- 47 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名などの名称。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

- ・ 1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】100 角

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

- ・ 当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。

【例】重機 2 台を 5 ヶ月の実績としてレンタルした場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間	5
[1209]使用期間単位	月
[1216]補助数量	2
[1217]補助数量単位	台
[1218]明細数量	10
[1219]明細数量単位	台 月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

- ・CI-NET 標準 BP「第3章第3節 3.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ただし、1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1206]使用期間開始日

レンタル・リース取引の場合の使用開始年月日。

[1207]使用期間締切日

レンタル・リース取引の場合の使用終了年月日。

- ・レンタル、リース取引の当月査定方式の場合に、当月に使用した開始年月日と終了年月日の実績を記載する。[1208]使用期間の根拠となる開始日、終了日を表す。
- ・年は西暦4桁を使用する。

【例】20210601

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。

- ・レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。
- ・当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。

【例】本数・重量等

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「第3章第2節 3.12.単位コード」に準拠する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・当月査定方式の場合に使用する。当該明細行の当月の出来高数量を記載する。
- ・レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、[1208]×[1216]とする。小数点4位以下、切り捨て。
- ・数量が1の場合も省略してはならない(1を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・CI-NET 標準 BP「第3章第3節 3.3.12 単位コード」に準拠する。
- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。
- ・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項3】単位の記載について」を遵守する。
- ・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1221] 明細別課税分類コード

明細データごとの、消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

- ・CI-NET 標準 BP「第3章第2節 3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。

表 B.VII- 48 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】

- ・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。
- ・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【立替金報告、立替金確認】**【注意事項】**

- ・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”1”、“4”、“5”の場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行う。
- ・[1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”2”、“3”、“9”のいずれかの場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行わない。

[1376] 明細別消費税率

明細データごとの消費税の税率。パーセント表記。

- ・現在の消費税率が10%の場合は、10 と表記する。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・[1218]明細数量、[1224]契約数量明細が 1 の場合も省略してはならない。
- ・単位は円。
- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の値と等しくなければならない。

[1223]明細金額

[1218]明細数量×[1222]単価。

- ・当月査定方式の場合に使用する。
- ・小数点以下切り捨て。
- ・単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名

明細データごとの、メーカーの名称。

【例】振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- ・発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

4) 明細別変更コード

次の[1413]明細別変更コードは、出来高、請求を構成する情報ではないため、メッセージへの記載有無はデータ作成側の任意とする。

[1413]明細別変更コード

見積回答メッセージの各明細行に対して、対応する見積依頼メッセージとの差異を示すコード。見積回答時に新規に追加した明細行には「A」(additional)を記載する。見積回答時に、見積依頼メッセージの記載内容を変更した明細行には「R」(replace)を記載する。

- ・受注者からの出来高報告メッセージを受けた発注者が出来高確認メッセージを返信する場合等に使用し、元のメッセージとの明細書の変更有無とその内容を示すために使用する。

【出来高報告、出来高確認】

① 基本フロー(「B.VII.1. 1.1(1)基本フロー」参照)での[1413]明細別変更コード

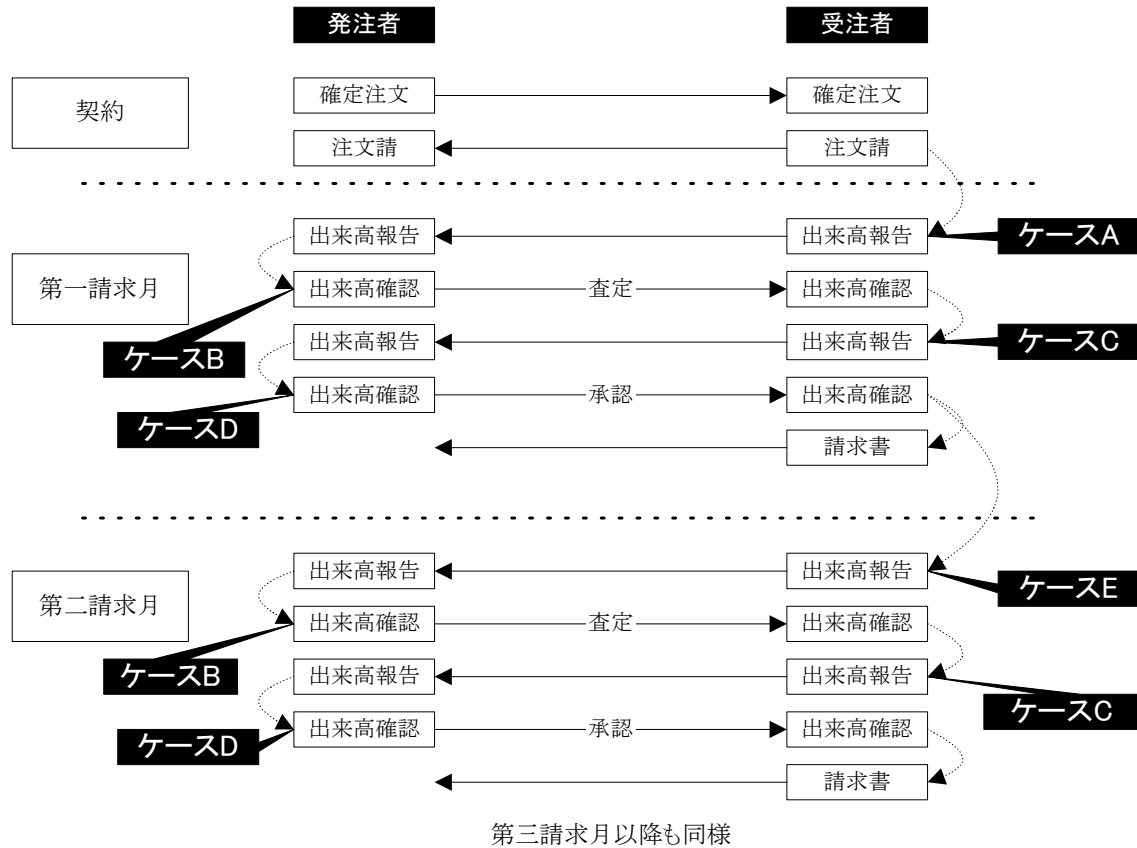


図 B.VII- 23 基本フローでの[1413]明細別変更コードの使用ケース

ケース A: 第 1 請求月の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・ [1413]明細別変更コードは使用しない。

ケース B: 出来高確認(査定)メッセージでの記載ルール

- ・ 査定対象となる出来高報告メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで示す。

表 B.VII- 49 出来高確認(査定)メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する出来高報告メッセージに対して新規行作成や複写を行って追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。 アプリケーション・ソフト上で既に存在する行を複写した場合であっても、追加された当該行は新規行であるので、複写元の行の[1413]の値にかかわらず、追加行の[1413]は「A」とする。
R (変更)	対応する出来高報告メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード

B.VII.出来高・請求・立替金・契約打切

[1413] 明細別変更コード	内容
	[1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1208]使用期間 [1209]使用期間単位 [1216]補助数量 [1217]補助数量単位 [1218]明細数量 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1223]明細金額 [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 [1298]契約使用期間 [1299]契約補助数量 [1224]契約数量明細 [1225]契約金額明細 [1232]前回迄累積出来高数量明細 [1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率 [1233]前回迄累積出来高金額明細 [1234]今回迄累積出来高数量明細 [1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率 [1235]今回迄累積出来高金額明細 [1206]使用期間開始日 [1207]使用期間締切日 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S（単価のみ変更）	出来高確認メッセージでは使用しない。

ケースC: 月内2回目以降の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・受信した出来高確認(査定)メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで示す。
- ・「B.VII.1. 1.1 (3) 基本フロー以外のデータ交換手順 (3-3)出来高確認メッセージ・レスの運用の下で請求を行う場合」に該当する場合は、出来高報告メッセージでは[1413]明細別変更コードを使用しない。

表 B.VII- 50 月内 2 回目以降の出来高報告メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	上記 B.の場合と同様。 出来高確認(査定)メッセージに対する追加を示す。
R (変更)	上記 B.の場合と同様。 出来高確認(査定)メッセージに対する変更を示す。
なし	上記 B.の場合と同様。 「A(追加)」「R(変更)」のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	出来高報告メッセージでは使用しない。

ケース D: 出来高確認(承認)メッセージでの記載ルール

- ・出来高確認(承認)メッセージは、出来高報告通りの内容を承認するものであり、その明細情報部分の記載内容は対応する出来高報告メッセージと同一である。したがって出来高確認(承認)メッセージの全ての明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。

ケース E: 第 2 査定月以降の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・前月（前回）の出来高確認(承認)メッセージに対する変更内容を[1413]明細別変更コードで示す。
- ・ただし、前回の出来高確認(承認)メッセージ上で「前回迄累積***」、「今回迄累積***」あるいは「今回分***」を意味するデータ項目は、査定月度が1ヶ月進むことによって1回分移行するため、これらのデータ項目の値が変わっていても[1413]明細別変更コードで示す必要はない。

表 B.VII- 51 明細別変更コードで変更([1413]=R)を示す必要のないデータ項目

		8 月の出来高確認(承認) メッセージ	9 月の出来高報告 メッセージ
前回迄	[1232]前回迄累積出来高数量明細	7 月迄の累積実績を示す	8 月迄の累積実績を表す
	[1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率		
	[1233]前回迄累積出来高金額明細		
今回迄	[1234]今回迄累積出来高数量明細	8 月迄の累積実績を示す	9 月迄の累積実績を表す
	[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率		
	[1235]今回迄累積出来高金額明細		
今回分	[1206]使用期間開始日	8 月単月の実績を示す	9 月単月の実績を表す
	[1207]使用期間締切日		
	[1208]使用期間		
	[1216]補助数量		
	[1218]明細数量		
	[1223]明細金額		

表 B.VII- 52 第 2 査定月以降の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	上記 B.の場合と同様。 前月の出来高確認(承認)メッセージに対する追加を示す。
R (変更)	対応する出来高確認メッセージに対し、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1209]使用期間単位 [1217]補助数量単位 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 [1298]契約使用期間 [1299]契約補助数量 [1224]契約数量明細 [1225]契約金額明細 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号 2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	出来高報告メッセージでは使用しない。

② 注文メッセージが存在しない場合の[1413]明細別変更コード

....少額契約等で、CI-NET 以外の手段で契約を締結する場合など...

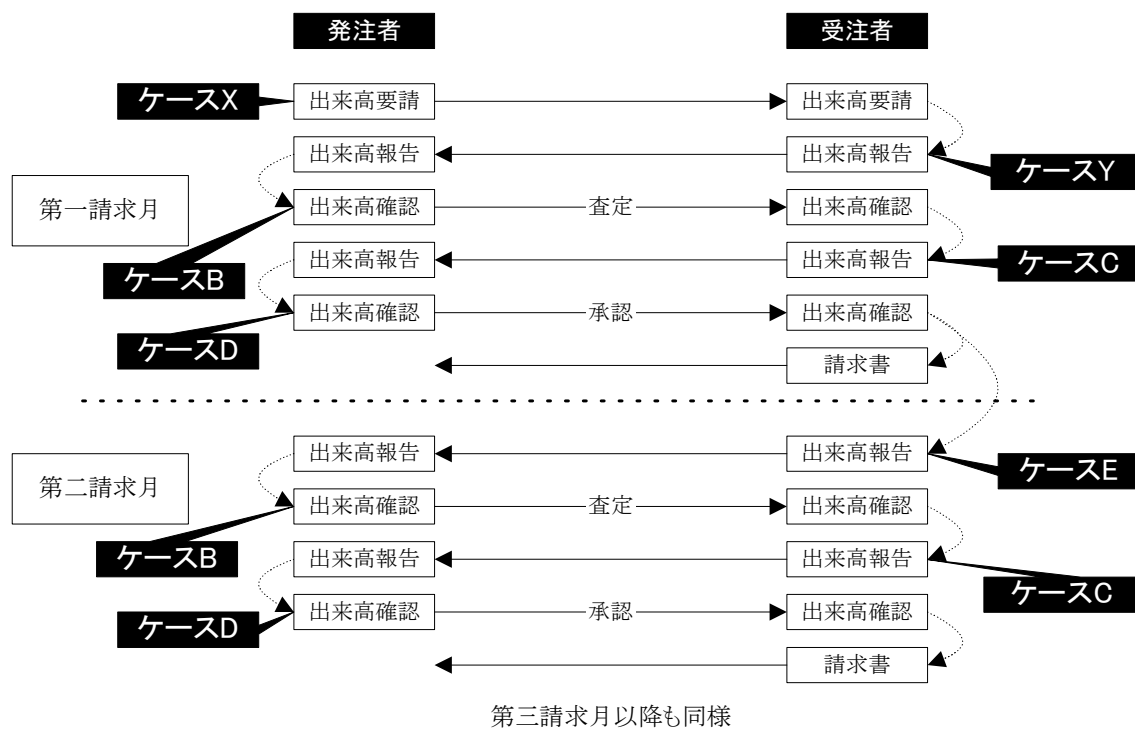


図 B.VII- 24 注文メッセージが存在しない場合の[1413]明細別変更コードでの記載ルール

ケース X: 第 1 査定月の出来高要請メッセージでの記載ルール

- ・ 出来高要請メッセージでは[1413]明細別変更コードは使用しない。

ケース Y: 第 1 査定月の、月内初回の出来高報告メッセージでの記載ルール

- ・ [1413]明細別変更コードは使用しない。

その他、ケース A～E の各メッセージでは、基本フローの場合と同じ。

【合意打切申込、一方的打切通知】

- ・打切時に、打切対象である契約の明細を変更した場合に、その変更の内容を示すために本データ項目を使用する。
- ・次表のルールに従う。

表 B.VII- 53 合意打切申込、一方的打切通知での記載ルール

[1413] 明細別変更コード	内容
A (追加)	対応する契約内容の明細に対して追加した明細行には、[1413]明細別変更コードに「A」を記載する。 アプリケーション・ソフト上で既に存在する行を複写した場合であっても、追加された当該行は新規行であるので、複写元の行の[1413]の値にかかわらず、追加行の[1413]は「A」とする。
R (変更)	対応する契約内容の明細に対して、以下のデータ項目の一つ以上を変更した明細行には、[1413]明細別変更コードに「R」を記載する。 [1203]明細別取引区分コード [1287]明細別材工共コード [1279]建設資機材コード [1213]品名・名称 [1214]規格・仕様・摘要 [1209]使用期間単位 [1217]補助数量単位 [1219]明細数量単位 [1222]単価 [1247]明細別使用メーカーコード [1248]明細別使用メーカー名 [1249]明細別使用商社コード [1250]明細別使用商社名 [1251]明細別備考欄 なお、以下のデータ項目は変更してはならない。 [1288]明細データ属性コード [1289]補助明細コード [1201]明細番号 [1278]明細番号2 [1400]明細別注文番号枝番
なし	上記のいずれにも該当しない明細行の[1413]明細別変更コードには何も記載しない。
S (単価のみ変更)	合意打切申込、一方的打切通知メッセージでは使用しない。

5) 注文契約との関連を表すデータ項目

[1400]明細別注文番号枝番

明細データに対する個別注文契約の枝番号を示す。

- ・複数の枝番契約を一つの出来高業務のメッセージ、請求業務のメッセージで処理する場合に、個々の明細行の注文番号枝番を示すために使用する。
- ・「B.VII.1. 1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照。

6) 契約の明細別の数量、金額を表すデータ項目

[1298] 契約使用期間

契約における使用期間。

- ・リース、レンタル取引の場合の契約時点における使用期間を示す。
- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1208]使用期間の値と等しくなければならない。

[1299] 契約補助数量

契約における補助数量。

- ・リース、レンタル取引の場合に、契約時点における補助数量（使用期間を乗じない物量）を示すために使用する。
- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1216]補助数量の値と等しくなければならない。

[1224] 契約数量明細

契約数量の明細。

- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1218]明細数量の値と等しくなければならない。ただし、出来高査定の方法によっては、確定注文メッセージの値と異なる可能性もあり得る（「B.VII.1. 1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照）。

[1225] 契約金額明細

契約金額の明細。

- ・原則として、対応する確定注文メッセージの当該行の[1223]明細金額の値と等しくなければならない。ただし、出来高査定の方法によっては、確定注文メッセージの値と異なる可能性もあり得る（「B.VII.1. 1.1(2)出来高業務のメッセージの明細書作成例」を参照）。

7) 出来高の明細別の数量、金額を表すデータ項目

[1232] 前回迄累積出来高数量明細

前回迄の出来高数量の明細。

[1296] 前回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1232]前回迄累積出来高数量明細に対する進捗の割合(%)。

[1233] 前回迄累積出来高金額明細

前回迄の出来高金額の明細。

[1234] 今回迄累積出来高数量明細

今回迄の出来高数量の明細。

(a) 累計査定方式

- ・当該明細行の当月迄の出来高数量。

(b) 当月査定方式

- ・[1218]明細数量(今回出来高数量明細) + [1232]前回迄累積出来高数量明細。

[1297] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1234]今回迄累積出来高数量明細に対する進捗の%割合。

- ・累計査定方式の場合に使用する
- ・材工共発注で、資材を納入したが未施工の際に出来高を計上する必要がある場合、搬入

数量を[1234]今回迄累積出来高数量明細に記載し、[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率に一定比率を記載し、出来高金額を計上する。

[1235] 今回迄累積出来高金額明細

今回迄の出来高金額の明細。

(a) 累計査定方式

- ・[1234]今回迄累積出来高数量明細 $\times 0.01 \times$ [1297] 今回迄累積出来高明細別単価出来高率 $\times$ [1222]単価。

(b) 当月査定方式

- ・[1223]明細金額(今回出来高金額明細)+[1233]前回迄累積出来高金額明細。

(a) 累積査定方式

◆ 前回迄の累積出来高

[1232]前回迄累積出来高数量明細

[1296]前回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1233]前回迄累積出来高金額明細

- ・[1232]は、前回査定、請求時の当該行の[1234]の確定値に等しくなければならない。
- ・[1296]は、前回査定、請求時の当該行の[1297]の確定値に等しくなければならない。
- ・[1233]は、前回査定、請求時の当該行の[1235]の確定値に等しくなければならない。

◆ 今回までの累積出来高

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1297]今回迄累積出来高明細別単価出来高率

[1235]今回迄累積出来高金額明細

- ・[1234]および[1297]は、実績を記載する。
- ・[1235]= $0.01 \times [1297] \times [1234] \times [1222]$ 。小数点以下切り捨て。

(b) 当月査定方式

◆ 前回迄の累積出来高

[1232]前回迄累積出来高数量明細

[1233]前回迄累積出来高金額明細

- ・[1232]は、前回査定、請求時の当該行の[1234]の確定値に等しくなければならない。
- ・[1233]は、前回査定、請求時の当該行の[1235]の確定値に等しくなければならない。

◆ 今回までの累積出来高

[1234]今回迄累積出来高数量明細

[1235]今回迄累積出来高金額明細

- ・[1234]=[1232]+[1218]。
- ・[1235]=[1233]+[1223]。

【注意事項】

上記の関係式は明細情報部分の階層構造最下位の明細行に関して成立する要件であり、子を持つ明細行においてはこの限りではない。詳細は「B.VII.5.3(2) 1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目 図 B.VII- 24 明細行間の金額の関係」を参照。

B.情報表現規約

VIII. 支払通知メッセージ

VIII. 支払通知メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順
 - 1.1 において、支払通知業務のデータ交換手順を説明する。
2. 支払通知に係る内容・金額の表記方法
支払通知メッセージは、それまでにやり取りされたメッセージが明細情報として取り込まれることとなり、見積～注文～出来高・請求に至る、ある取引に閉じたメッセージ交換とは異なること、また複数の支払方法がありそれらに応じた記載が必要であることから、それらの内容・金額に係る表記方法を説明する。
3. メッセージ
メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

1.1. 支払通知業務のデータ交換手順

(1) 基本フロー

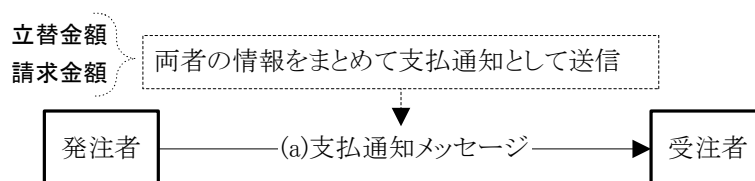


図 B.VIII- 1 支払通知業務のデータ交換基本フロー

(a) 発注者が、請求金額および立替金額を受注者に明示的に伝えるため、支払通知メッセージを受注者に送信する。

【重要事項 1】支払通知メッセージの元となる情報について

支払通知メッセージでは、請求金額（支払金額）および立替金額の内容を提示し、最終的に発注者が受注者に支払う金額を明示するものであるが、個々の請求や立替金についての情報交換が CI-NET LiteS を利用したやり取りであるか否かにかかわらず、CI-NET LiteS の支払通知メッセージにおいてデータ交換できるものとする。

すなわち、EDI でやり取りされた請求データや立替金データだけでなく、紙による請求書や立替金報告書などを反映した情報を、支払通知メッセージ上でやり取りできることとする。

【重要事項 2】支払通知メッセージにおける立替金情報の交換

支払通知メッセージの情報において、立替金に関する情報をやり取りすることができるものとする。なんらかの理由で立替金確認業務として立替金業務メッセージ（立替金報告メッセージおよび立替金確認メッセージ）の交換ができない場合でも、支払通知メッセージでそのやり取りを可能とすることができる。

ただし、立替金確認業務に立替金業務メッセージを使用するのか、支払通知メッセージを利用するのかは、事前に取引当事者間での個々の協議により決定されているものとする。

【重要事項 3】立替金情報の記載場所

支払通知メッセージにおいて立替金情報のやり取りを可能としているが、それらの情報を全体情報部分（鑑）、または明細情報部分に明確に記載する。あるいはその両方に記載するものとする。

【重要事項 4】支払通知メッセージの発行単位

請求書は受注者より提出されるが、その提出パターンは様々であり、それを受け取った発注者でのまとめ方も多様になると考えられることから、以下のいずれの対応も可能としている。

これらの対応により、将来総括請求メッセージを LiteS 化する場合にも対応が可能であると考えられる。

- ・「業者毎」・・・通常多く見られるパターン
- ・「業者かつ口座毎」・・・発注者の処理、管理体系として、同一口座は 1 つにして処理するパターン

また請求書と支払通知書の紐付けパターンとしては、通常複数の請求書をまとめて 1 通の支払通知とする場合（ケース 1）、あるいは 1 通の請求書に対し 1 通の支払通知とする場合（ケース 2）のいずれにも対応できる。

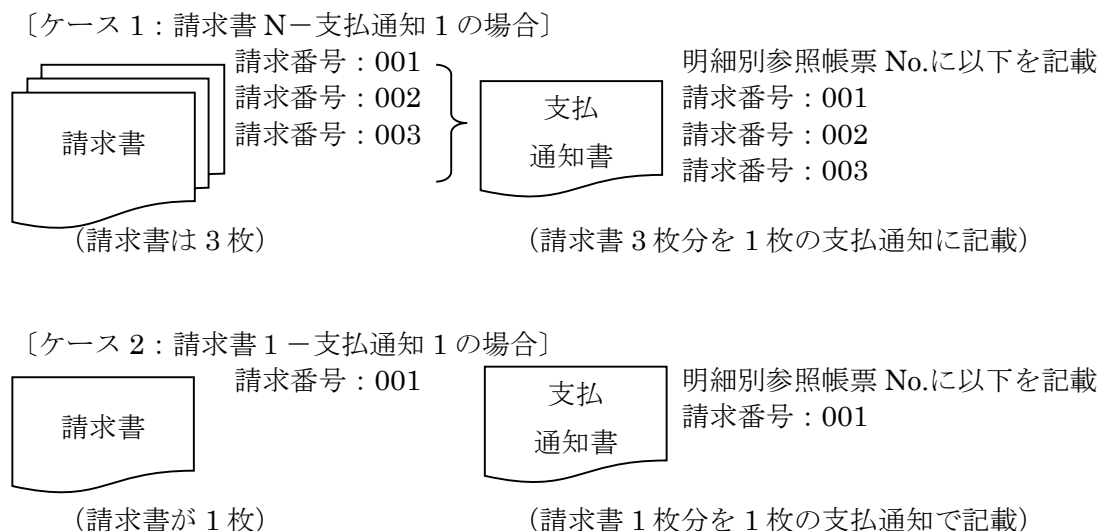


図 B.VIII- 2 請求書と支払通知書の紐付けパターン

【重要事項 5】支払通知メッセージの明細の記載レベル

請求情報あるいは立替金情報の内容を支払通知メッセージに記載する場合、支払通知メッセージの明細情報部分への記載方法は以下を原則とする。

- ① 支払通知の明細(明細情報部分)の階層構造はフラットとする。また明細の本体行(金額集計の対象)は内訳明細本体行([1288]5 [1289]00)のみ使用する。
- ② 請求情報あるいは立替金情報が CI-NET 形式データの場合、請求あるいは立替金報告メッセージの鑑部分を支払通知メッセージの明細第一レベルに記載する。また請求あるいは立替金報告メッセージの明細情報は支払通知メッセージには記載しないこととする。
- ③ 請求情報あるいは立替金情報が CI-NET 形式データ以外(例えば書面の請求書)の場合、請求書あるいは立替金報告書の鑑部分を支払通知の明細第一レベルに記載する。請求書あるいは立替金報告書の明細は、送付されてきた請求書等に記載された明細レベルに応じて対応することが可能である。

現状行われている支払通知では、その明細に各請求書等の合計金額レベルを記載する方法が採られることが一般的であるが、上記の対応とすることにより、支払通知メッセージでも同様の取り扱いが可能である。

この対応を以下の図 B.VIII-3、図 B.VIII-4 を用いると以下のように説明できる。

すなわち上記①については、図 B.VIII-3 右側の「支払通知明細」中の「001／002」の行で表現される。これを EDI データの明細情報のイメージで示すと、図 B.VIII-4 の「明細コード＝0001～0004」の行に示す形で表現できる。

一方②については、図 B.VIII-3 右側の「支払通知明細」中の「003-1～003-3」の行で表現される。これを EDI データの明細情報のイメージで示すと、図 B.VIII-4 の「明細コード＝0005～0007」の行に示す形で表現できる。

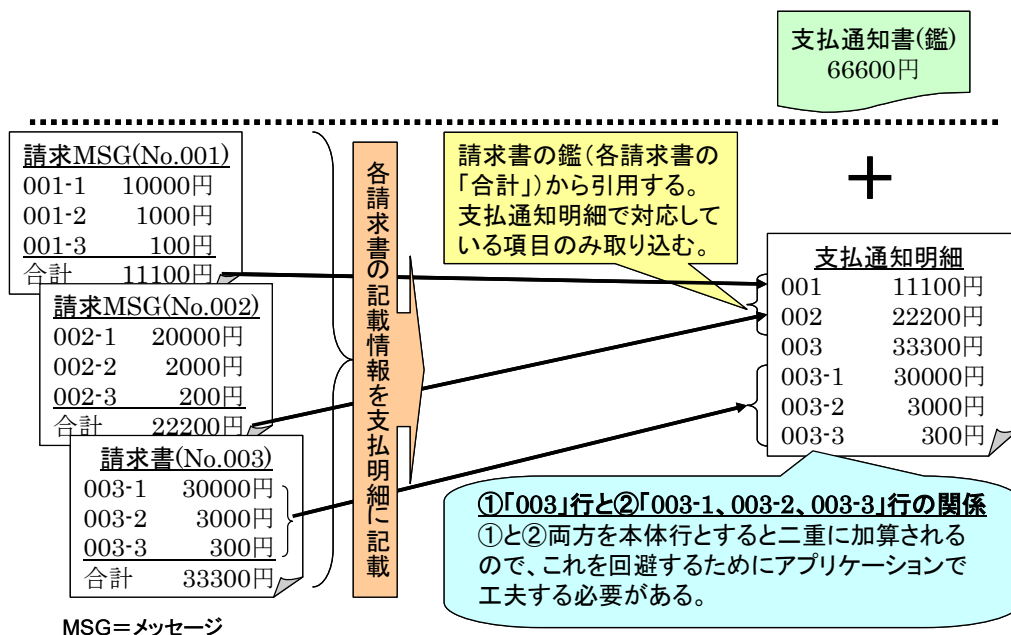


図 B.VIII- 3 請求情報の支払通知明細情報への取り込み

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細コード	明細別取引件名	今回支払金額明細	控除・相殺金額明細	明細データ属性コード	補助明細コード	明細別CI-NET区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI-NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI-NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI-NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI-NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)		300,000	5	00	}
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)		400,000	5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)		100,000	5	00	

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式データではなかったため、手入力したデータであり、立替金内訳の内容説明している。

図 B.VIII- 4 請求情報が EDI 以外の手段(紙、FAX 等)でやり取りされた場合の支払通知メッセージにおける明細の記載例

ここで図 B.VIII-4 の[1200]明細コード「0001」～「0004」に示すような内容について、支払通知メッセージの支払通知明細に EDI 以外の手段でやり取りされた請求情報あるいは立替金情報に記載された明細内容を入力することが可能である(この例では請求情報が EDI 以外の手段(紙、FAX 等)でやり取りされた場合を想定)。

ただし、請求情報あるいは立替金情報の明細に記載されている情報の中で、その内訳の内容説明(工事内容や品名、仕様など)を記載している部分については、[1212]明細別取引件名にその内容を記載[図 B.VIII-4 の[1200]明細コード「0005」～「0007」]することで対応する。

2. 支払通知に係る内容・金額の表記方法

2.1. 全体情報部分(鑑)の表記方法

明細情報部分の個々の請求金額（[1241]今回支払金額明細）、立替金額（[1242]控除・相殺金額明細）の合計は、それぞれ[1126]今回支払金額計、[1127]控除・相殺金額明細計である。

[1126]今回支払金額計

[1127]控除・相殺金額明細計

[1130]一括控除・相殺金額計

[1131]控除・相殺金額合計

これらを現金、手形等の支払方法別に分けると、

[1133]今回支払金額内現金金額計

[1134]今回支払金額内手形金額計

[1135]今回支払金額内期日一括払い金額計

[1601]前回控除・相殺金残高

となり、それぞれの支払方法別にさらに支払時期の違いによって区分された金額、内容を提示することとなる。

2.2. 明細情報部分の表記方法

(1) 使用するデータ項目

支払通知の対象となる個々の請求、立替等の内容は、主に以下のデータ項目に記載する。

- [1204]明細別参照帳票 No.
- [1420]明細別工事コード
- [1212]明細別取引件名
- [1421]明細別取引件名コード
- [1423]明細別工事場所・受渡し場所名称
- [1426]明細別 CI-NET 区分コード
- [1427]請求出来高立替控除区分コード

また、個々の請求、立替等の金額は以下のデータ項目に記載する。

- [1241]今回支払金額明細
- [1242]控除・相殺金額明細

【注意事項】支払通知メッセージにおける消費税額の表記の扱い

支払通知メッセージにおいて、請求金額、立替金額の記載における消費税額の取り扱いについては、それらの金額には既に消費税に係る金額も含んで記載することとする。

CI-NET LiteS の請求業務メッセージ、立替金業務メッセージでは、消費税を含んだ計算結果をデータ項目としてやり取りすることが可能であるが、支払通知メッセージにおいて消費税を含んだ金額表示に対応するため、紙の帳票でやり取りする場合にも消費税額を含んだ金額を提示してもらうよう、取引当事者間で合意することが望ましい。

(2) 他のメッセージ使用項目との関係

支払通知メッセージでは、請求業務メッセージや立替金業務メッセージの全体情報部分（鑑）の項目が、明細情報部分に反映されることとなる。

これらの関係は下表のようになる。

表 B.VIII- 1 他のメッセージ使用項目との関係
(参照されるメッセージの全体情報部分を支払通知明細に記載する場合)

対象となる項目	参照されるメッセージ	参照されるメッセージでのデータ項目	支払通知での対応データ項目
工事コード	請求、立替金報告	[1006]工事コード	[1420]明細別工事コード
工事場所・受渡し場所名称	請求、立替金報告	[1042]工事場所・受渡し場所名称	[1423]明細別工事場所・受渡し場所名称
発注者管理番号	請求、立替金報告	[1303]注文番号 [1304]参照帳票 No.3 [1009]参照帳票 No.（出来高確認番号） [1301]参照帳票 No.2（出来高報告番号）	[1422]明細別発注者管理番号
取引件名コード	請求、立替金報告	[1046]取引件名コード	[1421]明細別取引件名コード
取引件名	請求、立替金報告	[1045]取引件名	[1212]明細別取引件名

対象となる 項目	参照される メッセージ	参照されるメッセージ でのデータ項目	支払通知での 対応データ項目
参照帳票番号	請求、立替金報告	[1007]帳票 No. (請求番号、立替金報告 番号)	[1204]明細別参照帳 票 No.
請求金額	請求	[1097]最終帳票金額 (請 求金額)	[1241]今回支払金額 明細
立替金額	立替金報告	[1097]最終帳票金額 (立 替金額)	[1242]控除・相殺金 額明細
工事場所・受 渡し場所電話 番号	請求、立替金報告	[1041]工事場所・受渡場 所電話番号	[1424]明細別工事場 所・受渡し場所電話 番号

また、請求および立替金に係る情報が CI-NET 形式データ以外の場合などで請求および立替金の明細内容を支払通知の明細に示す場合、以下の支払通知メッセージのデータ項目に記載する。

表 B.VIII- 2 他のメッセージ使用項目との関係
(参照されるメッセージの明細情報部分を支払通知明細に記載する場合)

メッセージ	メッセージのデータ項目	支払通知 メッセージの データ項目
請求	[1213]品名・名称	「1212」明細別取引件名
	・出来高金額算定 A・B 方式 [1235]今回迄累積出来高金額明細－[1233]前回迄累積出来高金額明細 ・出来高金額算定 C・D 方式 [1223]明細金額 あるいは [1235]今回迄累積出来高金額明細－[1233]前回迄累積出来高金額明細	「1241」今回支払金額明細
立替金 報告	[1213]品名・名称	「1212」明細別取引件名
	[1223]明細金額	「1242」控除・相殺金額明細

3. メッセージ

3.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 支払通知の帳票を特定するデータ項目

支払通知メッセージ自身は、請求の都度送信するケースも考えられるが、個々の請求は全体情報部分（鑑）ではなく、明細情報部分に記載するため、従来の取引（注文契約）といった単位でのメッセージのキー項目の設定は存在しない。

そこで、支払通知の帳票を特定するデータ項目として次の項目が挙げられる。

- ・ どの発注者が : [4]発注者コード
- ・ どの支払通知を : [1007]帳票 No.
- ・ 誰に送信したもののか : [5]受注者コード

【注意事項】

支払通知メッセージを送信する相手先ごとにまとめる方法として、発注者側で受注者からの請求情報をどのような相手先指定（支店宛か本社宛か、など）の受信状況や、受注者の発信先（事業所ごとか本社一括か）を考慮し、どのような単位でまとめてもよいこととする。この相手先へのまとめる単位については取引当事者間で事前に取り決めておくことが望ましい。

なお、受注者側では各事業所間でも識別できるように、ユニークな請求番号を付番する必要がある。特に発注者が本社一括で受信するようなケースにおいては、受注者の複数の事業所において同一の請求番号が存在した場合、受注者のどの事業所から出した請求書かが判別できなくなる可能性があるためである。

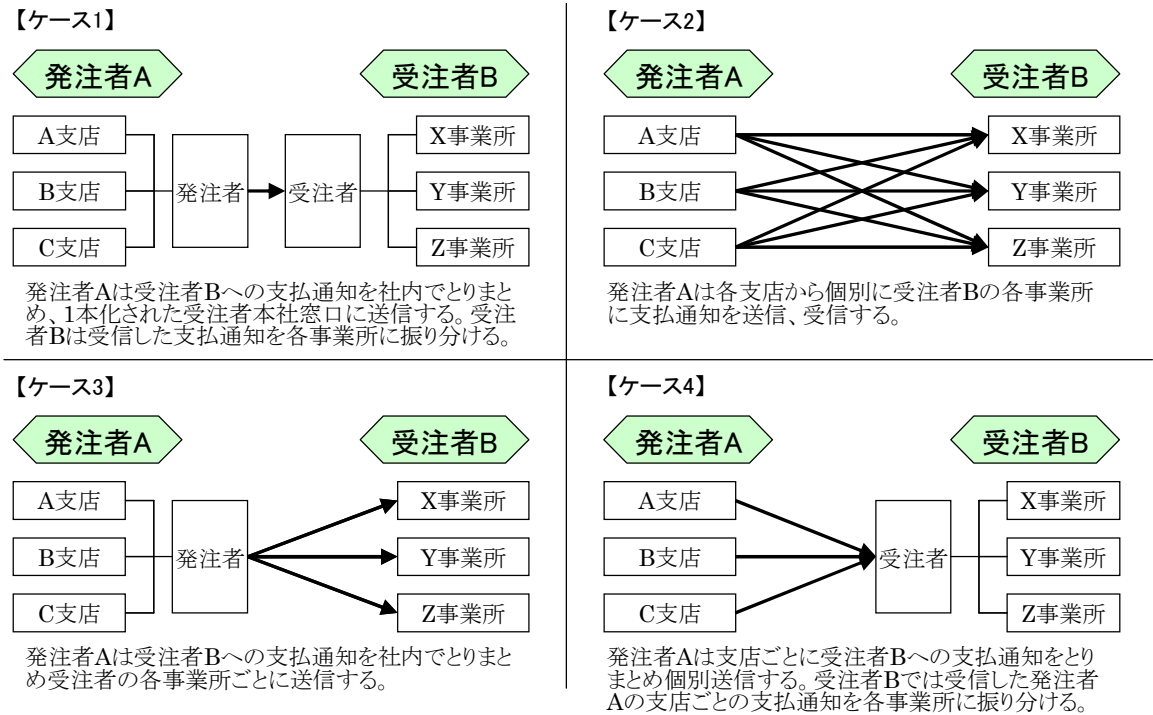


図 B.VIII- 5 支払通知メッセージを相手先ごとにまとめる場合のケース

表 B.VIII- 3 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法

メッセージ	[1007]帳票 No.	[1008]帳票年月日
支払通知	支払通知番号	支払通知をした年月日

表 B.VIII- 4 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法

メッセージ	[1204] 明細別参照帳票 No.	[1422] 明細別発注者管理番号
支払通知	請求番号もしくは 立替金報告番号	(発注者で取引の特定等のために管理している番号) 注文番号／見積依頼番号／出来高要請番号など

表 B.VIII- 5 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号等の
必須・任意の区分

【凡例】 ●：必須 ○：任意			
メッセージ	[1007]帳票 No.	[1204]明細別参照帳票 No.	[1422]明細別発注者管理番号
支払通知	●	○	○

発注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には支払通知を受信した受注者において、各請求データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な請求番号をセットすることが望ましい。

また、請求番号が提示できない場合でも、注文番号や出来高要請番号などを[1422]明細別発注者管理番号にセットすることが望ましい。

(2) 同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

以上で設定した全てのキー項目が等しいメッセージが複数交換される場合が想定される。それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

このために[1]データ処理 No.は以下のとおり設定しなければならない。

表 B.VIII- 6 支払通知メッセージでの[1]データ処理 No.のルール

メッセージ	ルール
支払通知	[4]発注者コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一な場合に、[1]データ処理 No.により識別。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

3.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」に示す。

3.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。
以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

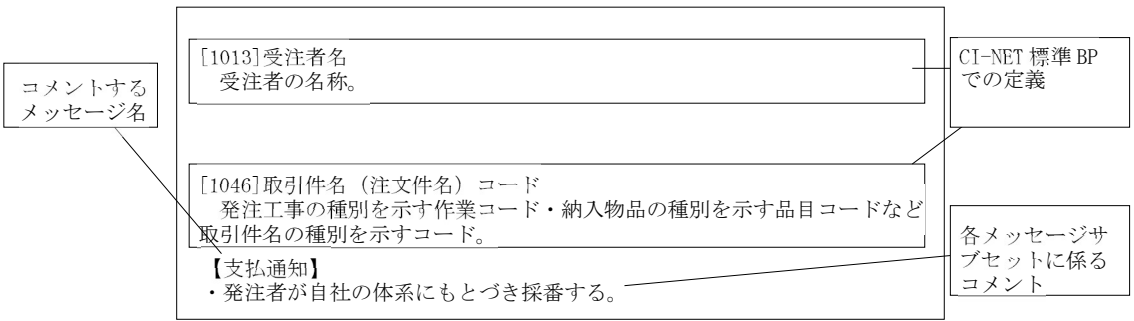


図 B.VIII- 6 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。
上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは支払通知メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。
メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1007]帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「3.1(2)同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.VIII- 7 情報区分コード

メッセージ	[2]情報区分コード
支払通知	1106

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連のメッセージにおいて同一でなければならない。
- ・取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、購買見積依頼～支払通知における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- ・標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

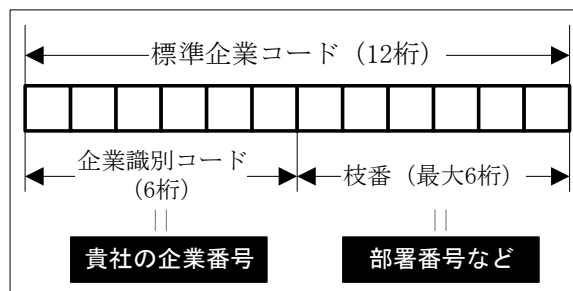


図 B.VIII- 7 企業識別コードと標準企業コード

- ・企業識別コード：
6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- ・次表に従う。

表 B.VIII- 8 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
支払通知	PAYNTC02.20

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・原則として「1」に固定する。既に送信したメッセージを変更して送信する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定したままとする。既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。
- ・ただし、支払通知メッセージの撤回・取消（既に発行した支払通知の申込を無かったことにする行為）を行う場合は、[9]訂正コード=3 とし、取消であることを示す。具体的には以下のような例の場合に一方的に撤回・取消することがあると考えられる。
 - －受注者が支払通知後倒産して、支払通知に記載した金額の支払を停止する場合

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・「表 B.VIII-3 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法」に従う。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・発注者が当該メッセージを発行した年月日を記載する。
- ・「表 B.VIII-3 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法」に従う。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・総括請求メッセージの実装規約化に対応するための項目である。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・総括請求メッセージの実装規約化に対応するための項目である。この場合の記載は次表に従う。

表 B.VIII- 9 参照帳票年月日

メッセージ	[1010]参照帳票年月日
支払通知	・発注者が総括請求メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する総括請求メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番) 発注者が定めた受注者の識別コード。

3) 支払・控除の内容・金額を表すデータ項目

[1013]受注者名 受注者の名称。

・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名 受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名 受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名 受注者の担当者の氏名。

【例】振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001

1050001

[1020]受注者担当住所 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573

03-5473-4573

03(5473)4573

[1022]受注者担当FAX番号 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580

03-5473-4580
03(5473)4580

[1620]手形送付先担当部署名
手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】 東京支社経理部経理課

[1621]手形送付先担当郵便番号
手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1622]手形送付先担当住所
手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1623]手形送付先担当電話番号
手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1624]手形送付先担当 FAX 番号
手形送付先の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の F A X 番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1024]発注者名
発注者の名称。

【例】 振興建設株式会社

[1026]発注者代表者氏名
発注者の代表者の氏名。

【例】 振興太郎

[1028]発注者担当部署名

発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

[1029]発注者担当者名

発注者の担当者の氏名。

[1030]発注者担当郵便番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

[1031]発注者担当住所

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

[1032]発注者担当電話番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

[1033]発注者担当FAX番号

発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

- ・集中購買では、これらデータ項目を 2 回繰り返して使用する場合、1 回目は発注者の本支店の購買部署を表し、2 回目は経理部署を記載する等の利用をして良い。

[1126]今回支払金額計

[1123] 前回支払保留金額計 + [1124] 今回支払計上金額計 - [1125] 今回支払保留金額計。または [1241] 今回支払金額明細の合計。

- ・[1241]今回支払金額明細の合計として使用する。
- ・支払通知メッセージにおいて、このデータ項目は明細情報部分に記載された請求金額の合計値をセットするために使用する。
- ・項目名には「支払」の文字があるが、ここでは各案件で請求された金額の合計値を入れる項目の意味で使用する。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1127]控除・相殺金額明細計

[1242] 控除・相殺金額明細の合計。

- ・支払通知メッセージにおいて、このデータ項目は明細情報部分に記載された控除・相殺金額の合計値をセットするために使用する。
- ・項目名には「控除・相殺」の文字があるが、ここでは各案件で立替された金額の合計値を入れる項目の意味で使用する。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1128]一括控除・相殺項目

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目内容の一覧。

- ・マルチ回数は 15 回。

[1129]一括控除・相殺金額

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目別の金額一覧。

- ・マルチ回数は 15 回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1130]一括控除・相殺金額計

[1129] 一括控除・相殺金額の合計。

- ・消費税を含む。

- ・単位は円。

[1131]控除・相殺金額合計

[1127] 控除・相殺金額明細計 + [1130] 一括控除・相殺金額計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1132]調整後今回支払金額計

[1126] 今回支払金額計 - [1131] 控除・相殺金額合計。または [1243] 調整後今回支払金額明細の合計。

- ・ここでは、「[1126] 今回支払金額計 - [1131] 控除・相殺金額合計」の結果において使用する。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1133]今回支払金額内現金金額計

[1132] 調整後今回支払金額計の中で現金による支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1134]今回支払金額内手形金額計

[1132] 調整後今回支払金額計の中で手形による支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1135]今回支払金額内期日一括払い金額計

[1132] 調整後今回支払金額計の中で期日一括払いによる支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1600]今回控除・相殺金残高

立替・控除金額が請求金額を上回った際に発生する差額を示す。

- ・ここで示される金額について、次月以降の処理に繰り越すかどうかについては、[1631] 支払通知記載事項摘要などで触れておくことが望ましい。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1601]前回控除・相殺金残高

前回に残した控除・相殺金を示す。

- ・前回送付した支払通知メッセージに記載した[1600]の値を記載する。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1602]今回支払金額内ファクタリング金額計

[1132] 調整後今回支払金額計の中でファクタリングによる支払金額の合計。

- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1603]今回支払金額内現金金額内訳

〔1133〕今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段（現金か小切手か）や支払時期の違いを内訳として示す。

- ・〔1133〕今回支払金額内現金金額計に係る内訳。支払手段（現金か小切手か）や支払時期の違いを内訳として記載する。
- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1604]今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳

金融機関への振込による支払年月日の内訳。支払手段（現金か小切手か）や支払時期の違いを内訳として示す。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1605]今回支払金額内現金金額摘要

〔1603〕今回支払金額内現金金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は3回。

[1606]今回支払金額内手形金額内訳

〔1134〕今回支払金額内手形金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1607]今回支払金額内手形支払日内訳

手形による支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1608]今回支払金額内手形決済日内訳

手形による決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

【例】20060613

- ・マルチ回数は3回。

[1609]今回支払金額内手形金額摘要

〔1606〕今回支払金額内手形金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は3回。

[1610]今回支払金額内期日一括払い金額内訳

〔1135〕今回支払金額内期日一括払い金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

- ・マルチ回数は3回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1611]今回支払金額内期日一括払い支払日内訳

期日一括払いによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

【例】 20060613

- ・マルチ回数は 3 回。

[1612]今回支払金額内期日一括払い金額摘要

[1610] 今回支払金額内期日一括払い金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は 3 回。

[1613]今回支払金額内ファクタリング金額内訳

[1602] 今回支払金額内ファクタリング金額計に係る内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

- ・マルチ回数は 3 回。
- ・消費税を含む。
- ・単位は円。

[1614]今回支払金額内ファクタリング支払日内訳

ファクタリングによる支払年月日の内訳。支払時期の違いを内訳として示す。

【例】 20060613

- ・マルチ回数は 3 回。

[1615]今回支払金額内ファクタリング決済日内訳

ファクタリングによる決済日の内訳。支払時期の違いを内訳として記載する。

【例】 20060613

- ・マルチ回数は 3 回。

[1616]今回支払金額内ファクタリング金額摘要

[1613] 今回支払金額内ファクタリング金額内訳に係る摘要。

- ・マルチ回数は 3 回。

4) 支払のその他の内容を表すデータ項目**[1014]送り状案内**

メッセージを送付する際の送り状。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 以下の出来高の内容をご査収下さるようお願い致します。

[1630]支払通知内容問い合わせ先

支払通知内容に係る問い合わせ先。現場・作業所ではなく財務部門、経理部門などの連絡先を示す。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 東京支社経理部経理課 TEL : 03-5473-4573

[1631]支払通知記載事項摘要

支払通知に記載されている内容、項目についての解説、説明。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例】 支払条件 A : 現金 50%、手形 50%

5) 金額の支払先金融機関に関するデータ項目

[1035]受注者指定金融機関名

受注者が振込を指定する口座の金融機関名。

[1036]受注者指定金融機関支店名

受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。

[1037]受注者指定金融機関預金種目

受注者が振込を指定する口座の種別。(普通・当座)

[1038]受注者指定金融機関口座番号

受注者が振込を指定する口座番号。(金融機関番号・支店番号を含む)

[1039]受注者指定金融機関口座名義

受注者が振込を指定する口座名義。

[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ

受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。

- ・ [1038]受注者指定金融機関口座番号は、金融機関番号（4桁）+支店番号（3桁）+口座番号（7桁）。
- ・ 事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。
- ・ 金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。

[1126] 今回支払金額計

[1123]前回支払保留金額計 + [1124]今回支払計上金額計 - [1125]今回支払保留金額計。
または[1241]今回支払金額明細の合計。

[1127] 控除・相殺金額明細計

[1242]控除・相殺金額明細の合計。

[1128] 一括控除・相殺項目

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目内容の一覧。

[1129] 一括控除・相殺金額

明細以外の手数料・立替分など一括して控除・相殺する項目別の金額一覧。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 3.16 明細コード」に準拠し、4桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- ・ [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から4桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- ・ 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加し

た数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。

- ・[1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【データ属性等】

- ・数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・4桁ごとの数字に"0000"を使用してはならない。
- ・4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：0001
誤：__1 （"_"はスペースを示す）
- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正：0001
誤：00010000
誤：0001__ （"_"はスペースを示す）

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

①支払通知メッセージの階層構造

- ・支払通知メッセージの明細（明細情報部分）の階層構造はフラット構造とする。
- ・明細の本体行（金額集計対象）は内訳明細本体行（[1288]=5、[1289]=00）のみ使用する。

②データ属性等における注意事項

- ・本メッセージにおいては、階層を持たないフラットな表記で運用することとなるが、この場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4 桁の数字をもち同一の親を持つ子供らであり、5 桁以上の数字は使用されない。

【例】

表 B.VIII- 10 明細情報部分がフラットな記載例

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細コード	明細別取引件名	今回支払金額明細	控除・相殺金額明細	明細データ属性コード	補助明細コード	明細別 CI NET 区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)		300,000	5	00	
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)		400,000	5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)		100,000	5	00	

0001 からの連番とする。
データの欠落等に確認できる。

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式データではなかったため、手入力したデータであり、立替金内訳の内容説明している。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VIII- 11 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

- ①本文、エレメント、別紙、代価の不使用
 - ・本文、エレメント、別紙、代価（[1288]=9、E、B、Q）は使用しない。
- ②総括明細行の不使用
 - ・フラット構造のみの明細表現であることから、総括明細行（[1288]=0）は使用しない。
- ③見積条件行の使用
 - ・支払通知の明細行に対してコメントを記載したい場合に使用する。
 - ・ただしコメントの記載箇所は[1212]明細別取引件名とする。
- ④内訳明細行による1階層下の明細データ保持の禁止
 - ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その1階層下に明細データを持つことはできない。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.VIII- 12 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本文行	81	(定義) ・約款等の内容を記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・本文行のみを別帳票で印字する。

支払通知メッセージ個別ルール

以下を支払通知メッセージの個別ルールとする。

① コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1～4) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。

② 本体行についての取り扱い

- ・本体行には金額（[1241]今回支払金額明細、[1242]控除・相殺金額明細）のみ記載できる。

③ 仕様行についての取り扱い

- ・仕様行において記載される「仕様」については、[1212]明細別取引件名に記載する。

④ 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

- ・[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.VIII- 13 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
見積条件等	見積条件	1	80	
	メーカー・リスト	2	80	
	自由採番	3	80	
	自由採番	4	80	
内訳明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・1 階層下に明細データを持つことができない。 ・この行は金額集計の対象となるため、金額を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01～49	・この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 ・1 階層下に明細データを持つことができない。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・任意の位置に記載して良い。 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

【注意事項】支払通知メッセージの明細情報部分の階層表現について

支払通知においては、請求および立替金の情報を明細情報部分に記載することになるが、特に立替金に関しては、当該情報に係るやり取りを別のメッセージや帳票により行わず、支払通知メッセージ上で行うことも考えられる。このような場合ある物件で立替金が発生した場合、その立替金の内訳を記載する表現についての具体的な記載に係る説明を以下に示す。

- ・メッセージの明細情報部分の階層構造は、[1200]明細コードによって表現される。この詳細は、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節.3.16 明細コード」を参照。
- ・「明細情報部分がフラット」とは、この規則に準拠しつつも、全ての明細行の[1200]明細コードが4桁の数字であり、明細情報が階層構造をとっていない場合を意味する。
- ・支払通知メッセージでは明細情報部分の表現はフラット構造のみとする。

【例】

表 B.VIII- 14 明細情報部分がフラットな記載例

[1200]	[1212]	[1241]	[1242]	[1288]	[1289]	[1426]
明細コード	明細別取引件名	今回支払金額明細	控除・相殺金額明細	明細データ属性コード	補助明細コード	明細別CI NET区分コード
0001	AAAビル新築工事 請求	500,000		5	00	CI NET
0002	AAAビル新築工事 立替金		50,000	5	00	CI NET
0003	BBBビル新築工事 請求	400,000		5	00	CI NET
0004	BBBビル新築工事 立替金		40,000	5	00	CI NET
0005	CCCマンション新築工事 立替金(清掃片付け費)		300,000	5	00	
0006	CCCマンション新築工事 立替金(産業廃棄物処理費)		400,000	5	00	
0007	CCCマンション新築工事 立替金(駐車場料金)		100,000	5	00	

0001 からの連番とする。
データの欠落等に確認できる。

網掛部の明細 5、6、7 行目は、CI-NET 形式データではなかったため、手入力したデータであり、立替金内訳の内容説明している。

⑤本文([1289]=81) についての取り扱い

- ・1 階層下に明細データを持たない（フラット）表現とする。
- ・[1288]=9 のとき、使用可能な明細行の項目は、[1428]本文のみとする。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。

[1278]明細番号 2

各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その 2。

- ・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

3) 支払の明細内容を表すデータ項目

[1202]明細別発注者担当部署コード

発注者が定めた明細データごとの発注者の担当部署の識別コード。

- ・ここでは該当する案件の担当支店、部署等を記載する。

【例】支払い担当部署等

[1204]明細別参照帳票 No.

明細データに対応する取引の帳票番号を示す。

- ・【例】受注者の納品番号、請求番号、立替金報告番号等
- ・「表 B.VIII-4 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法」に従う。

[1430]明細別原価要素名

明細データごとの、原価管理上の要素名。

【例】資材

[1431]明細別原価要素コード
明細データごとの、原価管理上の要素コード。
・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1432]明細別原価科目名
明細データごとの、原価管理上の科目名。

【例】建築資材

[1433]明細別原価科目コード
明細データごとの、原価管理上の科目コード。
・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1434]明細別原価細目名
明細データごとの、原価管理上の細目名。

【例】アルミサッシ

[1435]明細別原価細目コード
明細データごとの、原価管理上の細目コード。
・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1212]明細別取引件名（支払件名）
請求・支払の対象となる工事名・物品の名称など明細行別の取引件名。

【例】振興ビル新築工事 B 棟浴室タイル工事

[1241]今回支払金額明細
[1238]前回支払保留金額明細＋[1239]今回支払計上金額明細－[1240]今回支払保留金額明細。
・ここでは、受注者からの請求書に記載されている請求金額（消費税込）をセットする。
・項目名には「支払」の文字があるが、ここでは各案件で請求された金額を入れる項目の意味で使用する。
・消費税を含む。
・単位は円。

[1242]控除・相殺金額明細
手数料・立替分などの控除・相殺金額の明細。
・ここでは、受注者と確認した立替金額（消費税込）をセットする。
・項目名には「控除・相殺」の文字があるが、ここでは各案件で立替された金額を入れる項目の意味で使用する。
・消費税を含む。
・単位は円。

[1420]明細別工事コード
明細別の工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。
・各案件で発注者が発番している管理番号を使用する。

[1421]明細別取引件名コード

明細別の発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど、取引件名の種別を示すコード。

- ・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1422]明細別発注者管理番号

明細データに対応する取引の特定のために補助的に使用する帳票の番号。

- ・「表 B.VIII-4 [1204]明細別参照帳票 No.、[1422]明細別発注者管理番号の記載方法」に従う。

[1423]明細別工事場所・受渡し場所名称

明細データごとの、工事場所・受渡し場所(納入場所)の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
- ・物件名、作業所名等を記載する。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】 振興ビル新築工事

[1424]明細別工事場所・受渡し場所電話番号

明細別の工事場所・受渡し場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。

【例】 0354734573

03-5473-4573

03(5473)4573

[1425]明細別支払区分

明細別の支払区分を文面で示す場合のフリーエリア。

- ・具体的な支払区分、条件は[1631]支払通知記載事項摘要に記載し、ここではそれぞれの支払区分に対する記号などを記載する。

[1426]明細別 CI-NET 区分コード

明細の情報が CI-NET の EDI データでやり取りされたものを判別するためのコード。

- ・次表に従う。

表 B.VIII- 15 明細別 CI-NET 区分コード

分類	明細別 CI-NET 区分コード
当該明細行の記載内容が CI-NET の EDI データでやり取りされたものを示す。	1
当該明細行の記載内容が CI-NET の EDI データ以外でやり取りされたものを示す。	2

[1427]請求出来高立替控除区分コード

明細行が請求・出来高、または立替・控除のいずれに関わるデータかを判別するためのコード。

- ・次表に従う。

表 B.VIII- 16 請求出来高立替控除区分コード

分類	請求出来高立替控除区分コード
請求または出来高に係るデータを示す。	1
立替または控除データを示す。	2

B.情報表現規約

IX. 工事請負契約外取引メッセージ

IX. 工事請負契約外取引メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順
工事請負契約外業務のデータ交換手順を説明する。
2. 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）への対応
3. 工事請負契約外取引業務の請求金額算定方法
4. メッセージで使用するデータ項目を説明する。

■明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

1.1. 工事請負契約外取引業務のデータ交換手順

(1) 基本フロー

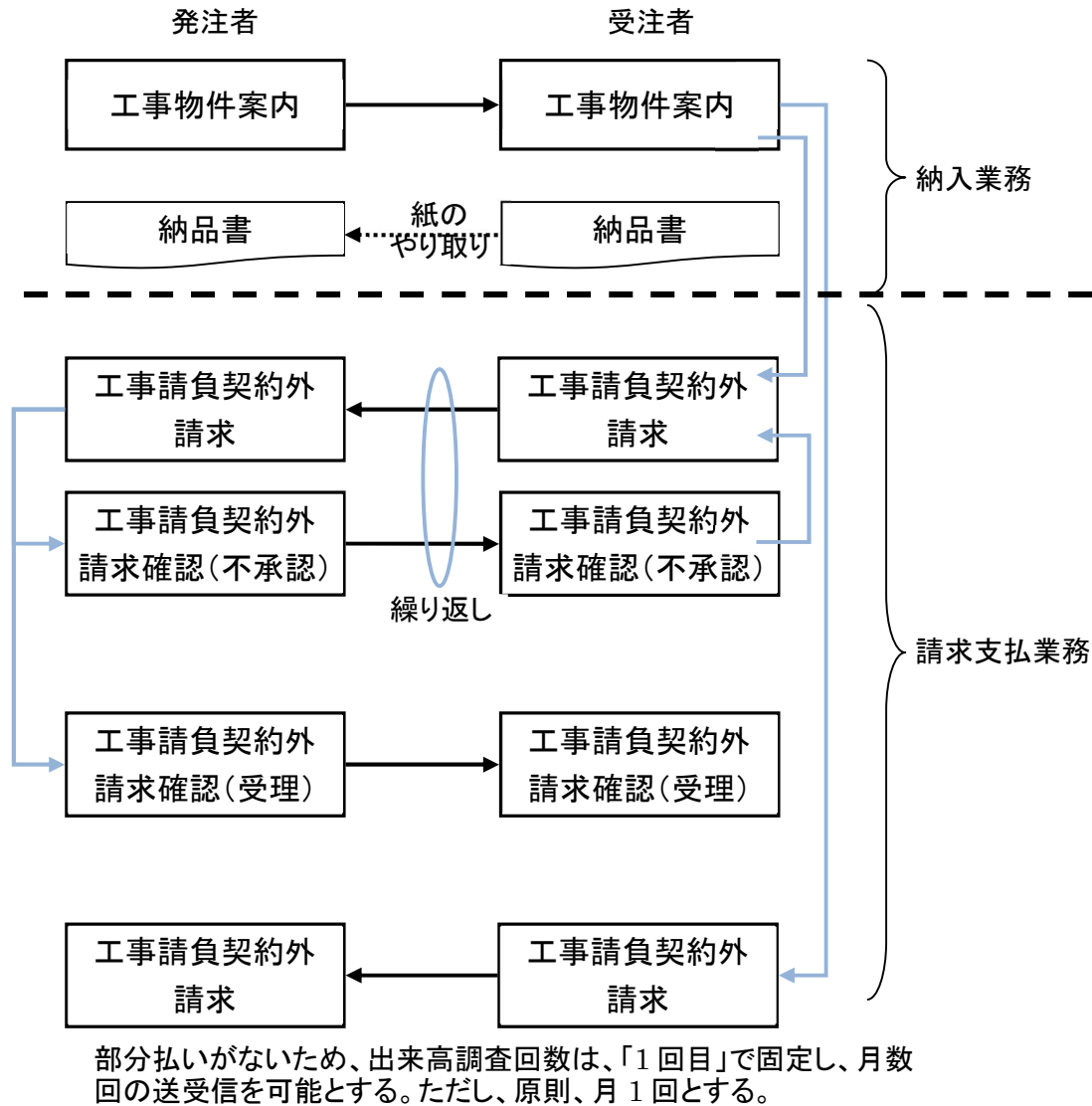


図 B.IX- 1 工事請負契約外取引業務のデータ交換基本フロー

- (a) 発注者は、受注者へ新たな物件に関する情報提供を行うため、「工事物件案内メッセージ」により受注者に通知する。
- (b) 工事物件案内メッセージによる発注者からの案内を得た受注者は、その情報を活用し請求予定額を「契約外請求メッセージ」により発注者に請求する。
- (c) 発注者が、受注者からの契約外請求メッセージの請求内容を承認しない場合、その結果を「契約外請求確認メッセージ(不承認)」により受注者に通知する。
- (d) これに対し受注者は、契約外請求の内容を修正するなどしたうえで、契約外請求メッセージにより再度、請求額等を報告し、発注者の査定を受ける。
- (e) 発注者が、契約外請求メッセージを受け取った旨を受注者に伝えるため「契約外請求

B. IX.工事請負契約外取引

確認メッセージ(受理)」により通知する。

- (f) 契約外請求メッセージは、部分払いを想定していないため、出来高調査回数を「1 回目」で固定し、月数回の送受信を可能とする。ただし原則としては月 1 回を基本とする。

【重要事項 1】工事物件案内の意味

発注者から受注者へ当該契約の管理番号や連絡先、工事場所、物品納入場所等を受注者に案内する、あるいは作業員をどこに派遣するか通知するための情報にも位置づけられるものとして、「工事物件案内メッセージ」を使用することができる。

他の伝達方法がある場合には、このメッセージを使わずともよい。

また、出来高・請求業務における出来高要請メッセージとの違いについては次のような点が挙げられる。

- (a) 工事物件案内は納入業務の一部に位置づけられるメッセージであるのに対し、出来高要請メッセージは出来高業務の一部に位置づけられるメッセージである。
- (b) 出来高要請メッセージは出来高報告メッセージ作成に、工事物件案内は契約外請求メッセージ作成にそれぞれつながるものとして定義される。

【重要事項 2】契約外請求受理の意味

契約外請求確認メッセージ(受理)による受理とは、資材等納入高に基づく、請求額を受注者が発注者に対して請求した通り認めるルールとする。

受注者からの請求に対してなんらかの異議がある場合は、契約外請求確認メッセージ(不承認)により異議の内容を通知する。

【重要事項 3】契約外請求不承認の場合の手続き

契約外請求確認メッセージ(不承認) では、不承認に係わる発注者の意思と、受注者がその後とるべき手続きについて、発注者は[1316]請求確認コードにより次表の通り示す。

表 B.IX- 1 [1316]請求確認コード

コード	発注者の表意内容	想定される状況と対応の例
2	請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。	・請求メッセージの記載に誤りがあった場合。 → 受注者は誤りを修正して請求する。
3	既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄することに同意するよう、受注者に求める。	・発注者が既に請求を受理しているにもかかわらず、受注者の誤り等によって重複して請求を行った場合。 → 重複分の請求を受注者が撤回したことにするに、双方合意する。発注者が最初に受理した請求は、撤回されず正とする。
4	請求は承認または受理したが、支払を遅らせる。	請求額は合意されているが、なんらかの事情により支払が遅れる場合。

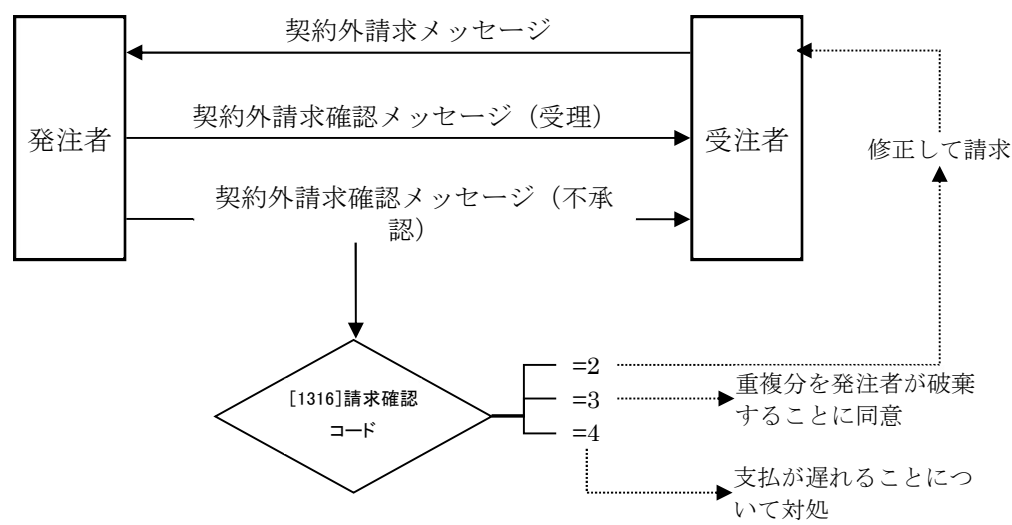


図 B.IX- 2 契約外請求不承認の場合の手続き

(2) 契約外取引業務のメッセージ²⁹の明細書作成例

【重要事項 1】契約外取引業務メッセージの発行単位 明細情報の作成方法

契約外取引業務で対象となる商品・サービスについて、同月内に複数の注文や納品が発生しうるが、それらを月単位でまとめ、月 1 回の請求を原則とする。そのため、下記に示すような明細構造のデータを作成し、契約外請求メッセージとして最低限必要な内容を伝達する。

表 B.IX- 2 請求書の構成

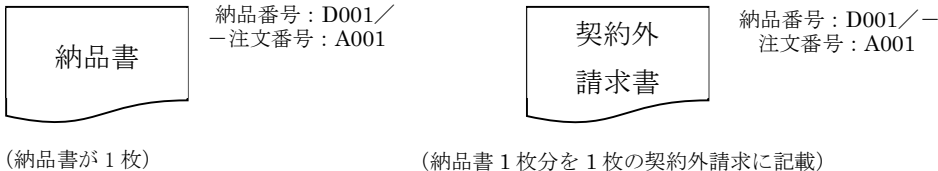
パターン	納品方法	請求書の明細への記載内容
(A) 納品番号：1 種類 注文番号：1 種類 請求番号：1 種類	ごく基本的な納品方法	請求書の単位として通常処理(1 枚発行)
(B) 納品番号：N 種類 注文番号：M 種類 請求番号：1 種類	1 注文に対し複数回で分納、 複数にまたがった注文分を一括納品 (納品番号、注文番号は別番号)	請求書は月単位でまとめて明細に 納品番号、注文番号を記載する

29 契約外取引業務の物件案内メッセージ： 契約外取引請求メッセージと契約外取引請求確認メッセージを総称している。

B. IX.工事請負契約外取引

[パターン A：納品書 1－注文書 1－契約外請求 1 の場合]

明細別参照帳票 No./明細別参照帳票 No.2 に以下を記載



(納品書が 1 枚)

(納品書 1 枚分を 1 枚の契約外請求に記載)

図 B.IX- 3 請求書の作成イメージ(パターン A)

・パターン A (1-1-1) の明細例

表 B.IX- 3 請求書の明細例(パターン A)

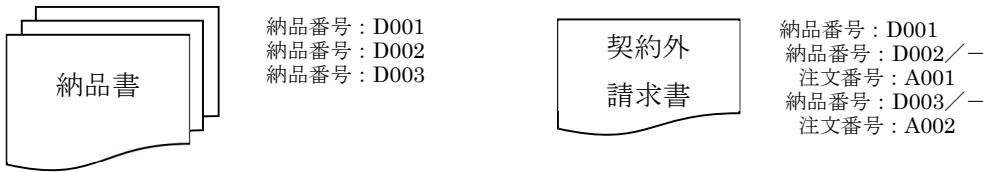
タグ番号	[1204]	[1205]	[1377]	[1378]	[1213]	[1218]	[1223]
名称	納品番号	納品日	注文番号	注文日	納品物件	納品数量	納品金額
内訳明細	D001	11 月 30 日	A001	11 月 26 日	商品 S	5	50,000
	D001	11 月 30 日	A001	11 月 26 日	商品 T	10	10,000
	D001	11 月 30 日	A001	11 月 26 日	商品 U	10	6,000

(注) 明細における項目について、タグ番号は実際に使用する項目と合致しているが、名称は実際の帳票をイメージし、この例では現行使用されている可能性の高いものとした。

なお、上記の明細例を同じ納品番号かつ注文番号分を合算した形で作成することもありうる。その場合、上記の例では明細行は 1 行になる。

[パターン B：納品書 N－注文書 M－契約外請求 1 の場合]

明細別参照帳票 No./明細別参照帳票 No.2 に以下を記載



(納品書は N 枚)

(納品書 N 枚分を 1 枚の契約外請求に記載)

図 B.IX- 4 請求書の作成イメージ(パターン B)

パターン B (N-M-1) の明細例

表 B.IX- 4 請求書の明細例(パターン B)

タグ番号	[1204]	[1205]	[1377]	[1378]	[1213]	[1218]	[1223]
名称	納品番号	納品日	注文番号	注文日	納品物件	納品数量	納品金額
内訳明細	D001	11 月 27 日	A001	11 月 26 日	商品 S	5	50,000
	D002	11 月 28 日	A001	11 月 26 日	商品 T	10	10,000
	D003	11 月 29 日	A002	11 月 27 日	商品 U	10	6,000

【重要事項 2】契約外請求メッセージの明細の記載レベル

納品情報の内容を契約外請求メッセージに記載する場合、契約外請求メッセージの明細情報部分への記載方法は以下を原則とする。

- ① 契約外請求の明細(明細情報部分)の階層構造はフラットとする。また明細の本体行(金額集計の対象)は内訳明細本体行([1288]5 [1289]00)のみ使用する。
- ② 請求書の明細において、注文番号や納品番号、納品日などの各項目についてどの程度詳細に記載するかは当事者間で調整すればよいこととする。ただし各発注者に合わせて受注者側で明細の作成レベルを変えるのは難しいと想定される。その場合、受注者側では最も細かいレベルで明細を用意し、データを受け取った発注者側で必要なレベルに集約して消し込みに利用するといった方法とすることが望ましい。

2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応

適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおり。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引内容（軽減税率の対象品目がある場合、その旨）
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
 - ⑤ 税率ごとの消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
 - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ・「税率ごとに区分」とは、消費税 10%、軽減税率 8%および経過措置による各旧税率の分類を指す。

なお、国税庁ホームページにて「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」を公開している。

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A」

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

工事請負契約外請求メッセージにおける対応する項目は、以下のとおりとなる

- ① [1013]受注者名、[1309]受注者適格請求書発行事業者登録番号
- ② [1008]帳票年月日もしくは[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）
工事請負契約外請求メッセージでは内訳明細で使用するため
- ③ [1213]品名・名称、[1214]規格・仕様・摘要、[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率
- ④ [1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率、[1397]適用区分別明細金額計
- ⑤ [1398]適用区分別消費税額
- ⑥ [1024]発注者名

3. 工事請負契約外取引業務の請求金額算定方法

3.1. 明細情報部分の明細金額の査定方式

契約外取引業務での個々の資材、工事等の明細査定は、「当月査定方式」とする。

- ・資材の納入などでは、月内に検収した数量を明確に把握できるので、その実績をもとに納入数量を評価して査定する。

[1375]単価（小数 3 桁）

[1218]明細数量（=当月分の納入数量）³⁰

- ・当該明細行の資材等に対する当月の請求金額は以下の通り。

[1223]明細金額=[1375]単価（小数 3 桁）×[1218]明細数量

※レンタル・リースの場合、[1203]明細別取引区分コード毎の計算方法は、「表 B.IX-12 [1203]明細別取引区分コード コード毎の計算仕様」参照

³⁰ レンタル・リース等では、[1218]明細数量は物量と使用期間との積数（=[1216]補助数量×[1208]使用期間）である。

表 B.IX- 5 [1203]明細別取引区分コード コード毎の計算仕様

レンタル・リース請求の計算仕様([1203]明細別取引区分コードのコード別)
計算仕様
内訳明細の並び

[1203]明細別取引区分コード		内 容	計 算 方 法	備 考	A:	[1218] 数量	[1219] 単位	B:	[1375] 単価 (小数3桁)	C:	[1223] 明細金額	取引小分類	[1438] 取引小分類	[1439] 取引小分類	D:	[1208] 使用期間 単位	[1209] 使用期間 単位	E:	[1216] 補助数量 ↑ 台数	[1217] 補助数量 単位
コード																				
1		購入品・売買品を示す																		
11		一式契約による取引を示す	C=B×A	D、Eは利用しない		1	式	45,000	45,000											
12		単価契約による取引を示す	C=B×A	D、Eは利用しない		5	台	9,000	45,000											
2		委託加工品・支給品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
3		レンタル・リース取引を示す	A=E×D、 C=B×A			150	日台	300	45,000						30	日		5	台	
31		〃返却日を計上する																		
32		〃返却日を計上しない																		
33		〃損失として計上する																		
34		〃右記の計算処理を行う	C=B×A	34：Aは、数値として利用するが、DやEによる計算値ではない。																
35		〃右記の計算処理を行う	A=E×D、 C=B×A	35：Aは、DとEによる計算値を利用する。		10	月台など 任意	1,800	18,000			賃料		月極 期極など	30	日		10	台	
36		〃計算処理は行わない C[1223]明細金額のみを数値(金額)として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。				150	日台など 任意	60	9,000			レンタル		日極、日割など	30	日		5	台	
4		売戻・買戻条件付取引を示す	C=B×A	D、Eは利用しない		5	任意	1,800	3,000			レンタル		月極日割 など	10	日		5	台	
41		〃返却日を計上する	C=B×A	D、Eは利用しない			台	9,000	45,000											
42		〃返却日を計上しない	C=B×A	D、Eは利用しない			台	9,000	45,000											
43		〃損失として計上する					台	9,000	45,000											
5		工事・作業であることを示す					m3	9,000	45,000											
51		工事委託・請負作業等の外注取引を示す					m3	9,000	45,000											
52		工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す					m3	9,000	45,000											
8		帳票の金額に含めない別途計上取引を示す					台	0	0											
81		別途工事を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
82		賃与品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
83		支給品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
84		移設品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
85		撤去品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
86		既設品を示す	計算しない	D、Eは利用しない		5	台	0	0											
9		運送費、事務経費等、上記に該当しない取引を示す				5	台	0	0											

[1438]取引小分類 は、リース、レンタルなど表示する。

[1208]使用期間、[1209]使用期間単位、[1216]補助数量、[1217]補助数量単位は、任意の項目であり、計算には使用しない。
この例のように、最終月は10日間使用して「10日」と入力しても
[1218]数量には影響せず、「50」とならない。

[1203]明細別取引区分コード:36の場合、
[1208]使用期間、[1209]使用期間単位、[1216]補助数量、[1217]補助数量単位は、任意の項目であり、計算には使用しない。
この例のように、最終月は10日間使用して「10日」と入力しても
[1218]数量には影響せず、「50」とならない。

3.2.

3.2. 全体情報部分の明細金額の集計と消費税額の計算

(1) 明細金額計の計算仕様

[1223]明細金額を税率（[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から消費税額を計算する。

※[1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率について

集計対象となった[1221] 明細別課税分類コードと[1376] 明細別消費税率の組合せは、最大5つまでとし、それぞれ[1365]適用課税分類コード、[1366]適用消費税率に設定し、それを超える場合は請求書を分けて作成する。

以下、請求書毎（[1318]消費税計算区分コード: 1 の場合）の計算方法を示す。

① [1397]適用区分別明細金額計

[57]消費税コード: 1 内税の場合、[57]消費税コード: 2 外税の場合、ともに、
[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率毎の[1223] 明細金額の合計

② [1398]適用区分別消費税額

[57]消費税コード: 2 外税の場合、

（[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率毎の[1223] 明細金額の合計）×[1376] 明細別消費税率／100

[57]消費税コード: 1 内税の場合、

（[1221] 明細別課税分類コード、[1376] 明細別消費税率毎の[1223] 明細金額の合計）÷（[1376] 明細別消費税率+100）×[1376] 明細別消費税率

※[1318] 消費税計算区分コードによって計算仕様は異なる。詳細は「3.2.(2)[1318]消費税計算区分コードによる計算仕様」参照

※集計単位の[1221] 明細別課税分類コードが” 2”、” 3” ” 9” のいずれかの場合は、消費税額の計算を行わずゼロとする。

※原則、小数点以下、切り捨て

③ [1088] 明細金額計

[1223] 明細金額の合計

④ [1096] 消費税額

[1398] 適用区分別消費税額の合計

⑤ [1097]最終請求金額

[57]消費税コード: 2 外税の場合

[1088] 明細金額計 + [1096]消費税額

[57]消費税コード: 1 内税の場合

[1088] 明細金額計

B. IX.工事請負契約外取引

【補足説明】 工事請負契約外取引の明細金額計の計算仕様について
立替金・契約外の消費税別計算

・内訳明細が内税（[57]消費税コード：1）の場合

明細情報	[1221] 明細別課税 分類コード	[1376] 明細別消費 税率	[1223]明細金額： 税込み		
明細 1	1：課税対象	10%	110		
明細 2	1：課税対象	10%	110		
明細 3	5：軽減税率対象	8%	108		
明細 4	1：課税対象	10%	110		
明細 5	9：不課税対象	0%	100		
計をそのまま鑑情報へ					
鑑情報	[1365]適用課税分 類コード	[1366]適用消費税 率	[1397]適用区分別 明細金額計：税込 み	[1398]適用区分別 消費税額	・ [1221] 明細別課税分 類コード×[1376] 明細 別消費税率毎の明細情 報の集計値 ・ 最大 5 パターンまで
	1：課税対象	10%	330	30	
	5：軽減税率対象	8%	108	8	
	9：不課税対象	0%	100	0	
			[1088]明細金額 計：税込み	[1096]消費税額	[1097]最終帳票金額 [1088]明細金額計： 税込み を充てる
			538	38	538

・内訳明細が外税（[57]消費税コード：2）の場合

明細情報	[1221] 明細別課税 分類コード	[1376] 明細別消費 税率	[1223]明細金額： 税抜き		
明細 1	1：課税対象	10%	100		
明細 2	1：課税対象	10%	100		
明細 3	5：軽減税率対象	8%	100		
明細 4	1：課税対象	10%	100		
明細 5	9：不課税対象	0%	100		
計をそのまま鑑情報へ					
鑑情報	[1365]適用課税分 類コード	[1366]適用消費税 率	[1397]適用区分別 明細金額計：税抜 き	[1398]適用区分別 消費税額	
	1：課税対象	10%	300	30	
	5：軽減税率対象	8%	100	8	
	9：不課税対象	0%	100	0	
			[1088]明細金額 計：税抜き	[1096]消費税額	[1097]最終帳票金額 [1088]明細金額計： 税込み+[1096]消費 税額 を充てる
			500	38	538

図 B.IX- 5 内税、外税ごとの消費税の計算方法

(2) [1318]消費税計算区分コードによる計算仕様

「[1223]明細金額を税率（[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から消費税額を計算する際、[1318]消費税計算区分コードに応じて、その集計単位を変える。以下、各区分コードの計算方法を示す。なお、単一税率の事例を掲載しているが、集計単位内で[1221]明細別課税分類コード及び[1376]明細別消費税率が異なる明細を混在させてもよい。

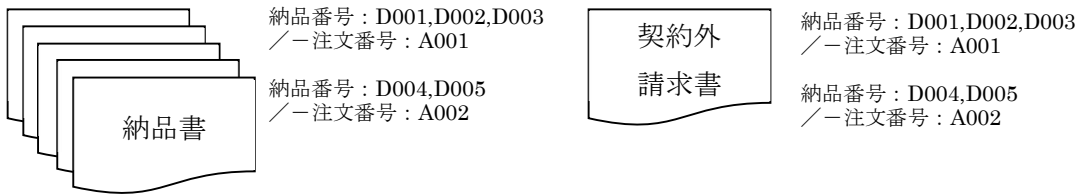
1) [1318]消費税計算区分コード: 1 請求書毎の場合

請求書の全明細を対象に、[1223]明細金額を税率（[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から計算した消費税額（端数調整）を[1398]適用区分別消費税額とする。

表 B.IX- 6 請求書の内訳明細例(1:請求書毎、外税 10%の場合)

[1204]	[1205]	[1377]	[1378]	[1213]	[1218]	[1223]
納品番号	納品日	注文番号	注文日	納品物件	納品数量	納品金額
D001	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 S	5	50,000
D002	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 T	10	10,000
D003	11 月 27 日	A001	11 月 24 日	商品 U	8	6,000
D004	11 月 27 日	A002	11 月 26 日	商品 V	7	5,000
D005	11 月 28 日	A002	11 月 26 日	商品 W	10	8,000
明細金額計						79,000
消費税計						7,900
最終帳票金額						86,900

[1204]明細別参照帳票 No. [1377]明細別参照帳票 No.2 に以下を記載



(1 つの注文を複数に分けて納品注文書) (納品書 N 枚分を 1 枚の契約外請求で記載)

図 B.IX- 6 [1204]明細別参照帳票 No.、[1377]明細別参照帳票 No.2 の記載例

B. IX.工事請負契約外取引

2) [1318]消費税計算区分コード: 2 注文書毎の場合

[1377]明細別参照帳票 No.2 を集計単位として、[1223]明細金額を税率（[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から注文書毎の消費税額（端数調整）を計算し、その税率の合計を[1398]適用区分別消費税額とする。

請求書を作成する場合は、注文書毎の小計が取れるように、[1377]明細別参照帳票 No.2 毎(この場合注文番号が記載されている)に内訳明細をまとめて記載する。

表 B.IX- 7 請求書の内訳明細例(2: 注文書毎、外税 10%の場合)

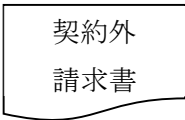
[1204]	[1205]	[1377]	[1378]	[1213]	[1218]	[1223]
納品番号	納品日	注文番号	注文日	納品物件	納品数量	納品金額
D001	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 S	5	50,000
D002	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 T	10	10,000
D003	11 月 27 日	A001	11 月 24 日	商品 U	8	6,000
小計						66,000
消費税						6,600
D004	11 月 27 日	A002	11 月 26 日	商品 V	7	5,000
D005	11 月 28 日	A002	11 月 26 日	商品 W	10	8,000
小計						13,000
消費税						1,300
明細金額計						79,000
消費税計						7,900
最終帳票金額						86,900

※消費税額の計算単位を示すため、参考に「小計」「消費税」を表示しているが、明細情報としてこれらの情報を記載する必要はない。なお、参考情報として記載する場合は、小計行またはコメント行を利用する。

[1377]明細別参照帳票 No.2 に以下を記載



注文番号 : A001,
注文番号 : A002



注文番号 : A001,
注文番号 : A002

(注文書は N 枚)

(注文書 N 枚分を 1 枚の契約外請求に記載)

図 B.IX- 7 [1377]明細別参照帳票 No.2 の記載例

3) [1318]消費税計算区分コード:3 納品書毎の場合

[1204]明細別参照帳票 No を集計単位として、[1223]明細金額を税率（[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率）毎に区分して合計し、その適用税率から納品書毎の消費税額（端数調整）を計算し、その税率の合計を[1398]適用区分別消費税額とする。

請求書を作成する場合は、納品書毎の小計が取れるように、[1204]明細別参照帳票 No.毎(この場合納品番号が記載されている)に内訳明細をまとめて記載する。

表 B.IX-8 請求書の内訳明細例(3:納品書毎、外税 10%の場合)

[1204]	[1205]	[1377]	[1378]	[1213]	[1218]	[1223]
納品番号	納品日	注文番号	注文日	納品物件	納品数量	納品金額
D001	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 S	5	50,000
D001	11 月 26 日	A001	11 月 24 日	商品 T	10	10,000
小計						60,000
消費税						6,000
D002	11 月 27 日	A001	11 月 24 日	商品 U	8	6,000
D002	11 月 27 日	A002	11 月 26 日	商品 V	7	5,000
小計						11,000
消費税						1,100
D003	11 月 28 日	A002	11 月 26 日	商品 W	10	8,000
小計						8,000
消費税						800
明細金額計						79,000
消費税計						7,900
最終帳票金額						86,900

※消費税額の計算単位を示すため、参考に「小計」「消費税」を表示しているが、明細情報としてこれらの情報を記載する必要はない。なお、参考情報として記載する場合は、小計行またはコメント行を利用する。

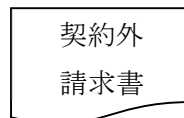
[1204]明細別参照帳票 No. [1377]明細別参照帳票 No.2 に以下を記載



納品番号 : D001
／－注文番号 : A001

納品番号 : D002
／－注文番号 : A001,A002

納品番号 : D003
／－注文番号 : A002



納品番号 : D001,D002,D003

(1つの注文を複数に分けて納品注文書)

(納品書 N 枚分を 1 枚の契約外請求で記載)

図 B.IX-8 [1204]明細別参照帳票 No.、[1377]明細別参照帳票 No.2 の記載例

4) [1318]消費税計算区分コード: 9 その他の場合

請求書の全明細を対象に、[1223]明細金額を税率（[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率）毎に区分して合計する。ただし、消費税額は自動計算せず任意に入力でき、[1398]適用区分別消費税額とする

4. メッセージ

4.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各レベルをメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各レベルの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 工事物件案内／契約外請求／契約外請求確認の帳票を特定するデータ項目

①工事物件案内／契約外請求メッセージ

工事物件案内／契約外請求メッセージは、個々の納品は全体情報部分（鑑）ではなく、明細情報部分に記載するため、従来の取引（注文契約）といった単位でのメッセージのキー項目の設定は存在しない。

そこで工事物件案内／契約外請求の帳票を特定するデータ項目として次の項目が挙げられる。

- ・ どの発注者の : [4]発注者コード
- ・ どの物件における : [1006]工事コード
- ・ どの工事を : [1007]帳票 No.
- ・ 誰に発注したもののか : [5]受注者コード

②契約外請求確認メッセージ

契約外請求確認の帳票を特定するデータ項目として次の項目が挙げられる。

- ・ どの発注者の : [4]発注者コード
- ・ どの物件における : [1006]工事コード
- ・ どの工事を : [1009]参照帳票 No.
- ・ 誰に発注したもののか : [5]受注者コード

【注意事項1】

工事物件案内／契約外請求メッセージを送信する相手先ごとにまとめる方法として、発注者側で受注者からの納品情報をどのような相手先指定（支店宛か本社宛か、など）とするかや、受注者の発信先（事業所ごとか本社一括か）を考慮し、どのような単位でまとめてもよいこととする。この相手先へのまとめる単位については取引当事者間で事前に取り決めておくことが望ましい。

なお、受注者側では各事業所間でも識別できるように、ユニークな納品番号を付番する必要がある。特に発注者が同一受注者の複数事業所から納品を受けるようなケースにおいては、受注者の複数の事業所において同一の納品番号が存在した場合、受注者のどの事業所から出した納品書かが判別できなくなる可能性があるためである。

【注意事項2】

工事物件案内に紐付く契約外請求については、その案内に基づき内容の異なる複数の契約外請求メッセージを作成、送信できるものとする。

その際、各契約外請求メッセージの請求番号（帳票 No.）はユニークに識別できるように変更すること。これにより、同一月内に複数の請求書を出すことが可能となる。

また、受注者が送信した契約外請求メッセージが発注者により否認された場合、受注者は否認されたメッセージの帳票番号（請求番号）とは異なる帳票番号のメッセージを作成、送信する。

B. IX.工事請負契約外取引

さらに、何らかの理由により契約外請求メッセージが発注者に到達しない場合に再送の可能性はあるが、その場合にはデータ処理 No.をカウント・アップして送信する。

(2) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は次表の通り。

表 B.IX- 9 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
工事物件案内	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No.	・ [1007]帳票 No.には発注者が採番する工事物件案内番号を記載する。
契約外請求	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1007]帳票 No.	・ [1007]帳票 No.には受注者が採番する契約外請求番号を記載する。
契約外請求確認	[4]発注者コード [5]受注者コード [1006]工事コード [1009]参照帳票 No.	・ 契約外請求確認メッセージの[1009]参照帳票 No.には、受注者が発番した契約外請求番号を記載する。この値は、対応する契約外請求メッセージ上の [1007]帳票 No.と同じでなければならない。

表 B.IX- 10 [1007]帳票 No.、[1008]帳票年月日の記載方法

メッセージ	[1007]帳票 No.	[1008]帳票年月日
工事物件案内	工事物件案内番号	工事物件案内をした年月日
契約外請求	契約外請求番号	契約外請求をした年月日
契約外請求確認	契約外請求確認番号	契約外請求確認をした年月日

表 B.IX- 11 [1204]明細別参照帳票 No.、[1377]明細別参照帳票 No.2 等の記載方法

メッセージ	[1204]明細別参照帳票 No.	[1205]明細年月日	[1377]明細別参照帳票 No.2	[1378]明細別参照帳票年月日 2
契約外請求	納品番号	納品年月日	注文番号	注文年月日

表 B.IX- 12 [1204]明細別参照帳票 No.、[1377]明細別参照帳票 No.2 等の
必須・任意の区分

メッセージ	[1007]帳票 No.	[1204]明細別参照帳票 No.	[1377]明細別参照帳票 No.2
契約外請求	●	○	○

【凡例】 ●：必須 ○：任意

受注者は、[1204]明細別参照帳票 No.には契約外請求を受信した発注者において各納品データとの消し込みに使用できるよう、請求案件の特定に必要な納品番号をセットする。

また、納品番号とともに、注文番号を[1377]明細別参照帳票 No.2 にセットすることが望ましい。

(3) 同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

表 B.IX- 13 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ		[1007]帳票 No.	[1009]参照帳票 No.
工事物件案内	工事物件案内	工事物件案内番号	—
契約外請求	契約外請求	契約外請求番号	工事物件案内番号
	契約外請求確認	契約外請求確認番号	契約外請求番号

【注】太枠 ☐ は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

表 B.IX- 14 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の必須・任意の区分

メッセージ		[1007]帳票 No.	[1009]参照帳票 No.
工事物件案内	工事物件案内	●	—
契約外請求	契約外請求	●	○
	契約外請求確認	●	●

【注】太枠 ☐ は、受注者が発番する番号。それ以外は発注者が発番する番号。

【注意事項】

[1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。
このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

(4) その他

上記(3)のように、同一キーのメッセージが複数交換される場合には[1]データ処理 No.によりそれらを識別するが、受信したメッセージの識別だけでなく、受信メッセージの元となるメッセージの識別（どのメッセージに対する返答であるかの識別）を求める企業がある。このため[1179]帳票データチェック値を用いて判断する。

以下に、契約外請求、契約外請求確認を例にとって説明する。

B. IX.工事請負契約外取引

表 B.IX- 15 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理No.によるメッセージの識別：
契約外請求メッセージ・契約外請求確認メッセージの例

	契約外請求	契約外請求確認	
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1007]帳票 No. 契約外請求番号 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1006]工事コード □□病院工事 [1009]参照帳票 No. 契約外請求番号 [5]受注者コード △△工業	
業務	[2]情報区分コード 契約外請求	[2]情報区分コード 契約外請求確認	
回数	[1]=1 請求 1 回目 → [1]=2 請求 2 回目 → [1]=3 請求 3 回目 →	← [1179]=1 請求 1 回目 ← [1179]=1 請求 1 回目 ← [1179]=2 請求 2 回目 ← [1179]=3 請求 3 回目 ← [1179]=3 請求 3 回目	[1]=1 確認 1 回目 [1]=2 確認 2 回目 [1]=1 確認 1 回目 [1]=1 確認 1 回目 [1]=2 確認 2 回目

契約外請求では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する契約外請求メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179] と [1] との組合せで、「何回目の請求に対する何回目の請求確認か」を特定。

請求回数が変わったら、確認回数は 1 に戻す。

この例では、受注者が同一キーの契約外請求メッセージを複数送信し、それらに対して契約外請求確認メッセージが返信された場合を想定する。受信した契約外請求確認メッセージがどの契約外請求に対応するものかを識別したい受注者は、[1179]帳票データチェック値によって次表のような判断をする。

このために[1]データ処理 No.は以下のとおり設定しなければならない。

■契約外請求

- ・ [4]発注者コード、[1006]工事コード、「1007 帳票No.」、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一の契約外請求メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、契約外請求ごとに 1 から始まる連番とする。

■契約外請求確認

- ・ [4]発注者コード、[1006]工事コード、「1009 参照帳票No.」、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一の契約外請求確認メッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、各回の契約外請求メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

4.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B.XII. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

4.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。
以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

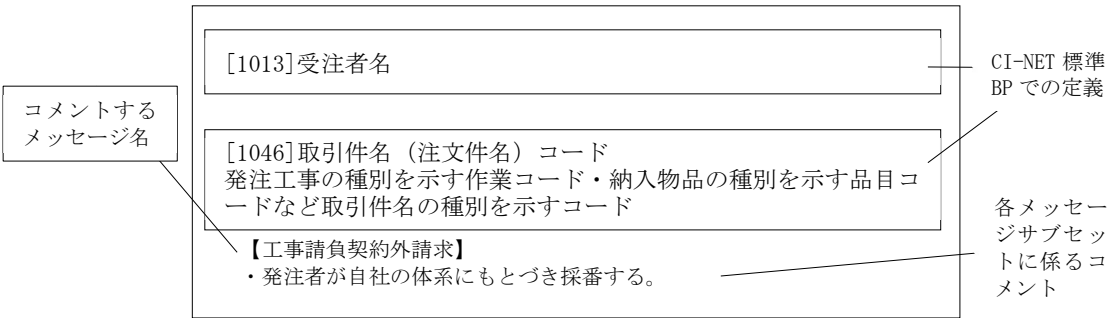


図 B.IX- 9 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。
上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは工事請負契約外請求メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。
メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B. XII. メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【契約外請求】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.IX. 3.1.(3)同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.IX. 3.1. (4)その他」を参照。

【契約外請求確認】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1009]参照帳票 No.(=契約外請求番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- ・具体例は、「B.IX. 3.1. (3)同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」および「B.IX. 3.1. (4)その他」を参照。

【工事物件案内】

- ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1006]工事コード

[1007]帳票 No. (=工事物件案内番号)

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- ・上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- ・送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- ・次表に従う。

表 B.IX- 16 情報区分コード

メッセージ	[2]情報区分コード
工事物件案内	0710
契約外請求	1110
契約外請求確認	1112

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

年は西暦 4 桁を使用する。

- 取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- 取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、工事物件案内～契約外請求確認における一連のメッセージを通じて同一の値とする。
- 標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

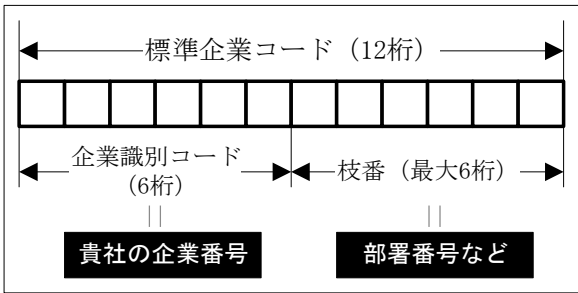


図 B.IX- 10 企業識別コードと標準企業コード

- 企業識別コード：
6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- 枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号

国税庁の定める適格請求書発行事業者登録制度に基づき、課税事業者が税務署長に登録

B. IX.工事請負契約外取引

申請した場合に「適格請求書発行事業者登録簿」に登録される登録番号で、請求を行う受注者の登録番号。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・法人事業者の場合：“T”+法人番号（13桁）の計14桁。
- ・個人事業主の場合：“T”+個人事業主に付番される番号

（注1）「法人番号」は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して指定された13桁（チェックデジットを含む）の番号。

（注2）「個人事業主に付番される番号」は、個人事業主に対して国税庁により付番される個人事業主を特定するための番号

- ・契約外請求、契約外請求確認のメッセージでは、受注者の適格請求書発行事業者登録番号をセットする。

[1197]サブセット・バージョン
メッセージサブセットの版。

- ・次表に従う。

表 B.IX- 17 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
工事物件案内	CNTGID02.20 (Construction Guide)
契約外請求	SCINVO02.20(Simple Contract Invoice)
契約外請求確認	SCINVR02.20(Simple Contract Invoice Response)

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

- ・「1」に固定する。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番する管理番号を使用する。
- ・この項目は取引を特定するキー項目であるため、同一取引に係わるメッセージ間のリンクをとるためには、工事物件案内～契約外請求確認における一連のメッセージを通じて同一の値とする。

【参考】

- ・[1006]工事コードは12桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしもCCUSの現場コードとは一致しない。

[1306]変更工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。必要データ項目である[1006]工事コードと意味合いは同一であるが、[1006]工事コードだけでは足りない場合に使用する。

【このデータ項目の利用例】

施工の途中で[1006]工事コードに相当する管理コードが変更された場合、[1006]工事コードはメッセージのキー項目なので、メッセージ上はこの値を変更してはならない。こうした場合に変更後のコードも交換する必要があるならば、[1306]変更工事コードを使

B. IX.工事請負契約外取引

用する。

[1007]帳票 No.
帳票の番号。

- ・次表に従う。

表 B.IX- 18 帳票 No.

メッセージ	[1007]帳票 No.
工事物件案内	・発注者が採番する工事物件案内番号を記載する。
契約外請求	・受注者が採番する契約外請求番号を記載する。
契約外請求確認	・発注者が採番する契約外請求確認番号を記載する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・次表に従う。

表 B.IX- 19 帳票年月日

メッセージ	[1008]帳票年月日
工事物件案内	・発注者が工事物件案内をした年月日を記載する。
契約外請求	・受注者が契約外請求をした年月日を記載する。
契約外請求確認	・発注者が契約外請求確認をした年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- ・次表に従う。

表 B.IX- 20 参照帳票 No.

メッセージ	[1009]参照帳票 No.
契約外請求	・発注者が工事物件案内を通知した帳票 No.を記載する。この値は対応する工事物件案内メッセージの[1007]帳票 No.と同一でなければならない。
契約外請求確認	・受注者が契約外請求メッセージを発行した帳票 No.を記載する。この値は対応する契約外請求メッセージの[1007]帳票 No.と同一でなければならない。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・次表に従う。

表 B.IX- 21 参照帳票年月日

メッセージ	[1010]参照帳票年月日
契約外請求	・発注者が工事物件案内を通知した年月日を記載する。この値は対応する工事物件案内メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。
契約外請求確認	・受注者が契約外請求メッセージを発行した年月日を記載する。この値は対応する契約外請求メッセージの[1008]帳票年月日と同一でなければならない。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番) 発注者が定めた受注者の識別コード。
[1046]取引件名(注文件名)コード 発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を表すコード。

3) 工事・取引当事者を表すデータ項目

[1013]受注者名 受注者の名称。 ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。 【例】振興建設株式会社
[1015]受注者代表者氏名 受注者の代表者の氏名。 【例】振興太郎
[1017]受注者担当部署名 受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。 【例】東京支社営業部第一営業課
[1018]受注者担当者名 受注者の担当者の氏名。 【例】振興太郎
[1019]受注者担当郵便番号 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。 【例】 105-0001 1050001
[1020]受注者担当住所 受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。 【例】東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当FAX番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1024]発注者名
発注者の名称。

【例】 振興建設株式会社

[1005]JV 工事フラグ
当該工事がJV 工事か否かを識別するコード。

・0：一般、1：JV 工事（共通コード）。

[1003]その他のJV 構成企業名
JV 工事の場合、[1024]発注者名以外のJV 構成企業名を示す。

【例】 株式会社シーアイ建設

[1028]発注者担当部署名
発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
[1029]発注者担当者名
発注者の担当者の氏名。
[1030]発注者担当郵便番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
[1031]発注者担当住所
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
[1032]発注者担当電話番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。
[1033]発注者担当FAX番号
発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

・工事物件案内、契約外請求、契約外請求確認では、マルチ 1 回目に発注者の工事事務所を表す。

[1042]工事場所・受渡し場所名称
工事場所・受渡し場所(納入場所)の工事の正式名称。

・工事物件名等を示す。
・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】 振興ビル新築工事

[1173]工事場所・受渡し場所略称
工事場所・受渡し場所（納入場所）の工事の略称。
[1016]工事場所・受渡場所郵便番号
工事場所・受渡し場所（納入場所）の郵便番号。
[1043]工事場所・受渡し場所住所
工事場所・受渡し場所(納入場所)の住所。
[1025]工事場所・受渡場所所長名
工事場所・受渡し場所(納入場所)の所長名。
[1027]工事場所・受渡場所担当者名
工事場所・受渡し場所（納入場所）の担当者名。
[1041]工事場所・受渡場所電話番号
工事場所・受渡場所（納入場所）の電話番号。市外局番を含む。
[1182]工事場所・受渡場所 FAX 番号
工事場所・受渡場所（納入場所）の FAX 番号。市外局番を含む。
[1371]工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)
工事場所・受渡し場所（納入場所）が所在する都道府県および市区町村を示す JIS コード（JIS X-0401 および JIS X-0402）。

- ・主に作業所の電話番号、FAX 番号、都道府県コード、市区町村コードを記載する。
- ・集中購買では、このデータ項目は発注者の作業所を示し、主に発注者の本支店の部署を示す[1028]発注者担当部署名～[1033]発注者担当 FAX 番号と使い分ける。
- ・電話番号、FAX 番号には、市外局番を含めなければならない。
- ・所在地コードは、上 2 桁に都道府県コード(JIS X-0401)を、下 3 桁に市区町村コード(JIS X-0402)を記載する。
- ・これらの項目のうち、郵便番号、電話番号、FAX 番号、所在地コードは、受注者側で工事場所・受渡場所の所在地管理に利用することができる。

[1045]取引件名（注文件名）
発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】 振興ビル新築工事B棟浴室タイル工事

[1379]全体工事開始日
元請負人が注文者から請け負った工事物件全体工期の開始年月日。
[1380]全体工事終了日
元請負人が注文者から請け負った工事物件全体工期の終了年月日。

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。
- ・1 次下請けと 2 次下請け間あるいはそれより下次においてもこの定義は変わらない。

[1052]工事・納入開始日
工事・納入の開始年月日
[1053]工事・納入終了日・納入期限
工事・納入の終了年月日。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・年月日による表記とし、時分秒は使用しない。

【例】 20210601

4) 請求金額を表すデータ項目

[57]消費税コード

消費税込み（内税）、消費税抜き（外税）を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.10 消費税コード」（次表参照）に準拠する。
- ・ ただし、消費税コード=3（内税、外税混在）は使用しない。メッセージの明細に内税の明細行と外税の明細行とが混在する場合は、別個のメッセージとして作成、送信する。

表 B.IX- 22 消費税コード

分類	内容	消費税コード
内税	[1088]明細金額計が消費税込み（内税）の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えてはならない。	1
外税	[1088]明細金額計が消費税抜き（外税）の金額であることを示す。 [1088]明細金額計に[1096]消費税額を加えた額を[1097]最終帳票金額としなければならない。	2
内税 外税 混在	明細データの金額に内税・外税の金額が混在していることを示す	3

[1365] 適用課税分類コード

消費税に係る課税処理の分類を示すコードで、内訳明細の[1221] 明細別課税分類コードに対する集計単位。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・ [1366] 適用消費税率と共に[1397] 適用区分別明細金額計、[1398] 適用区分別消費税額の集計単位となる。

表 B.IX- 23 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象（軽減税率）取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税（消費税対象外）の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

【注】・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。

・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

- ・ [1365]適用課税分類コードが”1”、“4”、“5”の場合は、[1398]適用区分別消費税額の計算

を行う。

・ [1365]適用課税分類コードが”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1398]適用区分別消費税額の計算を行わない。

[1366] 適用消費税率

[1365] 適用課税分類コードに対応する消費税の税率。パーセント表記。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・ 消費税率 10%の場合は、10 と 表記する。
- ・ 算出方法は、「3.2 明細金額の集計と消費税額の計算」を参照
- ・ [1365] 適用課税分類コードと共に[1397]適用区分別明細金額計、[1398]適用区分別消費税額の集計単位となる。

[1397] 適用区分別明細金額計

[1088]明細金額計のうち消費税率ごとの金額。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・ 単位は円
- ・ [1365] 適用課税分類コードと[1366] 適用消費税率に対応した[1223]明細金額の合計。
- ・ 内税・外税での取扱いの内訳明細において、内税・外税に関係なく、単純な明細金額の合計値にする。詳細は「図 B. IX- 6 内税、外税ごとの消費税の計算方法」を参照。
- ・ 明細行には小計行等も含まれるので、消費税率ごとの[1223]明細金額の合計と[1397] 適用区分別明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.IX.4.3.(2)1)内訳明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。

[1398] 適用区分別消費税額

[1096]消費税額のうち消費税率ごとの金額。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・ 単位は円、小数点以下切り捨て
- ・ 端数処理では、切上げ、切捨て、四捨五入等の選択は任意
- ・ [1365] 適用課税分類コードと[1366] 適用消費税率に対応した明細金額の合計（[1397] 適用区分別明細金額計）に対する消費税額
- ・ [1318]消費税計算区分コードによって請求書毎、注文書毎、納品書毎等で計算した消費税額の集計値。詳細は、「B.IX.3.2.全体情報部分の明細金額の集計と消費税額の計算」を参照。

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・ 各明細の金額（=[1223]）の合計。
- ・ 明細行には小計行等も含まれるので、全明細行の[1223]明細金額の合計と[1088]明細金額計とは一致しないことがある。詳細は、「B.IX.4.3.(2)1)内訳明細の階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・ 単位は円。

[1096]消費税額

[1090] 調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

【契約外請求、契約外請求確認】

- ・ [1398] 適用区分別消費税額の合計
- ・ 詳細は、「B.IX.3.2.全体情報部分の明細金額の集計と消費税額の計算」を参照。
- ・ 単位は円。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

- ・ [1088]明細金額計+[1096]消費税額。・ [57]消費税コードが「1（内税）」の場合、[1096]消費税額を加えてはならない。
- ・ 単位は円。

5) その他の内容を表すデータ項目

[1014]送り状案内

メッセージを送付する際の送り状。

- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 査定内容はここに記載することを推奨する。
- 【例】以下の納品内容をご査収下さるようお願い致します。
- ・ 否認、理由はここに記載することを推奨する。

[1383]受注者側専用使用欄

受注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

[1384]発注者側専用使用欄

発注者独自のデータ項目に使用するフリーエリア。

6) 帳票データチェック値の内容

[1179]帳票データチェック値

メッセージの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】全明細行数、帳票 No.やデータ処理 No.などをセットする。

表 B.IX- 24 契約外請求、契約外請求確認メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	工事物件案内	契約外請求	契約外請求確認
1	使用しない。	契約外請求メッセージの[1]データ処理 No.、15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する契約外請求メッセージの値と同じ（変更せず返信）。
2	使用しない。	内訳明細数	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。	使用しない。
4	使用しない。	使用しない。	使用しない。
5	使用しない。	使用しない。	使用しない。
6	使用しない。	使用しない。	使用しない。
7	使用しない。	使用しない。	使用しない。
8	使用しない。	使用しない。	使用しない。
9	使用しない。	使用しない。	使用しない。

- ・データチェック値の 1 回目については、「00001」を正とするが、当面は「_____1」（ブランク 1）も認める。

7) 契約外請求に関するデータ項目

[1318]消費税計算区分コード

請求書毎、注文書毎、納品書毎等での消費税額の計算方法を示すコード。

- ・[1318]消費税計算区分コードによって請求書毎、注文書毎、納品書毎等で消費税額を計算し、その集計値を[1398] 適用区分別消費税額に設定する。詳細は、「B.IX.3.2.全体情報部分の明細金額の集計と消費税額の計算」を参照。

表 B.IX- 25 消費税計算区分コードリスト

消費税計算区分コード	内容
1	請求書毎
2	注文書毎（[1377] 明細別参照帳票 No.2 毎）
3	納品書毎（[1204] 明細別参照帳票 No. 毎）
9	その他（消費税額を自動計算しない）

[1080]出来高調査日

出来高調査を行った年月日。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】20210601

[1311]請求予定年月

受注者が請求を行う年月。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】202104

[1315]出来高・請求・立替査定結果コード
出来高報告、請求、立替金報告に対する査定、確認結果を示すコード。

表 B.IX- 26 メッセージ種別毎の利用可能コード一覧

メッセージ	利用可能コード
契約外請求確認	20：査定・不承認 21：査定・不承認（鑑、内訳とも査定・不承認） 22：査定・不承認（鑑査定・不承認、内訳承認） 23：査定・不承認（鑑承認、内訳査定・不承認） 30：受理

[1316]請求確認コード
請求メッセージに不備がある場合等にその内容を示すコード。

【契約外請求確認】

- 2：請求メッセージに誤り等があるので、修正して再送信するよう、受注者に求める。
- 3：既に発注者が請求を受理しており重複するため、重複分を発注者が破棄すること
に同意するよう、受注者に求める。
- 4：請求は承認または受理したが、支払を遅らせる。

・「B.IX.1.1.1.(1)基本フロー 【重要事項 3】 契約外請求不承認の場合の手続き」を参照。

8) 金額の支払先金融機関に関するデータ項目

[1035]受注者指定金融機関名
受注者が振込を指定する口座の金融機関名。
[1036]受注者指定金融機関支店名
受注者が振込を指定する口座の金融機関支店名。
[1037]受注者指定金融機関預金種目
受注者が振込を指定する口座の種別。（普通・当座）
[1038]受注者指定金融機関口座番号
受注者が振込を指定する口座番号。（金融機関番号・支店番号を含む）
[1039]受注者指定金融機関口座名義
受注者が振込を指定する口座名義。
[1040]受注者指定金融機関口座名義フリガナ
受注者が振込を指定する口座名義の読み仮名。

【契約外請求】

- ・ [1038]受注者指定金融機関口座番号は、金融機関番号（4桁）+支店番号（3桁）+口座番号（7桁）。
- ・ 事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただしCI-NET による電子商取引以外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。
- ・ 金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用する可否かを決めておく。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 内訳明細の階層構造を表すデータ項目

[1200]明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

- 【階層構造表現のルール】
- CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
 - [1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
 - 同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

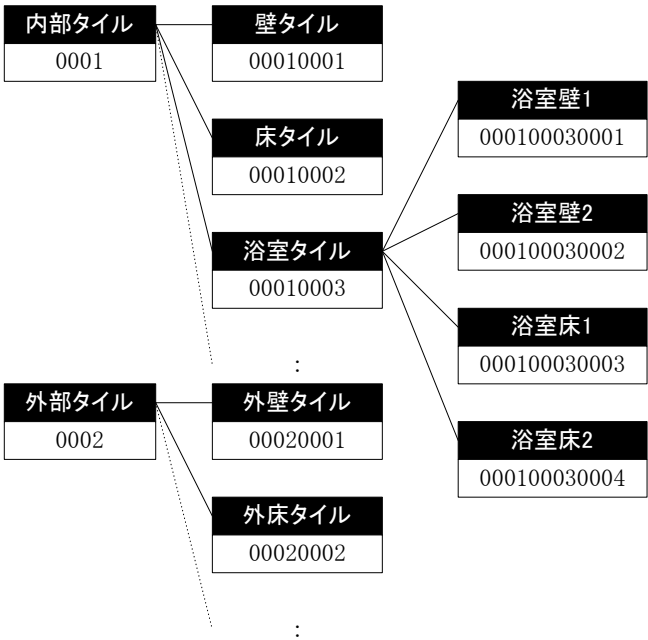


図 B.IX- 11 階層構造の例

- 【データ属性等】
- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
 - 4 桁の数字に”0000”を使用してはならない。
 - 4 桁の先頭ゼロは省略してはならない。

B. IX.工事請負契約外取引

正：00010001

誤：__1__1 ("_"はスペースを示す)

- ・可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。

正：00010001

誤：000100010000

誤：00010001_____ ("_"はスペースを示す)

契約外請求メッセージ個別ルール

工事請負契約外取引業務では、階層を持たないフラットな表記で運用することとする。
また、以下を工事請負契約外取引業務の個別ルールとする。

①データ属性等における注意事項

- ・階層を持たないフラットな表記で運用する場合、いずれの明細データも 0001～9999 の 4 桁の数字をもち同一の親を持つ子供らであり、5 桁以上の数字は使用されない。

【例】

表 B.IX- 27 明細情報部分がフラットな記載例

[1200] 明細コード	[1213] 品名...	[1214] 規格...	[1218] ... 数量	[1375] 単価(小...	[1223] ... 金額	[1288] 明細データ...	[1289] 補助明細...
0001	1. 壁タイル	100 角	10	100	1000	5	00
0002	2. 床タイル	100 角	20	150	3000	5	00
0003	3. 浴室タイル	100 角				5	80
0004	3. 1 浴室壁 1	100 角	15	200	3000	5	00
0005	3. 2 浴室壁 2	100 角	25	200	5000	5	00
0006	3. 3 浴室床 1	100 角	35	250	8750	5	00
0007	3. 4 浴室床 2	100 角	45	250	11250	5	00

明細書の構造にかかわらず、0001 からの連番をふる。データの欠落等の確認に利用できる。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IX- 28 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等	4	同上

B. IX.工事請負契約外取引

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
自由採番		
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

契約外請求・契約外請求確認メッセージ個別ルール

以下を契約外請求メッセージの個別ルールとする。

① 内訳明細行以外の不使用

- ・フラット構造のため、内訳明細行（[1288]=5）のみ使用可能とする。
- ・内訳明細行（[1288]=5）は明細書の階層構造上の最下位であり、その 1 階層下に明細データを持つことはできない。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.IX- 29 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする

B. IX.工事請負契約外取引

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) ・ 約款等の内容を記載する行。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 本文行のみを別帳票で印字する。

契約外請求メッセージ個別ルール

以下を契約外請求メッセージの個別ルールとする。

① 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.IX- 30 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考（工事請負契約外取引業務の場合）
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・ 対応する明細データを持つことができない。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。

B. IX.工事請負契約外取引

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考（工事請負契約外取引業務の場合）
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	- この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 - 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、 02、 03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 - 対応する明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行：内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	- 上記の「内訳明細計行」の算定方法で得られない小計、中計等を記載する行は、内訳明細コメント行とする。 - 対応する明細データを持つことができない。 - 消費税を記載する場合、内訳明細本体行とは別に内訳明細コメント行に記載する。
明細 (計 行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	- 任意の位置に記載して良い。 - 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 「計行」は見積金額算定対象外であるため、この行の値は受信者が再計算により確認することを推奨する。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

② 内訳明細本体行（[1288] =5, [1289] =00）についての取り扱い

- ・ レンタル、リース取引では[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用するため、各項目の属性（M 属性、N 属性等）に従って入力および表示できるようにしなければならない。

③ 内訳明細コメント行（[1288]=5、[1289]=80）についての取扱い

- ・ レンタル・リース取引等の請求書における残数などの情報を参考に提供する場合、コメント行の[1218]明細数量、[1216]補助数量等を用いる。
- ・ 注文書毎・納品書毎税額計算における消費税額などの情報を参考に提供する場合、コメント行の [1218] 明細数量、[1216] 補助数量等を利用する。

④ 明細情報部分において使用できるデータ項目

- ・ 使用するデータ項目については、工事請負契約外請求・工事請負契約外請求確認メッセージにおいて、内訳明細本体行、内訳明細仕様行、内訳明細コメント行および内訳明細計行による使用制限は設けないこととする。

2) 請求の明細内容を表すデータ項目

[1204]明細別参照帳票 No. 明細データに対応する取引の帳票番号を示す。

B. IX.工事請負契約外取引

- ・ 契約外請求、契約外請求確認では、受注者の納品番号を示す。

なお、一般的に利用される帳票として、納品書の番号を[1204]明細別参照帳票 No.に、注文書の番号を[1377]明細別参照帳票 No.2 にを設定しているが、それ以外の帳票の管理番号にも利用可能である。

[1205]明細年月日（明細別参照帳票年月日）

明細データ・明細別参照帳票 No.に関する年月日を示す。

- ・ 契約外請求、契約外請求確認では、受注者の納品年月日を示す。
- ・ 年は西暦 4 桁を使用する。（時分秒については省略可）

【例】 20210601

[1377]明細別参照帳票 No.2

明細データに対応する取引の帳票番号を示す。

- ・ 契約外請求、契約外請求確認では、発注者が識別できる注文番号を示す。
([1204]明細別参照帳票 No.以外に管理する番号が必要な場合に適用する。)

[1378]明細別参照年月日 2

明細データ、明細別参照帳票 No.に関する年月日を示す。

- ・ 契約外請求、契約外請求確認では、発注者が識別できる注文年月日を示す。
- ・ 年は西暦 4 桁を使用する。（時分秒については省略可）

【例】 20210601

[1203]明細別取引区分コード

明細別の購入・支給品・レンタル・リースなどの取引の区分を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.8.3 取引区分コードリスト」（次表参照）に準拠する。

表 B.IX- 31 取引区分コードリスト

取引区分 コード	内容
1	購入品・販売品を示す。
11	一式契約による取引を示す。
12	単価契約による取引を示す。
2	依託加工品・支給品を示す。
3	レンタル・リース取引を示す。
31	レンタル・リース取引で返却日を計上する。
32	レンタル・リース取引で返却日を計上しない。
33	レンタル・リース取引で損失として計上する。
34	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数 3 桁)×[1218]数量）。
35	レンタル・リース取引で計算処理を行う（計算方法：[1223]明細金額＝[1375]単価(小数 3 桁)×[1218]数量（[1218]数量＝[1216]補助数量×[1208]使用期間））
36	レンタル・リース取引で計算処理は行わない。[1223]明細金額のみを数値（金額）として扱い、他のデータ項目はメモとして扱う。
4	売戻・買戻条件付取引を示す。
41	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上する。
42	売戻・買戻条件付取引で返却日を計上しない。
43	売戻・買戻条件付取引で損失として計上する。
5	工事・作業であることを示す。
51	工事委託・請負作業などの外注取引を示す。
52	工事・作業の歩合による労務提供型の取引を示す。
8	帳票の金額に含まれない別途計上の取引を示す。
81	別途工事を示す。
82	貸与品を示す。
83	支給品を示す。
84	移設品を示す。
85	撤去品を示す。
86	既設品を示す。
9	運送費、事務経費など、上記に該当しない取引を示す。

【個別ルール】

・レンタル、リース取引における[1203]明細別取引区分コード：34、35、36 の取り扱いの詳細は、「B.IX.3. 3.1. 明細情報部分の明細金額の査定方式」を参照。

[1287]明細別材工共コード

[1223]明細金額について材料のみ／工賃のみ／材料・工賃共を示すコード。

・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.21.3 明細別材工共コードリスト」（次表参照）に準拠する。

表 B.IX- 32 明細別材工共コードリスト

明細別材工共コード	内容
02	材料のみ
04	工賃のみ
06	材料・工賃共

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

[1280]コード送信側変換結果コード

建設資機材コード送信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1282]コード受信側変換結果コード

建設資機材コード受信側におけるコード変換の変換結果を示すコード。コード変換時にコード変換プログラムが自動生成する。

[1430]明細別原価要素名

明細データごとの、原価管理上の要素名。

【例】 資材

[1431]明細別原価要素コード

明細データごとの、原価管理上の要素コード。

・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1432]明細別原価科目名

明細データごとの、原価管理上の科目名。

【例】 建築資材

[1433]明細別原価科目コード

明細データごとの、原価管理上の科目コード。

・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1434]明細別原価細目名

明細データごとの、原価管理上の細目名。

【例】 アルミサッシ

[1435]明細別原価細目コード

明細データごとの、原価管理上の細目コード。

・発注者が自社の体系に基づき発番する。

[1213]品名・名称

品名・費目・工事科目名などの名称。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】 磁器タイル

[1214]規格・仕様・摘要

規格・寸法・仕様などの摘要。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】 100 角

[1436] 管理番号

レンタル・リース品の管理番号を示す。

[1437] 入出庫区分名

レンタル・リース品の入出庫区分を示す。

【例】 入庫、出庫等

[1438] 取引大分類

リース、レンタル等、取引区分を示す。

【例】 リース、レンタル等

[1439] 取引小分類

リース、レンタル等、取引の契約や支払い条件を示す。

・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

【例】 日極、月極、期極、月/月(月極・日割(月極単価を採用))、月/日(月極・日割(日割単価を採用))

【例】 100 角

[1208]使用期間

レンタル・リース取引の場合の使用期間。

・当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。

【例】 重機 2 台を 5 ヶ月の実績としてレンタルした場合、数量、単位の表記は次の通りとなる。

[1208]使用期間	5
[1209]使用期間単位	月
[1216]補助数量	2
[1217]補助数量単位	台
[1218]明細数量	10
[1219]明細数量単位	台月

[1209]使用期間単位

レンタル・リース取引の場合の使用期間単位。

・CI-NET 標準 BP「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。

・ただし、1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

・半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。

・単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1206]使用期間開始日

レンタル・リース取引の場合の使用開始年月日。

[1207]使用期間締切日

レンタル・リース取引の場合の使用終了年月日。

・レンタル、リース取引の当月査定方式の場合に、当月に使用した開始年月日と終了年月日の実績を記載する。[1208]使用期間の根拠となる開始日、終了日を示す。

・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1216]補助数量

特に別表示が必要な数量。

- ・ レンタル、リース取引の場合に、使用期間を乗じない物量を表現するために使用する。
- ・ 当月査定方式の場合に使用する。当月に使用した実績を記載する。

【例】 本数・重量等

[1217]補助数量単位

[1216]補助数量の単位を示す単位コード。

- ・ CI-NET 標準 BP「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・ 当月査定方式の場合に使用する。当該明細行の当月の出来高数量を記載する。
- ・ レンタル、リース取引で、[1208]使用期間、[1216]補助数量を使用している場合、 $[1208] \times [1216]$ とする。小数点 4 位以下、切り捨て。詳細は、「B.IX.3. 3.1. 明細情報部分の明細金額の査定方式」参照。
- ・ 数量が 1 の場合も省略してはならない (1 を記載する)。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」に準拠する。
- ・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。
- ・ 半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 3】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 単位が前行と同じ場合でも、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1221]明細別課税分類コード

明細データごとの、消費税に係る課税処理の分類を示すコード。

- ・ CI-NET 標準 BP「第 3 章第 2 節 3.11 課税分類コード」(下表)に準拠する。

表 B.IX- 33 課税分類コード

分類	課税分類コード
当該取引が課税対象の取引であることを示し、消費税の処理を行う。	1
当該取引が非課税対象の取引であることを示し、非課税手続の処理を行う。	2
当該取引が免税対象の取引であることを示し、免税手続の処理を行う。	3
当該取引が経過措置の対象であることを示し、経過措置の処理を行う。	4
当該取引が課税対象(軽減税率)取引であることを示し、消費税の処理を行う。	5
当該取引が不課税(消費税対象外)の取引であることを示し、消費税の処理を行わない。	9

- ・「経過措置」とは、消費税法等の改正に伴い消費税率に変更が生じる際に、一定の条件下で消費税率が一定期間据え置かれる措置を指す。
- ・「軽減税率」とは、消費税法において、一定の条件下で軽減が認められる消費税率を指す。

【注意事項】

- ・ [1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”1”、”4”、”5”の場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行う。
- ・ [1221] 明細別課税分類コード（集約した[1365] 適用課税分類コード）が”2”、”3”、”9”のいずれかの場合は、[1398] 適用区分別消費税額の計算を行わない。

[1376]明細別消費税率

明細データごとの、消費税の税率。パーセント表記。

- ・ 消費税率 10%の場合は、10 と表記する。

[1375]単価（小数 3 桁）

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・ [1218]明細数量、[1224]契約数量明細が 1 の場合も省略してはならない。
- ・ 単位は円。
- ・ 小数点以下 3 桁まで表現できる。

[1223]明細金額

[1218]明細数量×[1222]単価

- ・ [1222] 単価は、[1375]単価（小数 3 桁）に読み替える。
- ・ レンタル、リース取引における算定方法については、「B.IX.3. 3.1. 明細情報部分の明細金額の査定方式」参照。
- ・ 小数点以下切り捨て。
- ・ 単位は円。

[1247]明細別使用メーカーコード

明細データごとの、メーカーの識別コード。

- ・ 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1248]明細別使用メーカー名

明細データごとの、メーカーの名称。

【例】 振興金属株式会社

[1249]明細別使用商社コード

明細データごとの、商社の識別コード。

- ・ 発注者あるいは受注者の固有体系にもとづき採番する。

[1250]明細別使用商社名

明細データごとの、商社の名称。

【例】株式会社振興商事

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。

・1バイト(半角)文字、2バイト(全角)文字混在可とする。

B.情報表現規約

X. 基本契約メッセージ

X. 基本契約メッセージ

■本編の構成

1. データ交換手順

基本契約業務のデータ交換手順を説明する。

基本契約申込メッセージとそれに対応する基本契約承諾メッセージを相互に交換することによって基本契約が成立することを基本ルールとする。

2. メッセージ

メッセージで使用するデータ項目を説明する。

1. データ交換手順
1.1. 通常のデータ交換手順

・CI-NET LiteS による基本契約業務では、発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して「基本契約申込メッセージ」によって基本契約の申込を通知し、受注者がこれを受諾する旨を「基本契約承諾メッセージ」によって通知することによって基本契約が成立する。

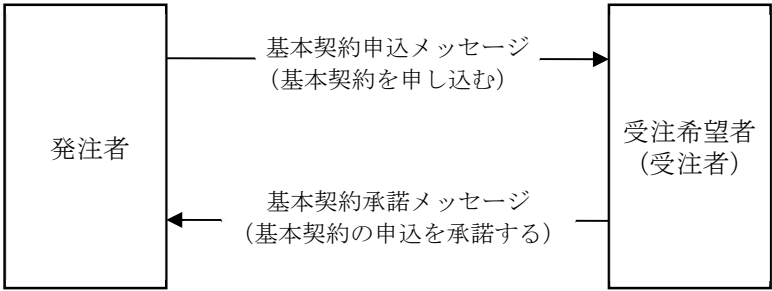


図 B.X-1 基本契約業務のデータ交換手順

・基本契約承諾メッセージでは、基本契約申込メッセージと共通するデータ項目は、以下の項目を除き、原則として基本契約申込メッセージに記載された値と同一内容を記載する。明細情報部分も、原則として基本契約申込メッセージの記載内容を変更しない。下記のデータ項目以外に変更がある場合は、基本契約申込メッセージの内容と異なる条件での受諾意思表示と解釈される。

【基本契約承諾メッセージにおいて、基本契約申込メッセージの値と異なってもよいデータ項目】

全体情報部分（鑑）	
[1]データ処理 No.	※
[2]情報区分コード	※
[3]データ作成日	※
[1197]サブセット・バージョン	※
[1007]帳票 No.	※
[1008]帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.	※
[1010]参照帳票年月日	※
[1009]参照帳票 No.2	※
[1015]受注者代表者氏名	
[1017]受注者担当部署名	
[1018]受注者担当者名	
[1019]受注者担当郵便番号	
[1020]受注者担当住所	
[1021]受注者担当電話番号	
[1022]受注者担当 F A X 番号	
[1165]受注者決裁者名	
[1014]送り状案内	
[1179]帳票データチェック値	※

上記のうち「※」のデータ項目の記載内容は、本資料において定めるルールに従う。

1.2. データ交換における留意事項

(1) 基本契約メッセージにおける「技術データ」の取り扱い

基本契約申込メッセージの電子メールに、CI-NET メッセージ以外の「技術データ」が添付されている場合、基本契約承諾メッセージの電子メールにも当該「技術データ」をそのまま添付しなければならないものとする。

また、基本契約承諾メッセージの電子メールに新たな「技術データ」を添付してはならない。

※ 本規約の趣旨は、基本契約で添付される「技術データ」には発注条件書・特記事項などの契約図書の一部が含まれる場合があるため、規約化することにより受発注者間での混乱を解消するための措置である。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引（基本契約）
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

取引関係を特定するデータ項目は次表の通り。

これらのデータ項目により、

- ・どの発注者が：[4]発注者コード
- ・どの基本契約を：[1007]帳票 No.あるいは[1009]参照帳票 No.
- ・どの受注者と契約したものか
：[5]受注者コード

を示す。

表 B.X-1 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
基本契約申込	[4]発注者コード [5]受注者コード [1007]帳票 No.	・[1007]帳票 No.には、発注者が採番する基本契約の管理番号を記載する。
基本契約承諾	[4]発注者コード [5]受注者コード [1009]参照帳票 No.	・[1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した基本契約の管理番号を記載する。この値は、対応する基本契約申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

表 B.X-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法

メッセージ	[1007] 帳票 No.	[1008] 帳票年月 日	[1009] 参照帳票 No.	[1010] 参照帳票 年月日	[1301] 参照帳票 No.2	[1302] 基本契約 番号
基本契約申込	*基本契約 申込の管 理番号	基本契約 を申し込 んだ年月 日	—	—	発注者が 採番した 見積依頼 番号	基本契約 申込の管 理番号
基本契約承諾	基本契約 承諾の管 理番号	基本契約 を承諾し た年月日	*基本契約 申込の管 理番号	基本契約 を申し込 んだ年月 日	発注者が 採番した 見積依頼 番号	基本契約 申込の管 理番号

【注】「*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠 は、受注者が発番する番号、年月日。それ以外は発注者が発番する番号、年月日。

(2) 同一取引における帳票種類(基本契約申込・基本契約承諾)を区分するデータ項目

上記(1)で特定される取引において、帳票種類(基本契約申込、基本契約承諾)の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表 B.X-3 [2]情報区分コードによる帳票種類の識別

帳票種類	[2]情報区分コード
基本契約申込	0521
基本契約承諾	0522

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合(基本契約申込内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等を想定)、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う。

基本契約申込、基本契約承諾について、以下に例を示して説明する。

表 B.X-4 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理 No.によるメッセージの識別：
基本契約申込・基本契約承諾メッセージの例

	基本契約申込	基本契約承諾
取引	[4]発注者コード ○○建設 [1007]帳票 No. 基本契約番号 [5]受注者コード △△工業	[4]発注者コード ○○建設 [1009]参照帳票 No. 基本契約番号 [5]受注者コード △△工業
業務	[2]情報区分コード 基本契約申込	[2]情報区分コード 基本契約承諾
回数	[1]=1 申込 1 回目→ [1]=2 申込 2 回目→ [1]=3 申込 3 回目→	←[1179]=1 申込 1 回目 [1]=1 承諾 1 回目 ←[1179]=1 申込 1 回目 [1]=2 承諾 2 回目 ←[1179]=2 申込 2 回目 [1]=1 承諾 1 回目 ←[1179]=3 申込 3 回目 [1]=1 承諾 1 回目 ←[1179]=3 申込 3 回目 [1]=2 承諾 2 回目

基本契約承諾では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する基本契約申込メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の申込に対する何回目の承諾か」を特定。

申込回数が変わったら、[1]の承諾回数は 1 に戻す。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定している。

同一基本契約に関する基本契約申込メッセージが複数送信され、それらに対して基本契約承諾メッセージが返信された場合を想定する。発注者では、受信した基本契約承諾メッセージがどの基本契約申込に対応するものかを識別する必要がある。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う。

■基本契約申込メッセージ

- 基本契約申込メッセージの[4]発注者コード、[1007]帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかが

わかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。

- ・ [1]データ処理 No.は、昇順の自然数（1、2、3、・・・）とする。

■基本契約承諾メッセージ

- ・ 基本契約承諾メッセージの[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の1回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- ・ [1]データ処理 No.は、各基本契約申込メッセージに対して1から始まる連番とする。

【注意事項】

- ・ [1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送する場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

2.2. メッセージの使用データ項目

メッセージごとの使用データ項目は、「B. XII. メッセージごとの使用データ項目」に示す。

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

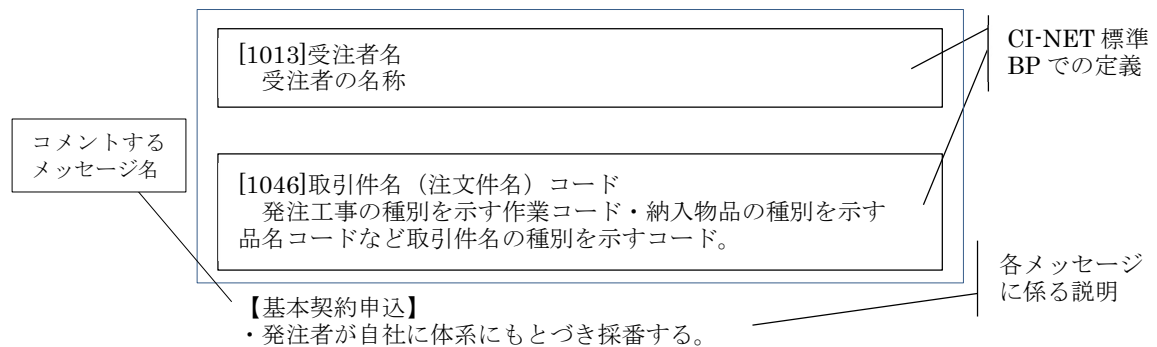


図 B.X-2 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名（注文件名）コードは基本契約メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第3章第2節 2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B.XII.メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

1) メッセージ管理のためのデータ項目

[1]データ処理No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【基本契約申込】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1007]帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

- 昇順の自然数とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。

【基本契約承諾】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[1009]参照帳票 No.

[5]受注者コード

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値のマルチ 1 回目³¹

- 上記の項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 送信の都度、内容変更等なくとも、カウント・アップする。
- 具体例は、「B.X.2.1(4) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 次表に従う。

表 B.X-5 情報区分コード

メッセージ、機能の種類	[2]情報区分コード
基本契約申込	0521
基本契約承諾	0522

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- 取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- 年は西暦 4 桁を使用する。
- YYYYMMDD フォーマットを使用する。

31 基本契約承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値マルチ 1 回目には、対応する基本契約申込メッセージの[1]データ処理 No.の値を記載する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・ CI-NET 導入に先立ち、発注者と受注者の双方から通知すること。
- ・ 取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の基本契約申込、基本契約承諾メッセージにおいて同一でなければならない。
- ・ 標準企業コードの上 6 桁（6 桁固定）は、一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が管理する企業識別コード、下 6 桁（最大 6 桁）は各企業が自由に採番できる枝番とする。

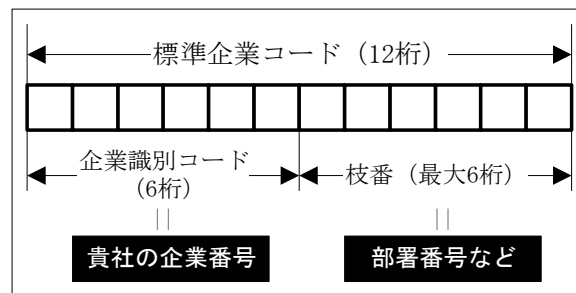


図 B.X-3 企業識別コードと標準企業コード

- ・ 企業識別コード：
6桁固定で企業を識別し、いかなる部分も省略は許されない。企業識別コードは一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が発番、管理する。
- ・ 枝番：
各企業の、支店、営業所、現場、部門などの識別に用いられ、最大 6 桁の範囲内で各企業が自由に採番、管理する。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- ・ 次表に従う。

表 B.X-6 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
基本契約申込	BSCORD02.20
基本契約承諾	BSCRSP02. 20

[9]訂正コード

情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。

【基本契約申込、基本契約承諾】

- ・ 「1」 固定とする。

[1006]工事コード

、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- ・基本契約承諾メッセージでは、対応する基本契約申込メッセージの値を変更せず送信する。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム (CCUS) の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1007]帳票 No.

帳票の番号。

- ・表 B.X-2 「[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【基本契約申込】

- ・発注者が採番する基本契約を管理する番号を記載する。

【基本契約承諾】

- ・受注者が採番する基本契約を管理する番号を記載する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を示す。

- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- ・「表 B.X-2 「[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

【基本契約申込】

- ・発注者が基本契約申込を申し込んだ年月日を記載する。

【基本契約承諾】

- ・受注者が基本契約申込を承諾した年月日を記載する。

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

【基本契約申込】

- ・本データ項目は使用しないこととする。

【基本契約承諾】

- ・発注者が採番した基本契約の管理番号を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.X-2 「[1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1010]参照帳票年月日

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票に示された年月日を示す。

年は西暦 4 桁を使用する。

- ・YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

【基本契約承諾】

- ・発注者が対応する申込メッセージを発行した年月日を記載する。この値は、対応する申込メッセージの[1008]帳票年月日の値と同一でなければならない。
- ・「表 B.X-2 [1007]帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」を参照のこと。

[1301]参照帳票 No.2

取引を特定するために補助的に参照する帳票の番号。

- ・基本契約メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要がある場合、発注者が採番した見積依頼番号を記載する。購買見積依頼メッセージとの紐づけは、基本契約メッセージの[4]発注者コード+[1006]工事コード+見積依頼番号（[1301]参照帳票 No.2）で行い、[1301]参照帳票 No.2 には、対応する購買見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と設定する。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1023]受注者コード2(発注者採番)

発注者が定めた受注者の識別コード。

[1046]取引件名（注文件名）コード

発注工事の種別を示す作業コード・納入物品の種別を示す品目コードなど取引件名の種別を示すコード。

【基本契約申込】

- ・当該基本契約の対象とする工事の種別（例：工事下請負基本契約、物品売買基本契約、警備業務基本契約）などを示すコード。
- ・発注者が自社の体系にもとづき採番する。

3) 契約内容を表すデータ項目

[1013]受注者名

受注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】振興建設株式会社

[1015]受注者代表者氏名

受注者の代表者の氏名。

【例】振興太郎

[1165]受注者決裁者名

受注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】振興太郎

[1017]受注者担当部署名

受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。

【例】東京支社営業部第一営業課

[1018]受注者担当者名
受注者の担当者の氏名。

【例】 振興太郎

[1019]受注者担当郵便番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。

【例】 105-0001
1050001

[1020]受注者担当住所
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。

【例】 東京都港区虎ノ門4-2-1 2虎ノ門4丁目MTビル2号館

[1021]受注者担当電話番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734573
03-5473-4573
03(5473)4573

[1022]受注者担当FAX番号
受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。(市外局番を含む)。

【例】 0354734580
03-5473-4580
03(5473)4580

[1024]発注者名
発注者の名称。

【例】 振興建設株式会社

[1389]発注者代表者役職名
発注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。

【例】 代表取締役社長、東京支店長

[1026]発注者代表者氏名
発注者の代表者の氏名。

【例】 振興太郎

[1169]発注者決裁者名
発注者のメッセージデータに対する決裁者の氏名。

【例】 振興太郎

[1028]発注者担当部署名 発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。
[1029]発注者担当者名 発注者の担当者の氏名。
[1030]発注者担当郵便番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。
[1031]発注者担当住所 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。
[1032]発注者担当電話番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。(市外局番を含む)。
[1033]発注者担当FAX番号 発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。(市外局番を含む)。

[1045]取引件名 (注文件名) 発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

【例】 工事下請負基本契約、物品売買基本契約、警備業務基本契約

[1302]基本契約番号 基本契約の契約番号。

・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【基本契約申込】

・ 発注者が採番する基本契約を管理する番号を記載する。

【基本契約承諾】

・ 対応する基本契約申込メッセージの値を変更せず送信する。

[1014]送り状案内 メッセージを送付する際の送り状。

・ 1 バイト(半角)文字、2 バイト(全角)文字混在可とする。

【例 1：添付ファイルがない場合】 基本契約申込の内容をご査収のうえ、合意する場合のみ、期限内にご提出下さるようお願い致します。

【例 2：添付ファイルがある場合】 本基本契約の承諾にあたっては、添付の内容を十分に確認の上、合意する場合のみ、基本契約承諾を送信願います。基本契約承諾の送信に際しては、基本契約承諾の[1014]送り状案内に、対応する基本契約申込の内容を添付も含めて熟読の上承諾することを明記してください。基本契約承諾の受信をもって、基本契約は締結され、今後、貴社と締結する該当するすべての個別契約に適用されるものとします。

4) その他

[1179]帳票データチェック値 メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】 全明細行数、帳票 No.やデータ処理 No.などをセットする。

表 B.X-7 基本契約申込、基本契約承諾メッセージの[1179]帳票データチェック値

回数	基本契約申込	基本契約承諾
1	使用しない。	対応する基本契約申込メッセージの[1]データ処理 No.の値と同じ（変更せず返信）。
2	使用しない。	使用しない。
3	使用しない。	使用しない。
4	使用しない。	使用しない。
5	使用しない。	使用しない。
6	使用しない。	使用しない。
7	使用しない。	使用しない。
8	使用しない。	使用しない。
9	使用しない。	使用しない。

[1373]様式コード

画面や帳票等へ出力する場合、レイアウトのパターンを指定する。

- ・画面や帳票等へ出力する際の各データ項目のレイアウトのパターンを指定する。
- ・紙媒体へ出力する際は、「電子公文書の文書型定義（DTD）（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/dtd01.htm）」（総務省）に倣い、A4（1 頁 36 行、1 行 40 文字）、表示のフォントを 10.5 ポイントとすることが望ましい。
- ・発注者が自社フォーマット形式の参考情報として入力する。画面や帳票等へ出力する際は、様式コードに応じたフォーマットで出力することが望ましい。
- ・様式コードは、発注者および受注者の各々が設定できる。

表 B.X-8 [新規]様式コード

[新規]様式コード	内容
11	・甲：契約申込者、乙：契約承諾者の場合。（甲：総合工事業者、乙：専門工事業者の場合を想定。） ・鑑なし（甲乙を最後に記載）の場合。
12	・甲：契約申込者、乙：契約承諾者の場合。（甲：総合工事業者、乙：専門工事業者の場合を想定。） ・鑑あり（本文を最後に記載）の場合。

(2) 明細情報部分のデータ項目

1) 明細の階層構造を示すデータ項目

[1200]明細コード

明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層構造表現のルール】

- ・CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- ・[1200]明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって階層の深さ（=n）を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- ・同一の親を持つ明細データ（以下、同一階層内）は、その親の[1200]明細コードの後尾

(右側)に4桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。

- [1200]明細コードの付与方法としては、本体行 ([1289]補助明細コード=00 で特定される) と、その行に付随する仕様行 ([1289]補助明細コード=01~49) には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな [1200]明細コードを付与しなければならない。
したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

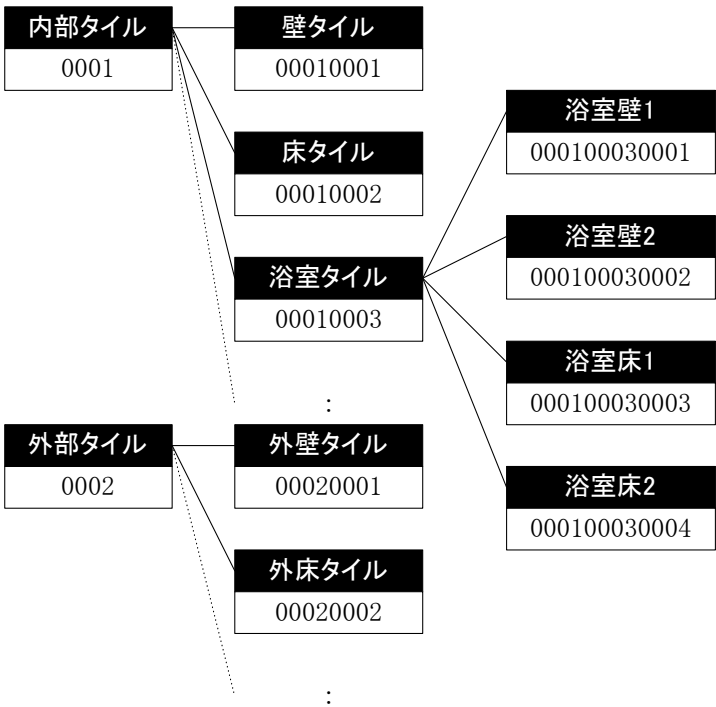


図 B.X- 4 階層構造の例

【データ属性等】

- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- 4桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- 4桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：00010001
誤：__1__1 (“_”はスペースを示す)
- 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正：00010001
誤：000100010000
誤：00010001_____ (“_”はスペースを示す)

基本契約メッセージ個別ルール

以下を基本契約業務のメッセージの個別ルールとする。

■階層構造表現のルール

- ・ CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁ごとに階層を示す。ただし、基本契約業務では階層構造を持たないフラット構造とする。
- ・ データの先頭から 4 桁ごとの数字により同一階層内の位置を示す。

■データ属性等

- ・ 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- ・ 同一階層内において、4 桁ごとの数字は昇順とする。
- ・ 4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：0001
誤：__1 ("_"はスペースを示す)
- ・ 可変長であり、右側の余分な桁は記載してはならない。
正：0001
誤：0000
誤：0001____ ("_"はスペースを示す)

【注意事項】

- ・ 基本契約メッセージは、階層を持たないフラットな表記とする。従って、5 桁以上の数字は使用されない。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.X- 9 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
本文	9	基本契約書等の本文を記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

基本契約メッセージ個別ルール

以下を基本契約業務のメッセージの個別ルールとする。

- ・「9」固定とする。([1288]=9 以外は使用しない。)

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コード と組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.X- 10 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現しなくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
計行	90	(定義) ・ 金額の小計を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・ 上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
		- この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) 1階層下に明細データを持つことができる。
本文行	81	(定義) - 約款等の内容を記載する行。 - この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) - 本文行のみを別帳票で印字する。

基本契約メッセージ個別ルール

以下を基本契約業務のメッセージの個別ルールとする。

- ・「81」のみ利用可能とする。([1289]=81 以外は使用しない。)

①本文([1289]=81) についての取り扱い

- ・1階層下に明細データを持たない（フラット）表現とする。

②明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.X- 11 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現(約款等の場合)

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
本文	約款等の本文行	9	81	- 約款等の本文行を 80byte 毎で分割して [1428]本文 に収録する。 - 連続する複数行にわたって本文を記載する場合も[1289]補助明細コードは「81」に固定する。

2) 発注者の内部管理データ項目

[1201]明細番号
各社が定めた明細データの通し番号・分類記号。
[1278]明細番号 2
各社が定めた明細データの通し番号・分類記号その 2。

・発注者側が明細データに付与した番号、記号を使用する。

3) 明細の内容を表すデータ項目

[1428]本文
契約書の条項等を文面で記載する。

表 B.X- 12 基本的な明細データの構成(例)

[1200] 明細コ ード	[1288] 明細デ ータ 属性コ ード	[1289] 補助明細 コード	[1428]本文
0001	9	81	第 1 条 甲が注文者との請負契約(以下、「元請契約」という)に係る工事(以下、「元請工
0002	9	81	事」という)を完成するために元請工事の一部を乙に発注し、乙が施工する個々の工事(以
0003	9	81	下、「個別工事」という)の請負契約(以下、「個別請負契約」という)及びその他甲乙間
0004	9	81	の取引(請負、委任、売買等の契約形態を問わない)に係る個々の契約(以下、個別請負契約
0005	9	81	と併せて「個別契約」という)は、性質に反しない限り又は特約のない限り、総て次葉以
0006	9	81	下の協力会社基本契約約款の定めに従うものとする。
0007	9	81	第 2 条 この基本契約の有効期間は、この基本契約の締結日から翌年 3 月 3 1 日までとする。
0008	9	81	ただし、期間満了 3 0 日前までに、甲又は乙から文書による解約の申入れがないときは、自
0009	9	81	動的に更に 1 か年延長されるものとし、以後も同様とする。
0010	9	81	この基本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲乙それを保
0011	9	81	有する。

B. X.基本契約

[1302]基本契約番号 (M24)

基本契約番号 : 12345678901234567890123456789012345678

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1045 取引件名 (注文件名) (K40)

1428 本文 (M80) ...最大 9999 行

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
...
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1008 帳票年月日 (9(8)) ...
西暦表示とする。

2021 年 6 月 1 日

1030 発注者担当郵便番号 (X10)
1031 発注者担当住所 (K60)
1024 発注者名 (K56)
1389 発注者代表者役職名 (K60)
1026 発注者代表者氏名 (K28)

甲 〒1234567890
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

乙 〒1234567890
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
12345678901234

注 : 「電子公文書の文書
型定義 (DTD)」 (総務
省) に倣い、A4 (1 頁 36
行、1 行 40 文字)、表示
のフォントを 10.5 ポイン
トとする。

1019 受注者担当郵便番号 (X10)
1020 受注者担当住所 (K60)
1013 受注者名 (K40)
1015 受注者代表者氏名 (K28)
1023 受注者コード 2 (X14)

図 B.X- 5 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:11 鑑なしパターン①
(甲乙を最後に記載)

479

Ver. 2. 2 ad. 0 (20220817)

B. X.基本契約

[1302]基本契約番号 (M24)

基本契約番号：12345678901234567890123456789012345678

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

1045 取引件名 (注文件名) (K40)

1428 本文 (M80) ...最大 9999 行

[illegible]

注：「電子公文書の文書型定義（DTD）」（総務省）に倣い、A4（1 頁 36 行、1 行 40 文字）、表示のフォントを 10.5 ポイントとする。

図 B.X-6 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:11 鑑なしパターン②の 1
(甲乙を最後に記載、アプリで改ページ)

B. X.基本契約

アプリケーションにより、ここから全体情報部分であることを合図に改ページが可能

2021 年 6 月 1 日

1008 帳票年月日 (9(8)) ... 西暦表示とする。

1030 発注者担当郵便番号 (X10)
 1031 発注者担当住所 (K60)
 1024 発注者名 (K56)
 1389 発注者代表者役職名 (K60)
 1026 発注者代表者氏名 (K28)

甲 〒1234567890
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

乙 〒1234567890
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
 12345678901234

1019 受注者担当郵便番号 (X10)
 1020 受注者担当住所 (K60)
 1013 受注者名 (K40)
 1015 受注者代表者氏名 (K28)
 1023 受注者コード 2 (X14)

図 B.X- 7 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:11 鑑なしパターン②の 2
 (甲乙を最後に記載、アプリで改ページ)

B. X.基本契約

[illegible]

図 B.X-8 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:12 鑑ありパターン①の 1
(本文を最後に記載)

B. X.基本契約

[1302]基本契約番号 (M24)		基本契約番号 : 12345678901234567890123456789012345678	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
1045 取引件名 (注文件名) (K40)	1030 発注者担当郵便番号 (X10)		
1008 帳票年月日 (9(8)) …西暦表示とする。	1031 発注者担当住所 (K60)		
2021 年 6 月 1 日	1024 発注者名 (K56)		
	1389 発注者代表者役職名 (K60)		
	1026 発注者代表者氏名 (K28)		
甲 〒1234567890			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			
乙 〒1234567890			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4			
12345678901234			
		1019 受注者担当郵便番号 (X10)	
		1020 受注者担当住所 (K60)	
		1013 受注者名 (K40)	
		1015 受注者代表者氏名 (K28)	
		1023 受注者コード2 (X14)	

注 : 「電子公文書の文書型定義 (DTD)」 (総務省) に倣い、A4 (1 頁 36 行、1 行 40 文字)、表示のフォントを 10.5 ポイントとする。

図 B.X- 10 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:12 鑑ありパターン②の 1
(本文を最後に記載、アプリで改ページ)

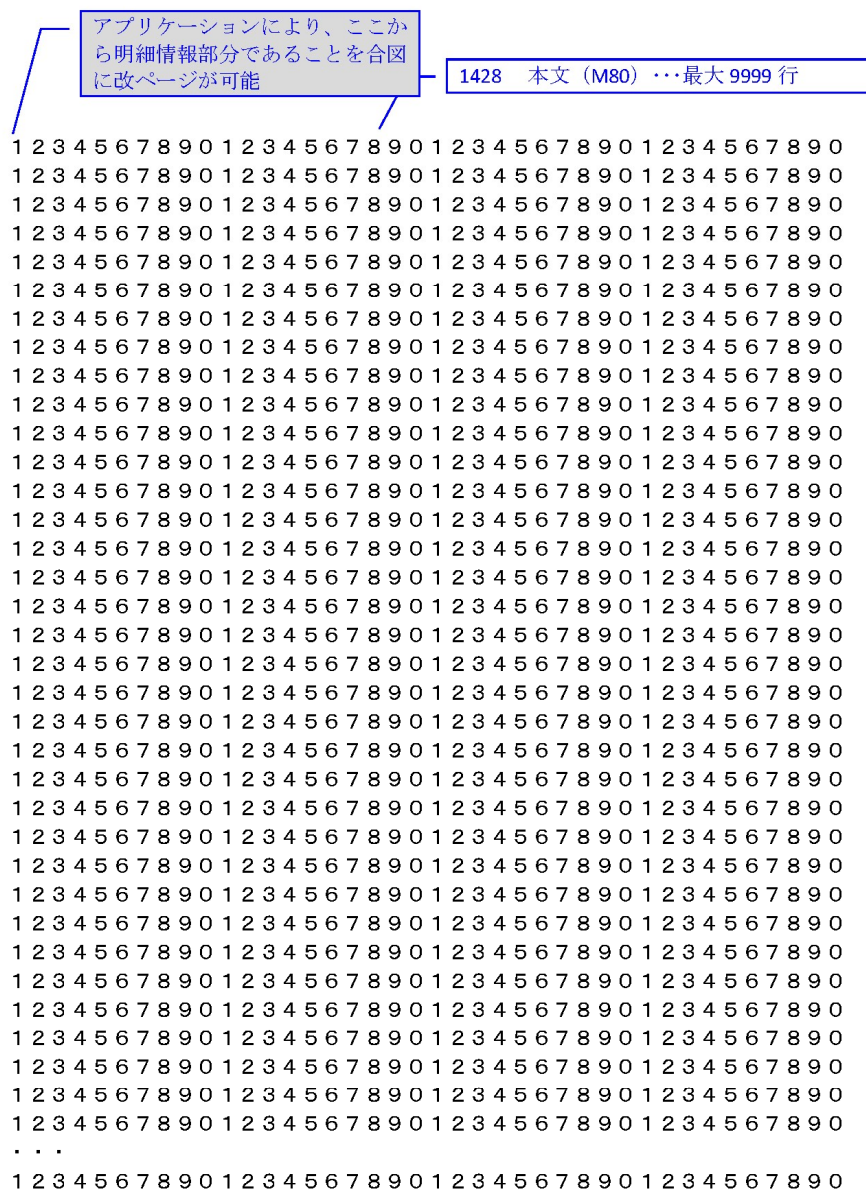


図 B.X-11 基本契約書帳票レイアウト例[1373]様式コード:12 鑑ありパターン②の2
(本文を最後に記載、アプリで改ページ)

B. 情報表現規約

XI. 建築積算メッセージ

XI. 建築積算メッセージ

■ 建築積算メッセージとは

建築積算メッセージは、総合工事業者と積算事務所間における躯体・仕上集計表を電子データ化したものである。建築積算メッセージは、建築見積依頼メッセージあるいは建築見積回答メッセージの明細情報部分に展開可能な内容となっている。

■ 本編の構成

1. データ交換手順
建築積算業務のデータ交換手順の概要を説明する。
2. メッセージ
メッセージで使用するデータ項目の一覧と、個々のデータ項目の意味を説明する。
3. 建築積算 EDI メッセージの作成方法
見積システムのデータから EDI メッセージを作成する際に使用する「中間ファイル」と、そのフォーマットを説明する。

■ 明細データの扱いについて

明細データの扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、CI-NET LiteS 実装規約 指針・参考資料「D. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 1.明細なしメッセージのデータ交換の可否」に記載している。

1. データ交換手順

- ・ 総合工事業者等の発注者が受注希望者（以下「受注者」という。）に対して価格の見積を依頼する場合、「建築見積依頼メッセージ」により、工事内容、物品の仕様などの見積条件を提示する。
- ・ 受注者が見積依頼に対して回答する場合、「建築見積回答メッセージ」により、見積価格などを回答する。
- ・ 受注者から発注者への見積回答の際に、見積内訳の元となる躯体・仕上集計表の建築積算数量データを「建築積算メッセージ」により回答することができる。

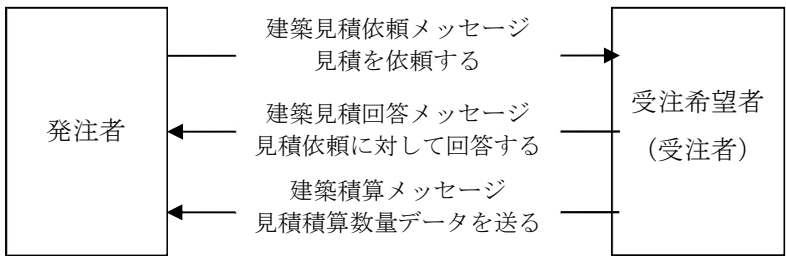


図 B.XI-1 建築積算業務のデータ交換手順

【注】建築見積依頼・回答メッセージおよび建築積算メッセージの連絡は、電子データ交換（EDI）以外の手段によって行われることもある。

2. メッセージ

2.1. メッセージのキー項目

発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

- －取引
- －帳票種類
- －同一帳票を複数回送信した場合の識別

(1) 取引を特定するデータ項目

下表の項目は、建築見積依頼・回答メッセージのキーとなるデータ項目である。これらにより、

- ・ どの発注者が : [4]発注者コード
- ・ どの受注者に向けて発行した : [5]受注者コード
- ・ どの見積依頼書か : [1007]帳票 No.、あるいは[1009]参照帳票 No.

を示す。

表 B.XI- 1 取引を特定するデータ項目

メッセージ	取引を特定するデータ項目	データ項目の内容
建築見積依頼	[4]発注者コード [5]受注者コード [1007]帳票 No.	・ [4]発注者コードには、発注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [5]受注者コードには、受注者の企業、部署を示す標準企業コードを記載する。 ・ [1007]帳票 No.には、発注者が採番する個別の見積依頼の管理番号（見積依頼番号）を記載する。
建築見積回答	[4]発注者コード [5]受注者コード [1009]参照帳票 No.	・ [4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。
建築積算	[4]発注者コード [5]受注者コード [1009]参照帳票 No.	・ [4]発注者コード、[5]受注者コードは上欄と同じ。 ・ [1009]参照帳票 No.には、発注者が採番して受注者に通知した見積依頼番号を記載する。この値は、対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.の値と同一である（次図参照）。

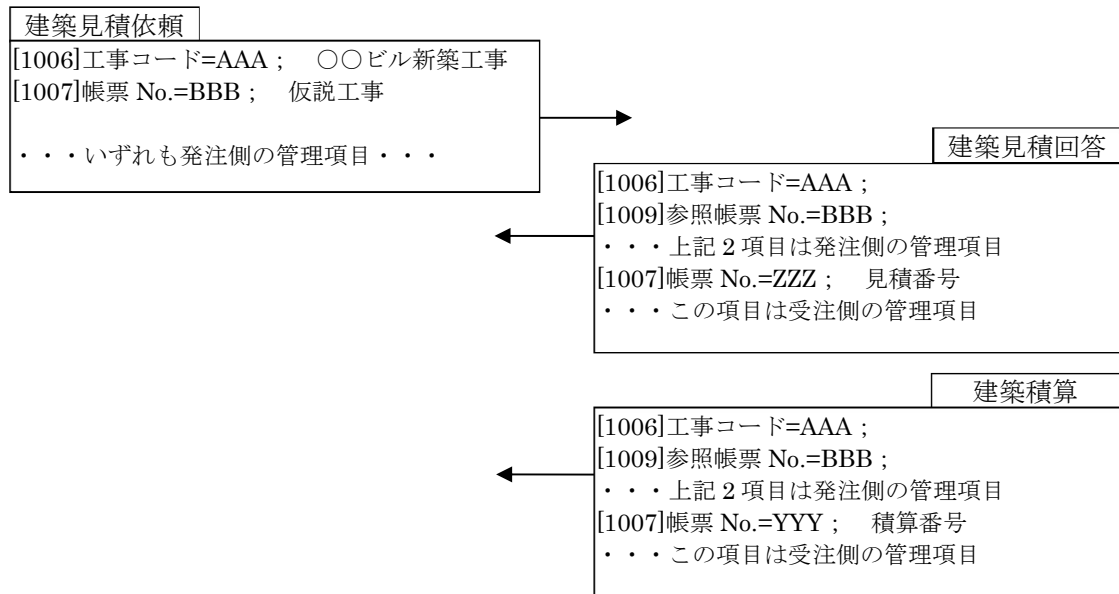


図 B.XI- 2[1007]帳票 No.と[1009]参照帳票 No.による
建築見積依頼・回答メッセージの対応

(2) 同一取引における帳票種類(建築見積依頼あるいは建築見積回答あるいは建築積算)の区分

上記(1)で特定される取引において、帳票種類（建築見積依頼あるいは建築見積回答あるいは建築積算）の識別は[2]情報区分コードにより行う。

[2]情報区分コード： 建築見積依頼：0305
 建築見積回答：0306
 建築積算：0307

(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別

上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（見積内容を修正したうえでの再提出、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理 No.により行う（次図参照）。

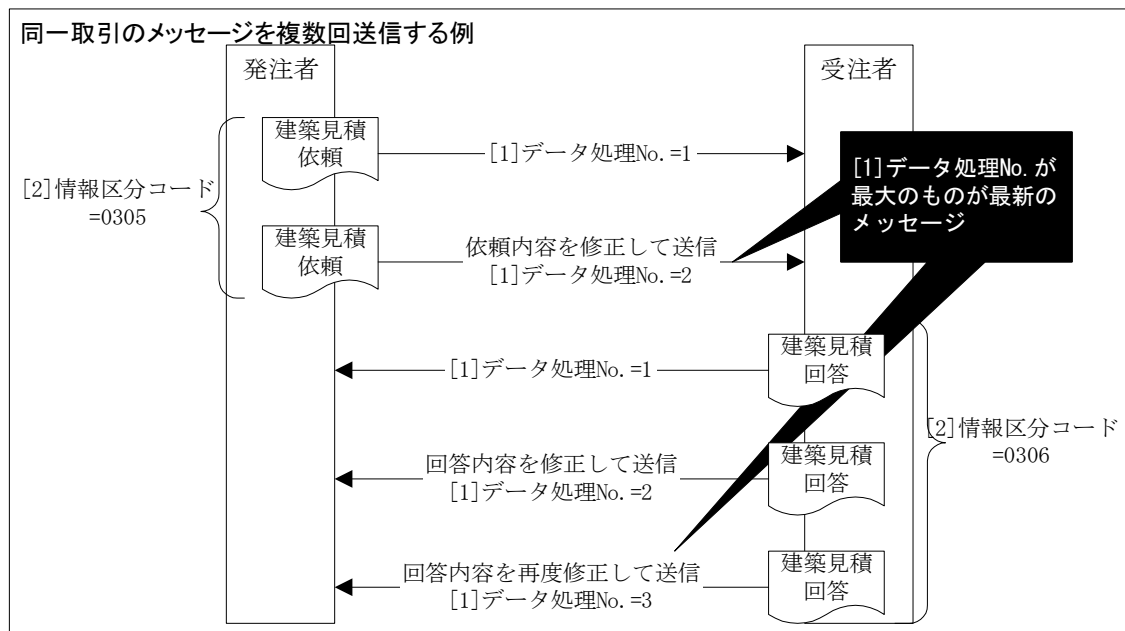


図 B.XI- 3 [1]データ処理 No.によるメッセージの識別

【注意事項】

- ・ [1]データ処理 No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。
- ・ 「建築積算」の場合は、「建築見積回答」と同様。

(4) 建築見積依頼・建築見積回答・建築積算メッセージの照合方法

同一取引に関する建築見積依頼メッセージが複数送信され、それらに対して建築見積回答メッセージあるいは建築積算メッセージが返信された場合を想定する。

発注者では、受信した見積回答がどの見積依頼に対応するものかを識別する必要があることがある。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う（次表参照）。

表 B.XI- 2 [1]データ処理 No.による建築見積依頼・回答メッセージの照合例

	建築見積依頼	建築見積回答	
取引	[4]発注者コード 213456（〇〇建設を示す） [1007]帳票 No. 12345678901234（□□病院工事を示す） [5]受注者コード 265431（△△工務店を示す）	[4]発注者コード 213456（〇〇建設を示す） [1009]参照帳票 No. 12345678901234（□□病院工事を示す） [5]受注者コード 265431（△△工務店を示す）	
業務	[2]情報区分コード 建築見積依頼	[2]情報区分コード 建築見積回答	
回数	[1]=1 依頼 1 回目 → [1]=2 依頼 2 回目 → [1]=3 依頼 3 回目 →	← [1179]=1 依頼 1 回目 ← [1179]=1 依頼 1 回目 ← [1179]=2 依頼 2 回目 ← [1179]=3 依頼 3 回目 ← [1179]=3 依頼 3 回目	[1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=1 回答 1 回目 [1]=2 回答 2 回目

見積回答では、[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目に、対応する依頼メッセージの[1]データ処理 No.を記載。

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の依頼に対する何回目の回答か」を特定。

依頼回数が変わったら、回答回数は 1 に戻す。

【注】 建築積算メッセージの場合は、建築見積回答メッセージと同様。

■ 建築見積依頼メッセージ

- 建築見積依頼メッセージの[4]発注者コード、[1007]帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- [1]データ処理 No.は、昇順の自然数とする。

■ 建築見積回答メッセージ、建築積算メッセージ

- 見積回答メッセージまたは建築積算メッセージの[4]発注者コード、[1009]参照帳票 No.[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の 1 回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理 No.で全てのメッセージをユニークに識別する。
- [1]データ処理 No.は、各依頼メッセージに対して 1 から始まる連番とする。

2. 2. メッセージの使用データ項目

							建築積算					
							依頼	回答	必須	必須	摘要	備考
CI-NET LiteS定義												
タグ	項目名	属性	byte数	小数	*	回数						
全体情報部分（鑑）												
1	データ処理No.	9	5				●	●			受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの情報の種類を示すコード。	
2	情報区分コード	X	4				●	●				
3	データ作成日	9	8				○	○			メッセージデータを作成した年月日。	
4	発注者コード	X	12				●	●			注文を行う側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業	
5	受注者コード	X	12				●	●			注文を受ける側の企業及びその事業所・担当部署・作業所などを示す標準	
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●			メッセージサブセットの版。	
9	訂正コード	X	1				●	●			情報の新規・一括変更・全文取消・一部変更を示すコード。	
1006	工事コード	X	12				○	○			工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。	
1007	帳票No.	X	14				●	●			帳票の番号。	
1008	帳票年月日	9	8				○	○			帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依	
1009	参照帳票No.	X	14					○			注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。	
1181	帳票名称	K	60					○			伝送するメッセージデータの名称。	
1013	受注者名	K	40				○	○			受注者の名称。	
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	○			受注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。	
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	○			受注者の担当者の氏名。	
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	○			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。	
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	○			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。	
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	○			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。（市外局番を	
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	○			受注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用のFAX番号。（市外局番	
1024	発注者名	K	56				○	○			発注者の名称。	
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	○			発注者の事業所・担当部署・作業所などの名称。	
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	○			発注者の担当者の氏名。	
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	○			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の郵便番号。	
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	○			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の住所。	
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	○			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用の電話番号。（市外局番を	
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	○			発注者の事業所・担当部署・作業所などの連絡用FAX番号。（市外局番を	
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○	○			工事場所・受渡し場所（納入場所）の正式名称。	
1045	取引件名(注文件名)	K	40				○	○			発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。	
1070	見積有効期限年月日	X	8					○			見積書の有効期限の年月日・時分秒。（時分秒については省略可）	
1140	見積有効期間	K	40					○			見積書の有効期間を文面で示す。	
1088	明細金額計	N	12			13		○			[1223] 明細金額の合計。	
1096	消費税額	N	12			13		○			[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計）に	
1097	最終帳票金額	N	12			13		○			[1090] 調整後帳票金額計（請求書の場合は [1112] 今回請求金額計） +	
1136	備考	M	240			1	○	○			帳票についての特記事項・参考情報を文面で示すフリーエリア。	
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○			メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。【例】全明細行数などをセットする。	

CI-NET Lite\$定義						建築積算				
						依頼	回答			
タグ	項目名	属性	byte数	小数	* 回数	必須	必須	摘要（各項目の意味）	摘要（補足）の記載方法コメント	備考（桁数の根拠）
明細情報部分										
1200	明細コード	X	50			●	●	明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。		既存項目のまま
1701	補助金申請有無表示順コード	X	4				○	補助金申請物件であるかの表示順を表すコード。		
1702	補助金申請有無区分	R	30				○	補助金申請物件であるかの区分。		
1704	工区表示順	X	4				○	工物件の工区の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1705	工区分	R	30				○	工物件の工区の区分を表す。 (例: A工区、B工区)	別表あり。	
1707	ゾーン表示順	X	4				○	工物件のゾーンの表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1708	ゾーン区分	R	30				○	工物件のゾーンの区分を表す。 (例: Aゾーン、Bゾーン) ※1	別表あり。	
1711	棟表示順	X	4				○	建築物の棟の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1712	棟区分	R	30				○	建築物の棟を表す。(例: A棟、B棟)	別表あり。	
1716	内部／外部区分コード	X	4				○	対象となる部位に係る内部／外部の区分を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1717	タイプ表示順	X	4				○	対象となる部位の用途の表示順を表すコード。		
1718	タイプ区分	R	30				○	対象となる部位の用途を表す。(例: マンションの部屋タイプ(Aタイプ、Fタイプ等))		
1720	タイプ倍数	N	3				○	用途区分の倍数を表す。	Aタイプが何部屋あるかの数。用途区分は共用部分と専有部分等。([建築物の用途区分]を検索のこと。一戸建て、長屋等)	
1721	階表示順	X	6				○	対象となる部位が存在する階の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1722	階区分	X	30				○	対象となる部位が存在する階を表す。 ※1	別表あり。	
1723	階区分コード	X	30				○	対象となる部位が存在する階を表す。 ※1	別表あり。	
1726	躯体仕上コード	X	1				○	対象となる部位に係る躯体／仕上の区分を表すコード。		
1729	集計部位コード	X	4				●	集計単位別の部位を表すコード。 (例: 上げ床、仕切り壁等)	別表あり。	
1727	部位表示順	X	12				○	集計区分毎の表示順を表すコード。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1733	合成名称コード	X	12				○	集計部位内の一連の記号を表す。集計部位内では重複がないように付番する。	グルーピングの仮称	
1735	合成名称単位	R	6				○	部位の中での詳細な種類に係る単位。(例: m ² や㎡等)		
1732	合成名称	R	32				○	集計部位毎の名称を表す。	グルーピングの仮称	
1739	躯体品目名称コード	X	12				○	躯体に関わる品目の名称を表すコード。	別表あり。	
1742	部屋名(部屋略称)	R	32				○	対象となる部屋の名称を表す。	別表あり。	
1743	部屋記号	X	12				○	対象となる部屋のコードを表す。	別表あり。	
1741	部屋表示順	X	12				○	対象となる部屋の表示順を表す。	表示順序を指定するための番号等を設定する。	
1745	部屋倍数	N	3				○	金額計算の際の倍数。(例: 同一仕様の部屋の数等)		
1751	積算数量	N	7	3			○	金額計算の基本となる積算数量。 (例: 部屋あたりの仕上の面積等)		
1760	合成名称内順位コード	X	2				○	各合成名称における仕上／下地の順位を示すコード。(繰り返しは10までとする)		
1288	明細データ属性コード	X	1			●	●	1200明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を表すコード。		既存項目のまま
1289	補助明細コード	X	2			●	●	1200明細コードおよび1288明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を表すコード。		既存項目のまま
1762	表現名称(拾い仕上名称)	R	32				○	仕上に係る数量拾い用の名称を表す。	拾い仕上名称と品名・名称は、略称と正式名称	適当(16字)
1763	拾い仕上記号	X	12				○	仕上に係る数量拾い用のコードを表す。	コードの共通化はされていない。	
1279	建設資機材コード	X	40				○	建設資機材に対して採番された中間コード		既存項目のまま
1213	品名・名称	R	54		2		○	仕上に係る内訳書用の名称を表す。	拾い仕上名称と品名・名称は、略称と正式名称	既存項目のまま
1214	規格・仕様・摘要	R	66		2		○	規格・寸法・仕様などの摘要。		既存項目のまま
1401	設計記号・機器記号	X	12				○	明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を示す。		既存項目のまま
1764	詳細部位表示順	X	12				○	詳細部位毎の表示順を表すコード	別表あり。	他の「区分」部位と同じ
1765	詳細部位	R	20				○	見積書に表現する部位名称を表す。	別表あり。 ※集計表のAの並びの一筆上の行に該当。	適当(10字)
1769	部分別コード	X	12				○	編集部位に対応したコード(例: 床、壁、屋根等)	別表あり。	他の「区分」部位と同じ
1402	明細別工種・科目コード	X	12				○	明細データの工種、科目を示す		既存項目のまま
1432	科目	R	20				○	明細データごとの原価管理上の科目名		既存項目のまま
1403	部位区分	M	12				○			
1218	明細数量	N	7	3			○	明細書の記載数量(積算数量×明細数量掛率)		数量の一般的なものの
1771	明細数量掛率	N	7	4			○	積算数量から明細数量を算出するための掛け率		数量の一般的なものの十小数4桁
1219	明細数量単位	R	6				○	明細書に記載するための明細数量に対する単位		「単位コード」に準拠
1772	材料単価	N	12	1			○	品目・名称ごとの単価(定価×単価掛率)		既存項目のまま
1773	材料単価掛率	N	7	4			○	品目・名称ごとの明細数量単価算出のための掛け率		数量の一般的なものの十小数4桁
1222	単価	N	12	3			○	1218明細数量1単位あたりの価格。 材料単価×材料単価掛率		既存項目のまま
1292	定価	N	12	1			○	品目・名称ごとの材料単価に対応した定価		既存項目のまま
1293	単価掛率	N	3	3			○	材料単価の掛率。		既存項目のまま
1404	仕分け区分	X	24				○	明細データの仕分け等を使用するためのフリーエリア。		既存項目のまま
1251	明細別備考欄	R	16		2		○	明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。		既存項目のまま

2.3. データ項目定義と運用の詳細

各メッセージで使用するデータ項目を説明する。

以降において、四角囲みは CI-NET 標準 BP における定義であり、これと異なる運用をする場合、あるいは特に注記が必要な場合にコメントを記している。

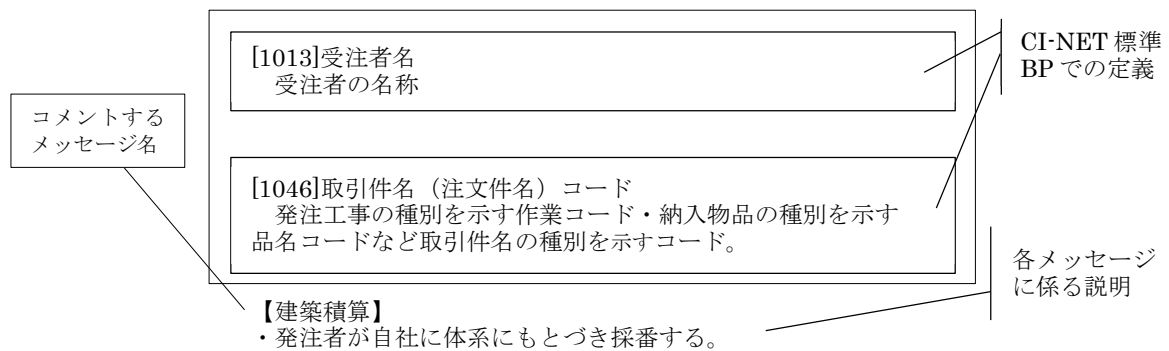


図 B.XI- 4 記載例

【注意事項】

コメントの必要のないメッセージについては記載していない。

上記例では、[1046]取引件名 (注文件名) コードは建築積算依頼メッセージで使用されるが、CI-NET 標準 BP「3.2.2.4 データ項目定義およびマトリックス」に記載された摘要以外には CI-NET LiteS 実装規約特有の運用ルールはないため記載していない。

メッセージごとに使用できるまたは使用してはならないデータ項目については「B. XII. メッセージごとの使用データ項目」を参照。

(1) 全体情報部分(鑑)のデータ項目

[1]データ処理 No.

受信者での受信データの処理順序を示す番号。受信者は、受信データをこの番号の昇順に処理すること。

【建築見積依頼】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1007]帳票 No.

[2]情報区分コード

- 昇順の自然数とする。
- 「B.XI.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

【建築見積回答】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目

- 上記項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 「B.XI.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

【建築積算】

- 以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。

[4]発注者コード

[5]受注者コード

[1009]参照帳票 No.

[2]情報区分コード

[1179]帳票データチェック値の繰り返し 1 回目

- 上記項目の組合せが異なるごとに、1 から開始する連番とする。
- 「B.XI.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」および「2.1(4) 建築見積依頼・回答メッセージの照合方法」を参照。

[2]情報区分コード

情報の種類を示すコード。

- 以下のルールに従う。

表 B.XI- 3 情報区分コード

メッセージの種類	[2]情報区分コード
建築見積依頼	0305
建築見積回答	0306
建築積算	0307

[3]データ作成日

メッセージデータを作成した年月日。

- ・取引上の年月日ではなく、コンピュータ処理上の年月日を記載する。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。
- ・【例】 20210601

[4]発注者コード

注文を行う側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・取引を特定するキーであり、同一取引に係わる一連の建築見積依頼、回答メッセージにおいて同一でなければならない。

[5]受注者コード

注文を受ける側の企業およびその事業所・担当部署・作業所などを示す標準企業コード。

- ・取引を特定するキーであり、一連する建築見積依頼、建築見積回答メッセージにおいて同一でなければならない。

[1197]サブセット・バージョン

メッセージサブセットの版。

- ・以下のルールに従う。

表 B.XI- 4 サブセット・バージョン

メッセージ	[1197]サブセット・バージョン
建築見積依頼	REQKEN02. 20
建築見積回答	QUOKEN02. 20
建築積算	ESTKEN02. 20

[9]訂正コード

情報の新規、一括変更、前文取消、一部変更を示すコード。

- ・「1」を記載する。
- ・既に送信したメッセージを変更して再送する場合なども、[9]訂正コードは「1」に固定のままとする。こうした場合に、既に送信したメッセージと新たに送信するメッセージとの識別は[1]データ処理 No.により行う。[1]データ処理 No.による識別方法は、「B.XI.2.1(3) 同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージの識別」を参照。

[1006]工事コード

工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示すコード。

- ・発注者が発番した、発注者側の工事物件管理コードを記載する。
- ・建築見積回答メッセージでは、対応する建築見積依頼メッセージの値を変更せず送信する。

【参考】

- ・[1006]工事コードは 12 桁だが、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場コードは、14 桁である。[1006]工事コードは工事場所、受渡し場所、原価管理上の区分などを示す

コードであり、必ずしも CCUS の現場コードとは一致しない。

[1007]帳票 No.
帳票の番号。

- 以下のルールに従う。

表 B.XI- 5 帳票 No.

メッセージの種類	[1007]帳票 No.
建築見積依頼	見積依頼番号：発注者が自社の管理番号として独自に発番する。
建築見積回答	見積番号：受注者が自社の管理番号として独自に発番する。
建築積算	数量積算番号：受注者が自社の管理番号として独自に発番する。

[1008]帳票年月日

帳票に記載する年月日。例として、見積依頼メッセージにおいては見積を依頼した年月日を、見積回答メッセージにおいては見積を回答した年月日を、建築積算メッセージにおいては数量積算を回答した年月日を示す。

- 年は西暦 4 桁を使用する。
- YYYYMMDD フォーマットを使用する。

YYYY: 西暦年 4 桁

MM: 月 2 桁

DD: 日 2 桁

【例】20210601

- 以下のルールに従う。

表 B.XI- 6 帳票年月日

メッセージの種類	[1008]帳票年月日
建築見積依頼	発注者が見積依頼をする年月日。
建築見積回答	受注者が見積を回答する年月日。
建築積算	受注者が見積を回答する年月日。

【例】20210601

[1009]参照帳票 No.

注文番号・契約番号など、取引を特定するための参照帳票の番号。

- 以下のルールに従う。

表 B.XI- 7 参照帳票 No.

メッセージの種類	[1009]参照帳票 No.
建築見積依頼	記載しない。
建築見積回答	発注者が発番した見積依頼番号（対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。
建築積算	発注者が発番した見積依頼番号（対応する建築見積依頼メッセージの[1007]帳票 No.）を記載する。

[1013]受注者名

受注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】 振興建設株式会社

[1024]発注者名

発注者の名称。

- ・企業名のみ記載する。部署名、担当者名等は記載しない。

【例】 振興建設株式会社

[1042]工事場所・受渡し場所名称

工事場所、受渡し場所(納入場所)の正式名称。

- ・工事物件名等を示す。
- ・[1006]工事コードに対応する日本語名称である。

【例】 振興ビル新築工事

[1045]取引件名(注文件名)

発注工事の名称・納入物品の名称など取引の名称。

- ・工種等を記載する。
- ・[1007]帳票 No. (建築見積依頼の場合。建築見積回答の場合は[1009]参照帳票 No.) に対応する日本語名称である。

【例】 仮設工事

[1070]見積有効期限年月日

見積書の有効期限の年月日。

- ・年月日のみ記載し、時分秒は記載しない。
- ・年は西暦 4 桁を使用する。

【例】 20210601

[1140]見積有効期間

見積書の有効期間を文面で示す。

【例】 見積書提出日より一ヶ月間

[1088]明細金額計

[1223]明細金額の合計。

- ・建築見積メッセージでは[1223]明細金額を使用しないため、明細行の第一階層レベル ([1200]明細コードの文字数が 4 桁) の本体行 ([1289]=00) の[1218]明細数量×[1222]単価の和とする。
- ・詳細は「2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目」を参照。
- ・単位は円。

[1096]消費税額

[1090]調整後帳票金額計に対する消費税の合計。

- ・建築見積では[1089]明細金額計調整額、[1090]調整後帳票金額計を使用しないため、[1088]明細金額計に対する消費税額を記載する。
- ・単位は円。
- ・小数点以下切り捨て。
- ・なお、建築工事は一般に課税対象、外税であるため、建築見積 EDI では、課税、外税をルールとする。

ただし、見積書作成上の慣行として見積書に消費税額を記載せずに提出することが多い。

このため、建築見積回答メッセージ上で[1096]消費税額がゼロである場合、あるいは記載されていない場合は、課税対象、外税取引であるものの消費税額がメッセージに計上されていないものと解釈する。

- ・またこの場合、[1136]備考に「本見積には消費税額を計上しておりません」といった注釈を記載することが望ましい。

[1097]最終帳票金額

[1090]調整後帳票金額計+[1096]消費税額。

- ・建築見積では[1089]明細金額計調整額、[1090]調整後帳票金額計を使用しないため、以下とする。

[1097]最終帳票金額 = [1088]明細金額計 + [1096]消費税額

- ・単位は円。

[1179]帳票データチェック値

メッセージデータの授受が正確に行われているかどうかをお互いにチェックするための項目。

【例】全明細行数、帳票 No.やデータ処理 No.などをセットする。

以下のルールに従う。

表 B.XI- 8 帳票データチェック値

マルチ回数	建築見積依頼	建築見積回答
1 回目	自メッセージの[1]データ処理 No.と同じ値。15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	対応する建築見積メッセージ値と同じ (変更せず返信)。
2～9 回目	当面使用しない。	当面使用しない。

[1136]備考

帳票についての特記事項・参考情報などを文面で示すフリーエリア。

- ・8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。

(2) 明細情報部分のデータ項目

[1213]品名・名称

品名、費目、工事科目名などの名称。

- ・8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 54 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 32 バイトを推奨する。

[1214]規格・仕様・摘要

規格、寸法、仕様などの摘要。

- ・8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・記載内容が前行と同じ場合も、「〃」、「同」、「同上」等は使用しない。
- ・最大 66 バイトであるが、印刷を目的としたデータ交換の場合は 30 バイトを推奨する。

[1218]明細数量

金額計算の基本となる数量。

- ・数量が 1 の場合も省略してはならない（1 を記載する）。

[1219]明細数量単位

[1218]明細数量の単位を示す単位コード。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。半角文字を使用する場合、「B.I.シンタックスルール」に記載した「【重要事項 2】単位の記載について」を遵守する。
- ・ 記載内容が前行と同じ場合も、「リ」、「同」、「同上」等は使用しない。

[1222]単価

[1218]明細数量 1 単位あたりの価格。

- ・ 単位は円。

[1251]明細別備考欄

明細データごとの特記事項、参考情報を文面で示すフリーエリア。

- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。

[1279]建設資機材コード

建設資機材に対して採番された中間コード。

- ・ CI-NET が管理する「建設資機材コード」を使用する。

[1401]設計記号・機器記号

明細データと設計図書の設計記号あるいは機器記号との対応を示す。

- ・ 設計図書に記載された「機器記号」を記載する。
- ・ 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。

[1402]明細別工種・科目コード

明細データの工種、科目を示すコード。

- ・ 工種、科目を示すコード。
- ・ 工種、科目の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は 8 ビット文字、16 ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・ 取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B.XI- 9 工種・科目コード

大分類コード	中分類コード	小分類コード	大分類科目	中分類科目	小分類科目
10	000	00	共通仮設工事	-	-
20	000	00	建築工事	-	-
20	010	00		直接仮設工事	-
20	020	00		土工事	-
20	030	00		地業工事	-
20	040	00		コンクリート工事	-
20	050	00		型枠工事	-
20	060	00		鉄筋工事	-
20	070	00		鉄骨工事	-
20	080	00		その他く体工事	-
20	090	00		既製コンクリート工事	-
20	100	00		防水工事	-
20	110	00		石工事	-
20	120	00		タイル工事	-
20	130	00		木工事	-
20	140	00		金属工事	-
20	150	00		左官工事	-
20	160	00		木製建具工事	-
20	170	00		金属製建具工事	-
20	180	00		ガラス工事	-
20	190	00		塗装・吹付工事	-
20	200	00		内外装工事	-
20	210	00		仕上ユニット工事	-
20	220	00		カーテンウォール工事	-
20	230	00		その他仕上工事	-
30	000	00	設備工事	-	-
30	010	00		電気設備工事	-
30	020	00		給排水衛生設備工事	-
30	030	00		空気調和設備工事	-
30	040	00		昇降機設備工事	-
30	050	00		機械駐車設備工事	-
30	060	00		その他設備工事	-
40	000	00	外構工事	-	-
50	000	00	解体・撤去工事	-	-
60	000	00	雑種工事	-	-
60	010	00		雑種工作物	-
70	000	00	諸経費	-	-
70	001	00		現場管理費	-
70	002	00		一般管理費	-
70	003	00		その他管理費	-
80	000	00	設計料	-	-

【参考】

表 B.XI- 10 建築工事・設備工事における標準区分の内容

大分類・中分類	標準区分
共通仮設工事	
建築工事	
直接仮設工事	工事に直接関連する仮設で各科目に共通的なもの
土工事	土の掘削、排除ならびに基礎下の砂利敷、山留、土光の排水
地業工事	各種杭、特殊地業など
コンクリート工事	現場打コンクリート、捨・土間および防水押えコンクリートなど
型枠工事	上記コンクリートの型枠
鉄筋工事	RC造、SRC造等の鉄筋
鉄骨工事	S造、SRC造等の鉄骨
既製コンクリート工事	躯体および仕上用のPC、SPC、ALC、CB等
防水工事	主として材料または職種によって区分する。セメント防水を含む。
石工事	主として材料または職種によって区分する。
タイル工事	主として材料または職種によって区分する。れんがを含む。
木工事	主として材料または職種によって区分する。
金属工事	主として材料または職種によって区分する。樹脂製桶を含む。
左官工事	主として材料または職種によって区分する。
木製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
金属製建具工事	主として材料または職種によって区分する。
ガラス工事	主として材料または職種によって区分する。
塗装・吹付工事	主として材料または職種によって区分する。各材質の吹付仕上を含む。
内外装工事	主として材料または職種によって区分する。
仕上ユニット工事	ユニット製品・建築機器・造付家具類およびユニットとみなして計上するもの。
カーテンウォール	コンクリート製は既製コンクリート、金属製は金属製建具の科目で処理することができる
その他工事	特殊ならびに上記の科目に該当しない材料および職種はこの科目で処理する
設備工事	
電気設備工事	受変電、動力、照明、防災、通信等の設備
給排水衛生設備工事	給排水衛生、消火、ガス、給湯等の設備
空調設備工事	冷暖房、温度調節、換気、空気浄化等の設備
昇降機設備工事	エレベータ、エスカレータ、ダムウエータ等の設備
機械駐車設備工事	立体駐車機械、出入庫管制等の設備
その他設備工事	上記以外の設備

[1403]部位区分

明細データの部位を示す。

- ・ 部位を示す名称、コード。
- ・ 部位の標準コードが策定されるまでの当面の運用としてかな漢字による記載も認めることとし、この間は8ビット文字、16ビット文字（半角、全角）混在可とする。
- ・ 取引当事者間の合意により記載内容を取り決めるデータ項目であるが、以下のコードを遵守することが望ましい。

表 B.XI- 11 部位コード

部位コード					
内外		部位		部位コード	
コード	名称	コード	部位	コード	名称
1	外部	010	屋根・屋上	1010	外部屋根・屋上
1	外部	020	床	1020	外部床
1	外部	030	巾木	1030	外部巾木
1	外部	040	壁	1040	外部壁
1	外部	050	柱型	1050	外部柱型
1	外部	060	梁型	1060	外部梁型
1	外部	070	開口部	1070	外部開口部
1	外部	080	天井	1080	外部天井
1	外部	090	廻縁	1090	外部廻縁
1	外部	110	その他	1110	外部その他
2	内部	020	床	2020	内部床
2	内部	030	巾木	2030	内部巾木
2	内部	040	壁	2040	内部壁
2	内部	050	柱型	2050	内部柱型
2	内部	060	梁型	2060	内部梁型
2	内部	070	開口部	2070	内部開口部
2	内部	080	天井	2080	内部天井
2	内部	090	廻縁	2090	内部廻縁
2	内部	100	間仕切	2100	内部間仕切
2	内部	110	その他	2110	内部その他

【注意事項】

- ・この部位コードは、建築仕上り工事の部位を示すコードである。
- ・開口部など、内外の区分が曖昧な場合は、取引当事者間の協議により使用方法を決定する。

[1292]定価

建設資機材の定価。

- ・単位は円。

[1293]単価掛率

[1292]定価に対する[1222]単価の比率(%)。

見積依頼者からの単価端数の丸め等の指示がある場合、[1292]定価×0.01×[1293]単価掛率と[1222]単価とが一致しないこともあり得る。

[1404]仕分け区分

明細データの仕分け等に使用するためのフリーエリア。取引当事者間の合意により記載内容を取り決める。

[1701] 補助金申請有無表示順コード

補助金申請物件であるかの表示順を示すコード。

[1702] 補助金申請有無区分

補助金申請物件であるかの区分。

[1704] 工区表示順
工事物件の工区の表示順を示す。

[1705] 工区分分
工事物件の工区の区分を示す。

【例】

- ・ A 工区、B 工区、・・・
- ・ 第 1 工区、第 2 工区、・・・

[1707] ゾーン表示順
工事物件のゾーンの表示順を示す。

[1708] ゾーン区分
工事物件のゾーンの区分を示す。

【例】

- ・ A ゾーン、B ゾーン、・・・
- ・ 賃貸部、分譲部、オーナー部、・・・

[1711] 棟表示順
建築物の棟の表示順を示す。

[1712] 棟区分
建築物の棟を示す。

【例】

- ・ A 棟、B 棟、・・・
- ・ 本棟、付属棟、研究棟、・・・

[1716] 内部／外部区分コード
対象となる部位に係る内部／外部の区分を示すコード。
・ 以下のコード表に従う。

表 B.XI- 12 内部／外部区分コード表

[1466] 内部／外部区分コード	内容
1	外部
2	内部
9	その他

[1717] タイプ表示順
対象となる部位の用途の表示順を示す。

[1718] タイプ区分
対象となる部位の用途を示す。

【例】

- ・ 倉庫、学校、事務所、工場、・・・
- ・ 美術館、図書館、公民館、・・・

[1720] タイプ倍数
用途区分の倍数を示す。

[1721] 階表示順
対象となる部位が存在する階の表示順を示す。

[1722] 階区分
対象となる部位が存在する階を示す。

【例】

- ・ B1、B2、・・・、B9F
- ・ 1F、2F、・・・、99F
- ・ P1、P2、・・・、P9

[1723] 階区分コード
対象となる部位が存在する階を示すコード。

- ・ 「①・②③④・⑤⑥」の6桁コードとする。
- ・ ①は、1＝基礎、2＝地下、3＝地上、4＝棟屋、9＝その他
- ・ ②～④は、階数として1～999
- ・ ⑤⑥は、1つの階を区分する場合に使用する枝番として1～99

[1726] 躯体仕上コード
対象となる部位に係る躯体／仕上の区分を示すコード。

- ・ 以下のコード表に従う。

表 B.XI- 13 躯体仕上コード表

[1476] 躯体仕上コード	内容
1	躯体
2	仕上
9	その他

[1729] 集計部位コード
集計単位別の部位を示すコード。

- ・ 以下のコード表に従う。

表 B.XI- 14 集計部位コード

[1479]集計部位コード	区分	内容
2010	仕上	屋根
2020	仕上	床
2030	仕上	巾木
2040	仕上	壁
2050	仕上	柱型
2060	仕上	梁型
2070	仕上	廻り縁
2080	仕上	天井
2090	仕上	間仕切
2100	仕上	開口部

[1479]集計部位コード	区分	内容
2900	仕上	その他仕上
1100	躯体	基礎
1110	躯体	独立基礎
1120	躯体	布基礎
1130	躯体	底盤
1140	躯体	基礎大梁
1150	躯体	基礎小梁
1160	躯体	基礎柱
1200	躯体	柱
1210	躯体	間柱
1220	躯体	大梁
1230	躯体	小梁
1240	躯体	壁
1250	躯体	床版(スラブ)
1260	躯体	地下外壁
1270	躯体	階段
1280	躯体	パラペット
1290	躯体	バルコニー
1300	躯体	ブレース
1310	躯体	雑
1320	躯体	土間
1900	躯体	その他躯体

[1727] 部位表示順
集計区分毎の表示順を示す。

[1733] 合成名称コード
集計部位内の一連の記号を示す。集計部位内では重複がないように付番する。
・規定された桁数や属性に従い、ユーザが自由に採番を設定することができる。

[1735] 合成名称単位
部位の中での詳細な種類に係る単位。
・例：m、m²、m³等。

[1732] 合成名称
集計部位毎の名称を示す。
・集計部位のグルーピングの名称。

[1739] 躯体品目名称コード
躯体に関わる品目の名称を示すコード。
・以下のコード表に従う。

表 B.XI- 15 躯体品目名称コード表

[1489] 躯体品目名称コード	内容
100	コンクリート
200	型枠
300	鉄筋類

[1489] 躯体品目名称コード	内容
301	鉄筋
302	圧接
303	溶接
304	スパイラルフープ
400	鉄骨
900	その他

[1742] 部屋名（部屋略称）

対象となる部屋の名称を示す。

- ・例：A タイプ、F タイプ等

[1743] 部屋記号

対象となる部屋の記号を示す。

- ・規定された桁数や属性に従い、ユーザが自由に採番を設定することができる。

[1741] 部屋表示順

対象となる部屋の表示順を示す。

[1745] 部屋倍数

金額計算の際の倍数。

- ・同一の部屋の数。

[1751] 積算数量

金額計算の基本となる積算数量。

- ・集計区分等毎の対象となる長さ（m）、面積（m²）、容積（m³）等。

[1760] 合成名称内順位コード

各合成名称における仕上／下地の順位を示すコード。
（繰り返しは 10 までとする）

- ・集計表の A の並び順。

集計表 Ver1.0.0.0

Excel出力 終了

階層

工区 ゾーン 種 内外 タイプ 階

全て
☐ 工区なし
☐ ゾーンなし
☒ A棟
☐ B棟
 ☒ 外部
 ☐ 内部

表示したい階層をクリックする

抽出
 躯体仕上区分
 仕上

集計部位
 集計部位

集計部位	2010 屋根	2010 屋根	2010 屋根
詳細部位	屋根	立上り	立上り
合成名称	100001	110001	110002
仕上1 品名	エポキシ樹脂	アスファルト防水	防水モルタル金網
規格		A-1	
仕上2 品名	軽量コンクリート	均質モルタル	防水押え煉瓦積
規格	t=80		半枚積
仕上3 品名	ポリエチレンフィルム		
単位	m ²	m ²	m ²
合計	89.4	15.82	61.99

工区	ゾーン	種	内外	タイプ	階	No	部屋名称			
		A棟	外部	GG	2		南面			
		A棟	外部	GG	3		東面			
		A棟	外部	GG	6		屋根	89.4	15.82	61.99
		A棟	外部	GG	9		西面			
		A棟	外部	GG	10		北面			
							GG 小計	89.4	15.82	61.99
							外部小計	89.4	15.82	61.99
							合計	89.4	15.82	61.99

[1510]

図 B.XI- 5 数量積算集計表の表示例

[1762] 表現名称 (拾い仕上名称)

仕上に係る数量拾い用の名称を示す。

- ・ 拾い仕上げ名称と品名・名称は、略称と正式名称の関係である。

[1763] 拾い仕上記号

仕上に係る数量拾い用の記号を示す。

- ・ 規定された桁数や属性に従い、ユーザが自由に採番を設定することができる。

[1764] 詳細部位表示順

詳細部位毎の表示順を示す。

[1765] 詳細部位

見積書に表現する部位名称を示す。

【例】

- ・ 屋上、屋根、敷面
- ・ 床、スロープ床、踊場
- ・ 段床、踏面、蹴上、段鼻、立上り
- ・ 巾木、ササラ巾木、段型巾木、サニタリー、出巾木、入巾木
- ・ 根廻り、立上り
- ・ 壁、曲面壁、外壁、外周壁、柱型、円柱、手摺壁、下り壁、間仕切
- ・ 天井、軒天井、下り天井、折り上げ天井、斜め天井、段裏、軒裏、デッキ底、スラブ底、

梁型、

- ・梁天端、梁底、柱天端、笠木、壁付笠木、手摺笠木、壁天端、P S 天端、基礎天端、基礎立上り
- ・庇、庇天端、鼻先、天端、小口、水切、額縁、膳板、面台、見付、コーナー、ササラ、ボーダー
- ・段型ボーダー、防水押え、嵩上げ、排水溝、段型排水溝、壁出隅、壁入隅

[1769] 部分別コード
編集部位に対応したコード。

- ・以下のコード表に従う。

表 B.XI- 16 部分別コード表

[1519] 部分別コード	内容
1000	屋根工事
2000	床工事
3000	壁工事
4000	天井工事
5000	間仕切工事
6000	開口工事
7000	雑工事
8100	特殊工事 1
8200	特殊工事 2
8300	特殊工事 3
8400	特殊工事 4
8500	特殊工事 5
9900	その他工事

[1771] 明細数量掛率
積算数量から明細数量を算出するための掛け率。

[1772] 材料単価
品目・名称ごとの単価。（定価×単価掛率）。

[1773] 材料単価掛率
品目・名称ごとの明細数量単価算出のための掛け率。

(3) 明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目

[1200] 明細コード
明細データを特定しデータ階層上の位置を示すコード。

全メッセージ共通ルール

【階層表現のルール】

- ・CI-NET 標準 BP「第 3 章第 2 節 3. 3.16 明細コード」に準拠し、4 桁区切りでデータ階層上の位置を示す。
- ・[1200] 明細コードは、データの先頭（左側）から 4 桁毎に区切り、桁数（=4n）によって

- 階層の深さ (=n) を表し、数字により階層内の位置を表している。採番は昇順である。
- 同一の親を持つ明細データ（以下「同一階層内」という。）は、その親の[1200]明細コードの後尾（右側）に 4 桁の数字を追加し、当該明細データの[1200]明細コードとする。その追加した数字によって同一階層内の位置が特定でき、同一階層内では最大 9999 個の明細データを区別できることになる。
 - [1200]明細コードの付与方法としては、本体行（[1289]補助明細コード=00 で特定される）と、その行に付随する仕様行（[1289]補助明細コード=01～49）には、[1200]明細コードとして同一の値を付与する。この例外を除くと、すべての明細データにはユニークな[1200]明細コードを付与しなければならない。
- したがって、全ての明細データは、[1200]明細コードと[1289]補助明細コードの組合せによってユニークに識別することができる。

【例】

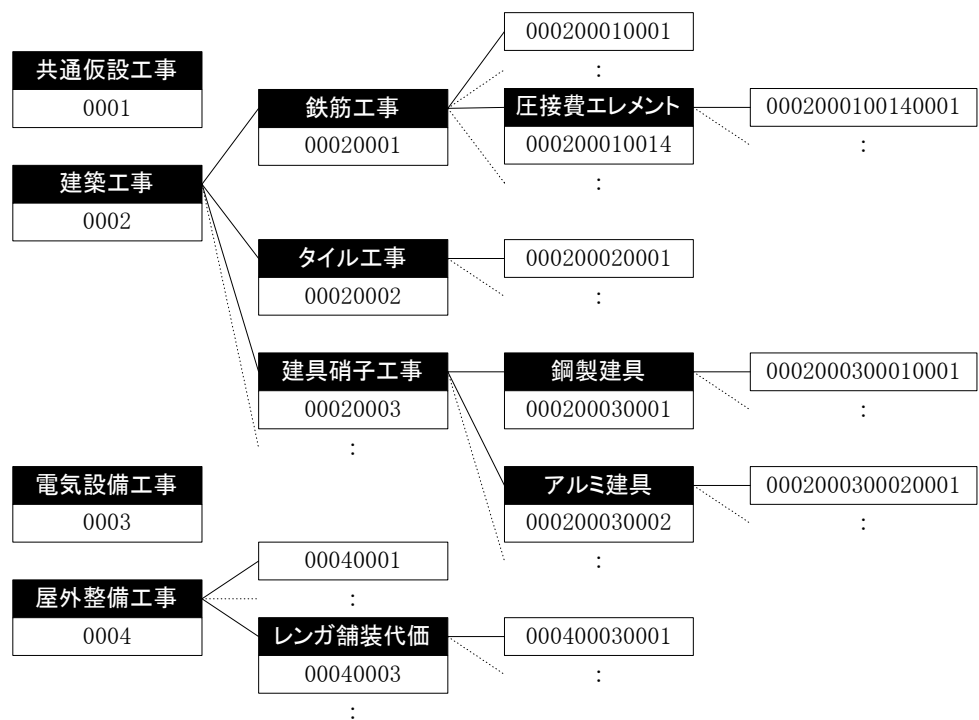


図 B.XI- 6 階層表現の例

【データ属性等】

- 数字のみを使用し、英文字は使用してはならない。
- 4 桁ごとの数字に”0000”を使用してはならない。
- 4 桁ごとの先頭ゼロは省略してはならない。
正：00010001
誤：__1__1 (“_”はスペースを示す)
- 可変長であり、右側の不要な桁は記載してはならない。
正：00010001
誤：000100010000
誤：00010001_____ (“_”はスペースを示す)

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

①[1200]明細コードの採番方法

[1200]明細コードの採番は、0001 を初期値とし、増分 1 の連番とする。

[1294]階層レベル

明細データの階層の深さを示す。

([1200]明細コードの文字長)/4 に一致する。

[1295]階層内通し番号

明細データの同一階層内の通し番号を示す

[1200]明細コードの最終 4 桁を整数化した値に一致する。

[1288]明細データ属性コード

[1200]明細コードと組み合わせて使用し、総括明細、内訳明細、見積条件などの明細データの属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.XI- 17 明細データ属性コード

明細行の種類	[1288] 明細データ属性コード	内容
総括明細行	0	明細書帳票の上位に記載する行。
見積条件等 見積条件行	1	明細書において専ら見積条件等を記載する行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 メーカー・リスト 行	2	明細書において専ら使用する資機材等のメーカー名を記載する行。明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	3	他のいずれにも該当しない行。 明細書の金額計算には関係しない。
見積条件等 自由採番	4	同上
内訳明細行	5	明細書帳票の下位に記載する行。
エレメント親行	E	エレメントの親行。
別紙親行	B	別紙の親行。
代価親行	Q	代価の親行。

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

① 見積条件行の不使用

見積条件行 ([1288]=1~4) は使用しない。

② 内訳明細行による 1 階層下の明細データ保持の禁止

内訳明細行([1288]=5)は明細書の階層構造上の最下位であり、その 1 階層下に明細データを持つことはできない。

【運用上の留意点】

総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 D. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

[1289]補助明細コード

[1200]明細コードおよび[1288]明細データ属性コードと組み合わせて使用し、明細データの補助的な属性を示すコード。

全メッセージ共通ルール

表 B.XI- 18 補助明細コード

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
本体行	00	(定義) ・ 種目・科目・諸経費・建設資機材等を記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない。 (用法上の注意) ・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ 金額集計の考え方は以下の通りである。 - 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合には、それら全ての本体行の金額の総和を、当該行の金額とする - 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該本体行に記載されている金額を、当該行の金額とする
仕様行	01～49	(定義) ・ 本体行に記述しきれない仕様のみを記載する行である。 ・ この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・ 仕様行は、その仕様にかかわる本体行が同一階層内に必ず出現なくてはならない。 ※この本体行と仕様行は同一の[1200]明細コードを付与する。 ・ 同一の本体行の仕様を連続する複数行にわたって記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03... という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことはできない。

明細行の種類	[1289] 補助明細コード	内容
計行	90	(定義) ・金額の小計を記載する行である。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことはできない。
コメント行	80	(定義) ・上記のいずれにも該当しないコメントを記載する行。 ・この行は金額集計の対象とならない。 (用法上の注意) ・1階層下に明細データを持つことができる。

建築見積メッセージ個別ルール

以下を建築見積メッセージの個別ルールとする。

① コメント行([1289]=80) についての取り扱い

- ・総括明細行([1288]=0)、または内訳明細行([1288]=5) の場合、1 階層下に明細データを持つことはできない。
- ・見積条件行([1288]=1～4) は不使用なので、この組み合わせの明細行は発生しない。

② 金額集計の考え方

- ・本体行である総括明細本体行、内訳明細本体行、エレメント親行、別紙親行、代価親行は金額集計の対象であり、[1222]単価に適切な値が設定されなければならない。
- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれる場合は、それら全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和を、当該行(A 行)の[1222]単価に設定する。この場合の[1218]明細数量と[1222]単価の積は小数点以下切り捨てとする。

$$\Sigma ([1218]\text{明細数量} \times [1222]\text{単価})$$

- ・総括明細本体行(A 行)の 1 階層下の明細データに本体行が含まれない場合には、当該行(A) の見積対象の金額を当該行(A 行)の[1222]単価とする。
- ・全体情報部分 (鑑) の[1088]明細金額計は、第一レベル ([1200]明細コード=0001～9999) の全ての本体行の[1218]明細数量と[1222]単価の積の総和である。

$$\Sigma ([1218]\text{明細数量} \times [1222]\text{単価})$$

③ 明細金額の不使用

- ・建築見積メッセージでは、[1223]明細金額は使用しない。

④ 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードの組合せによって明細行の種類が特定される。次表に、両者の組合せによる明細行の種類を示す。

表 B.XI- 19 [1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる
明細行種類の表現

明細行の種類		[1288]	[1289]	備考
総括 明細	総括明細本体行：	0	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができる。 ・ この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	総括明細コメント行： 金額集計の対象とならない。	0	80	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
内訳 明細	内訳明細本体行： 内訳明細行のうち、金額集計の対象となる行。	5	00	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。 ・ この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない。
	内訳明細仕様行： 内訳明細本体行の資機材等の仕様のみを記載する行。本体行だけで仕様を記述できない場合に使用する。金額集計の対象とならない。	5	01 ～ 49	・ この行の[1200]明細コードは、仕様記述対象となる内訳明細本体行と同一とすること。 ・ 連続する複数行にわたって仕様を記載する場合、[1289]補助明細コードは 01、02、03...という連番とすること。最大 49 行まで記載可能。連続しない場合は 01 とする。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
	内訳明細コメント行： 内訳明細行のうち、本体行、仕様行、計行のいずれにも該当しない行。金額集計の対象とならない。	5	80	・ 1 階層下に明細データを持つことができない。
内訳明細 (エレメント)	エレメント親行： エレメントの親を示す行。金額集計の対象となる。	E	00	・ エレメント内はフラット（階層無し）とすること。
内訳 明細 (別紙)	別紙親行： 別紙の親を示す行。金額集計の対象となる。	B	00	・ 別紙内はフラット（階層無し）とすること。
内訳 明細 (代価)	代価親行： 代価の親を示す行。金額集計の対象となる	Q	00	・ 代価内はフラット（階層無し）とすること。
明細 (計行)	内訳明細計行： 内訳明細行のうち、金額の小計を示す行。金額集計の対象とならない。	5	90	・ 任意の位置に記載して良い。 ・ 同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。 ・ 1 階層下に明細データを持つことができない。

【運用上の留意点】

明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、

B. XI. 建築積算

運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13.内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

① 明細データのサンプル例

[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コード、[1200]明細コードを組み合わせた明細データ構造表現のサンプルを示す。

(a) 基本的な明細データの構成（文字列オーダによる[1200]明細コードのソート順に記載）

→ サンプル(a)基本的な明細データの構成

(b) エレメント、別紙、代価の記載方法 → サンプル(b)エレメント、別紙、代価の記載方法

(c) 内訳明細計行の記載方法 → サンプル(c)計行の記載方法

(d) 内訳明細コメント行の記載方法 → サンプル(d)コメント行の記載方法

(e) 帳票出力順の記載方法 → サンプル(e)帳票出力順の記載方法

・明細行を帳票出力順に作成する場合、ページ見出しに相当する行を記載する例があるが、こうした行の有無はデータ作成側の任意とする。

・ページ見出し行を記載する場合、[1200]明細コードは、サンプル(e)のように末尾4桁を見出し行用の一つとり、以下の明細行は末尾4桁を1ずつ繰り下げる。

表 B.XI- 20 サンプル(a)基本的な明細データの構成

明細行種類	[1200]明細コード	層番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	10	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	20	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	10	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	15	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	25	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	35	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	45	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	55	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	65	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	75	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	85	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	95	00	加工組立	スベアー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	105	00	加工組立	スベアー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	115	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200010012	3	125	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200010013	3	135	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	20	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030
"	000200020001	3	10	00	(1)鋼製建具		1	式	2167670
内訳本体	0002000200010001	4	15	00	かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000200010001	4	15	01	焼付塗装				
"	0002000200010001	4	15	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200010002	4	25	00	フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000200010002	4	25	01	甲種防火戸				
"	0002000200010002	4	25	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200010003	4	35	00	玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200010003	4	35	01	乙種防火戸				
"	0002000200010003	4	35	02	KD-111-31				
内訳本体	0002000200010004	4	45	00	MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000200010004	4	45	01	焼付塗装				
内訳本体	0002000200010005	4	55	00	アングルピース		216	m	600
"	0002000200010006	4	65	00	額縁		23.9	m	1300
総括明細本体	000200020002	3	20	00	(2)アルミ建具		1	式	3198360
内訳本体	0002000200020001	4	15	00	かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000200020001	4	15	01	乙種防火戸				
"	0002000200020001	4	15	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200020002	4	25	00	格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000200020002	4	25	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020003	4	35	00	サッシュ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000200020003	4	35	01	カラーアルミ				
"	0002000200020003	4	35	02	附属金物一式				
内訳本体	0002000200020004	4	45	00	ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000200020004	4	45	01	アルマイト仕上				
内訳本体	0002000200020005	4	55	00	額縁		7.2	m	1300
"	0002000200020006	4	65	00	アングルピース		1036	m	600
"	0002000200020007	4	75	00	水切板		344	m	1800

B. XI 建築積算

表 B.XI- 21 サンプル(b)エレメント、別紙、代価の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00030001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
"	000200010007	3	7	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	加工組立	スペーサー共	2077	t	55000
"	000200010010	3	10	5	00	加工組立	スペーサー共	74.4	t	40000
"	000200010011	3	11	5	00	小運搬		2151	t	3000
エレメント親	000200010012	3	12	E	00	圧接費		1	式	10478520
内訳本体	0002000100120001	4	1	5	00	圧接	D-19 + D-19	1346	ヶ所	580
"	0002000100120002	4	2	5	00	圧接	D-22 + D-22	2164	ヶ所	600
"	0002000100120003	4	3	5	00	圧接	D-25 + D-25	8696	ヶ所	620
"	0002000100120004	4	4	5	00	圧接	D-25 + D-29	480	ヶ所	760
"	0002000100120005	4	5	5	00	圧接	D-29 + D-29	2339	ヶ所	900
"	0002000100120006	4	6	5	00	圧接	D-32 + D-32	441	ヶ所	1220
"	000200010013	3	13	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030
"	0003	1	3	0	00	D.屋外整備工事		1	式	34596000
内訳本体	00030001	2	1	5	00	鋤取		21.3	m3	410
"	00030002	2	2	5	00	残土処分	場外処分	21.3	m3	7770
代価親	00030003	2	3	Q	00	レンガ舗装 C	レンガ t 30 230x115	112	m2	8136
内訳コメント	000300030001	3	1	5	80	(1m2当たり内訳)				
内訳本体	000300030002	3	2	5	00	クラッシュラン	100	1	m2	950
"	000300030003	3	3	5	00	敷砂	30	0.03	m2	6190
"	000300030004	3	4	5	00	レンガ敷	30 230*115	1	m2	7000
"	00030004	2	4	5	00	落下防止化粧底	1000 x1300	1	ヶ所	108000
内訳仕様	00030004	2	4	5	01		周囲 [-75x40x5x7			
"	00030004	2	4	5	02		シンクロームメッキ処理			

子の本体行の
数量×単価の
和をエレメント
親行の単価と
する。

子の本体行の
数量×単価の
和を代価親行
の単価とする。

表 B.XI- 22 サンプル(c)小計行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	211739900
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
内訳本体	000200010001	3	1	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
"	000200010002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
"	000200010003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
"	000200010004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
"	000200010005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
"	000200010006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
内訳計	000200010007	3	7	5	90	異形鉄筋小計				65299400
内訳本体	000200010008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
"	000200010009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
内訳計	000200010010	3	10	5	90	スパイラル異形鉄筋小計				6547200
内訳本体	000200010011	3	11	5	00	加工組立	スペーサー共	2077	t	55000
"	000200010012	3	12	5	00	加工組立	スペーサー共	74.4	t	40000
"	000200010013	3	13	5	00	小運搬		2151	t	3000
"	000200010014	3	14	5	00	圧接費		1	式	10478520
"	000200010015	3	15	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	8.建具硝子工事		1	式	5366030

この範囲が
小計対象

この範囲が
小計対象

B. XI 建築積算

表 B.XI- 23 サンプル(d)コメント行の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
"	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	222850872
"	00020001	2	1	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
"	00020002	2	2	0	00	7.タイル工事		1	式	3568972
内訳コメント	000200020001	3	1	5	80	(外 部)				
内訳本体	000200020002	3	2	5	00	磁器質タイル	100	21.6	m2	12000
内訳仕様	000200020002	3	2	5	01		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020003	3	3	5	00	磁器質タイル	100	2.4	m	4800
内訳仕様	000200020003	3	3	5	01		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020004	3	4	5	00	モザイクタイル	50	59.6	m2	7410
"	000200020005	3	5	5	00	磁器質タイル	100	29.6	m2	13400
"	000200020006	3	6	5	00	磁器質タイル	100	3.4	m2	16000
"	000200020007	3	7	5	00	磁器質タイル	134×92	4.5	m	4600
"	000200020008	3	8	5	00	磁器質タイル	92×134	10.7	m	4600
内訳小計	000200020009	3	9	5	90	(外 部 計)				1287716
内訳コメント	000200020010	3	10	5	80	(内 部)				
内訳本体	000200020011	3	11	5	00	磁器質タイル	100	14	m2	12000
内訳仕様	000200020011	3	11	5	01		INAX イナフロア-100G			
内訳本体	000200020012	3	12	5	00	モザイクタイル	50	1.2	m2	7410
"	000200020013	3	13	5	00	磁器質タイル	100	20.6	m2	13400
"	000200020014	3	14	5	00	磁器質タイル	184×92	4.6	m	7200
"	000200020015	3	15	5	00	磁器質タイル	184×92	8	m	7200
"	000200020016	3	16	5	00	磁器質タイル	202×92	8.2	m	7200
"	000200020017	3	17	5	00	半磁器質タイル	100	8.8	m2	8280
"	000200020018	3	18	5	00	陶器質タイル	100×200	12.4	m2	11000
"	000200020019	3	19	5	00	陶器質タイル	100×200	15.3	m2	9000
"	000200020020	3	20	5	00	陶器質タイル	セキメンB 100×200	104	m2	9000
内訳本体	000200020021	3	21	5	00	クリーニング費		1	式	450000
内訳小計	000200020022	3	22	5	90	(内 部 計)				2335656
総括明細本体	00020003	2	3	1	00	8.建具硝子工事		1	式	12908030

B. XI 建築積算

表 B.XI- 24 サンプル(e)帳票出力順の記載方法

明細行種類	[1200]明細コード	層	通番	[1288]	[1289]	名 称	仕 様	数量	単位	単 価
総括明細本体	0001	1	1	0	00	A.共通仮設工事		1	式	24543000
〃	0002	1	2	0	00	B.建築工事		1	式	2348750000
〃	0003	1	3	0	00	C.電気設備工事		1	式	148740000
内訳コメント	00020001	2	1	0	80	B.建築工事				
総括明細本体	00020002	2	2	0	00	6.鉄筋工事		1	式	206373870
〃	00020003	2	3	0	00	8.建具硝子工事		1	式	12908030
内訳コメント	000200020001	3	1	5	80	6.鉄筋工事				
内訳本体	000200020002	3	2	5	00	異形鉄筋	SD295A D-10	466	t	37000
〃	000200020003	3	3	5	00	異形鉄筋	SD295A D-13	884	t	35000
〃	000200020004	3	4	5	00	異形鉄筋	SD295A D-16	175	t	33000
〃	000200020005	3	5	5	00	異形鉄筋	SD345 D-19	66.9	t	34000
〃	000200020006	3	6	5	00	異形鉄筋	SD345 D-22	82.7	t	34000
〃	000200020007	3	7	5	00	異形鉄筋	SD345 D-25	184	t	34000
〃	000200020008	3	8	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-10	0.1	t	88000
〃	000200020009	3	9	5	00	スパイラル異形鉄筋	SD295A D-13	74.3	t	88000
〃	000200020010	3	10	5	00	加工組立	スパーサー共	2077	t	55000
〃	000200020011	3	11	5	00	加工組立	スパーサー共	74.4	t	40000
〃	000200020012	3	12	5	00	小運搬		2151	t	3000
〃	000200020013	3	13	5	00	圧接費		1	式	10478520
〃	000200020014	3	14	5	00	ワイヤーメッシュ		599	m2	650
内訳コメント	000200030001	3	1	0	80	8.建具硝子工事				
総括明細本体	000200030002	3	2	0	00	(1)鋼製建具		1	式	5778670
〃	000200030003	3	3	0	00	(2)アルミ建具		1	式	7129360
内訳コメント	0002000300020001	4	1	5	80	(1)鋼製建具				
内訳本体	0002000300020002	4	2	5	00	かまち戸	2890× 2000	1	ヶ所	170000
内訳仕様	0002000300020002	4	2	5	01		焼付塗装			
〃	0002000300020002	4	2	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300020003	4	3	5	00	フラッシュ戸	1200× 2000	1	ヶ所	175000
内訳仕様	0002000300020003	4	3	5	01		甲種防火戸			
〃	0002000300020003	4	3	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300020004	4	4	5	00	玄関ドア	800× 1900	12	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300020004	4	4	5	01		乙種防火戸			
〃	0002000300020004	4	4	5	02		KD-111-31			
内訳本体	0002000300020005	4	5	5	00	MB点検扉	2020× 2450	6	ヶ所	73000
内訳仕様	0002000300020005	4	5	5	01		焼付塗装			
内訳本体	0002000300020006	4	6	5	00	アングルピース		216	m	600
〃	0002000300020007	4	7	5	00	額縁		23.9	m	1300
内訳コメント	0002000300030001	4	1	5	80	(2)アルミ建具				
内訳本体	0002000300030002	4	2	5	00	かまち戸	920× 1800	6	ヶ所	78200
内訳仕様	0002000300030002	4	2	5	01		乙種防火戸			
〃	0002000300030002	4	2	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300030003	4	3	5	00	格子戸	825× 1800	1	ヶ所	34000
内訳仕様	0002000300030003	4	3	5	01		アルマイト仕上			
内訳本体	0002000300030004	4	4	5	00	サッシュ	3670× 1800	14	ヶ所	102000
内訳仕様	0002000300030004	4	4	5	01		カラーアルミ			
〃	0002000300030004	4	4	5	02		附属金物一式			
内訳本体	0002000300030005	4	5	5	00	ガラリ戸	400× 1000	1	ヶ所	17000
内訳仕様	0002000300030005	4	5	5	01		アルマイト仕上			
内訳本体	0002000300030006	4	6	5	00	額縁		7.2	m	1300
〃	0002000300030007	4	7	5	00	アングルピース		1036	m	600
〃	0002000300030008	4	8	5	00	水切板		344	m	1800

3. 建築見積依頼・回答メッセージの作成方法

本章は、建築見積依頼・回答メッセージを処理するための中間ファイルの作成方法とそのフォーマットを示す。

- 3.1. 中間ファイルとは
- 3.2. 建築見積中間ファイルの種類
- 3.3. 建築見積中間ファイルのフォーマット
- 3.4. 二種類の中間ファイルの相互変換方法

3.1. 中間ファイルとは

(1) 中間ファイルの役割

- ・ 中間ファイルとは、自社の見積システムとトランスレータとを媒介するファイルである。

(2) 中間ファイルの必要性

- ・ 市販のトランスレータの多くは、送信時に見積システムのデータベースを直接読み込んだり、受信時に見積システムのデータベースに直接書き込むことができない。見積システムのデータベースは各社固有の構造を持つのに対し、市販トランスレータは汎用的に作られているためである。
- ・ したがってトランスレータと見積システム間で、固定長ファイル、CSV ファイル等の一般的な形式のファイルを媒介としたデータの引渡が必要となる。このファイルが中間ファイルである。

(3) 中間ファイルの利用方法

1) 送信時

- ・ EDI 利用者は、見積システムのデータベースから送信に必要なデータ項目のみを抽出し、トランスレータが処理可能な一時的なファイルを作成する。これが中間ファイルである。
- ・ トランスレータはこの中間ファイルから EDI メッセージを作成する。
- ・ 送信用の中間ファイルは、通常、送信完了後削除する。

2) 受信時

- ・ 受信時は、トランスレータが EDI メッセージから中間ファイルを作成する。
- ・ EDI 利用者は中間ファイルから必要なデータ項目を見積システムのデータベースに取り込む。
- ・ 受信用の中間ファイルは、通常、取り込み完了後削除する。

3.2. 建築見積中間ファイルの種類

見積システムから建築見積依頼・回答メッセージ（CI-NET 形式ファイル）を作成するには、以下の 3 通りの方法がある（CI-NET 形式ファイル受信時に見積システムに取り込む場合も同様に考えられる）。

- (a) 自社の責任でトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。

- (b) 自社の責任で中間ファイルを作成し、CI-NET LiteS 対応パッケージによってトランスレーションを行い、CI-NET 形式ファイルを作成する。
- (c) 上記 (b)と同様。ただし BCS.CSV フォーマット³²を利用する取引先とのデータ交換も必要なため、BCS.CSV フォーマットと互換性のある中間ファイルとする必要がある。

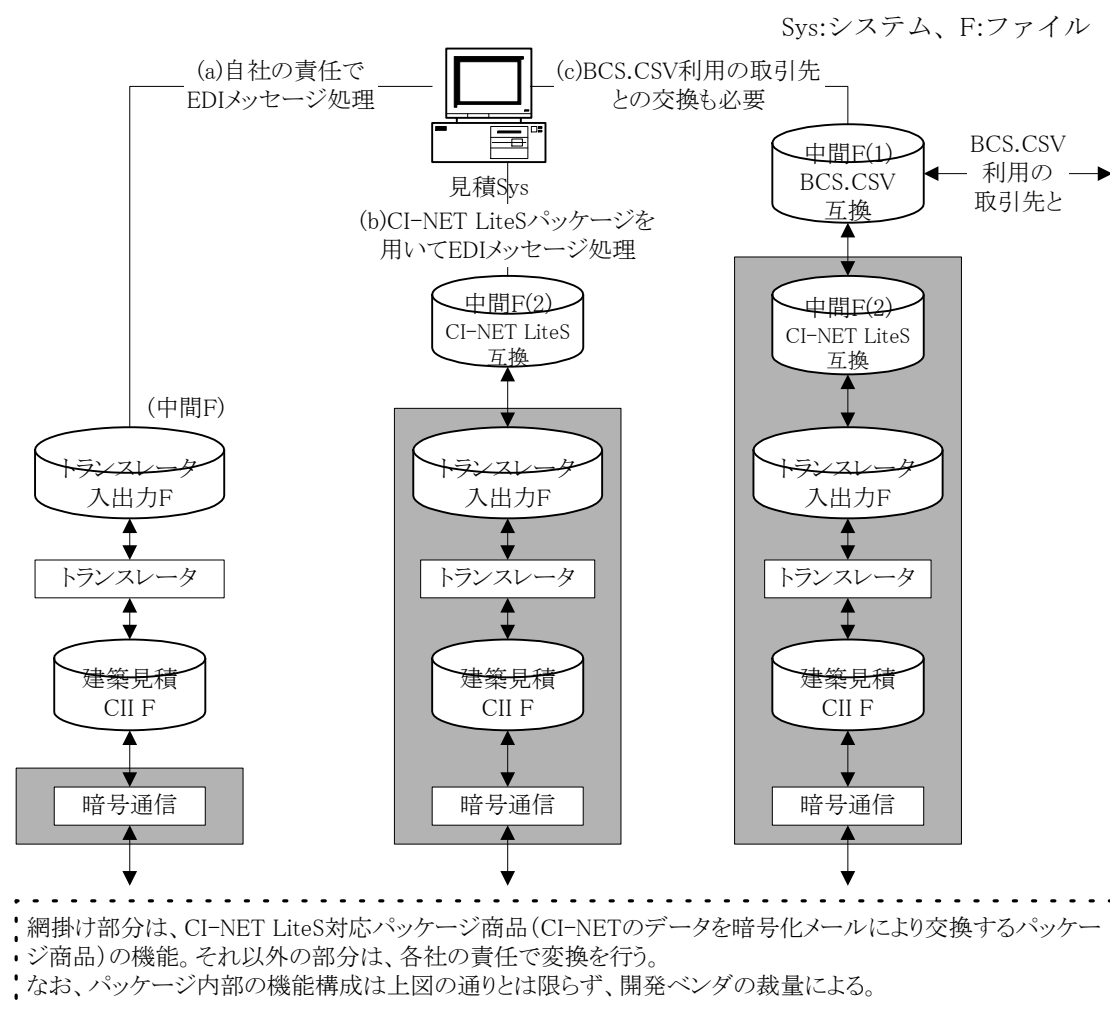


図 B.XI- 7 建築見積業務の中間ファイルの種類

このうち(a)の場合は、自社の責任内でトランスレータの設定、中間ファイルの処理を行うので、中間ファイルのフォーマット等について特に規定はしない。

一方(b)、(c)では、ベンダ各社が共通のファイル・インタフェースを持つ CI-NET LiteS 対応パッケージを開発できるよう、中間ファイル・フォーマットに係わる規定を定める。以下、本資料では「B.XI.3. 3.3 (1) BCS.CSV 互換の中間ファイル、(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイル」において、互換中間ファイルのフォーマットを定める。

³² BCS.CSV フォーマット: 社団法人建築業協会(BCS)が定めたデータ・フォーマット。

3. 3. 建築見積中間ファイルのフォーマット

(1) BCS.CSV 互換中間ファイル

1) 全体仕様

- 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - 一方は、1 行の全体情報部分（鑑）レコードから構成される中間ファイルとする。
 - 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。
見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - 中間ファイルの名称は以下の通りとする。
全体情報中間ファイル `cih***.csv`
明細情報中間ファイル `cim***.csv`
「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。
- 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- 両中間ファイルとも、各レコードは、カンマ区切りによる可変長ファイルとする。データ項目の値がカンマを含む場合は、当該データ項目全体を「"」で囲む。
- 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定めた最大長以下とする。

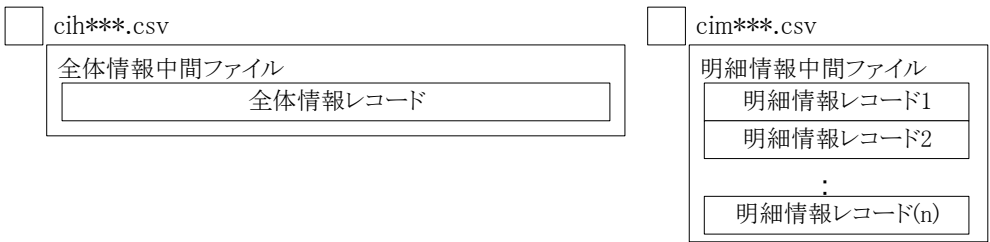


図 B.XI- 8 BCS.CSV 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

【注意事項】

- 上記の 2 ファイルのうち、明細情報中間ファイルが BCS.CSV ファイルと互換性のある形式となっている（BCS.CSV ファイルには全体情報部分（鑑）は存在しない）。
- 明細情報中間ファイルは、先頭 19 項目が BCS.CSV ファイルと同一であり、20 番目以降の項目に CI-NET LiteS 特有のデータ項目を追加した形式となっている。

2) 全体情報中間ファイルの仕様

- 下表の順に記載する。

表 B.XI- 25 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[ダグ番号]データ項目名	属性 (バイト数)	補足
全体/明細の識別	X(5)	"ZZZZZ"を記載する。全体情報を意味する。
[1]データ処理 No.	9(5)	

B. XI. 建築積算

[ダグ番号]データ項目名	属性 (バイト数)	補足
[2]情報区分コード	X(4)	
[3]データ作成日	9(8)	
[4]発注者コード	X(12)	
[5]受注者コード	X(12)	
[1197]サブセット・バージョン	X(10)	
[9]訂正コード	X(1)	
[1006]工事コード	X(12)	
[1007]帳票 No.	X(14)	
[1008]帳票年月日	9(8)	
[1009]参照帳票 No.	X(14)	依頼では値無しとする。
[1013]受注者名	K(40)	
[1024]発注者名	K(56)	
[1042]工事場所・受渡し場所名称	K(76)	
[1045]取引件名(注文件名)	K(40)	
[1070]見積有効期限年月日	X(8)	依頼では値無しとする。
[1140]見積有効期間	K(40)	〃
[1088]明細金額計	N(12)	〃
[1096]消費税額	N(12)	〃
[1097]最終帳票金額	N(12)	〃
[1179]帳票データチェック値 1 回目	X(15)	15 バイト全体の中の右詰め。
[1179]帳票データチェック値 2 回目	X(15)	値無しとする。
[1179]帳票データチェック値 3 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 4 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 5 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 6 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 7 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 8 回目	X(15)	〃
[1179]帳票データチェック値 9 回目	X(15)	〃
[1136]備考	M(240)	mix 属性。

3) 明細情報中間ファイルの仕様

- ・下表の順に記載する。

表 B.XI- 26 BCS.CSV 互換中間ファイル 明細情報中間ファイルのデータ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性 (バイト数)	補 足	
[1200]明細コード先頭 4 桁	9(4)	↑ このファイル上では先頭 ゼロ省略可。 ↓	
[1200]明細コード 5-8 桁	9(4)		
[1200]明細コード 9-12 桁	9(4)		
[1200]明細コード 13-16 桁	9(4)		
[1200]明細コード 17-20 桁	9(4)		
[1200]明細コード 21-24 桁	9(4)		
[1200]明細コード 25-28 桁	9(4)		
[1294]階層レベル	9(2)		
[1295]階層内通し番号	9(4)		
行種	X(1)		次ページ参照。
[1213]品名・名称 2 回目	M(54)		mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 2 回目	M(64)		mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1218]明細数量	N(7.3)		
[1219]明細数量単位	M(6)		mix 属性。
[1222]単価	N(12.1)		依頼では値無しとする。
[1251]明細別備考欄 2 回目	M(16)		mix 属性。
[1213]品名・名称 1 回目	M(54)		mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 1 回目	M(64)		mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1251]明細別備考欄 1 回目	M(16)		mix 属性。

BCS.CSV
ファイルと
同一の
データ項目

CI-NET LiteS 特有のデータ 項目	[タグ番号]データ項目名	属性 (バイト数)	補 足
	[1200]明細コード 29-32 桁	9(4)	このファイル上では先頭 ゼロ省略可。
	[1200]明細コード 33-36 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 37-40 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 41-44 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 45-48 桁	9(4)	
	[1200]明細コード 49-50 桁	9(2)	
	[1279]建設資機材コード	X(40)	
	[1401]設計記号・機器記号	M(12)	
	[1402] 明細別工種・科目コード	M(12)	
	[1403]部位区分	M(12)	
	[1292]定価	N(12.1)	
	[1293]単価掛率	N(3.1)	
	[1404]仕分け区分	M(24)	
	[1197]サブセット・バージョン	X(10)	先頭行のみ。全体情報中間 ファイルと同一内容。

【BCS.CSV 互換中間ファイル上の行種】

表 B.XI- 27 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」

CI-NET			BCS.CSV 互換中間ファイル	
明細行の種類	[1288] 明細データ 属性コード	[1289] 補助明細 コード	中間 ファイル 上の行種	備考
総括明細本体行	0	00	P	
総括明細コメント行	0	80	A	
総括明細範囲終端行	—	—	T	
内訳明細本体行	5	00	D	
内訳明細仕様行	5	01~49	A	
内訳明細計行	5	90	S	
内訳明細コメント行	5	80	A	
エレメント親行	E	00	E	
エレメント終端行	—	—	N	
別紙親行	B	00	B	
別紙終端行	—	—	N	
代価親行	Q	00	Q	
代価終端行	—	—	N	

【注】 BCS.CSV フォーマットにおいて明細書の先頭は明細書全体の親となる P 行（必須）であり、全体の件名、合計金額等が記載されるが、CI-NET メッセージではこの行の記載を義務づけない。記載する場合はコメント行として取り扱わなければならない。

【注】「—」は、CI-NET の建築見積依頼・回答メッセージに該当する行種がない。CI-NET のメッセージでは、BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行のような「終端行」を記

載しない。このため BCS.CSV 互換中間ファイルと CI-NET LiteS 互換中間ファイル間の相互変換処理では、この行の付け外し処理が必要となる。詳細は「B.XI.3. 3.4(2)明細情報中間ファイルの相互変換」を参照。

(2) CI-NET LiteS 互換中間ファイル

1) 全体仕様

- ・ 1 メッセージを 2 つの中間ファイルに格納する。
 - ・ 一方は、1 行の全体情報部分（鑑）レコードから構成される中間ファイルとする。
 - ・ 他方は、1 行以上の明細情報部分レコードから構成される中間ファイルとする。
見積書の明細行 1 行の情報を、中間ファイルの 1 行に記載する。
 - ・ 中間ファイルの名称は以下の通りとする。
 - 全体情報中間ファイル `cih***.txt`
 - 明細情報中間ファイル `cim***.txt`
 「***」の部分の文字列は両中間ファイルで同一とする。「***」の部分は 3 文字に制限されるものではない。
- ・ 両中間ファイルとも、文字コードはシフト JIS とする。
- ・ 両中間ファイルとも、各レコードは、タブ区切りによる可変長ファイルとする。このため、データ項目の値がカンマを含む場合も「`"`」で囲まない。
- ・ 両中間ファイルとも、各データ項目のデータ長は、CI-NET LiteS メッセージとして定めた最大長以下とする。

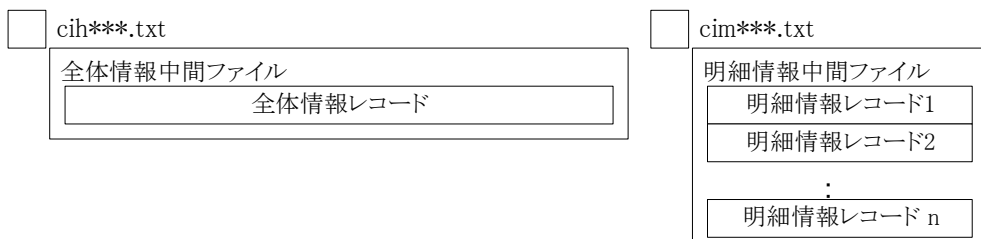


図 B.XI-9 CI-NET LiteS 互換中間ファイルの全体情報中間ファイルと明細情報中間ファイルの関係

2) 全体情報中間ファイルの仕様

- ・ 「表 D.XII-25 BCS.CSV 互換中間ファイル 全体情報中間ファイルのデータ項目記載順序」の BCS.CSV 互換中間ファイルから先頭の項目「全体/明細の識別」を除いたものとする（[1]データ処理 No.～[1136]備考の 30 項目とする）。
- ・ データ項目
建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。
以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

[1009] 参照帳票 No.	[1070] 見積有効期限年月日
[1140] 見積有効期間	[1088] 明細金額計
[1096] 消費税額	[1097] 最終帳票金額

 建築見積依頼、回答メッセージともに同一フォーマット（並び順）なので、依頼メッセージのこれらデータ項目の箇所は何も記載しない（タブを連続させる）。

3) 明細情報中間ファイルの仕様

- ・下表の順に記載する。

- ・データ項目

建築見積依頼、回答メッセージともに同一並び順である。

以下の項目は、建築見積回答メッセージでは使用するが建築見積依頼メッセージでは使用しない。

[1222] 単価

表 B.XI- 28 CI-NET LiteS 互換中間ファイル明細情報中間ファイルの
データ項目記載順序

[タグ番号]データ項目名	属性	補 足
[1200]明細コード	X(50)	
[1294]階層レベル	9(2)	
[1295]階層内通し番号	9(4)	
[1288]明細データ属性コード	X(1)	
[1289]補助明細コード	X(2)	
[1213]品名・名称 1 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 1 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1213]品名・名称 2 回目	M(54)	mix 属性。印刷目的の場合は max 32 byte を推奨。
[1214]規格・仕様・摘要 2 回目	M(64)	mix 属性。印刷目的の場合は max 30 byte を推奨。
[1218]明細数量	N(7.3)	
[1219]明細数量単位	M(6)	mix 属性。
[1222]単価	N(12.1)	依頼では値無しとする。
[1251]明細別備考欄 1 回目	M(16)	mix 属性。
[1251]明細別備考欄 2 回目	M(16)	mix 属性。
[1279]建設資機材コード	X(40)	
[1401]設計記号・機器記号	M(12)	mix 属性。
[1402]明細別工種・科目コード	M(12)	mix 属性。
[1403]部位区分	M(12)	mix 属性。
[1292]定価	N(12.1)	
[1293]単価掛率	N(3.1)	
[1404]仕分け区分	M(24)	mix 属性。

3. 4. 二種類の間中ファイルの相互変換方法

BCS.CSV 互換および CI-NET LiteS 互換の両中間ファイルの相互変換処理は、おおよそ以下の通りとなる。また、両ファイルでフィールド・セパレータが異なる（カンマ区切りとタブ区切り）点にも対応が必要である。

(1) 全体情報中間ファイルの相互変換

- ・ BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、先頭の項目（=ZZZZZ）を削除する。
- ・ 逆向きの変換では、先頭に全体・明細の識別（=ZZZZZ）を挿入する。

BCS.CSV互換中間ファイル		CI-NET LiteS互換中間ファイル
全体/明細の識別	←つけ外し→	
[1]データ処理No.		[1]データ処理No.
[2]情報区分コード		[2]情報区分コード
[3]データ作成日		[3]データ作成日
[4]発注者コード		[4]発注者コード
[5]受注者コード		[5]受注者コード
[1197]サブセット・バージョン		[1197]サブセット・バージョン
[9]訂正コード		[9]訂正コード
[1006]工事コード		[1006]工事コード
[1007]帳票No.		[1007]帳票No.
[1008]帳票年月日		[1008]帳票年月日
[1009]参照帳票No.		[1009]参照帳票No.
[1013]受注者名		[1013]受注者名
[1024]発注者名		[1024]発注者名
[1042]工事場所・受渡場所名称		[1042]工事場所・受渡場所名称
[1045]取引件名(注文件名)		[1045]取引件名(注文件名)
[1070]見積有効期限年月日		[1070]見積有効期限年月日
[1140]見積有効期間		[1140]見積有効期間
[1088]明細金額計		[1088]明細金額計
[1096]消費税額		[1096]消費税額
[1097]最終帳票金額		[1097]最終帳票金額
[1179]帳票データチェック値 1回目		[1179]帳票データチェック値 1回目
[1179]帳票データチェック値 2回目		[1179]帳票データチェック値 2回目
[1179]帳票データチェック値 3回目		[1179]帳票データチェック値 3回目
[1179]帳票データチェック値 4回目		[1179]帳票データチェック値 4回目
[1179]帳票データチェック値 5回目		[1179]帳票データチェック値 5回目
[1179]帳票データチェック値 6回目		[1179]帳票データチェック値 6回目
[1179]帳票データチェック値 7回目		[1179]帳票データチェック値 7回目
[1179]帳票データチェック値 8回目		[1179]帳票データチェック値 8回目
[1179]帳票データチェック値 9回目		[1179]帳票データチェック値 9回目
[1136]備考		[1136]備考

図 B.XI-10 全体情報中間ファイルの相互変換

(2) 明細情報中間ファイルの相互変換

1) レコード内の位置の変更

次図にならい、レコード内のデータ項目位置の変更等を行う。

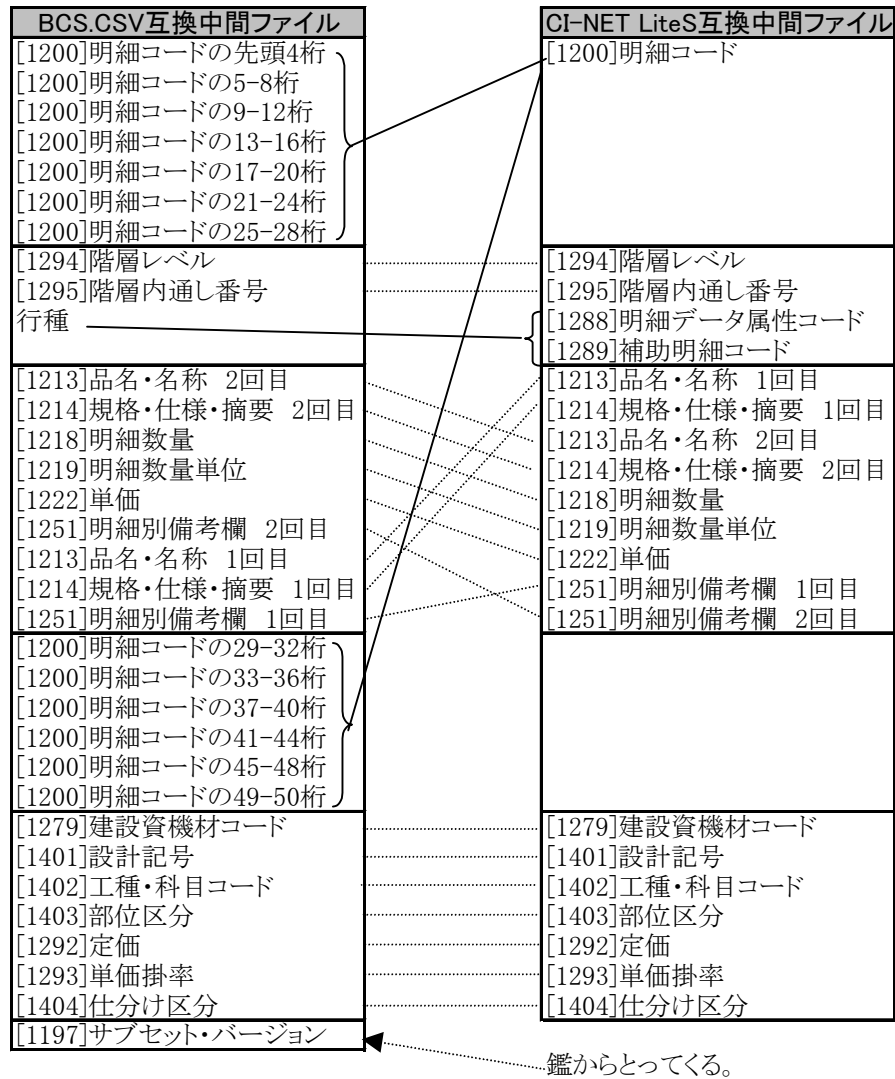


図 B.XI-11 明細情報中間ファイルの相互変換

■点線は、位置の変更のみであり、値の変換は伴わない。

■[1200]明細コードについては、以下に例示するような値の変換が必要である。

【例】

BCS.CSV 互換 1、2、3、4、5、6、7...(省略)...8、9、10、11、12

CI-NET Lites 互換 000100020003000400050006000700080009001000110012

■[1288]明細データ属性コード、[1289]補助明細コードについては、「表 B.XI-27 BCS.CSV 互換中間ファイルで使用する「行種」」に示す値の変換を行う。

【留意事項】 行種の変換に関する留意点

・BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換では、行種 A は、建築見積依頼・回答メッセージの明細行種類（[1288]明細データ属性コードと[1289]

補助明細コードの組合せによって定まるもの)に一意に対応しない。このため、変換に際しては、前後の明細行の行種等から判断して適切な変換を決定する必要がある(下表例)。

表 B.XI- 29 BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向き変換時の
A 行の変換処理例

BCS.CSV 互換 中間ファイル	建築見積依頼・回答メッセージでの明細行種類 (=CI-NET LiteS メッセージでの明細行種類)	
A	総括明細コメント行 (0, 80)	・ 同一階層レベルの兄弟に P 行が存在する場合、総括明細コメント行であると判断する。
	内訳明細仕様行 (5, 01~5, 49)	・ 自行と同一値の[1200]明細コードを持つ D 行が存在する場合、内訳明細仕様行であると判断する。
	内訳明細コメント行 (5, 80)	・ 上記のいずれにも該当しない A 行は、内訳明細コメント行であると判断する。

2) T 行、N 行等の挿入、削除

建築見積依頼・回答メッセージでは BCS.CSV フォーマットの T 行、N 行に相当する「終端行」を使用しないため、相互の変換においては、これらの付け外しが必要となる。

① BCS.CSV 互換中間ファイル→CI-NET LiteS 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では以下が必要である。

- (a) 明細書全体の親となる P 行 ([1200]明細コードでソートした場合の先頭行) を、CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。
- (b) T 行、N 行を CI-NET LiteS 互換中間ファイルに書き出さない。

② CI-NET LiteS 互換中間ファイル→BCS.CSV 互換中間ファイル向きの変換

この向きの変換では、T 行、N 行を必要な箇所に生成、挿入して BCS.CSV 互換中間ファイルに書き出す処理を行う。この場合の処理例の概要を示す。

- (a) CI-NET LiteS 互換中間ファイル(鑑部)の[1045]取引件名(注文件名)、[1088]明細金額合計、[1197]サブセット・バージョン等の値を、BCS.CSV 互換中間ファイルの第 1 行に P 行として書き出す。
- (b) CI-NET LiteS 互換中間ファイル(明細部)を[1200]明細コードによりソートする。
- (c) ソート後の各行に対し以下の処理を行う。
 - ・ 自行の階層が前行より浅ければ、
 - ・ 前行の階層レベルと自行の階層レベルの差に相当する数の終端行を書き出す。書き出すべき終端行が T 行か N 行かの判定は、階層を遡って把握する。
 - ・ 終端行を書き出した後に自行を書き出す。
 - ・ 自行の階層が前行と同階層ならば、
 - ・ 前行が総括明細本体行ならば、前行の長男として T 行を書き出す。
 - ・ 前行がエレメント親、別紙親、代価親行ならば、前行の長男として N 行を書き出す。
 - ・ 自行を書き出す。
- (d) 末尾に、先頭行に対応する T 行を書き出す。

B.情報表現規約

XII.メッセージごとの使用データ項目

凡例

■ タグ

- ・個別のデータ項目に割り当てられた番号。

■ 属性

- ・データ項目に使用する文字の種類を識別する記号。

X 属性

1 バイト（半角）の英数文字、およびカタカナ。正確には、JIS-X0201 という JIS 規約で定められている 8 ビットの文字列データである。

X 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定のない限り、左詰めで記載する。

（例 1 参照）

また X 属性で右詰めの指定がある項目では、その使用可能な桁数内において未使用の桁がある場合、その部分について、

- ・「sp」（スペース：8bit 文字コード表の Hex 表示 20）
- ・「0」（ゼロ：8bit 文字コード表の Hex 表示 30）

のいずれを使用してもよいものとする。

さらに X 属性の項目における使用可能な桁数以外の部分については、

- ・「sp」（スペース：8bit 文字コード表の Hex 表示 20）

を入れるものとする。（例 2 参照）

【例 1】[1019]受注者担当郵便番号（X 属性、最大バイト数 10）に「105-0001」を記載する場合。

正：105-0001

誤：ss105-0001 （"s"はスペースを示す）

【例 2】[1179]帳票データチェック値（X 属性、最大バイト数 15）に[1]データ処理 No. 「123」（15 バイトの中の右詰め 5 桁）を記載する場合。

正：ssssssssss00123

誤：ssssssssss123

誤：ssssssssss123ss

誤：0000000000ss123

なお、本資料のメッセージサブセットの使用データ項目一覧表で「M」と記載するデータ項目では Mix モード（8 ビット文字と 16 ビット文字の混在）を許す。これらのデータ項目はシフト JIS コードで記載しなければならない。

【重要事項】単位の記載について

本資料に定めるメッセージサブセットには、単位に関連する以下のデータ項目が含まれる。

[1219]明細数量単位

[1209]使用期間単位

[1217]補助数量単位

これらのデータ項目では、CI-NET 標準 BP Ver.1.7 「第 3 章第 2 節 3.12 単位コード」を使用しなければならない。ただし CI-NET LiteS の運用上 Mix モードを許容するので、半角（8 bit）文字を使用してよい。しかし「m2」など、複数の英数カナ文字を含む単位コードについては、全ての英数カナ文字を半角（8 bit）あるいは全角（16 bit）文字に統一しなければならない。

正： m2 半角+半角

正： m 2 全角+全角

誤： m2 全角+半角

誤：	m 2	半角+全角
誤：	M2	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載
誤：	平米	CI-NET 標準 BP に定める単位コード以外の記載

K 属性

2 バイト（全角）のかな漢字など。

正確には、JIS-X0208 という JIS 規約で定められている 16 ビットの文字列データである。したがって、いわゆる外字は使用不可能。

外字の例；①、②、③...、㎡、キロ、トン、メートル、メートル...、(株)、(有)、(代)...

K 属性のデータ項目では、本資料において特段の指定のない限り、左詰めで記載する。

【重要確認】

X 属性は 8bit 文字列、K 属性は 16bit 文字列であるが、CII シンタックスルールにより、共にこれら文字列では、最も右側にあるブランク以外の文字よりもさらに右側にあるブランクを省略することができる。

【重要確認 2】

JIS X0213:2004 (JIS2004) という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。

9 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字のみで表される数値。カンマは記載しない。

N 属性

1 バイト(半角)の「0」～「9」の数字、「+」、「-」の正負記号、「.」の小数点で表される数値。カンマは記載しない。

■ バイト数

- ・ X 属性のデータ項目では最大文字数を示す。
- ・ K 属性のデータ項目では、1 文字が 2 バイトなので、最大文字数の 2 倍を示す。
- ・ 9 属性および N 属性のデータ項目では整数部の最大桁数を示す。小数点以下の桁数、小数点、正負記号はバイト数に含まれない。
- ・ なお、ここに示す値はデータ項目の最大バイト数である。実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■ 小数

- ・ 9 属性および N 属性のデータ項目の小数点以下の最大桁数を示す。
- ・ なお、上記のバイト数と同じく最大桁数であり、実際に送信するデータ項目の桁数がこの値より少ない場合は、必要な桁数だけ送信することができる。

■ 総桁数

- ・ N 属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

■ 回数

- ・ マルチデータ項目の最大繰り返し回数を示す。明細情報部の M6 レベル 1 における回数 ∞（無限大）とは、見積書の明細行を任意回数繰り返せることを示す。

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

- ・なお、最大回数であり、最大回数以内に必要な回数だけ送信することができる。

■ 必須

- ; メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
- ★ ; メッセージの処理に不可欠な、省略できないデータ項目。
ただし、契約行為を行わずに出来高メッセージ、請求メッセージを交換する場合には、このデータ項目は記載できない。
- ; メッセージの送信者が取引先との協議のうえ使用を選択できるデータ項目。
- ▽ ; 当該メッセージで使用しないことが推奨されるデータ項目。使用する必然性がないため次バージョンで削除される計画。
- 空欄 ; 当該メッセージでは使用してはならないデータ項目。

■ マルチ

- ・「M」は、マルチ明細項目（繰り返し可能）であることを示す。逆に、マルチ欄に記載のないデータ項目は同一メッセージ内に1度しか記載できない。
- ・「M9」、「ME」などの番号は、メッセージ内に複数存在するマルチ明細を特定する番号である。
- ・「M7 レベル 2」、「M8 レベル 2」は、「M6」のマルチの中でさらにもう一段のマルチがとられている（階層化されている：図 B.XII-1 参照）ことを示す。これに対し「レベル 1」は、階層化されていないマルチを示す。

見積明細書					
[1214]規格・仕様・摘要			[1219]明細数量単位		
[1213]品名・名称		[1218]明細数量		[1222]単価	
品名	摘要	数量	単位	単価	
1	玄関 床	JB	3.50	m2	20000.0
	花崗岩	100×100			
2	ホール 巾木	本磨き	10.00	m	5000.0
	花崗岩	100×25			
3	前室 飾り棚	本磨き	9.00	m2	20000.0
	大理石	850×450			

図 B.XII-1 マルチレベル 1 とレベル 2 の例

1. 建築見積・設備見積・設備機器見積業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のパイプ数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。														
CI-NET LiteS定義						建築 積算		建築 見積		設備 見積		機器 見積		マルチ
タグ	項目名	属性	byte 数	小数	総桁 数※	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	依 頼	回 答	
全体情報部分(鑑)														
1	データ処理No.	9	5			●	●	●	●	●	●	●	●	
2	情報区分コード	X	4			●	●	●	●	●	●	●	●	
3	データ作成日	9	8			○	○	○	○	●	●	●	●	
4	発注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●	
5	受注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●	
1197	サブセット・バージョン	X	12			●	●	●	●	●	●	●	●	
9	訂正コード	X	1			●	●	●	●	●	●	●	●	
1006	工事コード	X	12			○	○	○	○	○	○			
1007	帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●	●	●	
1008	帳票年月日	9	8			●	●	●	●	●	●	●	●	
1009	参照帳票No.	X	14				○		○	●		●		
1010	参照帳票年月日	9	8							▽				
1181	帳票名称	K	60				○							
1013	受注者名	K	40			○	○	○	○	○	○	○	○	
1017	受注者担当部署名	K	40		1	○	○			○	○	○	○	M9レベル1
1018	受注者担当者名	K	20		1	○	○			○	○	○	○	M9レベル1
1019	受注者担当郵便番号	X	10		1	○	○			○	○	○	○	M9レベル1
1020	受注者担当住所	K	60		1	○	○			○	○	○	○	M9レベル1
1021	受注者担当電話番号	X	15		1	○	○			○	○	○	○	M9レベル1
1022	受注者担当FAX番号	X	15		1	○	○					○	○	M9レベル1
1024	発注者名	K	56			○	○	○	○	○	○	○	○	
1028	発注者担当部署名	K	40		2	○	○			○	○	○	○	MAレベル1
1029	発注者担当者名	K	20		2	○	○			○	○	○	○	MAレベル1
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2	○	○					○	○	MAレベル1
1031	発注者担当住所	K	60		2	○	○					○	○	MAレベル1
1032	発注者担当電話番号	X	15		2	○	○					○	○	MAレベル1
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2	○	○					○	○	MAレベル1
1372	工種・科目コード	M	12							○	○			
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○	○	○	
1016	工事場所・受渡場所郵便番号	X	10							○	○			
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60							○	○	○	○	
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15							○	○			
1182	工事場所・受渡場所FAX番号	X	15							○	○			
1371	工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)	X	5							○	○			
1045	取引件名(注文件名)	K	40			○	○	○	○	○	○	○	○	
1047	受渡し方法	M	30									○	○	
1052	工事・納入開始日	X	8									○	○	
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8									○	○	
1139	工期・納期指定	K	120							○	○			
1056	支払条件	M	60		4					○	○	○	○	M2レベル1
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20					▽		○		M3レベル1
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8					○				M1レベル1
1070	見積有効期限年月日	X	8				○		○					
1140	見積有効期間	K	40				○		○		○		○	
1141	見積提出期限年月日	X	8							○				
1071	運送費用負担	M	20									○	○	
57	消費税コード	X	1								○			
59	課税分類コード	X	1								○			
1088	明細金額計	N	12		13		○		○		○		○	
1089	明細金額計調整額	N	12		13						○			
1090	調整後帳票金額計	N	12		13						○			
1096	消費税額	N	12		13		○		○		○		○	

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。						建築 積算		建築 見積		設備 見積		機器 見積		
CI-NET LiteS定義						依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	依頼	回答	
タグ	項目名	属性	byte 数	小数	総桁 数※	回数	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	マルチ
1097	最終帳票金額	N	12		13			○		○		○		
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○	○	○	○	○	○	M6レベル #1
1136	備考	M	240			1	○	○	○	○		○	○	M5レベル #1
55	自由使用欄	X	120									▽		
1383	受注者側専用使用欄	M	120			5				○	○			M6レベル #1
1384	発注者側専用使用欄	M	120			5				○	○			M6レベル #1
1640	建設資機材コードバージョン	X	4							○	○		○	
明細情報部分(内訳)														
1200	明細コード	X	50			∞	●	●	●	●	●	●	●	M6レベル #1
1294	階層レベル	9	2			∞			●	●				M6レベル #1
1295	階層内通し番号	9	4			∞			●	●				M6レベル #1
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	●	●			●	●	●	M6レベル #1
1289	補助明細コード	X	2			∞	●	●	●	●				M6レベル #1
1203	明細別取引区分コード	X	5			∞					○	○		M6レベル #1
1401	設計記号・機器記号	M	12			∞	○	○	○	○			○	M6レベル #1
1402	明細別工種・科目コード	M	12			∞	○	○	○	○				M6レベル #1
1403	部位区分	M	12			∞	○	○	○	○				M6レベル #1
1279	建設資機材コード	X	40			∞			○	○	○		○	M6レベル #1
1280	コード送信側変換結果コード	X	2			∞					○	○		M6レベル #1
1281	建設資機材標準名称	M	240			∞					○	○	○	M6レベル #1
1282	コード受信側変換結果コード	X	2			∞					○	○		M6レベル #1
1434	明細別原価細目名	K	20			∞	○	○						M6レベル #1
1405	C-CADPEC機器分類コード	X	40			∞							○	M6レベル #1
1211	摘要コード	X	54			∞					○	○		M6レベル #1
1213	品名・名称	M	54			2	○	○	○	○		○	○	M7レベル #2
1214	規格・仕様・摘要	M	66			2	○	○	○	○	○	○	○	M7レベル #2
1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25			∞							○	M6レベル #1
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○	○	○	○	M6レベル #1
1219	明細数量単位	M	6			∞	○	○	○	○	○	○	○	M6レベル #1
1222	単価	N	12	1	15	∞		○		○	○	○	○	M6レベル #1
1223	明細金額	N	12		13	∞					○	○	○	M6レベル #1
1292	定価	N	12	1	15	∞	○	○	○	○	○	○		M6レベル #1
1293	単価掛率	N	3	1	6	∞	○	○	○	○				M6レベル #1
1247	明細別使用メーカーコード	X	25			∞							○	M6レベル #1
1248	明細別使用メーカー名	K	40			∞							○	M6レベル #1
1251	明細別備考欄	M	16			2	○	○	○	○	○	○	○	M8レベル #2
1404	仕分け区分	M	24			∞	○	○	○	○				M6レベル #1

2. 購買見積業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：1属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。							購買 見積			
		CI-NET LiteS定義					依 頼	回 答	不 採 用	
タグ	項目名	属性	byte 数	小 数	総桁 数※	回 数	必 須	必 須	必 須	マルチ
全体情報部分(鑑)										
1	データ処理No.	9	5				●	●	●	
2	情報区分コード	X	4				●	●	●	
3	データ作成日	9	8				●	●	●	
4	発注者コード	X	12				●	●	●	
5	受注者コード	X	12				●	●	●	
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●	●	
9	訂正コード	X	1				●	●	●	
1006	工事コード	X	12				●	●	●	
1007	帳票No.	X	14				●	○	○	
1008	帳票年月日	9	8				●	●	●	
1009	参照帳票No.	X	14				○	●	●	
1010	参照帳票年月日	9	8					○	○	
1023	受注者コード2（発注者採番）	X	10				○	○	○	
1046	取引件名（注文件名）コード	X	8				○	○	○	
1191	原価要素名	K	16				○			
1192	原価要素コード	X	5				○			
1193	原価科目名	K	40				○			
1194	原価科目コード	X	5				○			
1195	原価細目名	K	24				○			
1196	原価細目コード	X	5				○			
1013	受注者名	K	40				○	○	○	
1015	受注者代表者氏名	K	28				○	○	○	
1017	受注者担当部署名	K	40		1		○	○	○	MRヘ* #1
1018	受注者担当者名	K	20		1		○	○	○	MRヘ* #1
1019	受注者担当郵便番号	X	10		1		○	○	○	MRヘ* #1
1020	受注者担当住所	K	60		1		○	○	○	MRヘ* #1
1021	受注者担当電話番号	X	15		1		○	○	○	MRヘ* #1
1022	受注者担当FAX番号	X	15		1		○	○	○	MRヘ* #1
1165	受注者決裁者名	K	20		1			○	○	MRヘ* #1
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40					○	○	
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24		5			○	○	MRヘ* #1
1168	受注者建設業許可日	K	22					○	○	
1024	発注者名	K	56				○		○	
1005	JV工事フラグ	X	1				○		○	
1003	その他のJV構成企業名	K	56		3		○	○	○	MRヘ* #1
1028	発注者担当部署名	K	40		2		○	○	○	MRヘ* #1
1029	発注者担当者名	K	20		2		○	○	○	MRヘ* #1
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2		○	○	○	MRヘ* #1
1031	発注者担当住所	K	60		2		○	○	○	MRヘ* #1
1032	発注者担当電話番号	X	15		2		○	○	○	MRヘ* #1
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2		○	○	○	MRヘ* #1
1169	発注者決裁者名	K	20		2		○	○	○	MRヘ* #1
1012	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○		○	
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				○		○	
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10				○		○	
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				○		○	
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20				○		○	
1027	工事場所・受渡し場所担当者名	K	20				○		○	
1041	工事場所・受渡し場所電話番号	X	15				○		○	
1182	工事場所・受渡し場所FAX番号	X	15				○		○	
1045	取引件名（注文件名）	K	40				○		○	
1047	受渡し方法	M	30				○		○	

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				購買見積			マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※	必須	回答	不採用	
1379	全体工事開始日	X	8			○	○		
1380	全体工事終了日	X	8			○	○		
1052	工事・納入開始日	X	8			○		○	
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8			○		○	
1044	別途受渡し場所名称	K	76			○		○	
1095	別途受渡し場所住所	K	60			○		○	
1055	精算条件	M	60			○		○	
1056	支払条件	M	60		4	○		○	M2ヘ* #1
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20	○	○		M3ヘ* #1
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8	○		○	M1ヘ* #1
1175	特記事項	M	76		10	○		○	MJヘ* #1
1176	特記事項2	M	76		20	○		○	MKヘ* #1
1070	見積有効期限年月日	X	8				○		
1141	見積提出期限年月日	X	8			○		○	
1071	運送費川負担	M	20			○		○	
57	消費税コード	X	1			○	○	○	
59	課税分類コード	X	1				○	○	
1004	消費税率	N	3	1	6		○	○	
1088	明細金額計	N	12		13		○	○	
1089	明細金額計調整額	N	12		13	○	○	○	
1090	調整後帳票金額計	N	12		13		○	○	
1096	消費税額	N	12		13		○	○	
1097	最終帳票金額	N	12		13		○	○	
1014	送り状案内	M	76		39	○	○	○	MQヘ* #1
1183	使用メーカー名	K	40		10	○	○	○	MOヘ* #1
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		13	○	○	○	MOヘ* #1
1185	使用メーカー購入品名・数量単位	M	40		10	○	○	○	MOヘ* #1
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		8	○	○	○	MOヘ* #1
1187	使用商社名	K	40		10	○	○	○	MPヘ* #1
1188	使用商社見積金額合計	N	12		13	○	○	○	MPヘ* #1
1189	使用商社購入品名・数量単位	M	40		10	○	○	○	MPヘ* #1
1190	使用商社購入品数量	N	7		8	○	○	○	MPヘ* #1
1179	帳票データチェック値	X	15		9	○	○	○	MMヘ* #1
明細情報部分(内記)									
1200	明細コード	X	50		∞	●	●		M6ヘ* #1
1288	明細データ属性コード	X	1		∞	○	○	○	M6ヘ* #1
1289	補助明細コード	X	2		∞	●	●		M6ヘ* #1
1201	明細番号	X	25		∞	○	○		M6ヘ* #1
1278	明細番号2	X	5		∞	○	○		M6ヘ* #1
1203	明細別取引区分コード	X	5		∞	○	○		M6ヘ* #1
1287	明細別材下共コード	X	2		∞	○	○		M6ヘ* #1
1279	建設資機材コード	X	40		∞	○	○		M6ヘ* #1
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		∞	○	○		M6ヘ* #1
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		∞	○	○		M6ヘ* #1
1213	品名・名称	M	54		2	○	○		M7ヘ* #2
1214	規格・仕様・摘要	M	66		2	○	○		M7ヘ* #2
1208	使用期間	N	5	2	9	○	○		M6ヘ* #1
1209	使用期間単位	M	6		∞	○	○		M6ヘ* #1
1216	補助数量	N	7	3	12	○	○		M6ヘ* #1
1217	補助数量単位	M	6		∞	○	○		M6ヘ* #1
1218	明細数量	N	7	3	12	○	○		M6ヘ* #1
1219	明細数量単位	M	6		∞	○	○		M6ヘ* #1
1222	単価	N	12	1	15	○	○		M6ヘ* #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				購買見積			マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※	依頼 必須	回答 必須	不採用 必須	
1223	明細金額	N	12	13	∞		○		MG/ハ ⁺ /41
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		∞	○	○		MG/ハ ⁺ /41
1248	明細別使用メーカー名	K	40		∞	○	○		MG/ハ ⁺ /41
1249	明細別使用商社コード	X	25		∞	○	○		MG/ハ ⁺ /41
1250	明細別使用商社名	K	40		∞	○	○		MG/ハ ⁺ /41
1251	明細別備考欄	M	16	2	2	○	○		MS/ハ ⁺ /42
1413	明細別変更コード	X	1		∞	○	○		MG/ハ ⁺ /41

3. 注文業務のメッセージの使用データ項目一覧表

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

CI-NET LiteS定義						注文		鑑変更		解除			マルチ
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知	
						必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	
全体情報部分(鑑)													
1	データ処理No.	9	5			●	●	●	●	●	●	●	
2	情報区分コード	X	4			●	●	●	●	●	●	●	
3	データ作成日	9	8			●	●	●	●	●	●	●	
4	発注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	
5	受注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	
1197	サブセット・バージョン	X	12			●	●	●	●	●	●	●	
1198	契約変更識別コード	X	2					▽	▽	▽	▽	▽	
9	訂正コード	X	1			●	●	●	●	●	●	●	
1006	工事コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●	
1306	変更工事コード	X	12			○	○	○	○	○	○	○	
1007	帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●	●	
1300	注文番号校番	X	2			○	○	○	○	○	○	○	
1008	帳票年月日	9	8			●	●	●	●	●	●	●	
1009	参照帳票No.	X	14				●		●		●		
1010	参照帳票年月日	9	8								○		
1301	参照帳票No.2	X	14			●	○	●	○	●	○	●	
1023	受注者コード2（発注者探部）	X	10			○	○	○	○	○	○	○	
1046	取引件名（注文件名）コード	X	8			○	○	○	○	○	○	○	
1191	原価要素名	K	16			○	○	○	○	○	○	○	
1192	原価要素コード	X	5			○	○	○	○	○	○	○	
1193	原価科目名	K	40			○	○	○	○	○	○	○	
1194	原価科目コード	X	5			○	○	○	○	○	○	○	
1195	原価細目名	K	24			○	○	○	○	○	○	○	
1196	原価細目コード	X	5			○	○	○	○	○	○	○	
1013	受注者名	K	40			○	○	○	○	○	○	○	
1015	受注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○	○	
1017	受注者担当部署名	K	40		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1018	受注者担当者名	K	20		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1019	受注者担当郵便番号	X	10		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1020	受注者担当住所	K	60		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1021	受注者担当電話番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1022	受注者担当FAX番号	X	15		1	○	○	○	○	○	○	○	M9レベ' #1
1165	受注者決裁者名	K	20		1	○	○	○	○	○	○	○	MEレベ' #1
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40			○	○	○	○	○	○	○	
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24		5	○	○	○	○	○	○	○	MIレベ' #1
1168	受注者建設業許可日	K	22			○	○	○	○	○	○	○	
1024	発注者名	K	56			○	○	○	○	○	○	○	
1005	JV工事フラグ	X	1			○	○	○	○	○	○	○	
1003	その他のJV構成企業名	K	56		3	○	○	○	○	○	○	○	MRレベ' #1
1026	発注者代表者氏名	K	28			○	○	○	○	○	○	○	
1028	発注者担当部署名	K	40		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1029	発注者担当者名	K	20		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1031	発注者担当住所	K	60		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1032	発注者担当電話番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2	○	○	○	○	○	○	○	MAレベ' #1
1169	発注者決裁者名	K	20		2	○	○	○	○	○	○	○	MGレベ' #1
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○	○	
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50			○	○	○	○	○	○	○	
1016	工事場所・受渡し場所郵便番号	X	10			○	○	○	○	○	○	○	
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○	○	
1025	工事場所・受渡し場所所長名	K	20			○	○	○	○	○	○	○	

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

		CI-NET LiteS定義				確定 請付		合意申込		合意承諾		合意申込		合意承諾		一方的通知		マルチ
タグ	項目名	属性	byte 数	小数	総桁数 ※	回数	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須		
1027	工事場所・受渡場所担当者名	K	20				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1182	工事場所・受渡場所ドA X番号	X	15				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1045	取引件名（注文件名）	K	40				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1047	受渡し方法	M	30				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1052	工事・納入開始日	X	8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1044	別途受渡し場所名称	K	76				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1095	別途受渡し場所住所	K	60				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1054	契約不適合責任期間	M	60				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1055	精算条件	M	60				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1056	支払条件	M	60		4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M2レベル1	
1066	保険条件	M	60				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	M3レベル1	
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MTレベル1	
1175	特記事項	M	76		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MJレベル1	
1176	特記事項2	M	76		20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MKレベル1	
1071	運送費用負担	M	20				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1079	基本契約日	9	8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1302	基本契約番号	M	24				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1312	出来高査定方式識別コード	X	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
57	消費税コード	X	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
59	課税分類コード	X	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1004	消費税率	N	3	1	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1088	明細金額計	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1089	明細金額計調整額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1090	調整後帳票金額計	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1096	消費税額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1097	最終帳票金額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
1014	送り状案内	M	76		39		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MQレベル1	
1183	使用メーカー名	K	40		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		13	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	
1185	使用メーカー購入品名・数量単位	M	40		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		8	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MOレベル1	
1187	使用商社名	K	40		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	
1188	使用商社見積金額合計	N	12		13	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	
1189	使用商社購入品名・数量単位	M	40		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	
1190	使用商社購入品数量	N	7		8	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MPレベル1	
1179	帳票データチェック値	X	15		9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MMレベル1	
1199	解除・打切理由	M	76		10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	MTレベル1	
明細情報部分（内訳）																		
1200	明細コード	X	50			∞	●	●		●	●						M6レベル1	
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1289	補助明細コード	X	2			∞	●	●	●	●							M6レベル1	
1201	明細番号	X	25			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1278	明細番号2	X	5			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1203	明細別取引区分コード	X	5			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1287	明細別材工共コード	X	2			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1279	建設資機材コード	X	40			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1280	コード送信側変換結果コード	X	2			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1282	コード受信側変換結果コード	X	2			∞	○	○	○	○	○						M6レベル1	
1213	品名・名称	M	54			2	○	○	○	○	○						M7レベル2	
1214	規格・仕様・摘要	M	66			2	○	○	○	○	○						M7レベル2	

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。							注文		鑑変更		解除			マルチ
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	回数	確定	請け	合意申込	合意承諾	合意申込	合意承諾	一方的通知	
							必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1209	使用期間単位	M	6			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1217	補助数量単位	M	6			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1219	明細数量単位	M	6			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1222	単価	N	12	1	15	∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1223	明細金額	N	12		13	∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1247	明細別使用メーカーコード	X	25			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1248	明細別使用メーカー名	K	40			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1249	明細別使用商社コード	X	25			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1250	明細別使用商社名	K	40			∞	○	○	○	○				M6レベ ⁺ A1
1251	明細別備考欄	M	16		2		○	○	○	○				M8レベ ⁺ A2

4. 出来高・請求・立替金および契約打切業務のメッセージの使用データ項目一覧表

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数	打切		出来高			請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金		マルチ
						合意申込	一方的通知	要請	報告	確認	請求	確認	振込査定、振込請求	振込査定、振込請求	振込査定、振込請求	振込査定、振込請求	報告	確認	
						必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	(A方式)累積請求額差引	(B方式)累積支払額差引	(C方式)累積請求額差引	(D方式)累積請求額差引	必須	必須	
全体情報部分(鑑)																			
1	データ処理No.	9	5			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
2	簿籍区分コード	X	4			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
3	データ作成日	9	8			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
4	発行者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1310	受注者連絡請求書発行事業若し登録番号	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
3	受注者コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1309	受注者連絡請求書発行事業若し登録番号	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1174	サブセット・バージョン	X	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
5	訂正コード	X	1			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1006	工事コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1307	変更工事コード	X	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1007	帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1305	注文番号枝番	X	2			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1008	帳票年月日	9	3			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1009	参照帳票No.	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1010	参照帳票年月日	9	3			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1303	注文番号	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1301	参照帳票No. 2	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1304	参照帳票No. 3	X	14			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1023	受注者コード2 (新法書様番)	X	10			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1044	索引件名 (注文件名) コード	X	3			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1191	原価要素名	K	16			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1192	原価要素コード	X	5			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1193	原価科目名	K	40			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1194	原価科目コード	X	5			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1195	原価細目名	K	24			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1196	原価細目コード	X	3			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1013	受注者名	K	40			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1015	受注者代表者氏名	K	28			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1017	受注者担当部署名	K	40		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1018	受注者担当者名	K	20		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1019	受注者担当郵便番号	X	10		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1020	受注者担当住所	K	60		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1021	受注者担当電話番号	X	15		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1022	受注者担当FAX番号	X	15		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1165	受注者決裁者名	K	20		1	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24		5	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1168	受注者建設業許可E	K	22			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1024	発注者名	K	56			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1005	IV工事クラス	X	1			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1002	その他のIV構成企業名	K	56		3	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1026	発注者代表者氏名	K	28			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1028	発注者担当部署名	K	40		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1029	発注者担当者名	K	20		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1030	発注者担当郵便番号	X	10		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1031	発注者担当住所	K	60		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1032	発注者担当電話番号	X	15		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1033	発注者担当FAX番号	X	15		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1169	発注者決裁者名	K	20		2	●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1372	二種・科目コード	M	12			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1042	二事務所・受渡し場所名称	K	76			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1173	二事務所・受渡し場所略称	K	6			●	●	●	●	●	●	●					●	●	
1016	二事務所・受渡場所郵便番号	X	10			●	●	●	●	●	●	●					●	●	

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	打切			出来高			請求		出来高金額、請求金額算定方法の概要				立替金		マルチ
						台意申込	台意承諾	一方的通知	要請	報告	確認	請求	確認	(A方式)累積請求額差引	(B方式)累積支払額差引	(C方式)累積請求額差引	(D方式)累積請求額差引	報告	確認	
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1025	工事場所・受渡場所所長名	K	20			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1027	工事場所・受渡場所担当者名	K	20			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1332	工事場所・受渡場所FAX番号	X	16			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1371	工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)	X	5						○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1045	取引件名(注文件名)	K	40			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1047	受渡し方法	M	30			○	○	○												
1052	工事・納入開始日	X	8			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1073	工事・納入終了日・納入期限	X	8			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				○	○	
1014	別途受渡し場所名称	K	76			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一						
1095	別途受渡し場所住所	K	60			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一						
1054	契約不適合責任賠償	M	60			○	○	○												
1055	積算条件	M	60			○	○	○												
1056	支払条件	M	60		4	○	○	○												M00へ付
1056	保険条件	M	60			○	○	○												
1059	受払者側見積・契約条件	M	76		20	○	○	○												M00へ付
1174	受払者側見積・契約条件	M	62		8	○	○	○												M00へ付
1175	特記事項	M	76		10	○	○	○												M00へ付
1176	特記事項2	M	76		20	○	○	○						原則、確定注文と同一						M00へ付
1071	運送費用負担	M	20			○	○	○						原則、確定注文と同一						
1079	基本契約日	9	8			○	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一						
1322	基本契約番号	M	24			○	○	○	○	○	○	○	○							
1312	出来高査定方式識別コード	X	1			○	○	○	○	○	○	○	○							
37	消費税コード	X	1			○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	
59	課税分類コード	X	1			○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	
1004	消費税率	N	3	1	6	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	
1286	適用課税分類コード	X	1		9													○	○	M00へ付
1386	適用消費税率	N	3	1	6	5												○	○	M00へ付
1327	適用区分別明細金額計	N	12		13	5												○	○	M00へ付
1328	適用区分別消費税額	N	12		13	5												○	○	M00へ付
1058	引当金額計	N	12		13													○	○	M00へ付
1059	引当金額計調整額	N	12		13													○	○	M00へ付
1020	調整後集金金額計	N	12		13													○	○	M00へ付
1096	消費税額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	[1395]+[1396]	[1394]-[1393]	[1395]+[1396]		○	○	
1097	最終帳票金額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	[112]+[1096]	[1160]-[1159]			○	○	
1014	送り状案内	M	76		39	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	M00へ付
1383	使用メーカー名	K	40		10	○	○	○												M00へ付
1384	使用メーカー見積金額合計	N	12		13	10	○	○	○											M00へ付
1385	使用メーカー購入品名・数量単位	M	40		10	○	○	○												M00へ付
1386	使用メーカー購入品数量	N	7	8	10	○	○	○												M00へ付
1387	使用商社名	K	40		10	○	○	○												M00へ付
1388	使用商社見積金額合計	N	12		13	10	○	○	○											M00へ付
1389	使用商社購入品名・数量単位	M	40		10	○	○	○												M00へ付
1390	使用商社購入品数量	N	7	8	10	○	○	○												M00へ付
1179	帳票データチェック値	X	15		9	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	M00へ付
1190	解除・打ち切り理由	M	76		10	○	○	○												M00へ付
1317	打印精度区分コード	X	2			○	○	○												
1042	契約金額計	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	F=[1225]契約1由・出来高で処理する場合は通常確定注文の[1088]に等しい。						
1385	追加契約金額計	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	検査契約を本契約と同一出来高で処理する場合には、検査分の契約額([1092]の内数)を記載。						
1023	契約金額計調整額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	[1092]に対する調整額(通常は確定注文の[1089]に等しい)						
1094	調整後契約消費税額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	F=[1092]+[1093] 通常は確定注文の[1090]に等しい。						
1098	契約金額消費税額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	[1094]に対する消費税額(通常は確定注文の[1086]に等しい)						
1099	最終契約金額	N	12		13		○	○	○	○	○	○	○	F=[1094]+[1098] 通常は確定注文の[1097]に等しい。						
1050	出来高査定日	9	8			○	○	○		○	○	○	○							
1311	請求予定年月	9	6			○	○	○	○	○	○	○	○							
1051	出来高査定回数	9	6			○	○	○	○	●	●	●	●							
1052	今回迄の請求回数	9	6			○	○	○	○	○	○	○	○							
1313	請求査定方式コード	X	2			○	○	○	○	○	○	○	○							
1314	請求完了区分コード	X	1						○	○	○	○	○	A,B,C,D 1:未確定(請求継続)、 2:確定(最終回)						
1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2								○	○	○	1:出来高査定を受けてから再度請求 2:請求に抱りがあるので修正して再度請求				○		
1316	請求確認コード	X	1									○	○	1:出来高査定を受けてから再度請求 2:請求に抱りがあるので修正して再度請求						
1351	検査完了年月日	9	8						○	○	○	○	○							
1352	引渡予定日	9	8						○	○	○	○	○							
1078	支払条件：部分払い割合	N	3	1	6	○	○	○	○	○	○	○	○	相互に合意した値を記載						
1107	前回迄累積出来高金額計	N	12		13	○	○	○		○	○	○	○	明細情報欄の[1283]前回迄累積出来高金額計・明細の和						
1321	前回迄累積出来高金額計調整額	N	12		13	○	○	○		○	○	○	○	前回出来高査定・請求時の[1313]の確定値に等しくなければならない						

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※後桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。										打切		出来高			請求		出来高金額、請求金額算出方法の概要				立替金		マルチ				
CI-NET LiteS定義					合意申込		合意承諾		一方的通知		要請		報告		確認		税改査定、税抜請求		税抜査定、税抜請求		税改査定、税抜請求			報告		確認	
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	(A方式)累積請求額差引	(B方式)累積支払額差引	(C方式)累積請求額差引	(D方式)累積請求額差引	必須	必須	必須	必須	必須		必須	必須	必須	
1222	調整後前回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○				前回出来高査定、請求時の[1332]の確定値に等しくなければならない。									
1101	前回送異種請求金額計	N	12	13		○	○	○				○	○	○	○	○	○	前回出来高査定、請求時の[1103]の確定値に等しくなければならない。									
1323	前回送異種支払金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○			支払通知等にもつき入る。										
1152	税込前回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○				前回査定、請求時の[1153]									
1351	税込前回送異種出来高金額計調整額	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○				前回査定、請求時の[1341]									
1352	調整後税込前回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○				前回査定、請求時の[1342]									
1159	税込前回送異種請求金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	○				前回査定、請求時の[1165]									
1104	今回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○				○	○	=Σ[1236]													
1231	今回送異種出来高金額計調整額	N	12	13		○	○	○				○	○	差額を入力（[1109]に対する調整）													
1232	調整後今回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○				○	○	[1109]+[1331]													
1103	今回送異種請求金額計	N	12	13		○	○	○				○	○	[1103]=0.01×[1058]×[1332]、小数点以下切り捨て。端数は丸めてよい。		[1103]=0.01×[1058]×[1332]、小数点以下切り捨て。端数は丸めてよい。		[1103]=0.01×[1058]×[1332]、小数点以下切り捨て。端数は丸めてよい。									
1234	今回送異種請求金額計消費税額	N	12	13							▽	▽	▽	[1332]-[1103]													
1114	今回送異種請求税額金額計	N	12	13		○	○	○				○	○	前回出来高査定、請求時の[1391]今回送異種消費税額計の確定値に等しくなければならない。													
1293	前回送異種消費税額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	[1393]+[1396]													
1394	今回送異種消費税額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	[1103]に対する消費税の合計、小数点以下切り捨て。		[1393]+[1096]											
1395	消費税額（調整前）	N	12	13		○	○	○			○	○	○	[1112]今回請求金額計×[1004]消費税率×0.01、小数点以下切り捨て。		[1097]最終請求金額÷[1004]消費税率÷100+ [1004]消費税率、小数点以下切り捨て、四捨五入のどちらでも可。											
1296	消費税額調整額	N	12	13		○	○	○			○	○	○	完成払いの時： [1396]-[1058]-[1353]+[1356] 半切精算の時：[1396]-([1103]×[1004]×0.01)-[1393]+[1356] 上記以外： [1096]-[1396]		完成払いの時： [1396]-[1058]-[1353]+[1356] 半切精算の時： [1396]-([1160]×[1004]÷100) 上記以外： [1004]-[1393]+[1356] 上記以外の時： [1096]-[1356]											
1153	税込今回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	[1109]消費税額													
1341	税込今回送異種出来高金額計調整額	N	12	13		○	○	○			○	○	○	差額を入力（[1153]に対する調整）													
1342	調整後税込今回送異種出来高金額計	N	12	13		○	○	○			○	○	○	[1153]+[1341]													

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

項目名					打切		伝送高			請求		出金高金額、請求金額算定方法の概要				立替金		マルチ
												税抜寄附、税引請求	税抜寄附、税引請求	税引寄附、税引請求	税引寄附、税引請求			
												(A方式)累積請求額差引	(B方式)累積支払額差引	(C方式)累積請求額差引	(D方式)累積請求額差引			
タグ	項目名	属性	Byte数	小数桁数※	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須					必須	必須	
1335	税込今回延滞繰上金算計(調整前)	N	12	13	○	○	○		○	○	○				$0.01 \times [1058] \times [1342] - [1342] - [1-60]$			
1162	税込今回延滞繰上金算計(調整前)	N	12	13	○	○	○		○	○	○							
1342	税込今回延滞繰上金算計(調整前)	N	12	13	○	○	○		○	○	○							
1160	税込今回延滞繰上金算計	N	12	13	○	○	○		○	○	○							
1361	今回請求金額計(調整前)	N	12	13	○	○	○		○	○	○				$[1103] - [1323]$			
1362	今回請求金額計(調整前)	N	12	13	○	○	○		○	○	○				$[1361] \text{ に対する調整額}$			
1112	今回請求金額計	N	12	13	○	○	○		○	○	○	$[1103] - [1323]$	$[1361] - [1362]$	$[1092] - [1096]$				
1025	受注者指定金融機関支店名	K	20	1							○							MS/ヘッダ1
1026	受注者指定金融機関支店名	K	20	1							○							MS/ヘッダ1
1037	受注者指定金融機関支店名	K	4	1							○							MS/ヘッダ1
1038	受注者指定金融機関支店名	9	14	1							○							MS/ヘッダ1
1039	受注者指定金融機関支店名	K	40	1							○							MS/ヘッダ1
1040	受注者指定金融機関支店名	X	40	1							○							MS/ヘッダ1
1383	受注者側専用使用欄	M	120	5					○	○	○					○	○	MS/ヘッダ1
1384	受注者側専用使用欄	M	120	5					○	○	○					○	○	MS/ヘッダ1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

全総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数は、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	回数	打切		出来高			請求		累積査定方式	当月査定方式	立替金		マルチ
							合意申込	合意承諾	一方的通知	要請	報告	確認	請求			報告	確認	
							必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須			必須	必須	
明細情報部分(内訳)																		
1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)	X	14			00												
1200	明細コード	X	50			00	●	●	●	●	●	●	●			●	●	M6レバ41
1288	明細データ属性コード	X	1			00	○	○	○	○	○	○	○			○	○	M6レバ41
1289	補助明細コード	X	2			00	●	●	●	●	●	●	●			●	●	M6レバ41
1201	明細書分	X	25			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一、挿入行で区間も記載しない。		○	○	M6レバ41
1278	明細番号2	X	5			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一、挿入行で区間も記載しない。		○	○	M6レバ41
1203	明細別取引区分コード	X	5			00	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6レバ41
1267	明細別付工共コード	X	2			00	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6レバ41
1279	建設費機材コード	X	40			00	○	○	○	○	○	○	○	1213、1214に所定した値を記載		○	○	M6レバ41
1260	コード変換結果コード	X	2			00	○	○	○	○	○	○	○	変換結果を記載		○	○	M6レバ41
1283	コード変換結果結果コード	X	2			00	○	○	○	○	○	○	○	変換結果を記載		○	○	M6レバ41
1213	品名・名称	M	54	2		00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M7レバ42
1214	規格・仕様・摘要	M	66	2		00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M7レバ42
1208	使用期間	N	5	2	9	00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	リース、レンタル以外では事実上使用しない	○	○	M6レバ41
1209	使用期間単位	M	6			00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文と同一	○	○	M6レバ41
1216	補助数量	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力	○	○	M6レバ41
1217	補助数量単位	M	6			00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文と同一	○	○	M6レバ41
1218	明細数量	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	当月実績を入力、リースなら数量。		○	○	M6レバ41
1219	明細数量単位	M	6			00	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6レバ41
1221	明細別価格分類コード	X	1			00										○	○	M6レバ41
1576	明細別消費税率	N	3	1	6	00										○	○	M6レバ41
1222	単価	N	12	15		00	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6レバ41
1223	明細金額	N	12	13		00	○	○	○	○	○	○	○	確定注文と同一		○	○	M6レバ41
1247	明細別使用メーカーコード	X	25			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				M6レバ41
1248	明細別使用メーカー名	K	40			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				M6レバ41
1249	明細別使用商社コード	X	25			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				M6レバ41
1250	明細別使用商社名	K	40			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				M6レバ41
1251	明細別備考欄	M	16	2		00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一		○	○	M6レバ42
1413	明細別変更コード	X	1			00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文と同一				M6レバ41
1490	明細別注文番号後番	X	2			00	○	○	○	○	○	○	○	複数の請求契約を一つの出来高で処理する場合、元の契約を特定するために使用				M6レバ41
1298	契約使用期間	N	5	2	9	00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文の1205に等しい			M6レバ41
1299	契約補助数量	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	確定注文の1216に等しい			M6レバ41
1224	契約数量明細	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文の1216に等しい				M6レバ41
1225	契約金額明細	N	12	13		00	○	○	○	○	○	○	○	原則、確定注文の1223に等しい				M6レバ41
1232	前回の累積出来高数量明細	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の1234に等しい				M6レバ41
1296	前回の累積出来高明細単価出来高率	N	3	1	6	00	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の1235に等しい				M6レバ41
1233	前回の累積出来高金額明細	N	12	13		00	○	○	○	○	○	○	○	前回査定、請求時の1235に等しい				M6レバ41
1231	今回の累積出来高数量明細	N	7	3	12	00	○	○	○	○	○	○	○	実績を積み入れ、出来高率の概念を要さない(作業は100とする)				M6レバ41
1297	今回の累積出来高明細単価出来高率	N	3	1	6	00	○	○	○	○	○	○	○	実績を積み入れ、出来高率の概念を要さない(作業は100とする)				M6レバ41
1235	今回の累積出来高金額明細	N	12	13		00	○	○	○	○	○	○	○	1234)×0.01÷1297÷1232	＝1233÷1223			M6レバ41
1206	使用期間開始日	X	8			00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力	○	○	M6レバ41
1297	使用期間締切日	X	8			00	○	○	○	○	○	○	○	リース、レンタル以外では事実上使用しない	当月実績を入力	○	○	M6レバ41

5. 支払通知業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。							支払通知	マルチ
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	回数		
全体情報部分(鑑)								
1	データ処理No.	9	5				●	
2	情報区分コード	X	4				●	
3	データ作成日	9	8				●	
4	発注者コード	X	12				●	
1310	発注者適格請求書発行事業者登録番号	X	14					
5	受注者コード	X	12				●	
1309	受注者適格請求書発行事業者登録番号	X	14					
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	
1198	契約変更識別コード	X	2					
9	訂正コード	X	1				●	
1006	工事コード	X	12					
1306	変更工事コード	X	12					
1007	帳票No.	X	14				●	
1300	注文番号枝番	X	2					
1008	帳票年月日	9	8				●	
1009	参照帳票No.	X	14				○	
1010	参照帳票年月日	9	8				○	
1181	帳票名称	K	60					
1303	注文番号	X	14					
1301	参照帳票No. 2 (発注者採番)	X	14					
1304	参照帳票No. 3	X	14					
1023	受注者コード2 (発注者採番)	X	10				○	
1046	取引件名(注文文件名)コード	X	8					
1191	原価要素名	K	16					
1192	原価要素コード	X	5					
1193	原価科目名	K	40					
1194	原価科目コード	X	5					
1195	原価細目名	K	24					
1196	原価細目コード	X	5					
1013	受注者名	K	40				○	
1015	受注者代表者氏名	K	28					
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	M9レベ* #1
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	M9レベ* #1
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	M9レベ* #1
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	M9レベ* #1
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	M9レベ* #1
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	M9レベ* #1
1165	受注者決裁者名	K	20			1		MEDレベ* #1
1166	受注者建設業許可区分・登録コード	K	40					
1167	受注者建設業許可工事業種	K	24			5		MFLレベ* #1
1168	受注者建設業許可日	K	22					
1024	発注者名	K	56				○	
1005	JV工事フラグ	X	1					
1003	その他のJV構成企業名	K	56			3		MRLレベ* #1
1389	発注者代表者役職名	K	60					
1026	発注者代表者氏名	K	28				○	
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	MALレベ* #1
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	MALレベ* #1
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	MALレベ* #1
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	MALレベ* #1
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	MALレベ* #1
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	MALレベ* #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				必須	マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※		
1169	発注者決裁者名	K	20		2		MGLベ ⁺ #1
1372	工種・科目コード	M	12				
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				
1016	工事場所・受渡場所郵便番号	X	10				
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				
1025	工事場所・受渡場所所長名	K	20				
1027	工事場所・受渡場所担当者名	K	20				
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15				
1182	工事場所・受渡場所FAX番号	X	15				
1371	工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)	X	5				
1045	取引件名(注文件名)	K	40				
1047	受渡し方法	M	30				
1379	全体工事開始日	X	8				
1380	全体工事終了日	X	8				
1052	工事・納入開始日	X	8				
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8				
1139	工期・納期指定	K	120				
1044	別途受渡し場所名称	K	76				
1095	別途受渡し場所住所	K	60				
1054	契約不適合責任期間	M	60				
1055	精算条件	M	60				
1056	支払条件	M	60		4		M2レベ ⁺ #1
1066	保険条項	M	60				
1069	受注者側見積・契約条件	M	76		20		M3レベ ⁺ #1
1174	発注者側見積・契約条件	M	62		8		M1レベ ⁺ #1
1175	特記事項	M	76		10		M1レベ ⁺ #1
1176	特記事項2	M	76		20		M1レベ ⁺ #1
1070	見積有効期限年月日	X	8				
1140	見積有効期間	K	40				
1141	見積提出期限年月日	X	8				
1071	運送費用負担	M	20				
1079	基本契約日	9	8				
1302	基本契約番号	M	24				
1312	出来高査定方式識別コード	X	1				
57	消費税コード	X	1				
59	課税分類コード	X	1				
1004	消費税率	N	3	1	6		
1365	適用課税分類コード	X	1		5		M1レベ ⁺ #1
1366	適用消費税率	N	3	1	6	5	M1レベ ⁺ #1
1397	適用区分別明細金額計	N	12		13	5	M1レベ ⁺ #1
1398	適用区分別消費税額	N	12		13	5	M1レベ ⁺ #1
1088	明細金額計	N	12		13		
1089	明細金額計調整額	N	12		13		
1090	調整後帳票金額計	N	12		13		
1096	消費税額	N	12		13		
1097	最終帳票金額	N	12		13		
1318	消費税計算区分コード	X	2				
1014	送り状案内	M	76		39		M1レベ ⁺ #1
1183	使用メーカー名	K	40		10		M1レベ ⁺ #1
1184	使用メーカー見積金額合計	N	12		13	10	M1レベ ⁺ #1
1185	使用メーカー購入品名・数量単位	M	40		10		M1レベ ⁺ #1
1186	使用メーカー購入品数量	N	7		8	10	M1レベ ⁺ #1
1187	使用商社名	K	40		10		M1レベ ⁺ #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				必須	マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※		
1188	使用商社見積金額合計	N	12		13		MPレベ [※] #1
1189	使用商社購入品名、数量単位	M	40		10		MPレベ [※] #1
1190	使用商社購入品数量	N	7	8	10		MPレベ [※] #1
1179	帳票データチェック値	X	15		9		MPレベ [※] #1
1373	様式コード	X	2				
1199	解除・打切理由	M	76		10		MTレベ [※] #1
1317	打切精算区分コード	X	2				
1092	契約金額計	N	12		13		
1385	追加契約金額計	N	12		13		
1093	契約金額計調整額	N	12		13		
1094	調整後契約金額計	N	12		13		
1098	契約金額消費税額	N	12		13		
1099	最終契約金額	N	12		13		
1080	出来高調査口	9	8				
1311	請求予定年月	9	6				
1081	出来高調査回数	9	6				
1082	今回迄の請求回数	9	6				
1313	請求算定方式コード	X	2				
1314	請求完了区分コード	X	1				
1315	出来高・請求・立替算定結果コード	X	2				
1316	請求確認コード	X	1				
1381	検査完了予定口	9	8				
1382	引渡予定口	9	8				
1058	支払条件：部分払い割合	N	3	1	6		
1107	前回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1321	前回迄累積出来高金額計調整額	N	12		13		
1322	調整後前回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1101	前回迄累積請求金額計	N	12		13		
1323	前回迄累積支払金額計	N	12		13		
1152	税込前回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1351	税込前回迄累積出来高金額計調整額	N	12		13		
1352	調整後税込前回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1159	税込前回迄累積請求金額計	N	12		13		
1109	今回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1331	今回迄累積出来高金額計調整額	N	12		13		
1332	調整後今回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1103	今回迄累積請求金額計	N	12		13		
1334	今回迄累積請求金額計消費税額	N	12		13		
1114	今回迄累積請求保留金額計	N	12		13		
1393	前回迄累積消費税額計	N	12		13		
1394	今回迄累積消費税額計	N	12		13		
1395	消費税額(調整前)	N	12		13		
1396	消費税額調整額	N	12		13		
1153	税込今回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1341	税込今回迄累積出来高金額計調整額	N	12		13		
1342	調整後税込今回迄累積出来高金額計	N	12		13		
1335	税込今回迄累積請求金額計(調整前)	N	12		13		
1163	税込今回迄累積請求保留金額計	N	12		13		
1343	税込今回迄累積請求金額計調整額	N	12		13		
1160	税込今回迄累積請求金額計	N	12		13		
1361	今回請求金額計(調整前)	N	12		13		
1362	今回請求金額計調整額	N	12		13		
1112	今回請求金額計	N	12		13		
1035	受注者指定金融機関名	K	20		1	○	MSレベ [※] #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				必須	マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※		
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		1	○	MSレベ* #1
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		1	○	MSレベ* #1
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		1	○	MSレベ* #1
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		1	○	MSレベ* #1
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		1	○	MSレベ* #1
1126	今回支払金額計	N	14	15		○	
1127	控除・相殺金額明細計	N	14	15		○	
1128	一括控除・相殺項目	K	40		15	○	M4レベ* #1
1129	一括控除・相殺金額	N	14	15	15	○	M4レベ* #1
1130	一括控除・相殺金額計	N	14	15		○	
1131	控除・相殺金額合計	N	14	15		○	
1132	調整後今回支払金額計	N	14	15		○	
1133	今回支払金額内現金金額計	N	14	15		○	
1134	今回支払金額内手形金額計	N	14	15		○	
1135	今回支払金額内期口一括払い金額計	N	14	15		○	
1136	備考	M	240		1		M5レベ* #1
55	自由使用欄	X	120				
1383	受注者側専用使用欄	M	120		5		M4レベ* #1
1384	発注者側専用使用欄	M	120		5		M4レベ* #1
1600	今回控除・相殺金残高	N	14	15		○	
1601	前回控除・相殺金残高	N	14	15		○	
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計	N	14	15		○	
1603	今回支払金額内現金金額内訳	N	14	15	3	○	MXレベ* #1
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳	9	8	3	3	○	MXレベ* #1
1605	今回支払金額内現金金額摘要	K	20		3	○	MXレベ* #1
1606	今回支払金額内手形金額内訳	N	14	15	3	○	MYレベ* #1
1607	今回支払金額内手形支払日内訳	9	8		3	○	MYレベ* #1
1608	今回支払金額内手形決済日内訳	9	8		3	○	MYレベ* #1
1609	今回支払金額内手形金額摘要	K	20		3	○	MYレベ* #1
1610	今回支払金額内期口一括払い金額内訳	N	14	15	3	○	MZレベ* #1
1611	今回支払金額内期口一括払い支払日内訳	9	8		3	○	MZレベ* #1
1612	今回支払金額内期口一括払い金額摘要	K	20		3	○	MZレベ* #1
1613	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	N	14	15	3	○	MDレベ* #1
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳	9	8		3	○	MDレベ* #1
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳	9	8		3	○	MDレベ* #1
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要	K	20		3	○	MDレベ* #1
1620	手形送付先担当部署名	K	60			○	
1621	手形送付先担当郵便番号	X	10			○	
1622	手形送付先担当住所	K	60			○	
1623	手形送付先担当電話番号	X	25			○	
1624	手形送付先担当FAX番号	X	25			○	
1630	支払通知内容問い合わせ先	K	76		20	○	M4レベ* #1
1631	支払通知記載事項摘要	K	76		30	○	M4レベ* #1
1640	建設資機材コードバージョン	X	4				
明細情報部分(内訳)							
1204	明細別参照帳票No.	X	14		∞	○	M6レベ* #1
1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)	X	14		∞		M6レベ* #1
1377	明細別参照帳票No.2	X	14		∞		M6レベ* #1
1378	明細別参照年月日2	X	14		∞		M6レベ* #1
1200	明細コード	X	50		∞	●	M6レベ* #1
1294	階層レベル	9	2		∞		M6レベ* #1
1295	階層内通し番号	9	4		∞		M6レベ* #1
1288	明細データ属性コード	X	1		∞	○	M6レベ* #1
1289	補助明細コード	X	2		∞	●	M6レベ* #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				支払通知	マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※		
1201	明細番号	X	25		∞	○	M6lev #1
1278	明細番号2	X	5		∞	○	M6lev #1
1202	明細別発注者担当部署コード	X	25		∞	○	M6lev #1
1203	明細別取引区分コード	X	5		∞		M6lev #1
1287	明細別材工共コード	X	2		∞		M6lev #1
1401	設計記号・機器記号	M	12		∞		M6lev #1
1402	明細別工種・科目コード	M	12		∞		M6lev #1
1403	部位区分	M	12		∞		M6lev #1
1279	建設資機材コード	X	40		∞		M6lev #1
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		∞		M6lev #1
1281	建設資機材標準名称	M	240		∞		M6lev #1
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		∞		M6lev #1
1430	明細別原価要素名	K	20		∞	○	M6lev #1
1431	明細別原価要素コード	X	5		∞	○	M6lev #1
1432	明細別原価科目名	K	20		∞	○	M6lev #1
1433	明細別原価科目コード	X	5		∞	○	M6lev #1
1434	明細別原価細目名	K	20		∞	○	M6lev #1
1435	明細別原価細目コード	X	5		∞	○	M6lev #1
1405	C CADEC機器分類コード	X	40		∞		M6lev #1
1211	摘要コード	X	54		∞		M6lev #1
1213	品名・名称	M	54		2		M7lev #2
1214	規格・仕様・摘要	M	66		2		M7lev #2
1212	明細別取引件名（支払件名）	K	60		2	○	M7lev #2
1428	本文	M	80		∞		M6lev #1
1284	建設資機材メーカー／型番コード	X	25		∞		M6lev #1
1436	管理番号	X	15		∞		M6lev #1
1437	入出庫区分名	M	14		∞		M6lev #1
1438	取引大分類	M	10		∞		M6レベル1
1439	取引小分類	M	10		∞		M6レベル1
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	M6lev #1
1209	使用期間単位	M	6		∞		M6lev #1
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	M6lev #1
1217	補助数量単位	M	6		∞		M6lev #1
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	M6lev #1
1219	明細数量単位	M	6		∞		M6lev #1
1221	明細別課税分類コード	X	1		∞		M6lev #1
1376	明細別消費税率	N	3	1	6	∞	M6lev #1
1222	単価	N	12	1	15	∞	M6lev #1
1375	単価（小数3桁）	N	12	3	17	∞	M6lev #1
1223	明細金額	N	12		13	∞	M6lev #1
1292	定価	N	12	1	15	∞	M6lev #1
1293	単価掛率	N	3	1	6	∞	M6lev #1
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		∞		M6lev #1
1248	明細別使用メーカー名	K	40		∞		M6lev #1
1249	明細別使用商社コード	X	25		∞		M6lev #1
1250	明細別使用商社名	K	40		∞		M6lev #1
1251	明細別備考欄	M	16		2		M8lev #2
1404	仕分け区分	M	24		∞		M6lev #1
1413	明細別変更コード	X	1		∞		M6lev #1
1400	明細別注文番号枝番	X	2		∞		M6lev #1
1298	契約使用期間	N	5	2	9	∞	M6lev #1
1299	契約補助数量	N	7	3	12	∞	M6lev #1
1224	契約数量明細	N	7	3	12	∞	M6lev #1
1225	契約金額明細	N	12		13	∞	M6lev #1
1232	前同迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞	M6lev #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義					支払通知	必須	マルチ
		属性	byte数	小数	総桁数※	回数			
1296	前回迄累積出来高明細別単価出来高率	N	3	1	6	∞			M6レベ [※] #1
1233	前回迄累積出来高金額明細	N	12		13	∞			M6レベ [※] #1
1234	今回迄累積出来高数量明細	N	7	3	12	∞			M6レベ [※] #1
1297	今回迄累積出来高明細別単価出来高率	N	3	1	6	∞			M6レベ [※] #1
1235	今回迄累積出来高金額明細	N	12		13	∞			M6レベ [※] #1
1206	使用期間開始日	X	8			∞			M6レベ [※] #1
1207	使用期間締切日	X	8			∞			M6レベ [※] #1
1241	今回支払金額明細	N	14		15	∞	○		M6レベ [※] #1
1242	控除・相殺金額明細	N	14		15	∞	○		M6レベ [※] #1
1420	明細別工事コード	X	25			∞	○		M6レベ [※] #1
1421	明細別取引件名コード	X	25			∞	○		M6レベ [※] #1
1422	明細別発注者管理番号	X	25			∞	○		M6レベ [※] #1
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称	K	76			∞	○		M6レベ [※] #1
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号	X	25			∞	○		M6レベ [※] #1
1425	明細別支払区分	X	10			∞	○		M6レベ [※] #1
1426	明細別CI-NET区分コード	X	1			∞	○		M6レベ [※] #1
1427	請求出来高立替控除区分コード	X	1			∞	○		M6レベ [※] #1

6. 工事請負契約外業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：N属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。										契約外		
CI-NET LiteS定義								工事物件案内		請求確認		
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	回数	必須	必須	必須	マルチ		
全体情報部分(鑑)												
1	データ処理No.	9	5				●	●	●			
2	情報区分コード	X	4				●	●	●			
3	データ作成日	9	8				●	●	●			
4	発注者コード	X	12				●	●	●			
5	受注者コード	X	12				●	●	●			
1309	受注者資格請求書発行事業者登録番号	X	14					○	○			
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●	●			
9	訂正コード	X	1				●	●	●			
1006	工事コード	X	12				●	●	●			
1306	変更工事コード	X	12				○	○	○			
1007	帳票No.	X	14				●	●	●			
1008	帳票年月日	9	8				●	●	●			
1009	参照帳票No.	X	14					○	○			
1010	参照帳票年月日	9	8					○	○			
1023	受注者コード2（発注者探番）	X	10				○	○	○			
1046	取引件名（注文件名）コード	X	8				○	○	○			
1013	受注者名	K	40				○	○	○			
1015	受注者代表者氏名	K	28				○					
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	○	○	M9レベ#1		
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	○	○	M9レベ#1		
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	○	○	M9レベ#1		
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	○	○	M9レベ#1		
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	○	○	M9レベ#1		
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	○	○	M9レベ#1		
1024	発注者名	K	56				○	○	○			
1005	JV工事フラグ	X	1				○					
1003	その他のJV構成企業名	K	56			3	○			MRレベ#1		
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	○	○	MAレベ#1		
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	○	○	MAレベ#1		
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	○	○	MAレベ#1		
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	○	○	MAレベ#1		
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	○	○	MAレベ#1		
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	○	○	MAレベ#1		
1042	工事場所・受渡し場所名称	K	76				○	○	○			
1173	工事場所・受渡し場所略称	K	50				○	○	○			
1016	工事場所・受渡場所郵便番号	X	10				○	○	○			
1043	工事場所・受渡し場所住所	K	60				○	○	○			
1025	工事場所・受渡場所所長名	K	20				○	○	○			
1027	工事場所・受渡場所担当者名	K	20				○	○	○			
1041	工事場所・受渡場所電話番号	X	15				○	○	○			
1182	工事場所・受渡場所FAX番号	X	15				○	○	○			
1371	工事場所・受渡場所所在地コード(JIS)	X	5				○	○	○			
1045	取引件名（注文件名）	K	40				○	○	○			
1379	全体工事開始日	X	8				○					
1380	全体工事終了日	X	8				○					
1052	工事・納入開始日	X	8					○	○			
1053	工事・納入終了日・納入期限	X	8					○	○			
57	消費税コード	X	1									
1365	適用課税分類コード	X	1			5		○	○	MNレベ#1		
1366	適用消費税率	N	3	1	6	5		○	○	MNレベ#1		
1397	適用区分別明細金額計	N	12		13	5		○	○	MNレベ#1		
1398	適用区分別消費税額	N	12		13	5		○	○	MNレベ#1		

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				工 事 物 件 案 内	契約外		マルチ
		属性	byte 数	小 数	総 桁 数 ※		請 求	請 求 確 認	
1088	明細金額計	N	12		13		○	○	
1096	消費税額	N	12		13		○	○	
1097	最終帳票金額	N	12		13		○	○	
1318	消費税計算区分コード	X	2				○	○	
1014	送り状態内	M	76		39	○	○	○	M6レバ #1
1179	帳票データチェック値	X	15		9	○	○	○	M4レバ #1
1080	出来高調査日	9	8				○	○	
1311	請求予定年月	9	6				○	○	
1315	出来高・請求・立替査定結果コード	X	2					○	
1316	請求確認コード	X	1					○	
1035	受注者指定金融機関名	K	20		1		○		MSレバ #1
1036	受注者指定金融機関支店名	K	20		1		○		MSレバ #1
1037	受注者指定金融機関預金種目	K	4		1		○		MSレバ #1
1038	受注者指定金融機関口座番号	9	14		1		○		MSレバ #1
1039	受注者指定金融機関口座名義	K	40		1		○		MSレバ #1
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ	X	40		1		○		MSレバ #1
1383	受注者側専用使用欄	M	120		5		○	○	MUレバ #1
1384	発注者側専用使用欄	M	120		5	○	○	○	MVレバ #1
明細情報部分(内訳)									
1201	明細別参照帳票No.	X	14		∞		○	○	M6レバ #1
1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)	X	14		∞		○	○	M6レバ #1
1377	明細別参照帳票No.2	X	14		∞		○	○	M6レバ #1
1378	明細別参照帳票年月日2	X	14		∞		○	○	M6レバ #1
1200	明細コード	X	50		∞		●	●	M6レバ #1
1288	明細データ属性コード	X	1		∞		○	○	M6レバ #1
1289	補助明細コード	X	2		∞		●	●	M6レバ #1
1203	明細別取引区分コード	X	5		∞		○	○	M6レバ #1
1287	明細別材工共コード	X	2		∞		○	○	M6レバ #1
1279	建設資機材コード	X	40		∞		○	○	M6レバ #1
1280	コード送信側変換結果コード	X	2		∞		○	○	M6レバ #1
1282	コード受信側変換結果コード	X	2		∞		○	○	M6レバ #1
1430	明細別原価要素名	K	20		∞		○	○	M6レバ #1
1431	明細別原価要素コード	X	5		∞		○	○	M6レバ #1
1432	明細別原価科目名	K	20		∞		○	○	M6レバ #1
1433	明細別原価科目コード	X	5		∞		○	○	M6レバ #1
1434	明細別原価細目名	K	20		∞		○	○	M6レバ #1
1435	明細別原価細目コード	X	5		∞		○	○	M6レバ #1
1213	品名・名称	M	54		2		○	○	M7レバ #2
1214	規格・仕様・摘要	M	66		2		○	○	M7レバ #2
1436	管理番号	X	15		∞		○	○	M6レバ #1
1437	入出庫区分名	M	14		∞		○	○	M6レバ #1
1438	取引大分類	M	10		∞		○	○	M6 レベル1
1439	取引小分類	M	10		∞		○	○	M6 レベル1
1208	使用期間	N	5	2	9	∞	○	○	M6レバ #1
1209	使用期間単位	M	6		∞		○	○	M6レバ #1
1216	補助数量	N	7	3	12	∞	○	○	M6レバ #1
1217	補助数量単位	M	6		∞		○	○	M6レバ #1
1218	明細数量	N	7	3	12	∞	○	○	M6レバ #1
1219	明細数量単位	M	6		∞		○	○	M6レバ #1
1221	明細別課税分類コード	X	1		∞		○	○	M6レバ #1
1376	明細別消費税率	N	3	1	6	∞	○	○	M6レバ #1
1375	単価(小数3桁)	N	12	3	17	∞	○	○	M6レバ #1
1223	明細金額	N	12		13	∞	○	○	M6レバ #1
1247	明細別使用メーカーコード	X	25		∞		○	○	M6レバ #1

B.XII.メッセージごとの使用データ項目

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

タグ	項目名	CI-NET LiteS定義				工 事 物 件 案 内	契約外		マルチ
		属性	byte 数	小 数 桁 数 ※	回 数		請 求	請 求 確 認	
1248	明細別使用メーカー名	K	40		∞		○	○	M6レヘ#1
1249	明細別使用商社コード	X	25		∞		○	○	M6レヘ#1
1250	明細別使用商社名	K	40		∞		○	○	M6レヘ#1
1251	明細別備考欄	M	16		2		○	○	M8レヘ#2
1206	使用期間開始日	X	8		∞		○	○	M6レヘ#1
1207	使用期間締切日	X	8		∞		○	○	M6レヘ#1

7. 基本契約業務のメッセージの使用データ項目 一覧表

※総桁数：\属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

※総桁数：1属性のデータ項目において、上記のバイト数と小数の桁数に、正負記号および小数点を加えた総桁数を示す。

CI-NET LiteS定義							基本契約		マルチ
タグ	項目名	属性	byte数	小数	総桁数※	回数	申込必須	承諾必須	
全体情報部分(鑑)									
1	データ処理No.	9	5				●	●	
2	情報区分コード	X	4				●	●	
3	データ作成日	9	8				●	●	
4	発注者コード	X	12				●	●	
5	受注者コード	X	12				●	●	
1197	サブセット・バージョン	X	12				●	●	
9	訂正コード	X	1				●	●	
1006	工事コード	X	12				○	○	
1007	帳票No.	X	14				●	●	
1008	帳票年月日	9	8				●	●	
1009	参照帳票No.	X	14				○	○	
1010	参照帳票年月日	9	8				○	○	
1301	参照帳票No. 2	X	14				○	○	
1023	受注者コード2（発注者採番）	X	10				○	○	
1046	取引件名（注文件名）コード	X	8				○	○	
1013	受注者名	K	40				○	○	
1015	受注者代表者氏名	K	28				○	○	
1017	受注者担当部署名	K	40			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1018	受注者担当者名	K	20			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1019	受注者担当郵便番号	X	10			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1020	受注者担当住所	K	60			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1021	受注者担当電話番号	X	15			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1022	受注者担当FAX番号	X	15			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1165	受注者決裁者名	K	20			1	○	○	M9レベ ⁺ #1
1024	発注者名	K	56				○	○	
1389	発注者代表者役職名	K	60				○	○	
1026	発注者代表者氏名	K	28				○	○	
1028	発注者担当部署名	K	40			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1029	発注者担当者名	K	20			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1030	発注者担当郵便番号	X	10			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1031	発注者担当住所	K	60			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1032	発注者担当電話番号	X	15			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1033	発注者担当FAX番号	X	15			2	○	○	MAレベ ⁺ #1
1169	発注者決裁者名	K	20			2	○	○	MCレベ ⁺ #1
1045	取引件名（注文件名）	K	40				○	○	
1302	基本契約番号	M	24				○	○	
1014	送り状態内	M	76			39	○	○	MQレベ ⁺ #1
1179	帳票データチェック値	X	15			9	○	○	MMレベ ⁺ #1
1373	様式コード	X	2				○	○	
明細情報部分(内訳)									
1200	明細コード	X	50			∞	●	●	M6レベ ⁺ #1
1288	明細データ属性コード	X	1			∞	○	○	M6レベ ⁺ #1
1289	補助明細コード	X	2			∞	○	○	M6レベ ⁺ #1
1201	明細番号	X	25			∞	○	○	M6レベ ⁺ #1
1278	明細番号2	X	5			∞	○	○	M6レベ ⁺ #1
1428	本文	M	80			∞	○	○	M6レベ ⁺ #1

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.8 からの 主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
CI-NET LiteS 実装規約について	「表：CI-NET LiteS 実装規約の概要」「図：技術データの送信方法」	「表：CI-NET LiteS 実装規約の概要」 「図：技術データの送信方法」 圧縮・解凍方式について修正。 (L-2016-002)
CI-NET LiteS 実装規約について	—（記載なし）	「5. CI-NET LiteS 実装規約の改訂手続き」を新設し、バージョン命名ルールについて記載。 (L-2016-003)
CI-NET LiteS 実装規約について	「表：CI-NET LiteS 実装規約の概要」	「表：CI-NET LiteS 実装規約の概要」 暗号アルゴリズム方式の変更。 (L-2017-015)
A.情報伝達規約		
3.2. シングル・パート MIME ラッピング部	「2) データ部 (b) 第1パート、第2パート」	「2) データ部」 (b) 第1パート、(c)第2パートに分割し、圧縮・解凍方式について追記。 (L-2016-002)
3.2. シングル・パート MIME ラッピング部	「図：暗号化データ部の記述例」	「図：暗号化データ部の記述例」 記述例の拡張子を ZIP に修正。 (L-2016-002)
3.1. HTTPヘッダ	「表；HTTP ヘッダの内容」 RFC2616	「表；HTTPヘッダの内容」 RFC7230～723 に修正。 (L-2016-007)
4. 暗号化アルゴリズム	—（記載なし）	暗号アルゴリズム方式の変更。 (L-2017-015)
4. 暗号化アルゴリズム	「表；電子証明書プロフィール」	「表；電子証明書プロフィール」 証明書プロフィールの改訂。 (L-2017-015)
B.情報表現規約		
B.情報表現規約	「表：メッセージの種類と情報区分コード、サブセット・バージョンの関係」	「表：メッセージの種類と情報区分コード、サブセット・バージョンの関係」 サブセット・バージョンを「XXXXXX02.20」とする。 (L-2020-017)

項目	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
Ⅱ.建築見積メッセージ、Ⅲ.設備見積メッセージ、Ⅳ.設備機器見積メッセージ	—（記載なし）	「1.データ交換手順」に下記を追記。 見積業務関連のメッセージにはトランスレータには適用しないこととし、建築積算メッセージも記載対象として新たな章を設ける。 (L-2021-008)
Ⅱ.建築見積メッセージ、Ⅲ.設備見積メッセージ、Ⅳ.設備機器見積メッセージ、Ⅴ.購買見積メッセージ、Ⅵ.注文メッセージ、Ⅶ.出来高・請求・立替金・打切メッセージ、Ⅷ.支払通知メッセージ、Ⅸ.工事請負契約外取引メッセージ	[1288]：明細データ属性コード、 [1289]：補助明細コード	[1288]：明細データ属性コード、 [1289]：補助明細コード 全メッセージ共通ルールに[1288]明細データ属性コード：9(本文)、[1289]補助明細コード：81(本文行)を追加。基本契約メッセージ以外の個別ルールで「使用しない」等を追記。 (L-2018-008)
Ⅶ.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	「■明細データの扱いについて」	「■明細データの扱いについて」 消費税の内税(消費税込み)/外税(消費税抜き)について補足。 (L-2020-010)
Ⅲ.設備見積メッセージ、Ⅴ.購買見積メッセージ、Ⅵ.注文メッセージ、Ⅶ.出来高・請求・立替金・打切メッセージ、Ⅸ.工事請負契約外取引メッセージ	[59]：課税分類コード [1221]：明細別課税分類コード 「表：課税分類コード」	[59]：課税分類コード [1221]：明細別課税分類コード [1365]：適用課税分類コード 「表：課税分類コード」 令和元年 10 月からの軽減税率導入を受けて、「5：軽減税率」の追加。 (L-2019-005)
Ⅴ.購買見積メッセージ、Ⅵ.注文メッセージ、Ⅶ.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	[1167]：受注者建設業許可工事業種 「表：データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称」	[1167]：受注者建設業許可工事業種 「表：データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称」 「データ項目に使用する名称：解体、許可業種：解体工事業」を追加。 (L-2016-001)

項目	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
V.購買見積メッセージ、 VI.注文メッセージ、 VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	[1301]：参照帳票 No.2	[1301]：参照帳票 No.2 「(2)確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目」を追加。 (L-2016-006)
V.購買見積メッセージ、IX.工事請負契約外取引メッセージ	－（記載なし）	以下のデータ項目を新設する。 [1379] 全体工事開始日 [1380] 全体工事終了日 (L-2017-016)
V.購買見積メッセージ、VI.注文メッセージ、VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	「表：[1007] 帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」の記載内容 [1300]：注文番号枝番、 [1301]：見積依頼番号	「確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目」の追記と「表：[1007] 帳票 No.、[1009]参照帳票 No.等の記載方法」の変更 [1300]：（当初契約の）注文番号枝番 [1301]：（当初契約の）見積依頼番号 (L-2016-006)
VI.注文メッセージ、 VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	[1054]：保証期間指定	[1054]：契約不適合責任期間 民法改正に伴うタグ名称の変更 (L-2019-007)
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	－（記載なし）	以下のデータ項目を新設する。 [1317]：打切精算区分コード 1：打切 2：増精算 3：減精算 (L-2021-005)
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	[1314]：請求完了区分コード	[1314]：請求完了区分コード 「7：以後使用停止」を削除 (L-2020-014)
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	出来高金額、請求金額算定方法	インボイス制度のため、A～Dの各方式の[1096]消費税額など出来高金額、請求金額に係わる算出方法を変更。(L-2019-004)
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	[59]課税分類コード、[1004]消費税率を使用	[59]課税分類コード、[1004]消費税率は使用できない項目とし、代わりに[1221]明細別課税分類コード、[1376]明細別消費税率を使用して明細別に設定する。 (L-2020-011、L-2020-015)

項目	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ	受注者が立替金報告メッセージに対して異議のある場合に限り、立替金確認メッセージ([1315]出来高・請求・立替査定結果コード=20 不承認に限定)により異議を発注者に通知する。	受注者が立替金報告メッセージを承認する場合でも、立替金確認メッセージの使用を可能とし、発注者には、[1315]出来高・請求・立替査定結果コードにより受理:30を通知する。 (L-2020-027)
VII.出来高・請求・立替金・打切メッセージ、 IX.工事請負契約外取引メッセージ	— (記載なし)	インボイス制度に係る以下のデータ項目を新設する。 [1310] 発注者適格請求書発行事業者登録番号 [1309] 受注者適格請求書発行事業者登録番号 [1365] 適用課税分類コード [1366] 適用消費税率 [1318] 消費税計算区分コード [1393] 前回迄累積消費税額計 [1394] 今回迄累積消費税額計 [1395] 消費税額(調整前) [1396] 消費税額調整額 [1397] 適用区分別明細金額計 [1398] 適用区分別消費税額 (L-2021-014(参 考 : L-2018-007,L-2018-009,L-2019-003))
IX.工事請負契約外取引メッセージ	— (記載なし)	「2. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)への対応」の新設 (L-2020-009)
IX.工事請負契約外取引メッセージ	— (記載なし)	工事請負契約外取引メッセージで内訳明細コメント行 ([1288]=5、[1289]=80) で残数等の表示を可能とする。 (L-2020-013)
IX.工事請負契約外取引メッセージ	[1220]明細別消費税コードを使用	明細別の設定をやめ、鑑 ([57]消費税コード)で内税(消費税込み)/外税(消費税抜き)を設定する。 (L-2020-010)
IX.工事請負契約外取引メッセージ	— (記載なし)	以下のデータ項目を新設する。 [1438] 取引大分類 [1439] 取引小分類 (L-2020-030)

項目	Ver.2.1 ad.8	Ver.2.2 ad.0
IX.工事請負契約外取引メッセージ	「表；取引区分コードリスト」	[1203]明細別取引区分コード 取引区分コードにコード 34、35、36 を追加する。ただし、コード 34、35、36 は工事請負契約外以外のメッセージには使用しないこととする。 (L-2021-010)
IX.工事請負契約外取引メッセージ	—（記載なし）	以下のデータ項目を新設する。 [1436] 管理番号 [1437] 入出庫区分名 (L-2021-016)
X.基本契約メッセージ	—（記載なし）	基本契約メッセージを新設する。 (B/L-2018-001)
X.基本契約メッセージ	—（記載なし）	以下のデータ項目を新設する。 [1373] 様式コード [1428] 本文 (L-2021-015)
X.基本契約メッセージ	—（記載なし）	基本契約書の印刷出力様式を指定するためのコードの新設（[1373]様式コード）について、改訂する。 (B-2018-002)
X.基本契約メッセージ	—（記載なし）	1.2 データ交換における留意事項 (1) 基本契約メッセージにおける「技術データ」の取り扱い」を追加 (L-2019-002)
XII.メッセージごとの使用データ項目	Ver2.1 ad.8 までのデータ項目が記載されている	インボイス制度および法的要件に関わるデータ項目等の新設・修正を行う。
XII.メッセージごとの使用データ項目	Ver2.1 ad.8 までのデータ項目の属性が記載されている	・ L-2020-016 [1281]建設資機材標準名称の K 属性を M 属性に変更 ・ L-2020-018 データ項目(バイト数)の改訂([1204]明細別参照帳票 No.および [1377]明細別参照帳票 No.2) ・ L-2021-007 新設データ項目のマルチ明細項目番号

【参考 1】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.7 からの主な追加・
変更点

項目	Ver.2.1 ad.7	Ver.2.1 ad.8
B.情報表現規約		
X. 基本契約メッセージ	－	X. 基本契約メッセージ を追加

【参考 2】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.6 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.6	Ver.2.1 ad.7
B.情報表現規約		
VI. 注文メッセージ	P.205 同メッセージによる個別契約の変更は、契約上の軽微な事項の変更に限ることとし、以下のデータ項目は元の契約内容から変更しないことをルールとする。 [1088]明細金額計 [1089]明細金額計調整額 [1090]調整後明細金額計 [1096]消費税額 [1097]最終帳票金額 明細部の全てのデータ項目	P.227 《左記削除》 《「鑑項目合意変更メッセージにおいて変更可能なデータ項目」の一覧表を追記。》
V. 購買見積メッセージ	P.174 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	P.215 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
VI. 注文メッセージ	P.235-P.237 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	P.255 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
VII. 出来高・請求・立替金・契約打切メッセージ	P.315-P.319 15 バイト全体の中の右詰め 5 桁。	15 バイト全体の中の右詰め 5 桁（表記例：「ssssssssss00001」）。
IX. 工事請負契約外取引メッセージ		P.533~P.533 《新設》 《文略》
X. メッセージごとの使用データ項目	P.412	P.551 《新設》 5. 出来高・請求／工事請負契約外取引の請求メッセージの使用データ項目 一覧表 《表略》

【参考 3】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.5 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.5	Ver.2.1 ad.6
B.情報表現規約		
B.VI. 注文メッセージ	p.219 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目 [1008]帳票年月日	p.219 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目 [1008]帳票年月日 メッセージ別の説明を以下の内容に変更する。 【内訳明細計行・備考】 【確定注文】 ・発注者が確定注文を申し込んだ年月日を記載する。 【鑑項目合意変更申込】 ・発注者が鑑項目合意変更を申し込んだ年月日を記載する。 【合意解除申込】 ・発注者が合意解除を申し込んだ年月日を記載する。 【一方的解除通知】 ・発注者あるいは受注者が一方的解除を通知した年月日を記載する。 【注文請け】 ・受注者が注文を請けた年月日を記載する。 【鑑項目合意変更承諾】 ・受注者が鑑項目合意変更を承諾した年月日を記載する。 【合意解除承諾】 ・受注者が合意解除を承諾した年月日を記載する。
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ		p.267 1.4 合意精算業務のデータ交換手順 に関する記述を追加。

【参考 4】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.4 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.55 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.55 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する<u>明細本体行</u>（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの<u>明細本体行</u>を金額集計範囲とすること。
B.Ⅲ. 設備見積メッセージ	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する<u>明細本体行</u>（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの<u>明細本体行</u>を金額集計範囲とすること。
B.Ⅳ. 設備機器見積メッセージ	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 表 B.Ⅳ.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する<u>明細本体行</u>（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの<u>明細本体行</u>を金額集計範囲とすること。

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
B.V. 購買見積メッセージ	p.165 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：見積内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.165 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：見積内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。
	p.182 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.182 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.VI. 注文メッセージ	p.224 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：契約内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.224 2.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：契約内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。
	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VI.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.VII. 出来高/請求/立替/打切メッセージ B.VII.	p.301 4.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：契約内容、立替内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日	p.301 4.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：契約内容、立替内容を表すデータ項目 [1168]受注者建設業許可日 例示を追加する。

項目	Ver.2.1 ad.4	Ver.2.1 ad.5
出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.318 4.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：出来高査定、請求、立替金確認に関するデータ項目 [1314]請求完了区分コード	p.318 4.3(1)全体情報部分（鑑）のデータ項目：出来高査定、請求、立替金確認に関するデータ項目 [1314]請求完了区分コード 以下の説明（下線部）を追加する。 1：未精算(請求継続) 最終月以外を表す <u>7：以後使用停止</u> 9：精算(最終回) 最終月を表す
	p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.VIII. 支払通知メッセージ	p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VIII.3-10[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現	p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：内訳明細の階層構造を表すデータ項目 表 B.VIII.3-10[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現 以下の説明（下線部）に変更する。またこの項目を表の最下部に移動する。 【内訳明細計行・備考】 ・同一階層内で、[1200]明細コード順にみた直前の内訳明細計行から自行の直前までに存在する明細本体行（総括明細本体行と内訳明細本体行）を金額集計対象とすること。同一階層内で自行の直前までに内訳明細計行がない場合は、同一階層内の先頭から自行の直前までの明細本体行を金額集計範囲とすること。
B.情報表現規約 IX.メッセージごとの使用データ項目	p.404 [1314]請求完了区分コード	p.404 [1314]請求完了区分コード 以下の説明（下線部）を追加する。 1：未精算(請求継続) 最終月以外を表す <u>7：以後使用停止</u> 9：精算(最終回) 最終月を表す

【参考 5】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.3 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
A.情報伝達規約		
A.情報伝達規約	p.10 (3) 技術データの送信方法 ②技術データは、(中略) 記述しなければならない。 ③圧縮された技術データは、(中略) 記述しなければならない。	p.10 (3) 技術データの送信方法 以下のように記述を変更。 ②技術データは、(中略) 記述しなければならない。 また JIS X0213:2004 (JIS2004) において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。 ③圧縮された技術データは、(中略) 記述しなければならない。 また JIS X0213:2004 (JIS2004) において、第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.52 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 建築見積メッセージ個別ルール	p.52 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 建築見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。
	p.56 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.56 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
B.III. 設備見積メッセージ	p.107 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備見積メッセージ個別ルール	p.107 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。
	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.109 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。
B.IV. 設備機器見積メッセージ	p.138 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備機器見積メッセージ個別ルール	p.138 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 設備機器見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.140 2.3(3)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。
B.V. 購買見積メッセージ	p.178 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 購買見積メッセージ個別ルール	p.178 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 購買見積メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。
	p.182 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.182 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
B.VI. 注文メッセージ	p.238 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード <u>注文メッセージ個別ルール</u>	p.238 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード <u>注文メッセージ個別ルール</u> 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。
	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.242 2.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ④明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.265 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 【注意事項】 同一注文番号で（中略）別の打ち切メッセージによって打ち切る。	p.265 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 以下のように記述を変更。 【注意事項】 同一注文番号で（中略）全て打ち切る際には、本契約をまとめて打ち切るものとする。
	p.266 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 【運用上の留意点】 枝番契約の（中略）「参考資料、指針A.参考資料 VI.CI-NET LiteS における電子証明書更新の省力化について」に記載している。	p.266 1.3 契約打切業務のデータ交換手順 以下のように記述を変更。 【運用上の留意点】 枝番契約の（中略）「参考資料、指針 A.参考資料 VI.CI-NET LiteS における実際の運用上の留意点」に記載している。

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
	p.328 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 出来高/請求/立替/打切メッセージ個別ルール	p.328 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 出来高/請求/立替/打切メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。
	p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.332 4.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料 「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。
B.VIII. 支払通知メッセージ	p.378 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 支払通知メッセージ個別ルール	p.378 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 [1288]明細データ属性コード 支払通知メッセージ個別ルール 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 総括明細行「0」と内訳明細行「5」の混在について、運用上留意しておいた方がよい点を、「指針・参考資料 B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 12.総括明細行と内訳明細行の混在に係る留意点」に記載している。

項目	Ver.2.1 ad.3	Ver.2.1 ad.4
B.VIII. 支払通知メッセージ	p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ	p.381 3.3(2)明細情報部分のデータ項目：階層構造を表すデータ項目 ③明細データ属性コードと補助明細コードの組合せ 以下の運用上の留意点を追加。 【運用上の留意点】 明細データ属性コードと補助明細コードの組合せによる明細行種類の取り扱いについて、運用上留意しておいた方がよい点を、指針・参考資料「B. 参考資料 VI. CI-NET LiteS 実装規約における実際の運用上の留意点 13. 内訳明細計行に係る留意点」に記載している。
B.情報表現規約 IX.メッセージごとの使用データ項目	p.390 凡例 K 属性 (中略) 【重要確認】 X 属性は (中略) 省略することができる。	p.390 凡例 以下のように記述を変更。 K 属性 (中略) 【重要確認】 X 属性は (中略) 省略することができる。 【重要確認 2】 JIS X0213:2004 (JIS2004) という JIS 規約で定められている第三水準、第四水準および非漢字のうち JIS X0208 と比べこの JIS 規約で新たに追加定義された文字については使用してはならない。

【参考 6】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.2 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.52 表 B.Ⅱ.2-13 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.52 表 B.Ⅱ.2-13 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.54 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.54 表 B.Ⅱ.2-14[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.Ⅲ. 設備見積メッセージ	p.107 表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.107 表 B.Ⅲ.2-23 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.109 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.109 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.Ⅳ. 設備機器見積メッセージ	p.136 表 B.Ⅳ.2-11 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.138 表 B.Ⅳ.2-11 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
	p.138 表 B.IV.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.140 表 B.IV.2-12[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.V. 購買見積メッセージ	p.177 表 B.V.2-14 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.179 表 B.V.2-14 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.180 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.182 表 B.V.2-15[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.VI. 注文メッセージ	p.195 1.2(1)個別契約前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正 【注意事項】 ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。 ・b-1)注文書の再発行（図 B.VI.1-3）	p.197 1.2(1)個別契約前における注文申込、注文承諾の撤回・取消、再発行、訂正 【注意事項】 ①下線部を追加。 ・[9]訂正コード 1:新規、2:変更、3:取消を意味する。<u>ただし本メッセージにおいては「1:新規」「3:取消」のみ使用する。</u> ②図 B.VI.1-3 と図 B.VI.1-5 を合体 ③②の合体後の表の「補足」に以下を追加 ・『「注文書の再発行」の場合は、』 ④②の合体後の表の説明に以下を追加 ・「b-1)注文書の再発行」は先に送信した確定注文メッセージが紛失、未達の場合などに使用する。また「c-1)注文書の訂正」は、先に送信した確定注文メッセージに対する注文請けメッセージが返信されていない段階で、確定注文メッセージの内容を変更したい場合に送信するものである。

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
	p.237 表 B.VI.2-17 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.239 表 B.VI.2-17 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
	p.240 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.242 表 B.VI.2-18[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.269 2.1 明細出来高の累積査定方式と当月査定方式	p.271 ・(2)当月査定方式の後に、以下の内容を追加。 【補足】[1109]今回迄累積出来高金額計の出発点の金額算定における明細出来高の作成方法の補足説明
	p.320 ・(1-10)金額の支払先金融機関に関するデータ項目	p.324 (1-10)金額の支払先金融機関に関するデータ項目 【請求】の説明に以下の点を追加。 ・事前に取り決めた登録済金融機関、口座に振り込まれることを基本とする。ただし EDI 外で特定口座に振り込むことを取り決めた場合はこの限りではない。 ・金融機関関連情報に係る項目については、予め取引当事者両方で協定書での合意に基づいて使用するか否かを決めておく。
	p.325 表 B.VII.4-25 補助明細コード ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となる」	p.329 表 B.VII.4-25 補助明細コード 以下のように記述を変更。 ・本体行の内容（定義） 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」

項目	Ver.2.1 ad.2	Ver.2.1 ad.3
	p.328 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となる」	p.332 表 B.VII.4-26[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組み合わせによる明細行種類の表現 ・総括明細本体行(0-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」 ・内訳明細本体行(5-00)の備考 「この行は金額集計の対象となるため、金額・数量・単位・単価を指定しなければならない」
B.VIII. 支払通知メッセージ		p.351 支払通知メッセージに関する規約を追加。
B.IX. メッセージごとの使用データ項目	B.VIII.メッセージごとの使用データ項目	p.389 「B.XI.メッセージごとの使用データ項目」へ項番を変更
データ項目索引		p.428 [1136]備考 以下のメッセージについて該当ページ追加。 ・建築見積メッセージ：44 ・設備見積メッセージ：92 ・設備機器見積メッセージ：129

【参考 7】 CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.1ad.1 からの主な追加・変更点

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
A.情報伝達規約		
	p.9 1.前提条件(3)技術資料の書式	p.10 A.1.前提条件(3)技術データの送信方法 ・項目名の変更 ・記載内容の変更 ・脚注の追加
B.情報表現規約		
B.Ⅱ. 建築見積メッセージ	p.42 表 B.Ⅱ.2-8 帳票データチェック値 ・建築見積依頼【マルチ 1 回目】 「～右詰め 5 桁」	p.44 表 B.Ⅱ.2-8 帳票データチェック値 以下のように記述を変更。 ・建築見積依頼【マルチ 1 回目】 「～15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」
	p.66 B.Ⅱ.3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間 ファイル：(2-2)全体情報中間ファイル の仕様	p.68 B.Ⅱ.3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイル：(2-2)全体情報中間ファイルの仕様 ・定義の記述を追加（データ項目の並び順に関する記述を追加）。
	p.67 B.Ⅱ.3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間 ファイル：(2-3)明細情報中間ファイル の仕様	p.69 B.Ⅱ.3.3.(2)CI-NET LiteS 互換中間ファイル：(2-3)明細情報中間ファイルの仕様 ・定義の記述を追加（データ項目の並び順に関する記述を追加）。
B.Ⅲ. 設備見積メッセージ	p.106 設備見積メッセージ個別ルール ①[1289]=80（コメント行）についての取り扱い	p.108 設備見積メッセージ個別ルール ①[1289]=80（コメント行）についての取り扱い ・定義の記述を追加。
	p.107 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性 コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現「見積条件等」	p.109 表 B.Ⅲ.2-24[1288]明細データ属性コードと[1289]補助明細コードの組合せによる明細行種類の表現「見積条件等」 ・備考について記述を変更、修正。

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
B.V. 購買見積メッセージ	p.172 表 B.V.2-8 帳票データチェック値 ・購買見積依頼 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 9 回目】「右詰め 5 桁」 ・購買見積回答 【マルチ 5 回目】「1～12 桁は～」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」	p.172 表 B.V.2-8 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・購買見積依頼 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 9 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・購買見積回答 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は～」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」
B.VI. 注文メッセージ		p.206 1.3 データ交換における留意事項 (1)注文請け書における「技術データ」の取り扱い ・上記記述を追加（実装規約参考資料より実装規約に格上げしての記載追加）。
	p.229 表 B.VI.2-12 帳票データチェック値 ・確定注文 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・注文請け 【マルチ 5 回目】「1～12 桁は～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」	p.230 表 B.VI.2-12 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・確定注文 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 2 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・注文請け 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁は～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
B.VI. 注文メッセージ	p.230 表 B.VI.2-13 帳票データチェック値 ・鑑項目合意変更申込 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・鑑項目合意変更承諾 【マルチ 5 回目】「1～12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」	p.231 表 B.VI.2-13 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・鑑項目合意変更申込 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 7 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・鑑項目合意変更承諾 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」
	p.230 表 B.VI.2-14 帳票データチェック値 ・合意解除申込 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」 ・合意解除承諾 【マルチ 5 回目】「1～12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」「マルチ 5 回目、同 8 回目」	p.231 表 B.VI.2-14 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・合意解除申込 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 ・合意解除承諾 【マルチ 5 回目】「15 バイト全体の中の左詰め 12 桁に～」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 1 桁」
	p.231 表 B.VI.2-15 帳票データチェック値 ・一方的解除通知 【マルチ 1 回目】「右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「右詰め 5 桁」	p.232 表 B.VI.2-15 帳票データチェック値 それぞれ以下のように記述を変更。 ・一方的解除通知 【マルチ 1 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」 【マルチ 4 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 14 桁」 【マルチ 8 回目】「15 バイト全体の中の右詰め 5 桁」
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.248 図 B.VII.1-1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー	p.250、251 図 B.VII.1-1 出来高、請求業務のデータ交換基本フロー ・フロー(g)およびその説明を追加。
	p.274 ・表 B.VII.4-1 取引を特定するデータ項目【データ項目の内容】3 段目 「請求メッセージの[1009]参照帳票 No.には、～」	p.276 ・以下のように変更。 「請求確認メッセージの[1009]参照帳票 No.には、～」

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.277 ・表 B.VII-17 [1007] 帳票 No.、 [1009] 参照帳票 No. 等の必須・任意 の区分の【メッセージ名】 「合意解除承諾」(上段)	p.279 ・以下のように変更。 「合意解除申込」
	p.281 ・表 B.VII.4-7 各メッセージでの[1]デ ータ処理 No. のルール【請求確認】	p.283 ・以下の項目を追加。 「[1006] 工事コード」 「[1082] 今回迄の請求回数」
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.284 [1]データ処理 No. 【合意打切申込、一方的打切通知】 ・[1007] 帳票 No. (=注文番号) に記 載されるデータがない場合の処理 は、「4.1(1)取引を特定するデータ項 目」の中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4- 3、表 B.V.4-4 を参照。	p.286 [1]データ処理 No. 【合意打切申込、一方的打切通知】 ・以下のように変更。 「[1007] 帳票 No. (=注文番号) に記載され るデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引 を特定するデータ項目」の中の、表 B.VII.4- 2、表 B.VII.4-3、表 B.VII.4-4 を参照。」
	p.284 [1]データ処理 No. 【合意打切承諾】 ・[1007] 帳票 No. (=注文番号) に記 載されるデータがない場合の処理 は、「4.1(1)取引を特定するデータ項 目」の中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4- 3、表 B.V.4-4 を参照。	p.286 [1]データ処理 No. 【合意打切承諾】 ・以下のように変更。 「[1007] 帳票 No. (=注文番号) に記載され るデータがない場合の処理は、「4.1(1)取引 を特定するデータ項目」の中の、表 B.VII.4- 2、表 B.VII.4-3、表 B.VII.4-4 を参照。」
	p.285 [1]データ処理 No. 【出来高報告】 ・[1303] 注文番号に記載されるデー タがない場合の処理は、「4.1(1)取引 を特定するデータ項目」の中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を 参照。	p.287 [1]データ処理 No. 【出来高報告】 ・以下のように変更。 「[1303] 注文番号に記載されるデータがな い場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデ ータ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4- 3、表 B.VII.4-4 を参照。」
	p.285 [1]データ処理 No. 【出来高確認】 ・[1303] 注文番号に記載されるデー タがない場合の処理は、「4.1(1)取引 を特定するデータ項目」の中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を 参照。	p.287 [1]データ処理 No. 【出来高確認】 ・以下のように変更。 「[1303] 注文番号に記載されるデータがな い場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデ ータ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4- 3、表 B.VII.4-4 を参照。」
B.VII. 出来高/請求/立替/ 打切メッセージ	p.285 [1]データ処理 No. 【請求】 ・[1303] 注文番号に記載されるデー タがない場合の処理は、「4.1(1)取引 を特定するデータ項目」の中の、表 B.V.4-2、表 B.V.4-3、表 B.V.4-4 を 参照。	p.287 [1]データ処理 No. 【請求】 ・以下のように変更。 「[1303] 注文番号に記載されるデータがな い場合の処理は、「4.1(1)取引を特定するデ ータ項目」の中の、表 B.VII.4-2、表 B.VII.4- 3、表 B.VII.4-4 を参照。」

項目	Ver.2.1 ad.1	Ver.2.1 ad.2
	p.285 [1]データ処理 No. 【請求確認】 ・以下のデータ項目の値が同一のメッセージを複数送信する場合、本データ項目によって識別する。	p.288 [1]データ処理 No. 【請求確認】 ・以下の項目を追加。 「[1006]工事コード」 「[1082]今回迄の請求回数」
B.VIII. メッセージごとの 使用データ項目	p.345 凡例 ■属性 X 属性	p.347 凡例 ■属性 X 属性 ・凡例の説明を追加。
	p.346 凡例 ■属性 K 属性	p.348 凡例 ■属性 K 属性 ・【重要確認】の説明を追加。
	p.351 [1402]明細別工種・科目コード	p.353 ・項目名を変更 [1402]明細別工種・科目コード
データ項目索引	p.360 [1315]出来高・請求・立替査定結果コード 【概要】	p.362 [1315]出来高・請求・立替査定結果コード 以下の点を追記 【概要】 ・コード値「30（受理）」 ・各メッセージの使用可能コード一覧 ・出来高業務における対応の記述 ・請求業務における対応の記述 ・立替金確認業務における対応の記述
データ項目索引	p.377 [1014]送り状案内	p.379 [1014]送り状案内 建築見積業務、設備見積業務、設備機器見積業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.379 [1183]使用メーカー名	p.381 [1183]使用メーカー名 設備見積業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.379 [1304]参照帳票 No.3	p.381 [1304]参照帳票 No.3 注文業務のメッセージについて該当ページ削除
	p.380 [1402]明細別工種・科目コード	p.382 ・項目名を変更 [1402]明細別工種・科目コード

データ項目索引

データ項目索引

各メッセージで使用するデータ項目の「定義」の箇所（ページ）を示す。
各メッセージと「データ項目索引」のタイトルに記載されている業務の関係は下表の通りである。

表 データ項目索引の該当メッセージ

「データ項目索引」 のタイトル	該当メッセージ
建築見積	建築見積依頼メッセージ 建築見積回答メッセージ
設備見積	設備見積依頼メッセージ 設備見積回答メッセージ
機器見積	設備機器見積依頼メッセージ 設備機器見積回答メッセージ
購買見積	購買見積依頼メッセージ 購買見積回答メッセージ 見積不採用通知メッセージ
注文	確定注文メッセージ 注文請けメッセージ 合意解除申込メッセージ 合意解除承諾メッセージ 一方的解除通知メッセージ 鑑項目合意変更申込メッセージ 鑑項目合意変更承諾メッセージ
出来高・ 請求・ 立替金・ 打切	出来高要請メッセージ 出来高報告メッセージ 出来高確認メッセージ 請求メッセージ 請求確認メッセージ 立替金報告メッセージ 立替金確認メッセージ 合意打切申込メッセージ 合意打切承諾メッセージ 一方的打切通知メッセージ 工事請負契約外請求メッセージ 工事請負契約外請求確認メッセージ
支払通知	支払通知メッセージ
基本契約	基本契約申込メッセージ 基本契約承諾メッセージ

数字は各章ごとに掲載されるデータ項目のページ数を示している。

※：Ver.2.1 ad.7、Ver.2.1 ad.8 では使用されているが、Ver.2.2 ad.0 では使用しないこととなった項目（主に工事請負契約外取引）。

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1	データ処理No.	70	110	149	215	241	312	387	430	467
2	情報区分コード	71	111	149	215	241	71	387	430	467
3	データ作成日	71	111	150	215	242	315	388	431	467
4	発注者コード	71	111	150	215	242	315	388	431	468
5	受注者コード	71	111	590	317	242	315	388	431	468
9	訂正コード	72	112	151	317	243	317	389	432	468
55	自由使用欄		120							
57	消費税コード		118		215	252	329		437	
59	課税分類コード		119		215	252	329			
1003	その他の JV 構成企業名				215	249	323		435	
1004	消費税率				215	253	330			
1005	JV 工事フラグ				215	249	323		435	
1006	工事コード	72	112		215	243	317		432	469
1007	帳票No.	72	112	151	215	244	318	389	433	469
1008	帳票年月日	72	112	151	215	244	318	389	433	469
1009	参照帳票No.	73	113	151	215	245	319	389	433	469
1010	参照帳票年月日		113		215	245	319	389	433	469
1013	受注者名	73	114	152	215	246	321	390	434	470
1014	送り状案内				215	253	333	395	439	472
1015	受注者代表者氏名				215	246	215	390	434	470
1016	工事場所・受渡場所郵便番号		117		215	250	327		436	
1017	受注者担当部署名		114	152	215	246	321	390	434	470
1018	受注者担当者名		114	152	215	247	321	390	434	471
1019	受注者担当郵便番号		114	152	215	247	321	390	434	471
1020	受注者担当住所		114	152	215	247	321	390	434	471
1021	受注者担当電話番号		114	152	215	247	321	390	435	471
1022	受注者担当 F A X 番号			152	215	247	322	390	435	471
1023	受注者コード2(発注者採番)				215	245	320	390	434	470
1024	発注者名	73	114	152	215	249	323	391	435	471
1025	工事場所・受渡場所所長名				215	250	327		436	

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1026	発注者代表者氏名					249	324	396	※	471
1027	工事場所・受渡場所担当者名				215	250	327		436	
1028	発注者担当部署名		114	152	215	249	324	396	435	472
1029	発注者担当者名		114	153	215	249	324	392	435	472
1030	発注者担当郵便番号			153	215	249	324	392	435	472
1031	発注者担当住所			153	215	249	324	392	435	472
1032	発注者担当電話番号			153	215	249	324	392	435	472
1033	発注者担当FAX番号			153	215	249	324	392	435	472
1035	受注者指定金融機関名						351	396	441	
1036	受注者指定金融機関支店名						351	396	441	
1037	受注者指定金融機関預金種目						351	396	441	
1038	受注者指定金融機関口座番号						351	396	441	
1039	受注者指定金融機関口座名義						351	351	441	
1040	受注者指定金融機関口座名義フリガナ						351	396	441	
1041	工事場所・受渡場所電話番号		117		215	250	327		436	
1042	工事場所・受渡し場所名称	73	116	153	215	249	326		435	
1043	工事場所・受渡し場所住所		117	153	215	250	327		436	
1044	別途受渡し場所名称				215	250	327			
1045	取引件名(注文件名)	73	117	153	215	250	327		436	472
1046	取引件名(注文件名)コード				215	246	320		434	470
1047	受渡し方法			153	215	250	327			
1052	工事・納入開始日			154	215	250	327		436	
1053	工事・納入終了日・納入期限			154	215	250	327		436	
1054	契約不適合責任期間					250	328			
1055	精算条件				215	251	328			

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1056	支払条件		117	154	215	251	328			
1058	支払条件:部分払い割合						351			
1066	保険条項					251	251			
1069	受注者側見積・契約条件			154	215	251	328			
1070	見積有効期限年月日	74			215					
1071	運送費用負担			154	215	251	328			
1079	基本契約日					251	328			
1080	出来高調査日						351		440	
1081	出来高調査回数						351			
1082	今回迄の請求回数						351			
1088	明細金額計	74	119	154	215	253	332		438	
1089	明細金額計調整額		119		215	253	332		※	
1090	調整後帳票金額計		119		215	253	119		※	
1092	契約金額計						333			
1093	契約金額計調整額						333			
1094	調整後契約金額計						333			
1095	別途受渡し場所住所				215	250	215			
1096	消費税額	74	120	154	215	253	332		439	
1097	最終帳票金額	74	120	154	215	253	74		439	
1098	契約金額消費税額						333			
1099	最終契約金額						333			
1101	前回迄累積請求金額計						351			
1103	今回迄累積請求金額計						351			
1107	前回迄累積出来高金額計						351			
1109	今回迄累積出来高金額計						351			
1112	今回請求金額計						351			
1114	今回迄累積請求保留金額計						351			
1126	今回支払金額計							392		
1127	控除・相殺金額明細計							392		
1128	一括控除・相殺項目							392		
1129	一括控除・相殺金額							396		
1130	一括控除・相殺金額計							392		
1131	控除・相殺金額合計							393		

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1132	調整後今回支払金額計						393			
1133	今回支払金額内現金金額計						393			
1134	今回支払金額内手形金額計						393			
1135	今回支払金額内期日一括払い金額計						393			
1136	備考	75	120	155						
1139	工期・納期指定		117							
1140	見積有効期間	74	118	154						
1141	見積提出期限年月日		118		215					
1152	税込前回迄累積出来高金額計					351				
1153	税込今回迄累積出来高金額計					351				
1159	税込前回迄累積請求金額計					351				
1160	税込今回迄累積請求金額計					351				
1163	税込今回迄累積請求保留金額計					351				
1165	受注者決裁者名				215	247	322			470
1166	受注者建設業許可区分・登録コード				215	247	215			
1167	受注者建設業許可工事業種				215	247	322			
1168	受注者建設業許可日				215	248	323			
1169	発注者決裁者名				215	249	324			471
1173	工事場所・受渡し場所略称				215	250	327		436	
1174	発注者側見積・契約条件		118		215	251	328			
1175	特記事項				215	251	328			
1176	特記事項2				215	251	251			
1179	帳票データチェック値	74	120		215	255	335		439	472
1181	帳票名称		113							

全体情報部分(鑑)		ページ							
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ
タグ	項目名								
1182	工事場所・受渡場所FAX 番号		117		215	250	327		436
1183	使用メーカー名				215	254	334		
1184	使用メーカー見積金額合 計				215	254	334		
1185	使用メーカー購入品名、 数量単位				215	254	215		
1186	使用メーカー購入品数量				215	254	334		
1187	使用商社名				215	254	334		
1188	使用商社見積金額合計				215	254	215		
1189	使用商社購入品名、数量 単位				215	254	334		
1190	使用商社購入品数量				215	254	334		
1191	原価要素名				215	246	320		
1192	原価要素コード				215	246	320		
1193	原価科目名				215	246	215		
1194	原価科目コード				215	246	321		
1195	原価細目名				215	246	321		
1196	原価細目コード				215	246	321		
1197	サブセット・バージョン	72	112	150	215	243	317	388	432
1198	契約変更識別コード					243			
1199	解除・打切理由					255	335		
1300	注文番号枝番					244	318		
1301	参照帳票 No.2					245	320		470
1302	基本契約番号					251	328		472
1303	注文番号						320		
1304	参照帳票 No.3						320		
1306	変更工事コード					244	318		432
1309	受注者適格請求書発行 事業者登録番号						316		431
1310	発注者適格請求書発行 事業者登録番号						316		
1311	請求予定年月						351		440
1312	出来高査定方式識別コ ード					252	252		
1313	請求算定方式コード						351		

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1314	請求完了区分コード					351				
1315	出来高・請求・立替査定 結果コード					351		441		
1316	請求確認コード					351		441		
1317	打切精算区分コード					335				
1318	消費税計算区分コード							440		
1321	前回迄累積出来高金額 計調整額					351				
1322	調整後前回迄累積出来 高金額計					351				
1323	前回迄累積支払金額計					351				
1331	今回迄累積出来高金額 計調整額					351				
1332	調整後今回迄累積出来 高金額計					351				
1334	今回迄累積請求金額計 消費税額					351				
1335	税込今回迄累積請求金 額計(調整前)					351				
1341	税込今回迄累積出来高 金額計調整額					351				
1342	調整後税込今回迄累積 出来高金額計					351				
1343	税込今回迄累積請求金 額計調整額					351				
1351	税込前回迄累積出来高 金額計調整額					351				
1352	調整後税込前回迄累積 出来高金額計					351				
1361	今回請求金額計(調整前)					351				
1362	今回請求金額計調整額					351				
1365	適用課税分類コード					330		437		
1366	適用消費税率					330		331		
1371	工事場所・受渡場所所在 地コード(JIS)		117			327		436		
1372	工種・科目コード		114			324				

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1373	様式コード									473
1379	全体工事開始日				215				436	
1380	全体工事終了日				215				436	
1381	検査完了予定日						342			
1382	引渡予定日						351			
1383	受注者側専用使用欄		120				352		439	
1384	発注者側専用使用欄		120				352		439	
1385	追加契約金額計						333			
1389	発注者代表者役職名									471
1393	前回迄累積消費税額計						351			
1394	今回迄累積消費税額計						351			
1395	消費税額(調整前)						351			
1396	消費税額調整額						351			
1397	適用区分別明細金額計						330		438	
1398	適用区分別消費税額						330		438	
1600	今回控除・相殺金残高							393		
1601	前回控除・相殺金残高							393		
1602	今回支払金額内ファクタリング金額計							393		
1603	今回支払金額内現金金額内訳							394		
1604	今回支払金額内現金金額金融機関振込日内訳							394		
1605	今回支払金額内現金金額摘要							394		
1606	今回支払金額内手形金額内訳							394		
1607	今回支払金額内手形支払日内訳							394		
1608	今回支払金額内手形決済日内訳							394		
1609	今回支払金額内手形金額摘要							394		
1610	今回支払金額内期日一括払い金額内訳							394		

全体情報部分(鑑)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名							394		
1611	今回支払金額内期日一括払い支払日内訳							395		
1612	今回支払金額内期日一括払い金額摘要							395		
1613	今回支払金額内ファクタリング金額内訳							395		
1614	今回支払金額内ファクタリング支払日内訳							395		
1615	今回支払金額内ファクタリング決済日内訳							395		
1616	今回支払金額内ファクタリング金額摘要							395		
1620	手形送付先担当部署名							391		
1621	手形送付先担当郵便番号							391		
1622	手形送付先担当住所							391		
1623	手形送付先担当電話番号							391		
1624	手形送付先担当 FAX 番号							391		
1630	支払通知内容問い合わせ先							395		
1631	支払通知記載事項摘要							395		
1640	建設資機材コードバージョン	120	155							

明細情報部分(内訳)		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名	75	120	155	215	258	352	396	442	473
1200	明細コード				215	264	360	402		478
1201	明細番号							402		
1202	明細別発注者担当部署コード									
1203	明細別取引区分コード		130		215	265	360		447	
1204	明細別参照帳票No.							402	446	
1205	明細年月日(明細別参照帳票年月日)						359		447	
1206	使用期間開始日						362		450	
1207	使用期間締切日						362		450	
1208	使用期間				215	266	361		450	
1209	使用期間単位				215	266	361		450	
1211	摘要コード		136							
1212	明細別取引件名(支払件名)							403		
1213	品名・名称	89	137	169	215	266	361		449	
1214	規格・仕様・摘要	89	138	169	215	266	361		449	
1216	補助数量				215	267	362		451	
1217	補助数量単位				215	267	362		451	
1218	明細数量	89	138	169	215	267	362		451	
1219	明細数量単位	90	138	169	215	267	362		451	
1221	明細別課税分類コード						363		451	
1222	単価	90	140	170	215	267	363			
1223	明細金額		140	170	215	267	363		452	
1224	契約数量明細						371		※	
1225	契約金額明細						371		※	
1232	前回迄累積出来高数量明細						371			
1233	前回迄累積出来高金額明細						371			
1234	今回迄累積出来高数量明細						371			
1235	今回迄累積出来高金額明細						372			
1241	今回支払金額明細							403		
1242	控除・相殺金額明細							403		

明細情報部分(内訳)	
タグ	項目名
1247	明細別使用メーカーコード
1248	明細別使用メーカー名
1249	明細別使用商社コード
1250	明細別使用商社名
1251	明細別備考欄
1278	明細番号2
1279	建設資機材コード
1280	コード送信側変換結果コード
1281	建設資機材標準名称
1282	コード受信側変換結果コード
1284	建設資機材メーカー／型番コード
1287	明細別材工共コード
1288	明細データ属性コード
1289	補助明細コード
1292	定価
1293	単価掛率
1294	階層レベル
1295	階層内通し番号
1296	前回迄累積出来高明細別単価出来高率
1297	今回迄累積出来高明細別単価出来高率
1298	契約使用期間
1299	契約補助数量
1375	単価(小数3桁)
1376	明細別消費税率
1377	明細別参照帳票 No.2
1378	明細別参照年月日2
1400	明細別注文番号枝番
1401	設計記号・機器記号
1402	明細別工種・科目コード
1403	部位区分

ページ								
建築見積 II	設備見積 III	設備機器見積 IV	購買見積 V	注文 VI	出来高・請求・立替金・打切 VII	支払通知 VIII	工事請負契約外取引 IX	基本契約 X
		170	215	267	364		452	
		170	215	268	268		452	
			215	268	364		452	
			215	268	364		453	
90	140	170	215	268	364		453	
			215	264	360	402		478
89	131	166	215	266	361		449	
	134		215	266	361		449	
	135	169						
	135		215	266	361		449	
		169						
			215	266	361		448	
77	122	158	215	260	354	398	443	475
78	124	261	215	261	334	399	444	476
90	140	170						
90								
76								
76								
					371			
					371			
					371		※	
					371		※	
							452	
					363		452	
							447	
							447	
					370			
86		70						
86								
88								

明細情報部分(内訳)		ページ							
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ
タグ	項目名								
1404	仕分け区分	90							
1405	C-CADEC 機器分類コード			169					
1413	明細別変更コード				215		364		※
1420	明細別工事コード							403	
1421	明細別取引件名コード							404	
1422	明細別発注者管理番号							404	
1423	明細別工事場所・受渡し場所名称							404	
1424	明細別工事場所・受渡し場所電話番号							404	
1425	明細別支払区分							404	
1426	明細別 CI-NET 区分コード							404	
1427	請求出来高立替控除区分コード							404	
1428	本文								478
1430	明細別原価要素名							395	449
1431	明細別原価要素コード							395	449
1432	明細別原価科目名							403	449
1433	明細別原価科目コード							403	449
1434	明細別原価細目名							403	449
1435	明細別原価細目コード							403	449
1436	管理番号								450
1437	入出庫区分名								450
1438	取引大分類								450
1439	取引小分類								450

使用しないデータ項目	
タグ	項目名
1011	参照CADデータ番号
1012	参照CADデータ名称
1034	発注者コード2（受注者採番）
1048	受渡し条件
1049	施工者・納入者コード
1050	施工者・納入者コード2
1051	施工者・納入者名
1057	支払条件:前払い金額
1059	支払条件:部分払い現金割合
1060	支払条件:部分払い現金金額
1061	支払条件:部分払い手形割合
1062	支払条件:部分払い手形金額
1063	支払条件:部分払いサイト日数
1064	請求締切日指定
1065	支払日指定
1067	履行遅滞・遅延利息年率
1068	過払立替・返還利息年率
1072	運賃分類
1073	運送者名
1074	運送者コード
1075	運送者コード2
1076	車番
1077	発送日時
1078	到着日時
1083	補助数量計
1084	補助数量計単位
1085	明細数量計
1086	明細数量計単位
1087	元発注者注文No.
1091	契約数量計
1100	前回迄累積請求数量計
1102	今回迄累積請求数量計
1104	契約数量支払残高計
1105	契約金額支払残高計

ページ								
建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ

使用しないデータ項目		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1106	前回迄累積出来高数量計									
1108	今回迄累積出来高数量計									
1110	契約数量差引残高計									
1111	契約金額差引残高計									
1113	今回請求保留金額計									
1115	今回出来高百分率									
1116	累積出来高百分率									
1117	手形受渡し場所									
1118	金融機関振込日									
1119	手形支払日									
1120	期日一括払い支払日									
1121	支払区分開始日									
1122	支払区分終了日									
1123	前回支払保留金額計									
1124	今回支払計上金額計									
1125	今回支払保留金額計									
1137	別途受渡し場所コード(JIS)									
1138	取引区分コード									
1142	見積提出期限									
1143	今回請求数量計									
1144	参照CADデータ情報帳票No.									
1145	参照CADデータ情報帳票年月日									
1146	CADデータ枚数									
1147	CADデータ取扱い付帯事項									
1148	前回請求金額計									
1149	前回請求保留金額計									
1150	今回繰越請求金額計									
1151	今回請求金額合計									
1154	税込契約金額差引残高計									
1155	税込前回請求金額計									
1156	税込前回請求保留金額計									
1157	税込今回繰越請求金額計									
1158	税込今回請求金額合計									
1161	税込契約金額支払残高計									
1162	税込今回請求保留金額計									

使用しないデータ項目		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1164	取引件数									
1170	発注者建設業許可区分・登録コード									
1171	発注者建設業許可工事業種									
1172	発注者建設業許可日									
1177	管理項目名									
1178	管理項目コード									
1180	見積データ取扱い付帯事項									
1210	名称コード									
1215	補助摘要									
1220	明細別消費税コード									
1226	前回迄累積請求数量明細									
1227	前回迄累積請求金額明細									
1228	今回迄累積請求数量明細									
1229	今回迄累積請求金額明細									
1230	契約数量支払残高明細									
1231	契約金額支払残高明細									
1236	契約数量差引残高明細									
1237	契約金額差引残高明細									
1238	前回支払保留金額明細									
1239	今回支払計上金額明細									
1240	今回支払保留金額明細									
1243	調整後今回支払金額明細									
1244	今回支払金額内現金金額明細									
1245	今回支払金額内手形金額明細									
1246	今回支払金額内期日一括払い金額明細									
1252	今回請求数量明細									
1253	今回請求金額明細									
1254	今回請求保留金額明細									
1255	今回迄累積請求保留金額明細									
1256	明細別参照CADデータ番号									
1257	明細別参照CADデータ名称									
1258	前回請求金額明細									
1259	前回請求保留金額明細									
1260	今回繰越請求金額明細									

使用しないデータ項目		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1261	今回請求金額合計明細									
1262	税込前回迄累積出来高金額明細									
1263	税込今回迄累積出来高金額明細									
1264	税込契約金額差引残高明細									
1265	税込前回請求金額明細									
1266	税込前回請求保留金額明細									
1267	税込今回繰越請求金額明細									
1268	税込今回請求金額合計明細									
1269	税込前回迄累積請求金額明細									
1270	税込今回迄累積請求金額明細									
1271	税込契約金額支払残高明細									
1272	税込今回請求保留金額明細									
1273	税込今回迄累積請求保留金額明細									
1274	支払い手続き完了日									
1275	明細別金融機関振込日									
1276	明細別手形支払日									
1277	明細別期日一括払い支払日									
1283	配管用途コード									
1285	施工区分コード									
1286	明細別運賃コード									
1290	消費税明細									
1291	最終金額明細									
1307	受注者法人番号・事業所コード									
1308	発注者法人番号・事業所コード									
1367	労務費相当額									
1386	受注者決裁者役職名									
1387	発注者決裁者役職名									
1391	技術データ用 URL									
1392	技術データ摘要									
1501	CADデータ番号									
1502	CADデータ名称									
1503	CADデータ作成バージョン									
1504	CADデータ作成年月日									

使用しないデータ項目		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1505	CADデータ作成者担当者名									
1506	参照明細コード									
1507	印刷サイズ									
1508	縮尺									
1509	CADデータ／属性データ区分									
1510	CADデータ形式コード									
1511	CADデータ形式名									
1512	CADデータ形式のバージョン									
1513	送信側CADハードウェア情報									
1514	送信側OS情報									
1515	送信側ベースソフト情報									
1516	送信側アプリケーションソフト情報									
1517	受信側CADハードウェア情報									
1518	受信側OS情報									
1519	受信側ベースソフト情報									
1520	受信側アプリケーションソフト情報									
1521	CADデータファイル名									
1522	外部参照データファイル名									
1523	データ圧縮識別コード									
1524	データ圧縮ソフト情報									
1525	レイヤー意味									
1526	設計名称									
1527	設計コード									
1528	設計仕様名称									
1529	設計仕様コード									
1530	設計開始年月日									
1531	設計終了年月日									
1532	明細別CADデータ取扱い付帯事項									
1701	補助金申請有無表示順コード									
1702	補助金申請有無区分									
1704	工区表示順									
1705	工区分									
1707	ゾーン表示順									

使用しないデータ項目		ページ								
		建築見積 Ⅱ	設備見積 Ⅲ	設備機器見積 Ⅳ	購買見積 Ⅴ	注文 Ⅵ	出来高・請求・立替金・打切 Ⅶ	支払通知 Ⅷ	工事請負契約外取引 Ⅸ	基本契約 Ⅹ
タグ	項目名									
1708	ゾーン区分									
1711	棟表示順									
1712	棟区分									
1716	内部／外部区分コード									
1717	タイプ表示順									
1718	タイプ区分									
1720	タイプ倍数									
1721	階表示順									
1722	階区分									
1723	階区分コード									
1726	躯体仕上コード									
1727	部位表示順									
1729	集計部位コード									
1732	合成名称									
1733	合成名称コード									
1735	合成名称単位									
1739	躯体品目名称コード									
1741	部屋表示順									
1742	部屋名(部屋略称)									
1743	部屋記号									
1745	部屋倍数									
1751	積算数量									
1760	合成名称内順位コード									
1762	表現名称(拾い仕上名称)									
1763	拾い仕上記号									
1764	詳細部位表示順									
1765	詳細部位									
1769	部分別コード									
1771	明細数量掛率									
1772	材料単価									
1773	材料単価掛率									

更新履歴

前版（Ver.2.1 ad.8）からの主な追加・変更点は p.561 を参照。
Ver.2.2 ad.0 公開後の修正に係る事項について、以下に示す。

年月日(版)	版	内容
2022 年 8 月 17 日	Ver.2.2 ad.0	新規公開
2022 年 10 月 19 日	Ver.2.2 ad.0	CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 ad.0(20220817) 修正対照表 No.1 を参照(本文には未反映)。
2023 年 12 月 12 日	Ver.2.2 ad.0	CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 ad.0(20220817) 修正対照表 No.2 を参照(本文には未反映)。
2023 年 12 月 12 日	Ver.2.2 ad.0	CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 ad.0(20220817) 修正対照表 No.3 を参照(本文には未反映)。
2023 年 12 月 12 日	Ver.2.2 ad.0	CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 ad.0(20220817) 修正対照表 No.4 を参照(本文には未反映)。
2023 年 12 月 12 日	Ver.2.2 ad.0	CI-NET LiteS 実装規約 Ver2.2 ad.0(20220817) 修正対照表 No.5 を参照(本文には未反映)。
2024 年 5 月 30 日	Ver.2.2 ad.0	Ver.2.1 ad.8 からの追記箇所を示す赤字を黒字へ変更。 Ver.2.1 ad.8 からの削除箇所を示す赤字見え消し部分を削除。

本資料を利用する場合あるいはソフト等を開発し販売を行う場合（製品の販売を目的とした開発）は、事前にご相談ください。

CI-NET LiteS 実装規約 Ver.2.2 ad.0(20220817)

2022年 8月17日 発行

【禁無断転載】

発行 一般財団法人 建設業振興基金
情報化評議会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12
虎ノ門 4 丁目MTビル2号館

tel. : 03-5473-4573

fax. : 03-5473-4580

E-mail : ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp

URL : <http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/>

C
I
I
N
E
T[®]

L
i
t
e
S

実装規約

Ver.
2.2
ad0.

発行

一般財団法人建設業振興基金

情報化評議会